

豊後國都甲莊の調査

本編



大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館

1993

『豊後國都甲莊の調査 資料編』

123	円重坊 4 ◎マルブチ	4 ソノンブチ
	要本坊 4 ソノンブチ	4 ◎マルブチ
125	厳嶋社	厳嶋社 (宮ノ下)
126	字甘木田11~17は字ケンノキ分である。	

『豊後國都甲莊の調査 本編』

凡例 6	『豊後都甲莊の調査 資料編』
3 上10	田染莊園の調査
8 上7	連続している。
9 下10	適している。
20 下12	記しもの
22 上22	所持するといったかたち
24 下24	指すかはわからないが
25 上11	変わりなく
31 下13	尾根ことで
49 上1	史料で
49 下10	表2のごくになる
51 上15	まとまってかたちで
53 下5	しみよう。
53 下10	墓あり
59 上13	推測さる。
59 上25	掘り出されおり
68 下3	考えがいたので
71 上23	祠れている
73 下16	次ぎのようなこと
74 上6	人跡絶えざるところなり
77 下17	ほとんど
81 下5	書かかれていた。
116 上1	例えば、国東町の
119 上18	いった考えられる。
174 上19	瓦などの
183 上12	五字あて
231 上13	遡らないとされる
242 上4	建物がダブルこと

『豊後國都甲莊の調査 資料編』

田染莊の調査
 連続している。
 適している。
 記したもの
 所持するといったかたち
 指すかはわからないが
 変わりなく
 尾根のことで
 史料で
 表2のごとくになる
 まとまったかたちで
 してみよう。
 墓があり
 推測される。
 掘り出されおり
 考えがたいので
 祠られている
 次のようなこと
 人跡絶えるところなり
 ほとんど
 書かれていた。
 例えば、国東町の
 いったと考えられる。
 瓦などの
 五字ずつ
 遡らないとされる。
 建物がダブルこと

序 文

「遺跡」といえば、土の中に埋もれたものと考へがちですが、広く考へれば目の前に残る人間の生活痕跡そのものが広い意味では「遺跡」と考へられるのです。「国東半島莊園村落遺跡詳細分布調査」はまさにそのような考へに基づいて、圃場整備によつて失われる水田遺跡（現地表面にある畦や水路など）ばかりでなく、地表面に刻まれた地名や水利などによつて決められる慣行や伝統行事など村落共同体に蓄積されたあらゆる情報を調査してまいりました。田染地区から始まつた調査も早くも十一年の歳月が流れました。国東半島でも圃場整備が進み、伝統的な景観は一変してきています。

昨年度、当資料館は開館十周年の記念事業として「中世のムラと現代」というシンポジウムを東京（於早稲田大学）と豊後高田市（於同中央公民館）で開催しました。田染地区での莊園調査が始まつた昭和五六年は、資料館の開館の年であり、この調査は資料館の歩みそのものでした。その意味でシンポジウムは、資料館十年の歩みの総括であり、今後の進むべき方向を模索するものであると同時に、改めてこの調査の重要性を強くアピールするものとなりました。

思へば多大な成果を得た田染莊の調査が終了してから七年になります。田染莊調査に引き続き、昭和六二年度から都甲地区で本調査を開始し、中間報告の概報を四冊と報告書資料編を刊行し、六年をかけて漸く本年度、調査報告書の本編を上梓する運びとなり、ここに都甲地区での調査も無事終了することになりました。

この間、調査委員の渡辺澄夫、賀川光夫、石井 進、八賀 晋、豊田寛三、後藤宗俊の諸先生方、調査員の河野 了、出田和久、海老澤 衷、乙咩政巳の諸氏には、調査委員会でのご指導やご執筆などのご協力を賜りました。また、地元の豊後高田市教育委員会や都甲地区の関係者には、調査に際しては、さまざまな便宜をお図りいただきました。調査に協力いただいた皆様に対して厚く謝意を表するとともに、本調査に対するご批正を願うものです。

目次

I	調査の目的・方法および経過	
一	調査の目的	1
二	調査団の構成	1
三	調査の方法	3
三	調査の経過	4
II	調査の成果	7
一	都甲地域の環境と歴史	7
(一)	位置と環境	7
(二)	先史・原始	9
(三)	古代・中世	17
(四)	近世・近代	33
二	中世の耕地と集落	48
三	近世・近代の集落と耕地の変遷	90
	— 近代(現代)から近世への遡行 —	
四	六郷山寺院の年中行事と信仰	110
五	信仰圏と階梯	127
六	仏教の変遷と中世石造物	152
七	堂宇と岩屋—庶民信仰—	192
	八 墓地の類型と変遷—中世を中心として—	210
	九 寺院と城館遺構	231
	十 石造文化財と保存	251
III	村落遺跡の調査と保存	261
	付図(B)	
1	松行地区灌漑詳細図 (1)	二〇〇〇分の一
2	松行地区灌漑詳細図 (2)	二〇〇〇分の一
3	明治二一年都甲地域土地利用図	一三〇〇〇分の一
4	都甲地域小字境界図	一三〇〇〇分の一
5	都甲地域灌漑概況図	一三〇〇〇分の一
6、	都甲地域寺社・城館、石造文化財図	一三〇〇〇分の一

図版目次

図 1	莊域と図化の範囲	3
図 2	国東半島と都甲地区	7
図 3	都甲地区地質図	8
図 4	豊後高田市の縄文・弥生・古墳時代主要遺跡位置図	10
図 5	森貝塚出土遺物実測図	11
図 6	横田遺跡出土遺物実測図	13
図 7	美和雷殿屋敷遺跡出土の銅戈	15
図 8	払田鬼塚2号墳周溝内と周辺出土遺物	16
図 9	古代来繩郷糸里分布図	17
図 10	都甲荘略図	18
図 11	都甲氏系図	22
図 12	都甲荘域図(本都甲荘と六郷山都甲地域)	30
図 13	都甲荘地域の近世村図	33
図 14	調査対象域全図	48
図 15	都甲荘の名の位置	52
図 16	糸里地区水路図	56
図 17	糸里部灌溉体系の変遷図	58
図 18	払田地区詳細平面図	60
図 19	払田II調査区の土層図	61
図 20	字五反畑の地割	62
図 21	字下ホキの地割	62
図 22	払田丘陵部の土塁・溝を思わせる地筆の分布図	62
図 23	払田四反畑遺跡のトレンチ配置図	63
図 24	鎌倉末期の台菌	64
図 25	吉久遺跡の屋敷遺構	65
図 26	植田市遺跡の園田の遺構と字	66
図 27	大力イセダ付近字界図	67
図 28	加礼川詳細図	69
図 29	小加礼川付近詳細図	72
図 30	応仁置文段階の加礼川の水田分布図	75
図 31	永徳2年の注文の段階の水田分布図	78
図 32	中世長岩屋の住僧屋敷位置推定図	84
図 33	明治21年長岩屋地区小字と住民の姓	86
図 34	都甲谷西部の地形分類予察図	93
図 35	明治後期の都甲地域	94

図 36	大字払田の段丘上中心部における土塁の存在を思わせる地筆と明治中期の宅地	95
図 37	農業集落の範囲と名称	104
図 38	都甲地域全図	192
図 39	宇佐市吉久遺跡	211
図 40	大野町杉園遺跡	212
図 41	三光村佐知遺跡	213
図 42	宇佐市笠松遺跡	213
図 43	大分市植田市遺跡	214
図 44	中津市黒水遺跡	215
図 45	日田市宮ノ原遺跡	216
図 46	知恩寺堂山下墓地	220
図 47	宇佐市内の石造物の消長	221
図 48	近世墓標の分類	222
図 49	主な墓標形式の消長	223
図 50	中世末より近世前期の墓標の変遷	223
図 51	庵の迫の中世墓地	224
図 52	新城・鶴地区の中世墓地	225
図 53	六郷山寺院の領域	231
図 54	長安山境内図	233
図 55	明治30年代の天念寺	240
図 56	天念寺伽藍の周辺現況	240
図 57	天念寺講堂現況平面図	241
図 58	伝妙覚寺跡位置図	243
図 59	伝妙覚寺跡調査区配置図	244
図 60	伝妙覚寺跡遺構実測図	245
図 61	伝妙覚寺跡出土遺物	245
図 62	松行金宗院跡平面図	247
図 63	屋山城虎口付近模式図	248
図 64	屋山城跡平面図	249
図 65	国東半島の地質図	258

写真目次

写真 1	森貝塚の貝層断面	11
写真 2	割掛遺跡の墳墓群	14
写真 3	スキサキ遺跡空中写真	14
写真 4	払田鬼塚2号墳	16

写真5	雷鬼岩屋古墳全景	16
写真6	穴瀬横穴墓	16
写真7	六郷山年代記	19
写真8	太郎天像(長安寺藏)	25
写真9	吉弘綱重安堵状	28
写真10	竹中源助内書下	34
写真11	妙覚寺国東塔	51
写真12	龍雲寺観音像	54
写真13	龍雲寺石造物	54
写真14	都甲荘の全景(手前右条里地区)	55
写真15	条里地区を灌漑する大イゼ	57
写真16	弘田地区空撮	59
写真17	弘田(妙覚寺跡)礎石状の石	61
写真18	弘田II調査区の堀状遺構	61
写真19	山口の中野家「蘇民将来」の木札	72
写真20	長安寺の和尚が「蘇民将来」の札を書く	72
写真21	中野家の中世墓	72
写真22	ヒカケイゼの水管	72
写真23	柿木丸・神田を望む	74
写真24	新海井堰	74
写真25	加礼川、一畑地区空撮(左手北の迫の棚田)	79
写真26	天念寺の講堂と身濯神社	80
写真27	天念寺大般若経	80
写真28	長岩屋の景観	88
写真29	佐屋の元と屋山を望む	91
写真30	都甲谷の全景(東から西を望む)	92
写真31	弘田の遠景(手前が条里地割)	96
写真32	天念寺修正鬼会	126
写真33	加礼川山口の法会①	126
写真34	加礼川山口の法会②	126
写真35	長安寺太郎天・二童子像	153
写真36	長安寺阿弥陀如来像	155
写真37	長賢寺方便法身画像	167
写真38	山口中世墳墓石塔群	170
写真39	九文代石塔群	171
写真40	円重坊跡五輪塔・国東塔群	171
写真41	寺ノ上板碑群	173

写真42	長安寺国東塔	177
写真43	阿形家宝篋印塔	178
写真44	庵ノ迫板碑	178
写真45	持地庵角柱塔婆	181
写真46	西ノ坊跡磨崖碑	181
写真47	要本坊跡石造地藏菩薩像	181
写真48	鴨尾の東見庵国東塔	208
写真49	鴨尾の東見庵観音菩薩像(明応2年銘)	208
写真50	鴨尾の鼻津岩屋(花寺)	209
写真51	大力十王岩屋	209
写真52	佐屋の元の金剛童子	209
写真53	梅の木三光院虚空蔵菩薩像	209
写真54	樫の大師堂上の石造物	209
写真55	梅遊寺畑の十王堂	210
写真56	大田村財前家墓地国東塔	210
写真57	河野家墓地	220
写真58	オト様板碑群	232
写真59	求菩提山銅板法華経宮	236
写真60	長安寺銅板法華経	236
写真61	長安寺銅板鏡宮板	237
写真62	長安寺銅板鏡宮板	237
写真63	長安寺銅板鏡宮板	238
写真64	長安寺銅板鏡宮板	238
写真65	七郎が迫石棺群	242
写真66	SK1B礎石の出土状態	243
写真67	梅遊寺板碑	251
写真68	庵ノ迫板碑	252
写真69	長安寺国東塔	253
写真70	長安寺災害状況	253
写真71	ゆずりは両面板碑	253
写真72	シリハタ(ヤゴロー)の板碑	254
写真73	円重坊五輪塔群	254
写真74	磨崖弘法大師坐像	255
写真75	天念寺川中不動	255
写真76	堀岩屋地藏像	256
写真77	テラの五輪塔群	257

凡例

1、本書は大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館が昭和六二年から平成四年度までの六年間に実施した国庫補助事業「国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査」の報告集の本編である。

2、調査対象地域は宇佐宮弥勒寺領豊後国都甲荘の故地であった豊後高田市大字払田・荒尾・松行・長岩屋・大力・新城・加礼川・梅木・一畑と真玉町三畑地区である。

3、本書では学術調査の立場に立ち、可能な限りすべての事実を明らかにしている。しかし、人権問題などに配慮した箇所もある。利用に当たっては、差別の解消、人権問題の真の解決につながる視点を要望しておきたい。

4、本書の執筆は以下のように分担した。

I 飯沼賢司

II

- (一) 飯沼賢司
- (二) 栗田勝弘
- (三) 飯沼賢司
- (四) 豊田寛三
- 二 飯沼賢司
- 三 出田和久
- 四 段上達雄
- 五 段上達雄

六 渡辺文雄

七 河野了

八 小柳和宏

九 真野和夫

十 山田拓伸

III 甲斐忠彦

付図(B) 1~5 飯沼賢司

付図(B) 6 渡辺文雄・山田拓伸

5、本書の編集は真野和夫と飯沼賢司が担当した。

6、渡辺澄夫編『豊後国荘園公領史料集成』所収の文書は以下のように省略した。『豊後国来繩郷・小野荘・草地荘・都甲荘・真玉荘・香々地荘史料』の中の「都甲荘」は頻度が高いので『都』番号と略す。他の『豊後国荘園公領史料集成』の荘園史料は、例えば、「田染荘」は『田染荘史料』番号とする。

また、『豊後都甲荘の調査 資料編』所収の中世史料補遺は補番号と略す。他の所収史料は、資料編―とする。

7、本報告書の写真・図面作成に当たっては、高崎(旧姓久恒)章子・川副麻理子・古川(旧姓坂本)かおり・七森寛子・中須賀真美・岡嵩・安倍佳子の協力を得た。

2

3

4

5

I 調査の目的・方法および経過

一 調査の目的

一九七八年、長野県で開かれた地方史研究全国大会で「圃場整備に對する宣言」が出され、圃場整備事業の過程で失われる水田の遺跡としての価値が強調され、その早急な記録保存が訴えられた。以来、八〇年代に入ると、「広域水田遺跡」という概念で、失われる水田遺跡や景観に對する調査が国庫補助や地方自治体の公費によって本格的に進められ始めた。現在までに特に莊園村落遺跡調査として進められたものとしては丹波国大山莊・和泉国日根莊・播磨国鶴莊・播磨国大部莊・備後国大田莊・周防国仁保莊・豊後国田染莊・同都甲莊などの調査がある。

就中、昭和五六年度〜昭和六一年度まで行われた豊後国田染莊の調査は、このような先駆となる調査としてその調査方法の確立に貢献した。本調査はこの田染地区の莊園村落調査を受けて行われた第二次調査である。

調査対象となった大分県豊後高田市都甲地区は、田染地区の北に隣接し、田染莊が宇佐八幡宮の莊園であったのに対して、その神宮寺の宇佐弥勒寺の莊園都甲莊の故地であった。この地域では、都甲文書や調査の過程で発見した道脇寺文書をはじめとする六郷山関係文書など多くの中世文書が残されている。また、中世以来の村落景観がよく保存され、寺院・屋敷の遺構、石造品などの多く、莊園村落遺跡として極めて注目すべき地域である。

田染地区は、調査中に圃場整備が実施され、かつての景観が失われつつ

ある。また、都甲地区でも調査中に大字新城・松行・大力で圃場整備が進み、良好な保存状態を示している条里遺跡がある荒尾・払田でも圃場整備の計画が進行しつつある。この調査はこのような事態に對処するために、調査地区の水田遺跡さらに一步進んで莊園村落遺跡としての価値を明らかにし、もって保存の資料となすものである。

いうまでもなく、莊園村落の遺跡や遺構は、埋蔵文化財と異なり、現在の集落や耕地の下に、埋蔵された状態で存在するわけではない。我々の目の前にある村落の家屋敷、耕地の畦や土手、水路、墓地や堂宇すなわち景観そのものが歴史的に形成された遺跡である。それはさらにその共同体に蓄積された地名や慣習や行事などのあらゆる情報をも含み込むものであり、莊園村落の調査は、地域の村落史の全体をその視野に入れ進めなければならない。また、遺跡としての価値を正しく判断するには、考古学的な分布調査のみならず、歴史・地理・民俗・美術史・保存科学などの学際的調査が要請される。

本調査はこのような点を踏まえて、考古学的手法による分布調査を根幹に据えながら、関連分野の調査員を組織し、総合的な調査を目指すことにした。また、田染莊の調査と同様に、単なる復元的調査に止まらず、地域の現況が村落遺跡としてどのような価値があるかを見極め、遺跡の保存という観点に立ち、記録的保存を行うことは勿論であるが、加えて地域との関係を踏まえて適切なる保存への提言をも考えるべきである。

二 調査団の構成

〔調査委員〕

渡辺澄夫 別府大学教授・大分県文化財審議会会長

賀川光夫 別府大学教授・大分県文化財審議委員

石井 進 東京大学教授のち国立歴史民俗博物館副館長

八賀 晋 三重大学教授

豊田寛三 大分大学教授

後藤宗俊 別府大学教授（平成二年度～平成四年度）

〔調査員〕

出田和久 大分大学助教授のち大阪教育大学助教授

海老澤衷 早稲田大学専任講師のち早稲田大学助教授（昭和六三年度～平成二年度）

河野 了 田染中学校教諭のち田染中学校教頭

乙咩政巳 宇佐市教育委員会主事のち同教育委員会主査

佐藤敏夫 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館館長（昭和六二年度～昭和六三年度）

後藤昭六 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館館長（平成元年度～平成二年度）

後藤正二 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館副館長のち大分県教育委員会文化課参事のち同文化課長のち大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館館長（昭和六二年度～平成四年度）

岡田正彦 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館副館長（昭和六三年度～平成元年度）

田中巳世毅 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館副館長（平成二年度～平成四年度）

後藤宗俊 大分県教育委員会文化課主幹のち同文化課課長補佐（昭和六二年度～平成二年度）

秋吉心良 大分県教育委員会文化課文化財管理係長のち同文化課主幹兼文化財管理係長

清水宗昭 同文化課文化財文化財第一係長のち同文化財主幹兼文化財第一係長

洪谷忠章 同文化課文化財文化財第二係長のち同文化財主幹兼文化財第二係長

西 哲弘 同文化課主任（平成元年度）

甲斐忠彦 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館学芸課長

真野和夫 同資料館調査課長

渡辺文雄 同資料館主任研究員

山田拓伸 同資料館主任研究員

段上達雄 同資料館研究員のち主任研究員

飯沼賢司 同資料館研究員のち主任研究員

後藤一重 同資料館研究員（昭和六二年度～昭和六三年度）

小柳和弘 同資料館研究員（平成元年度～平成三年度）

栗田勝弘 同資料館主任研究員（平成四年度）

久恒章子 同資料館嘱託（昭和六二年度～平成元年度）

田島 忍 同資料館嘱託（昭和六二年度～昭和六三年度）

川副麻理子 同資料館嘱託（平成元年度～平成三年度）

坂本かおり 同資料館嘱託（平成二年度～平成三年度）

七森寛子 同資料館嘱託（平成四年度）

中須賀真美 同資料館嘱託（平成四年度）

阿南高範 同資料館総務課長（昭和六二年度～昭和六三年度）

野村幸雄 同資料館総務課長（平成元年度～平成二年度まで）

伊藤正行 同資料館総務課長（平成三年度～平成四年度）

〔調査協力者〕

〔調査協力者〕

〔調査協力者〕

〔調査協力者〕

〔調査協力者〕

〔調査協力者〕

〔調査協力者〕

〔調査協力者〕

〔調査協力者〕

〔調査協力者〕

〔調査協力者〕

〔調査協力者〕

〔調査協力者〕

〔調査協力者〕

〔調査協力者〕

〔調査協力者〕

〔調査協力者〕

〔調査協力者〕

〔調査協力者〕

岡 崇、安藤信郎、松本文尋、佐藤正彦、井ノ口憲行、道野一良、北崎公敏、最勝為定、大畑賢信、橋本国彦、阿部静男、河野重勝、河野松夫、渡部道彦、清原三好、渡部国重、阿部豊治、清末志郎、矢野典喜、野田歆行、安藤秀人、河野博信、松岡末人、脇谷末雄、桑原 清、豊後高田市教育委員会、

三 調査の方法

(一) 地形図の作成

本調査では、田染荘園の調査と同様に高度な地形図の作成に重点を置いた。すなわち、荘園村落遺跡調査においては、高度な地形図こそが考古学という遺構図面に相当するという観点から、これが記録保存の根幹になり、調査成果として高い価値を有するからである。

① 具体的には以下の二つの地図を作成することにした。

調査域内で五〇〇〇分の一の森林基本図を基に空中写真から畦畔を記入した修正図面を作成する。

② 空中写真測量によって、一〇〇〇分の一地形図を作成する。但し、条里部では広域な地図を作成する必要から二〇〇〇分の一の地形図を作成した。仕様や作成方法は田染荘の調査に準拠したので、図化の範囲のみを図1によって示す。

(二) 現地における調査

調査方法は田染荘の準拠した。但し、新たに保存の視点からの調査を含めている。調査の詳細な内容については、項目のみを上げ、変更や加えた点だけを後述する。

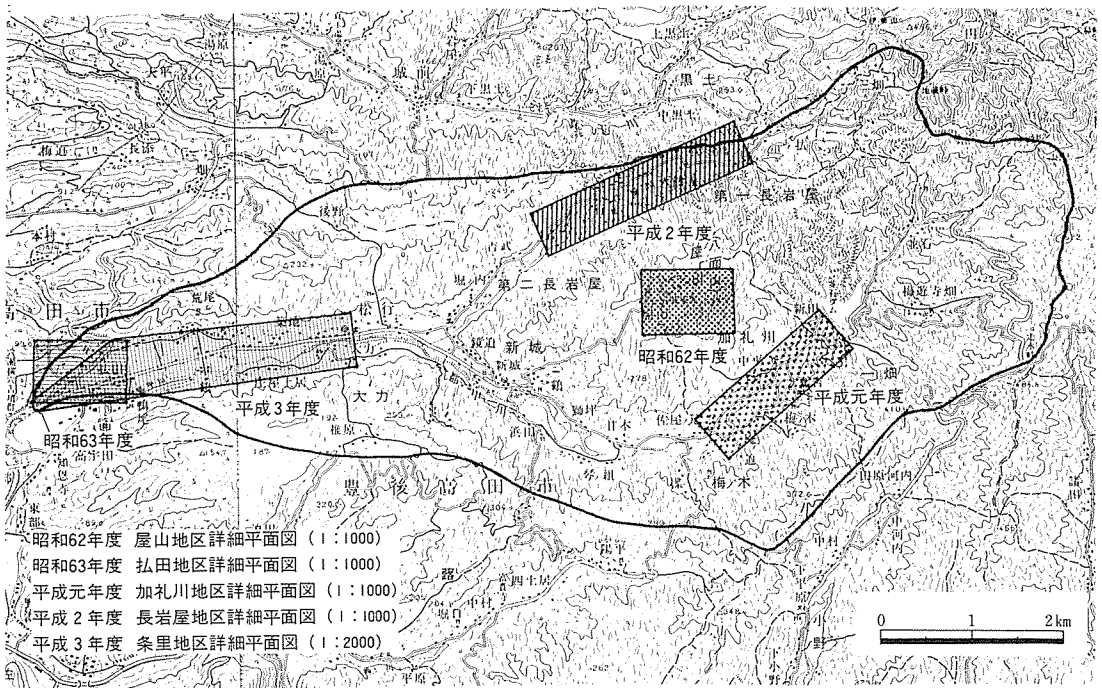


図1 荘域と図化の範囲

A 灌漑・埋蔵文化財調査

- ①埋蔵文化財の悉皆的調査および試掘調査
- ②井堰名称と位置の確認
- ③用水池名称と位置確認
- ④水路・水口等の確認
- ⑤水がかりの範囲の確認

B 地籍図・地名調査

- ①大字境の確認
- ②小字境の確認
- ③近世村落の確認
- ④集落名の確認
- ⑤小字内地名の聞き取りと位置確認
- ⑥中世・近世史料等との照合

C 寺院関係遺跡調査

- ①遺跡・遺物所在分布調査（寺院・堂・岩屋・寺跡・神社・石祠・墓地）
- ②石造文化財（石塔・墓碑・仏像等やその銘文）

D 信仰資料調査

- ①大字クラスの祭礼と信仰状況
- ②集落複合クラス寺社堂祀と信仰状況
- ③集落クラス寺社堂祀の祭礼と信仰状況
- ④講・組クラス堂祀の祭礼と信仰状況
- ⑤各家クラスの檀那寺と屋敷神
- ⑥中世・近世史料等との照合

E 文献資料調査

- ①都甲荘関係中世史料の調査（撮影・整理）
- ②都甲荘域内近世史料の採訪

F 保存調査

- ①仏像等の修理保存
- ②石造物の保存（現況の調査・保存対策）
- ③遺跡の保存

都甲荘地域における荘園村落遺跡調査では、次のような僅かな変更を行い新しい試みを行った。①Aの灌漑・埋蔵文化財調査で試掘を行うことにし、地表面の分布調査の結果と埋蔵されている遺構との関係を明

らかにする試みを実施した。②信仰遺跡調査AとBを分かりやすくするために、寺院関係遺跡調査と信仰資料調査に分けた。③保存の調査の項目を起こし、特に科学的な保存についての調査を実施した。国東半島には、多くの仏像や石造物が存在するが、保存という視点からの本格的な調査は実施されていないし、全国的にもほとんど実施された事例はない。しかし、近年、共同体の解体による管理の問題や石では酸性雨などさまざまな保存環境の危機があり、現状を十分に把握し、適切な対策を立てることが必要となっている。本調査の目的は村落遺跡の記録的な保存のみに止まらず、具体的な保存への提言も必要であり、このような調査を実施することにした。

四 調査の経過

〔昭和六二年度〕

六月 予備調査の開始

七月 長安寺の古記録類の調査と一〇〇〇分の一地形図の図化の準備を行う。

七月二七日 調査団の発足会（地元委員と地元調査員）を開く。↓田染荘調査の成果と課題について検討し、都甲荘の調査方針を立てる。

七月末～八月 都甲地域の字図のコピーと接合図の作成、高田法務局の明治二一年の字図と照合。

八月四日～ 都甲文書（東京・都甲誠一氏所蔵）の調査・撮影を行う。
七日

九月中旬 屋山城の調査↓踏査によって城郭概略図の作成。

九月末～ 屋山地区の一〇〇〇分の一地形図の作成作業。現地踏査による校正を行う。
一月

九月二八日 資料館研究員全員による調査。

・二九日 ↓調査地区、払田・荒尾・築地・梅木・一畑地区

一二月二五日 資料館研究員全員による合同調査。

↓調査地区、払田・加札川・屋山地区

一二月一〇日 調査委員会を開催。↓今年度の調査成果と今後の調査。

一月二二日 屋山地区の一〇〇〇分の一図の校正のための調査。

二月初旬 一〇〇〇分の一図の完成する。

三月 調査概報『豊後国都甲荘1』の発刊。

〔昭和六三年度〕

五月 調査開始。今年度は条里地区を重点調査地区とする。

五月～九月 長安寺所蔵古太鼓内部の調査。

五月～八月 灌溉調査

六月一日 西都甲地区区長OB会に調査の協力を依頼する。

六月六日 豊後高田郷土史研究会で都甲荘の調査報告を行い、調査の協力を依頼。

七月六日 都甲荘調査打ち合わせ会↓今年度の調査分担について

七月二八日 郷土史遍歴の会（西都甲地区の区長を中心に郷土史を勉強する会）の発足。渡辺・段上・飯沼がこれに参加、調査成果の報告を行う。

九月

九月

九月一七日 郷土史遍歴の会の長岩屋地区調査に飯沼研究員参加。

一〇月～一二月 払田地区古妙覚寺跡の発掘を行う（担当後藤一重）。

一二月一六日 合同調査を行う。

↓①払田遺跡の平板実測、②都甲家墓地の宝塔・持地

庵の角塔婆の拓本取り、③殿墓の板碑の拓本取り。

一二月一七日 島原本光寺および島原松平文庫の文書調査。

・一八日

一二月一〇日 調査委員会を開催。↓今年度の調査成果の報告・検討。

一月一七日 合同調査を行う（資料館研究員全員）。

・一八日 ↓①鴨尾の花寺（鼻津岩屋）、鴨尾の東見庵の国東塔・佛像の調査、②持地庵の角塔婆の実測および板碑の拓本取り、③殿墓の板碑の平板実測と拓本取り、④中之島旅館

の石殿の拓本取り、⑤子供鬼会の調査。

二月九日 一畑地区のシコナ聞き取り調査（調査者出田・飯沼）。

一〇日

三月 概報『豊後国都甲荘2』の発刊。

〔平成元年度〕

五月中旬 調査開始。今年度は加札川地区を重点調査地区とする。

六月～七月 イゼ・水利の調査。

六月～七月 加札川地区のシコナの調査。

七月～八月 加札川地区一〇〇〇分の一地形図の作成開始。

七月 郷土史遍歴の会の例会に参加、古い写真の収集と字内地名の調査の協力要請。

九月 三畑の庄屋土谷家の文書を調査（近世文書・絵図）

虚空蔵岩屋（現三島神社）の虚空蔵菩薩を資料館に運び

詳細に調査する。

字図を修正し、明治二二年段階の土地利用図を作成。

八月

八月

八月 払田・加札川地区では一〇〇〇分の一図にこの土地利用

状況を色分けする。

一〇月 別府の神恒彦氏所有の板碑（もと畑影平のもの）の撮影・

拓本取りを行う。

一二月七日 合同調査（研究員全員参加）。

↓①長安寺の国東塔の実測・同吉弘鎮信七回忌供養宝篋印塔(天正一二年)、同宝篋印供養(元禄一三年)の実測、
②虚空藏岩屋と金宗院の境内の平板測量を行う。

十一月〜十二月 都甲私田地区の屋敷遺構を発掘する。

十二月七日・ 調査委員会(出席者、調査委員全員、調査員調査、
高田市教育委員会代表)

↓現地調査および今年度の調査成果を検討する。

一月一八日 合同調査(調査課・学芸課で八人参加)。

・一九日 庵の迫の板碑(正中二年銘)、大内岩屋の宝篋印塔、阿形家の板碑・宝篋印塔、中之島旅館の石殿(暦応四年銘)の実測。

十一月〜二月 補足調査。

三月 概報『豊後国都甲荘3』の発刊。

[平成二年度]

五月 調査開始。長岩屋地区を重点調査地区とする。

七月三日 調査打ち合わせ会(出席者、県内調査委員と調査員)

↓本年度の調査日程と報告書に向けての作業。

六月〜七月 加礼川地区の水がかりの補足調査を実施する。

八月 新城の水がかり利調査。

新城地区の圃場整備に伴う県文化課の調査。

九月〜一月 長岩屋地区一〇〇〇分の一地形図の作成とそのため

の現地調査。

十一月八日 合同調査(河野了調査員と資料館研究員)。

・九日 ↓①天念寺の岩屋の調査、②花の木

の国東塔・妙覚寺の国東塔の実測、③長岩屋地区の老人会

の聞き取り調査、④堂宇の調査。

十一月〜一月 地名カードの整理と地名調査

二月 松行地区水がかり調査。

二月〜三月 私田地区発掘調査。↓区画溝の確認。

三月二十七日 地籍図などを使い私田の地理学的な調査を行う(出田・

・二八日 飯沼調査員)。

三月 松行地区の圃場整備にともなう試掘調査が行われる。

概報『豊後国都甲荘4』の発刊。

[平成三年度]

六月〜七月 長岩屋地区の水がかり調査の補足調査。

八月 法務局地籍図の調査(出田・飯沼・坂本調査員)。

堂宇調査の補足調査(河野調査員)。

九月〜十一月 条里地区二〇〇〇分の一詳細平面図の作成のための調査。

十一月〜二月 地名カードの整理と地名調査、条里地区の水がかり調査。

二月〜二月 資料編の原稿作成と資料整理。

二月 松行調査の水がかり調査。

三月 報告書の校正にともなう補足的調査。

『豊後国都甲荘の調査 資料編』の発行。

[平成四年度]

六月〜七月 水がかり調査の補足調査。

八月 法務局地籍図の調査(出田・飯沼・七森調査員)。

堂宇調査の補足調査(河野調査員)。

九月〜十一月 石造物の分布再確認。民俗調査の補足調査。

十二月〜二月 報告書本編の原稿作成と資料整理。

三月 報告書の校正に伴う調査。

『豊後国都甲荘の調査 本編』の発行。

II 調査の成果

一 都甲地域の環境と歴史

(一) 位置と環境

位置

調査対象となった都甲地区は、国東半島基部の西部に位置し、第一次の国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査が行われた田染地区の北部に接する。国東半島は、火山である両子山の活動によって形成された半島であり、長い間に、両子山系を中心に、侵食によって放射状の谷が形成された。田染地区が盆地地形を形成しているとすれば、都甲谷は、この国東半島特有の両子山系を中心に形成された放射状の谷の一つであり、谷には、周防灘に注ぐ桂川の支流都甲川が流れ、その中央部の屋山（標高五四三・六メートル）を挟んで、北側の長岩屋の谷と南側の加礼川の谷に分かれる。行政区では、豊後高田市大字払田、荒尾、築地、松行、大力、長岩屋、新城、加礼川、梅木、一畑と真玉町三畑地区が入る。

地質・地形

国東半島の基盤地質は、西南部にある領家帯に属する変成岩・花崗岩層を除けば、その大部分は、耶馬溪層の分布地域であり、都甲谷ものこの中に入る。耶馬溪層は、輝石安山岩質凝灰角礫岩を主とする成層集塊岩で、淘汰不良の半角礫と円礫層およびそれと細粒質岩層の互層からなる。半島の最高所をなす山陰系火山は山陰系旧期火山岩と山陰系新火山岩からなり、いずれも角閃安山岩のドーム状火山岩体をなす。

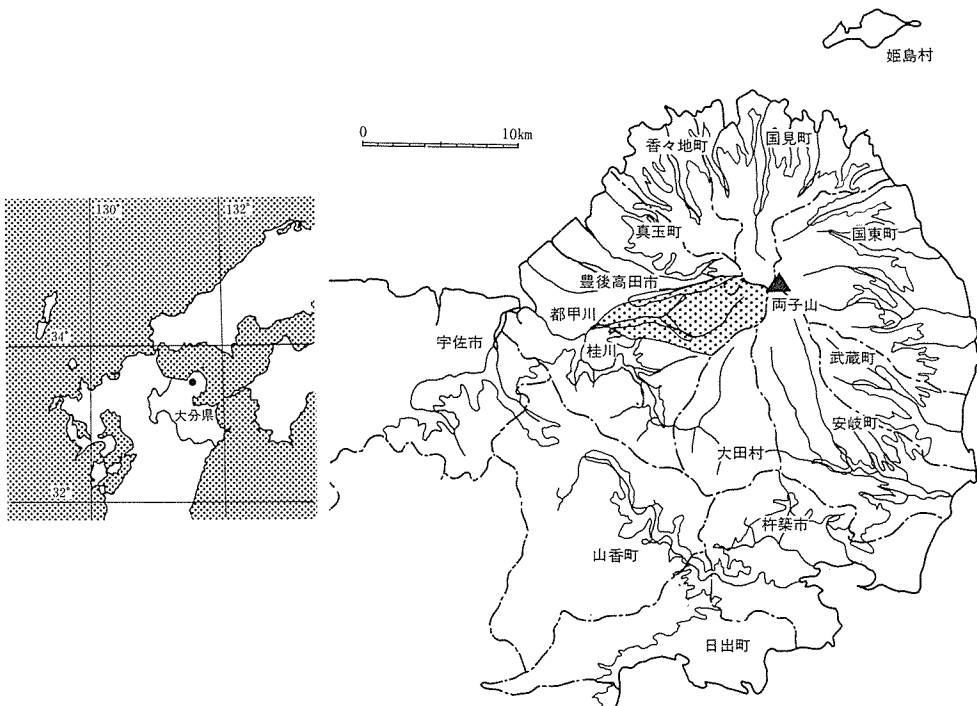


図2 国東半島と都甲地区

国東半島は、古くは盛壯年の開析されたコニードと考えられてきたが、近年では、大規模な成層火山ではなく、豊肥火山活動による耶馬溪層・筑紫熔岩からなる、むしろ熔岩台地的な地形を基盤として、その上に山陰系火山がのったものであるとされる。

半島の最高峰両子山は、標高七二二mで、そこを中心に谷が放射状に発達し、ほとんど原面を残さず著しく開析され、稜線は鋸齒状に突出した急崖が連続している。この山麓面は耶馬溪層からなっており、選択侵食により耶馬溪式景観をなしており、このような峻嶒な山容は峰入りなどの六郷満山の天台山岳仏教の格好の行場となり、露出した安山岩質の崖面には磨崖の石仏などが刻まれた。都甲谷の奥、長岩屋の谷の中部より奥と、加札川の谷の奥（並石ダムより上）では、このような耶馬溪式景観がみられ、六郷満山の遺跡が集中する。

一方、川によって侵食された谷の下方では、段丘地形が発達している。これらの段丘は、河数の多い段階の初期の侵食から河が減少し、淘汰汰合される過程で残された地形と推定され、都甲谷でもその入口部に美和丘陵が連続している。この丘陵部と丘陵部の間には、沖積地が発達し、半島で歴史時代を通じて最も広い耕地が形成された。

気候

西日本の気候区分の中では、大分県の大部分は瀬戸内海型とされるが、アメガスなどの近年における地域気象観測網の整備によって、県単位の気候区分が行われるようになった。その結果、大分県では国東半島のほぼ中央を南北に走る線によって二分され、東側が内海型、西側が準日本海型とされている。都甲谷のある豊後高田市は、基本的に準日本海型に属しているが、さらに海岸部に近い市街地と半島内部の都甲谷では冬十二月～三月の平均気温が一度～四度ほど異なる。国東半島はスケー

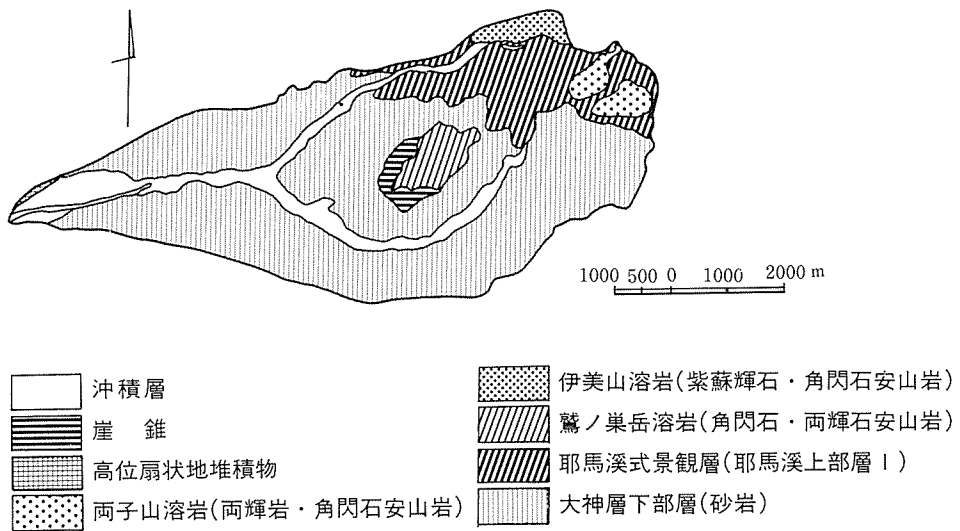


図3 都甲地区地質図

ルが小さいにもかかわらず、中央部が内陸的性格を示すのである。

また、谷の底部では、半島中心部に近い尾根筋より、早朝の気温が低い傾向を示しており、半島の放射状谷地形が複雑な気温条件を形作っているようである。

年間降水量は、半島全域では一五七〇^ミほどであるが、東側の内海型地域では、一五〇〇^ミ代後半〜一六〇〇^ミ代を越えており、西側の準日本海型地域では一三〇〇^ミ〜一四〇〇^ミ代と二〇〇^ミほど少ない。また、海拔一〇〇^ミにつき年間降水量は一二〇^ミほど増加し、半島内部の山間地の方が降水量が増える。ちなみに、都甲谷の新城の年間降水量は、一四八〇^ミである（一九六八〜七七年の平均）。また、西国東は冬の降水量が多く、東国東では夏の降水量が多い傾向を示す。

半島では、一雨二〇〇^ミを越える大雨は三〜四年に一回程度で、佐伯市が〇・六〜〇・七年に、大分市が一・五年に一度という数字に比べると少ない。一方、夏の早魃日数は、一〇日以上続くことが年一回は現れており、大分市で二・五年に一回に比べて多い。大分県で見ると、国東半島は、降水量の最も少ない地域であり、早魃被害が頻発してきた。センバ焚きや潮汲みなどの雨乞行事が盛んな地域であったが、近年は灌溉施設の整備により、昭和三〇年代はじめての早魃以来、水不足に悩むことはほとんどなくなった。

土壌と土地利用

この地域の土壌は東国東の南部地域にある花崗岩質を母材とする土壌を除けば、ほとんどが安山岩を基本とする粘質土壌であり、表土が浅い。したがって、年間降水量が少ないことも相俟って比較的干害を受けやすく、植生も不良である。

低地の上流部では、礫層土壌、礫質土壌である粗粒灰色低地土壌の分

布が多く、水田として利用されているが、有効土層が浅く、保肥力が小さく、土壌養分の溶脱が甚だしいため生産力が低い。低地中下流部では、中粒〜細粒灰色低地土壌が主体をなし、水積土壌で有効層も深く保肥力が大きく、養分の溶脱も水稲の反当収量も比較的高く、半島の主要水田地域となっている。しかし、この土壌は粘質土のため畑地としての利用にはあまり適さない。

台地の土壌は、安山岩の残積土壌と風積火山灰土壌が主体をなす。後者は半島東南部にある土壌で、ミカン畑にも利用されている。前者は、水田または畑もしくはミカン畑となっているが、水田の場合保水力があり、養分の溶脱も少なく水稲には比較的適している。

両子山系から伸びる放射状態の尾根は、海岸部に近づくに従って幅が広がり丘陵部となる。この山地・丘陵部の土壌は、火山碎屑物安山岩風化物を母材とする残積土が主であり、ところにより若干の火山灰の混入が見られる。山稜部では、乾性褐色森林土壌が見られ、近年まで山畑が営まれた。かつては、山稜部は松林が主体となっていたが、松食い虫などの被害もあり、近年の植林によって杉などが植えられている。また、明治二二年の都甲地域耕地利用図によれば、山の頂上部は秣場や原野や茅場などに利用されていたが、現在は山焼きなども行われず、雑木が茂ったり、杉の植林地となり、景観を変えている。

参考文献 『国東半島―自然・社会・教育―』（大分大学教育学部 一九八三年）

(二) 先史・原史

国東半島主峰の二子山系から派生する加札川や長岩屋川は狭隘な放射

状の支谷を形成しつつ、都甲川として合流する。この二本の谷川筋を俯瞰すると、あたかも、蟹の缺のような形状を呈している。都甲川下流の左右段丘上には荒尾・払田をはじめ、高宇田の条里遺構であり、条里的な地割りを良く残している。この一帯が『和名類聚抄』にいう来繩郷内にほぼ相当し、宇佐八幡弥勒寺領の都甲荘の故地でもある。都甲荘内の歴史を概観するとき、縄文時代→古墳時代にいたる資料は極めて僅少である。遺跡としては、縄文時代の横田遺跡、弥生時代の横田遺跡・スキサキ遺跡・下ホキ遺跡、古墳時代の大原鬼塚古墳・払田三塚一号墳→三号墳・払田鬼塚一号墳→二号墳・払田横穴墓群・下ホキ遺跡にすぎない。従ってここでは、先史・原史遺跡の性格状、都甲荘内の遺跡を主体にしつつ、その周辺部の参考資料をも含めて概観してみる(図4)。

縄文時代

国東半島北側の付け根部に位置する豊後高田市一帯は、古くより、先史・原史時代の遺跡が数多く遺存する地域として留意されてきた。とりわけ、周防灘に注ぐ桂川の河口部とその周辺は、縄文時代の貝塚の宝庫でもある。昭和二年、先史地理学者の東木龍七は『日本内海西域周防灘南部の成因論』で、この一帯の貝塚の分布を地図上に結んで、往時の海岸線を復元し、これを「旧森湾」と提唱している。もちろんこれは、各々の貝塚形成の時代を細かく考慮したうえでの見解ではないが、現在でも基本的には首肯しうる卓見として、その学史的な意義はおおきい。

「旧森湾」の縁辺の貝塚は、豊後高田市の黒松貝塚・入津原貝塚・森貝塚・来繩貝塚・水崎貝塚と宇佐市の立石貝塚・石原貝塚等である。時期不明の黒松・入津原・水崎貝塚を除いて、全て縄文時代の後期(今から約三〇〇〇〜四〇〇〇年前)を主体とした貝塚である。中でも、森貝塚は現海岸線より約四〇〇m内陸部の桂川の左岸、標高約二五〜三〇mの

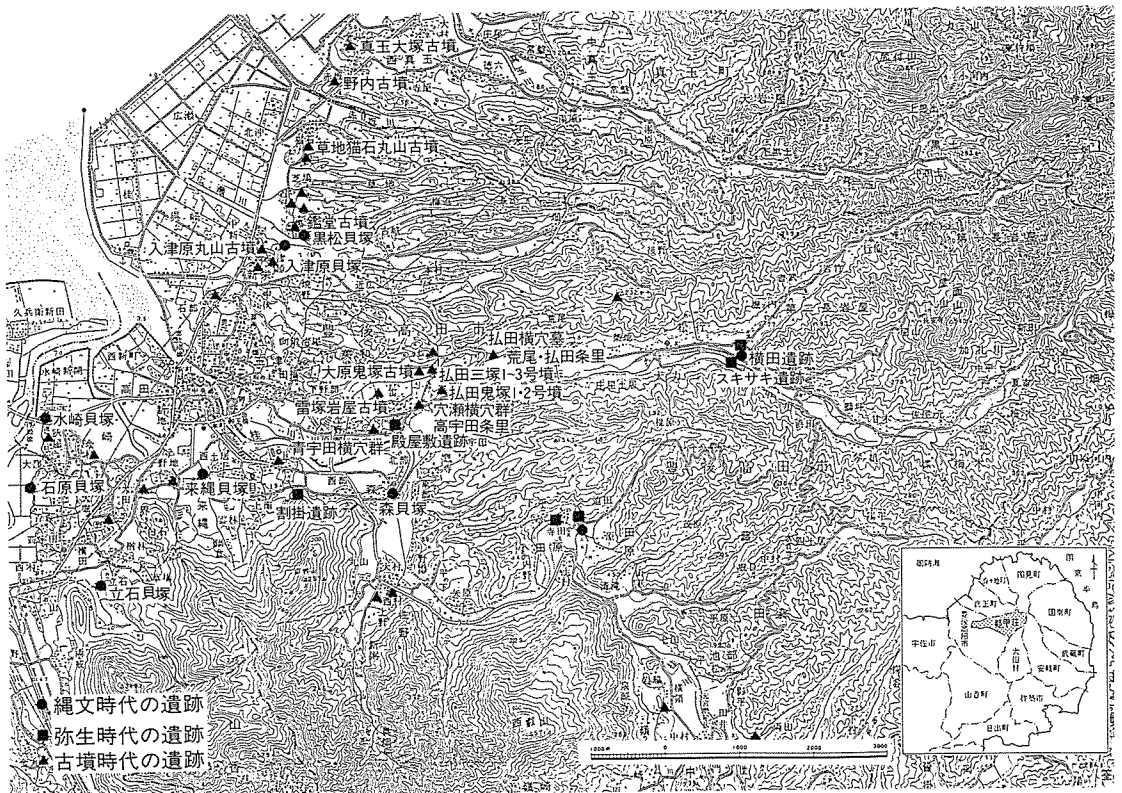


図4 豊後高田市の縄文・弥生・古墳時代主要遺跡位置図



写真1 森貝塚の貝層断面

地点に位置している。もともと、海岸線は江戸時代の新田開発（久兵衛新田等）で埋め立てられており単純な距離計算はできないが、河川の沖積作用を考慮して

も、縄文後期には現代よりも内陸部まで汀線が迫った、小海進の状態であったことは否めない事実である。

森貝塚（写真1）の発掘調査は昭和五年に樋口清之によって行われ『大分県西国東郡河内村森貝塚の研究』として、来縄貝塚や立石貝塚をも視座に収めた質の高い研究報告がされている。中でも留意されるのは、「旧森湾」の設定を標高二〇メートルラインと推測し、貝塚構成の貝類の分析から、半淡半鹹水に近い環境、つまり、桂川と都甲川の合流地点に「旧森湾」の最奥部の汀線を推測している。そして、貝塚の貝層下部に鹹水産の貝類が多く、上部には淡水産の貝類が堆積している状態を指摘し、海岸線の後退と貝塚の消滅していく過程を示唆している。この見解は極めて興味深く、後述する昭和五四年の『宇佐地区圃場整備関係発掘調査概報』の立石貝塚の分析でも、貝塚集落の消滅していく過程が把握できるのである。

森貝塚の出土遺物は土器、石器、貝類等の自然遺物の他、貝層中に人骨が検出されており、埋葬遺構の存在も確認されている。また、鏡山猛・入江英親による昭和二五年の発掘資料が、現在県立高田高等学校に保管

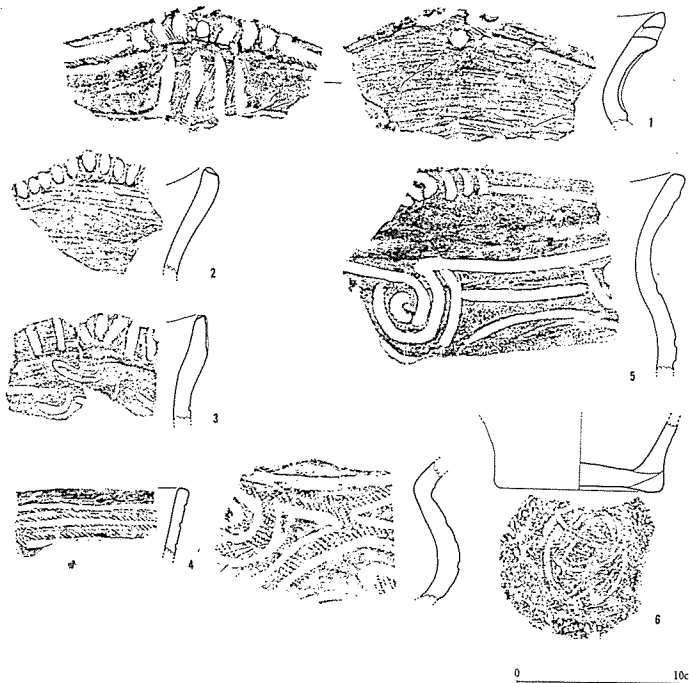


図5 森貝塚出土遺物実測図（『石原貝塚・西和田貝塚』1979年による。）

されている。遺物は磨消縄文・沈線文（図5）を主体とした後期前半のものであり、先の研究報告の土器拓影を考慮すると、森貝塚の形成時期をはじめ、来縄貝塚や立石貝塚の出土遺物の土器拓影も縄文後期初頭、前半期に位置づけられるという共通点を指摘できるのである。

さて、貝塚集落の消滅していく過程を、概念的に把握できたのは昭和五三年・五四年の立石貝塚の集落部分の発掘とその分析である。立石貝塚は昭和四六年に貝塚部が発掘調査され、土器、石器等の多数の遺物が

発見されている。土器は後期初頭～前葉期の中津式・福田KII式・綾式系統の土器群であり、小池原・鐘ヶ崎系の磨消縄文土器は僅少であった。一方、貝塚の南側の微高地の発掘が昭和五二・五三年に実施され、立石貝塚の集落部であることが判明している。散乱する土器群のまとまりをブロックとして捉え、これを住居跡の残影を示唆するものと考えたと、各ブロックは重複しつつも、後期初頭～前葉期を主体とするもの、後期前半の小池原・鐘ヶ崎系の磨消縄文土器を主体とするもの、おぼろげながらも識別できる。そして、各ブロックの展開は、結果的には中央の無遺物地帯を取り巻くような、馬蹄形に展開していた。ここでは、関東地方の馬蹄形集落論の是非や類似性はともかくとして、興味深いのは、各ブロックの傍らには、小規模な貝塚（貝層）が付随している様相が把握できることである。そしてこの小規模な貝塚（貝層）の中には、集落の北側の貝塚には希薄な、後期前半の小池原・鐘ヶ崎系の磨消縄文土器を主体とするものが存在していることが確認できる。つまりこのことは、貝塚の形成と消滅のメカニズムが、後期初頭～前葉期の村の貝塚形成↓後期前半期の各住居単位の小規模な点在貝塚（貝層）への移行として認識できるのである。換言すれば、「村の貝塚↓個の貝塚」への推移である。これ以降、立石の貝塚集落は廃絶している。このような貝塚集落の様相は、森貝塚や来縄貝塚においても推察できそうである。

さてところで、貝塚集落を放棄した人々は、その後何処に移って行ったのであろうか。後期中頃から後半期の遺跡を「旧森湾」とその周辺で探すと、都甲荘内の横田遺跡を掲げることができる（『豊後高田地区遺跡群発掘調査概報Ⅶ』）。横田遺跡からは磨消縄文を施文する北久根山期の土器（図6-1-5）が出土している。海をすぐ側に控えながら、より単純でより簡単な海の幸である貝類の採集を放棄した村の生産基盤は、

果して何によって支えられていたのであろうか。そこには、より高い生産力を求めて、山や耕地へと収斂していく縄文人の専門化の兆しを読み取ることが出来そうである。

一方、「旧森湾」の西端、寄藻川の右岸の標高三～四mの微高地に位置する石原貝塚は、後期初頭～後期前半、後期後半～晩期前半、弥生時代の遺物を出土するが、貝塚の主体は土偶を出土した後期後半の三万田期に比定できる。つまり、「旧森湾」の貝塚集落群が後期前半に廃絶していく中で、石原貝塚は反対により海の幸へと依存していくという特徴がある。『石原貝塚・西和田貝塚』の報告によると、貝塚の構成種はハマグリ主体の単一貝類が約九〇％以上を占め、人口遺物や他の自然遺物が極端に少ない。九州地方の貝塚の構成比は普通、同一種が約四〇％～六〇％を占めるのが一般的である（山崎純男『九州地方における貝塚研究の諸問題』）。このことから、石原貝塚のあり方はやや特異であり、「貝の剥き身」生産等の季節的ではあるが、より専門的な集団の所産である可能性が高い。

以上の様に、「旧森湾」の周縁の貝塚集落群は後期初頭期から貝塚形成を営み、後期前半の終り頃には一斉に貝塚集落を廃絶する。そして、後期中頃から後半には横田遺跡のような山や耕地を生業の舞台とするものと、石原貝塚のような海の幸に依存する専門化の集団という、自然環境への生態学的な高度な適応あり方としての「住み分け」が明瞭になってくるのである。

弥生時代

弥生時代の集落遺跡の調査は最近、都甲荘内の新城地区で地域改善事業に先立つ発掘調査が横田遺跡とスキサキ遺跡で実施されている。また、桂川の左岸では圃場整備事業に伴う来縄遺跡の発掘調査が行われており、

資料の希薄
 高田地区の
 弥生時代の
 様相が少し
 づつ明瞭に
 なりつつあ
 る。

横田遺跡
 とスキサキ
 遺跡は加礼
 川と長岩屋
 川に挟まれ
 た段丘の先
 端部に位置
 している。
 両河川が都
 甲川に合流
 する地点か
 ら下流域は、
 条里的地割
 が明瞭に残
 る荒尾・払
 田条里を遠
 望できる。

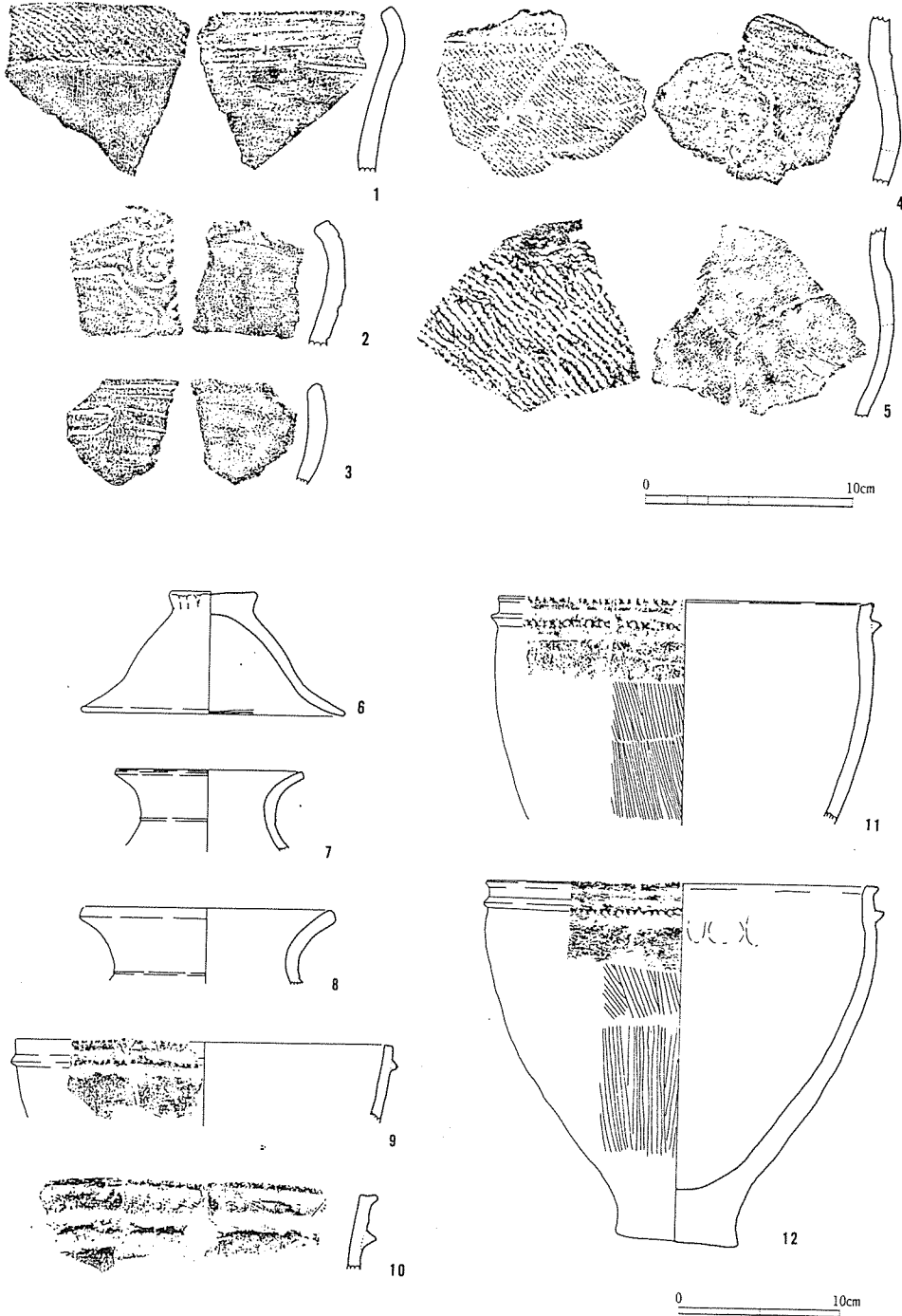


図6 横田遺跡出土遺物実測図（『豊後高田地区遺跡群発掘調査概報Ⅶ』1991年による。）



写真2 割掛遺跡の墳墓群（豊後高田市教育委員会提供）

割掛遺跡は弥生後期後半～古墳時代の集落跡としても注目でき、圃場整備事業に伴い約二万平方メートルが発掘調査されている。この遺跡は二十数基の竪穴から成る集落跡であるが、その片隅には、巨大な石蓋土壙墓や箱式石棺墓などが数基集中して発見されている（写真2）。墓の中には、舶載の方格規矩鏡や内行花文鏡の破片鏡

横田遺跡の出土遺物は口縁部下に段を持つ壺と下城式土器の襲を伴出する一群であり、弥生前期の末頃を主体とした集落跡と推量できる。（図6―6～12）加礼川の谷水田や都甲川に添う河岸段丘上の可耕地を視界に収めた立地条件を備えている。その他の前期の遺跡としては、「旧森湾」の河口沿いの水崎貝塚がある。貝塚から板付式土器が出土したといわれているが、その実態は定かではない。弥生中期の遺跡としては、桂川左岸の割掛遺跡があり、円形の竪穴住居が一基検出されている。また、割



写真3 スキサキ遺跡空中写真

が副葬された二例があり、宇佐市本丸遺跡例のような首飾りとして副葬されていたものと推測できる。また、横田遺跡のすぐ側のスキサキ遺跡（写真3）では、方形の竪穴住居跡が十数基検出されており、銅鍬や勾玉の出土をはじめ、集落内には小児用の襲棺の埋葬も伴っている。これ等は、一つの弥生の村の景観が凝縮されている遺跡といえよう（『豊後高田地区遺跡群発掘調査概報Ⅶ』）。

一方、都甲荘の周辺部では、明治・大正時代から弥生時代の青銅器類

が散発的に検出されている。これ等はあまりに早い時期に発見されているため、出土地や出土状態の詳細が不明なものが多い。県内の武器型青銅器の出土分布は、宇佐市・豊後高田市の周防灘沿岸と別府湾沿岸に集中する傾向があり、当該地区は沖積平野を控えた弥生文化の先進地域の一翼を担っていたと推察できる。

都甲川の右岸台地上の払田字大原遺跡の畑で、大正時代に石棺の中より、銅戈が発見されたと伝えられているが、銅戈の出土地点や出土状態等は明確ではない。現存するのは細形銅戈の先端部片である。また、同台地の美和雷の殿屋敷遺跡からは、小円墳の箱式石棺の中より、銅戈片が二本分(図7)検出されている。樋には綾杉文を施している。これが広形銅戈であれば、製品としては極めて希有な事例である。ところで、明治四〇年、美和雷の近藤嘉吉宅の東隅より長さ約一七〇^{mm}、幅約四六^{mm}、深さ約六〇^{mm}の石櫃中より二本の銅矛が出土したというが、これが上述の二本の銅戈を示すものかどうかは定かではない。

一方、来繩地区の神社境内では広形・中広の銅矛が十二・十三本発見された伝えられている。しかし、その出土場所や矛の所在も明瞭ではない。また、明治三〇年に若林勝邦は田染村小田原出土の銅矛二本を『考古界』一一六に「銅鉾・銅剣の新材料」として報告している。しかし、大正十四年に『銅鉾銅剣の研究』で高橋健自はこれを嶺崎字横嶺の出土としており、出土地はいまだ不確定である。ところで、海岸部の草地猫石丸山古墳は全長約六〇^m、後円部径約三〇^mの前方後円墳といわれているが、高橋健自によると、古墳の右側括れ目の基底線の上に、斜面に平行して鋒を上にした銅戈が埋没していたという。現存しているのは三本の銅戈である。一方、酒井富蔵の『豊後高田市誌』の報告では、明治十七年に猫石丸山古墳の後円部より、鏡一、クリス形銅鉾(剣)十二本が

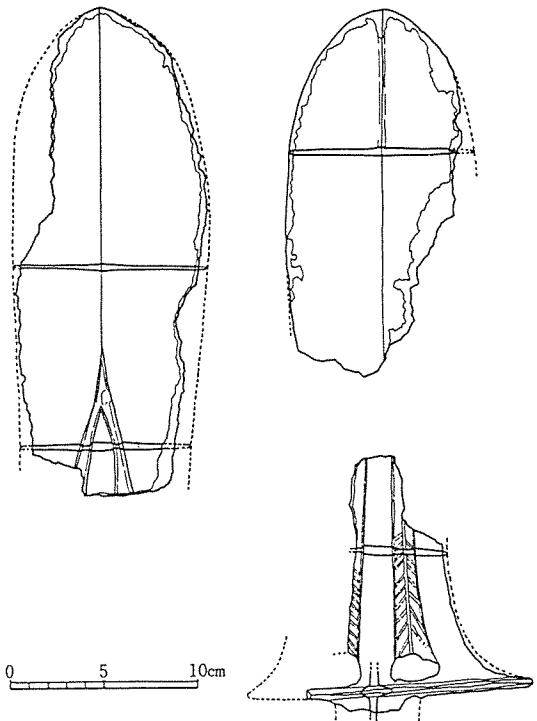


図7 美和雷殿屋敷遺跡出土の銅戈
(『大分県史先史篇II』より)

出土したという。いづれも、情報の混乱と不確定要素の集まりではあるが、豊後高田市の都甲川・桂川の沖積平野とその縁辺の丘陵上を舞台として、弥生時代の後期には、銅矛・銅戈の武器形青銅器の副葬や埋納祭祀が比較的豊富に行われていたことを雄弁に物語っている。

古墳時代

古墳時代の遺構としては、前述したスキサキ遺跡、割掛遺跡の他、集落跡の調査は少なく、モニユメントとしての高塚古墳・横穴墳群とその副葬品が古墳文化を象徴する唯一の資料である。しかし、弥生後期の豊富な青銅器を埋納した地域にもかかわらず、都甲川・桂川の沖積平野を控えた縁辺の丘陵上には前期古墳は発見されていない。比較的に古手の古墳や前方後円墳としては、真玉町南西部から豊後高田市の海岸部にかけて、幾つかの纏まりがある。なかでも、円墳と伝えられる鑑堂古墳

は江戸末期に掘られ、副葬品として後漢代に当たるの劉氏作の神人車馬竜虎画像鏡を出土した古墳として特に著名である(『大分県文化財調査報告』第一輯)。また、前方後円墳としては、真玉大塚↓猫石丸山↓入津原丸山↓野内古墳と五世紀前半〜六世紀前半代の古墳群が位置している。

一方、都甲荘内の古墳としては、都甲川の右岸の標高四〇〜四五の丘陵上に約二五〇メートル離れた二つの古墳群が遺存している。丘陵のやや奥部の大原鬼塚古墳・弘田三塚一号〜三号墳からなる四基と、丘陵の崖近くの弘田鬼塚一号〜二号墳の二基である。これらはいずれも円墳と考えられ、古墳時代後期、六世紀後半代の群集墳の一つである。弘田の三塚古墳は記録に古く、都甲文書によれば、弘長二年・三年の大神惟家の地頭職譲状にその範囲をしめした四至があり、「西限、はらへたのにしのみつつか」とある。弘田三塚一号〜三号墳はいずれも横穴式の小石室を持つ径約六〜一〇メートルの円墳であるが残存状態は良くない。最近発掘調査された大原鬼塚古墳は同じ古墳群の一つであるが、これは石室のプランのみを残す破損した古墳であり、出土遺物としては若干土器片と耳環が検出されている。

また、弘田鬼塚一号〜二号墳は丘陵縁辺に位置し、眼下に都甲川両岸の小平野を望むことが出来る。そのうち、二号墳は封土の表面が流出し横穴式石室が一部露出している(写真4)。巨大な偏平板石を用いるタイプであり、周溝を持つ。周溝内や付近から須恵器の甕はとの破片や高杯の脚部(図8)が検出されている。六世紀末頃の所産であろう。

一方、弘田三塚の南西約二五〇メートル、大字美和にある雷鬼岩屋古墳は墳丘の周囲の削平が著しい円墳である(写真5)。複室両袖の巨石を利用した横穴式石室であり、奥壁には巨大な一枚石、前室・玄室の巨大な腰石のうへは偏平割石や河原石を持送りし、天井石を三枚のせている。玄室



写真5 雷鬼岩屋古墳全景

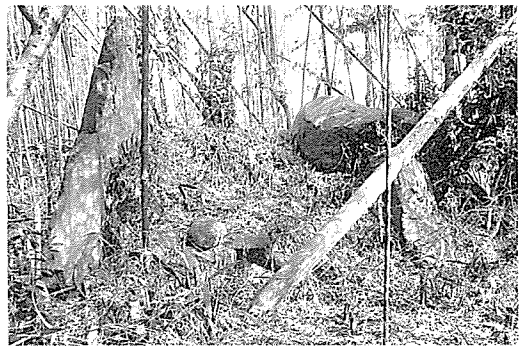


写真4 弘田鬼塚2号墳

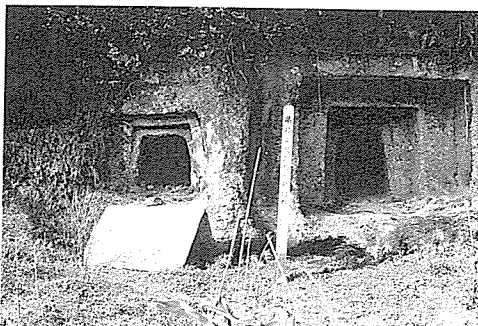


写真6 穴瀬横穴墓

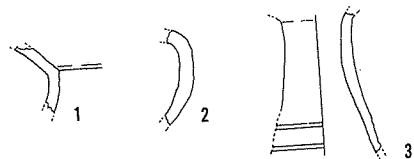


図8 弘田鬼塚2号墳周溝内と周辺出土遺物

は縦長の長方形プランで奥行約二・九^米、幅約二・五^米、面積は約七・三平方^米。前室は横長の長方形プランで奥行約一・六^米、幅約二・一^米、面積は約三・四平方^米である。六世紀後半～末頃に比定できる。

さて次に、横穴墓群としては、都甲川右岸の丘陵崖面に約二層にわたって分布している払田横穴群(二一基)・穴瀬横穴群(一九基)・雷横穴群(八基)・青宇田横穴群(一三基)・船塚横穴群(一〇基)がある。各横穴群の数は確認できた最低数であり、とくに穴瀬～青宇田にかけては、急傾斜地対策事業に伴う精査のたびに数が増加しており、その実数を把握するのは難しい。その内、穴瀬横穴群(写真6)の五基は入口部に同心円文等の彩色を施す装飾古墳である。

横穴古墳群のうち、一部調査された青宇田横穴や船塚横穴の出土遺物としては、須恵器の坏類や耳環などである。これ等は古墳時代後期の六世紀後半～七世紀前半代に比定できる。横穴墓は早くから開口していたらしく、瓦器碗を伴う中世人骨が出土することから、十四～十五世紀代に墓として再利用されている(『大分県文化財調査報告第六九輯 船塚遺跡』)。

以上のように、都甲川の右岸丘陵上とその崖面は高塚古墳や横穴墓が築かれた奥津城である。これ等は古墳後期の六世紀後半代を主体としたものであり、横穴式石室墳と横穴墓の併存は一般的には社会的な階層差とも考えられている。しかし、墓の副葬品を比較した場合、両者には遜色のない例も多く、横穴墓の出現とその展開過程は階層化社会の中にあつて、より複雑な古墳時代社会の様相を示唆しているといえる。

(三) 古代・中世

古代の都甲谷と都甲荘の成立

豊後高田市の市街地と美和・森・佐野・来繩・小田原・都甲地域は古

代において、国東郡六郷の一つ来繩郷に所属していたといわれる。森地区・美和地区・鼎地区・都甲地区には、図9のごとく条里水田遺構が認められる。来繩の名称は、応利山麓に広がる来繩丘陵に残っているが、丘陵部の水田開発は中世後半以降であり、古代来繩郷の水田は、森・美和・鼎・都甲地区に展開する条里水田であったと推定され、来繩丘陵部は、基本的に集落や畠が営まれる場所であったと見られる。

この地区の条里がいつ造られたのかは難しいが、「宇佐への道」の調査では、官道との関係から中津の沖代平野の条里が八世紀の初頭に遡る可能性を指摘しており、宇佐周辺の基本的な条里プランは、ほぼ同時期の八世紀前半には営まれた可能性が高いのである。来繩郷条里の一部をなす、都甲谷の条里も同じような時期に推定するのが妥当であるかもしれない。

しかし、条里水田を中心に営まれた古代の郷も律令国家の制度的な弛緩によって、十世紀から十一世紀ごろに新たな転機を迎えて再開発の機運が生まれる。都甲浦地頭職次第(『都』二四・

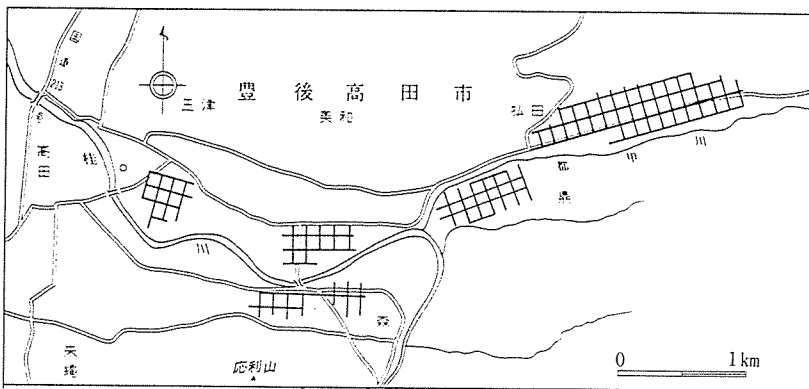


図9 古代来繩郷条里分布図

(二五)によれば、莊園の開発者は、左近大夫源経俊とされ、その開発所領は、娘婿の山香郷司大神貞正に伝えられたとされる。

ところで、『山香郷地頭職系図』(『山香莊史料』付録二)によれば、山香郷の開発主は、紀大夫貞房(異本貞方)という人物であり、村上天皇の治世のとき、天徳元年(九五七)のころに開発されたという記載がある。その貞房(貞方)の養子として大神貞将がいる。大神姓都甲氏系図(資料編記録・系図部2)によれば、貞正は貞将と同一人物とみられる。したがって、大神貞正は、十世紀末から十一世紀の初めのころに、山香郷を紀大夫貞房(貞方)から譲られ、また都甲浦を源経俊から娘婿として譲られたことになる。紀大夫貞房(貞方)についてみると、国東郡司紀宗平の弟盛時の系譜に連なる人物であり(『山香莊史料』付録一)、国東郡の有力氏族である。また、都甲浦の開発主の源経俊は、中央から下った人物と思われる。『尊卑分脈』では、光孝源氏の源近善の系統に「経俊 従五位下 淡路守」が見える。この経俊は、十一世紀初めころに活躍した人物と推定され、あるいは都甲浦の開発領主の経俊と同一人物の可能性もないわけではない。

このような在地の有力者や中央の下り官人との婚姻関係によって大神貞正は、山香郷司と都甲浦の領主権を手に入れたわけであるが、貞正は系図で見ると、豊後介大神良臣に始まる豊後大神氏の系譜の人物で国府に近い、植田を拠点とする一族の流れである(資料編記録・系図部2)。どのような地位の人物かは明らかでないが、国衙もしくは宇佐宮のような中央と関係の深い場所に属した人物の可能性が高い。そうでなければ、このような形で婚姻関係によって開発所領を受け継ぐような機会をえることはできなかつたと考えられる。

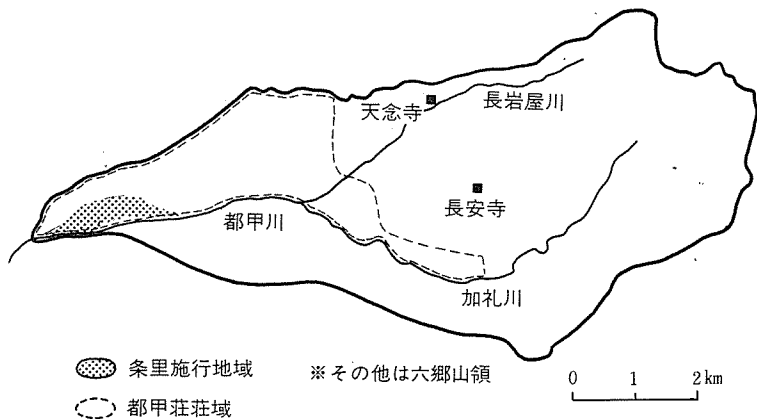
都甲浦はおそらく十一世紀の前半に莊園として開発され、宇佐宮弥勒

寺に寄進されたと考えられる。

この時期は、弥勒寺の講師元命が藤原道長と結び、宇佐宮弥勒寺領の莊園の中核が形成された時期である。⁽²⁾もちろん、宇佐宮領の本格的形成もこの時期を中心になされた。現在知られる成立期のわかる宇佐宮領も第一期の集中時期はこの時期にある。国東の莊園としてその成立経過がわかるものとしては、天喜五年(一〇五七)成立の田原別符があるが、この別符の開発は宇佐大宮司宇佐公則に対して申請が出され、その外題によって許可されている(『田原別符史料』一)。都甲浦についても、同様

な手続きがあったとすれば、弥勒寺の講師に申請がなされ、国衙との協議によって許可されたと考えられる。成立が十一世紀前半とすれば、藤原道長の力をバックに石清水八幡宮の別当も兼ねた元命が都甲荘の成立にかかわった可能性がある。

概報『豊後国都甲荘 2』では、莊園の成立を十一世紀末から十二世紀としたが、以上の考察から、当荘の開発は十一世紀前半も早い時期に遡らしてよいと考える。



第10図 都甲荘略図

六郷山領の成立

莊園の開発が十一世紀前半とすれば、都甲莊の奥の谷に展開する六郷山領の成立との関係はどうなるのであろうか。六郷山は一般に六郷満山と呼ばれるが、正式には「六郷山」である。六郷山のある国東郡は田染・来繩・伊美・安岐・武蔵・国東の六郷からなり、この六郷に点在する一〇〇を越える大小の天台宗の寺院・岩屋の総称が六郷山である。正確には、後山岩屋や吉水寺のように宇佐郡に入るものや大谷寺・辻小野寺・津波戸岩屋のように速見郡に所属するものも含まれるが、その大部分は国東郡に存在した。

六郷山は、養老二年（七一八）に八幡神の応化である仁聞菩薩によって開かれたといわれるが、『八幡宇佐宮御託宣集』によれば、九世紀の終わりに、宇佐氏の出である能行聖人が六郷における峰巡礼のかたちを作り上げ、行場としての六郷山を開いたようである。それ以後、少しずつ寺が開かれ、慶長年間に成立した『六郷山年代記』によれば、永久元年（一一一三）に天台無動寺の末寺となり、保安元年（一一二〇）には、延暦寺に寄進されるという（写真7）。六郷山の確かな遺物が目立ち始めるのもこの時期である。例えば、山香の津波戸山に経塚が営まれたのは、永保三年（一一〇八一）である。この経塚は永保



写真7 六郷山年代記

元年（一一〇八一）の弥勒寺の新宝塔院の落慶供養を意識したものである。この供養に際して、天台座主の指示で、弥勒寺の僧侶二人に天台の法華供養法が授けられ、弥勒寺の中に天台法華供養の作法が本格的に取り入れられた。この経塚造立はこの供養を強く意識したものであり、その供養に参加したと考えられる宇佐宮大宮司宇佐公相や弥勒寺僧侶など関係者によって行われた。その意味で、六郷山における本格的経塚の構築の開始を告げるものであったと推定される。

十一世紀末から十二世紀にかけて、次第に天台僧主導の経塚造営が本格化し、その活動をテコにしなが、六郷山の寺院伽藍の整備も進んだと考えられ、この時期から寺に残る仏像などにも天台色の強い作品が見られるようになる。まず、山香町の辻小野山西明寺には、永久五年（一一一七）の銘文をもつ木彫の毘沙門天像がある。また、六郷山の惣山といわれる屋山長安寺には、天台僧田尋が中心になり造立した大治五年（一一三〇）銘の太郎天（屋山太郎惣大行事）像がある。

十一世紀末から十二世紀初頭にかけて、六郷山は、寺院としての形態を整備しながら、天台延暦寺と関係を強め、十二世紀初めには、その末寺に編成されたとみてまちがいない。

鎌倉時代以降の六郷山の目録や注文などによれば、六郷山の二十八本寺と呼ばれる主要寺院は、本山（もとやま）・中山（なかやま）・末山（すえやま）のいわゆる三山で構成され、その下に多くの末寺を擁していた。三山形式は、熊野三山や出羽三山や叡山の三谷などの天台修験にみられる形式であり、中野幡能氏によれば、六郷山の三山体制は、十一世紀には成立していたとするが、先のように天台六郷山の成立を十一世紀の始めに求めるとすれば、それ以後の成立とみなければならぬ。

六郷山の史料で、三山形式を記載したものとしては、仁安三年（一一

六八)の六郷山目録があるが、この史料は平安時代のものとしては、その記載の仕方、内容に不審な点があり、江戸時代の作と推定される⁴⁾、確実な史料としては、長承四年(一一三五)の六郷山住僧行源解案(『香々地莊史料』三)である。この史料には、「本山住僧」という記載と屋山・黒土・四王・小石屋・大岩屋・夷・千燈などの中山グループに属する寺の署判がある。また、『六郷山年代記』長承元年(一一三二)の記事によれば、豊後・豊前から始まって西国で発生した牛の病死で祈禱が行われた際に、本山と中山の中心寺院である屋山に置かれた大般若経の転読が行われている。これらは、三山形式もしくはその原型が成立していた可能性を示唆するものである。

このように六郷山は十二世紀の初頭に入り、経塚などを営む天台僧の活動をテコに国東の山間地の行場を中心にした地域が集合して、天台無動寺領として自立したのである。

都甲荘と六郷山領

二項・三項から弥勒寺領都甲荘の成立は十一世紀前半であり、六郷山はその領域を確立するのは十二世紀初頭以後にすることが明らかになった。とすれば、莊園と六郷山領はその成立を一見異にしているようにみなされるが、六郷山は、もともと宇佐宮弥勒寺の寺僧などの行場であり、弥勒寺や宇佐宮の莊園の存在と矛盾するものではなく、本来その中に包摂されていたとすべきである。ただ、十一世紀の段階の弥勒寺や宇佐宮の莊園は、山に対する支配が希薄であり、その山間地に存在した六郷山の行場の拠点としての寺や岩屋は、十二世紀に入り、天台僧の活発な活動に誘発され、集合し、弥勒寺から離反し、天台末となったのである。それ故、それ以後も都甲の谷にあった六郷山の寺院と都甲荘は密接な関係を所持していたのである。

たとえば、都甲谷の条里部の荒尾地区には、「ヤヤマダ」の字があり、六郷山屋山寺の免田が都甲荘の中にあつたと推定される。田染荘でも六町の免田が莊園の中にあつたし(『田染莊史料』五五二)、香々地莊の長小野は、莊の除分として六郷山夷岩屋の支配をしたように(『香々地莊史料』一三〇)、六郷山と莊園とは、六郷山が天台の末寺となつてからも密接な関係にあつた。

また、都甲荘では、地頭である都甲氏と屋山院主は密接な関係にあつた。「都甲加礼川系図」と呼ばれる系図が山香町の常道と薰石と立石や田染嶺崎に四本ほど残る。これは、すべて屋山寺院主応仁を祖とする系図であり、この子孫はすべて都甲の名字を使っている。当初、都甲荘の地頭である都甲氏と応仁の子孫の關係は明らかでなかつたが、後に発見した系図の中に、地頭都甲氏との關係を記しものが存在し、都甲家実の子息であることが判明した(資料編記録・系図部²⁾)。また、都甲莊地頭職相伝系図によれば、家実の子息惟家には六郷山の執行となつた円仁があり、円位の子息円然も六郷山執行の地位についている(『都』四八)。このように六郷山の寺々は、中山の寺のある都甲莊の地頭都甲氏の場合だけでなく、末山では国東郡司の系譜である紀氏、本山の山香郷の寺では山香郷司大神氏、本山の米繩郷の寺では郷司の系譜を受け継いだ大友一族の小田原氏など、寺が所在する場所に近接する地頭勢力と密接な關係にあり、その勢力が一族を六郷山の寺に送り込んでいたのである。

莊園の支配構造

都甲荘は弥勒寺の喜多院所領注文に見える。喜多院は、弥勒寺の中に置かれた院家であり、弥勒寺の北に位置したことから、その名が付けられたと考えられる。また、この寺は藤原氏の氏寺興福寺喜多院と共通する名であり、撰関家と深い關係をもつていたと推定される。事実、藤原

道長のときに、撰闕家によって喜多院法華堂が弥勒寺の中に造られた。

このときの弥勒寺の講師であった豊前出身の僧元命は、藤原道長に信任され、この元命の代に弥勒寺では、東西の宝塔をはじめとする堂舎が撰闕家の援助で建立され、この堂舎の建立・維持のため、弥勒寺喜多院領の中核が形成されていったのである。

元命は、治安三年（一〇二三）に道長の強引な後押しによって石清水八幡宮の別当にも任命され、十一世紀を通じてほぼこの子孫が弥勒寺の講師と石清水八幡宮の別当の地位を独占する。しかし、十二世紀の初頭には、元命の子孫は絶えて、石清水八幡宮の創立にかかわった行教和尚の系譜に繋がる紀氏が再び別当に返り咲くのである。さらに、八幡別当光清が、弥勒寺検校の地位に就くと、弥勒寺の立場は、それまで同等であったが、主体が石清水側に移ったため、目代が派遣されその末寺的存在へ変貌せざるをえなくなった。

元命の代から在京することが長く、子息・孫の代には次第に弥勒寺への下向は少なくなっており、目代が派遣されていたと考えられるが、光清以後はもはや弥勒寺へ下向することもなくなり、目代の統括する留守所によって寺務もその荘園も管理された。都甲荘の地頭であった都甲氏相伝された文書には、永暦二年（一一六一）の弥勒寺留守下文があるが、これは弥勒寺留守所が地頭名の石丸垣廻三町を安堵したものである（『都五』）。さらに、石清水別当一族の中で、田中家、善法寺家などの別当家が分立してゆく中で弥勒寺の寺務およびその所領中核である喜多院領は、善法寺祐清の系統に相伝された。祐清は、弥勒寺領を家領化し、それまで弥勒寺領というかたちでまとまっていた荘園群を子息・女子に分割し、各荘園には、領家が成立し、その代官として預所が置かれたと考えられる。弥勒寺は本家として存在したが、もはやそれは名目的なものであり、

石清水八幡宮の中すなわち善法寺家に弥勒寺公文所が置かれ、その一族が荘園の領家職を所持していた。都甲荘も善法寺家の支配に入っていたと思われるが、領家を確認できる史料がない。預所は、建保二（一一二四）の都甲荘預所下文案に「預所大法師」とあり（『都一一』）、弥勒寺の僧侶か石清水八幡宮の僧侶と推定される。

さて、その外に弁済使・地頭・公文・田所の荘官が置かれていたことが史料から確認できる。地頭・田所については詳しく後述することにするので、ここでは弁済使と公文についてみてみよう。弁済使は建暦二年（一一二二）十一月の文書に都甲弁済使八多某が見え（『都九』）、弁済使の権限で弁分の田畠の下作を丹治光貞に充行いを行っている。また、丹治光貞については、建保二年（一一二四）六月に預所の下文が出され、充行が行なわれている（『都一一』）。弁済使の権限と預所の権限は類似しており、弥勒寺（石清水八幡宮）と現地荘官の間に立ち、実務を行う代官としての役割を果たしていたようである。それでは、預所と弁済使はどのような関係にあったのであろうか。先の建暦二年（一一二二）の文書から弁済使が弁分と深くかかわっていたことがわかる。弁分は、宇佐宮や弥勒寺に見られる独自の制度であり、応永三十年（一四二三）四月の宇佐宮神事諸役支配注文では、行幸会や五月会や放生会などの重要神事の遂行に必要なものを賦課されており、乙咩政巳氏は、宇佐宮の儀式の役を負担するのが弁分の存在意義であることを明らかにしている。承久三年（一一二二）三月十五日の都甲荘造宇佐飯宮料米徴符（『都一二』）によれば、宇佐宮の仮殿の糶米の切り当てを田所代・公文・地頭と弁済使源某の名で行っている。ここには、預所の署名はない。とすると、弁済使は都甲荘の史料から推測すると、弁分を管理し、宇佐宮の神事関係の賦課にかかわる役職であったと思われる。

ところで、当荘の弁済使は当初八多氏であったが、承久三年（一二二一）三月十五日の徴符では、「弁済使源」に替わっている。また、速見郡の日出荘では、建久九年（一一九八）には預所が僧侶であったものが、建暦元年には源姓に変化している。源姓は弥勒寺（善法寺家）公文所のメンバーにおり、これらは領家勢力の支配強化の一環とみられる。都甲荘においても、源姓をもつ刑部入道行法が建長年間に領家祇候人として莊務のため入部し、その子息加賀房行範も同じく領家に使え、その娘が地頭の舎弟の都甲惟国に嫁いでいる（『都』五三、図11参照）。

おそらく刑部入道行法は弁済使源に關係ある人物と推定され、寛元元年に地頭都甲氏の屋敷堀内を検査した弁済使刑部丞行房もその官名と名前からして同一人かその子息とみてまちがいない（『都』一五・一六）。

公文についてみると、建暦二年（一二二二）十一月の弁済使八多某充文案に「公文檢校大法師」の署名がある。公文は当然在地に居る職であり、檢校とは弥勒寺の所司僧の職に見られるものであり、おそらく弥勒寺の所司クラスが公文職を兼ねていたとみてまちがいない。荘内払田には、鎌倉時代の末の嘉暦三年（一二三二）の文書に「はらいたさいしやう別当」と呼ばれる弥勒寺僧侶「別当祥全」がおり（『都』五七）、室町時代にも「西別当」「東別当」とよばれる弥勒寺僧侶の屋敷が存在した（補一五）。

鎌倉時代の弥勒寺領都甲荘の支配構図を単純化すると、領家は石清水八幡宮の別当家善法寺、預所・弁済使は領家の祇候人であった可能性が高く、公文は弥勒寺所司、地頭職は大神姓都甲氏が所持するといったかちになっていたのである。

地頭都甲氏の動向

開発領主源経俊の開発した都甲谷の土地は、その権利が経俊の娘婿で

ある山香郷司大神貞正の進退するところとなり、貞門・貞家・家忠とその子孫に伝えられた。地頭の文書である「都甲文書」には、家忠の子息家実のときからの譲状が残っているが、都甲を称したのはこの家実からと思われる。家実以前までは代々山香郷司を兼帯していたが、家忠の時、山香郷司職は嫡子三郎貞村に、都甲荘の開発職は、子息家実に譲られ、家実は都甲四郎を称し、その拠点を都甲谷に定めた（『都』二四・二五、『山香荘史料』付録二）。以

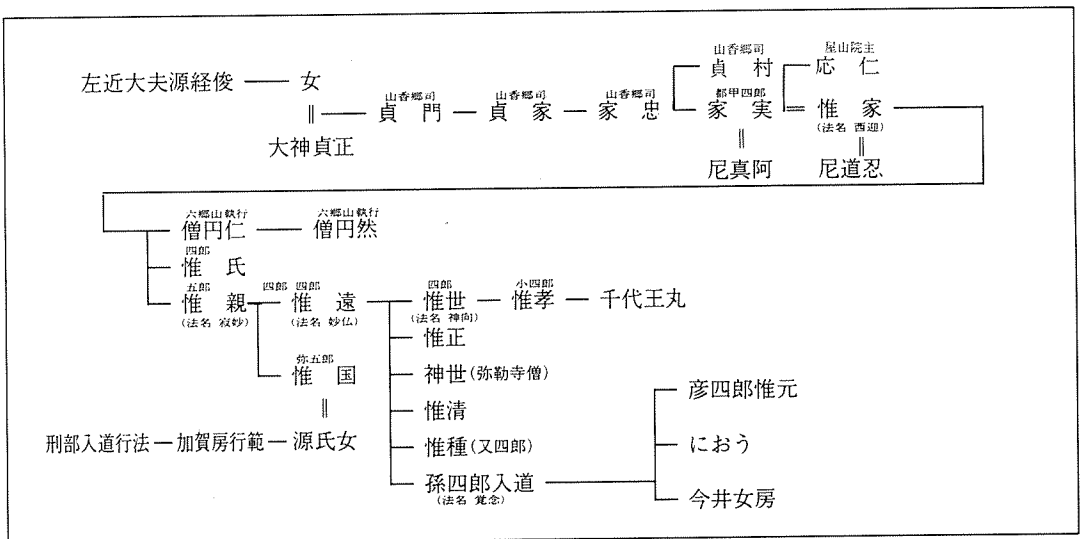


図11 都甲氏系図

後、都甲氏では「四郎」の名が嫡子の通称として継承される。

治承・寿永の内乱の中で、豊後国開発領主たちは没落の憂き目をみる。山香郷司大神氏と同族である豊後大神氏の緒方・佐賀・白杵氏は、源方に付いたが、義経に与同したため、所領を没収され、流罪となった。また、山香郷司と関係の深い速見・国東郡の郡司を保持していた紀氏も義経方に与した知行国主藤原頼輔・頼経父子に付いたため、郡司職を失ったようである。

このような中であって都甲荘の開発職を相伝した都甲家実は、この内乱を切り抜け、正治元年（一一九九）十二月六日に讓状を作成し、「にふのおう」（壬生王）に都甲荘地頭職・石丸名田および「やまがつねみちみやうてん」（速見郡山香町常道が遺称地）を讓っている（『都』八）。壬生王は実子ではなく、他腹他姓の養子であり、所領は一旦は家実の妻であり、壬生王の養母である尼真阿に託された。壬生王は成人して惟家を名乗り、真阿の管理していた所領を讓られ、嘉禎四年（一二三八）に鎌倉幕府より地頭職を安堵される（『都』一四）。

その後、地頭職は地頭職は嫡子である四郎惟氏に讓られるが、惟氏には地頭の器量がないとして、惟家は弘長二年（一二六二）と同三年（一二六三）の二度にわたって讓状を作成し、改めて五郎左衛門尉惟親に讓っている（『都』一九・二〇）。しかし、惟親に直ちに讓与されたのではなく、文永五年（一二六八）に沙弥西迎（惟家）は妻の道忍に地頭職を一分期として讓与し、惟親を未来領主に指定した（『都』二二）。

これに対して、非器のものとして地頭を悔い返された（親などが一旦讓った所領を取り上げ、別の子息に与えること）惟氏は地頭職奪回を目指し相論を開始し、文永七年（一二七〇）十月二十一日には惟氏と惟親の間で和与（和解）がなされた（『都』六六の讓状目録の惟氏与惟親当荘

和与状）。和与の内容を記した文書は現存していないので詳細は不明であるが、弘安四年（一二八四）四月十日の惟親讓状では、嫡子惟遠に「都甲荘半分地頭職」を讓与したところから推定すると、地頭職の折半であった可能性が高い。

ところで、弘安凶田帳には、次のように見える（『都』三九・四〇）。

都甲郷漆拾町 同弥勒寺領 地頭都甲左衛門入道西迎跡 同左衛門惟

親 法名寂妙 左衛門次郎惟房者守護所伝之（平林本）

都甲荘七拾丁 宇佐弥勒寺領 地頭都甲左衛門入道西迎跡、子息五郎

左衛門 惟近相続云々、法名寂妙 舎兄四郎左衛門惟信

依無足參守護云々（内閣文庫本）

平林本によれば、西迎の跡を惟親と惟房に分け、惟房の分が守護所すなわち守護大友氏の手に戻したことを示していると思われる。確かに南北朝時代の大友家文書目録には「都甲荘半分」が載せられており、この時期に大友氏が地頭職の半分を手に入れたことは間違いないと考えられる。また、内閣文庫本では、舎兄四郎左衛門惟信は無足となり、守護を頼ったということであろうか。両者の記載は、後半部に違いがある。平林本は守護所に伝えたのは「左衛門次郎惟房」であるとし、内閣文庫本では無足となり、守護を頼ったのは惟近（惟親）兄である「四郎左衛門惟信」であるとしている。但し、「惟信」は舎兄四郎左衛門とあるので、惟親の兄で四郎を称する惟氏と同一人であると思われる。「信」は「氏」と字を崩すと似るので、誤記かもしれない。しかし、それでもこの「惟房」と「惟信」（惟氏か）の二人の人物はその通称から同一人とは考えられない。

い。それでは、この記述の違いをどう考えればよいであろうか。

これは一つの解釈であるが、平林本の「左衛門次郎惟房」は四郎左衛門惟信（氏か）の子息と考えられる。「左衛門次郎」とは「左衛門」の子息次郎という意味であり、左衛門とは「四郎左衛門」のことと考えてもよい。このように考えれば、父四郎左衛門惟信（氏か）は嫡子であったが、所領を悔い返され、無足になり、守護に頼り、守護の介在で和与が行われ、その子息と思われる左衛門次郎惟房の代に地頭職半分は守護大友氏に寄進されたという解釈である。実証はむずかしいが、この推測は基本的には外れていないと思われる。

さて、弘安四年（一二八四）に嫡子惟遠に都甲荘地頭職半分を譲った惟親は、まもなく出家して寂妙と名乗り、永仁元年（一二九三）に改めて嫡子惟遠に地頭職半分と上石丸名田畠を譲与した（『都』四四）。一族の相論によって地頭職を大友氏に奪われた地頭都甲氏は、さらに嘉元三年（一二三〇）に一族の所領争いを引き起こす。この年、惟親（法名寂妙）の甥にあたる六郷山執行円然が先に父執行円仁（惟親の兄弟）の手より地頭職を譲られたとして惟遠に対して訴訟を起こすが、翌年には、惟遠側の理を認めて訴訟を取り下げた（『都』四七・四八）。また、正和二年（一一三三）には、宇佐宮弥勒寺の留守職を務める山下禅達も下司職の跡職について訴え、地頭妙仏（惟遠）と争うが、この訴えも鎮西探題に却下された（『都』四九）。

他に、地頭と名主の対立も見られた。永仁七年（一二九九）六月二日の鎮西下知状によれば、地頭左衛門四郎惟遠が荘内の榎迫・葉付畠・夫婦石の山野をめぐって住人正清弥次郎惟重と争っている（『都』四五）。正清弥次郎惟重は正清名の名主とみられ、「惟遠背祖父□□、寄事於徳政、依致押妨」という文言からすると、正清弥次郎惟重と都甲惟遠は祖父を

同じくする親族とみられる。祖父の名は判読できないが、惟遠の祖父は惟実であり、惟実の譲与以来一族相論が激化したことからみて、正清弥次郎惟重の祖父も都甲惟実とすれば、惟実によって地頭職を悔い返された惟氏の系統につながる人物とも推測できる。

このように鎌倉末期には、地頭職・下司職などの所職めぐる相論が相次ぎ、惣領の統制は不安定なものとなり、一族の間の対立が表面化した。しかし、惣領の惟遠（法名妙仏）は、このような対立を越えて、元亨四年（一二三四）に地頭職半分と名田畠を子息四郎惟世に譲与した（『都』五四）。

南北朝期には、都甲惟世とその子息子四郎惟孝や兄弟の又四郎惟種、甥の彦四郎惟元、都甲三郎四郎、都甲次郎三郎、都甲新左衛門尉らの一族は守護大友氏や田原氏の下で各地を転戦し、基本的に北朝方として活躍する（『都』六七〜七八・八〇・八一・八三・八八・九〇〜一〇四・一〇六・一〇八・一一〇〜一一四・一一六・一一八〜一二二）。そのような中で、文和年間（一二三二〜三五）に惟世の嫡子惟孝が戦死する。惟孝は万が一のことを考え、すでに観応二年（一二五一）に元服していない嫡子千代丸に地頭職を譲っていたが（『都』九六）、祖父惟世（禅向）としては改めて文和三年（一二三四）に千代丸に所領を譲与した（『都』一〇四）。これ以後、「都甲文書」では地頭職の譲与が現存していないし、南北朝期が終わり、室町時代に入ると、文書はほとんど残存していない。室町初頭に何か大きな変化があったことが推測される。

永享二年（一四三〇）十二月九日の富来彦三郎あての太友持直安堵状案によれば、都甲荘内都甲四郎跡が關所として富来氏に安堵されている（『都』一三五）。都甲四郎とは誰のことを指すかはわからないが、四郎は都甲氏の代々惣領に付けられた名乗りであり、可能性としては、千代

丸(惟蔵)の子息惟英ではなからうか。特定するのは困難であるが、永享二年(一四三〇)以前、永徳三年(一三八三)以後の間に惣領の所領が没収されたことは確実であろう。また、永享十二年(一四四〇)二月晦日の都甲荘内都甲丹波守跡等田畠注文案によれば、荘内の松行名の都甲丹波守と同長門守の所領が没収されたことが知られる。(『都』一三六)大友持直と幕府の支援を受けた大内氏が対決した永享七年(一四三五)の姫嶽合戦で持直方に加わった国衆の中に「都甲丹後(イ波守)」の名があり、松行名の都甲氏の所領の没官は持直方の敗戦にともなうものと思われる。このように、十五世紀の前半に地頭都甲氏の惣領系統は没落したようである。しかし、荘内には都甲氏の一族が蟠居していることには変わりなく、都甲弾正良沢が応永年間に妙覚寺を開基したり、十六世紀のはじめに都甲左衛門尉惟憲が弥勒寺領原井田(扨田)を押領する事件を起こしており、地頭職は失っても荘内の土豪として活動していたのである(補一六・一七、以上図11参照)。

屋山寺と六郷山領

次に、都甲谷の奥に開かれた六郷山領の歴史を追ってみることにしよう。十二世紀の初頭に成立した天台無動寺領六郷山は、三山の形式をもつ大規模な寺院集団であった。その最高の機関は、満山大衆の衆議であり、十二世紀の六郷山はこの満山大衆衆議が中心となり運営されたが、早くから惣山と呼ばれる中心寺院も形成された。惣山の名は、安貞二年(一二八二)に作成された六郷山の目録に「惣山屋山」とあるだけであるが、惣山の制度が実質的に機能していたのは十二世紀の段階と推定される。屋山寺(現長安寺)は、十二世紀の前半から六郷山の中で特別な位置を占めていた。

まず、大治五年(一一三〇)に作られた太郎天童像(写真8)は、天

台僧円尋の主導の下に、豊前講師らが協力し、屋山の僧侶経舜や宇佐八幡宮の御前検校などの多くの宇佐・国東の僧侶・俗人ら結集によるものであり(都三)、都甲谷周辺の人々を越える宇佐宮や豊前講師などの広範な人々がかかわっている点で、屋山の特別な位置を推測させる。

次に、屋山出土の銅板法華経とその経管である(『都』四)。この経管は、経塚に埋められたいわゆる経筒である。同一種類のものが、六郷山屋山と求菩提山と彦山という天台修験の山に埋められたことが知られており、この三つはすべて宇佐宮の御馬所検校の紀重永の手によって作られた。これは宇佐宮とこれら三山の密接な関係をよく示していると同時に、六郷山では屋山にこの銅板法華経の経管が埋められたということは、六郷山内における屋山の位置付けを端的に示しているのである。

さらに、久安六年(一一五〇)に屋山では、大鐘が造られた。大きさは、竜頭を加え、五尺三寸(一六五^サ)、和銅五三〇〇両を使用し、太郎天童の胎内銘にその名が見える経舜が大勸進を務めている。この鐘は久寿二年(一一五五)に改鑄され、二〇〇五両の和銅が加えられ、二^寸を越える大鐘となった(『六郷山年代記』)。これは惣山の威風(10)にふさわしいものであった。



写真8 太郎天像(長安寺所蔵)

中野幡能氏は、平安時代末まで、惣山の地位にあったのは高山寺(豊後高田市西叡山高山寺)であり、屋山寺が惣山となつたのは鎌倉時代で

あるとしているが、氏の高山惣山説は、「西叡山」の山号や山麓の内小野の観音像（十世紀代のものといわれる）などによるもので確たる根拠はない。十一世紀以前の原始六郷山段階はいざ知らず、少なくとも十二世紀の天台六郷山成立の段階には、屋山寺がその中核寺院であったことは、先に述べた事実から明らかであろう。

ところが、治承・寿永の内乱の過程で、屋山は大変な打撃を受ける。『六郷山年代記』に「尾形三郎是吉俄天下乱逆放火、屋山焼失、屋山寿永二癸卯年ヨリ建久四癸丑年迄十二年間及退転畢」とあり、屋山は、緒方惟栄の軍勢によって宇佐神宮とともに襲撃され、寺は焼失し、十二年間も無住状態に陥つたと記されている。建久五年（一一九四）、このような荒廃した屋山に入り、その再建に着手したのが応仁にであった。応仁は、先に述べたように、長安寺過去帳では京都生まれとするが、実は都甲家実の子息であり、地頭の後押しで院主として屋山に入ったようである。かれは再建目標は二つあった。それは、六郷山惣山としての復興と寺としての復興の二つである。十二年間の退転は、中核寺院としての地位を危うくしたことはまちがいない。

ところで、鎌倉幕府の成立によって六郷山の置かれる状況にも変化が見え始めた。六郷山の直接の本寺である天台無動寺は、この時期、九条兼実の弟慈円の支配する寺であり、六郷山は九条家とつながる幕府の密接な関係をもつことになった。応仁もこのような中で、守護として入部した大友氏に再建を依頼したようであり、『年代記』によればその協力も得られたようである。

また、慈円の登場は、六郷山の新たな再編の開始であった。『六郷山年代記』によれば、元久元年（一一二〇四）の条に「六郷惣山執行円豪門徒可相伝申也」という記述がある。これは六郷山における執行職の確実な

初見である。別稿で明らかにしたように、十二世紀末では、執行職は存在しなかったようである。六郷山は満山大衆の衆議を最高の決議として、惣山屋山が全体を統括したと推定される。ところが、執行職の登場によって、惣山屋山を中核とした体制は崩壊した。屋山院主の応仁は、惣山の再興をも目指したと思われるが、慈円を中心とする天台延暦寺は、六郷山大衆の集會体制を切り崩し、縦系列の支配を強化するために、執行職を創設した。円豪はそのような六郷山執行の初代であり、ここに六郷山は、執行の下に本山・中山・末山の三山の山ごとに権別当が置かれる新しい体制が出来上がった。さらに執行の円豪は、安貞二年（一一二八）五月には、將軍家の祈禱のため六郷山の諸勤行・諸堂役祭などを主進し目録をし、八月には幕府から正式に関東祈禱所たることを認められた。⁽¹²⁾

一方、屋山は安貞二年（一一二八）の目録では「惣山」と書かれていたが、もはやその実質はなく、六郷山の統括権は執行職に移っており、応仁は、寺の伽藍や行事の再興に腐心した。

この莊園村落遺跡調査の過程で発見した「道脇寺文書」の中には、年月日欠の応仁置文案がある（補三・四）。この文書は、端裏書に「屋山之打札案」とあり、正文は板のようなもの書かれ、寺の堂内に打ち付けられ掲示されたとみられる。内容は、講堂・持仏堂・権現堂などの仏具莊嚴と料免田畠を寄進し、年中毎節の仏神の行事を定めたものであり、応仁の屋山寺再興の集大成である。特に、屋山の料免田のほとんどすべてが加札川の谷に設定されており、中世、加札川は屋山加加例川などと呼ばれた。払とは、六郷山に独自に見られる言葉であり、いわゆる開発所領であり、加札川は、応仁によって開発された所領でなかったろうか。加札川の中核の坊である常泉坊（現道脇寺）では、中世、坊領として応仁の月忌田が設けられ、今でも道脇寺のお堂には、彼の位牌や供養塔が

ある。

それでは、応仁はいつこの打札の文を作成したのであろうか。『六郷山年代記』には、寛元二年（一二四四）の条に「応仁打札之次第快円ユツル」という記載があり、応仁置文の「於院主職者譲与法橋快円畢」という記述に対応する。

『六郷山年代記』も道脇寺の応仁位牌も長安寺過去帳も、応仁の他界を宝治元年（一二四七）としており、応仁は死去の少し前である寛元二年（一二四四）に六郷山執行である快円に屋山の院主職とともにかれの屋山再興の成果を譲った。応仁には子息もいたが、敢えて、六郷山執行へ院主を譲ったのは、自ら実現できなかった「惣山屋山」の再興を意図したと考えるべきであろう。六郷山執行快円の屋山院主就任によって屋山は再び「惣山」の名にふさわしい寺となった。快円については、確かな記録はなく事蹟は明らかでないが、長岩屋（現天念寺）の中興が快円であるという伝承があり、屋山を中心に、加礼川・長岩屋の寺院や耕地は、応仁・快円の時期に開発が進み、再興されたと思われる。

『六郷山年代記』によると、応仁から快円の院主の時期に次のようなことがあった。建保元年（一二一三）に九重塔（石塔か）が建立され、建保六年（一二一八）には長岩屋の堂供養が行われた。建長六年（一二五四）に焼けた屋山の宝殿（六所権現）は、翌年に再建され、文永元年（一二六四）には、九州の牛の疫病に對して、六郷山衆徒・先達八三〇人が屋山に置かれた千部大般若経・三千部仁王経の転読を行い祈禱したとある。未だ惣山の威風衰えずの観であるが、その一方で建治元年（一二七五）に再興された屋山の釣鐘は、竜頭を加え、三尺（九〇寸）であり、久寿二年（一二五五）に鑄造された大鐘の半分の長さにも満たなかったことは、惣山の衰退、六郷山の衰退をよく示していると考えられる。

ところで、屋山寺を再興した応仁の子孫（都甲氏）は、都甲氏系図（資料編記録・系図部二）にあるように、加礼川に入り、常泉坊を中心に加礼川院主と称した。加礼川は本来屋山寺の私であり、加礼川院主というのは応仁の子孫の自己主張と思われる。しかし、建武四年（一三三七）の六郷山本・中・末山寺院次第文案では、加礼川は、屋山から独立した寺院として四至が記されおり、六郷山内部でも加礼川院主の地位は認められていたとみるべきであろう。南北朝時代、花嶽合戦や豊前城井陣合戦などで田原氏の手の者として参戦し、負傷したものに、加礼川刑部房や加礼川弥五郎などの人物がいるが、かれらも加礼川院主の一族とみられる（補六）。

さて、南北朝時代に入ると、再建された六郷山は再び危機に瀕する。六郷山の僧侶たちも執行が自ら兵を率いて戦い、先の加礼川氏の例に見られるようにその渦中に否応無く巻き込まれていった。屋山では貞治四年（一三六五）十月十四日に七堂が焼失し、行事・儀式なども転退したが、内乱の終息とともに再び復興の機運が高まった。永徳二年（一三八二）に屋山では修正会と鬼会が再興され、山王社が勧請された（『六郷山年代記』）。また、この年、応仁の置文を踏襲した屋山寺供料免田注文が作成され、加礼川にある屋山の免田の再建が図られた。これらは、一連の屋山寺復興の事業であった。一方、長岩屋でも、屋山に少し遅れ、応永二十五年に（一四一八）に山内の屋敷注文が作成され、住民の規範や公事や夏供米に関する規定が定められた（補九）。これも再建への一環であった。このように南北朝末から室町時代の初頭は六郷山領の画期であった。

吉弘氏の入部と室町・戦国時代の都甲地域

永享七々八年（一四三五・六）の姫岳合戦を境に、都甲荘の支配に大

きな転機が訪れる。永享九年（一四三七）七月十五日に長岩屋では、夏
供米再興らが安居の住僧らによって凶られ、その再興のための注進状の
奥書に「夏供米中絶之畠再興之至、最目出可然候、令存知訖、不可有相
違者也」と安堵の文言が吉弘石見守綱重によって記される（補九）。また、
同年の十二月十三日には、加札川の中心的坊である常仙（泉）坊の坊領
を大和公豪仁が知行することが同じく吉弘綱重によって認められる（写
真9）。この二つの事実は、大友氏の一族田原氏の分流吉弘氏が都甲谷の
六郷山領に支配権を確立したことを示している。

吉弘氏は、南北朝時代に大友惣領家の下で頭角を現し、室町初期の大
友惣領家の分裂の中を巧みに生き抜いた。大友持直は、永享三年（一四
四一）に九州の覇権を争い大内盛見を博多に敗死させたが、翌年に守護
職を幕府に没収され、従兄弟大友親綱が補任された。これに不満をもつ
た大友持直は幕府の命に従わず、幕府は大内氏の家督を継いだ大内持世
に命じて、持直を討たせ、これを敗走させたが、永享七年（一四三五）
ころ持直は体勢を立て直し、豊後国衆の多くを味方に付け南部の姫岳に
籠もったが、翌年敗北した。このとき、吉弘氏は大友親綱方に付き、国
東地域に新たに所領を得た。加札川や長岩屋の支配権はこのときに確立
されたとみられる。

さらに、都甲荘松行名でも、大友持直方に付いた都甲丹波守らの所領
が没収され、吉弘氏に与えられたようである。都甲谷の大字松行にある
金宗院と呼ばれる寺は、吉弘氏の菩提寺であり、十五世紀の後半には成
立している。恐らく、都甲地域の六郷山領の支配権を確立すると同時に、
松行にも所領を与えられ、ここに館を構えたと推定されるが、惣領家が
この段階から居住したかは明らかではない。しかし、これ以後、都甲谷
は吉弘氏の重要な本拠地となったことは確実であり、吉弘氏は条里地区

を中心とする都甲荘と六郷山領
を統一的に支配するようになる
と、都甲の称が六郷山領まで広
がっていったのである。

さて、十五世紀の後半から十
六世紀始めまでの吉弘氏の活動
は不明点が多いが、十一代氏直
あたりから活動が見え始める。

氏直は天文三年（一五三四）の
大内氏と大友氏が対決した山香
の勢場ヶ原の戦いで大友軍の将
として壮絶な戦死を遂げた。そ
の父の親信も含め、統幸まで五
代の吉弘家の当主のうち四人までが大友氏の重臣としてすべて戦死とい
う勇猛で馳せた家柄であった。戦国末期には、松行を中心に都甲地域各
所に一族や家臣を配し、屋山の上には詰め城である屋山城を築いたが、
その支配は東国東の安芸郷一带と西国東郡の山間部を中心とする一带に
及び、都甲谷の六郷山領はもちろん千灯寺・両子寺・夷岩屋など地域も
支配下にあつたようである。

例えば、夷山例進料足等勘定状によれば、夷山の天文二十四年（一五
五五）から永祿三年（一五六〇）まで例進（税）は、白杵（大友氏）と
都甲（吉弘氏）に進納せられた（『香々地荘史料』一六二）。天文二十四
年（一五五五）といえは、十二代鑑理の時代であり、夷谷の長小野の大
力氏の一族には「大力弥介理持」のように鑑理の一字「理」をもらつた
と思われる人物がいる（『香々地荘史料』一六五）。都甲谷の大力地区で

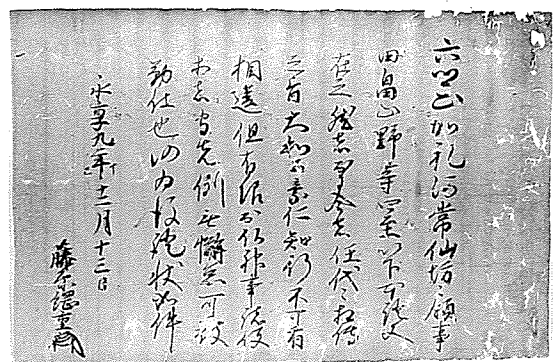


写真9 吉弘綱重安堵状

も、持地庵というお堂があり、そこには大力兵部なる人物の位牌があり、その堂裏には天正六年（一五七八）十一月の日向耳川の戦いで戦死した人物の墓碑（板碑）がある。この大力も夷谷の大力氏の一族と思われる、同庵が吉弘氏の菩提寺金宗院の下寺であったことからみて、同氏の被官であったと推測される。また、博多榎田神社の梵鐘の銘文に「天正五年丁丑年十一月吉日、豊後国北蒲部国東郡都甲庄、領家住人綾部玄番允藤原理昌」とある綾部理昌もその名から鑑理の一字名を与えられた被官と推測される（補二四）。このように少なくとも十二代鑑理から都甲谷の周辺部の土豪の被官化を進めていったようである。

さらに、吉弘鎮信（宗鳳・宗仞）には、六郷山権別当の地位に就き、その子息統幸（統運）も同じく権別当となり法体で過ごしたという。六郷山を中心とする支配権を正当化した。元龜から天正にかけて行われた両子寺の堂宇の再建は吉弘氏が大胆那となり行われているし（六郷山年代記）、戦国末に戦火で焼けた千灯寺の再建も吉弘氏の手によるという伝承もある。

鎮信は天正六年（一五七八）十一月十二日に日向耳川で戦死する。その七回忌の供養塔である宝篋印塔は屋山寺（長安寺）の境内にあり、その位牌は加礼川の谷の奥一畑の梅遊寺にあり、そこには「円寂 高岩宗仞庵主 覚靈（表）」天正六年戊寅霜月十二日 於日州戦死」とあり、都甲谷はまちがいがなくその本拠地であった。都甲谷には、天正六年十一月十二日に戦死した人々の板碑や位牌は、大力の持地庵裏の板碑、梅遊寺の位牌（宗仞のほかにもう一基）、金宗院の位牌（現在妙覚寺管理）など多い、吉弘氏とともに従軍した家臣が多く戦死したのであろう。

鎮信の子息統幸は、天正十六年（一五八八）に伊勢に参宮しているが、その参宮帳には、「都甲之庄松幸之村」の人とされ、御供衆として都甲九

郎左衛門尉・上野勘右衛門・綾部平左衛門・野田玄番允・諸田三郎右衛門・室甚右衛門など、都甲谷や伊美・香々地や安岐方面の地を名字とする人々がおりに（『都』一六二）、他の史料から推測した吉弘氏の勢力範囲とほぼ一致している。都甲の松行には、吉弘氏の菩提寺金宗院があり、先年盗難に遭うまで、境内に吉弘統幸の供養の宝篋印塔があった。

天正八年（一五八〇）、大友家は国東田原氏の惣領家の攻撃を開始した。安岐城を落とし、田原氏を称した大友義統の弟親家は、田原氏の最後の拠点となった米繩郷の鞍懸城を取り囲んだ。この戦いでは、近接地の城として吉弘氏の屋山城が大友方の重要拠点となった。しかし、当時、大友氏の家運は既に傾き、天正八年（一五八〇）には多くの家臣団が離反状態になった。終に天正十四年（一五八六）には薩摩の豊後侵攻を許し、翌年には豊臣秀吉に援助を依頼し、その軍門に降った。ここに戦国大名としての大友氏の歴史は閉じられ、都甲の中世も終焉を迎えた。

その後、文禄二年（一五九三）に大友義統が朝鮮出兵の失敗で領国を没収されると、吉弘統幸は柳川の領主となっていた一族立花氏に抱えられたが、関ヶ原の直前に大友義統が領国奪回を目指した豊後に侵攻すると、それに加わり速見郡石垣原の戦いで戦死した。一族の中には、都甲の屋山城に籠もるものがあり、黒田軍によって掃討されたという。

都甲荘の領域

都甲と呼ばれる地域は、豊後高田市西都甲地区と東都甲地区であるが、成立当初の荘園は、谷の入り口の条里部を中心とした地域であり、谷の奥の長岩屋川や加礼川（都甲川）の流域とその中央にそびえる屋山は六郷山の寺院の土地であった。

それでは、なぜ現在六郷山の土地であった地域も含めて都甲と呼ばれるようになったのであろうか。それは、先に述べたごとく中世前期と後

期における実質的な領主の変化によるものと考えられる。十四世紀の半ば、永享八・九年（一四三六・七）ころに大友田原から分かれた吉弘氏が谷の奥の六郷山地域の支配権を確保し、荘内の松行にも所領を与えられ、都甲荘をその勢力下に置いていった。この結果、都甲荘（以後本都甲荘地域と呼ぶ）と六郷山地域（以後六郷山都甲地域と呼ぶ）は吉弘氏の下で一体的に支配されるようになり、都甲の称をもつ地域の原型が成立した。明治八年、国東郡の払田・荒尾・築地・松行・長岩屋・新城・大力・加礼川・梅木・一畑の一〇か村が合併して都甲村が成立するが、この地域が本都甲荘と六郷山都甲の地域に相当する。

次に、中世の史料から、本都甲荘と六郷山都甲の範囲を確定してみよう。まず、本都甲荘であるが、荘園の四至勝示を記した史料はないが、弘長二年（一二六二）と同三年（一二六三）の大神惟家讓状には地頭の支配する所領の範囲として東限「くのさか（久之坂）」、南限「大かわ（大河）」西限「はらへたのにしのみつ、か（原田下三塚）」、北限「いまかくらのみお（今狩蔵御尾）」とあるのが参考になる。

南の境である「おおかわ」は都甲川と推定され、「はらへたのにしのみつ、か」は、大字払田の西にある三塚古墳に比定される。三塚は崩れた小さな古墳であり、大字美和と境をなす定白池の上に位置し、美和と払田を結ぶ古い道沿いに立地している。北の境の「いまかくらのみお」は、大字草地と真玉町との境界になったている山の稜線を指しているとみてまちがいない。残る東の境である「くのさか」であるが、遺称地はないが、新城（古くは新庄とも書く）の東の端である百塚と大字加礼川の境にある屋山への登り道が「くのさか」の可能性がある（図12参照）。

荘園内の名としては、石丸・正清・用松・是末・包吉・元得・得成・光行・弁分・弥石丸・又弥石丸・四郎丸・近成・是貞・松行・すえなり

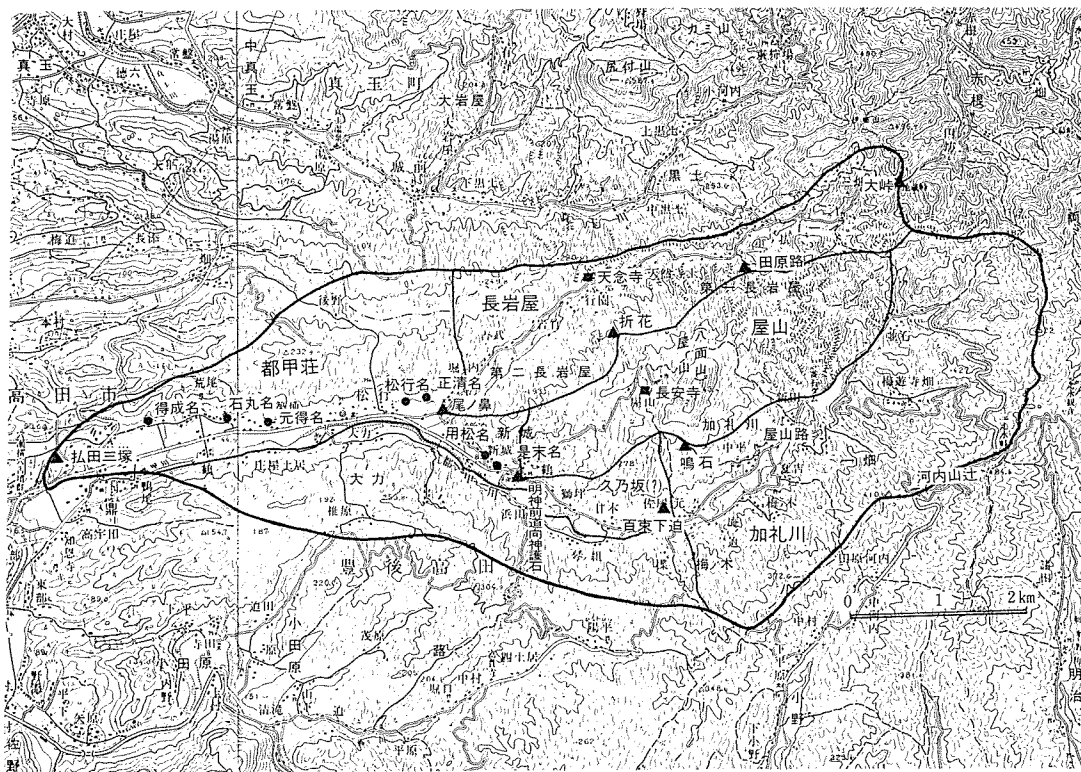


図12 都甲荘域図（本都甲荘と六郷山都甲地域）

などが史料から検出される。これらの名のうち遺称地のあるものを表1のごとく整理し、その分布を地図に落とすと図12のようになる(詳しい考察は第三節 中世の耕地と集落、(1)都甲荘の名と耕地)。

表1

名	比定地	備考
石丸	大字荒尾字カマタ	石丸名の中に、蒲田の地名があり
正清	大字松行字前田(マサキヨ)	マサキヨはシコナ
用松	大字新城字持松	
是末	大字新城字尾上(コロスエ)	コロスエは屋号
元得	大字築地字鷹徳	
得成	大字荒尾字トクナリ	
弁分	大字荒尾と大字新城字ベンブ	
松行	大字松行	

これらの名の分布は、大字払田・荒尾・築地・松行・新城の地区の中に収まる。荘園の東の境界を大字新城とすれば、地頭職の境界と一致しているといえる。新城は「新庄」の記述も見られるので、都甲荘の新荘であった可能性が高い。

また、当荘園の田数は弥勒寺喜多院所領注進(『都』三八)では九〇町、弘安八年(一二八五)の豊後国田帳(『都』三九・四〇)では、七〇町である。この田数も公田数で今の田数と単純比較はできないが、都甲全体の田数とは考えがたく、おそらく払田・荒尾・築地・松行・新城などの本来の荘園の範囲にふさわしい田数である。

一方、建武四年(一三三七)の六郷山本中末山次第末寺四至注文案(『都』七九)には、次のように屋山・加礼川・長岩屋などの六郷山寺院の四至記載がある。これから六郷山都甲地域の範囲を確定してみよう。

一、長岩屋山限東赤丹畑大タウケト号、限西恆吉西福寺下谷、限南尾ノ鼻ヨリ加禮河マテ大道、限北美尾

一、屋山限東田原路、限西明神前道向神護石、限南鳴石、限北折花

一、加禮河限東屋山路、限西河、限南河内山辻、限北百末下迫

先ず長岩屋山についてみると、長岩屋の東の境の「赤丹畑」は、国見町大字赤根のことである。国見町赤根と真玉町三畑の境をなす地藏峠は、長岩屋と三畑の境となっている。「小峠」に対して「大峠」と呼ばれ、「大タウケ」はこの「大峠」のことであり、赤根との境にある地藏峠が東の境界に比定される。西の境である「恆吉西福寺」の場所は不明である。南の境である「尾ノ鼻」は、新城の鏡迫に突き出した屋山の尾根ことであり、松行から高樋橋を渡って加礼川方面へ向かう古道が通る。現在の高樋橋付近が南の境であったと推定される。北は「美尾」すなわち山の裾とあるから、真玉町と境になっている山を指すと思われる。以上のことから、図12に示すごとく長岩屋山は豊後高田市大字長岩屋と真玉町三畑地区を含む地域に比定される。

次に屋山の寺院をみると、東は長岩屋の字田原地すわち田原方面へ抜ける谷道を境にしている。西の境の「明神前道向神護石」は、明神は大字加礼川と大字新城の境にある「矢立明神」(新城字宮本の巖島神社)のことと思われる、神護石は明らかでないが、矢立明神付近に比定される。南の境の鳴石は、加礼川の字鳴石、北の折花は長岩屋字折花と加礼川字折花の遺称地があり、この字は接していることからここが北の境とみてまちがいない。その領域は図12の範囲に推定される。

最後に加礼川であるが、東の屋山道は屋山寺(長安寺)へ向かう参道

であり、鶴や佐屋の元や峯や新田などから屋山へ登る道が存在したが、その中で最も東を通る新田方面を通り並石へと結ばれた道を指すかと思われる。西の境「河」は都甲川（加礼川）を指していると思われるが、都甲川は東から西へ向かっており、蛇行した部分と推定されるが位置を特定するのは難しい。しかし、南の境の「河内山辻」が田原河内との境を指すとすれば、現在大字加礼川の範囲を越えて、大字梅ノ木を含む地域が加礼川となり、さらに、北の「百末」は「百束」の誤記とみられ、新城の東端にある百塚に比定される。以上のことから、都甲川が北へ大きく蛇行している梅ノ木と大力の境を西の境となしたと考えられる（図12）。ここには、浜田社があり、その西側には深い谷が入っており、大字梅ノ木と大字大力の境になっている。

概報『豊後国都甲荘 3』では、梅ノ木の一部は庵の迫や樑は加礼川分に含まれたとしたが、さらに大字梅ノ木全体が含まれていたとみるべきであろう。また、一畑についても加礼川分の可能性が強いが両子寺との境が問題になる。現在の長岩屋・加礼川・梅ノ木・一畑は長岩屋山・屋山寺・加礼川などの六郷山領であったと推定される。残る大力については、史料がなく詳らかでないが、建武四年（一二三三）の六郷山注文では、大力の普賢岩屋や大力に接した鴨尾の鼻津岩屋（花寺）は、高山の末寺の記載されており、都甲川の南側に広がる山間地は、六郷山高山寺とかかわる地域であったと推測される。しかし、高山寺は、鎌倉末から南北朝期には衰退が激しく、鎌倉時代には都甲荘の地頭都甲氏が進出していたようである。確かな史料ではないが、明治に作成された大力浜田社の縁起には、弘安年間（一二七八―八八）に地頭職都甲左衛門入道西迎が崇敬ありて神領を寄進したとある。

以上の四至の検討から、本都甲荘と六郷山領の関係は図12のように整

理される。すなわち、都甲荘の本来の領域は、豊後高田市大字払田・荒尾・築地・松行・新城を含む地域であり、すでに概報3などでも明らかにしたように、六郷山との関係からみて、東の境である「久乃坂」は遺称地はないが、屋山と佐屋の元をつなぐ道を指したと考えるべきである。また、六郷山領は真玉町三畑地区と豊後高田市大字長岩屋・加礼川・梅ノ木・一畑・大力が含まれていたことが推定される。

〔註〕

- (1) 『宇佐大路』（大分県教育委員会 一九九一年）
- (2) 「権門としての八幡宮寺の成立―宇佐弥勒寺と石清水八幡宮の関係―」（『中世成立期の歴史像』東京堂出版 一九九三年五月刊行予定）
- (3) 中野幡能は八幡信仰史の研究『増補版』吉川弘文館
- (4) 『大分県史』中世篇Ⅰ第六章一節（小泊立矢氏執筆分）。
- (5) 飯沼賢司「文書から見た六郷山の様相―六郷山の成立―」（『六郷山寺院遺構確認調査報告書』Ⅰ 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九九三年）
- (6) 飯沼賢司「文書から見た智恩寺の歴史」（『智恩寺』大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九九二年）
- (7) 註(2)に同じ。
- (8) 田中健二「宇佐弥勒寺領における荘園制的関係(一)―本家について―」（『九州史学』七五、一九八二年）
- (9) 『三光村誌』（一九八八年）第二編第三章『野中郷弁分と弁分の性格（乙咩政巳氏執筆）』
- (10) 註(5)に同じ。
- (11) 註(3)に同じ。

(12) 網野善彦「豊後国六郷山に関する新史料」(『大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 研究紀要』VI 一九八九年と註(5) 論文を参照。

(13) 『大分県史』中世篇II第二章三節(渡辺澄夫氏執筆)

(14) 乙咩政巳「屋山城と吉弘氏」『豊後国都甲荘1』 一九八八年。

(四) 近世・近代

近世初期の政治支配と都甲荘域

① 近世の成立と都甲

文禄二年(一五九三)、天下人豊臣秀吉は豊後一国の領主大友吉統の領地を没収した。ここに豊後の中世が終焉し、近世史が始まった。太閤蔵入地となった豊後へは、秀吉の命により検地竿が入られ、新領主が置かれた。国東郡の検地は鳥取藩主宮部善祥坊法印継潤によって行われた。新領主としては、「竹中重隆ヲ高田ニ村名詳ナラス」(『大分県史料』所収「豊後国各郡沿革記」)し、都甲地域もその支配下となった。²⁾

以下において「都甲荘」地域の近世史について述べることにするが、近世村落史料に比較的恵まれていた「田染荘」地域にくらべて都甲地域は庄屋文書などが極めて少ない。そのため、近世の都甲地域について村民の生活実態などについて述べることはできない。そのため、近世都甲の概況的叙述に止まらざるを得ないことを、まずお断りしておきたい。しかし、今回の調査によって幾つかの新しい事実が明らかとなった。そうした新史料に基づきながら「都甲荘」地域の近世史を辿ってみよう。

従来、最初の領主竹中氏の領地の範囲については不詳であった。今回

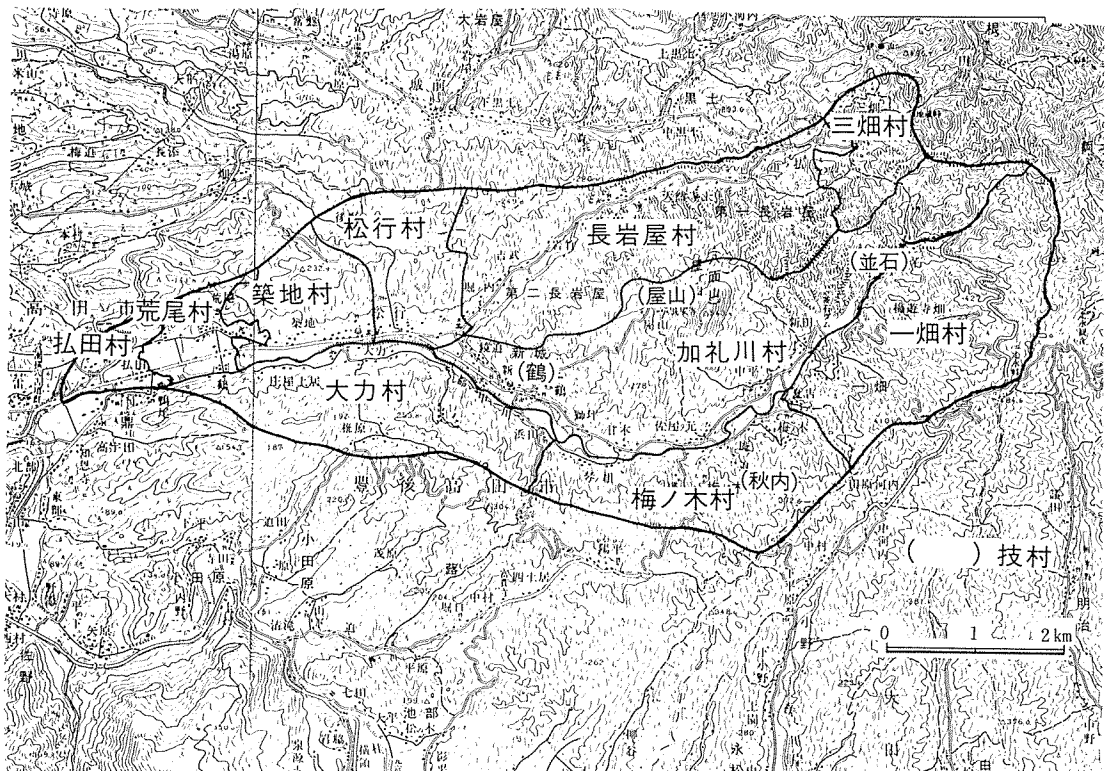


図13 都甲荘地域の近世村図

の調査により発見された次の文書によって、少なくとも長岩屋は竹中氏の領地に編入されていることが明確となり、都甲荘地域全体も竹中氏領と考えて差し支えないだろうと推察される。

あしたき二郎右衛門尉（并々） 弥介地下なミ（公役々） 事さしのそき候間、

地下村人へも其段を□甲聞候間、此折かみを以せつかくかんにん可仕候也、

閏九月廿日 竹中源助内

あしたき

次郎右衛門尉

本文書（写真10）は、竹中氏によって長岩屋のうち「あしたき（足駄木）次（二）郎右衛門尉弥介」に、「公役」が免除されたことを示すものである。年号を欠いているが、閏月の記載から見て文禄二年と比定して間違いないだろう。次郎右衛門尉の家は、元相模国の住人土谷三郎が、国東郡小畑村に逗留し、さらに小川（河）内に移り、さらに「長岩屋奥足駄木」を「見立切開キ」移った（4）という。それは「天文十六丁未之年迄、凡年数十八年」ということから享禄三、四年（一五三〇―一三二）のころという。そして、開発や移転には洪水そのほかにより子・孫・下人・牛馬などに犠牲者を出し、大変な苦勞をしたともいつている。

土谷家文書の一連の史料からは、長岩屋の開発が一六世紀前半であると確定することはできないが、少なくとも開発領主（土豪）次郎右衛門尉弥介に、一般農民並の公役負担を免除することで、入部まもない新領主竹中氏が、その支配の円滑化を図ろうとしたということは指摘できるといえよう。

② 細川家領と走り百姓

都甲荘地域は慶長五年（一六〇〇）に細川家所領となった。その時期などの詳細については『田染荘』で述べられているので省略する。

土谷家文書に慶

長六年五月六日付けの平太郎左吉次より長岩屋村庄屋善右衛門への書状が残っている。（5）これは、長岩屋村の百姓が一人「走」ったので「むかひ申候則右之百姓ハ諸役ヲゆる」すというものである。平太郎左吉次について、その特定はできないが、細川家の役人であると思われる。入国以来、細川家領、とくに国東郡においては農民の不定住による「荒」「無主」が課題であった。

そのことについては、『田染荘』において若干述べている。本文書から都甲荘地域にも「走り百姓」のいたことが確認される。

松井家文書のうちに「寛永六年四月十九日 国東郡御入国以来走申御百姓行衛不知分之御帳」というものがある。（6）これは、寛永六年（一六二九）段階において、依然として行方の知れない者を書き上げたものであ



写真10 竹中源助内書下

る。この文書の集計部分は次のようになっている。

惣人数合 四百九拾八人 内 五拾壹人 御蔵納分

四百四拾七人 御給人方

内

百六拾六人 本百姓

百八拾人 女房・むすめ・母・妹・下女共二

百貳拾壹人 兄弟・男子・まこ・おい共二

三拾壹人 名子・下人

以上 男数合 三百拾八人

女数合 百八拾人

四九八人のうち、都甲地域の者は、次の八軒、一〇名である（関係分のみ掲載）。

真玉久三郎手永

牧左馬允知行 原井田村

一、善七 女房壹人 慶長拾一年二走、無行衛

同人知行 同村

一、宮松 慶長拾三年二走、無行衛

小笠原宮内殿知行 新庄村

一、甚六 慶長拾三年二走、無行衛

小笠原宮内殿知行 新庄村

一、弥左衛門 元和七年二走、無行衛

牧左馬允知行 原井田村

一、松前 元和八年二走、無行衛

同人知行 同村

一、源左衛門 元和八年二走、無行衛

牧左馬允知行 新庄村

一、徳房 寛永三年二月二走、無行衛

小笠原宮内殿知行 新庄村

一、九郎兵衛 男子壹人 寛永四年十二月二走、無行衛

当時、国東郡は一〇の手永に編成されており、真玉久三郎手永の走り百姓の合計は、一五軒、三八名である。この数字は高いほうではない。しかし、この「走り百姓」が、都甲のうちでは原井田（払田）・新庄に集中していることには注目せざるをえないだろう。

③ 「人畜改帳」に見る都甲荘域

細川領時代の元和八年（一六二二）の都甲地域の概況を『小倉藩人畜改帳』によって作成したのが表1である。

都甲一〇か村が、その全体像を表す最初の史料である。全体が真玉久三郎手永に編入され、家臣などの知行地となっており、蔵納地はない。

走り百姓の記載にあったように原井田は牧左馬允の知行所であり、新庄村は牧左馬允・小笠原宮内の相給所となっている。そのほか、梅木・一ノ畑が相給の村となっている。松行は長岡興長の妻「御こほ様」と志水

伯耆の知行地であるが、他の村のように知行高は分けられていない。

都甲地域全体の高は四〇四三・一八二八石で、家数・人数の合計は六七四軒・一・三三六人である。家数には「貳拾四軒 隠居・名子・牛や・

庭や」（加禮河）という数も含まれている。そこで、本百姓・小百姓・名子などのみを抜いたものが、世帯数である。世帯数の合計は二四一軒と

表 1 近世初期の都甲荘域の村々

村名	村高	本百姓 小百姓	名子	寺	坊主	宇社 佐人	家数	世帯数	人数	牛馬	知行関係	村高 世帯	正保郷帳 村高
原井田	337.336	11	2			3	40	16	102	14	牧左馬允	21.084	249.668
荒尾	584.594	23	5	1			103	29	192	24	牧左馬允	20.158	432.667
築地	307.1407	17	4				70	21	137	20	魚住傳左衛門	14.6256	227.32
大力	426.467	15	3				68	18	138	15	牧左馬允	23.693	315.641
松行	325.189	32	6		1		96	39	179	29	こは・志水伯耆	8.338	240.718
長岩屋	571.486	22	4				97	26	204	26	牧左馬允	21.980	372.732
新庄	145.574	6	2				22	8	53	7	牧左馬允	18.196	
同	300.	14	4				34	18	60	14	小笠原宮内	16.667	
新庄計	445.574	20	6				56	26	116	21		17.137	329.776
梅木	300.	13	3				47	16	75	13	魚住孫作	18.75	
同	95.6481	7	1				16	8	31	3	志水伯耆	11.956	
梅木計	395.6481	20	4				63	24	106	16		16.485	292.825
一ノ畑	143.63	6	2				18	8	46	5	牧左馬允	17.954	
同	184.289	10	3		1		25	15	56	10	坂崎半兵衛	12.286	
一ノ畑計	327.919	16	5		1		43	23	102	15		14.257	242.698
加禮河	321.829	14	5				38	19	63	16	志水伯耆	16.938	238.191

なる。村高を世帯数で除してみると、都甲全体では、一六・七七七石となる。この数字は、国東郡全体や田染地域の一二石余に比べるとかなり高いものとなっている。

各村の家の内訳をみると、ほとんどが本百姓・小百姓・名子である。原井田の「御宇佐社人」、荒尾の「妙覚寺」、松行の「金宗院」、一ノ畑の「坊主」のみが非農業民である。

純粹農村の色彩が、田染地域に比べても一層濃いと指摘できる。

「人畜改帳」と「正保郷帳」の各村の村高を比較すると、すべての村で村高を減じている。これは、国東郡全体に指摘できることである。「正保郷帳」による都甲全体の高は二九四一・三三六石で七三石となつてい

④ 能見松平氏と都甲荘三畑村

寛永九年（一六三二）、小倉藩細川氏は、肥後国熊本へ転封となつた。都甲地域を含む豊後国国東郡・豊前国宇佐郡へは、松平重直が三七〇〇石で豊前国宇佐郡竜王へ入つた。重直は寛永十六年に居城を国東郡高田に移したという。正保二年（一六四五）正月、重直の嗣子松平英親は豊後国木付（杵築）への転封を命じられた。木付城の引き渡しは同年七月（初入城は三年八月）であり、かつての領地「高田領見目・香々地・都甲・田染に而都合壹万七千八百八拾七石五斗、公料相成、英親公御預被蒙仰御支配司之」とあるように、幕府領となつた都甲地域は木付藩預かり地となつてい

る。正保四年に作成された「郷帳」では、都甲地域は「御蔵納 松平市正預」に編入されている。ここでは、三畑村が「都甲荘」に入つている。当時の「都甲荘」域の耕地状況などを知るために表2を作成した。

全体を通して指摘できることは、まず各村の大きさが二〇〇〜三〇〇石とほぼ平均している。「人畜改帳」では、五〇〇石を超えていた長岩屋・

表2 正保4年の都甲荘地域の村々

	村	高	田	高	畠	高	茅山	柴山	日損所	新田
一ノ畑	川	242.698	196.075	46.623	〇	〇				〇
加礼	梅	238.191	165.294	72.897	〇	〇				〇
新庄	岩	292.825	209.275	83.55	〇	〇				〇
長屋	畑	329.776	254.031	75.745	〇	〇		〇		〇
三松	行	46.676	30.587	16.089	〇	〇		〇		〇
大松	力	240.718	127.678	113.04	〇	〇		〇		〇
築地	荒	315.641	237.661	79.98	〇	〇		〇		〇
荒尾	原	227.32	160.12	67.2	〇	〇		〇		〇
井田		432.667	390.581	42.086	〇	〇		〇		〇
		249.668	181.06	68.608	〇	〇		〇		〇

荒尾もそれぞれ三〇〇・四〇〇石台となつてい

る。なかで、三畑だけが四六石

余ときわだった小村となつて

いる。三畑村については、杵

築藩預かりとなつて間もない

正保二年八月二日付けの文書

がのこつてい

る。これは、松

平家家臣である山路源太兵衛

ほか二名が「三畑村 弥兵衛」

に宛てたもので、三畑村の「村

高六拾三石余」は「先代」(松

平または細川)より「百姓役

目」を引いており、その証文

もある

ので、今後

も免除する

という

ものである

。三畑村は『人畜改帳』

には見えず、

長岩屋村のうちに編入されてい

るのではないかと

の推論がなされてい

る。『人畜改帳』・『正保郷帳』の村高の性格、また村の範囲そのものにもつての検討も必要であらう。

三畑村は、その後幕府領（正保二年〜元禄元年杵築藩預かり、元禄元年〜十一年天草代官支配、元禄十一年〜正徳二年日田代官支配）を経て延岡藩領（正徳二年〜寛延元年牧野領、寛延元年〜明治四年内藤領）となり、都甲荘地域の他の一〇村とは、領域を異にしている。土谷家文書の宝永五年（一七〇八）七月の願書は、「御役所」（日田代官所）へ提出されたものであり、島原藩領長岩屋村との領域を超えての紛争であつた。

⑤ 正保郷帳の都甲荘域

話を正保四年の都甲荘地域に戻そう。田畑の比率では、ほとんどの村で田方が優先している。また、山についても茅山は全村にあり、柴山も六村にある。先の『人畜改帳』の非農業民の少なさと合わせ考えると、水田耕作に大きな比重があり、金肥の普及などもかなり遅れたものと思われる。

干害を受けやすいことを示す「日損所」は、長岩屋川最上流の長岩屋・三畑がそれであり、松行・大力・築地は「半分日損所」となっている。水害を受けやすいことを示す「水損所」はない。都甲全村に「新田有」と記されている。田染そのほか近隣の諸村にも「新田有」の注記がされており、近世村落への移行がこの地域で行われていたことを示している。

島原藩領都甲と村々

① 島原藩領と高田・田染組

寛文九年（一六六九）六月八日、当時丹波国福知山にいた松平忠房は「肥前国島原にうつされ、二萬石の加増ありて、同国高来郡、豊前国宇佐郡、豊後国東郡の内にして、六萬五千九百石餘を領す」ことを命じられた。¹⁵ この結果、杵築藩預かり地の幕府領一七〇八七石余のうち一〇四五四石余が島原藩領に繰り入れられた。都甲地域は島原藩領支配下となった。残りの杵築藩預かり地は、しばらくはそのまま継続されるが、貞享五年（元禄元年（一六八八）からは天草代官支配、元禄十一年からは日田代官支配、正徳二年（一七一二）からは日向延岡藩領に入ったことは前節で述べたところである。

島原藩では豊前・豊後の領地を「豊州領」と呼び、国東郡高田の芝崎村に代官所（「高田御役所」）を置き、本藩から代官など豊州御役人が派遣された。豊州領は豊前地域を山蔵・橋津・長洲の三組、豊後地域を田染・高田の二組、計五組に分けられ、各組に大庄屋が配置されていた。

島原藩主は寛文八年から寛延三年（一七五〇）までは松平（深溝）氏が勤めたが、寛延三年から安永三年（一七七四）までは、戸田氏が入った。安永三年からは、また松平氏が入部し、廃藩置県に至っている。

島原藩領となった都甲地域は、原井田（払田）・荒尾・大力・築地・松行・長岩屋の六村は高田組に、新城・梅木・一畑・加礼川の四村は田染組に編入され、中世以来の都甲荘は二つに別れることとなった。『執睨録』によれば、都甲地域のうち天念寺（長岩屋村）に五・〇八三石、梅遊寺（一畑村）に四・五石、長安寺（加礼川村）に四・五石の「寄付高」が与えられている。¹⁶

② 都甲荘域村々の文政十一年の年貢上納

九州大学九州文化史研究施設に所蔵されている元山文庫文書のなかには、かつて島原藩の地方役人として豊後高田や豊後高松（大分郡）に派遣された小川家文書が収められている。¹⁷ 以下において、元山文庫文書に拠って島原藩支配下の都甲地域の概況を述べることとしよう。

表3は、文政十一年（一八二八）の一〇か村の年貢納入をまとめたものである（払田から長岩屋までは高田組、新城から屋山までは田染組に属している。以下同）。¹⁸

その記載例を示してみよう（長岩屋村）。

一、高 三百八拾三石式斗七升九合 長岩屋村

此田畑分 田方 二百五拾三石八升五合
畑方 百三拾石壹斗九升四合

内

五石五斗 小庄屋組頭給
四升八合 池成引

表3 文政11年(1828)の都甲莊村々の年貢納入

(単位は「免」以外は石)

	(A) 高	内田高	畑内	引高	毛付高	(B)此取	外地	開高	開毛	地付	開地取	屋床起	屋床取	一毛高	一毛取	取合	内大豆	(B) -(A)
私田	251.052	187.796	63.256	74.8955	176.1565	100.409	7.326	4.418	1.192	0.056	0.022	0.069	0.02	101.643	44	0.4		
荒尾	434.225	385.457	48.768	122.7585	311.4665	230.485	1.804	1.101	0.429	0.071	0.036	0.03	0.009	230.959	36.7	0.531		
築地	231.565	147.373	84.192	85.3765	146.3885	144.924	5.578	3.5855	1.47	—	—	—	0.045	146.439	80	0.626		
大力	340.025	242.752	97.273	122.305	217.72	180.077	28.517	16.951	5.085	—	—	—	—	0.3	0.09	185.882	100	0.53
松行	251.974	129.323	122.651	55.2325	196.7415	175.099	8.327	6.64	2.456	0.174	0.087	0.04	0.012	177.654	126	0.695		
長岩屋	383.279	253.085	130.194	83.617	299.662	203.77	20.265	18.284	6.216	0.025	—	—	—	0.487	0.146	210.142	137.2	0.532
新城	338.108	266.661	71.447	109.16	228.948	190.026	21.573	15.885	5.399	—	—	—	—	0.039	0.011	195.436	80	0.562
梅木	320.115	238.599	81.516	72.1715	208.8845	137.863	19.681	12.992	3.248	0.033	0.014	0.037	0.011	151.973	84	0.43		
梅木	39.059	—	—	11.27	27.789	10.837	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.277
秋内分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
畑	266.618	223.77	42.848	90.0515	176.5665	79.454	28.131	21.036	4.838	—	—	—	—	0.025	0.007	84.299	48	0.298
加礼川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
並石	255.266	171.785	83.481	47.235	130.151	93.708	30.315	17.9345	4.304	0.035	0.013	0.017	0.005	122.984	92	0.367		
並石	43.666	—	—	14.2745	29.3915	16.753	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.384
鶴	28.194	—	—	5.7125	22.4815	7.643	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.271
屋山	6.02	—	—	1.368	4.652	0.558	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.093

(〔子歳免定写〕より抄出)

壹斗六升七合

永荒

貳拾貳石貳合

當檢見引

内 拾石四斗四升七合五勺

當荒

内 壹石九斗六升貳合五勺

猪鹿荒

貳石八斗五升貳合

当子荒

貳石三斗

當増引

五拾三石六斗

田畑風水虫痛用捨引

小以 八拾三石六斗壹升七合

残高 貳百九拾九石六斗六升貳合

毛付

此取 貳百三石七斗七升

免六ツ八分

去二 三拾四石九斗貳升貳合 へり

一、高 貳拾石貳斗六升五合

開地

此田畑分

田方 壹石三升貳合

畑方 拾九石貳斗三升三合

内 壹石九斗八升壹合

當荒引 但猪鹿荒

残高 拾八石貳斗八升四合

毛付

此取 六石貳斗壹升六合

免三ツ四分

一、高 貳升五合

屋床起

此取 壹升

免四ツ

去二同

一、高 四斗八升七合

一毛

此取 壹斗四升六合

免三ツ

去二同

去二 三拾四石九斗貳升貳合 へり

取米合 貳百拾石壹斗四升貳合

内 大豆 百三拾七石貳斗

表3に見られるように、ここでは梅木村の内秋内、加礼川村の内並石・鶴・屋山がそれぞれ別立てとなっており、一四村扱いとなっている。これらは枝村であり、本村の高は枝村分を含んでいる。

各村の村高は正保郷帳よりは、わずかずつではあるが、増加している。この本村の高は元禄郷帳と同一である。田畑の構成を正保郷帳と比較すると、松行・新城市・梅木・一畑・加礼川の七村が田方を増加しているが、荒尾・築地・長岩屋の三村は田方を減じている。畑方は荒尾・築地・大力・松行・長岩屋・加礼川の六村が増え、松行・新城市・梅木・一畑の四村が減らしている。

しかし、問題は「引高」の多きである。この「引高」は長岩屋の例でいえば、「小以 八拾三石六斗壹升七合」である。その内訳は、給与や永荒・池成のように恒常的なものと、当検見引のように臨時的なものがある。なかでも、「田畑風水虫痛用捨引」が、各村ともに非常に大きな比重を占めている。島原藩領国東郡全体で二一四七石が田畑風水虫痛用捨引となっている。これは、この年が災害に見舞われた年であったことを示している。

村高から引高を減じた「毛付高」の村高に対する割合(耕作地率)は、最高の長岩屋で七八・二割、以下松行・荒尾・松田が七〇割、新城市・一畑・梅木・大力・築地が六〇割、最低の加礼川は五一割である。枝村は鶴・屋山・秋内が七〇割、並石が六六・二割となっている。

「取」は本田畑からの年貢納入（米・大豆の合計）である。「免」は、毛付高に対するものとなっている（毛付免）。もっとも高い築地は九ツ九分（九九割）であり、以下松行・新城・大力が八ツ台、荒尾・加礼川が七ツ台、長岩屋・梅木が六ツ台、払田が五ツ台、一畑が四ツ五分となっている。枝村の免は、最も高い並石で五ツ七分で、秋内・鶴・屋山と続き、本村よりは年貢率が低くなっている。

表の最右端の村高に対する年貢納入率をみると、もっとも高い松行が六八・五割、つづく築地が六二・六割であり、以下新城・長岩屋・荒尾・大力・梅木・払田・加礼川とつづき、本村で一番低い一畑では、二九・八割となっている。枝村ではもっとも低い屋山では、わずかに九・三割である。災害の年であった文政十一年（一八一四）ではあるが、免は、概してかつての都甲荘中心部が高く、加礼川など都甲川上流部の村が低くなっている。また、組別では高田組が高く、田染組が低くなっている。

「開地」は新開地である。加礼川・大力・一畑・新城・長岩屋・梅木・松行・払田・築地・荒尾の順となっており、免の高い荒尾・築地・松行では開地が少なく、逆に低い一畑などが多くなっている。開地の免（毛付）は、当然のことながら本田畑より低い、その免の高低は本田畑の免にほぼ即応している。

「屋床起」は、かつて屋敷地であったものが、田畑に開発されたものである¹⁹。一毛は、いわゆる「見取田畑」に相当するものである。

こうした「取」の総計が「取合」であり、そのうち畑方分として大豆上納分が「内大豆」である。

③ 都甲荘域村々の土地状況と免

島原市の松平文庫に「豊州領御領村々様子大概書」という文書がある²⁰。年代は不明であるが、各村の高・取などが記されている。それに基づき

表4 「豊州領御領村々様子大概書」による都甲の村々（単位は石）

村位	高	取	取	
			高	
田尾	下中	251.052	141.37	0.563
荒尾	中上	434.226	307.948	0.709
築地	上上	233.567	201.745	0.864
大力	上上	340.025	264.043	0.777
松行	上上	253.974	226.206	0.891
岩屋	中上	383.279	274.203	0.715
新城	上上	338.108	247.745	0.733
梅木	上中	320.113	167.91	0.525
一畑	中中	266.618	139.644	0.524
加礼川	中	252.266	171.311	0.679

表4を作成した。

ここには「此村土地下」というように村位が記されている。村位とは、豊後国南四郡（大分・海部・大野・直入）では文禄二年（一五九三）の太閤検地で採用されたものであり、この村位によって各村の石盛が定められた²¹。しかし、宮部によって実施された豊後国北四郡については、

速見郡の例が報告されているのみである²²。その速見郡の例では、上の村では上田一・六（石、以下同）中田一・四、下田一・二、上畑一・四、中畑一・二、下畑一・〇の石盛が宛てられている。では、都甲地域の村々にも同様のことが指摘できるだろうか。

表5は、都甲荘域の各村の石盛（斗代）を示したものである。

この表に見られるように島原藩豊州領では、田畑をそれぞれ上々・上・中・下・下々・三下の六等級に分けている。これは、先の宮部による太閤検地とは大きく異なっている。都甲地域で、上の村位が付けられたのは、築地・大力・松行・新城・梅木の五村である。この五村でもそれぞれ石盛の基準が異なっている。都甲地域で、もっとも石盛が高いのは大力本村である。ここでは、上々田が一・四石であり、太閤検地当時の上田より低くなっている。表5において、上々田が一・四石であるのは、村位が中の長岩屋である。その長岩屋の石盛も細かく見ると、大力とは相違がある。

表5に示された石盛は、太閤検地において機械的に適用された村位別石盛とは大きく異なっていると云わざるをえない。ここでの石盛は、おそらく宝永五年（一七〇八）に実施された検地によって当時の地味に依りて採用されたものであろう。表4の村位は、基準が変わったにもかかわらず、そのまま残されていたものと思われる。こうしてみると少なくとも島原藩領に繰り入れられた豊後国東郡の村々では、無意味なものとなっていると言わざるをえない。

表5に見られるように、各村の石盛は、田畑の各等級によって微妙に相違がある。これは、都甲地域だけではなく、島原領全村に言えることである。このことから、島原藩の宝永検地は、各村の土地状況に合わせて、極めてきめ細かく行われたと指摘できよう。

表5で、一としたのは、その村に該当する地目が無いことを示している。枝村である浜田・鶴・屋山の地味の劣悪さが理解される。一方、荒尾・築地・松行の三村には三下田はない。

表4の「高」の欄の数字は、表3の「高」とほぼ同一である。しかし、「取」の数字は大きく異なっている。文政十一年では高に対する取の割合（年貢徴収率）が七〇割以上の村はなかった。しかし、表4では最高の松行の八九・一割以下築地・大力・新城・長岩屋・荒尾と六村が七〇割を超えており、加礼川・払田・一畑がつづき、一畑では五二・五割となっている。表4がいつの時点のものであるかが判明しないが、文政十一年（一八一四）とはかなりの開きがある。この「取」は、他藩領の村々と比べてもかなりの高率である。⁽²³⁾

表6は、文化七年（一八一〇）から同一一年までの「居免」を知るために作成したものである。

島原藩領の免の決定方式については、不明な点が多い。⁽²⁴⁾ 筆者は、かつ

表5 都甲荘域村々の田畑の石盛

(単位は石)

村名	田						畑					
	上々	上	中	下	下々	三下	上々	上	中	下	下々	三下
払田	1.3	1.2	1.1	0.95	0.8	0.65	—	0.7	0.6	0.4	0.25	0.15
荒尾	1.2	1.15	1.05	0.8	0.65	—	0.6	0.55	0.4	0.3	0.2	0.15
築地	1.15	1	0.8	0.65	0.5	—	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2	0.15
大力本村	1.4	1.3	1.25	1.05	0.9	0.7	0.9	0.7	0.5	0.4	0.25	0.15
同浜田分	—	—	—	1.05	0.9	0.7	—	—	—	0.4	0.25	0.15
松行	1.25	1.2	1	0.85	0.55	—	0.75	0.6	0.5	0.3	0.2	0.15
長岩屋	1.4	1.3	1.2	1	0.8	0.55	0.7	0.6	0.55	0.4	0.25	0.2
新城	1.3	1.25	1.05	0.8	0.65	0.5	0.7	0.65	0.5	0.35	0.2	0.15
梅木本村	1.35	1.25	1.15	1	0.8	0.7	0.8	0.65	0.5	0.35	0.2	0.15
同秋内分	—	1.25	1.15	1	0.8	0.7	—	0.65	0.5	0.35	0.2	0.15
一畑	1.35	1.25	1.1	0.9	0.75	0.55	0.75	0.65	0.5	0.35	0.2	0.15
加礼川本村	1.2	1.15	1	0.8	0.6	0.45	0.65	0.5	0.4	0.25	0.2	0.1
同並石	1.2	1.15	1	0.8	0.6	0.45	0.65	0.5	0.4	0.25	0.2	0.1
同鶴	—	—	—	—	0.6	0.45	0.65	0.5	0.4	0.25	0.2	0.1
同屋山	—	—	—	—	—	0.45	—	0.5	0.4	0.25	0.2	—

(「豊前豊後御領村々斗代写 小川氏」より抄出)

表6 都甲荘域各村の免

村名	旧	居免	安永4年	天明8年
弘田	6ツ7分	5ツ6分	2分ツ、下	2分ツ、下
荒尾	8ツ3分	7ツ4分	1分ツ、下	1分ツ、下
築地	10ヲ9分	9ツ9分	9ツ9分	1分上
大力	9ツ6分	8ツ3分	8ツ3分	1分上
松行	10ヲ	8ツ9分	2分下	1分上
長岩屋	8ツ4分	6ツ8分	6ツ8分	6分8分
新城	10ヲ2分	8ツ3分	8ツ3分	8分3分
梅木	8ツ5分	6ツ6分	1分下	1分下
秋内分	6ツ3分	3ツ9分	3分ツ、下	3分ツ、下
一畑	6ツ6分	4ツ5分	2分下	2分下
加礼川	8ツ9分	7ツ2分	1分下	1分上
並石	7ツ5分	5ツ7分	4分下	3分下
鶴	5ツ□	3ツ4分	1分下	2分下
屋山	3ツ	1ツ2分	3分下	2分下

〔豊州御領 安永四末ヨリ年々取米并検見引用捨引書繼〕のうち
「文化七年も同十二戌迄居免左之通」より抄出

て田染荘域の横嶺村について、寛文十年（一六七〇）から天保十一年（一八四〇）にわたって残存している「免状」を基にして同村の免の変遷を述べた。⁽²⁵⁾ここで整理してみると、横嶺村では、本田・開地・一毛・屋床起それぞれに免が異

「文化七年も同十一戌迄 居免 左之通」の松行・横嶺・一畑の三村の記載例を示してみよう。

同十ヲ	同 ⁽²⁵⁾ 式分下	松行村
一、八ツ九分	同 ⁽²⁵⁾ 式分下	松行村
同八ツ	同 ⁽²⁵⁾ 式分上	横嶺村
一、五ツ八分	同 ⁽²⁵⁾ 式分下	横嶺村
同六ツ六分	同 ⁽²⁵⁾ 式分下	一畑村
一、四ツ五分	同 ⁽²⁵⁾ 式分下	一畑村
同二同	同 ⁽²⁵⁾ 式分下	一畑村

横嶺村では「居免」は、「五ツ八分」である。免状では、文化十年（一八一三）から天保十一年（一八四〇）の免は、五ツ八分となっていることから、「居免」が都甲地域を含む島原藩領全体に文化年間に採用されていた定免であることが判明する。都甲において、表4と比較すると六村（荒尾・築地・大力・新城・梅木・加礼川）で低く、二村（弘六・松行）がほぼ同じ、二村（長岩屋・一畑）で高くなっている。

では「旧」はいつの時点のものであろうか。横嶺村で免が「八ツ」の年はない。もっとも高い延宝七年（一六七九）が「八ツ一分」である。先にも述べたように一七世紀末、一八世紀三〇年代の免が高くなっている。表6でもわかるように、全村で「旧」免は、高くなっている。こうしたことから、なら根拠はないが松平氏の入部間もない一六七〇年代のものではないかと思う。安永四年（一七七五）・天明八年（一七八八）については、横嶺村で同一年度の免状が残っていない。最も近い安永三

八世紀の享保初年には六ツ台に下がり、享保末には七ツ三分となる。戸田氏治政下の延享年間から安永年間には六ツから五ツ八、九分となり、松平氏に復旧した天明年間から寛政年間には五ツ八、九分だった。一九世紀に入った文化初年には五ツ五分、文化末年から天保にかけては五ツ八分で定額となっている。

では、表5の数字は何を意味するのだろうか。それは、表5の典拠である「文化七年も同十一戌迄 居免 左之通」（「豊州御領、安永四末ヨリ年々取米并検見引用捨引書繼」所収）に横嶺村がどのように記されているかによって推察されるのではなからうか。

年が六ツ、寛政元年（一七八九）が五ツ八分である。明確にはしえないが、安永四年・天明八年の二度にわたって免のツ定が行われているのであろう。

都甲地域の「居免」を表6でみると、築地・松行・大力・新城・荒尾・加礼川・長岩屋・梅木・扨田・一畑の順となっている。「旧」の順序は築地・新城・松行・大力・加礼川・梅木・荒尾・長岩屋・扨田・一畑であった。これは、それぞれの村の土地状況の変化などに原因するのであろう。「居免」と表4の順序を比較すると築地・松行・長岩屋・梅木が位置を変えている。枝村は4、土地構成と同様にいづれも本村とはかなりの差がある。

「豊州別紙案詞書抜」にみる都甲地域の村々

「豊州別紙案詞書抜」（以下「書抜」とする）は、小川氏によって安永四年（一七七五）から天保十一年（一八四〇）までの六五年間の豊州領における出来事を分類・整理された書き抜きである。地方支配の参考のために作成されたものであろう。その分類は、①地方など②酒造など（関係記事なし）③献上物など④出火など⑤鉄砲など⑥日田其外など⑦変死など⑧雑事などとなっている。ここでは、その分類にしたがって都甲地域の興味ある出来事について若干の解説を加えることとしたい。

① 地方・御取箇・運上・諸拝借向・夫食等

拝借の多くは病難による夫食願いである。運上では、水車がある。「書抜」では、築地・長岩屋村でこれまで稼業していた水車が止めるという願出があるが、水車一輪につき一〇匁の運上が課されていたことがわかる。開発については、松行村の後野の開発がある。また、扨田・大力において早損などのため免の引き下げが願われている（文化十・十一年）。

③ 献上物・御賞美筋・被下物・拝借願等

この項目の多くの記事は、孝行・長寿・善行などによる褒めである。地域社会にかかわることのみを述べる。

文化四年に加礼川村長安寺が「自分」で高樋を造立したことで白絹を下されている。長安寺は文化十一年（一八一四）にも鶴・屋山の「湯水に患」いのため新池の築立によく世話したとして心付けが伺われている。文化七年には大平村庄屋と大力村庄屋に、代官より命じられた長岩屋の新池築立によく勤めたとして心付けが伺われている。

文政五年には松行村に新池ができ、「賞美」の伺いが出されている。この池については文政九年にも土手付け替えに、「骨折の者」への「賞美」が伺われている。

④ 出火・船・津方・山方等

この項目のほとんどは出火・類焼に対する拝借の記事である。類焼一〇軒（人）以上のものを記してみると、安永六年の一畑（二五軒・一〇四人）、寛政七年（一七九五）の一畑（二〇人）、文政十年の新城（二二人）である。

⑤ 鉄砲・能・芝居・角力・訴状・借財・滞銀向等

この項目は、ほとんどが神社の祭りにおける芝居興行に関するものである。都甲地域では、六月一五日には長岩屋村の六所権現の祭祀での「算所踊」興行の届け出があること、同一八日には都甲八幡（築地村）と妙見（大力村）の祭祀に算所踊りの興行の届け出があるとなっている。さらに、九月には七日に妙見、二四日に都甲八幡、二九日には六所権現の祭祀での算所踊りの興行の届け出があるという。都甲荘域では、この三社の夏・秋の祭りに算所踊りの興行が行われていた。

こうした「芝居」興行のうち、田染中村の一宮八幡と都甲築地村の都甲八幡の芝居には高田の役所から「徒横目代官」が出役していたが、天

明七年には飢饉のためだろうか、芝居が止められている。

寛政十二年（一八〇〇）には、幕府から「神事芝居之外風防・虫除等之願芝居」あいならずという命令が出された。島原藩豊州領では、高田・若宮・下市・築地・中村では、これまで行ってきたが、どのようにしようかとの伺いが出されている。

文化五年（一八〇八）には、都甲八幡の祭礼が寂しくなり、神社の修復も行き届かないため、「小見世物」をしたいとの願いが出され、「年ニ寄、小見世物相願候義は格別」と申し渡されている。この寂れた原因として、「以前は拾ヶ村氏神ニ而賑々敷候処、いつ之頃ち五ヶ村」になったことをあげている。本書（二二七ページ）で指摘されているように、近世において、都甲八幡を氏神としたのは、西都甲の新城・松行・築地・荒尾・払田の五か村であり、長岩屋は六所権現を氏神とした。また東都甲地区は浜田社を氏神としていた。この理由のひとつには、都甲地域が高田・田染の両組に分けられたことがあげられよう。そのことが、「都甲荘」域の氏神都甲八幡を「五ヶ村」の氏神としたといえよう。

文化十年（一八一三）には払田村の惣堂達の上の弥勒菩薩の開帳のため、「小見世物」が願い出されている。

⑥ 日田其外・他所引合・境筋向
この項目には他領との関係を収めている。著名な杵築藩の被差別民衆が、藩の「浅黄半襟懸け」の強制などに反対し、島原藩領に逃散して来たのが文化二年であることを明確にした記事がある。杵築藩被差別民衆にたいして島原藩では、一人一日玄米三合二勺を給与している。⁽²⁸⁾

⑦ 変死・御咎・捨子・宿継・村懲・帰住・都て凶事

ここは、いわゆる「凶事」である。寛政三年大力村民が都甲川で死亡した。その際、肛門が傷ついていたため「河童之仕業ニ候哉」との推察

をしている。当時の人々の意識を知るために貴重なものであろう。

著名な文化八・九年（一八一・一二）の「文化一揆」は、島原藩領では宇佐郡領を中心に展開している。都甲地域には及ばなかったようである。天保五年（一八三四）、長岩屋村の村民二名の名で訴状が出されている。名を出された本人は「不存」と申し立てたが、「自分勝手多」ということで、手錠五日を申し付けられている。幕末期には都甲地域にも不穏の動きがあったようである。

⑧ 雑事等

ここには、払田村の高札場の所替えが記されているのみである（天明七年）。

近代の「都甲荘」域

明治三年（一八七〇）三月、島原藩は「合村被仰付候、其外大変革出ル」「大庄屋始村役人惣而御廃止、初而大庄屋ハ惣名主、庄屋ハ名主、組頭ハ乙名と相成」という地方制度の改革を行った。⁽²⁹⁾ 作成されたものと思われるのが「明治三午歳三月七日 豊後高田村々名主名面扣」という文書である。⁽³⁰⁾ 同書によれば、高田組惣名主には高田徳蔵、田染組惣名主には田染欣平が任命されている。

都甲地域では「合村」によって名主は、数村を兼帯することとなっている。文政十一年（一八二八）段階では全村で「小庄屋組頭給」が引かれており、全村に庄屋が配置されていた。高田組では払田村は波多九郎右衛門が単独で名主となっている。荒尾村は知恩寺・高宇田・鴨尾と合村となり名主は鴨尾村の田辺泰蔵が、築地・大力村は大力村の鴛海惣蔵が名主に、長岩屋・松行村は松行村の桑原五八郎が名主となっている。

田染組では新城・梅木村は新城村の大波多栄兵衛が、一畑・加礼川村は一畑村の河野次郎右衛門が名主となった。都甲一〇か村は六名の名主に

よって管轄されることとなった。「都甲荘」は完全に解体状況となった。こうした「大変革」は都甲地域だけではなかった。明治四年正月、田染組でおこった農民騒擾の要求が地方制度に関するものが多いことはその反映であろう。

明治四年（一八七二）七月、廃藩置県により、島原県が成立するが日田県に移管され、同年一月には大分県に編入され、二〇〇年間の島原支配は終結した。

都甲一〇か村は、明治五年（一八七二）に第一大区四小区に編入された。そして、明治八年三月には、第一大区五小区都甲村として、一〇村が合併して二〇〇年振りに「都甲村」が成立した。「国東郡村誌」によれば、当時の都甲村は戸数九〇七（うち杜寺五三・寺七・農家八三〇・医者五・農間薪炭を業とする者一五）・人数三八四八（男一九五〇・女一八九八）、牛四〇八・馬三三三、田二五五町余・畑二六五町余、となつて⁽³¹⁾いる。

しかし、明治十一年（一八七八）には再び一〇村に分離した。明治十七年の戸長役場制の施行に伴い、新城・梅木・一畑・加礼川四村の戸長役場は新城村に、長岩屋・築地・松行・大力・荒尾の五村の戸長役場は築地村に置かれた。払田村のはいった三村（ほかは美和・鼎）の役場は美和村に置かれた。⁽³²⁾

明治二十二年（一八八九）の市町村制の成立に伴い、新城・梅木・加礼川・一畑の旧田染組の村々が東都甲村となり、長岩屋・大力・荒尾・築地・松行の高田組の五村が西都甲村となった。そして、払田村は美和村となった。大正七年（一九一八）段階において東都甲村は戸数三四四・現住人口一九一六、西都甲村は戸数四〇七・現住人口二四四五となつて⁽³³⁾いる。美和村は明治四十年来縄・玉津村とともに高田町に合併した。⁽³⁴⁾

東・西都甲村は、昭和二十六年（一九五一）に高田町に合併し、同二十九年五月の市制施行に伴い豊後高田市となり現在に至っている。

〔註〕

(1) 主として近世初頭の国東郡の領主交代・領知高などについては諸説があつて確定しがたい点が多い。筆者なりの諸説の整理や問題点の指摘は『豊後国田染荘の調査Ⅰ』（以下『田染荘』とする）で行っている。本稿では、出来る限り重複を避けることとし、政治支配については必要最小限の記述に止めた。ご了承いただきたい。

(2) 『大分県地方史料叢書（六）』 大分県地方史研究会

(3) 『豊後国都甲荘の調査 資料編』（以下、『資料編』とする）Ⅱ（古文書部） 3号文書

(4) 『資料編』Ⅱ（古文書部） 1・2号文書

(5) 『資料編』Ⅱ（古文書部） 4号文書

(6) 熊本大学付属図書館所蔵

(7) 源左衛門以下は、原文書では、富来源右衛門手永のなかに綴じられている。しかし、そのままでは前後の繋がりが取れない。そのため、真玉久三郎手永の内、この一紙が乱丁となつていと考察し、真玉久三郎手永のなかに戻している。

(8) 『大日本近世史料 小倉藩人畜改帳 四』

(9) 『追遠拾遺』

(10) このとき、中津藩小笠原氏の預かり地となつた村名などは、『田染荘』に記述している。参照いただきたい。

(11) 『正保郷帳（上）』 大分県地方史研究会

(12) 『資料編』Ⅱ（古文書部） 5号文書

- (13) 『角川 日本地名大辞典 44 大分県』
- (14) 『資料編』II (古文書部) 6号文書
- (15) 『寛政重修諸家譜』
- (16) 『執腕録』 別府大学付属博物館
- (17) 寛政十一年(一七九九)から慶応三年(一八六七)の間、島原藩は、豊後の内大分・速見郡の幕府領の預かり支配を命じられ、高松陣屋に同藩役人が詰めている。以下、本節で用いた史料は、特記しないかぎり元山文庫文書による。
- (18) 『資料編』II (記録部) 4
- (19) 細川領時代の国東郡には、屋敷地には課税されていなかった。島原藩ではそれを受け継ぎ幕末に至るまで、屋敷地は非課税地であった。その経緯・詳細については拙稿「近世田染荘域の村落構造」(『大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要 Vol. 4』)および『大分県史 近世篇III』所収の延岡藩領を参照いただきたい。
- (20) 『資料編』II (記録部) 7
- (21) 佐藤満洋「太閤検地における村位別石盛の研究」(『大分県地方史』58〜63号、ほか)
- (22) 『大分の歴史 第6巻 農民と一揆』 太閤秀吉と二豊(佐藤満洋氏執筆)
- (23) 拙稿『大分県史 近世篇III』延岡藩領には、延享四年(一七四七)段階の延岡藩領村々の定免を付録として収録している。延岡藩では田方・畑方に分けて定免が決められているが、国東郡の田方の最高は湯原村の〇・六二三八であり、全三三か村で六〇割以上は五村である。畑方では長小野村の〇・四九九五で五〇割以上の村はない。

- (24) 『大分県史 近世篇III』島原藩(後藤重巳ほか執筆)には、一七世紀においては検見が行われているとはいいが、具体的な記載はない。
- (25) 「近世田染荘域の村落構造」(『大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要 Vol. 4』 47ページ 第7表)
- (26) 「豊州別紙案詞書抜」における都甲荘地域に関する記事を『資料編』(記録部) 1 にすべて掲載している。以下の叙述は、特記しない限りすべて同書によっている。
- (27) 「豊後高田詰覚書」(『資料編』II (記録部) 3)
- (28) 拙稿「文化年間豊後杵築藩被差別民衆逃教とその発生年代について」(『日本歴史』五四二号)
- (29) 「河野家年代記」(『豊後国田染荘III』所収)
- (30) 元山文庫
- (31) 大分県立大分図書館所蔵
- (32) 『西国東郡誌』
- (33) 同上
- (34) 『角川 日本地名大辞典 44 大分県』

一一 中世の耕地と集落

はじめに

都甲荘域には、本都甲荘といふべき弥勒寺領の荘園域とそれと密接にかかわりながらも領主を異にする比叡山無動寺領の六郷山領が存在する。本都甲荘では、耕地と集落は収取単位である名と深く関係しながら存在した。一方、六郷山では、夷岩屋に付属する長小野などの例を除けば、基本的に名というものは存在せず、坊または屋敷を単位として支配がなされ、屋敷の在り方が中世村落の在り方を規定していた。

また、集落の在り方は耕地や灌漑の在り方に規定される。条里部では水田が散在し、家は自己完結的な形態は取りにくい、それに対して六郷山領山間部では屋敷と耕地が自己完結的でひとつのまとまりをもっており、これが集落の在り方を当然規定していた。さらに、同じ山間部でも灌漑の規模が集落や屋敷の形態を微妙に変えている。

そこで、この節での考察は、このような本都甲荘域と六郷山都甲地域の違いや灌漑や耕地の在り方の差異に注意しながら、(一)都甲荘の名と耕地、(二)条里部を中心とする灌漑と開発、(三)払田の屋敷の形態と園田、(四)加礼川地区の共同体と耕地開発、(五)応永二十五年の長岩屋住僧屋敷注文から見た六郷山長岩屋の坊集落、などの五事例から中世の耕地と集落の在り方の復元的考察を試み、都甲谷における古代・中世の開発史を整理してみることにしたい。

(一) 都甲荘の名と耕地 名の所在地と規模

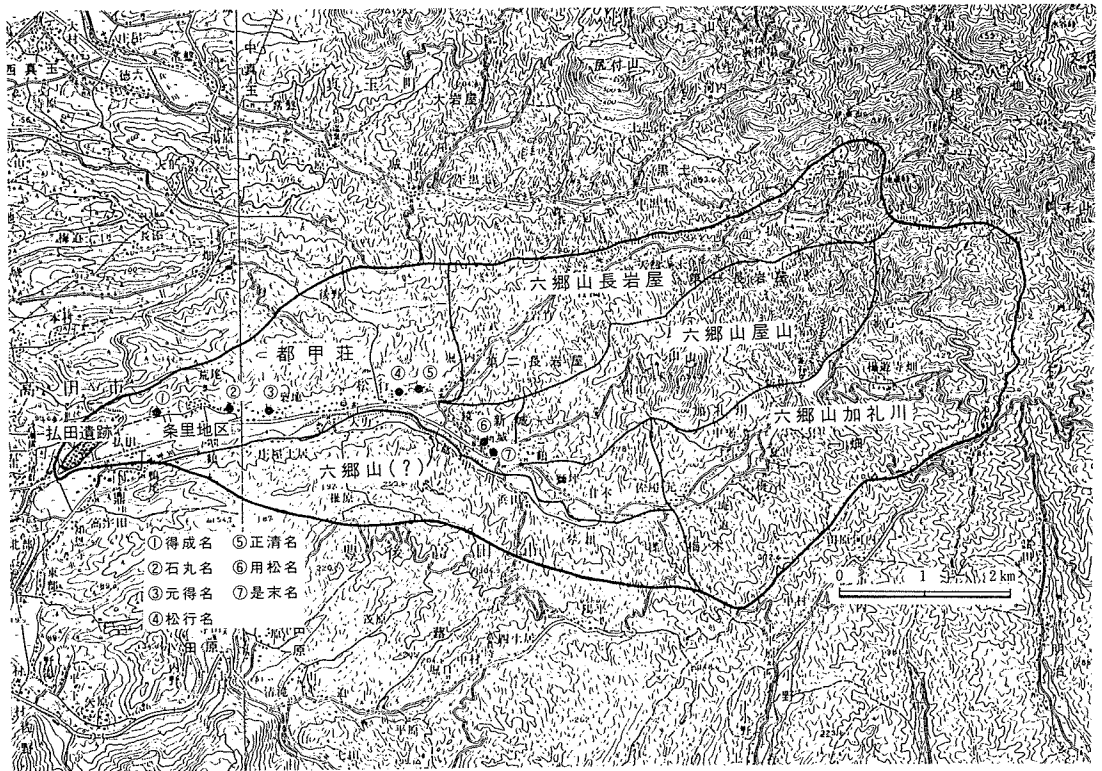


図14 調査対象域全図

都甲荘関係の史料で確認される名は表1のように整理できる。

表1

名の名称	比定地	備考
石丸	大字荒尾字カマタ	石丸名の中に、蒲田の地名があり
正清	大字松行字前田(マサキヨ)	
用松	大字新城字持松	
是末	大字新城字尾上(コロスエ)	
元得	大字築地字鷹徳	
得成	大字荒尾字トクナリ	
弁分	大字荒尾と大字新城字ベンフ	
松行	大字松行	
包吉		
光行		
弥石丸		
又弥石丸		
四郎丸	真玉町城前四郎丸か	
近成		
是貞		
すえなり		
久末		

都甲荘では、確認できる名のうち半分が遺称地をもつが、中世の名は、遺称地があるといつて場所が特定できるような性格をもっていない。すでに田染荘の調査で明らかになっているように国東半島の荘園の名は基本的に散在名であり、遺称地は、名の耕地や屋敷の一部を示しているに過ぎない可能性が高い⁽¹⁾。しかし、用松・元得・得成・松行など現在の屋敷地に名の名前が残るものも多い点からみると、都甲荘の名は割合とまった構造をもっていたとも考えられる。

名の規模を記した古文書はないが、およその大きさを復元することは

できる。承久三年(一二二二)の都甲荘造宇佐宮假殿糧米徴符は、都甲荘の初期の名が書き上げられ貴重な史料である(『都』一二二)。宇佐八幡宮では三十三年毎に本殿(上宮・下宮)の建て替えを行い、その際本殿と同規模の仮殿を作り、御験(みしるし)の遷宮を行う。これが仮殿であり、この上宮仮殿は、豊後一国の平均役として造立される。この徴符はこの仮殿の糧米を割り当てた徴符である。糧米はこの時代の賦課方式からすると、段別賦課と見られ、段別賦課料が一つの名の規模がわかれば他の名の規模も推定できる。建久四年の宇佐作料糧米は町別一斗九升(『石垣荘史料』四)、地頭名石丸名は、永暦二年段階で三町である(『都』五)、これを基に名の大きさを復元すると次の表2のごくになる。

表2

名の名	賦課額	推定田数
石丸	四斗六升	二町四段七五歩・三町
正清	八斗三升	四町三段二四五歩・五町四段
用松	一石一斗三升(未進も含め)	五町九段一六九歩・七町八段一〇八歩
是末	五升四合	二段三〇二歩・三段二四〇歩
包吉	二斗	一町一八七歩・一町二段
元得	一石	五町二段二七歩・六町五段三六歩
得成	四升	二段三八歩・二段一二〇歩
光行	一石二斗	六町三段五七歩・七町八段一〇八歩
弁分	八升七合	四段二〇九歩・五段二五二歩
(合計)	五石	※上は段別賦課料から、下は名面積から算出

都甲荘は、鎌倉時代九〇町あるいは七〇町の田積があり、名の復元面積は、その半分にも満たない。これは、基準とした地頭名石丸名の面積が少なかったか、地頭ということから免田のことを考慮に入れなければ

ならないかもしれない。また、先の表からしてこの徴符がすべての名を網羅していないことも確かである。しかし、一応この表を基本に考えると、一般の莊園にみられるように弱小の數反の名から六、八町の名まで多様な名経営がなされていたことが推測されるが、割合大規模な名が多いことが注目される。しかし、田染莊の調査で海老沢氏が指摘したような糸永名・吉丸名のごとき大規模名（別名）と通常の名の二重構造は存在しない。ただし、弁分という特殊な大規模名はある。⁽²⁾

名の構造

当莊は、田染莊のように名の構造を明らかにできる史料はほとんどないが、弁分に関する史料がある。弁分は、放生会などを中心とする宇佐宮の年中の日常的な祭祀を運営する費用を割り当てられる特殊な大規模名であり、その中にはまた小さな経営単位または名が存在する。⁽³⁾

史料1（『都』九）

充下 丹治光貞所

可早任古作跡、下作都甲御□弁分田島等□

冠山七比一段六十ト

同十八坪五段一斗五升代

同十九ノ二段 一斗五升代

同十六ノ四段一斗五升代

已上田壹町貳段六十ト 屋敷島一所字荒手

右件田島等者、往古弁分之地也、而仍為光貞重代相伝之下作人、任

道理旨所令充下也、早令下作、且有限御年貢米、不致未進令弁済、

且公私雜事、無懈□□令勤仕状、如件、此条庄官等子細如件、

建曆二年十一月 日

都甲弁済使八多 在判

件田島等、依弁済使所之仰、所□□之下作之由、度々令奉奉判了、

而尚重所賜御下文也、仍可令光貞耕作之事、以往申状如此、仍者百姓

等各加署之、

地頭大神 在□
公文 檢校大法師 □□

史料2（『都』一一）

追下知

有貞逃亡御庄内之間、彼跡ヲ光貞雖請取、未耕作以前、其所当米ヲ懸光貞致貢之間、弁済之由歎申条、事実ハ不便之次第、速有貞丸光□□彼所当代ヲ可返与、又々四段五段田、同可致沙汰之状、如件、

下 都甲庄沙汰人等

可早充行弁分田都堵丹治光貞□島等之事

壹町貳段六十分并屋敷島一所字荒手

右、光貞者、往古重代相伝之弁分田堵也、然而代々弁済使、依阿賂、致無道沙汰、他人令充作之条、不当之子細也、速如本以光貞為作人、御貳年貢以下雜事等、雖事無懈怠、可令致沙汰之状、所仰如件、

建保二年六月 日

預所大法師 在判

右の史料1は、文書の様式に問題があるが、偽文書なのか、誤写なのか断定しがたい。いずれにしても建曆二年（一一六一）に弁済使八多某によって弁分の古作一町二段六十歩と屋敷島が丹治光貞に充て行われ、在地の百姓・莊官たちもこれを了解したという内容である。

次に、史料2は、特に形式に問題がないが、再び同じ弁分古作を光貞に充て行っている。この文書によれば、光貞は重代相伝の弁分の田堵であるが、代々の弁済使の勝手により、不当にこの一町二段六十歩の田と

屋敷畠が他人に充て行われているので、元のように光貞が請作し、年貢以下の雑事を怠りなく、出すように預所が命じている。追て書によれば、この充て行われた土地は、百姓有貞の耕作するところであったが、荘内から逃亡してしまつたため、光貞に充て行われた。ところが、領主側は、光貞が請け負ひ耕作する以前の有貞分所当を取り立てようとしたため、光貞はその不当を訴え、領主側もこれを不便として有貞にその所当代の返還をもとめ、さらに四・五段の田地を沙汰するように命じた。

この二通の史料から、弁分の経営は、光貞や有貞など弁分田堵とよばれる何人かの請け作によつてなされており、屋敷畠と作田がセットになつていたことがわかる。屋敷畠のある「荒宇」は現在の大字荒尾うちに比定され、古作「冠山」は、地図(図15)のごとく、大字築地字カブリにある山の名と推定され、その位置は、荒尾の集落の裏の山にあたる。この古作は条里の坪付の記載をとつており、正確な位置は明らかにできないが、坪のまとまりからして荒尾集落の前に広がる条里遺構の耕地にかなりまとまつてかたちで存在していたと推定される。

また、地頭名石丸名をみると、永暦二年(一一六一)三月二十七日の弥勒寺留守所下文によれば、「石丸垣廻領田參町」とあり、その内訳は「屋敷田三段・蒲田一町・糸田一町・門田七段」からなつていた(『都』五)。一町のまとまりをもつた蒲田や糸田からみると、この名田も条里部にあつたと思われ、蒲田の地名は、荒尾の字にカマタがあり、集落のすぐ前の水田である。他の地名は比定できないが、屋敷田は、屋敷内部の水田であり、門田も屋敷の隣接水田と推定されることから蒲田に近い付近に石丸名の屋敷すなわち地頭の屋敷が存在したと思われ、「石丸垣廻領田」と表現されたと思われる。

この蒲田の東二〇〇ほどほどの所には、妙覚寺という曹洞宗の寺があり

(図15参照)、この寺は、応永元年(一三九四)に都甲彈正良沢によって開基されたいい、門前には南北朝末から室町初頭のころと思われる国東塔が立っている(写真11)。ところで、永享二年(一四三〇)十二月九日の大友持直安堵状案によれば、都甲荘都甲四郎跡などが富来彦三郎に親父宝順からの相続の地であるとして安堵されている(『都』一三五)。都甲四郎は鎌倉時代から地頭都甲氏の惣領が代々襲名する名であり、都甲文書の在り方からみると、永徳三年(一三八三)から永享二年(一四三〇)の間、おそらく南北朝の末に都甲氏の惣領家の所領が没収されたと思われる。地頭の館はしばしばその氏寺に転用されることが多く、妙覚寺が都甲惣領家の屋敷跡であつた可能性は高く、その位置から石丸名の屋敷とことも考えられるのである。

いずれにしても、都甲荘の場合、名は屋敷を中心に一定のまとまりをもつていたと推定される。

さて、名は水田の他に多くの畠をその中に含んでいる。永享十一年(一四三九)の都甲荘内都甲丹後守等跡田畠注文案によれば、没収された松行名は田分二町五段、畠分三町から構成されており、畠の面積は田を上回っている(『都』一三六)。明治二一年段階の耕地利用図(付図(B)―3)を参考にするると、集落の後背地の山に広い畠が開かれており、耕地の中で畠の



写真11 妙覚寺 国東塔

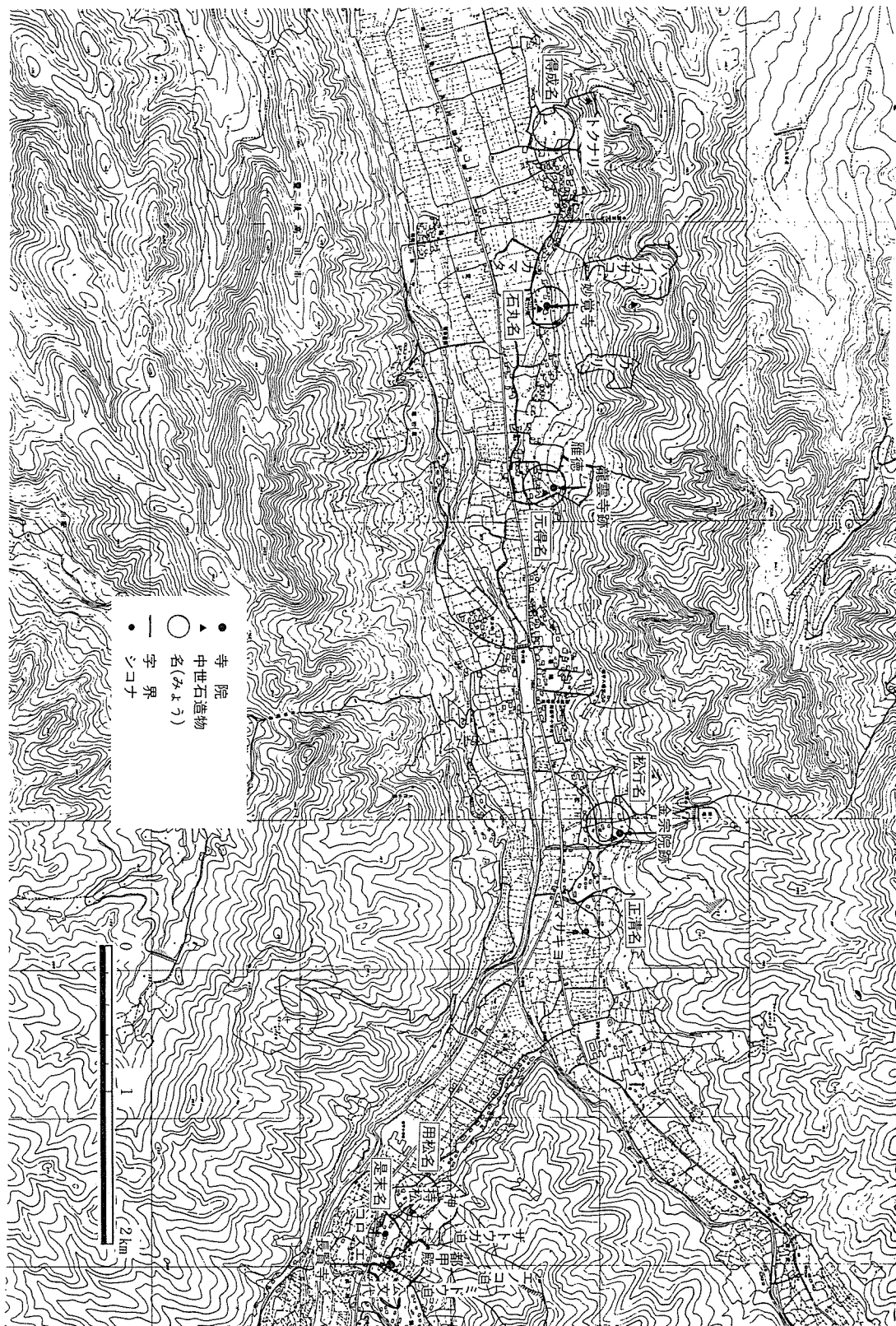


図15 都甲荘の名の位置

占める割合がいかに多かったかがわかる。これは、近世の開墾などによるものが相当あることは否定できないが、中世においても畠の占める割合が多かったことやその重要性は黒田日出男氏らの研究によっても指摘される⁽⁴⁾ところである。

寛元元年(一二四三)五月の地頭大神惟家申状には、「自八代相承以来、於件屋敷堀内等者、前々検畠之時、全以不被向馬之鼻」「如此之屋敷堀内、為領主之得分、蒙御免許事、先例・傍例也」とあり、屋敷畠が領主の重要な得分であり、それは検畠の対象でないという地頭の主張がみられる(『都』一五)。

地頭名でも「名田畠山野」という表現がみられ、屋敷後背地の畠山野の重要さが知られる。弘安四年(一二八二)四月十日の大神惟親所領讓状では、惟親が嫡子惟遠に地頭職半分と田畠山野などを讓ったときに「但し、あらをのはきかさこ 亀房にたふへし」とあり、地図(図15)にあるように荒尾集落の後背地である「はきかさこ」(現在の大字荒尾字ハイガサコ)を亀房なる人物に譲っている(『都』三三)。地頭館と推定した妙覚寺の後背地の山の迫に当たり、現在は山に戻っているが、かつては畠が営まれていた。おそらく地頭名石丸名の畠山野の一部をなしていたと思われる。また、永仁七年(一二九九)六月二日の鎮西下知状によれば、荘内の「榎迫・葉付畠・夫婦石以下」の畠地・山野をめぐって地頭都甲左衛門尉惟遠と正清名の名主と推定される正清弥次郎惟重も屋敷後背地の畠山野をめぐる熾烈な争いとみられる(『都』四五)。このように屋敷と後背地の畠は名の一部として重要な生産の拠点であり、山野用益を確保する大切な場所であり、荘住人の生命線となっていたようである。

以上のように考えると、都甲荘における名は、屋敷を核に後背地に畠山野を背負い、全面の近接地にかなりまとまった水田を確保している形

態が一般的であると考えられる。

このことから、遺称地の場合、畠・屋敷地は、名の屋敷畠の場所と推定され、水田に遺称地があるときも、多くはその大字内に名の屋敷があるとみられる。以下、名推定地の環境を検討し、個々の名の在り方を明らかにしみよう(図15参照)。

〔得名名〕

字トクナリは得名名の屋敷地と推定される。荒尾集落の西に位置し、現在は畠であり、牛舎がある。迫になっており、現在の荒尾の集落に比べれば、後背地が広い。迫の西の端から登った山の上には、荒尾地区の墓あり、五輪塔や室町時代の国東塔が残る。

〔石丸名〕

すでに検討したように、石丸名の水田であった蒲田の位置と妙覚寺成立の事情からすると、屋敷は妙覚寺の地と推定される。寺には、南北朝末から室町初期の大型の国東塔があり、裏山の寺の上には、戦国時代末の天文から天正のころの板碑が一二基ある。寺の後背の山の斜面には広い山畠がある。

〔弁分貞光〕

弁分貞光は荒宇屋敷と冠山の条里水田からなる。荒宇屋敷は、現在の荒尾集落の中にあることは間違いないが、位置を特定することは困難である。水田と屋敷が近接している可能性が高いので、冠山の遺称と推定される字カブリとの位置関係からすると、妙覚寺から近接した地域と推定される。

〔元得名〕

築地字雁徳が遺称地と推定される。ここには竜雲寺(雁徳寺ともいった)という曹洞宗の寺があったが、近年無住となり、堂宇も失われたが、



写真13 龍雲寺 石造物



写真12 龍雲寺 観音像 (像高23.8cm)

寺の入口の民家には、室町時代の国東塔一基があり、境内地には、宝塔や五輪塔が相当数残る(写真13)。寺の由緒を伝える文書はなく明確なことはわからないが、寺に伝わった観音像(写真12)には「応永十九年壬辰正月念三日大仏師法眼金叟 大願主比丘尼善宗」と墨書があり、吉弘氏入部以前の室町初頭以前の寺であり、元得名の屋敷を寺院化した可能性が極めて高いのである。

〔松行名〕

松行名は、承久二年の徴符には見えない名で、鎌倉時代の末に初めて、その名が見え始める。遺称地は大字松行である。

永享十一年(一四三九)の都甲荘内都甲丹後守等跡田畠注文案(『都』一三六)によれば、没収された松行名は田分二町五段、畠分三町から構成されており、この土地が吉弘氏の手に入り、吉弘氏の館が置かれた。松行の金宗院は吉弘氏の菩提寺であり、その館も近接地である字大屋敷にあったと推測される。おそらくその屋敷は松行名の屋敷を踏襲していたのではなからうか。名の水田は明らかでないが、いわゆる大屋敷川より西に位置する都甲川沿いの水田の可能性が高い。現在の集落の後背地には、畠が広がっているが、現在は山林となっているものが多い。

〔正清名〕

正清の地名は、松行の字前田の中に残る。承久二年(一二二二)の徴符からすると、荘内では大規模な名である。都甲荘の他の名の在り方からすると、正清も耕地と屋敷が近接してまとまっている可能性が高く、松行の集落の西に広がる水田は、ほとんど正清に属していたかもしれない。

〔用松名〕

遺称地は、大字新城の字持松である。持松は現在の集落と一致しており、その後背地には、字神ノ木の畠が広がり、その奥にはザトウガ迫、エノコ迫と呼ばれるかなり深い谷があり、近年まで山畠が形成されていた。用松の遺称地である持松は、名の屋敷が存在するのに相応しい場所であり、神ノ木の土谷家の墓地には中世の五輪塔群があることが注目される。

〔是末名〕

大字新城字尾上に「コロスエ」という屋号をもつ家があるが、これは是末名の遺称と考えられる。尾上には長賢寺と呼ばれる真宗の寺があり、尾上の上には字都甲殿と呼ばれる場所があり、広い畠があり、その上にはミドウ迫と呼ばれる迫があり、山畠が開かれている。ここも後背地に

広大な畠を抱える名の屋敷地として相応しい場所である。また、都甲殿の東には字公文代（長賢寺の裏）があり、中世の五輪塔などの石造物などがある。

さて、以上の個別的な名推定地の環境と文書からみた都甲荘の名の形態を併せて検討すると、都甲荘の名は、屋敷と畠・山野そして水田が有機的に結合しており、名田畠が散在的な形態をとっていないようである。特に名にとって屋敷の後背地に広がる畠・山畠・山野が生産の生命線として他の地域比べてより重要視されていたようである。

(二) 条里部を中心とする水田の灌漑と開発

都甲谷の条里（荒尾条里）は、国東でも最も残存状態の良いものの一つで、圃場整備が急速に進みつつある大分県下では貴重なものとなっている（写真14）。その施行の時期については、現時点では明らかにできないが、鎌倉時代の建暦二年（一一二二）十一月 日の文書に「冠山七比（坪カ）」「同十八坪五段」「十九坪二段」「十六坪四段」など条里による坪名が記されている（『都』九）。冠山は荒尾の妙覚寺の東裏にカブリの字があり、その付近の山をカブリ山という人があり、これらの坪付のある水田は荒尾と築地の境界付近にあったとみられる。

坪名は現在「十ノ坪」の名が字名として残っているが、全体の復元はむずかしい。しかし、条里地割の残存が非常によく、用水なども当初からのものが踏襲されていると考えられるので、灌漑調査によって条里プランと用水、条里開発と井堰などの関係が明らかにできる。

井堰の現況

それでは、条里地域に関係する井堰の現況をみてみることにしよう。大字松行から払田までの都甲川の井堰は、今イゼ・安イゼ・大イゼ・久



写真14 都甲荘の全景（手前右 条里地区）

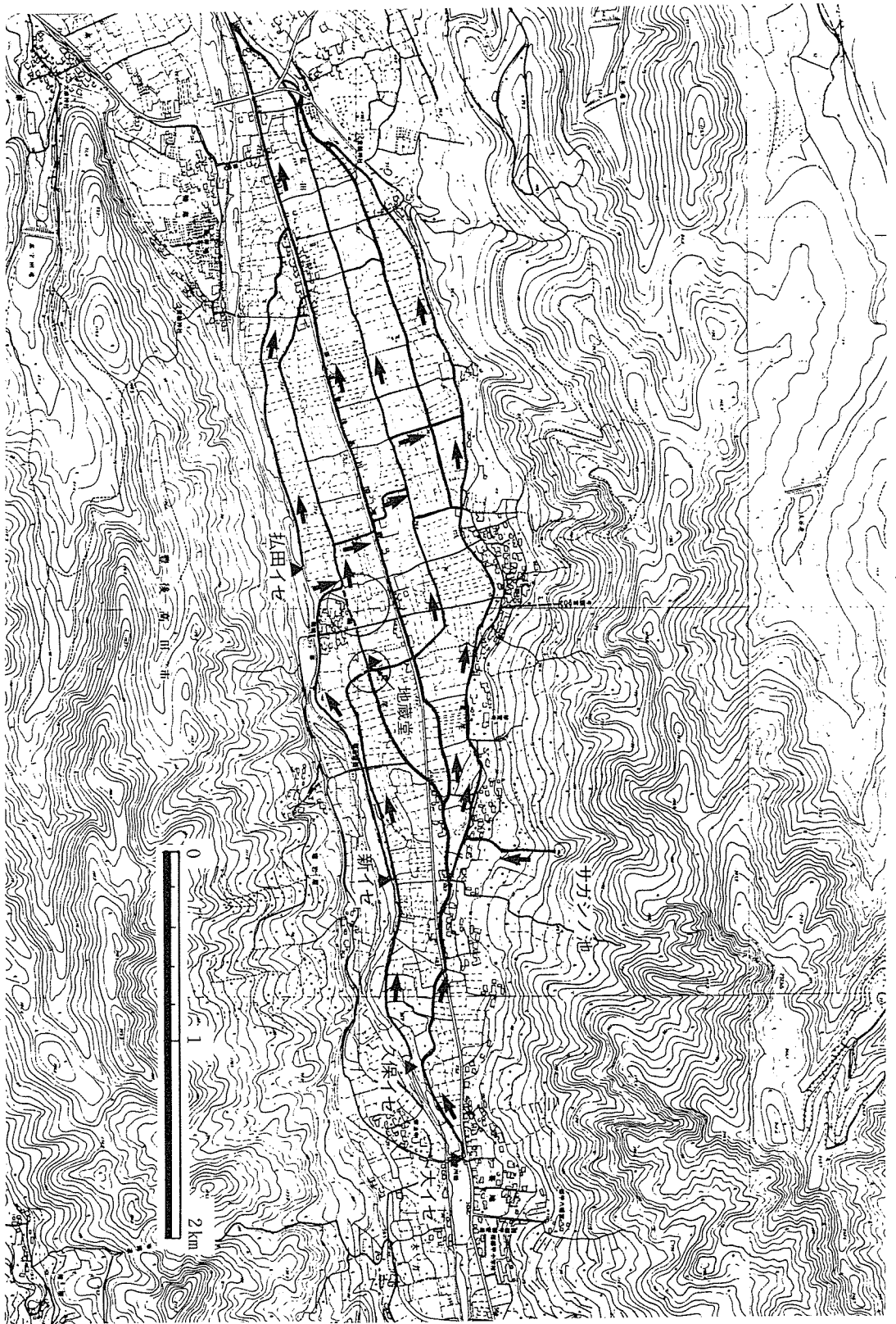


图16 条里地区水路图

保イゼ・新イゼ・払田イゼ・鴨尾イゼなどがある。このうち条里部にかかわる井堰は今イゼ・大イゼ・久保イゼ・新イゼ・払田イゼである。豊後高田市の『桂川水系水利台帳』や聞き取りなどによれば、関係井堰の概要は以下のようになる。

〈今イゼ〉

この井堰は築地地区の水田七町にかかる用水を確保しているがその残り水は大イゼの水路に入り、補水している。築造時期不明。

〈大イゼ〉

この井堰の水は荒尾地区一四町の水田に掛かる。現在の灌漑面積はさほど広くはないが、条里部の水路は、この井堰からの水路を基本水系として計画されていることは明らかである。この井堰の成立年代は不明であるが、条里の施行とこの井堰の成立は同時として間違いない。この井堰の取り入れ口のすぐ上には都甲鎮守の都甲八幡がある。

〈久保イゼ〉

この井堰は大イゼのすぐ下に堰を造り、川沿いの岩盤を穿ってトンネルで水を通し、条里畦畔の最上部に水を揚げている。そのプランから見ても、明らかに大イゼの水を補うために造られたものである。灌漑面積二〇町。成立年代の伝承なし。

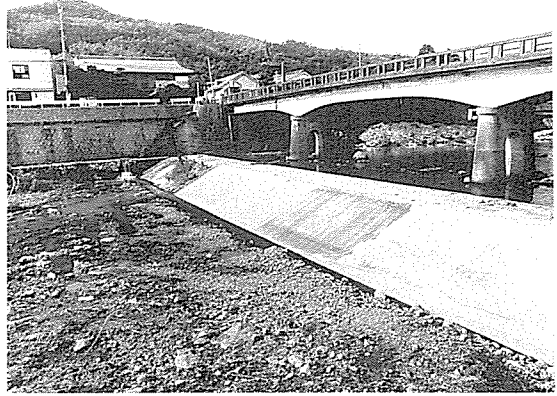


写真15 条里地区を灌漑する大イゼ

〈新イゼ〉

この井堰は、江戸時代、荒尾の妙覚寺六世の梵益和尚が計画し完成されたものである。妙覚寺の記録によると、荒尾の水田の早損を憂えて、新井堰を造ろうと考え、村人を組織し、寛文三年（一六六六）から工事にかかり寛文五年（一六六八）に完成させている。このイゼ掛かり二四町歩は早損になることはなくなったという。現在、新イゼは表3のごとく条里関係井堰中最大の取水量をもち、水掛かりは三〇町といわれるが、払田の水田にも掛かっているので、この寛文五年（一六六八）の新イゼの段階に現況はほぼ同じであるとみられる。

〈払田イゼ〉

この井堰の灌漑面積は二・三町で条里畦畔の不明確な川沿いの氾濫原を灌漑している。

〈サガシの池〉

築地の字八園にある溜め池。明治二十三年に大イゼの補水池として造られる。なお、現在は使用されていない。

水利慣行

次にこれらの井堰の水利慣行についてみてみよう。上記の井堰・池は今イゼ水利組合、大イゼ水利組合（サガシノ池を含む）、久保イゼ水利組合、新イゼ水利組合、払田水利組合などによって管理されている。このイゼ掛かりの組織は土地所有とも深いかわりをもっており、荒尾では明治段階の地租名寄帳も大堰分・久保堰分・新堰分に分けられ記されている。

ところで、昭和四十年代に田植え機の普及によって、苗代が作られなくなり、それまでの水掛けの時期も変化した。現在、灌漑を始めるのは、六月のはじめであるが、以前は苗代作りのため、条里の根幹井堰である

表3 条里関係井堰表（昭和37年農業水利台帳より）

井堰名	灌漑面積	取水量(m ³ /sec)	灌漑日数	用水慣行
大イゼ	一四町	〇・〇二八六	五月一日〜一六三日間	常時配水
久保イゼ	二〇町	〇・〇二二七	六月二〇日〜一〇〇日間	常時配水
新イゼ	三〇町	〇・三二一	六月二〇日〜一〇〇日間	常時配水
払田イゼ	二・三町	〇・〇二八九	五月二〇日〜三四日間	常時配水
サガシノ池	純池掛二段		五月二〇日〜一四四日間	常時配水
大イゼ関係				
四・五町補水				

大イゼや払田イゼは約一カ月前水揚げた（表3参照）。

昭和三十年代までは、四月下旬〜五月上旬にイゼ役目といってイゼ水路の補修・掃除を行った。その内容は掃除と補修のための漆喰打ちで、その負担は田率賦課であった。漆喰用の赤土は、近くの山から馬を使って降ろし、馬を出す人は馬も一人役と数えたという。新イゼでは、梵益和尚が水路のプランを練るため登ったという大力の寺山（妙覚寺所有）から赤土を運んで漆喰打ちを行うことが慣例であったという。

旱天の続いたときは、かつては番水（ばんみず）をおこなった。そのときは「水引き役」一人を井堰ごとにたて上から下へ順番に水が入るように管理した。役目人には米を出しお札をした。

条里部の井堰の開発順序

以上、条里部にかかわる井堰について、個別に検討を加え、水利慣行をまとめてみた。それらを歴史の流れの中で位置付け直してみると、その築造は次のように行われたと考えられる（図17参照）。

条里部の水田の基本水路は大イゼのかりである。その構造からみて、条里区画が造られると同時にこの井堰は造られたと考えられる。まず、

古代の条里の施行にもなつて大イゼの灌漑体系ができる。（第1期）

久保イゼは、大イゼの水路を縦断して水路を造り、それより下に水を掛ける構造になっている。図16にあるように、現在、鶴の地藏堂前で大イゼと久保イゼの交差が見られるが、かつての大イゼの水路は久保イゼノ水路によって遮断されるかたちとなっている。大イゼの水を補水する構造とこの事実から、久保イゼは大イゼの後に造られたことは間違いない。久保イゼと寛文五年完成の新イゼとの時期関係は図16から推測できる。現在鶴の地藏堂前から条里畦畔に沿って西に下った水は、一〇〇ほどで防火池に入り、そこから更に下へつながつて、一〇〇ほどで新イゼの水路と合流しているが、この間一〇〇ほどはほとんど用水の機能を果たしていない。久保イゼ水路も新イゼ水路に遮断されているので、当然、久保イゼは、新イゼより古い段階、すなわち大イゼと新イゼの間の時期に造られたと考えられる（第2期）。仮説を立てれば、平安中期の

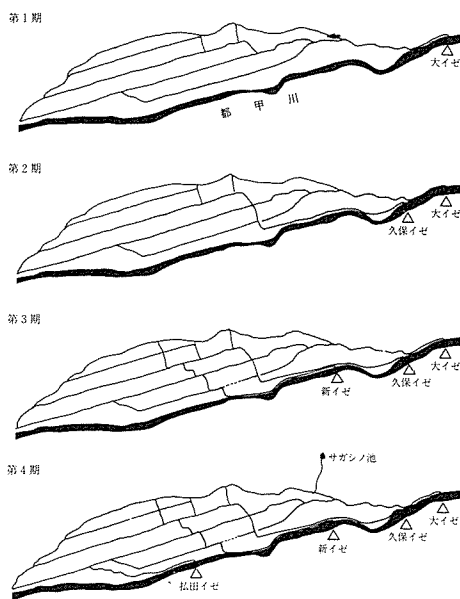


図17 条里部灌漑体系の変遷図

源経俊の都甲莊開発と関連づけるのが一つの考え方である。

そう考えると、寛文五年の新イゼの完成は、条里部の現況灌漑体系の基本的な完成であったといえる(第3期)。その後は、払田イゼ・サガシノ池などが造られ、現況の水系ができた(第4期)。但し、払田イゼについては、新イゼとの前後関係は必ずしも明らかでない。⁽⁵⁾

(三) 払田の屋敷形態と園田

大字払田地区は豊後高田市の市街地から都甲谷へ入るときの入口である。この地区の丘陵部は豊後高田市の市街地まで続く美和・雷の丘陵部に連なるものであり、この上からは都甲条里が一望にできる。ここには図18のごとく、堀や土塁を廻らした中世的な屋敷の遺構が随所に見られ、その規模と荘内の立地を合わせ考えると、この地区が都甲荘の支配拠点であったことが推測される。そこで、この地区では、調査開始以来、この遺構を中心に歴史・地理・考古学などの総合的調査を実施した。その結果に基づいて、屋敷と集落の復元を試みることにする。

払田の屋敷遺構から見た中世の領主村落

払田の御堂野という場所には、妙覚寺という寺があったといわれる。建武四年(一一三七)六月一日の六郷山本中末寺次第并四至等注文案には、本山本寺の高山の末寺として「妙覚寺」という寺があり(『都』七九)、弥勒寺喜多院所領注文には豊後国の所領として「妙覚寺八丁」が見える(『都』三八)。この弥勒寺の末寺の妙覚寺と六郷山の妙覚寺の関係は明らかでないが、同一の寺の可能性が十分にあり、一九八八年度、この寺の存在を確認するために、通称御堂野とよばれる畑を中心に試掘を行った。この結果、ここからは礎石的な石(径七〇^{cm}ほど三個すでに同一の形をもつものが三個ほど掘り出されおり、併せて六個ほどのテーブ

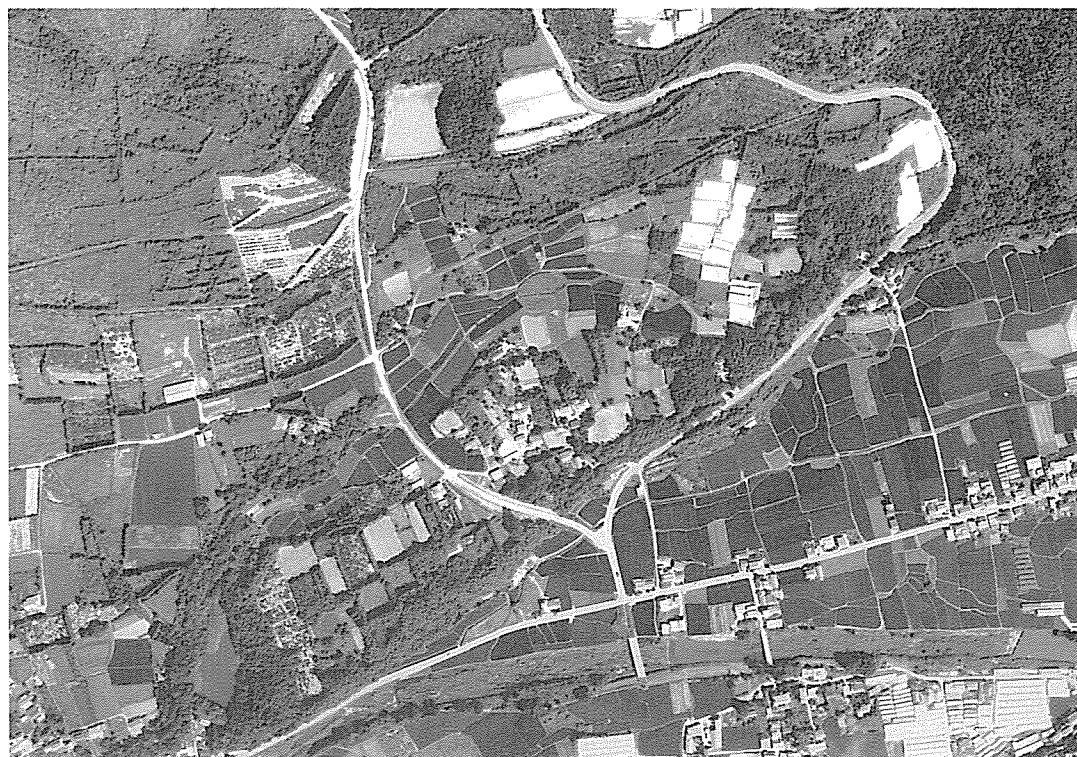


写真16 払田地区空撮写真



图18 弘田地区詳細平面図



写真18 払田Ⅱ調査区の堀状遺構



写真17 払田（妙覚寺跡）の礎石状の石

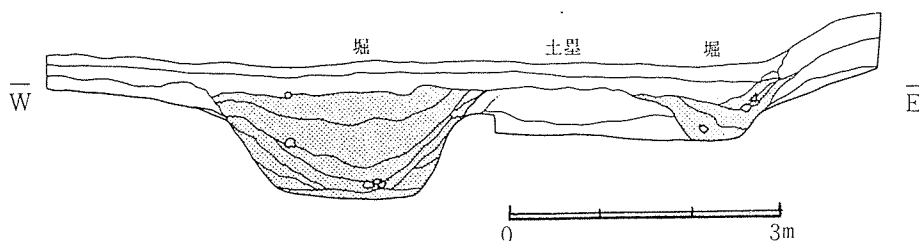


図19 払田Ⅱ調査区の土層図

ル状の石が見つかった（写真17）。寺院プランを復元できるような遺構を確認することはできなかったが、その他の遺物から十六世紀以前には、礎石をとまなう建物が建っていたことが想定された。また、この発掘では、聞き取りによって堀と土塁があった場所にトレンチを入れ、妙覚寺跡の東隣の畑から土塁と堀を検出した（図19・写真18）。

翌年一九八九年度には、払田地区の本来の土塁や堀の在り方を検出するため、出田和久氏が地理学的検討を実施した。具体的には、明治二十一年の地籍図を用いて、どの程度、この地区の景観の復元が可能か検討した。地籍図によれば、地番の記されない細長い地条の地筆が多いことに気づく。これは山や道などの地目であることが多く、現況土塁状の高まりや溝や道など一致することも多い。図20のA地点には土塁の痕跡とみられる高まりがあり、それに接した部分で見られる道路または水路の細長い地割には現況では幅二、三メートルの溝がみられる。つまり、かつて土塁状の高まりとそれに接して堀状の溝があり、それがその後のこの段丘面上の開発によって完全に削平されたり、埋められることなく、山林や溝として残り明治中期の地籍図作成の段階で記録され記載されたと考えられる。また、図21では、B地点で一九八八年に試掘が行われ、図19のごとく溝と土塁の遺構を確認している。この溝と土塁は図21の細長い地条の地筆に表現されていることは間違いなく、現状では表面上確認できない溝や土塁遺構が地籍図に記載されたのである。その土塁・溝を思わせる地目を復元すると、図22のようになる。

一九九〇年度には、明治二十一年の地籍図にある細長い地条の表現が溝や土塁を表しているかにさらに確信を得るために、丘陵の各所にトレンチを設定した。この結果、土塁の想定される地点、現状で溝の痕跡が

見られる地点では、埋没した溝状の遺構が検出された。しかし、注意しなければならぬのは、現状の溝と埋没した溝とは多少のズレがあり、直接の関係はないが、現状の溝をが埋没した溝を踏襲していることは重要である。また、この調査では、溝の時期を決定する遺物を得ることはできず、三ヶ年にわたる調査によって弘田丘陵に存在するすべての溝や土塁が中世まで遡るといふ確証は得られなかった。しかし、少なくともその一部（一九八八年度の調査SD2、SD3など）は十六世紀代の遺構に切られており、中世まで遡る。さらに、一九八九年度に発掘を実施した周囲に溝と土塁をもつ長方形区画では、図23のように室町時代後半の建物跡を検出し、堀と土塁などとの有機的関係が想定された。ところで、弘田には、中世

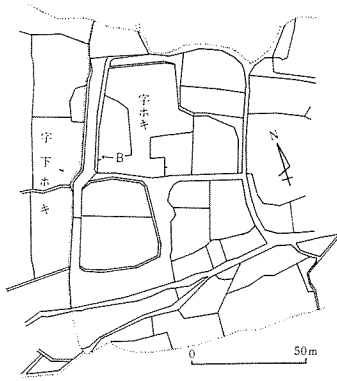


図21 字下ホキの地割（出田氏作成）

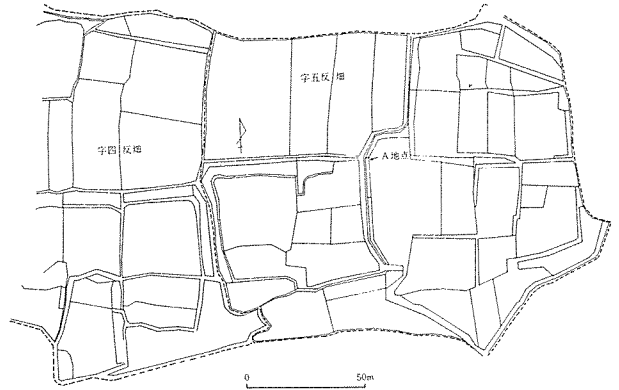


図20 字五反畑の地割（出田氏作成）

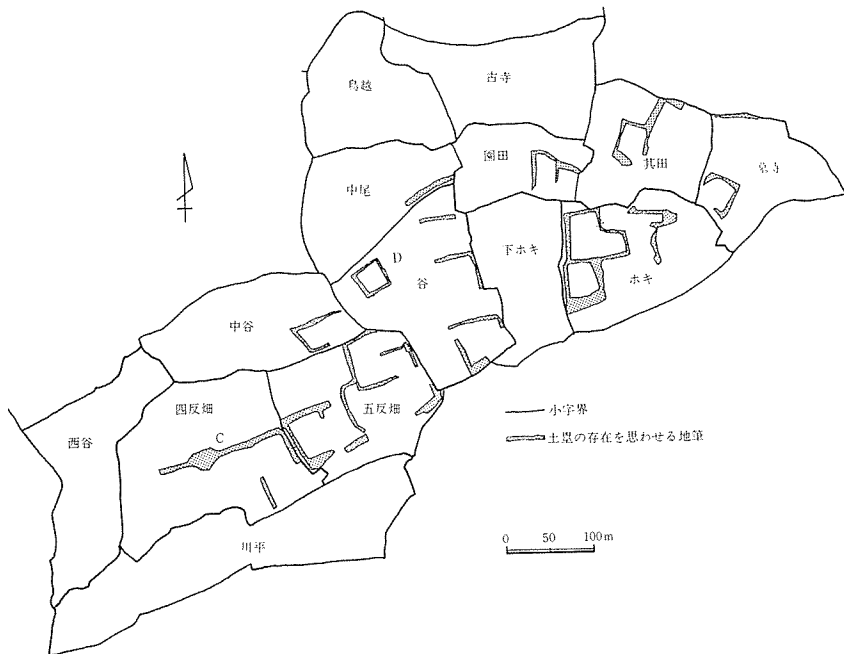


図22 弘田丘陵部の土塁・溝を思わせる地筆の分布図（出田氏作成）

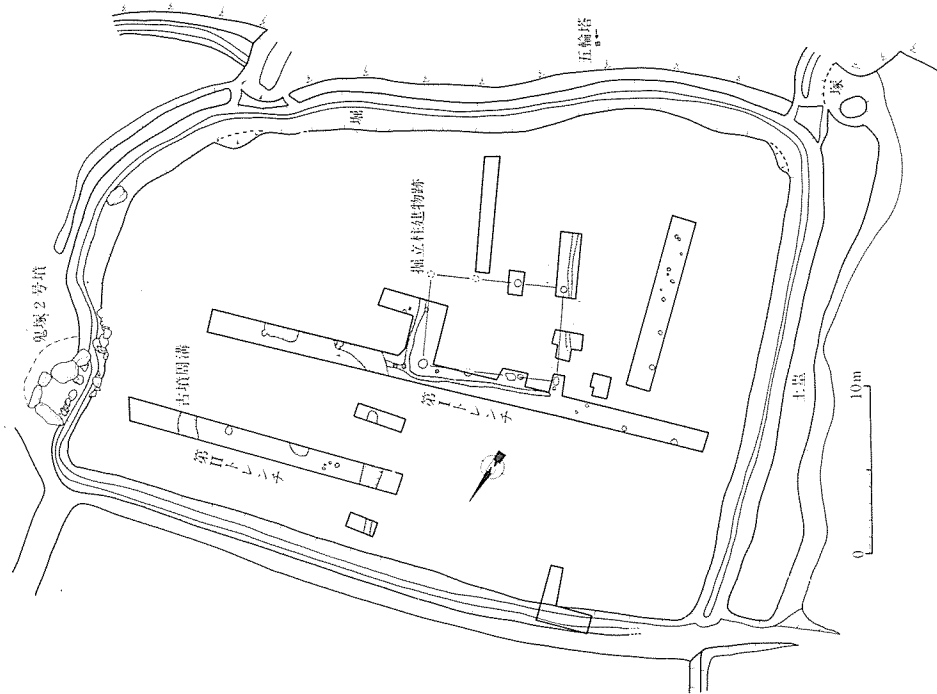


図23 払田四反畑遺跡のトレンチ配置図（概報3より）

以来、弥勒寺の所司と呼ばれる重職にある西別当・東別当・惣堂達の屋敷があり、近世も宇佐宮に奉仕していた。明治初年にはその子孫が還俗し、西・東・惣達の姓を称するようになり、現在もその一部がここに居住している。これらの弥勒寺の所司の居住と堀や土塁（現況と埋蔵部分も含む）などの遺構が密接な関係にあることが想定される。

払田の歴史を振り返ると、すでに、弥勒寺の別当クラスがここに居住していたことは鎌倉時代の史料でも確かめられる。嘉暦三年（一二三六）の神官池永重頼紛失状の連署部分の「別当祥全」の注記に「とこのはらいたさいしやう別当」とある（『都』五七）。また、永正年間（一五〇四～二一）の史料では、「弥勒寺所司原井田西東別当」が生害（殺害）されたという記録がある（補一五）。さらに、天文二年（一五三三）には、地頭の系譜を引く都甲左衛門惟憲が払田の惣堂達分を横領したため訴えられている。当時、払田は「時枝惣堂達分」と記され、弥勒寺の留守職にある時枝氏が惣堂達職を支配していたとある（補一六・一七）。

戦国末期、豊前国の守護職を保持していた大内氏が滅亡すると、永禄二年（一五五九）に大友義鎮が豊前国の守護職を得て、その勢力は宇佐宮内部にも及んだ。明治初年に惣達家（惣堂達家）が宇佐宮に指し出した家系書上帖によれば、弥勒寺留守職の時枝氏の手にあった惣堂達職は、このとき一時弥勒寺の寺を離れ、荒武因幡入道宗右なる人物が任じられ、その子息田染宮壽がその跡を継ぐ。この荒武入道の惣堂達補任については、永禄四年（一五六二）十月六日の宇佐宮社家一同目安案にも記されており、それが永禄三年（一五六〇）であったことが知られる（『宮成文書』一一五／大分県史料二四）。しかし、大友氏が滅亡すると、再び弥勒寺の寺僧が還補される。家系書上帖に所収される弘治二年（一五五六）六月十一日の大内家奉行人奉書によれば、弥勒寺惣堂達領は「原井田北

分并横田伽藍免一町八段」とあり(補二〇)、「原井田北分」とは現在の
 弘田の北部になる丘陵部の上を指すと考えられる。このように弘田の丘
 陵部は、弥勒寺僧侶が少なくも鎌倉時代から居住する特殊な場所であ
 り、弥勒寺領都甲荘の支配にとつて重要な場所と推測される。

以上の事実からすると、弘田丘陵部の堀・土塁遺構は、弥勒寺の寺僧
 の屋敷と妙覚寺の関連が明らかである。しかし、弥勒寺領都甲荘の支配
 との関係だけで、弥勒寺の所司クラスの寺僧が三家もこの丘陵部に居住
 したとは考えられない。おそらく、弥勒寺領妙覚寺を拠点とする僧侶が
 「はらいたのさいしやう別当」であり、西別当も東別当も惣堂達も本来
 は妙覚寺に関係した僧侶であったと思われる。その意味で惣堂達領の「横
 田伽藍免一町八段」も「伽藍」すなわち妙覚寺の伽藍に付く免田であつ
 たのではなからうか。

さて、明治二十一年の地籍図では、堀や土塁を廻らした屋敷遺構が図
 22のように復元できるが、これに明治段階の旧土地台帳を使い、宅地の
 所有者を入れて行くと、付図(A)―5のように復元できる。ここで気が付
 くことは、土塁・堀を廻らした区画と一族集団とは密接に関係している
 ということである。明治二十一年ころでは、都甲家が四軒・西家が二軒・
 東家が三軒、それぞれ土塁・堀の中にグループをなして居住している。
 惣達家は一軒のみであるが、溝や土塁を単位にみると、周囲の別荘の家
 は本来一つの集団であつたようである。このような形態は近世に遡るも
 とはいえるが、この事実から直ちに中世も同様の形態であつたかは不明
 である。

しかし、田染荘の小崎の台園では、弘田のような一族の集住の形態が
 鎌倉時代末からすでに見られる。台園は田染盆地の北西部にある小崎谷
 の出口に位置する小さな丘陵であり、この上には現在は一〇軒ほどの家

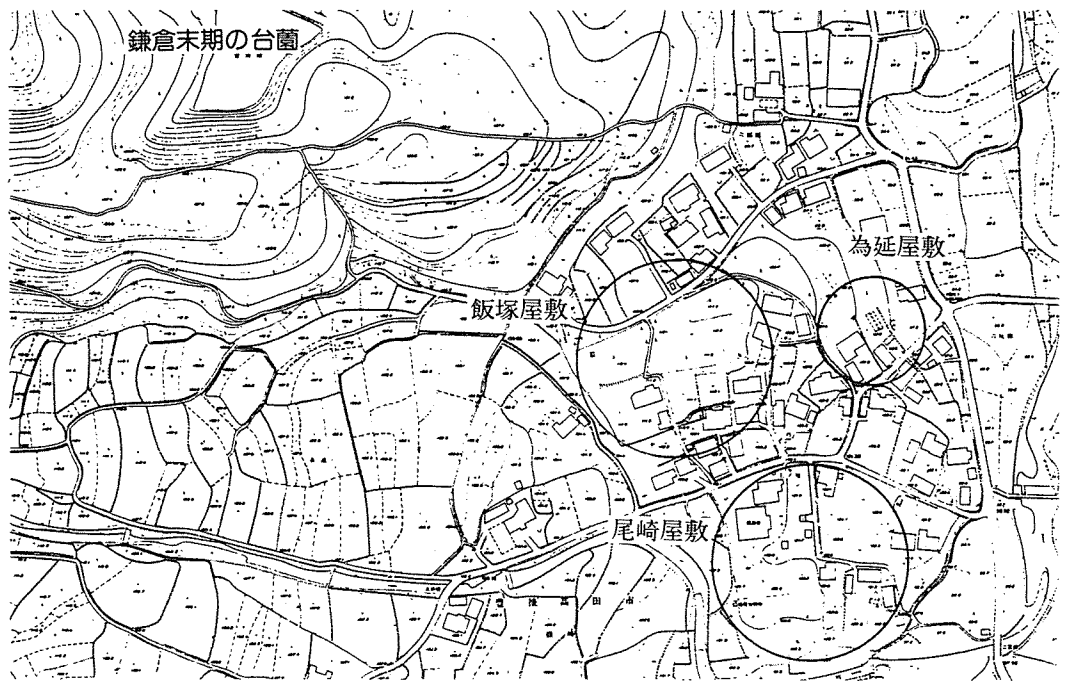


図24 鎌倉末期の台園

がある。正和四年（一三一五）六月日の沙弥妙覚田畠配分状よれば、図24に示すように、この小丘陵部に「おさきのミとつその」「同いや三郎のその」「同日五郎のその」「同きたのいやしき」「同九郎いやしき」などの尾崎屋敷グループと「いつかの屋敷」（少宮司古園）「同引入たうのその」「同たくミその」「い、つかのろくろくつかふるやしき」などの飯塚屋敷グループと「為延屋敷二カ所」のグループが存在していたことが確認される（『田染莊史料』七七）。

現在では、屋敷の名などが地名・屋号などに残るが、尾崎・飯塚・為延など屋敷グループの痕跡はなく、屋敷祭りなども台園全体で行われている。このような形態は、正和の神領興行によって、宇佐宮の神官である沙弥妙覚（田染氏）が台園の屋敷をほとんど一括で手に入れた段階でできあがったと考えられる。田染氏支配以前には、尾崎の地名を称する「尾崎右衛門三郎入道行信」が尾崎に三か所の屋敷、尾崎弥三郎久澄と同五郎が同じく二か所の屋敷を所持していたことが知られる。尾崎弥三郎の屋敷は、沙弥妙覚配分状にある「おさきのいや三郎のその」に相当し、同配分状の尾崎五郎の屋敷は、「おさきの日五郎のその」であることは間違いない。「尾崎右衛門三郎入道行信」の三か所の屋敷は、「おさきのミとつその」「同きたのいやしき」「同九郎いやしき」に当たると思われる。尾崎屋敷は尾崎を名字とする一族の屋敷であり、その内部は少なくとも五家の家からなっていた。飯塚グループでも、配分状の内容から見ると、同様に一族または飯塚氏の支配に組み込まれている人々が集住する構造をとっていたと推定される（図23）。

また、宇佐市の吉久遺跡では、十三世紀後半代の堀を廻らした屋敷跡が、図25にみられるように連続的に三カ所で発見され、その近接地には御所園と呼ばれる堀を廻らした遺構が存在している。

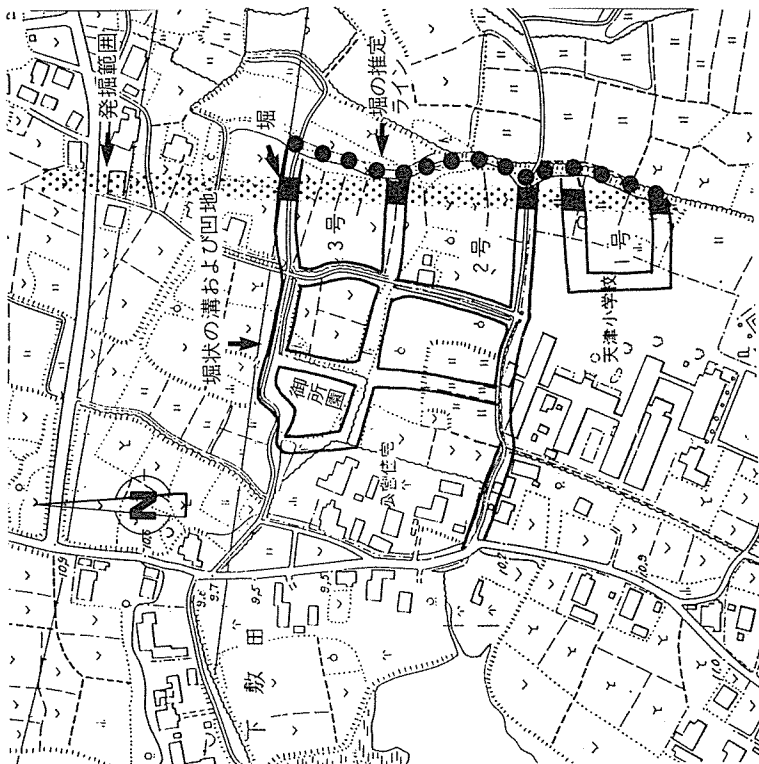


図25 吉久遺跡の屋敷遺構（宇佐市教育委員会の資料を基に作成）

以上の事実から、払田で見られた屋敷の在り方、居住形態は、宇佐・国東地域に鎌倉時代以降に見られる形態であり、おそらく払田の屋敷群も鎌倉時代に原型が出来上がり、田染の小崎のように基本的に村落の領主の異動もなかったため、その形態が近代初頭まで受け継がれたとみられる。ただ、払田の発掘でも明らかにようになったように、踏襲はしているがそのものでないことも事実である。

園田と水田開発

現在、私田の丘陵部の後背地に水田が広がっているが、明治二十一年段階の耕地利用状況を復元した付図(A)―5では、ほとんどが畑地であったことが判明する。この場所が水田化されるのは明治三十年代に鳥越池と呼ばれる溜池が造られてからである。それまでは、湧き水などを利用した僅かな水田があっただけである。もう一度付図(A)―5を見ると、その僅かな水田は、宅地の周辺に広がっていることに気が付く。さらに、その場所の字は「園田」「其田」である。中世の史料にはしばしば園田というものが出てくるが、私たちはその姿を現在目にすることはできない。しかし、これはそのような中世以来の園田の形態を伝えるものと推定される。すなわち、園地(屋敷)を中心にその回りに湧き水など利用して僅かな水田を開く形態である。このような小規模開発は、その後の周囲の大規模な水田開発によって、多くは其中に組み込まれ消滅する運命にあった。ところで、全国で進む圃場整備では、縄文や弥生の集落遺跡が発掘されることが多いが、時より中世以降の住居跡が出ることもあるが、その場合、園田という地名である場合がかなり多い。

事例1 植田市遺跡(大分市)

この遺跡は大分市の七瀬川の河道変更の工事にもなつて新しい河道となる植田市地区の発掘調査によって発見された。ここでは図26のような溝を廻らした、十五世紀から十六世紀前半まで存続した屋敷の遺跡が発見され、中世の「館」跡として注目されたが、溝も小さいもので、領主の館というより、農民的開発の拠点であると考えられた。当初、この場所の地名に注意を払っていなかったが、後にこの溝を廻らした遺跡の部分が園田という地名であることが明らかになつた(大分県教育委員会『植田市遺跡』I―V)。

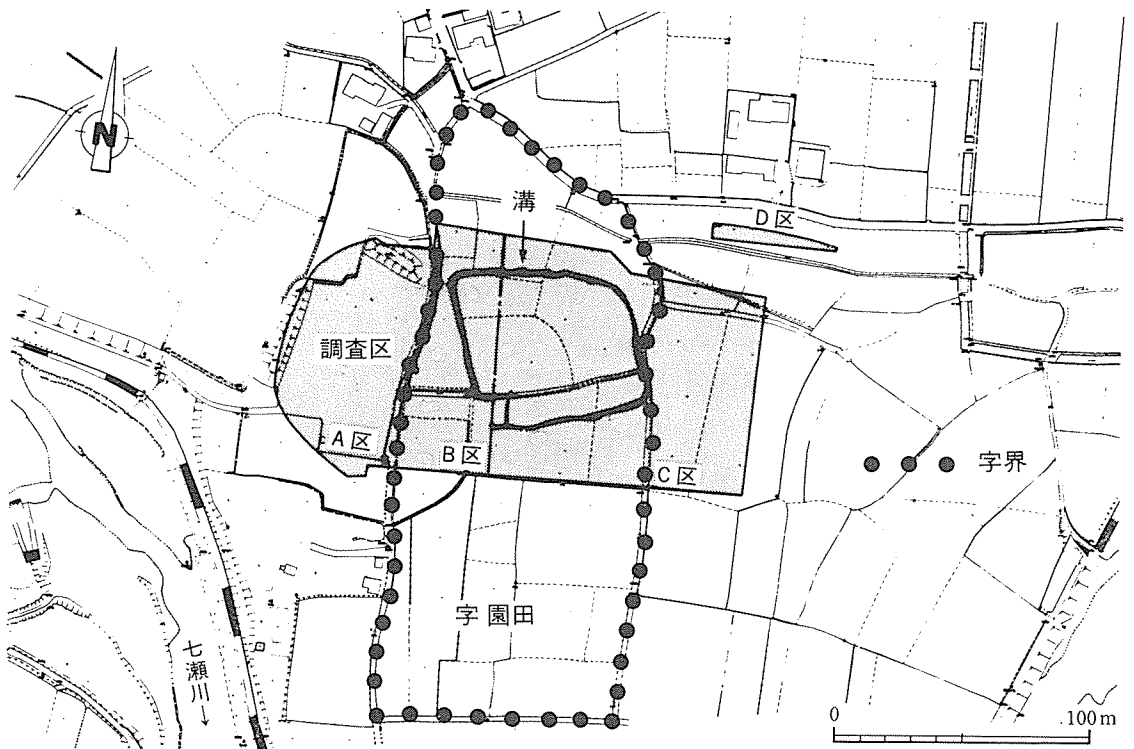


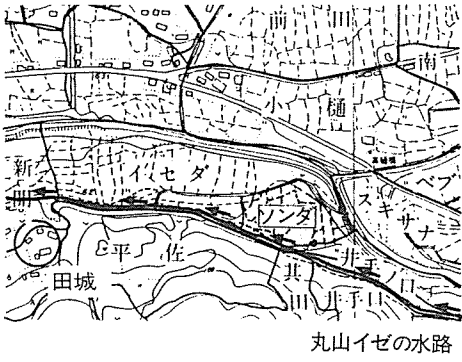
図26 植田市遺跡の園田の遺構と字

事例2 園田遺跡（豊後高田市）

この遺跡は豊後高田市米繩地区の圃場整備事業による事前調査で発見された。大字米繩字園田は細長く伸びる字で、その二か所で十三世紀代の住居遺跡が発見された。地形は払田の丘陵部の後背地の水田のごとく、応利山と米繩丘陵に挟まれる小さな低地に存在した。隣接の丘陵部の先端の字割掛では一三世紀の一邊八〇以上で幅三〇近い堀をもつ館跡が発見されている。

事例3 イセダ遺跡（豊後高田市）

この遺跡は、豊後高田市都甲地区大字大力の圃場整備によって発見された。字イセダの中に通称ソングと呼ばれる水田があるが、そこから一三世紀代の遺物を出土する住居跡が発掘された。イセダの内のソングは図27にあるように、字其田と接している。字其田には現在も過去においても水田はなく畠または山林だけの場所である。おそらく、明治二十一年の地籍図作成の前までは、字其田は字イセダの中のソングの地名の場所も含む「小名」であったとあったと思われる。それが、字図を作成する際に、水田部分がまとめられ、現在のような字区分ができたのである。しかし、水田の「ソング」は現地では人々の記憶の中に生き続けたのである。なお、字「ソング」と字「イセダ」の境界には、道が抜けているが、その山側、すなわち「ソング」の西には、五輪塔群が残る。



丸山イゼの水路

図27 大字イセダ付近字界図

これは、イセダ遺跡と一体的にとらえられる石造遺物と思われる。

以上の事例から、「ソング」は中世に見られる極地的かつ小規模な水田

開発形態であり、現在、水田の中で見られるこの地名は、かつての園を中心とした小規模開発の痕跡であることが明らかである。先にも述べたようにこの園田の開発は、後に行われる大規模な池や水路の構築によってそのその水系に組み込まれ、消え去る場合が多かった。払田のように明治まで園田の形態が残ることは極まれなケースであったといえる。

このように考えると、「ソング」が発掘され、遺跡として確認された場合、水田開発の段階を示す、貴重な遺跡となるのである。すなわち、事例1の植田市遺跡では、遺物から見て十五世紀の段階に園田の形成があり、十六世紀末には園田が消滅したことから、十六世紀後半には、植田市では新たな水路が開かれ、極地的な小規模開発である園田は消滅したと考えられる。

都甲地区の大字大力の「ソング」の場合は、本格的な調査は実施されなかったが、十三〜一四世紀ころの遺物が見られるところから、図27にあるような、大力の田城の集落のすぐ下を通る丸山イゼの水路は、十四世紀代まで存在しなかった可能性が高い。とすれば、この地区における水田の開発は、中世後期に進んだとみるべきであろう。石造物をみてもこの地区には、鎌倉時代に遡るものはなく、現在知られる最古の遺物は、持地庵の境内の隣接地にある応永の角塔婆であり、中世後期に本格的な井堰による水田の開発が進んだのと推定される。

大力の地名は、中世の史料には見えず、この地区は、建武四年（一三三六）の六郷山寺院目録によれば、六郷山の高山寺などの所領であったようであるが、戦国時代には大力氏という一族がこの地にいたようであり、持地庵に置かれた位牌には、大力兵部という人物の名があり、本尊の地藏も室町後期の作品とみられる。大力氏は、夷岩屋の所領である長小野

に本拠をもつ一族であり、戦国時代は、吉弘氏の被官として活躍した。都甲谷は吉弘氏の本拠地であり、持地庵は、吉弘氏の菩提寺金宗院の末庵である。この事実から、都甲の大力氏は、長小野の大力氏の同族と推定され、大力の地名は、この氏族の名字から付けられたようである。大力氏がこの地区の本格的な開発を行ったかは明らかにできないが、「ソング」を手掛かりにしてみると、大力氏の時代、中世後期に入つて、今日の水田形態の根幹が形成されたと見られるのである。

(四) 加礼川地区の共同体と水田開発

屋山寺と加礼河山の関係

一章(二)で述べたように、加礼河は、六郷山の一つの寺院であると同時に、鎌倉初期の六郷山の惣山屋山寺(現長安寺)の院主応仁の開発による所領として「屋山寺弘加例河」と呼ばれている。

寛元二年(一二四四)のもとと推定される屋山寺院主応仁置文案によれば、加礼河の水田は、屋山寺の講堂・権現・持仏堂や虚空蔵岩屋(現加礼川新田)の仏神事、あるいは屋山の祭会の催行のための役田に充てられると同時に屋山寺の住僧らにその得分が配分されていたようで、料免田の書き上げの下に「鏡厳分」「禪慶分」「静増分」「奇慶分」「禪朝分」「快円法橋分」「財智分」「西乗分」などと記されている。快円は応仁の跡を継いだ院主で、他の僧たちは屋山や加礼河に坊を構えた住僧たちと考えられる(補三・四)。

永徳二年(一二八九)の屋山寺供料免田注文案(補八)も、同様に屋山寺の仏神事のための料免田を書き上げているが、この段階に加礼河には、峯坊・常泉坊・西坊の三坊の名が登場し、坊には坊田が付属していた。永徳二年の注文には、坊分の田のほか院主分があるが、まったくそ

のような記載のない田も多く、すべてが配分されていた応仁の置文とは異なっている。しかし、応仁の段階にあったものが、この段階でなくなるとは考えがいのので、おそらくこの注文が加礼河の坊を主に書かれたものであったため、山上の屋山寺付近の坊分の免田であるかという記載は省略されたと考えるべきであろう。

それでは、なぜこの注文は、加礼河を中心に書かれたのであろうか。加礼河は屋山寺の弘(開発所領)であり、文明年間ごろまでの「道勝寺文書」でも「屋山弘加礼河」と見える。また一方では、建武四年(一一三七)の六郷山本中末寺次第并四至等注文案には、加礼河が六郷山の中山本寺の一つとして屋山寺と独立した六郷山の寺として登場し(「都」七九)、永享九年(一一四三七)十二月十三日の吉弘綱重安堵状には単に「六郷山加礼河」と見えののである(補一〇)。永徳二年の注文は、後者の加礼河の立場から記載されたと思われる。おそらく加礼河は、南北朝期になつてから、次第に一つの寺として認定されるようになったが、屋山寺弘という性格を最後まで脱却することができなかったのである。

また、伝承によれば、長安寺には仏持院・宝持院・学頭坊・本坊・両子坊・千蔵坊・奥ノ坊・谷ノ坊・北ノ坊・中ノ坊・下ノ坊・峯ノ坊・猪窟坊など二院十一坊があったとい⁽¹²⁾う。このうち中ノ坊までは山上の長安寺付近の坊であり、現在も地名として両子坊・千蔵坊・奥ノ坊・谷ノ坊・北ノ坊・中ノ坊のほか引寺などが残っている。下ノ坊以下は、いわゆる加礼河の坊である。このような伝承でも、かなり後まで加礼河が屋山寺の一部と認識されていたを裏付けている。

加礼川の坊と集落

応仁の置文、永徳二年の注文、伝承などよれば、六郷山加礼河には常泉坊・峯坊・西坊・下坊・猪窟坊の外、虚空蔵石屋と呼ばれる岩屋が存

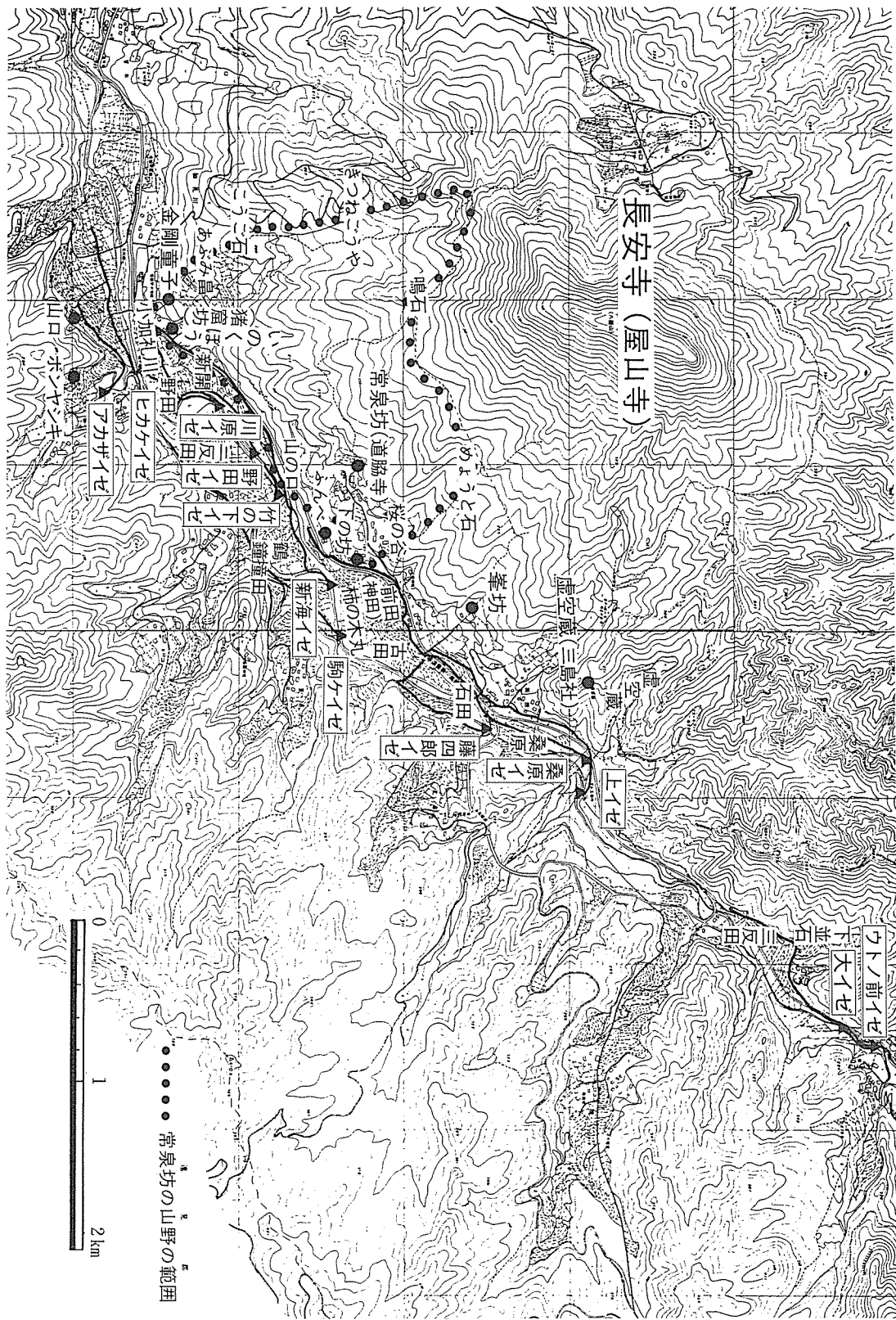


図28 加礼川詳細図

在した。今日の加札川の谷の集落の発生を考える上で、これらの坊は集落の先駆形態として位置付けられる。すなわち、常泉坊は平原の道脇寺のことで、平原坊とも呼ばれ、平原の集落と深い関係がある。峯坊は現在も峯の集落に小堂が残る。西坊は遺称地がない。下坊は中村の集落に下の坊の屋号をもつ家があり、かつてはお堂もあったという。猪窟坊は佐屋の元の集落の中央に「いのくぼう」の屋号をもつ家に比定される。また、虚空蔵石屋は、新田の集落の奥にある三島社（虚空蔵さん）に比定される（以上図28参照）。ほぼ現在の佐屋の元より上の加札川の右岸の小集落に対応して坊や岩屋が存在したことが確かめられる。

しかし、永徳二年の注文でわかるようにこれらの坊がすべて同時に存在していたわけではなく、はじめは常泉坊・峯坊・西坊、虚空蔵石屋からはじまって、下坊・猪窟坊のちに成立したようである。文明年間の加札河常泉坊領山野等四至注文には、つぎのように常泉坊山野の四至が見える（補一三・一四）。

豊後國六郷山屋山拂加禮河常泉防、領山野四至界事、

ひかしハかう^①園^②塚石よりひかしハふんへの内、にしハ常園^③内^④□山の□まちはりかわりふけ有、南ハしんかいミ^⑤□を限、□□の事こんかう童子あふ^⑥ミ島の上石垣を限、常園防^⑦□ち也、かうこ石尾^⑧の右はし^⑨□さうの尾を限、きつねこえ山^⑩□しり尾をかき^⑪上ハ二王^⑫園^⑬ハくし□^⑭なる石のうえめうと石を^⑮□^⑯、□□^⑰上^⑱園^⑲園^⑳□^㉑、□ハ赤土^㉒園^㉓道^㉔□也、□さいかうこ石^㉕、□下ハ谷^㉖□しんはん^㉗、□石かき^㉘園^㉙西ハ^㉚之内二王の^㉛石^㉜をかきり、^㉝文明^㉞□□月十日

東の境の「こう石」は不明であるが、「ふんへ」は現在の中平（中村・平原）の西にあった中山家二軒の屋号で県道の上を「上フンベ」その下を「下フンベ」といったという。「山の口まちはり」は図28に示したように新開イゼの溝ぞいの狭い水田の呼称、「南ハしんかいミそをかぎり」とあるので、溝沿いの「まちはり」（隠田）を含み、新開イゼの溝が南の境になっていたことがわかる。次の「こんこう童子あふミ島の上石垣」は佐屋の元の集落の西に長安寺にあがる屋山道があるが、その登り口に「コンゴウドウ様」（金剛童子）と呼ばれる石の堂があり、そこから一〇〇以上ほどに「アブミ島」と呼ばれる島が残っている。「こうこ石」はそこから少し登った道の右手に「コウゴ石」と呼ばれるところがあり、大きな石があるという。さらに「さうの尾」は不明であるが、「きつねこえ山」は、「コウゴ石」の上の「キツネゴウヤ」、「二王」は屋山道が分岐する字仁王に比定される。西側は佐屋の元からの屋山道沿いに境があったことがわかる。次の「なる石」は現在の字鳴石のことで、「めうと石」は鳴石から分岐して峯や新田方面へ向かう横道沿いに「メヨウト石」という石に比定される。鳴石と「めうと石」に境界があるとすれば、屋山道の一つである横道が北の境界になっていたと考えられる。次に東であるが、「立石」の地名が見えるが、今のところ遺称地は発見できない。また、ここから先は文書の欠損が激しくよくわからないが、東は峯坊と境界を接していることはまちがいないので、「メヨウト石」から桜の谷を平原に下る道沿いが境となった可能性が高い。

以上、地名との照合から推定すると、常泉坊の山野四至は南は新開イゼの溝を境に、西は佐屋の元からの屋山道、北は仁王から鳴石を通過して、東は桜の谷の東を通り平原に降りる道が境界になっていたと見られ、常泉坊の山野は図28に示した範囲に推定される。また、

年未詳の僧豪仁讓状でも、常泉坊の屋敷として佐屋の元の「金剛童子屋敷」が含まれている。

したがって、その坊内には、現在の集落としては、佐屋の元と平原と中村の一部が含まれ、さらにその後背地の山が入っていたようである。

このように常泉坊の範囲を推定すると、佐屋の元の猪窟坊・中村の下坊は、常泉坊から室町後期から近世のある時期に独立したものと推定される。

次に峯坊の範囲を書いたものはないが、新田に虚空蔵石屋があることから、現在の峯の集落の範囲とさほど隔たりはないと考えられる。現在の峯の集落の上に峯念坊と呼ばれる堂があり、かつてはその周辺に七八軒ほどの家があったといわれ、明治二十一年の字図の段階（付図A―5）でも、堂の周辺に四区画ほどの屋敷地が確認され、かつては堂を中心に坊集落が形成されていたようである。したがって、現況から見て、峯坊の屋敷・山野は、西は常泉坊に接し、北は鳴石から来る横道が境となり、南は、不明であるが、桑原イゼの溝（現在の県道）が境となったと思われる、東は新田にあった虚空蔵石屋と接していたのであろう。

虚空蔵石屋は坊ではないので、領域をもったかはわからないが、新田の集落と深いかかわりがあったことはまちがいない。近世初頭の目録と思われる六郷山定額院主目録（『太宰管内志』）には「加礼川山万福寺」という寺が見えるが、この寺も新田にあったという。虚空蔵石屋との関係はわからないが、新田は六郷山の岩屋・寺院を集落の出発にしている

と考えられる。現在、虚空蔵石屋の場所は、三島社の境内地となり、本尊虚空蔵菩薩は、三島社の御神体と一緒に祠れている。三島社は、新田の河野氏の氏神であると同時に村の鎮守である。河野氏は近世の加礼川村の庄屋で、田染の大庄屋河野氏の一族といわれる。田染の河野氏は『河

野家年代記』によれば、慶長五年（一六〇〇）に大庄屋に任じられており、戦国末期～近世初頭の混乱期に田染盆地に進出したといわれる。新田の河野氏もこれからまもない時期にこの地に進出し、かつての六郷山の岩屋虚空蔵石屋の場所に氏神を祠つたため、現在ような神社の中に仏像が安置されるようになったと考えられる。

最後に、西の坊であるが、その名前からすると、加礼川の西にあったようである。『概報』3で述べたように坊田は基本的にその坊に近いところに比定されており、西坊の坊田には加礼川の西の端の佐屋の元の小加礼川に比定されるものがあるので、西側にあることはほぼまちがいない。しかし、屋山麓の加礼川右岸には、常泉坊領があり、西坊が存在する余地がない。また、建武四年の六郷山注文には、加礼河山の土地は川の南側にもあったと推定できる。この二つの事実から佐屋の元の対岸、大字梅の木の庵の迫付近の可能性が考えられる。

庵の迫の中央の島には、正中二年の墨書銘をもつ連碑、現集落から朝平神社へ上る入り口の脇には、鎌倉末から南北朝のものを含む五輪塔・板碑、集落から谷を挟んだ向かいの島には、「ボンヤシキ」「ヤゴロウ」の地名があり、「ヤゴロウ」という畠の畑には南北朝以前にさかのぼれる大形の板碑が倒れている。

また、谷中央のお堂には、室町後半の薬師如来やかなり古い焼け仏などがあり、毎年正月十四日には、長安寺の和尚の読経が行われるという。この庵の迫の集落は、金戸浄土真宗の門徒で、天台の長安寺の檀家ではなく、何か古くからの伝統行事を踏襲したものであろうか。さらに、この読経は隣の山口（中野家二軒の屋号）と関係している。長安寺の和尚は、正月十四日の早朝、今は車で来るが、昔は佐屋の元を下る屋山道を使って、山口の家を訪れ、そこで二本の木に「蘇民将来子孫繁昌門也」と記



写真21 中野家の中世墓



写真19 山口の中野家「蘇民将来」の木札



写真22 ヒカケイゼの水管

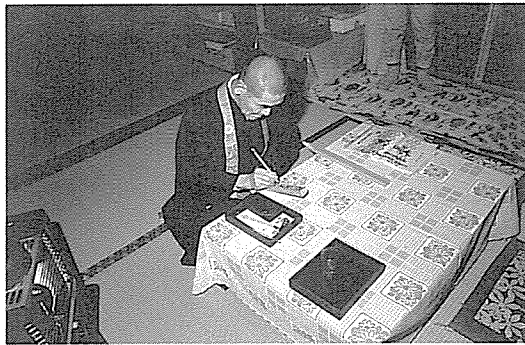


写真20 長安寺の和尚が「蘇民将来」の札を書く

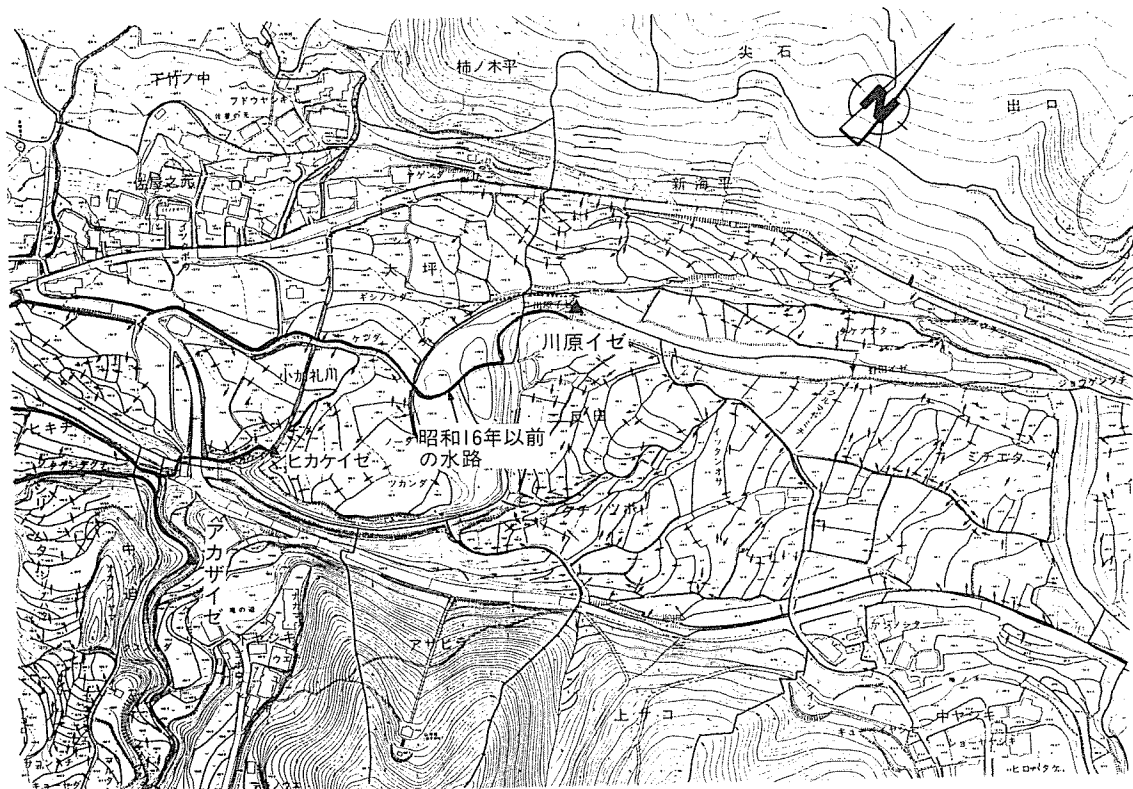


図29 小加礼川付近詳細図

し(写真20)、この家の裏の墓に詣で、その後、その二本の木をもって庵の迫のお堂に向かうのである。庵の迫では、村の人が読経を聴講し、和尚はその二本の木をお堂に置いて帰る。その後、山口の中野家のおばあさんがそれを取りに来て家の門に立てるのだという(写真19)。

山口に伝わる伝説によると、昔、長安寺から小坊主が屋山道を降りて山口にやってくる途中、仁王が鼻というところから持っていた松火を投げたところ、山口まで飛んできてお堂が焼け、中の仏が火の玉となって庵の迫の「ボンヤシキ」に飛んだという。それが今のお堂に安置されている焼け仏だという。今は、山口は隣のゆずりはの部落に属しているが、かつては長安寺とかかわってこの二つの所は密接な関係があったことが推測される。また、山口の家には「ドウヤシキ」という場所があり、かつては地蔵が祀られていたようである。その堂跡の横の井戸は屋山城主が産湯に使ったといわれ、屋敷の裏の墓(写真21)は、方形に石を積み上げた上に国東塔や五輪塔を建てたもので、道脇寺や峯坊の坊の墓と同型のものである。

また、水利の面でも、この山口と対岸の佐屋の元の関係は深い(図29)。山口の前の水田はアカサイゼとヒカケイゼとシンゲイゼによって潤される。その内、ヒカケイゼは、対岸の佐屋の元の谷川にヒカケイゼと呼ばれる小さな堰があり、そこから都甲川に水管(昔は松を削り貫いた掛樋)を渡し(写真22)、庵の迫の集落の下の谷の入口でこの谷の水とヒカケイゼの水を併せて、山口の下の水田に掛かるようになっていた(写真21)。江戸時代、佐屋の元は加礼川村であり、山口は、梅の木村であり、村が異なる。このように異なる村に水を提供する場合、水代を米などで支払うことが多く、この都甲谷でも、加礼川の下鶴の水田は、対岸から「ギョクマイ」という水をもらっていたし、松行地区は新城地区から掛樋で水

をもらい、米を代として渡していた。しかし、ここでは、近代にいたるまで、佐屋の元に対して米などを払うことなかったという。

ヒカケイゼは永徳二年(一三八二)の屋山寺供料免田注文に院主分の田として佐屋の元付近の田が見られ、その中に「ひかけ、はん(半)」の記載があり、すでに南北朝時代には、その存在が確かめられる(補八)。また、鎌倉初期の応仁置文には「樋上新開尻依」と「新開尻依」という水田名が見られるが、「新開尻依」とは新開イゼがかりの水が届く最後の水田を指すと考えられ、現在の加礼川字大坪の付近に比定される。「樋上新開尻依」は大坪の付近にあったと思われ、「樋上」の「樋」とは「ヒカケイゼ」のことを指す可能性がある。このヒカケイゼの存在は、中世以来の佐屋の元(加礼川)と山口の深い関係を見事に示している。

以上の事実から、山口を含む庵の迫一帯は、今日に至るまで長安寺や加礼川地区と深い関係にあり、その歴史的な環境は西坊のあった場所にふさわしいと結論づけられる。

さて、加礼川の常泉坊・峯坊・西坊・虚空蔵石屋について検討してみたいが、この結果から次ぎようなことがいえる。まず、中世加礼河は屋山寺院主応仁によって鎌倉初期に開発され、屋山寺の弘(所領)となり、土地は、応仁の子孫・弟子たちの営む坊に分割された。加礼河には、南北朝期末までに常泉坊・峯坊・西坊や虚空蔵石屋が営まれ、常泉坊の例から見ると、その山野などは、現在の佐屋の元・中平(平原・中村)を含んでおり、坊が現在の小集落の形成の出発になったことが明らかである。さらに中世末・近世初頭ごろ、新たに新坊(下坊・猪窟坊)が自立して、これが佐屋の元や中村の小集落を形成した。虚空蔵石屋から成立した新田などは、近世の初頭に河野一族が進出し、近世村の庄屋となる。近世村の加礼川は、屋山と加礼川を併せて成立するが、川の向こう側に

あつた分は近世村梅木村に編入されたと考えられる。

加札河の開発と水田・島の在り方について、

六郷山は、十二世紀初頭に寺院の形態を整えはじめ、それに伴って国東半島部の中央の山岳地帯の開発が本格化する。水田開発もそのころから始まるとみられるが、それまでは、香々地の夷谷のように、「本は大魔所にして、大小樹木林が繁り、人跡絶えざるところなり」という状況であった。それが「始めて件の石屋に罷籠もるの間、時々微力を勵まして、在る所の樹木を切り掃い、石・木根を堀却し、田島を開発するの後、今日にいたるまで、全く他に妨げなく、耕作し来るところなり」という状況になってくる(『香々地荘史料』三)⁽¹³⁾。加札川の谷でも、十二世紀前半の屋山寺(現長安寺)の整備にともなう田島の開発が進んだと思われるが、当初の開発は、天水・湧き水を使用した緩斜面の谷水田開発や古



写真23 柿木丸・神田を望む

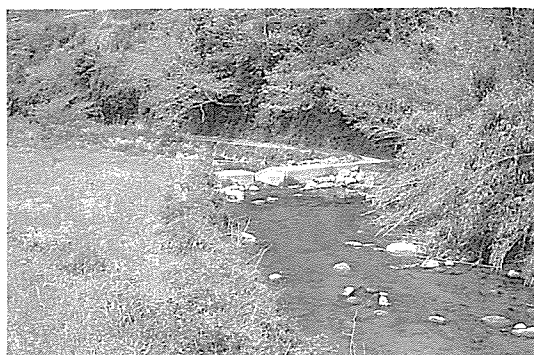


写真24 新海井堰

田や竹の内に見られる川に面した低い平坦面での開発が先行したと推定される。⁽¹⁴⁾

平安時代の終わり、緒方惟榮の焼討で十二年ほど退転した屋山寺は、鎌倉時代に入り、都甲荘地頭都甲氏の出身である僧応仁によって再興された。応仁の再興の内容は、「応仁の打札の文」という置文に集約されるが、建物からその荘殿の再興、儀式・行事の再興、その免田の整備開発に及んだ。応仁の記したこの置文にも、夷石屋の開発文書に「大魔所」と記されたように「当山は、元は天魔の棲の内として、人民通り難し」とあり、その後で、応仁の再興によって田島も開かれたことが誇らしげに謳われている(補三)。

それでは、応仁段階の加札川における開発はどの様なものであったのだろうか。応仁置文(補三・四)に見える地名を水系毎に整理すると次のようになる(図30参照)。

- ①ウトノ前イゼ↓ウトノ前
- ②桑原イゼ↓前田・(古田・柿円)
- ③新開イゼ↓津流・新開・新開尻・樋上新開尻依
- ④川原イゼ↓小加札河
- ⑤谷水がかり↓虚空蔵・虚空蔵新開
- ⑥不明↓田中・上窪田・尻依

①ウトノ前は現在も一畑の地名にあり、川に接した傾斜の少ない水田である。

②桑原イゼのかかりと考えられる前田には、歳神の免田一段がある。

現在、前田という地名は字名にはなく、現在の大歳神社の前にある

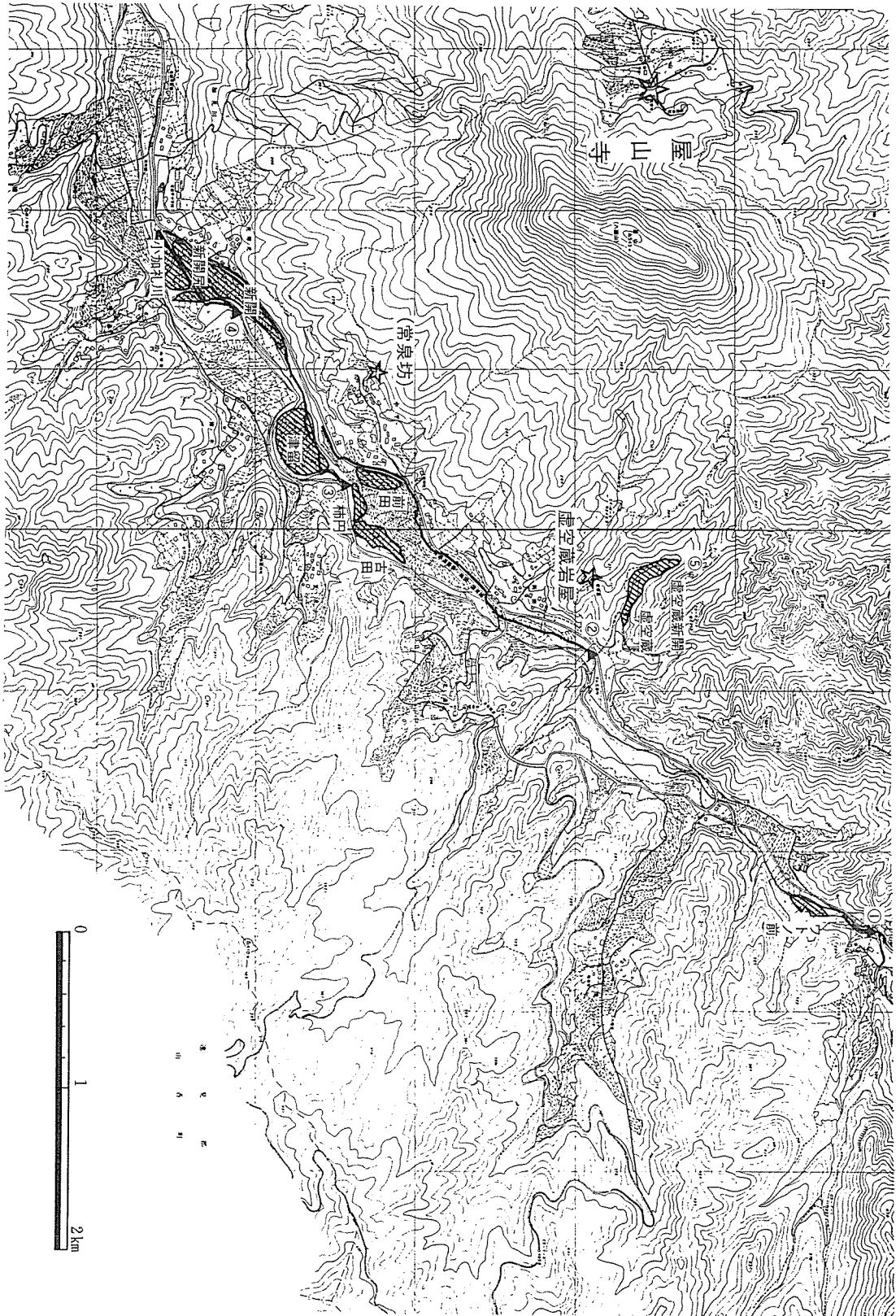


図30 応仁置文段階の加礼川の水田分布図

字神田の内と推定される。神田の上には、字上前田の地名があるが、この前田と区別するために付けられたのではなからうか。現在の神田は傾斜地水田が大部分を占めているが、川に近い平坦部分は、柿木丸と呼ばれる水田があり、前田は、神社のすぐ下の県道を挟んだ上下の水田辺りに相当すると考えられる。神田のすぐ上にある安藤家ではこの辺りを前田とも呼ぶ(写真23)。古田は、既に述べたように川に沿った低い水田であり、その地名からかなり古くから開かれた水田の思われる。柿円(柿木丸)とともに本来桑原イゼとは異なる水系をもっていた可能性がある。しかし、前田が歳神の前の水田とすれば、この段階にはこの桑原イゼのかかりは成立しており、古田や柿円には上からも水が供給されたとも考えられる。あるいは古田・柿円の水の不足を補うために、この水系が造られたのではなからうか。

③津流、新開、新開尻、樋上新開尻は図30のような場所に比定される。津流は現在の上鶴・下鶴の水田と思われるが、ここは山からの天水と新開イゼの水を併せて使い、緩斜面が水田化されている。新開、新開尻、樋上新開尻は、現在の新海平のシンゲ・大坪の付近の水田と推定される。ここも割合平坦な緩斜面の水田が多い。この新開イゼの水田は、おそらく応仁の段階の開発と思われる(写真24)。

④図29に示したように、字大坪の下、川寄りに一段低い水田があり、ここが字小加礼川である。小加礼川は、川原イゼのかかりであるが、川原イゼは対岸の梅木側で水を取り入れ、川を渡す構造になっていたが、この井堰は昭和十六年の水害で壊れ、現在は、大坪の下の水田を通して小加礼川の水路に水を入れるようになった。小加礼川は加礼川の本流に対する言葉と推定され、この水田の水が小加礼川か

ら供給されたことを示しているかもしれない。川原イゼのある付近は、川が大きく蛇行して梅木の字二反田にも旧河道と思われる谷がある。この付近でかつて、川が二つに分かれていた可能性があり、その一方を小加礼川と称したのではなからうか。分流した河道を巧みに利用した水路で水を供給されたのがこの小加礼川の水田でなからうか。

⑤虚空蔵および虚空蔵新開は、現在の字虚空蔵に比定される。この谷は近年まで水田が営まれていたが、並石ダムの建設によって利用されなくなり山林となっている。水は豊富で開発しやすい谷であるという。

⑥田中・上窪田・尻依は不明であるが、上窪田は、並石の久保田という可能性もある。

以上、応仁の置文に見える水田の立地を個々に明らかにしてみたが、主要な点を整理すると次のようになる(図30参照)。まず、基本的に応仁の置文に見られる水田は、開発のしやすい河川とあまり比高差のないものがほとんどであるという点に注意する必要がある。また、平安時代に開発されたと思われる古田などの古い水田を安定化するために、桑原イゼを築き、さらに前田や柿円(柿木の丸)の水田を開いたが、まだ水路と古田・柿木丸などの水田の間にある急傾斜地の水田開発には至っていない。応仁の段階の新たな開発としては新開イゼのかかり、虚空蔵新開などが考えられる。というのは、新開イゼは、応仁が隠居し、その開山となった常泉坊の山野の南の境となっており、常泉坊領の主な水田はこの新開イゼのかりの中に点在するからである。全体を通じていえることは、応仁の開発は、平安時代以来の原始的な開発を安定化するとともに、新しい水田の開発も行ったことである。応仁の置文はすでに述べた

ようにこのような開発の集約であり、屋山寺はこれによって経済基盤を不動のものにしたのである。

次に永徳二年（一三八二）の注文（補八）から加札川の水田はどのように変化したのかを分析してみよう。永徳二年（一三八二）は南北朝の動乱が終結に向かう時期であり、屋山ではこの年、鬼会と修正会が再興され、山王社が勧請されている（『六郷山年代記』）。このような状況からみると、この注文は戦禍で荒れた屋山寺の再興の一環の中で作成されたと判断してまちがいない。すでに述べたように、応仁の注文の段階とは、注文の性格が異なっており、単純な比較ができないが、一応、注文に見える水田を水系ごとに整理すると次のようになる。

- ①大イゼ↓三段田しもなめし
 - ②ウトノ前イゼ↓うとのまへ
 - ③桑原イゼ↓ふる田・前田・柿木の丸・桑原・石田大木の本・法け八向田（古田）
 - ④新開イゼ↓しんかい・つる・鐘つき田・つるの口・朝拝田（下新開）
 - ⑤川原イゼ↓小賀例川（石玉田・ひかけ・ちしやの木町堀・つかそい）
 - ⑥ヒカケイゼ↓ヒカケ
 - ⑦野田イゼ↓野田
 - ⑧タノノシタ↓竹の下
 - ⑨駒ケイゼ↓二段田・しんかい口のつほ
 - ⑩谷水↓さくらか谷
 - ⑪その他↓九日田・三月田・さの神田・中田えのきのつほ・川くほ・せうの田・き日田・しやうきやう三まい田・くすのき丸・外そ
- の・御油田・立儀はつかう田

線を引いた水田名は、応仁の注文には見られない。応仁の注文も永徳二年（一三八二）の注文も加札川の水田を網羅しているとは考えられないが、水田名の増加は一定の開発の進行を示していることはまちがいない。とすれば、大イゼ、野田イゼ、タケノシタ、駒ケイゼのかかりの水田は、永徳二年（一三八二）までの間にこれらの井堰を新たに築くことによって出現したものと考えられるのである。また、桑原イゼがかりでは、井堰から近い桑原や石田の水田の名が現れ、天水を利用したものとすれば、新たに歳神社の西の谷である「桜か谷」にも水田が開かれた可能性がある（図31参照）。

南北朝期末の段階には、水田が増加し、新たな井堰の開発があったことが確かめられる。しかし、その水田の位置は、まだ川に近い緩斜面にあり、井堰を増やすかたちでの開発に限定され、急斜面での棚田開発には及んでいないことがわかる。

また、屋山寺の払である加札川の水田注文は、長享三年（一四八九）にも作成されているが（『都』一四〇）、これは長享二年（一四八八）の屋山七堂の焼失の再興のために行われたものと推定される（『六郷山年代記』）。基本的に永徳二年（一三八二）の注文を踏襲したものであり、新たな水田の増加はほとんど見られない。永徳二年（一三八二）から百年を経て水田は増加がないことは考えられないが、注文の田数は固定化してしており、増加があってもそれを注文に組み入れることがなかったと考えられる。したがって室町時代の水田の開発の状況を把握することは困難である。

しかし、文明年間に作成された常泉坊領々山野四至注文によれば、この時期、山野の利用がより重要になり、山野が坊領として個々の坊の支配に入ってきたと見られる。これは、山や野の利用が重要であるとも

に、焼畑の存在や畠の存在を考えなければならぬ。四至の境になっている「あふみ畠」は集落の後背地の山の斜面にある畠であり、山野にはこのような畠・焼畑が存在した。明治二十一年段階の土地利用を示した図を参考にしてみると、山に広大な畠が存在しており、山野は様々な利用がなされていた。すでに条里部の名の考察の中でも、名の中に鎌倉時代の後半から畠が組み込まれはじめていることを述べたが、特に室町以降、松行名のように畠が掌握されており、畠が特に収取体系の中に重要な意味をもつてくることが明らかである。常泉坊領々山野四至注文の存在はこのような山野・畠・焼畑への開発・掌握の進行を示すと考えるべきであろう。

さて、水田開発についてみると、鎌倉・南北朝と確実に井堰が増加し、水田が増えて行っていたが、急斜面における棚田の開発は、ここで見える水田地名から見る限り、



写真25 加礼川、一畑地区空撮写真（左手 北の迫の棚田）

未熟な段階であったことは明らかである。技術史の上からいっても、石垣を高く築く技術は、近世に入るまで、一般では確立していない。大分県でも、中世の山城や館や寺などでは、土塁が基本であり、低い石塁は存在しても、石垣の技術はまったく見られない⁽¹⁵⁾。このような技術環境の中では、現在みられる二〇度を越えるような傾斜地での棚田の水田の開発は、近世に入ってからとみられるのである。

すでに述べたが、中世末から近世初頭の混乱期に、この谷には田染盆地から河野氏の一族が進出してくるが、河野氏は、加礼川の新田と一畑の北の迫を拠点に加礼川村と一畑村の庄屋に就任し、一族は、梅木の庵の迫や樫などにも居住している。新田の集落は、中世には峯の坊と虚空蔵石屋があり、古田や石田や桑原や虚空蔵などの水田が開かれていたが、中世には新田の地名は見えない。おそらく、中世の末か近世に入り上イゼが開かれ、「新田」が開かれたと思われる、そのことによって集落の名が新田と呼ばれるようになったのであろう。また、北の迫・庵の迫・樫には、二〇度を越える急傾斜に石垣を築き水田が開かれているが(写真24)、この地域には、中世の石造物などが分布するが、中世の水田名は史料からは確認できない。おそらく、中世末に近世に入り、河野氏の指導でこの傾斜地に水田が開かれ、近世の村落を形成したと思われる。

その意味で、加礼川の谷における近世の開発は、まさにこの棚田開発に象徴されるのである⁽¹⁶⁾。

(五) 応永二十五年の長岩屋敷注文から見た

長岩屋の坊集落

天念寺十二坊

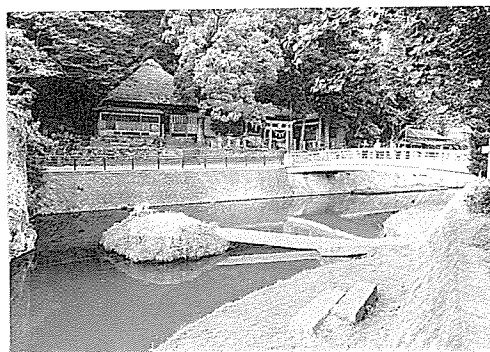


写真26 天念寺の講堂と身濯神社

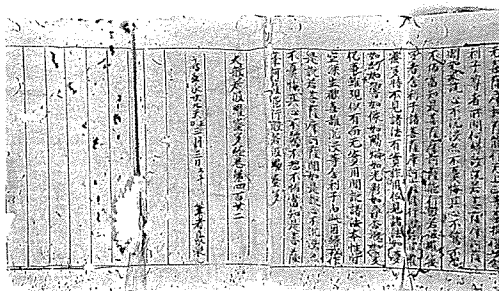


写真27 天念寺大般若經

この地区は、いわゆる六郷山都甲地域にあり、中世は長岩屋と呼ばれる六郷山の本寺が存在した。現在、その後身は、長岩屋山天念寺という無住の寺であり、ここでは、国東を代表する祭である「修正鬼会」（国重要無形民俗文化財）が毎年旧正月七日に行われている。今年も二月の旧暦七日の日に、西国東の六郷満山の僧侶が集まり、地区の人々が裏方となって盛大に祭が催された。地元で「オニオ」または「オニヨ」と呼ばれる夜の祭で最高潮となる。「オオダイ」と呼ばれる大松明に火が点けられ、講堂の前を照らすと、講堂で僧侶の勤行が開始され、香水の舞が終わると、四方固めが行われ、講堂内を結界して、ここから鬼が登場する。まず、男女面の鈴鬼が踊り、その後、災払鬼が講堂内を暴れ回り、人々はその鬼に叩かれて、その年の福を約束される。⁽¹⁷⁾ かつて、講堂前に掲げられた「オオダイ」は天念寺十二坊から一本づ

つ出され、十二本の松明が捧げられたという。十二坊は、往時の天念寺の繁栄を偲ばせるものといわれてきた。十二坊とは、本坊・円重坊・祇園坊・要本坊・西ノ坊・畔津坊・大満坊・妙仙坊・門ノ坊・二本坊・仙堂坊・重蓮坊などであるといわれており、それぞれの坊跡といわれる場所には、今も堂宇や石造物が残る。

円重坊跡の裏には、都甲谷でも最も古形の五輪塔群があり、祇園坊跡の裏の龕には、数体の石仏がある。要本坊跡は今も小さな堂があり、石仏・木仏が何体が安置され、境内の入口近くには、破損が激しいが室町時代の宝篋印塔が建っている。西ノ坊跡には、戦国時代末の磨崖の板碑が二ヶ所あり、そのうち一つには、「天正八年」の墨書銘がある。また、かつては現在の県道沿いに角塔婆を中心に五輪塔群があったが、現在は、道の崖上にすべて移動されている。畔津坊跡はアゼツ井戸やアゼツ島に遺称を残すが、両者の場所が離れており、よくわからない。大満坊跡は七郎ヶ迫の展望台の裏にあるが、近くには、中世の石棺が露出している七郎ヶ迫五輪塔群がある。妙仙坊は、そこから一〇〇ほど奥にあったといわれるが、その裏には、わずかな五輪塔と大石に刻まれた磨崖の板碑がある。門ノ坊跡の付近には、現在はずきりした石造物はないが、かつてこの坊跡の下の川に張り出した小さな広場があり、ここは、「ガラン」と呼ばれていた。そこには、「暦応四年」の銘をもつ石殿があったが、今は豊後高田の市街地に移されている。二本坊跡の裏には、上人ヶ塚という場所があり、宝塔や五輪塔などがあり、かつては大きな国東塔もあったという。仙堂坊と重蓮坊は他の坊と異なり、天念寺から一歳以上離れている。仙堂坊は、かつての都甲小学校の分校の前に遺称地があり、分校の裏に、石造物が残るが、ほとんど近世のものである。重蓮坊跡は、字重蓮坊にあり、現在そこには家が三軒ある。東側の家の岩の上には、

五輪塔や小さな国東塔があり、家の裏の谷の奥には、地藏山と呼ばれる岩屋があり、江戸時代の作と考えられる木造の地藏尊が安置されている。

このように十二坊の跡には、さまざまな遺物が残り、これらが古くから、おそらく中世以来の坊であることを推測させる。しかし、この荘園調査の過程で見い出された応永二十五年（一四一八）の長岩屋敷注文には、六二ヶ所の屋敷が書き上げられているが、坊と呼ばれるものは、たった二ヶ所しか記されていない（補九）。十二坊の伝承とこの注文の事実の隔たりはどうして生まれたのであろうか。ここでは、この注文の分析を通して、中世の長岩屋の寺や集落、耕地の在り方を復原し、遺物や伝承や史料との関係を整理してみようと思う。

応永二十五年の長岩屋敷注文について

まず、この応永二十五年（一四一八）の屋敷注文の史料としての価値を検討することから始めよう（補九）。この文書は、永享九年（一四三七）七月十五日の長岩屋夏供米再興置文に引用されたもので、これを含む永享九年の文書は、江戸時代に三畑村、現真玉町三畑の庄屋の子孫である土谷朋夫家に伝えられたものである。文書としては写であるが、その裏書に「本書千燈寺中ノ坊執行屋敷有」とあり、この文書もしくはその原本が千燈寺の中ノ坊に伝存したものであることが知られる。千燈寺は、現在の国見町にある六郷山の本寺の一つで、元千燈寺と呼ばれる場所が往時の千燈寺の境内地であり、現在の千燈寺は坊の一つが山を降り、千燈寺を称したものである。中ノ坊の位置はわからないが、ここに「執行屋敷」すなわち六郷山執行の屋敷であったことは注目される。六郷山執行は六郷山を統括する僧侶であり、この執行屋敷に伝来した文書の一つと考えられる。

文書は、二つの部分からなっている（補九を参照）。前半の応永二十五

年（一四一八）六月八日に作られた屋敷注文は、後半の文書の中に引用されたものであるが、文書の全体が引かれている。屋敷注文の後ろには定書があり、掟文的な性格をもつ文書である。後半の永享九年（一四三七）七月十五日の住僧連署の置文は、「是より奥ハ右の裏書の分」とあり、原本では前半部の裏に書かかれていたようである。それは、当時夏供米畠が廃絶状態となっている松鼻より下の二〇ヶ所屋敷を再興するためにつくられたもので、その再興は、「古帳」すなわち応永二十五年（一四一八）の屋敷注文に基づいて行ったため、前半部に応永二十五年の注文が引用されたのである。文書は、衆徒・住僧らが一味同心して六郷六所権現に誓い起請をして、安居の住侶が連署する形式をとっており、さらにその連署の置くに「夏供米中絶の畠再興の至、最も目出しかるべく候、存知せしめおわんぬ、相違あるべからざるものなり」という吉弘石見守（綱重の安堵文言がある）。

永享九年（一四三七）という年は、加礼川で吉弘綱重が常泉坊領を安堵した年であり（補一〇）、都甲谷の奥に支配権を確立した時期である。この夏供米畠の再興も長岩屋住侶の連署の形で行われているが、その連署の最後の再興執行兼権別当権少僧都豪経は、吉弘系図にある綱重の弟の権少僧都「豪慶」と同一人物である可能性が極めて高く、この再興は吉弘氏の長岩屋の支配の掌握の過程で、その指導の下で作成されたと考えられる。

さて、応永二十五年（一四一八）の文書の分析に入ろう。屋敷注文と定文からなる。定文は六ヶ条あり、その内容を意識すると次のとおりである。

① 山内に居住するものは、「住僧」に入らなければ、山中を追放すべきである。

②山公事の済期は、決められた時より以前に進納すべきである。もし一カ月も遅れた場合は、百文につき十文の利子をつけて進納すべきである。(したがって、) 緩怠あるべきではない。

③山公事以下を無沙汰の衆徒・住僧においては、その理由を寺務に披露すべきである。もし、見隠・聞隠ことがあれば、すべての住僧は同罪である。(また、) その僧は、この一ヶ条つき先日衆徒・住僧一同に起請文を出しているので、無沙汰・緩怠のものを隠し置くべきではない。したがって、緩怠は子細について、罪科にすべきである。

④山公事以下のことは、豊年・凶年を問わず、増減あるべきではない。

⑤山公事おいては、難と号して、自ら辞退あるべきではない。番帳面に任せて勤仕すべきである。

⑥夏供米畠のことはたとえ荒不作であっても勤仕すべきである。荒不作はその耕作者自身の緩怠か。時宜によって大切な往古よりの諸役を懈怠してよからうか。無沙汰があつてはならない。

この定文は、前半の屋敷注文を受けて、六郷山の寺院の山公事・夏供米といった役の負担について定めたもので、①で役を負担するものを「住僧」という概念でくくり、「住僧」であることを認めないものは、長岩屋の谷の居住を許さないとしている。②③④は、山公事や夏供米の納め方を細かく規定したものである。室町時代の地方寺院の公事負担の在り方を考察する上では極めて貴重な史料である。

ここで、第一に注目したいのは、第一条の文言である。これは、屋敷注文に書き上げられた屋敷の住人を「住僧」として掌握したもので、寺ムラという寺院支配の体制を前面に出している点である。屋敷注文の最初にも「六郷山長岩屋住僧屋敷」と記されており、この書き上げは、単なる長岩屋住人の屋敷注文ではなく、「住僧」の屋敷注文として分析する

必要がある。

第二に山公事や夏供米の賦課を行う台帳としての役割をもっている。すなわち、山公事や夏供米は屋敷を単位に賦課されており、屋敷はかなり広い畠や山野を含んでいたことがわかる。中世後期の名や加礼川の中世の開発について論じた際に、名や坊が後背地の山野を抱え込んでいる指摘したが、長岩屋における屋敷の賦課体制もこのようなものと同様な構造であると考えられる。

それでは、「住僧」屋敷はどのようにこの谷に分布していたのであろうか。

応永二十五年の住僧屋敷注文と天念寺十二坊

屋敷注文には六ヶ所の屋敷が記されているが、その分布は現在の豊後高田市大字長岩屋の範囲に収まり、屋敷は、谷の奥の一抔から下に向かつてほぼ順番に記されているようである。

表4は、屋敷の一覧であるが、ほぼ場所が比定できるものにはゴチックで示し、現在の呼び方を後に書いた。この遺称地の判明したものを地図に落としたのが図32である。図32には、天念寺十二坊の位置も示してあるが、この住僧屋敷注文は天念寺十二坊の分布範囲を越えて、長岩屋の谷全体に広がっている。この注文が谷全体の住人の屋敷を把握したことは、この分布からも明らかであり、すでに述べたように、この注文は長岩屋の谷の住人を「住僧」というかたちで掌握し、六郷山の山公事や畠の賦課などを負担する体制を確立する意味があつたと考えられる。すなわち、谷の住人は、すべて長岩屋の僧侶であるということである。もちろん、これは実体的なものではなく、公事負担の上のレトリックであるが、寺ムラという六郷山の体制はその後の村の歴史に大きな影響を与えた。

表4

住僧屋敷名	遺称地〔推定地〕	住僧屋敷名	遺称地〔推定地〕
一 払	字一払	左近四郎屋敷	
西 屋 敷	字地主西	道 寂 屋 敷	
中	字地主中（寺屋敷）	妙 覚 屋 敷	
岩 ノ 上	岩ノ上	御 前 屋 敷	字殿前？
仏 供 嶽	字椋竹	道 法 屋 敷	
徳 乗 払	〔重蓮坊〕	樋 ノ 口	字殿前 ヒノクチ
田 口 二 屋 敷	字田口	黒 法 師 屋 敷	字殿前 クロブシヤシキ
大 坪 三	字岩下 ムコウツボ	五 郎 次 屋 敷	
水 口		長 小 野 屋 敷	
田 中 園		茶 木 畠	
御 油 畠		平 六 屋 敷	
妙 門 坊		常 力 屋 敷	
西 ノ 屋 敷		宮 司 屋 敷	
西 ノ 坊	字西ノ坊	浄 心 屋 敷	
孫 三 郎 屋 敷		三 角 畠	
浄 道 屋 敷		右 衛 門 九 郎 屋 敷	
福 定 屋 敷		岡 ノ 屋 敷	字大般若岡ノ谷（屋号）
香 司 屋 敷		専 当 屋 敷	
今 井 ノ 屋 敷	字今井	道 心 屋 敷	
久 原 屋 敷		河 原 屋 敷	字カワクボコーラ
上 ノ 屋 敷		吉 武 屋 敷	字吉竹
箭 代 屋 敷		法 円 屋 敷	
大 藏 屋 敷		田 中 ノ 屋 敷	字カワクボ田中屋敷
楠 屋 敷		貝 ノ 丸	字陰の木貝の丸（屋号）
轆 轤 藪		陰 の 木 屋 敷	字陰の木
智 鏡 屋 敷		四 郎 次 郎 屋 敷	
中 藪 屋 敷		仲 藪 屋 敷	
迫 ノ 屋 敷	字今井 サコノヤシキ	弁 宮 屋 敷	
道 心 屋 敷	字岩竹 ドウセン	香 司 屋 敷	
岩 武 屋 敷	字岩竹	堀 ノ 内	字森の木 堀の内
鍛 冶 屋	字岩竹 カジヤ	森 木 屋 敷	字森の木

※ なお、この地名比定については、長岩屋地区の住民とくに佐藤正彦氏の協力を得た。

中世長岩屋の住僧屋敷位置図

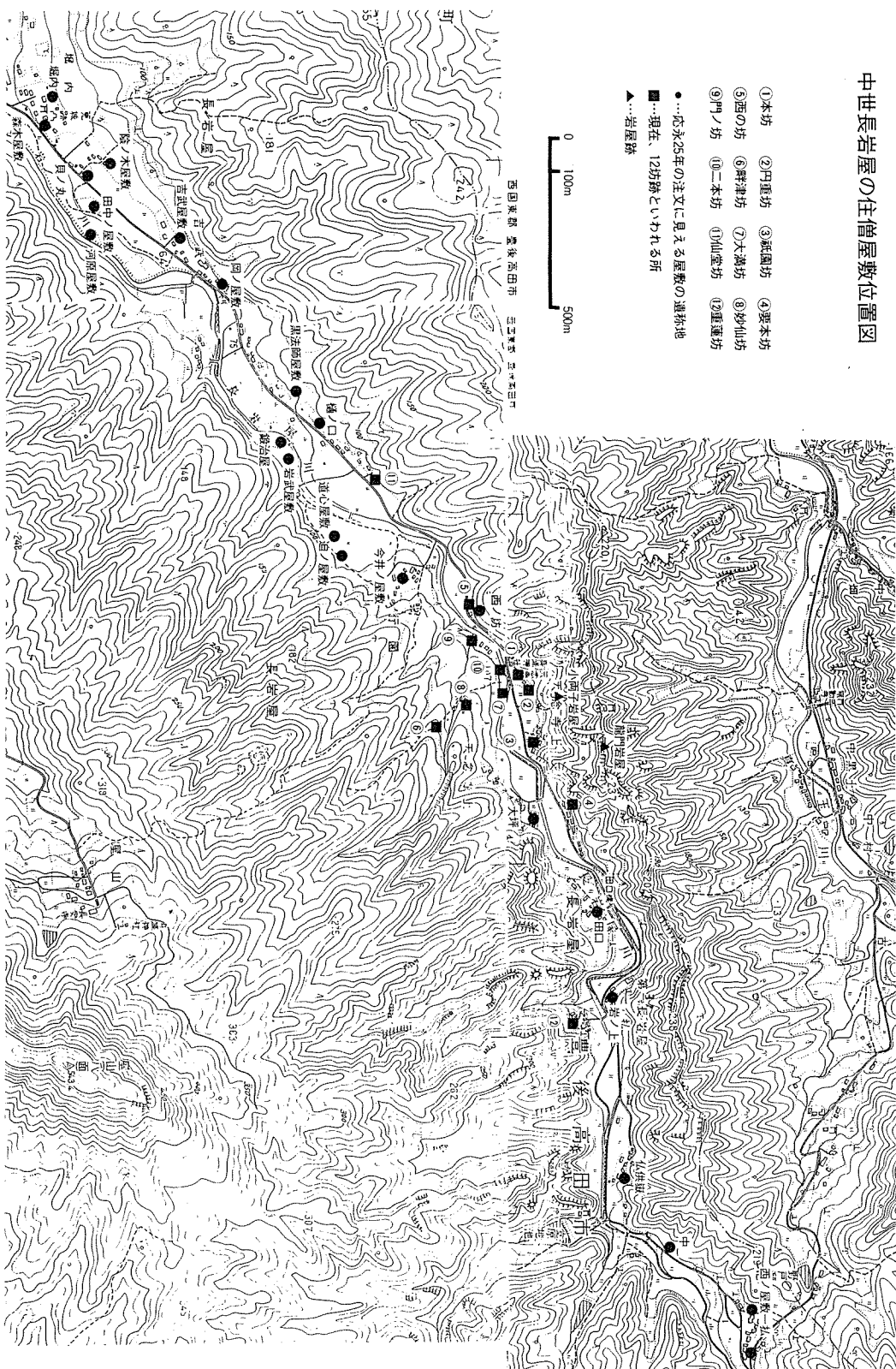


図32 中世長岩屋の住僧屋敷位置推定図

さて、伝承の十二坊と応永二十五年（一四一八）の注文の住僧屋敷六二ヶ所の関係であるが、十二坊の伝承は、応永二十五年（一四一八）まで溯ることはできないことは明らかである。また、十二坊のうち、注文にその名が見えるのは、西坊だけで、他の坊は見えない。しかし、天念寺の大般若経（資料編）の奥書には、応永二十九年分に「豊就六郷山長岩屋妙門坊書写了」「再興大願主無障金剛豪隆・修理妙門円光」、永禄七年分に「森木安芸守浄音 六十七才 于時妙門坊権律師円朝 西ノ坊澄

□ 大越家明秀」「妙門坊円朝律師」などと妙門坊と西坊の名が見えてくる。この奥書に見える坊は、この二つだけで、他の坊名は見られない。奥書の坊は、応永二十五年の注文の坊名とまったく一致しており、戦国時代の終わりのころまで、西坊以外の十二坊は史料に確認することができない。奥書だけで断定することはできないが、いわゆる十二坊は、近世にできあがったものという可能性が高いのである。しかし、十二坊跡に残るさまざまな遺物は、中世からの坊的な屋敷の存在を示しており、十二坊は応永二十五年注文の住僧屋敷の系譜を引くものがあり、それに、妙門坊や西坊から分立した坊もあったと考えられる。

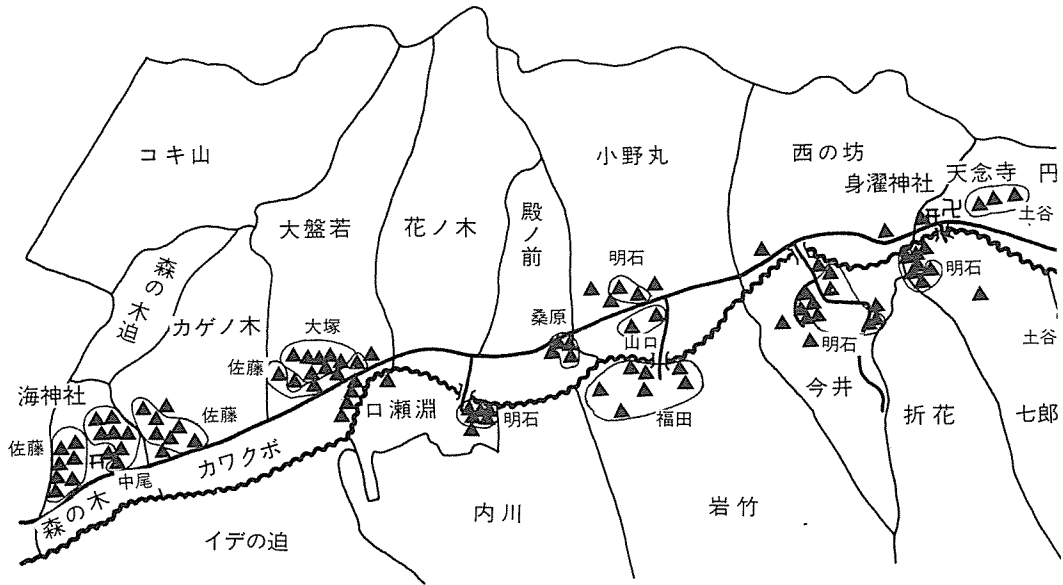
例えば、応永二十五年（一四一八）の注文で岩ノ上と田口二屋敷の間にある徳乗払は、注文の記載順から見て、十二坊の一つ重蓮坊に相当すると考えられる。すなわち、払（はらい）は、前節の加礼川でも考察したように開発所領であり、水田を基本とするものである。重蓮坊の集落の後背地には、長岩屋ではめずらしく水に恵まれた迫がある。現在は荒廃しているが、かつてはかなりの水田が存在した。その意味で払と呼ばれるにふさわしい場所であった。重蓮坊が徳乗払とすれば、時代が下つてから、ここにあった屋敷が重蓮坊という坊名で呼ばれるようになったと考えざるべきであろう。

また、十二坊の内、一〇坊までが現在の天念寺からはば二〇〇畝以内存在している。応永二十五年（一四一八）注文でこの辺りにあったと推定される住僧屋敷は、水口、田中園、御油畠、妙門坊、西ノ屋敷、西ノ坊・孫三郎屋敷・浄道屋敷・福定屋敷・香司屋敷などがあるが、この付近にあったと思われる、本坊・要本坊・祇園坊・円重坊・妙仙坊・門之坊・大満坊・二本坊・畦津坊・西之坊などの一〇坊の名称も西之坊いはいは確認できない。おそらく、重蓮坊のように屋敷は存在したが、坊名をまだ称していなかったり、分立した坊もあった可能性がある。天念寺の川向こうの妙仙坊や門の坊などは「妙」「門」の字が妙門坊と類似するところが気にかかる。十二坊のうち本坊は現在の寺の庫裏の場所であるとしているが、石造物から見ると、円重坊の辺りが鎌倉時代まで遡り得るかなり古い中心的坊があったと思われる。もし、これが本坊とすれば、寺の役から外されており、応永二十五年（一四一八）注文に記されなかったか、あるいは天念寺大般若経でもすでに応永年間から見える妙門坊が本坊であった可能性もある。

天念寺十二坊は、屋敷としては、応永の屋敷注文まで遡る可能性があるが、坊の名称は近世の産物であるとみられる。おそらく天念寺の檀家とオーバーラップすると考えられ、近世に入り、長岩屋全域への宗教的・経済的な支配が崩壊したのち、近接の屋敷を寺の檀家として再組織し、伝統を踏まえ、坊名を称させたか、あるいは既に中世以来、私的には坊名が使われていたかもしれない。いずれにしても、十二坊の形態は近世的な産物ではあるが、屋敷としては中世以来のものであることはそこに残る中世の石造物の存在によって確かめられるのである。

それでは、最後に室町時代のいわゆる坊集落の復元を試みることにしよう。

真玉町



と、さらに古い明治時代以前の景観が推定できる。図33は明治二十年代の長岩屋地区の宅地の分布を地図に落とし、その家の姓を示したものである。この地区では、現況でもそうであるが、明治の段階では、同姓集団すなわち一族三軒〜七軒が単位をなしている様子が一層見事にわかる。特に上長岩屋では、この「ドイ」が中世の屋敷に基本的に対応しているのである。

一方、下長岩屋では、現在の集落が四七軒に対して当時は五〇ヶ所の屋敷があり、現在の戸数を上回っている。しかし、明治二〇年代の復元を行うと、この地区には一〇四・五軒の家があり、現在これが半分を下回っている。たとえば、行園（字今井）はかつては七・八軒の家があったが、現在住んでいる人は二軒となっている。応永二十五年注文では、孫三郎屋敷・浄道屋敷・福定屋敷・香司屋敷・今井ノ屋敷・久原屋敷・上ノ屋敷・箭代屋敷・大蔵屋敷・楠屋敷・轆轤菌・智鏡屋敷・中菌・迫ノ屋敷などこの付近に比定される（但し、孫三郎から香司屋敷までは七郎カ迫に入るかもしれない）。ここでは、近年までの家の規模が基本的に住僧の屋敷の規模と一致していると見られる。

それに対して、岩武屋敷と鍛冶屋は現在の岩竹の福田庵のある地区に比定されるが、明治段階には、ここには、福田姓をもつ家が八軒あり、ここでは屋敷が福田同姓集団と一致している。また、吉武屋敷、陰ノ木屋敷、堀ノ内、森木屋敷もそれぞれ字名や地区の称として残っており、これも数軒から十数軒の家の集団に相当する。

下長岩屋地区では、応永の屋敷注文の屋敷は、家一軒に相当する場合と上長岩屋と同じように数軒の家集団に相当する場合がある。また、注意しなければならぬのは、明治段階でも宅地が存在しなかった場所に中世の屋敷が比定される場合がいくつかあることである。たとえば、道

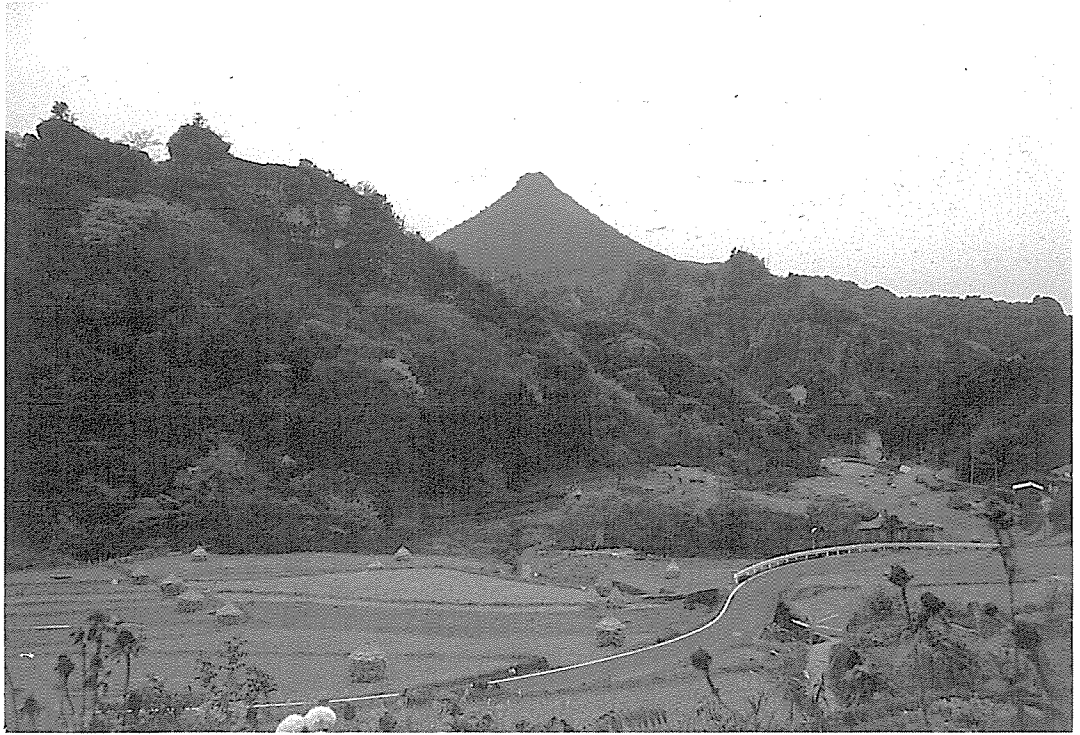


写真28 長岩屋の景観（一ノ払から屋山をのぞむ）

心屋敷、黒法師屋敷、田中ノ屋敷は、明治段階の屋敷復元図（図33）にもまったく現れてこないものである。これは屋敷の中で継続せずに消滅したものが多かったことを示している。これらを差し引いて考えると、近代まで継続したものは減少することになり、上長岩屋と同じく、屋敷は同族集団を基本としていた可能性がある。

概報『豊後国都甲荘4』では、上と下の長岩屋を比較し、上では同族集団の屋敷、下では現在と同じような一軒を単位とする屋敷を想定し屋敷の在り方がやや異なっていると結論したが、これは訂正しなければならぬ。中世の長岩屋の谷の屋敷は、上も下も基本的に同姓の一族何軒かによって構成されたと見られ、田染荘の小崎屋敷のように屋敷は数軒の園などによって出来上がっていたとみてよいだろう。

しかし、上長岩屋と下長岩屋では、水田と屋敷の在り方が明らかに異なっていることは間違いない。上長岩屋では、図32にあるように、屋敷は、畠を含む後背地の山とその屋敷の前に広がる水田が一つのセットになっている。一つの屋敷の前の水田には基本的に一つのイゼが対応している。天正十七年（一五八九）正月五日の吉弘統幸知行預ヶ状で、諸田土佐守に両子山薬王丸名と長岩屋の内の「面之屋敷」と緒方荘の内の日小田百貫分の役職を預けているが（『都』一六四）、この「面之屋敷」は「西之屋敷」の誤写と思われる、応永の屋敷注文に見える「西ノ屋敷」と推定される。但し、一ノ払の西屋敷か天念寺付近の西ノ屋敷かは断定できないが、名などと同様に所領の単位となっていることから、水田をも含みこんでいるものとみられる。上長岩屋の屋敷は、基本的にこの「西之屋敷」タイプといえるのである。

これに対して、下長岩屋でも、山公事や夏供米畠の賦課は屋敷単位に課されるところから、屋敷は、山や畠を抱えていたことは間違いないが、

上長岩屋とは異なり、屋敷に水田が一円的に付属したのかは明らかでない。たとえ、水田が付属していたとしても、下長岩屋では、一つのイゼかりすなわち灌漑水系に幾つもの屋敷があり、屋敷は経営単位として自己完結したものである。

このように、中世の長岩屋の集落は、水田の在り方は上と下でやや異なるが、基本的に屋敷を経営がなされており、山野・畠は屋敷内として付属しており、永享九年(一四三七)には、「夏供麦畠新領」が九十町も存在したのである。これは、国東半島における畠・畑の重要性を見事に示している。⁽¹⁸⁾

〔註〕

- (1) 『豊後国田染荘の調査Ⅰ』(大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九八六年)、海老沢衷「豊後国田染荘の復原と景観保存」(石井進編『中世の村落と現代』 一九九一年)。
- (2) 註(1)に同じ。
- (3) 『三光村誌』(一九八八年)第二編第二章六「野仲郷弁分と弁分の性格」(乙咩政巳氏執筆)。
- (4) 黒田日出男『日本中世開発史の研究』(校倉書房 一九八四年)、同『境界の中世・象徴の中世』(東京大学出版会 一九八六年)、木村茂光『日本古代・中世畠作史の研究』(校倉書房 一九九二年)。
- (5) 以上は、飯沼賢司「条里地区の灌漑体系」(『豊後国都甲荘2』 一八八九年)を修正、再録した。なお、水路の構築順序については、小穴喜一『土地と水から歴史を探る』(信毎書籍出版センター 一九八七年)。

- (6) 飯沼賢司、後藤一重「伝古妙覚寺跡の探索」(『豊後国都甲荘2』 一九八九年)。
- (7) 出田和久「地籍図から上払田道跡を探る」(『豊後国都甲荘3』 一九九〇年)。
- (8) 小柳和宏「上払田遺跡の発掘」(『豊後国都甲荘4』 一九九一年)。
- (9) 小柳和宏「上払田遺跡の発掘」(『豊後国都甲荘3』 一九九〇年)。
- (10) 佐藤良二郎「宇佐の中世墳墓」(『大分県地方史』一三七号 一九九〇年)。
- (11) 『種田市遺跡ⅠⅡⅢⅣⅤ』(大分県教育委員会)。
- (12) 『六郷満山関係文化財総合調査概要―豊後高田市真玉町・香々地町の部―』(大分県教育委員会 一九七六年)。
- (13) 六郷山の「魔所」は黒田日出男氏『境界の中世・象徴の中世』(東京大学出版会 一九八六年)のいう「黒山」であり、六郷山の開発は「黒山」の開発の一つであろう。
- (14) 飯沼賢司「中世の加札川地区の坊と水田」(『豊後国都甲荘』3 一九九〇年)二二ページ参照。
- (15) 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館「智恩寺」一九九二年。
- (16) 以上は註(13)論文を修正、補填したものである。
- (17) 「修正鬼会と国東六郷満山」(『大系日本歴史と芸能3 西方の春』平凡社 一九九一年)。
- (18) 以上は飯沼賢司「中世の長岩の坊集落の復元的考察」(『豊後国都甲荘4』 一九九一年)を修正、補填したものである。

三 近世・近代の集落と耕地の変遷

— 近・現代から近世への逆行 —

(一) 明治初期の都甲 — 国東郡村誌にみえる都甲村 —

明治初期の都甲荘地域に関しては、明治九（一八七六）年にまとめられた『豊後国国東郡村誌』により概況を知ることができる。

これにより土地利用状況をまとめると、田二五五町余、畑二六五町余、山林三九一町余、原野六六町余、芝地二九町余、秩場六五余、溜池二町余、社寺地三町余、埋葬地三町余、宅地三二町余、荒地五四町余で、総計一、一六九町余となる。戸数は九〇七戸で、うち八三〇戸が農業に従事し、牛四〇八頭、馬三三三頭を飼育しているが、大半は農耕および運搬に使役されたものと思われる。また、神社が五三戸あり、田染荘地域と同様他の国東郡地域と比べると神社の割合が大きい。医業も五戸ある。人数は男一、九五〇人、女一、八九八人の計三、八四八人である。河川は都甲川（二等河）と三畑川（三等河）の二河川が記され、都甲川の支流長岩屋川は当時は一般には三畑川と称していたことが分かる。

主要道路としては、松行から長岩屋川の谷沿いに黒土村との境三畑を経て国東半島北部の中心伊美に至る伊美往還、美和村との境から加礼川（都甲川）に沿って梅遊寺畑を経て走水峠を経て国東半島東部の中心鶴川に至る鶴川往還、さらに鶴川往還の途中新城から南に折れ落村に至る落道と佐屋ノ元から東に折れ小野村に至る小野道、加礼川から北へ折れ赤根村に至る赤根道、荒尾から北へ草地村に至る草地道、長岩屋から北へ黒土村に至る黒土道と城前村に至る城前道が記されている。これらの

諸道はいずれも三等道で、幅員も一〜二間である。また、加礼川と大力に小学校が置かれた。物産としては甘藷と炭が質が良かったようであるが、全体的に水利の便はよいものの地味は稲作にはあまり適さず、また、傾斜地における茶樹栽培にも向いていないとされていた。

ところで、『豊後国国東郡村誌』にみえる都甲村は荒尾・一畑・梅木・加礼川・新城・大力・築地・長岩屋・払田・松行の十の旧藩政村が、明治八（一八七五）年三月に合併して成立した行政村であるが、僅か三年後の明治一一（一八七八）年八月には分離し、旧に復した。このように明治八年の段階において十もの藩政村が一度に合併をした例は、大分県下においても直入郡のように山地や高原が卓越し、藩政村の規模に小さいものが多かった地域を除くと例外的であると言つてよい。その結果成立した新行政村は九〇〇戸、三、八〇〇人を越え、戸数、人口とも西国東地域の中心集落のある高田村の約一・四倍、西隣の美和村の約三倍に達する巨大な新村となったのである。このような巨大な新村が成立したのは、これらの諸旧藩政村が都甲川の流域にあり、一つのまとまった地理的単位を形成していたことと、中世都甲荘の領域にほぼ相当しており、さらに藩政下においても島原領であり、真玉手永の高田組と田染組に所属していたという歴史的事実が背景にあったものと考えられる。しかし、この合併の結果、村の領域は一一平方キロメートルをこえ、交通未発達な当時としては広大な領域となった。しかも、東部は加礼川と長岩屋川の谷に二分されるという地理的条件もあり、村政の執行に当たっては不都合も生じたことは想像に難くない。このようなことから三年後には旧に復し、さらに明治二二（一八八九）年の町村制施行にともなうて旧高田組と旧田染組にほぼ二分する形で西都甲・東都甲両村に再編されることになったものと考えられる。

(二) 明治二一年地籍図にみえる村落景観とその後の変容

資料としての明治二一年作成地籍図―地籍図と景観―

現在大分地方事務局豊後高田出張所に所蔵されている都甲地区の古い地籍図(字図)は、明治二一年十二月から二二年一月にかけて調製されたもので、その縮尺は六百分の一である。この図はその作成年から、土地台帳制に備えるために明治一八年二月の大蔵大臣訓令「地押調査ノ件」をうけて、以後四年間にわたり実施された地押調査事業によって作成されたものと考えられるとともに、若干の検討の余地は残されているが、先の地租改正事業により作成された一字限図と実地との地積の差は著しくなかつたようで、改めて全面的に丈量し直すこともなく、「地租改正図」をもとに調製された可能性が大きい。つまり、その精度は、きたるべき土地台帳制にもその付属地図として十分に機能し得る程度であつたと考えられていたと言えよう。⁽⁶⁾

この地籍図に記載されている内容は、他のこの時期の地籍図と同様に、字の形状、道路、溝川池沼、堤塘、村界、字界、筆界、地番、地目、等級、縮尺などである。このうちの地目には、宅地、田、畑、山林、原野、荒地、埋葬地、秣場、寺社境内地、官有地などの区別がある。筆界は単に地番を区別するだけでなく、筆界が設けられた段階⁽⁷⁾における土地表面の形状をある程度反映していると考えられる。したがって、地籍図はこれまで多くの歴史地理研究に利用されてきた。⁽⁸⁾そこで、この地目とその地筆の形状に注目して地籍図をみると、かなりの精度で地表の景観を読み取ることが可能である。この地籍図は、明治中期以前の作成になる図であるから現在のように大型機械を用いた大規模な地表面の景観を示しているので、これにより現在は失われてしまっている明治中期以前、

ひいては近世、場合によってはそれ以前の景観を抽出することが可能である。このような地籍図の有用性は、『豊後国田染荘I・II』でみた通りである。以下において、この明治中期の地籍図から都甲荘域の当時の村落景観を概観した後、大字払田を例として村落景観をできるだけ詳細に描出し、ついで現況と比較しながら明治中期以来の村落景観の変容をみることにしたい。さらにその後、近世の村落景観についても若干の検討を試みることにしたい。

村落景観と地形

都甲川に沿った谷底平野における集落は、荒尾の鶴や大力の栄法寺などの自然堤防と思われ、微高地に立地する一部のものを除いては、基本的には谷底平野部と山地斜面の傾斜変換線に沿って線状に多く分布し、部分的に塊村状に傾斜変換線から上方に平面的に広がっている。空中写真と地形図の判読結果によれば、都甲川の両岸には崩壊地の痕跡が見受けられるが、荒尾や築地、松行付近では集落は崩積土の堆積面や段丘中



写真29 佐尾の元と屋山を望む

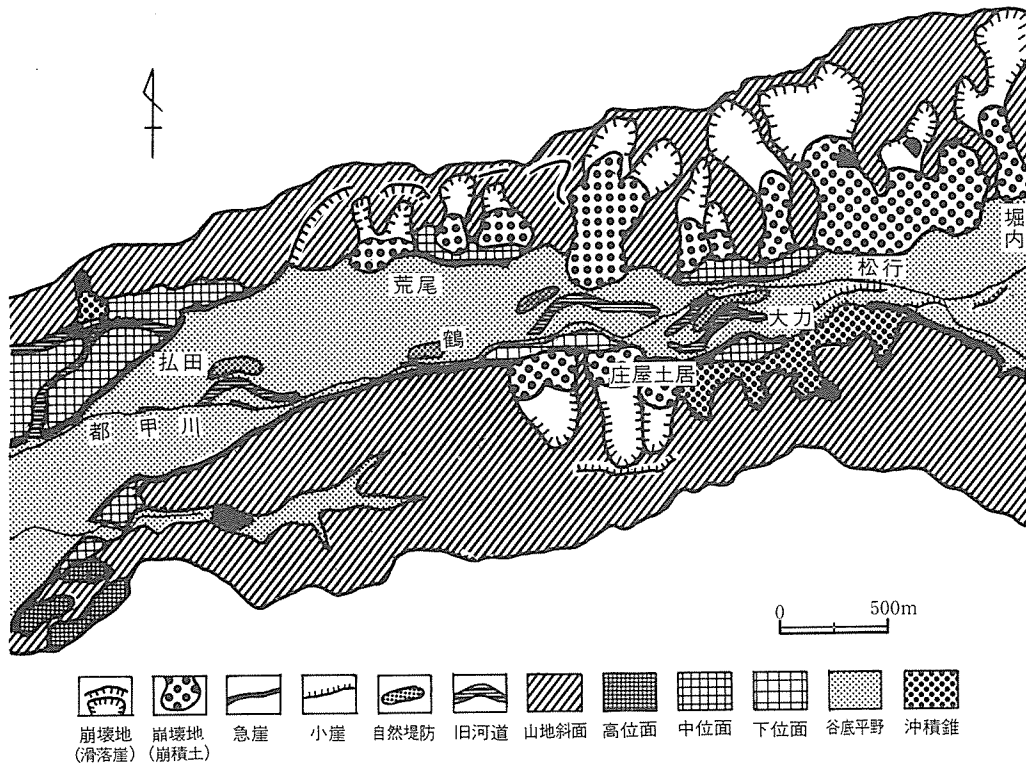


図34 都甲谷西部の地形分類予察図

(本図は空中写真と地形図から作成した予察図である。中位面には崩積上の堆積で区分が明確でない部分もある)

また、加札川流域の山地の尾根付近を中心に原野・秣場が広くみられるのも大きな特色である。なお、都甲川・加札川・長岩屋川は下刻が進み、現在の水田面からすると、ところにより多少異なるが一〜数メートル低くなっている。これは田染荘域でも盆地底を中心にはほぼ同様の状況であったが、河川の下刻の時期がいつごろであったのかは水田開発を考える際には非常に重要な問題を孕んでいる。つまり、開発の当初から現在みられるような水田面との比高が大きければ、現在と比べて大きな水利系統の変化は考えなくてよいかも知れないが、水田の開発後に河川の下刻が進んだとすれば、河川からの取水に大きな障害が生じ、井堰の位置を上流側に大きく移動させなければならぬ事態が生じることになるからである。これまでに、主として近畿地方の平野における微地形調査の結果から、古代末期から中世にかけての時期に河川の下刻が進み、沖積段丘の形成がみられるとの指摘がなされており、水田開発と水利との関わりを追究するうえで大きな課題となってきた。

ところで、この地域の最も古い地形図は明治三六年測図の五万分の一地形図である。そこで、これを手がかりに明治後期の村落景観を概観しておこう(図35参照)。家屋についてはいわゆる総描がなされているので詳細は述べられないが、相対的な規模や形態・位置、あるいは植生⁽¹⁴⁾についてはある程度明らかにできる。まず、集落の形態についてみると、やはり基本的には都甲谷の傾斜変換線沿いに線状に展開する列村であり、荒尾・松行・新城などの集落で若干面的な展開が見られ、塊村状を呈している。また、私田で字曲り・高イカリ・小西付近の県道(鶴川往還)沿いの集落が規模を拡大し、路村形態へと発展する傾向が見られ、モータリゼーションよりもかなり早い時期に注目すべき変化が出現している。加札川の甘木では、明治二十一年の地籍図では宅地は鶴川往還の南側の観

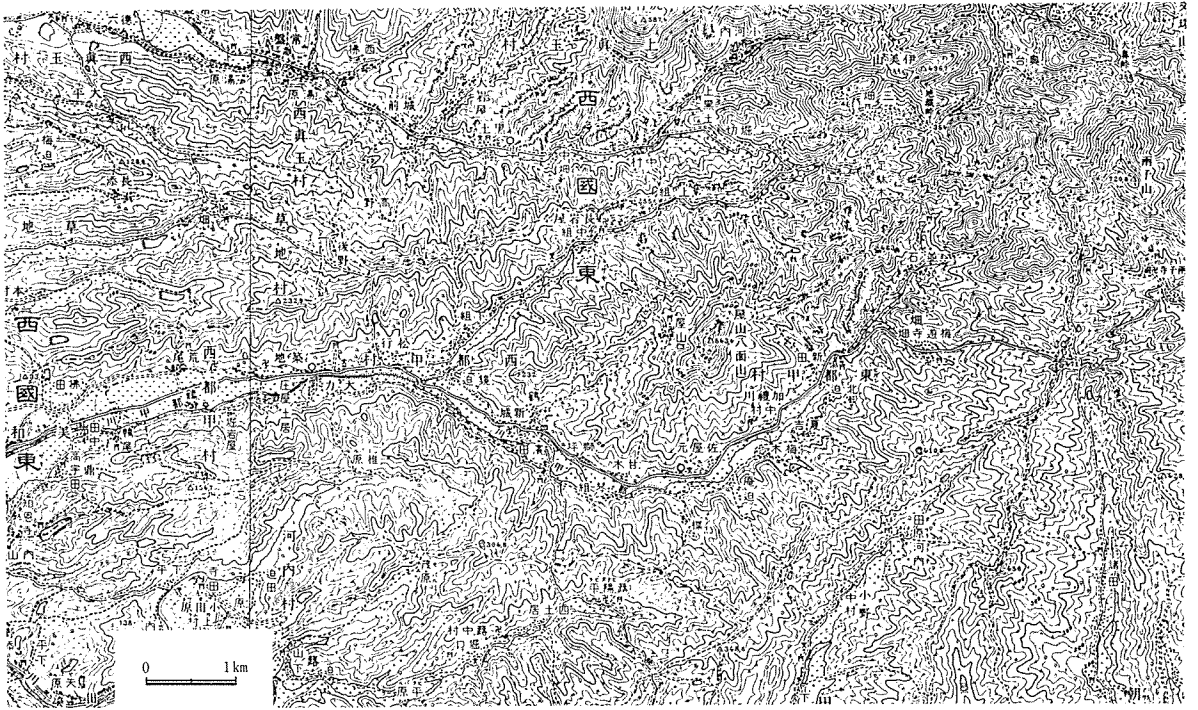


図35 明治後期の都甲地域（明治31年測図5万分の1「高田」・「鶴川」）

音橋に近い方に多かったが、明治三十六年の地形図では現在と大差のない状況に変化し、県道の北側に小村を形成するに至っている。⁽¹⁵⁾

集落の背後の谷沿いの緩傾斜地には畑がひらかれ、その中に主に広葉樹の独立樹が点在している。特に松行の背後の谷では稜線直下のかなりの高度まで畑がひらかれているが、この部分は前述のように急崖の下方に緩傾斜地が広がるという崩壊地らしき地形を呈している。そのため他の崖錐や沖積錐の斜面よりも斜面の傾斜が緩やかで畑地の広がりも大きくなっているものと考えられる。

地形図には尾根線沿いに荒地が大きく広がっている。地籍図と対比するとこれらの多くは地目が原野となっているものであるが、山林となっている部分も多くみられる。山地斜面はこの荒地を除くと大部分が「鍼葉樹林」で、地籍図の地目も山林となっている。

明治二一年地籍図とその後の景観変容

明治二一年の地籍図と昭和四五年測量の五千分の一国土基本図との間にみられる村落景観の変容について大字毎にみていくことにしよう。この昭和四五年という年は米の生産過剰による古米の増加が続き、ついに米の生産調整、つまり水田の減反が始まった年であるが、この国土基本図はその直前の二月に測量されたものである。前年の昭和四四年には全国の水稲作付面積は三一七・三万ヘクタールにもおよび史上最大となり、水稲栽培のピークに当たり、全国の田の面積も三四四・一万ヘクタールとやはり史上最大を示している。このようなことから、既に村落内部では過疎化により人口減少など景観の変化に先んじての動きがみられていたが、村落景観の変化をみるために、まず明治二一年の地籍図と昭和四五年の国土基本図を対比するのは、農業とりわけ水稲栽培を基盤に近代化・現代化への道を突き進んで来た日本の村落景観の変容の軌跡を辿る

という作業にとつては意味のあることであろう。⁽¹⁶⁾（豊後國都甲莊の調査資料編」付図(A)参照)

① 払田 明治中期には払田の段丘上における宅地の筆数は現在と比べると三倍位あるようで、段丘上の集落の縮小が顕著である。それに対してモータリゼーションの波及以前から既に若干みられていた移動により県道沿いの集落が拡大している。段丘下の沖積地は水田として利用されているが、段丘上の浅い谷の部分にひらかれていた水田は、昭和四五年（一九七〇）年以降の減反政策により畑地となっている。また、その北側の山地傾斜は山林をひらいて一九六〇年代後半からミカン園が造成されたが、近年ではミカンの価格の低迷や労働力不足などから放任園・荒廃園化の傾向がうかがえる（写真31参照）。

ところで、払田の段丘上では狭長な地筆が矩形の区画を形成している例が多くみられ、これらがかつての堀（溝）や土塁の痕跡を示すものであることは、既に『豊後國都甲莊三』⁽¹⁸⁾でみた通りである。地籍図からうかがえる宅地をめぐる状況で興味深いのは（図36参照）、段丘上にある宅地には字其田の緒方氏宅地、字ホキの東氏宅地、字谷の田染氏宅地、字五反畑の都甲氏や惣達氏・竹ノ内氏宅地などにみられるように宅地の周囲を全体あるいは部分的に細長い地筆、つまり土塁あるいは堀（溝）が囲むような形態となっているものが多いことである。これらの宅地以外にも部分的ではあるが細長い土地に囲まれた土地も散見される。このような細長い地筆に囲まれた土地が明治中期の時点では宅地ではなくても、かつては宅地であった可能性も考えられる。仮に屋敷が存在したことを示すとすれば、段丘上の広い範囲に屋敷が四ないし五つのグループに分れていたとみることができよう。

この払田の段丘上への居住は弥生時代以降連続と続いているが、史料

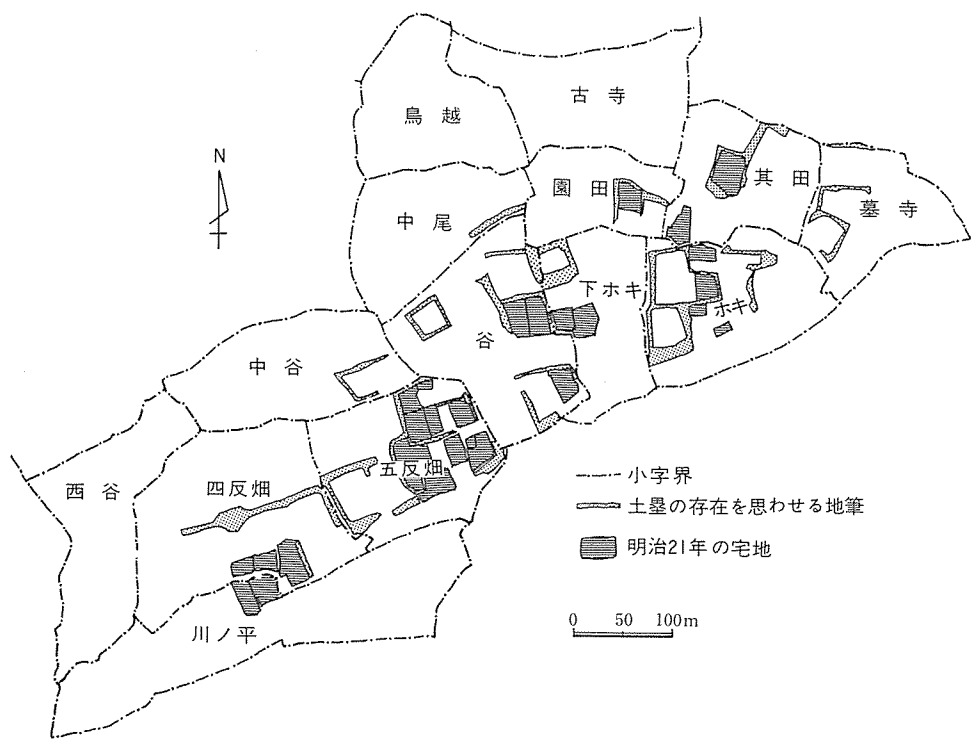


図36 大字払田の段丘上中心部における土塁の存在を思わせる地筆と明治中期の宅地

では嘉暦三(一三二八)年の「神官池永重頼紛失状」⁽¹⁹⁾に「別当祥全」の注記として「ところのはらいたさいしよ別当」とみえるのが初見で、鎌倉時代末期には弥勒寺の所司がいたことが知られる。さらに、永正年間には「弥勒寺所司原井田西東両別当」が殺害される事件が起きたり、天文二年(一五三三)年には弘田の惣堂達分が都甲左衛門尉惟憲により横領されたとの訴えが起きたりしている⁽²⁰⁾ことから、宇佐宮の弥勒寺の寺僧であった西別当、東別当、惣堂達の各氏の弘田への居住の歴史は中世にさかのぼることが分る。谷底部の水田を屋敷地とすることは、貴重な生産地を犠牲にすることになるし、集落の立地条件を考えると段丘の上に屋敷地を構えたものであろう。そして、これら各氏の居住の名残として地籍図にも字五反畑から字谷にかけての中央部に西側から惣達・西・東の各氏の宅地としてみえていたのであろう。

また、前記三氏より遅れて入ったとみられる河野氏⁽²¹⁾がそれゆえに中心部からややはずれた西部の字四反畑に、緒方氏や河野氏が北東部に屋敷を構えるようになった様子を地籍図は示唆している。(『豊後國都甲荘の調査 資料編』付図(A)―5参照)

②荒尾 荒尾では字ハチゾノなどの一―二筆の宅地の畑への変化など集落周辺での部分的な動きはあるものの、集落景観は基本的には現況と大差はないようである。やまとまった変化としては、西方の字ハマと県道沿いの字行司田付近に新たに宅地がひらかれているくらいであろう。集落背後の傾斜地では、傾斜の特に緩やかな崩積土の堆積部分を除くと斜面の上方を中心に、近年では字ハイガサコ・フクラ・ユクガサコ・トクナリ・西ノ山などで畑の縮小が著しい。畑からミカン園への転換も多くみられたが、弘田同様手入れが不十分な荒廃園化したものが多くみられる。



写真31 弘田の遠景(手前が条里地割)

また、荒尾に限らないが、山地斜面の山林には寺社の所有地がかなり存在し、これが経済的な基盤として機能したことを思わせ、村落組織のありようとも関連して、先に述べた旧都甲村に神社が多いこととの関連を示唆しているようで興味深い。

③築地 築地では東部の字口門出（口門田）で県道に沿って北側に宅地がかなり広がりをみせている。耕地に関しては背後の傾斜地の畑の縮小がみられ、河原に近い字古其で畑地が水田化している。概して変化の度合いは小さい。

④松行 松行では字林付近の宅地が縮小して、その前面（南側）の字朝拝・小樋の県道沿いに宅地が並び、両地区間での宅地の移動を示唆している。また、字小樋の旧伊美往還沿いでも新たな宅地の進出が見受けられる。傾斜地では字大屋敷の上方の字ロンデンで畑が山林に変わったほか、字林の新池の小支谷沿いにあった田、字平床と字林の境付近および字前畑の小迫田が畑に変わっているが、逆に谷底部では字小樋に一部あった畑が田になっている。

⑤大力 大力ではまず、流域が都甲川ではない南部の椎原地区で全体的に宅地の縮小が顕著で、奥の字大久保や大久保入口では小集落が消滅した。また耕地に関しては、字西カシラ付近から字惣エ門畑にかけては畑が水田化しているほか字大久保・大久保入口では畑が山林になっている等比較的大きな変化が伺える。他の大力の地区ではこの様な顕著な変化はみられないものの、字小迫や幾久などで宅地から畑地などへの変化がみられる。背後の山地斜面の尾根部は山林、谷部の標高一五〇m以下は大体畑であったが、近年では上方には杉が植栽され、その下方にはミカン園がひらかれたが、最近では荒廃園化の傾向がみられる。東南部ではミカン園もなく、畑の耕作放棄も目立つ。都甲川谷底部では字泉の栄

法寺集落西側の畑が田に転換されたり、字市場で畑が宅地になるなどの小変化がみられる程度である。

⑥新城 新城の西半部では県道鶴川往還の旧道沿いに列村をなし、字持松・大園・尾上・ツルハタ付近では疎塊村的景観をみせていた。字鏡ヶ迫・代あたりでは宅地の増加がみられるものの、この疎塊村の部分の密度が若干小さくなり、県道に沿って新たな宅地の進出がみられる。東半部では字獅ノ坪・ケンノキ、字甘木、字百塚に小村がみられたが、前者は規模縮小、中者は県道の北側の山林と畑地の部分へと全体的に約百メートル移動し、若干規模が大きくなり、後者はさほど変化はみられない。耕地に関しては、字宮ノ口から獅ノ坪で県道沿いに畑から水田への転換がみられる。畑の一部ではミカン園化されるとともに、字朝ノ迫・丸尾で桑園が広い面積を占めるようになっていた。前者では畑を、後者では山林を桑園に転換したものである。

⑦加礼川 屋山西斜面を占めるいわゆる鶴分では字鶴を中心とした疎塊村が、北東の字平畑にやや拡大してはいるが、集落部に関しては大きな変化はみられない。耕地では、山上に近い字中山の水田が北側半分が畑に転換しているのをはじめ、字シノツボハタ・ツメハルキ・横居場などで水田が畑に変わったり、それらの周囲の斜面にあった畑が山林に変わっている。

佐屋ノ元分では集落部は崩積面の末端付近にほぼ列村をなし、字下竹ノ中・佐屋之元付近では平面的に広がり示している。中村分では疎塊村ないし小村の形態をなし、ともに変化はさほどみられない。谷底部の水田に関してもさほどの変化はみられないが、斜面上部の畑や小迫田には山林や畑への変化がみられる。

新田分では字峯付近の小村が縮小し、⁽²²⁾ 県道沿いに宅地の拡大がみられ

る。字新田・中園を中心にした新田の集落はコンパクトな塊村をなし、変化は小さい。谷底部に四区画宅地があつたが、三区画は消滅している。耕地についてはやはり斜面上方の畑の縮小が大きい。

並石では昭和五〇（一九七五）年に貯水量一五五万トンの並石ダムができ、谷底部の水田は水没したが、前述のように検討資料として用いた国土基本図は幸い水没以前の状況を知ることができる。集落は字中並石を中心にする小塊村があり、谷底部水田を挟んで大字一畑に属する字符門の集落がある。少し上流側にも宅地が数区画点在している。畑の縮小以外は変化は概して少ない。

⑧梅木 集落は列村に近い形態を示しながら小支谷に分布しているが、楪（ユズリハ）・庵ノ迫・梅木の各集落は縮小傾向にある。畑も谷の上方では山林に変わつたりしたものが見られる。庵ノ迫の字下ヤシキでは逆に畑から田に変化した部分もある。太田村との境界になる尾根沿いには原野が多くみられたが、山野利用の粗放化によりアカマツ・ヤマツツジ群集が優勢となり、国東半島によくみられる植生であつたが、この部分への杉の植林が進むにつれて少なくなつて⁽²³⁾いる。

⑨一畑 北ノ迫の谷沿いの集落は、谷の上方の宅地が消え、谷の入口に近い部分に宅地が出現するという変化がうかがえるが、その他の夏吉から並石に至る地区では集落部にはあまり変化はないようである。耕地に關しては、谷の斜面上方にある畑や田の縮小あるいは集落とは谷筋の異なる田や畑の縮小が顕著にみられる。他の地区でも同様であるが、過疎化とともに農業就業人口も大きく減少し、労働生産性にとってマイナス要因になる通耕時間のかさむところから耕作放棄、粗放化が始まることを端的に示している。

⑩長岩屋 天念寺対岸の字七郎迫の「門の坊」や一払での宅地の縮小

や字岩竹とその対岸の字小野丸における宅地の移動と縮小傾向などがみられるが、基本的な集落の分布やありようには大きな変化はみられないようである。谷底部付近では県道沿いやその北側（上方）にあつた畑が下組から上長岩屋にかけてかなり広範囲に開田されて⁽²⁴⁾いる。しかし、谷間の斜面上方の畑は相当大きく縮小している。

ところで、明治初期の神仏分離で修験は大きな影響を受けたものと思われるが、坊集落の縮小が一部にみられたことは、その影響が景観へ投影されたものであろう。ただ、最盛期の景観については具体的に知ることができないため、明治中期の景観の位置付けが困難であり、本地域の景観を復元的に考察する際の課題でもあろう。

(三) 土地所有からみた明治中期の村落構造と景観

つぎに旧土地台帳により明治二三年における土地所有の概況から大字払田の村落構造・景観を瞥見してみよう。土地所有状況を整理すると表1のようになる。家系に関する聞き取り調査が十分行えていないので、個人単位の把握となり、より重要な家単位の把握ができていないため不十分な点も多いが、とりあえずこの表から大字払田における主要な土地所有者を拾い出すとしよう。安藤安吉、安部勝平、鷺海貞蔵、河野光三郎、賀来権九郎、橘薫、近藤武平、広永徳三郎、広永理策、広永徳平、緒方芳蔵、西義種、惣達教義、田辺泰蔵、都甲継次郎、都甲玄策、東儀市、東貞三郎、立花保平であるが、これらのうち安藤安吉は高田町在で払田には宅地を有していない⁽²⁵⁾し、立花保平も本人名義の宅地は有していない。最大の土地所有者である田辺泰蔵も宅地を所有していないし、安部勝平も字其田に宅地を有するものの草地村在であるし、賀来権九郎は

表1 明治中期における大字払田の土地所有状況

(旧土地台帳より集計.但、1反以上を記載.単位:反)

No.	田の面積	畑の面積	山林面積	宅地面積	合計面積 (反)	No.	田の面積	畑の面積	山林面積	宅地面積	合計面積 (反)
1			40.000		41.787	36	0.140	2.667	2.063	0.293	5.163
2	24.057	14.867	0.530		39.454	37		2.007	2.806	0.253	5.066
3	26.966	6.940	1.794	0.343	36.530	38			4.330		4.330
4	6.871	13.816	13.094	1.473	36.165	39		2.423	1.826		4.249
5	23.875	5.247	4.150	2.086	35.358	40		2.299	1.810		4.109
6	5.440	1.360	25.820	0.923	35.177	41	0.503	2.113	0.873	0.440	3.929
7	5.676	10.438	16.723	0.457	33.718	42		1.236	2.053	0.600	3.889
8	17.030	1.130	13.520		32.186	43	3.851				3.851
9	3.702	4.826	15.117	0.797	24.976	44		0.800	2.277	0.607	3.684
10	8.605	4.514	6.997	0.567	20.813	45		3.483			3.483
11	7.264	8.571	2.843	0.237	20.011	46	3.449				3.449
12		1.120	14.716	0.733	16.669	47		2.550	0.720		3.270
13	8.572	5.420	1.460		15.605	48	2.913		0.280		3.193
14		4.520	9.440		13.960	49		0.740	1.647	0.75	3.137
15	4.658	8.097		0.423	13.178	50	2.887				2.887
16		4.507	7.344	0.540	12.391	51		2.716			2.716
17		6.218	5.357	0.440	12.015	52	1.137	1.434			2.571
18	2.423	3.057	2.877	0.457	11.813	53	1.683	0.623			2.306
19		2.657	7.850	0.470	10.977	54			2.240		2.240
20	2.777	4.511	1.354	0.267	9.682	55	2.083	0.147		有、不明	2.230
21			8.937	0.600	9.537	56	2.053				2.053
22	0.167	4.330	4.040	0.507	9.044	57		1.157	0.803		1.960
23	0.010	5.246	2.617	0.653	8.843	58	1.350	0.517			1.867
24	1.903	4.084	2.214	0.537	8.738	59			1.487	0.340	1.827
25	2.640	3.316	2.773		8.729	60	1.820	有、不明			1.820
26		2.061	6.466	0.190	8.717	61		1.763			1.763
27		3.293	4.570		7.863	62		1.443	0.213		1.656
28	0.313	3.710	2.593	0.530	7.146	63	1.384				1.384
29		2.037	4.510	0.337	6.884	64		1.380			1.380
30		3.437	3.283		6.720	65	0.163		1.120		1.283
31	4.393	0.840	0.630	0.807	6.670	66	0.784			0.457	1.241
32		0.090	5.950		6.080	67			1.173		1.173
33		4.117	1.897		6.014	68	0.333	0.783			1.116
34		2.437	3.148		5.668	69		0.997			1.094
35	0.037	3.586	1.550	0.444	5.617	70	0.117		0.197	0.737	1.051

字小西に宅地を有するもの高田町在、第二位の土地所有者である橘薫も字ユノ本に宅地を有するもの玉津村在のようである。さらに、近藤武平は字五反畑に宅地を有するが、ここを明治二九（一八九六）年には売却している。なお、村外居住者の占める割合を地目別にみると、田三一％、畑一二％、山林九％と、明らかに田の所有に重点があつたことが知られ、田畑に比し山林の所有面積が少なく、関心が希薄であつたことが指摘できる。

また、主要な土地所有者の所有地の地目と分布状況をみると、まず、村外居住者では安藤安吉は所有地のうち約五三％にあたる約一七反が田で、十字に分散している。それに対して約一三・五反の山林は二筆に集中している。安部勝平は山林の所有はなく、約四・七反の田や八・一反の畑は三、四字に分布し、賀来権九郎は六七％以上が田で、二三・九反ほどが十三字に、五・二反の畑は五字に、四・二反の山林は二字に分布している。橘薫の場合は田が約二七反と約七四％を占め、十字に分散しているのに対して、六・九反の畑は字四反田一字に集中している。近藤武平は田は約一七％の五・七反に過ぎず七字に、畑は三二％にあたる十・四反が六字に、約五十％一六・七反を占める山林は十字に分散している。田辺泰蔵は約六一％の二四・一反が田であり、一二字に分布し、一四・九反の畑は九字、山林〇・五反は五字に分散している。このように土地集積の事情がそれぞれの所有者の地目や分布には反映されているようである。概して分散の度合が大で、土地集積の過程で労働生産性を考慮して積極的に集中させるという指向はなかつたことを示しており、売却希望の出た田を中心に適宜購入していったことがうかがえよう。

村内居住者では、鴛海貞蔵は大字払田の領域には田の所有が無く六・二反の畑を五字に、五・四反の山林を四字に分散所有している。河野光

三郎は二四％にあたる二・七反の畑を四字に、七・九反の山林を五字に、広永徳三郎は所有地の七三％が山林で二五・八反を五字に、五・四反の田を六字に、一・四反の畑を二字に所有し、広永理策は七・三反の山林を四字、四・五反の畑を四字に、緒方芳蔵は一三・八反の畑を六字に、六・九反の田を七字に、西義種は所有地の八八％にあたる山林を七字に、一・一反の畑を三字に、惣達教義は九四％が山林で三字に、都甲継次郎は四二％にあたる八・六反の田を七字に、七・〇反の山林を六字に、四・五反の畑を六字に、都甲玄策は四三％にあたる八・六反の畑を五字に、七・三反の田を六字に、東儀市は二六％にあたる三・一反の畑を四字に、二・九反の山林を二字に、二・四反の田を三字に、東貞三郎は六一％にあたる山林を七字に、四・八反の畑を四字に、三・七反の田を五字に所有している。

つぎに払田の段丘上に所在する宅地を示すと表2のようになる。このうち主要な土地所有者は、広永理策・広永徳三郎・東貞三郎・東儀市・緒方芳蔵・河野光三郎・鴛海貞蔵・西義種・惣達教義・都甲継次郎・都甲玄策の諸氏であるが、先に触れたように早くから払田に居住したとみられる惣達氏は、この時には既に僅かに宅地一区画、山林九反余及び墓地二カ所を残すのみとなっており、この宅地も明治二七年には所有権が他氏に移り、山林もその後間もなく売却され、土地所有のうへでは払田から姿を消している。

また字五反畑所在の宅地は都甲継次郎・秀雄・幾平氏の宅地四筆が、そのうち早いものは明治後期に二筆が宅地ではなくなる等、昭和の初めにかけて地目の変換が行われ、字五反田畑の宅地は減少した。約三〇年前に河野喜久雄氏が県道沿いに移転して、字五反畑からは住家は消滅した。このほか字四反畑・谷などで明治後期に宅地の他の地目への変換

表2 明治中期における大字払田の宅地所有状況

(所有者の番号は表1の番号に対応する。)

No.	字 名	地 番	面積(反)	所有者	No.	字 名	地 番	面積(反)	所有者
1	田ノ平	162	0.337	29	25	五反畑	467	0.347	7
2	田ノ平	163	0.54	16	26	五反畑	468	0.537	24
3	田ノ平	167	0.923	26	27	五反畑	469	0.237	11
4	田ノ平	170	0.34	59	28	五反畑	483	0.457	66
5	田ノ平	171	0.05	59	29	五反畑	486	0.253	37
6	墓寺	231	0.44	41	30	四反畑	687	0.69	57
7	ホキ	251	0.06	9	31	四反畑	688	0.037	—
8	ホキ	253	0.15	22	32	四反畑	690	0.737	70
9	ホキ	260	0.38	81	33	四反畑	693	0.407	35
10	ホキ	263	0.457	18	34	四反畑	694	0.293	36
11	ホキ	265	0.19	26	35	川ノ平	711	0.11	7
12	其田	290	0.943	4	36	川ノ平	721	0.607	44
13	其田	294	0.423	15	37	川ノ平	722	0.077	35
14	園田	373	0.47	19	38	川ノ平	723	0.53	28
15	下ホキ	389	0.44	—	39	高イカリ	839	0.807	31
16	下ホキ	390	0.543	17	40	高イカリ	842	1.2?	5
17	谷	413	0.60	42	41	高イカリ	843	0.773	5
18	谷	417	0.733	12	42	ハン上田	929	0.18	4
19	谷	419	0.61	34	43	ハン上田	930	0.35	4
20	五反畑	447	0.60	21	44	小西	985	0.357	22
21	五反畑	449	0.16	49	45	小西	988	0.113	5
22	五反畑	450	0.59	49	46	小西	989	0.737	9
23	五反畑	459	0.653	23	47	小西	991	?	55
24	五反畑	461	0.567	10	48	石垣	1003	0.267	20

が行われている。「地目変換」の届出が実際の地目の変更にもなっており、届出の年月から判断して、段丘上に二九筆あった宅地のうち、明治中期から後期にかけて少なくとも六筆が宅地でなくなり、この傾向は昭和初期にかけて継続し、合計一六筆が宅地でなくなっている。相当急速に払田の段丘上の集落の縮小が進んだことが分かる。一方、段丘の下の沖積地に所在する宅地についてみると、字田ノ平分も含めて一九筆あったが、字川ノ平の一例を除いて宅地のまま維持されている⁽²⁹⁾。このことから、大字払田では、段丘上の集落は明治期以降縮小が顕著であったのに対して、谷底平野部では県道沿いの諸字に散在していた宅地を核に、分筆など地目変換が多数みられ、宅地が増加し、列村形態へと変化する動きがみられる。このような段丘の上と下での宅地をめぐる対照的な動きは、土地所有状況からみると段丘上に居を構えている人々は田の所有面積が小さいことが指摘できるので、段丘上と谷底部と土地所有状況とりわけ田の所有面積の差に関係して生じているものと考えられる。

ところで、この払田の段丘上における明治後期の宅地から他の地目への変換は、本来その宅地に居住すべき人がいなくなったことを示唆している。換言すれば、地目変換の届出と実態との間には若干のタイムラグがあることも多いから、少なくとも明治後期には本来居住すべき人々が払田の段丘上を離れた⁽³⁰⁾ことを意味している。他地区の場合と比べると、都甲谷における人口流出は、払田のようにこの地方の中心であった高田町により近い部分から始まったことが推測される⁽³¹⁾。

(四) 近年における農業集落景観の変化

— 農業集落カードからの考察 —

日本では一九六〇年の世界農林業センサス以降、農業集落カードが作成され、農業集落毎の主要なデータを概観するのに大変便利になった。⁽³²⁾

そこで、これにより過去三〇年間の農業集落毎の動向を概観し、これから村落景観の変容を探ってみようと思う。(表3および同4参照)。まず、総戸数についてみると、一九六〇年には都甲荘域で七七八戸であったのが、一九九〇年には六四七戸へと約一七%減少しているが、これを農家人口についてみると三、六八五人から一、五六三人へと約五八%もの減少を示し、さらに農業就業人口についてみると一、六八九人から僅か六一二人へと約六四%もの減少となっている。このことは少なくともこの時期においては、都甲谷の人々が相次いで農業から離れたことを物語っている。つまり農業に向けていた労働力が他の産業部門に振り向けられるようになり、⁽³³⁾その結果農業の機械化にもかかわらず、農業労働力は、不足することとなり、そのため農家はやむをえず生産性の低い農地から順次耕作を放棄せざるを得なくなった事情を示唆している。これらの減少は一〇年刻みでみると、いずれも一九六〇年から一九七〇年にかけての減少が大きく、⁽³⁵⁾この時期におけるこの地域の人口流出が如何に大きかったかを如実に示している。ところで、明治九年の『豊後国国東郡村誌』にみえる旧都甲村域についてみると、農家人口は三、四五八人で、一九六〇年の国勢調査ベースでの総世帯人員数は三、五九一人であるから、明治九年の人口(三、八四八人)とは大差ないものと考えられる。⁽³⁶⁾

このような近年における人口の急減は、単に集落の人口が減少したというに止まらず、村落景観に大きな影響を与えている。そこでつぎに人口と関係が深いと考えられる経営耕地面積の動向をみることにする。

やはり一九六〇年から一九九〇年の間に都甲荘域全体で四四〇・九ヘクタール(内、田二六九・二ヘクタール、畑一六二・八ヘクタール)か

ら二七五・七ヘクタール(内、田二〇五・九ヘクタール、畑四九・六ヘクタール)へと三七%減少している。田の減少率は約二四%であるのに対して畑は約七〇%と特に大きく減少している。⁽³⁷⁾大字払田を除外して旧都甲村域でみても同様で、一九六〇年には田は二四七・二ヘクタール、畑は一五二ヘクタールであったのが、一九九〇年には田は一八六・九ヘクタール、畑は四五・五ヘクタールとなり、それぞれ二四%、七〇%の減少率で、大差はない。因みに旧都甲村の明治九年における耕地面積は田が二五町余、畑が二六五町余であるから、田はほぼ明治初期の状況に相当するとみられるが、畑は一一〇ヘクタール、四三%以上も少なくなっている。

ところで『西国東郡誌』によれば、大正九年頃の東・西都甲村の耕地は両村合計で田が二八九町余、畑が三二三町余であるから、四〇年余の間に田は三四町、畑は五八町程増加をしていることになる。⁽³⁸⁾したがって先にみた人口のピークとは若干の遅れがあるようである。今手元には詳細な時系列データがないので、仮にこの大正九年頃に土地利用上のピークがあり、田も畑も最大値を示したとすると、一九六〇年という時点は既にピークからみると田で一四%、畑で五〇%減少していることになる。このようにみてくると特に畑の面積の変動幅が大きく、それに対して田は比較的安定した動きを示すことが分る。このような耕地面積の動きは人口の動向と比べると、直接的に村落景観に影響を与えるものであり、短期間に大きな景観変化が生じていたといえる。先の人口動向を考慮に入れると、増加する人口の圧力により耕地拡大の努力が払われた結果の耕地面積増加と考えられる。そして、都市の発達とともに明治後期になると、人口は都市部への流出等により減少傾向を示し始めるが、耕地拡大の動きは暫くは継続するが、これは言わば地理的慣性とでもいべき

表3 農業集落の人口と耕作面積の動向（各年次の集落カードによる。）補

	総戸数(戸)				農家人口(人)				農業就業人口(人)							
	1960	1970	1980	1990	1960	1970	1980	1990	1960	1970	1980	1990				
払田	49	42	47	41	227	140	153	120	104	66	60	37				
上長岩屋	44	40	35	32	213	151	112	97	97	75	44	37				
下長岩屋	66	53	50	48	312	223	159	125	150	109	74	45				
松行	60	47	55	51	243	170	174	124	102	60	44	37				
築地	58	55	50	46	221	150	106	94	111	62	32	45				
荒尾	79	75	73	68	363	309	248	180	169	124	113	81				
大力	78	71	73	74	370	244	156	113	180	113	69	62				
夏吉	25	23	19	22	139	97	86	59	74	38	26	22				
梅畑	21	19	19	19	113	82	64	59	56	21	16	20				
並石	25	25	18	16	140	101	61	43	40	52	23	8				
新田	43	38	30	35	213	163	90	74	94	62	28	32				
佐屋の元	22	21	18	16	107	83	57	43	50	34	26	18				
屋山	6	6	6	6	37	27	18	14	18	10	9	7				
鶴	22	17	17	17	104	80	67	61	55	38	32	28				
甘坪	32	30	30	22	144	90	76	58	60	44	30	18				
新城	54	45	48	51	245	144	96	72	102	59	39	18				
鏡迫	33	32	32	31	196	126	83	63	78	44	42	31				
樫	32	33	30	28	155	130	81	85	83	62	30	34				
梅東	29	27	24	24	143	113	102	79	66	59	51	32				
	経営耕地面積合計(ha)				経営耕地のうち田の面積(ha)				経営耕地のうち畑の面積(ha)				経営耕地のうち樹園面積(ha)			
	1960	1970	1980	1990	1960	1970	1980	1990	1960	1970	1980	1990	1960	1970	1980	1990
払田	34.3	31.7	28.6	23.2	22.0	20.6	18.2	19.0	10.8	4.2	3.9	4.1	1.5	6.9	6.6	0.1
上長岩屋	21.9	20.8	17.4	13.7	12.2	13.1	11.5	9.1	9.4	6.4	3.6	3.3	0.3	1.3	2.3	1.3
下長岩屋	37.2	34.6	24.0	21.4	16.0	15.8	14.3	13.5	20.4	13.4	15.6	3.7	0.8	5.5	4.2	4.2
松行	26.4	20.3	17.6	13.7	14.4	12.5	11.7	9.9	12.0	5.1	2.7	2.5	—	2.8	3.2	1.4
築地	28.7	25.7	27.8	21.5	15.5	16.8	17.8	16.7	13.2	7.4	8.2	4.1	—	1.5	1.8	0.7
荒尾	55.1	53.6	45.4	41.4	37.9	37.3	35.5	33.1	16.9	13.0	7.6	6.4	0.3	3.2	2.3	1.8
大力	50.5	45.1	35.2	25.4	30.9	26.0	21.0	19.8	19.6	7.8	5.0	3.4	—	11.3	9.2	2.2
夏吉	16.8	14.9	10.4	10.3	13.0	12.8	8.9	8.2	3.8	1.8	1.3	1.7	—	0.4	0.2	0.4
梅畑	11.8	11.8	8.0	7.6	8.5	9.5	7.0	6.6	3.3	2.0	0.9	0.7	—	0.3	0.1	0.3
並石	15.4	13.6	6.7	5.7	11.8	11.4	5.7	5.2	3.6	0.7	0.2	0.5	—	1.5	0.8	0
新田	23.7	20.5	13.0	14.8	14.7	13.7	9.7	8.8	8.0	5.9	3.1	4.3	1.0	0.9	0.2	1.7
佐屋の元	14.4	11.9	12.4	7.7	8.4	6.5	4.4	6.1	5.1	2.2	1.0	0.9	0.9	3.3	5.8	0.7
屋山	3.5	5.5	4.3	2.7	1.7	1.7	2.0	1.9	1.8	3.3	1.1	0.8	—	0.5	1.2	0.1
鶴	12.3	12.4	14.3	12.4	6.2	7.0	7.5	8.3	5.5	4.2	5.6	3.4	0.6	1.2	1.2	0.8
甘坪	13.5	11.2	12.7	8.3	8.7	7.9	7.1	4.9	4.7	2.4	1.8	1.3	0.1	0.8	3.8	2.1
新城	21.8	17.9	15.3	9.9	12.2	10.8	9.6	6.3	7.8	3.3	2.8	2.7	1.8	3.8	3.0	1.0
鏡迫	17.0	14.8	17.1	12.9	11.9	11.1	10.0	9.1	4.5	3.0	6.7	3.6	0.6	0.8	0.4	0.1
樫	17.5	17.1	13.1	10.9	10.4	11.1	9.3	9.3	6.3	5.0	2.0	0.5	0.8	0.9	1.9	1.1
梅東	19.1	17.7	14.9	12.2	12.8	12.7	11.0	10.1	6.1	4.3	2.2	1.7	0.2	0.7	1.7	0.4

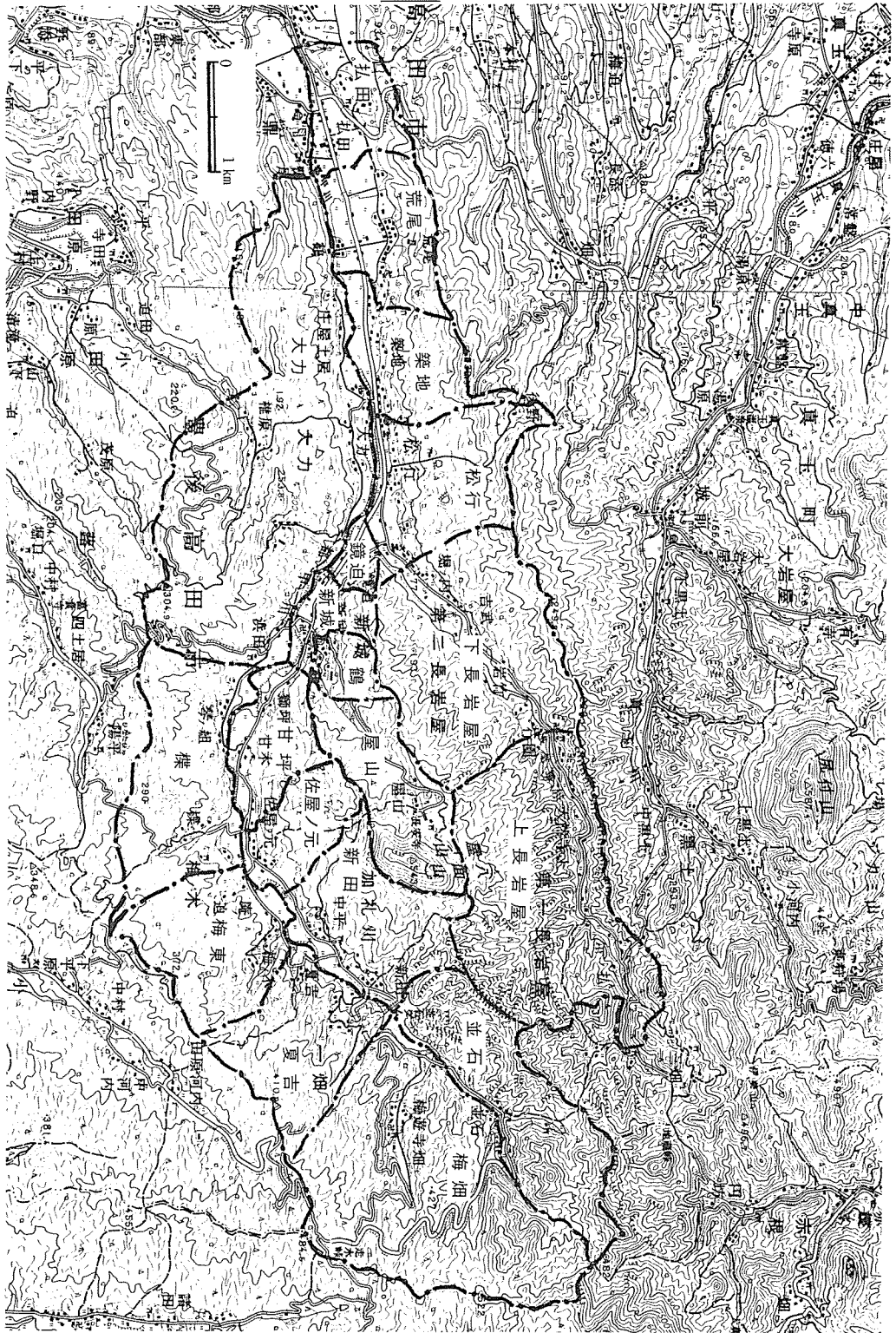


図37 農業集落の範囲と名称（基図は5万分の1地形図「宇佐」・「鶴川」を使用）

のものであろう。その結果として人口動向に遅れてピークが到来したと考えられる。

つぎに農業集落毎にみると農家人口等の動きにかなりの差があることに気づく。先に明治期における人口減少は高田町に近い払田あたりが定期的に先行した可能性を指摘したが、高度経済成長期を迎えての都甲地域からの人口流出は顕著であったが、表3の農業集落毎の人口推移をみると払田でも大きな減少率を示しており、必ずしも交通の不便な地域から先に生じたのではないということを物語っている。むしろ、新城・甘坪・鏡迫・大力といった中流域での減少が大きく、特に新城・並石・大力・鏡迫では三〇年間に農家人口は七割前後も減少し、農家数も四割から五割減少している。並石の場合はダム建設による特殊事情があるのでも措くとしても、耕地は幅がわずかに二〇〇メートル程の谷底部とその背後の傾斜地に展開しているため、このような地形条件では少々基盤整備を進め、機械化をしたところで農業集落がその機能を全うするには余りにも大きく、カバーしきれるような労働力の減少ではないことは自明であらう。このことは農業集落毎の耕地面積の動向を見ても明らかで、並石・新城・大力の各農業集落は約五〜六割もの経営耕地の減少を示している。日本の場合、稲作は食糧管理制度のもとに手厚く保護されているといってもよい状況にあることから、他の農作物栽培に比べて有利であるために、水田の減少は減反によるもの以外は比較的少ないにもかかわらず、並石・新城・甘坪・新田の四集落は三〇年間に四割以上もの田の減少を示し、際立っている。これらの集落が、いずれも農家人口・農業就業人口ともに全集落平均を大きく上回って減少していることは、上記の労働力不足による耕地の減少という推測を裏付けている。畑地面積についてみると、樺・並石・大力・佐屋の元・下長岩屋が八割以上の減少

を示している。つまり、これらの諸集落においては村落景観の変容は他の集落にも増して大きかったと言えよう。

以上のような事実の摘出の後には、このような集落毎の差異をもたらしたものは何か、あるいはこのような現象を生み出した地域システムやその変容についても考察することが課題として残されているが、これに關しては他日を期したい。

(五) 近世の村落景観 — 集落と耕地を中心に —

都甲谷の地域には、田染地区でみたような近世の村落景観を復原する場合にヴィジュアルで、直接的に重要な手がかりとなる近世村絵図が残っていないし、村明細帳や検地帳の類の史料にもめぐまれない。したがって、史料によりながら近世村落景観を復原するのは非常に困難である。そこで、ここでは上でみた近代における村落景観の中から、近代になって付け加わったと思われる新しい景観を除去することによって、少しでも近世の村落景観に接近してみようと思う。

耕地

まず、重要な景観要素である耕地について考えてみよう。近世における耕地面積は直接的には分からないので、石高から接近することにした。近世の石高の変遷を村毎に示すと表4のようになる。史料の性格によるのであろうが、元和八(10)一六二二年の「小倉藩人畜改帳」とそれ以外の数値は大きく食い違っているが、ここではその意味には触れない。他の史料の石高は若干の違いはあるものの、基本的には同様の時系列変化傾向を示している。都甲荘域全体でみると、正保四（一六四七）年の「正保郷帳」から明治四（一八七一）年の「旧高田領取調帳」に至る二二〇年ほどの間に増加した石高は僅かに三一八石、一〇・八%であった。属する藩が異なるとはいえ、この間の国東郡全体の増加率が

五割を超えていることからすれば非常に少なく、隣接する田染荘域における増加率一四%余よりもさらに少ない⁽⁴¹⁾。石高の増加が必ずしも土地開発を示すものとはいえないが、少なくとも他の国東郡域に比べると開発の量は相当少なかったとみてよいであろう。元禄一四(一七〇一)年の「見稲簿」との間で比べると、「正保郷帳」から「見稲簿」との間では都甲荘域で年間平均二・四六石の増加がみられたのに対して、「見稲簿」から天保五(一八三四)年の「天保郷帳」との間には一・二八石とほぼ半減しており、開発が限界に近づきつつあったことをうかがわせる。

山間の傾斜地の多い地域であるだけに、新たに開かれた耕地でも生産性がとくに低いところでは見取場として本田畑に繰り入れられないこともみられた可能性もあるであろうし、田染でみたような山地斜面の切畑の存在も考える必要があるが、これらについても手がかりは乏しい。

ただ、明治三六年測図の五万分の一地形図を見ると、屋山のほか尾根沿いには非常に多くの荒地がひろがり、これらのうちには土地台帳によれば萱場や秩場あるいは原野となっている部分も多いことは先にも触れたが、これらの荒地のなかには田染の村絵図に描かれていた「切畑」であった部分も多いと考えられる。つまり、近世においては斜面上方には切畑とその跡地としての原野が相当広くひろがっていたものと思われる(図35参照)。田染地区の場合もそうであったが、土地台帳には「切替畑」という地目の記載はなく、この「切畑」を正確に把握することはできないが、少なくともその跡地は植生に注目すると地形図で「原野」と表現されるもので萱場でもないであろうから、土地台帳では「原野」と記載されている可能性が高い。さらに、地形図に「荒地」となっている部分の傾斜に注目すると山地中腹の部分よりもむしろ緩やかで、八度から十五度程度の傾斜であることに気がつく。すなわち、集落からは若干

表 4 各 村 の 村 高 の 変 遷

村 名	『人畜改帳』 (1622年)	『正保郷帳』 (1647年)	『見 稲 簿』 (1701年)	『正保郷帳』 (1834年)	『旧高旧領取調帳』 (1871年)
払 田	337 石余	249 石余	251 石余	258 石余	258 石余
荒 尾	584	432	434	436	436
大 力	426	315	340	368	368
築 地	307	227	231	237	237
松 行	325	240	251	260	260
長 岩 屋	571	372	383	403	408
新 城	445	329	338	359	359
梅 木	395	292	320	339	339
一 畑	327	242	266	294	299
加 礼 川	321	238	255	285	290

離れるが傾斜の緩やかな土地が尾根沿いに広がっており、この部分を「切畑」として利用していたと考えられる。つまり、明治中期地籍図に表れた原野の多くはかつての「切畑」であったと考えよいのではなからうか。国東半島地方の「切畑」(苜畑、ナギノ)の経営は、近世に関しては明確ではないが、粗放的で土地生産性も低かったよう⁽⁴²⁾で、仮に近世においてもやはり粗放的な経営であったとすれば、本田畑には繰り入れられず直接的に石高の増加には結びつかなかったとも考えられる。

このようなことからすれば、都甲荘域では近世前期において相当程度開発が進展しており、新たな広域の開発の余地は少なく、切り添え的傾斜地が上方へ開かれて行った様相が浮び上がってくると同時に、尾根沿いにかなり広く切畑が広がっていたといっても大きくは誤らないであろう。

集落 右でみたような耕地開発の状況から考えると、基本的には近世において大きな開発の画期を見出すことは難しい。つまり、近代における農業の機械化に相当するような技術革新もなかったことを合わせ考えると、耕地の増加は人口の増加に対応するものともみなせよう。とすれば、人口に関するデータも乏しく明言はできないが、人口は近世を通じて大きくは増加しなかったとみることができる。交通が重要性を増すともなつて鶴川往還や伊美往還等に沿つて宅地が新たに立地したり、部分的な小開発にもなう宅地の移動や集落の変化は若干あったとしても、集落景観を大きく変えるということはなかったと推測される。

このほかの景観要素についての検討など残されも課題も多くあるが、それらについては他日を期すことにしたい。

〔注〕

(1) 因みに『角川日本地名大辞典 四四 大分県』では、七〇七世帯、

二、四九八人(一九七九年現在)。

(2) これは現在の地形図には表れていないが、庵ノ迫を経由して小野中村に至る道と思われる。

(3) ただし、私田村は美和村・鼎村と合併し、美和村となった。

(4) 作成がこの時期に集中しているのは、実際に作成作業に当たったのが主として地元の農民であったことから、農閑期に地押丈量作業を行うようにして、農作業に支障を来さぬようにとの配慮があったと思われる。

(5) 山地部分ではより小縮尺となっている所もある。

(6) 出田和久「大字一畑小地名図と大分県における地籍図の作成」『豊後国都甲荘2』大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九八

九 四一頁。

(7) その起源を近世の検地に遡らせて考えることも可能である。

(8) たとえば、条里地割、国府、郡衙、古道をはじめ、古墳の形態、中世の豪族屋敷村、宿場町などの景観復原などに利用されてきた。

(9) 大分県「傾斜区分図」『土地分類基本調査 鶴川・姫島』一九七五 による。

(10) 飯沼賢司「中世の加札川地区の坊と水田」『豊後国都甲荘3』大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九九〇 一七一―二五頁。

(11) 渡辺文雄「加札川地区の寺院と仏教遺物」前掲(10) 二六一―三二頁。

(12) 建武三年銘の板碑があるので、初期的な開発は既になされていたと考えられる。

(13) 高橋宇「埋没水田遺構の地形環境分析」『第四紀研究』第二七卷第四号 一九八八 二五三—二七二頁など。

(14) 小椋純一「明治中期における京阪神地方の里山の景観」『絵図から読み解く人と景観の歴史』 雄山閣 一九九二 一四—五一頁。

(15) この移動の理由は明らかではないが、空中写真をみると加礼川の谷底部には河道変遷の痕跡が散見され、あるいは洪水等によるものであるかもしれないが、未確認である。

(16) 荘園関係などの調査に際して灌漑水利についての聴き取りを行う時にはこれらのことを考慮し、既に水田としての機能を失った旧水田についても聴き取りを行うべきであるが、現実には話者の記憶の問題など困難であることが多い。しかし、可能な限り考慮すべきであるが、その点への配慮がみられない調査もあるのは惜しまれる。

(17) 段丘形成時あるいはそれ以前の旧河道と考えられる。

(18) 出田和久「地籍図から上払田遺跡を探る—「土塁」と「堀」を中心に—」(『豊後国都甲荘3』 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 所収) 一九九〇 一一—一五頁。

(19) 都甲荘史料五七(野中文書) 渡辺澄夫編『豊後国荘園公領史料集成二』 別府大学附属図書館 一九八五。

(20) 後藤一重・飯沼賢司「伝古妙覚寺跡の探索」『豊後国都甲荘2』 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九八九 七頁。

(21) 小柳和宏「墓地からみた家の動き—払田の場合—」『豊後国都甲荘4』 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九九一 一五—一七頁。

(22) 峯坊を中心にした坊集落の衰退を示すものであろう。

(23) 鈴木時夫監修『大分県の植生』 大分県商工労働部観光課 一

九七三。

(24) 明治三六年の五万分の一地形図でも既に田となっているので、明治二年から間もなく開田されたものであろう。

(25) ただし、田辺姓は都甲川を挟んで南側の大字鼎の鴨尾地区周辺にも多いので住居は対岸の大字鼎に所在したものと推定される。ここは近世には鴨尾村であり、払田村とは別であった。

(26) 旧土地台帳に住所が草地村となっている。

(27) 近藤姓は隣の大字美和の雷付近に多くみられることから払田には本格的な居住はなかったであろう。

(28) 地目変換の届出がなされたのは明治三五年。

(29) この一例も間もなく旧に復している。

(30) 聞き取りによれば、高田に出たり、現在の北九州に転出する例が多い。

(31) たとえば大字加礼川では、宅地から他の地目への変換と他の地目から宅地への変換の両方が、同じ程度みられる。

(32) ただし、そのデータの信頼性には若干の問題があるが、数値の細部にこだわらず概略を検討するには差し支えないといえよう。

(33) 当初は高度経済成長にともなう若年労働者を中心とする都市部への流出が多く、大体一九七〇年位から以降はモーターゼイシヨンの波及による通勤兼業化が顕著に表れてくる。

(34) その大半は畑地。

(35) 全国平均でも同時期における農家人口の減少は二四%であるのに対して都甲荘域では二九%に達した。

(36) 因みにこの地域の人口は明治二四(一八九一)年には八三八戸、四、一一九人、大正九(一九二〇)年には七九五世帯、三、六七二

人、昭和一〇（一九三五）年には七七三世帯、三、四六七人と推移しており、既に明治期には人口が減少に転じ、明治後半期に人口のピークがあったことを示唆しており興味深く思われる。人口をべースに考えると一九六〇年の状況は大正後期から昭和初期あるいは明治初期に回帰したともいえよう。

(37) 前述のように労働生産性の低い、各農家から離れた畑地から耕作放棄されたと考えられる。

(38) 田染においてもほぼ同様の傾向であった。出田和久「耕地と集落」『豊後国田染荘』 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九八三 一七―二二頁。また、下総台地を開析した樹枝状谷の発達する千葉県山武郡睦岡村の事例でも増加率には差があるが、昭和初期にかけて畑の面積のピークが存在したようである。石井日出男「交通機関の発達と村落景観」『日本村落史講座二 景観 近世・近現代』雄山閣 一九九一 一四六―一六六頁。

(39) 数値の信頼性についての検討の要はあるが、明治九年から二十四年にかけての増加率は約七割であり、年率約〇・五割となる。この数値は近世にはみられなかった大きな増加率といえる。

(40) 豊田寛三「近世村落の成立」『豊後国田染荘の調査』 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九八六 二七六―二九二頁。

(41) 出田和久「近世村落景観の復原―地籍図と村絵図―」『豊後国田染荘の調査』 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九八六 一九六―二一七頁。

(42) 佐々木高明『日本の焼畑』 古今書院 一九七二 二三八―二四〇頁、根笈美代子・沖村美智子「国東地方の焼畑（ナギノ）伝承文化」『国東半島―自然・社会・教育―』 大分大学教育学部 一九

八三 三七五―三八八頁。

(補) この集落カードでは、実際の集落名ではなく、人工的に集落をつくり、便宜上名を付している場合がある。例えば、梅東は梅の木東部のこと、梅畑は、梅遊寺畑と一畑を合わせたもの、甘坪は甘木と獅坪を合わせたものと考えられる。

(付記) 図34「都甲谷西部の地形分類予察図」の作成には同僚の水野恵司氏に種々御教示を得た。また、製図にあたっては大学院生の藤井稔君の助力を得た。記して謝意を表します。

四 六郷山寺院の年中行事と信仰

(一) 長安寺修正鬼会

巡回する修正鬼会

国東半島の六郷山の各寺院は旧正月にオニオとかオニヨと呼ばれる修正鬼会を行っていた。明治以降、国東半島西部では六郷山寺院の西組という寺院組織によって、次のような日程で実施していた。この中には智恩寺など無住の寺も含まれているが、応曆寺・長安寺・天念寺・無動寺・胎藏寺などの僧侶たちが、毎日一カ寺ずつ修正鬼会を執行して廻っていた。現在は、西組と中組が加勢する天念寺修正鬼会（旧正月七日）が毎年行われ、東組加勢による成仏寺修正鬼会（旧正月五日）と岩戸寺修正鬼会（旧正月七日）が隔年交代で実施されている。

旧正月三日	智恩寺	豊後高田市美和	昭和二年頃を最後に中断。
四日	寿福寺	真玉町白野	明治二七年頃を最後に中断。
五日	応曆寺	真玉町大岩屋	昭和二五年頃を最後に中断。
六日	長安寺	豊後高田市加礼川	昭和二年を最後に中断。
七日	天念寺	豊後高田市長岩屋	昭和三年に復活、継続中。
八日	無動寺	真玉町黒土	昭和二七年頃を最後に中断。
九日	弥勒寺	真玉町城ノ崎	明治二七年を最後に中断。
十日	胎藏寺	豊後高田市平野	明治二七年頃から中断。
十一日	岩脇寺	豊後高田市嶺崎	明治二七年頃から中断。
十二日	西明寺	山香町内河野	明治二七年頃から中断。

講堂と修正鬼会面

長安寺では、明治四一年までは毎年修正鬼会を勤修していたが、その

後途絶えがちとなり、昭和二二年の修正鬼会を最後に中断したという。東組の修正鬼会と違って、西組と中組の修正鬼会では、法会最後に鬼が寺外に出ることはない。

長安寺講堂は六所権現の西側の一段下がった平地に建っており、礎石が残っている。この講堂は焼失したといわれ、明治一八年に現在の収蔵庫の所に新しい講堂が再建されたが、大正二二年に白蟻の害で倒壊した。本来、修正鬼会は講堂で執行しており、新講堂の倒壊後は本堂で読経等をして、立役以降の行事は本堂の前の広場で行うようになった。

現在、長安寺には焼け焦げた荒鬼古面一面と新しい荒鬼面・災払面・鈴鬼男面・鈴鬼女面がそれぞれ各一面残されている。焼け焦げた鬼面は、講堂と共に罹災したことを物語っている。

『六郷山年代記』（資料編）の宝暦五年（一七五五）の項に「正月六日寺門共二焼失」とある。修正鬼会の日には火災になっていることから、松明の火の不始末が原因ではないかと思われる。他の六郷山寺院でも、神宮寺のように松明の火による講堂焼失の伝承をもつ所がいくつもあり、修正鬼会の松明による火災は頻繁に生じたようである。

焼け焦げた古面の裏に「夷村□□板井甚蔵」という墨書がある。板井甚蔵（一七四八―一八一四）は夷村（現在の香々地町夷）の住人で、木彫とともに石彫も手掛けた仏師であり、この面の作者と思われる。夷村の板井家では最初に比叡山僧綱職から法橋位を授けられた人物である。この古面は宝暦五年の罹災後の講堂再建時（時期不詳）に製作されたものと推測される。新しい修正鬼会面の荒鬼系統の二面は、焼け焦げた古面を模して作られている。その裏には制作者の板井春哉の名が墨書されている。板井春哉（一八四四―一八九一）は板井甚蔵の曾孫である。同じく夷に住んでいた仏師（石工兼漢方医でもあった）で、法橋補任状を

授けられている。彼は主に明治前半期に制作活動を行っており、明治八年の長安寺講堂再建の時に修正鬼会面を新たに製作したと考えられる。

地域と修正鬼会

長安寺修正鬼会は、加礼川・一畑・梅ノ木・新城区の行事でもあった。村方の世話をする人を堂役といった。囃方は子供たちで、笛・太鼓・鉦（トンビョーシ）・鏡鉢（チャンガラ）を打ち鳴らした。賄方は鬼会にかかわる村方や寺院方の食事（お斎）の用意をした。昭和一二年当時は、加礼川・一畑・梅の木・新城の四地区から一本ずつの大松明が出た。大松明は長さが五メートル近く、それぞれにタイイレがつく。タイイレは本介錯一人に副介錯二人である。出産を赤不浄、死に事（葬式）を黒不浄といい、その家の人は一年間鬼会の役につくことができなかった。

近代以降は、修正鬼会を東・中・西組の寺院群で相互扶助的に執行してきた。しかし、本来はそれぞれの坊の僧侶たちが参加して一カ寺ごとに修正鬼会を執行していたと思われる。昔、長安寺十二坊からそれぞれ一本の大松明を出していたという伝承からも推測することが可能である。これが、いつの時期か確定することはできないが、近世のある時期までは、このような姿を保っていたと思われる。中世の坊と違って、近世の坊が僧侶の住居という性格を失っていても、その伝統は引き継がれていいたと思われる。地域ごとの大松明献灯や介錯を民間から出すことの中に、坊と長安寺との結びつきの遺風を見いだすこともできよう。

長安寺には、宝持院・仏持院・学頭坊・本坊・両子坊・千蔵坊・奥ノ坊・谷ノ坊・北ノ坊・中ノ坊・下ノ坊・峯ノ坊（峯念坊）・猪窟坊・常泉坊（道脇寺）などの二院十二坊があったと伝えている。長安寺付近には、引寺・中ノ坊・両子坊・奥ノ坊・千蔵坊・北ノ坊・谷ノ坊などの地名が残り、屋山の南山麓加礼川には峯念坊・下の坊・道脇寺などが確認

されている。仏持院は鎌倉期の本坊で、学頭坊を経て、近世になると、宝持院が本坊となる。同時に十二坊が存在したかどうかは判明しないが、山中と山麓の坊のすべてが参画していたと思われる。

なお、新城区が長安寺の修正鬼会に参加していたのは、新城本村と加礼川の鶴地区とが隣接していたからだと思われる。この両地区は地形的に分割しにくい現状から、本来は新城と加礼川との混住地域ではなかったかと推測される。また、明治期には天台宗の崇福寺が新城に建てられており、檀家こそないが、長安寺の影響のあった区と考えられる。

修正鬼会の式次第

修正鬼会の準備は旧一二月一日のカラスツイタチから始まった。寄付金集め、それに松明類・香水棒・鬼草鞋の製作などを堂役の采配で行われる。鬼会の一〇日前ぐらいに、大松明・小松明・阿闍梨松明・法呪師の松明が作られる。鬼が持つのが小松明で、一二本用意される。ただし閏年は一三本になる。阿闍梨松明は、院主たち僧侶が本堂から講堂に移る時に、堂役が持って先導するための松明である。法呪師の松明は法呪師行道の時に先導する松明である。松明は普通の年には一カ所、閏年には一三カ所カズラで結びあがる。参道の北側の引寺跡の石垣に横木を差し込んで、それに大松明を寺の方に向けて斜めに立て掛けておいた。

前日には堂役の家で餅搗きを行う。御鏡・鬼の目・御杵型・歯固め・小餅・串餅・お供えなどの餅を作るのである。当日の朝には、米華・牛玉印などを作る。長安寺住職（院主）は、差定という法会の順番と僧侶の役割を記した紙を会場に張り出す。

修正鬼会の行事は「垢離取り」から始まる。昔、介錯たちは七日間とか二日間寺に籠もって水行をして、精進潔斎したという。介錯たちは素裸になり、池の直下にあったクリバ（垢離場）という小さな川の淵で

水垢離をとった。先年不浄のあった人は、不浄払いといって、院主から差し出された一つまみの塩を掌で受けて口に含んだり身体にすりつけ、般若心経を誦読してもらう。次に「盃の儀」といって、院主と堂役・介錯たちがお互いに盃を交わして結縁を結ぶ。

鬼会前半のクライマックスの大松明による「猷燈」が行われる。一番鐘（法螺）の合図で、火貫いは般若心経を誦読しながら本尊前の燈明の火を小松明に移し、介錯に渡す。長安寺の大ガンギ（大石段）の下で小松明の火で大松明を点火し、一本ずつ長安寺に担ぎ上げ、本堂の前の畑（現在の庭）に立てた。茅葺きだった本堂から最も離れた石垣近くに大松明を立てたという。講堂健在の頃には、火のついた大松明を担いで長い石段を登り、講堂前に立てて猷燈したと思われる。

猷燈後、衆僧の入堂着座となり、次の差定に従って法会が始まる。

一、伽陀 法華懺法の伽陀を修し、道場の諸仏を声明で讃嘆して礼拝する。

二、懺法 法華懺法を修し、楳の葉を持った導師が登壇。

三、序音 法華懺法を修し、院主（長藤）が誦読し、衆僧が唱和。

四、回向 法華懺法の功德を一切に普及することを願う。

五、初夜導師 導師が登壇し、五穀成就・蚕養如意・国家安穩を祈念。

六、仏名導師 導師が登壇し、賢却の千仏名経を誦読する。

七、法呪師 二名の法呪師が右手に鈴を、左手に香水棒と太刀を持つて所作をして天衆地類の来影向を祈る。

八、神分 院主が神々の威光増益のために神分経を誦読し、国土安穩・五穀成就・息災延命を祈願する。法会中で最も重要な行法。差定九から十四までの行法は神分導師登壇中に行われる。

九、二相 仏三十二相・僧全員が例時作法の中の讃嘆門を誦読。

荒鬼と災払鬼役の僧が退場し、別室で鬼に扮する。

一〇、唄匿 四箇法要に則して行われる仏讃嘆の声明。

一一、散華 同右。一名の僧が行道して散華する。

一二、梵音 同右。梵語による讃嘆。

一三、縁起目録 導師が仁聞菩薩による六郷山開基の縁起を述べる。

一四、錫杖 錫杖師が下座で声明を唱える。

一五、米華 吉祥天に五穀成就を祈念し、二人の僧が牛王印・米・薬を撒く。

一六、開白 二人の僧が右手に香水棒を持って踊り、五方龍王に内外清浄を願い、松明の火の安全を祈願する。これから

が立役で、講堂倒壊後は本堂前の庭で行った。

一七、香水 二人の僧が香水棒を持って激しい法舞を行い、五方龍

王の加護によって内外清浄のための香水を注がれることを祈念する。

一八、四方固 院主と長藤の僧が刀を持って、堂内の四方に四天王を

奉請して、東西南北を结界し、魔物の侵入を防ぐ。

一九、鈴鬼 二人の鈴鬼役の僧が米粒の入った紙鈴を持って舞い、

最後に荒鬼たちを招く。

二〇、災払鬼 二人の僧が扮した災払鬼と荒鬼が同時に登場。三々九

度の法、二十一飛行などの鬼走りの秘法を行い、介錯

たちを引き連れて暴れ回る。二鬼と介錯が輪になった

中に参拝者が入って屈み、鬼から松明で背中や肩をた

たかれて無病息災を加持してもらう。

二二、鬼後呪 院主と鬼役二人とが仏前で結願して、鬼会は終了。

□ 長安寺の法会と信仰

寺内の法会

現在、長安寺では修正鬼会を行わないので、修正会といって本堂の本尊の前に鬼会面を飾り、法華懺法を行っている。法華懺法とは、法華經を誦誦し六根の罪障を懺悔して滅罪を願う儀式のことである。この時、元三大師（慈恵大師の鬼姿）の護符を本尊に供えて、その後に檀家各家に配る。檀家は母屋の入り口に角大師の護符を張り、魔除けにする。

長安寺と檀家を結びつける最大の法会は、春秋の彼岸会である。檀家の先祖供養の法会で、本堂で阿弥陀經を誦誦する。（寺院と檀家の項参照）

護符版木

長安寺には次のような八枚の護符などの版木があり、近世から明治期にかけての法会と信仰を知ることができる。

(ア) 「奉転読大般若経家内安全五穀成就祈攸」護符版木一点

十六善神 金剛山
 家内安全
 (梵字/チク) 奉転読大般若経 祈攸
 五穀成就
 皆来守護 長安寺

(イ) 「奉転読大般若経五穀成就祈攸」護符版木二点

(梵字/チク) 奉転読大般若経五穀成就祈攸

(ウ) 「奉修太郎天童子宝前家運長久祈攸」護符版木一点

金剛山
 家運
 (梵字/アーンク) 奉修太郎天童子宝前 祈攸
 長久
 長安寺

(エ) 「奉修合行護衛摩供五穀成就攸」護符版木一点

(梵字/カーン) 奉修合行護衛摩供五穀成就攸

(オ) 「八面山開帳御供米袋」版木一点

明治十九年旧□□□日ヨリ十六日迄
 八面山開帳御供米袋
 子孫繁昌寿命長久之心願 当山
 之レ有ル向ハ子共ノ姓名年齢記事 執事

(カ) 「回向袋」版木一点

慈覚大師 屋山
 回向袋 長安寺
 一千年忌

(キ) 「元三大師」絵姿護符版木一点

(ア)の「奉転読大般若経家内安全五穀成就祈攸」の護符は、七月七日の太郎天の祭りの時に配布された護符の版木と思われる。梵字「ヂク」は般若経を意味する。十六善神は般若十六善神ともいわれ、般若経とその受持者を守護する、十二神将と四天王をさすことが多く、大般若会の時に祀られる。その護法神がすべて来て守護するというのである。

現在、使用されている(イ)の「奉転読大般若経五穀成就祈攸」の護符は、前者の簡略版とも考えられる。この護符版木は新旧二点あり、古い版木が摩滅して使用に耐えなくなったので、松本文尋師が新たに版木を作成したという。古い版木の裏に「文政八年(一八二五) 西秋改 長安寺什物 大部□作」と陰刻されている。

(ウ)の「奉修太郎天童子宝前家運長久祈攸」の護符は、太郎天の加護で家運長久を願うものである。梵字「アーノク」は胎藏界大日如来を表す。太郎天は胎内銘から不動明王の化身であることが知られており、不動は大日如来の化身であることから、このような梵字が記されたのだろう。

(エ)の「奉修合行護摩供五穀成就攸」の護符は、雨乞いなどの護摩供の行の時に配布された護符の版木と思われる。修合行と記しているのは、複数の僧侶による祈禱であったことをうかがわせる。梵字「カーン」は、莊嚴点のついたもので、不動明王を表している。

護符以外の版木もある。(オ)の「八面山開帳御供米袋」とは、明治十九年に太郎天の開帳が行われた時のお供えの米を集める袋のことである。八面山とは屋山の別名である。太郎天は子供の守護神としても信仰されており、「子孫繁昌・寿命長久の心願これ有る向きは、子共(供)の姓名年齢を記す事」という文言があるのは、そのためであろう。前年の講堂再建からんで、太郎天開帳が行われたと考えられる。

(カ)の「回向袋」は慈覚大師一千年忌法要のための寄附を集める袋のラ

ベルの版木である。慈覚大師円仁(七九四―八六四)は延暦寺第三代座主で、『入唐求法巡礼記』の著者として知られている。叡山の横川と東塔を整備し、横川に法華経を納めた如法堂を建て、天台宗における法華経信仰を確立した。その影響は六郷山にも強く及んでおり、没後千年を記念した法要が、元治元年(一八六四)に長安寺で執行されたのである。

(キ)の「元三大師」護符版木は松本文尋師の自作で、その護符は修正会の時に檀家に配られている。元三大師は慈恵大師良源のことで、元三とは正月三日生まれに由来する。第一八代天台座主として辣腕をふるい、比叡山中興の祖として知られる。没後には民間に信仰が広まり、豆大師とか角大師と呼ばれる特異な絵姿の護符が作られるようになった。元三大師の護符もその系統をひき、二本角の醜い鬼の姿を表現している。

踊りと太鼓

『六郷山年代記』の文政一二年(一八二七)の項に「当山(長安寺)九月廿八日祭り踊り初まり、金巻貫目氏子ニ預り置、此利分ニ而踊致候也、庄屋坦作・弥兵衛・九作・世話人中」という記載がある。この「踊」は現在伝わっておらず、どのような内容であったかは明確ではないが、盆踊りに類似した芸能であったと思われる。

長安寺には木製の鋌で止めた鋌打ち太鼓がある。自然木の形状をそのままに輪切りにして、内部をくり抜いて作った太鼓である。内部に次のような墨書がある。「文永三年(一二六六)午ノ六月十一日 新城村くみ十三人」「寛文四甲辰年(一六六四)二月吉祥日 龍雲山□□宗仁□奉□□」「寛文五年(一六六五)ミノ十一月吉日 勢家村 此太鼓片皮吉進平左衛門帳」「正徳式年(一七二二)辰ノ十月吉日 奉寄進 下市村中山崎文左衛門「于時昭和七年九日張替(以下略)」

ほぼ同様の記載が『六郷山年代記』に見られる。「文永三丙寅 当山太

鼓初メ出来／新城村中間人ニ而寄進致」寛文五乙巳 太鼓ハリカヘ訖／雲山国分郡平左衛門キシン也」正徳二壬辰 当山太鼓下市村為左衛門ハリカエ」

この太鼓は報知用に主に使用され、盆踊りなどでも用いられたであろう。文永の年紀は後世に書かれたものであろうが、少なくとも江戸時代初頭には既にこの太鼓は作られていたと考えることができる。形態的にも古式を伝えていると考えられ、興味深い太鼓である。

寺外の法会

長安寺の住職は、加札川とその周辺の堂宇で次のような法会を行う。

正月一四日早朝 山口の中野家の法会 山口集落中野トキエ氏宅

正月一四日午前 庵ノ迫の歩射祭り 庵ノ迫集落全戸（七戸）

正月一四日午後 百塚の地藏堂 百塚集落全戸（五戸）

二月初午の日 佐屋ノ元の稲荷祭り 佐屋元集落全戸（十六戸）

八月一七日 琴ノ組観音様祭り 琴ノ組集落の二、三軒

十一月三日 甘木の地藏堂 甘木集落全戸（十五戸）

十二月 獅坪の観音堂 獅坪集落全戸（六戸）

一二月四日 中平の大日祭り 中平集落全戸（十七戸）

一二月八日 地主祭り 中平の下ノ坊の三戸

佐屋ノ元では山腹に稲荷石祠があり、稲荷祭りではなくじびぎで翌年の座元を決めていた。祭りの日には甘酒を作っていたという。中平の大日祭りでは、薬師堂と庚申塔に参り、般若心経と法華経寿量品を誦誦する。長安寺住職が加札川以南の山口や庵ノ迫、琴ノ組などの梅ノ木区の集落にまで法要に向いているのは注目される。

山口の中野家の法会

正月一四日の午前中には、梅ノ木地区山口の中野トキエ氏宅に法会に

行く。次に平成四年の様子を記す。一月一四日午前八時四〇分、中野家に長安寺住職松本文尋師が来訪。仏壇を拝んでから「ヂク（般若経の梵字）蘇民将来子孫繁昌之門也」と墨書きした木札と御幣三本を作った。まず、水神の祠に御幣を立てて般若心経を誦経し、中世の五輪塔や異形国東塔の並ぶ墓地に御幣を立てて誦経した。もう一本の御幣は中野さんが地藏様に立てる。その後、松本師は隣家で屋敷荒神と水神に御幣を立てて誦経して、庵ノ迫に向かった。

午前一〇時半から庵の迫集落（七戸）の歩射祭りがあった。歩射祭りといっても、現在は弓矢で射る行事はない。松本師は座元の家で各家用の御幣を一本ずつ作ると、集落の人と共に庵ノ迫の御堂に行き、薬束と御幣、それに中野家で造った木札を仏前に供える。堂には薬師如来と地藏菩薩が安置されているので、般若心経と法華経寿量品を誦経した。誦経の後に座元の家に戻り、御幣を配った後に皆と会食する。仏前に供えた薬をノベシといい、稲の苗を束ねたり、牛に食べさせた。これは豊作祈願と畜産守護を目的としている。午後一時になると、中野トキエさんは家を出立し、山麓の道を通って庵ノ迫の御堂に向かった。ビニール袋に入った米を御堂の仏前に供え、拝んだ後に、木札と共に持ち帰った。この米を食べると、その一年サカシイ（健康である）という。家に戻ると、屋山を望む北向きへの入り口の左右の石垣に木札を立てた。この木札は木肌の美しいヤマハゼの細い幹を削って作るという。

この中野家の法会は長安寺の寺域について考える上で興味深い法会である。古墓や水神、そして屋敷荒神を祀ることは、国東半島一帯で行われている屋敷祭りの範疇に含まれると思われるが、蘇民将来子孫繁昌之門也と記した木札を一般民家で立てる習慣は珍しい。現在、国東半島では民家に蘇民将来の木札を立てる例はほとんどないからである。

例えば、国東町の岩戸寺では、参道の石造仁王像の所に二本の蘇民将来子孫繁昌之門也と書いた木札を立てる。これから考えると、本来この蘇民将来の木札は、六郷山系の寺院で立てられていたものと思われる。それが、なぜ山口の中野家に建てられるのか。中野家の屋敷地に長安寺に關係する施設があったからではないだろうか。中野家が祀っている水神祠は井戸（湧水）の傍らにあるが、この井戸で屋山城主が産湯をつかったという伝説が残されている。この屋山城主とは吉弘氏のことであるが、室町期には、吉弘氏の六郷山への影響力が強まる。吉弘綱重の子息円仲

が六郷山執行職となり、長安寺に入っていたと推測されているのである。このことは、梅ノ木地区山口に長安寺の里坊的な施設が置かれていたことを物語っているようにも思える。また、次のような伝説もある。昔、

屋山（長安寺）の小僧さんが山を歩いて降りて来る時、途中で持っていた松明を投げたら、中野家の上にあった寺屋敷まで飛んできて、火事になったという。そこに祀られていたお地藏様は庵ノ迫の御堂にまで飛んで難を逃れたという。数年前まで、その焼け仏が御堂にあったという。

このような伝説が伝えられ、寺屋敷という地名が残り、中世後半の石造物で構成される古い墓地があり、坊につきものの石風呂の残骸が近くの水田の傍らに放置されていることから、この地に長安寺の坊があった可能性は高いと思われる。

下の坊の地主祭り

加礼川地区の小平では、地主祭りという行事が行われている。これは長安寺の下寺であった「下の坊」の先祖祭りであるという。この地主祭りは安藤秀人家・安藤孝美家・安藤泰介家の三軒で行っている。この三軒の先祖として祀っているのは、伝空という僧侶である。この僧が行をしたというハカシヨ（墓所）が、安藤秀人氏宅へ入る道の入り口近くの

県道の傍らにある。その隣接地が下の坊の跡地であるという。その「行」とは、即身成仏行のことで、生きながら墓に入り、鉦をたたく音が聞こえなくなったら往生したしるしだと言ったという伝承が残されている。墓所は、樹木に囲まれた小さな石積みで、その中央に卵塔が安置されている。卵塔の表には「伝空上人 覚位」と刻まれ、裏面に「念八月」と刻まれている。石積みの周囲には中世の一石五輪塔や五輪塔の部材などがある。卵塔には年号などが記されていないので、建立時期は明確ではない。形態から見ても、近世初頭か戦国期のものと考えられる。

地主祭りは旧暦一月八日に行われており、三軒の家族全員が集まり、長安寺の住職を招いて墓所で読経してもらい、座前の家で酒食を共にするのである。ただし、この祭りでは系図などを出すことはないという。

現在は夕方から始めるが、昔は朝からまる一日行っていたという。小平には地主祭りがもう一か所あった。安藤一族の西隣に住んでいた中山家二軒が行っていたフンベの地主祭りである。県道の南にグリーンサマ（五輪塔）があり、長安寺の住職を招いて祀っていた。下の坊の地主祭りには、フンベの中山家の子供たちが招かれ、フンベの地主祭りには下の坊の安藤家の子供たちが出ていた。戦前までは甘酒祭りと呼ばれ、甘酒が出されるのが楽しみであったという。

長安寺の坊の子孫という人達が先祖祭りをして、そこに長安寺の住職が関与していることから、地主祭りとは中世の長安寺とその地の結びつきを伝える祭りであると考えられることができる。

屋山の産小屋

長安寺のある屋山集落には産小屋があった。間口一間に奥行き二間ほどの小さな小屋で、壁はネリペー造り（練り堀）土と石を混ぜて築いた土壁）で草葺き屋根であったという。手前は土間になっていて、奥に畳

二畳敷きの床が張ってあった。壁の奥には小さな窓が開いており、入り口は引き違い戸であった。屋根の軒は手前に張り出しており、その下に竈などの簡単な炊事施設がしつらえてあった。

長安寺の参道には途中から「不浄道」という横道が延びている。これから上手の長安寺（松本文尋家）・山田文男家・寺田哲郎家・本田武子家ともう一軒の五軒が使用していた産小屋である。不浄道から下手にある寺田八千代家と多田家は使わなかったという。産小屋は不浄道より少し下がった寺田八千代家の下手にあり、参道に面していた。

妊婦は産気づいたら産小屋に移り、男子を出産した場合は出産後二三日、女子の場合は三三日の間、産小屋で自炊しながら子供とともに過ごしたという。

明治四〇年生まれの山田シズカさんの話によれば、満一九歳の時に産小屋で長女を出産したという。その時には産婆が立ち会わず、母親が産の世話をし、食事も家から運んでくれた。その後の出産には産婆が来てくれるようになった。長女を出産した頃、長岩屋から移住してきた家の老婆が、留守番役として隠居部屋代わりに住んでいたという。

シズカさんは自炊しなかったが、産小屋に炊事施設があることから、本来産婦は自炊して別火生活を送っていたに違いない。

昭和二〇年代後半に、参道から少し入った所に産小屋を建て直した。間口三メートル・奥行五メートルほどの木造平屋の小屋で、板壁のセメント瓦屋根であった。奥に二メートル幅の板の間があり、手前は土間であった。元の産小屋の構造を大きくしたような小屋で、手前の土間には精米機などを設置していた。産小屋として使用する時以外は屋山集落の共同精米所であった。産小屋として、最後に使用されたのは昭和三六年で、寺田家で男子が生まれている。残念なことに、平成三年秋の台風

一九号の強風によって、この産小屋も倒壊してしまった。

寺田哲郎家は、長安寺両子坊の後裔であるといい、坊の故地に住んでいる。仏壇に祀られている文政期の位牌の後ろに両子坊と記されている。また、山田文雄家のある場所は、中ノ坊の跡地である。

屋山集落周辺では、不浄道から上手に本坊（院主坊）・北ノ坊・引寺・中ノ坊・両子坊・千蔵坊があり、山麓の坊を除外すると、不浄道より下には谷ノ坊と奥ノ坊があっただけである。坊の所在時期と産小屋の設立期の前後関係は不明である。屋山寺の僧侶の妻帯については、六郷山寺院の運営にかかわる部分なので大きな問題をはらんでいる。鎌倉初期の院主応仁を祖とする「加礼川関係系図」（資料編）の存在から、当時の僧侶たちの一部が妻帯していた可能性は高い。ところが、近世になると、出身地がそれぞれ違うことから、当時の長安寺歴代住職達は清僧であったと思われるし、そのように言い伝えられている。また、六郷山長岩屋住僧置文案から、室町期には六郷山地域内の住民を住僧として位置づけようとすする姿勢が見られる（補九）。このことから、当時に、六郷山地域内では一般の住民が混住するようになっていたと思われる。

屋山では不浄道から上手が狭い意味での長安寺の寺域で、神聖な空間として位置づけられていた。そのため、寺院境内ということもあって、特に出産の白不浄は忌まれ、域外に産小屋が建てられたのであろう。

（四）長安寺の中世の法会

修正会と鬼会

安貞二年（一一二八）の豊後国六郷山諸勤行并諸堂役祭等目録（『都一三』（以下安貞諸勤行等目録という））から、鎌倉初期の長安寺の年中行事を見てみよう。

惣山屋山寺（長安寺）の年中行事は、本尊千手観音、阿弥陀三尊、不動尊の前で行われる法会と、六所権現の前で行われる法会とに分かれています。

本尊の前で行われる法会には、まず「修正会」がある。続いて二月一日から三日に行われる「修二会」は、修正月会から派生した法会で、インドの年始にあわせているという。

正月一日から三日までの夜に行われた修正月会は、文字通り正月に修正する法会で、修正会・修正ともいう。新年を祝う法会で、天下泰平・玉体安穩・万民豊樂を願うとともに、仏法興隆・寺門繁榮・道業増上を祈願する。天長四年（八二七）に京都の東寺と西寺で薬師悔過を修したことが始まりだという説と、神護景雲二年（七六八）に諸国の国分寺で吉祥天悔過を修したことが始まりだという説とがある。この法会には追儺を伴うことがあり、年頭の法会にあたって疫鬼を追い払うのだという。六郷山寺院で行われている修正鬼会は、この法会の系譜を引いているが、疫病をもたらす悪鬼ではなく、招福辟邪の性格をもつ善鬼に変貌していることが特徴である。これは春来る鬼、すなわち祖霊神であると考えられる。本来、修正会に伴う追儺として行われていた行法が、中世以降に基層信仰である祖霊信仰を取り入れて変貌していったと考えられる。

六郷山寺院における修正会の最古の記録には、長承四年（一一三五）の夷岩屋の「修正月」（『香々地莊史料』三）があり、続いて富貴寺の男女面の裏に記された「久安三年（一一四七）御修正会」の墨書がある。平安末期には、修正会の法会の費用を賄うための田畠があり、保元二年（一一五七）の夷岩屋の「修正田」（『香々地莊史料』四）や長寛三年（一一六五）の夷河内の「修正田畠」（『香々地莊史料』五）が知られており、この頃、田畠の収益で修正会を催していたことがわかる。

建長七年（一二五五）の屋山寺院主僧応仁讓状に「修正会田壹反」

とあり、屋山寺院主僧応仁置文案には「持仏堂修正料田一段虚空蔵新開」「講堂修正御田四段小加札河」「虚空蔵石屋修正料田四段三段字都流口□□字新開」とある（補三・四）。

永徳二年（一一三八二）の屋山寺供料免田注文案に、いんしゅ（院主）分田地之事として、その一部に「三段鬼会たく（壇供）米六斗」「いんしゅれいかう鬼会の紙」「□段つる鬼会たく米二斗三升」とある。これは院主が主催する屋山寺の修正会のための壇供（餅）にする米を供出する田地と鬼会で院主が使う紙の費用を供出する田地についての記載である。また、「峯坊二段、虚空蔵修正たくそうせん米四斗」「川くは権現修正たく田」「三段権現御修正たく米六斗」とあるが、これは虚空蔵岩屋と屋山権現の修正会の壇供の米を供出する田地についての記載である（以上補八）。南北朝になって、初めて「鬼会」が登場するのである。

『六郷山年代記』によれば、永徳二年（一一三八二）に豪金学頭が屋山鬼会・御修正会を再興したという。同年に山王神が勧請されており、新たに学頭職に補任された豪金によって、法会と境内社の整備が行われたことがわかる。

平安末期の夷岩屋では修正会だけが記されており、南北朝期の長安寺では修正会と鬼会とを区別している。現在は修正鬼会となっているが、当時は修正会と鬼会とは別な法会として考えられていた。修正会の辟邪の行法としての追儺部分が次第に重要視されるようになり、南北朝期には既に鬼会として独立するようになっていたと思われる。

修正鬼会の発生において鎌倉後期の元寇が強い影響を与えたという説があり、この時期に鬼会、すなわち追儺が重要視されたのもうなづける。長安寺『鬼会式』六巻の内「初夜導師之法」は文龜三年（一一五〇三）に

書いたものを、元禄元年、寛文七年、享保三年に次々に書写したものだ
という。「修正導師作法」と共に、その奥書には修正会式と記されている。
この段階でも修正会という名称である。

近世になると、『太宰管内志』の岩戸寺の項に「講堂あり四間四面なり
本尊薬師仏なり鬼会は正月七日にあり」と記され、延宝七年（一六七九）
の応曆寺荒鬼面には「修正鬼会如意満足伎」と刻まれるようになる。

現存する鬼会面では、久安三年銘の富貴寺の男女面が最も古いが、そ
れ以後の中世の作品は残っておらず、慶長一五年の千灯寺鬼会面を筆頭
に、近世の修正鬼会面が多数残されるようになる。室町期から戦国期の
争乱の中で、武士層の勢力増大によって、六郷山寺院は退潮を余儀なく
され、法会の多くは退転したと考えられる。近世初頭、天台寺院はそれ
までの寺領を失い、年中行事のほとんどを維持できなくなったと思われる。
そして、檀家制度の設立と領主からの田畑の寄付によって、ようやくや
く息を吹き返す。この段階で、中世後半に法会の中心となっていた修正
会が重視され、修正鬼会という名称になって再生復活していったのでは
ないかと思われる。また、追儺における追い払われる悪鬼の性格は変貌
し、中世から近世にかけて次第に祖霊信仰を内在させた護法善鬼となっ
ていった考えられる。これは、力の強い荒ぶる霊を取り込むことにより、
その強い力を辟邪の方へと転換させるという論理によるものであろう。

安貞年間の諸法会

安貞諸勤行等目録の修正会と修二会については前項で述べた。

次に記された二月一五日の「舞楽」がどのような芸能かは、この記録
だけでは明らかではない。寺院芸能の延年の可能性も考えられる。正月
八日の「百座仁王経会」は仁王会ともいわれ、百高座を設けて仁王経を
講讀して鎮護国家を祈る法会である。九月一三日から一五日の夜に行わ

れた「大念仏」は大声で阿弥陀如来の名を誦する法会であろう。一〇
月一八日から二〇日の夜に行われた「法華不断経」は、法華経を間断無
く誦する法会のことであろう。「曼陀羅供季別勤八座問答講」は兩部曼
陀羅を掲げて法華経八巻を八座に分けて論議問答する法会と思われ、季
節ごとに年四回行われていた。十一月二四日の「天台大師供」は天台宗
開祖の智顛（隋代）を供養する法会のことだと思われる。十二月二三日
夜の「仏名経」は三世の諸仏の名号を唱えて罪障を懺悔する法会である。
毎月行われる法会もあった。「月並往生講」は極樂浄土に往生すること
を願って念仏を唱える法会で、毎月一五日に行われていたし、「観音講」
は観音の徳を講讀する法会で、法華経第八巻第二五品「觀世音菩薩普門
品」を誦した。また、「月次勤初後入堂誦誦經典」が行われていた。

六所権現の前で行われた法会には、まず、季節ごとに行われた「毎季
一日転読大般若会」があった。国家鎮護を目的に大般若経を転読する法
会で、季節ごとに二〇人ずつの請僧が参加した。同じく「毎季百座仁王
経」もある。夏の三カ月間ずっと花を供える「一夏九旬不断供花」と春
夏の「二季御祭」があり、人日（正月七日）・上巳（三月三日）・端午
（五月五日）・七夕（七月七日）・重陽（九月九日）に行われる「五節
供」等もある。毎月二八日には「法華問答講一座五問」があり、請僧二
人による「大般若経一部」の転読も行われている。また、請僧八人によ
る「法華八講」がある。法華経八巻を八座に分け、朝夕の二座に一巻ず
つ修して四日間で講じる法会である。毎年十二月二三日の夜に行われる
「小立義十問」は小立義のことで、立義とは学僧試業を意味し、探題か
ら出される論題に答える、堅者は二人とある。この夜には本尊の前では
仏名経の法会が行われており、その一環で実施されていたのであろう。

安貞諸勤行等目録の屋山寺の項の最後に、「今始御祈禱長日轉讀大般若

一帙、仁王講一座、観音經三卷」と記されている。鎌倉幕府から六郷山に「三道鎮大将軍家（藤原頼経）御願円満、異国降伏、聖朝安穩、大施主殿下相模守平朝臣（北条時房）御息災延命、御壽命長遠、御心中御願円満成就」を祈禱してほしいとの依頼があつて、この安貞諸勤行目録が作成されている。この「今始」以下の行法は、この祈願成就のための祈禱であろうと考えられる。長日とは、長い日数という意味であり、大般若經の転読が長期間行われるようになったと思われる。

これらの法会は天台宗の行法に則しており、安貞年間の屋山寺が比叡山の強い影響下にあつたことを窺わせる。

中世屋山の祈禱

『六郷山年代記』の文永元年（一二六四）の項に「九州九国内之牛筑前国ヨリ牛死始り惣国死ニ付、六郷山衆祈禱シテ法施物シテ万石万貫出畢、六郷山衆徒先達二八百卅人ニテ祈禱所屋山置千部大般若經・三千部之仁王經万巻□經ニテ祈禱相叶畢」とある。伝染病によつて九州全域の牛が死に、六郷山に祈禱が行われたのである。この祈禱の願主も幕府だと考えられている。

文永十一年（一二七四）と弘安四年（一二八一）の二度の元寇は、全国に甚大な影響を与えた。強烈な国家意識が芽生え、全国各地の杜寺では盛大に祈禱を行うことになった。弘安七年（一二八四）の六郷山異国降伏祈禱巻数目録写に「中山分 屋山 七箇日不動行法毎月、転読大般若經一部毎季、壽命經一千巻、講読仁王經一百座、奉読誦観音經一千巻、奉講法華八講問答講、一日一夜御神樂二季」とある（『都』三二八）。

これによつて神樂が舞われていたことがわかる。

毎月行われた不動行法とは、息災・増益・調伏を目的に不動明王を本尊とする修法のことで、異国降伏の祈禱にふさわしい行法である。鎮護

国家を目的とした大般若經の転読や仁王經一百座の講読も異国降伏を目的としていたことは間違いないと思われる。

長安寺に残る年月日欠の六郷山異国降伏祈禱巻数并山々勤行目録写（『都』三七）に「二月・八月、屋山転読大般若經一部、七ヶ日不動行法、同月横城山仁王講百座。三月・九月、長岩屋転読大般若經一部、七ヶ日不動行法、同月辻小野寺・大谷仁王講百座」とある。これには天文一八年（一五四九）の跋文が付いている。弘安七年（一二八四）段階では毎月行われていた行法も、六組に分けられた六郷山寺院群によつて毎月交代で執行されるようになっていたようである。

嘉元二年（一三〇四）の六郷屋山例講谷役配分注文（『都』四六）に「五月八屋山、六月八長岩屋執行御役・辻小野・大谷」

とある。この毎月の例講がどのような法会かは明確ではないが、異国降伏の大般若經の転読や仁王經の講読ではなかったかと思われる。谷役という負担を六郷山寺院で月毎に分担しており、六郷山寺院が組織的に法会を行っていたことが判明する。

田地と法会

道脇寺文書には鎌倉期初頭の屋山寺院主応仁の応仁置文案が含まれており、所領等の記載の中には当時の法会にかかわる記事が散見する（補三・四）。

「正月朝拝料田」「同朔日御壇供料田」「持仏堂修正料田」「講堂修正御田」「虚空藏石屋修正料田」「権現堂仏餉料田」「同燈油料田」「正月二月三〇〇月御節供料田」「二月御祭人料田」「三月三日〇供人料」

「七月七日虫振祭餅」「九月九日料〇」「十月御八講料田」「十〇月祭人料田」などである。これらの法会や壇供や祭人の名のついた田地は、法会の費用を賄うための特定の田地が存在していたことを伝えている。「正

月朝拝」は元旦における天皇の遙拝、あるいは元旦の法会と思われる。次の「同朝日壇供」とは正月の餅などの供え物のことであろう。修正田があるのは持仏堂・講堂・虚空蔵である。持仏堂は院主忠仁個人の持仏を祀った堂のことで、当時の本坊である持仏院のことであろう。

そして、講堂は屋山寺の中核的施設である。虚空蔵とは屋山山麓の新田にある虚空蔵石屋のことである。安貞諸勤行等目録の中山分に「虚空蔵石屋 本尊如名 修正会正月十三日 虚空蔵講毎月十三日勤也」とある。このことから、山腹の屋山寺と院主坊、それに山麓の虚空蔵石屋で修正会が執行されていたことがわかる。

「権現堂仏餉料田」と「同燈油料田」とは、六所権現社の毎日の仏餉と燈油の費用を供出する田地のことである。

節供には、前述したように、人日・上巳・端午・七夕・重陽がある。『安貞諸勤行目録』によれば、屋山寺では六所権現で節供が行われていた。『正月二月三〇〇月御節供料田』のうち、二月の節供とは、節分のことだと思われる。二月御祭人料田・三月三日〇〇供人料・九月九日料〇なども、節供に関連する田地であろう。

七月七日も節供のひとつであるが、現在でも行われている「太郎天の祭り」は、この日に行われた「虫振祭」の系譜をひくと思われる。この日に檀家に配布される「奉転読大般若経五穀成就祈攸」と刷られた護符は田畑に立てられて虫除けの呪いとされている。

「十月御八講料田」は、十月に行われた法華八講のことである。

「十〇月祭人料田」は、天台大師供か仏名経のことと思われる。

(四) 天念寺の修正鬼会

天念寺の修正鬼会については、報告書『国東半島の修正鬼会』（昭和五

二年・大分県教育委員会発行）に、岩戸寺と成仏寺の修正鬼会と共に克明に記録されている。天念寺の修正鬼会は基本的には長安寺のものと同一であるが、その特徴を抽出して紹介する。

天念寺修正鬼会は、毎年旧正月七日に実施される。昭和一六年一〇月一日の大水害によって、本堂とともに鬼会の諸道具類と記録が流失し、無住になったので、修正鬼会は中断するに至った。戦後、二三年に復活され、長岩屋区の人々の手によって実施されている。天念寺住職は長安寺住職が兼務するようになり、院主となって法会を執行している。

天念寺の修正鬼会では、明治期には天念寺十二坊の所在した各組から一二挺の大松明が献灯されていたという。一番のタイは天念寺のある上組、二番は祇園坊、三番は延寿坊、四番は要本坊、五番は重蓮坊、六番は大満坊、七番は安実坊、八番は妙仙坊、九番は二品坊、一〇番は門の坊、一一番は西の坊、一二番は仙当坊であったというのである。大正期に七挺となり、昭和二三年に再開した時には五挺、そして現在は三挺の大松明を献灯するようになった。

昭和一六年まで、修正鬼会の役付きの人（堂役・介錯など）は川中不動の前のフカリ（淵）で前一週間ミソギ（垢離取り）をした。この間、女性の炊いたご飯を食べず、自室に家人を入れず、殺生・肉食・女色を避けて慎んだという。さもないと、大松明の火で火傷をしたり怪我をする信じられていた。年の夜、役付きの人達は天念寺に集まり、三番延寿坊の人が除夜の鐘を鳴らしたという。トシノカンジョウ（堂役）は、延寿坊と西の坊の所在する組から、一人ずつ出していた。

過疎の進む中での、修正鬼会の執行は決して容易ではない。天念寺の修正鬼会は、今もなお、長岩屋区挙げての行事といつて過言ではないのである。

(五) 天念寺の中世の法会

安貞諸勤行等目録の中山分に長岩屋と龍門石屋の二件が記されている。長岩屋は現在の天念寺のことで、龍門石屋は天念寺裏山の尾根上にある岩屋である。現在は一体のものと把握されているが、本来は別の寺院施設と考えられていたようである。

長岩屋の本尊は観世音菩薩である。正月四日から六日の三夜にわたって「修正月会」が執行され、二月一日から三日までの三夜には「修二月会」が行われた。一月一日から三日にかけて「三ヶ日夜大念仏」が行われた。一夏九旬の間「不断供花」が行われた。七月一五日の「布薩」とは、同一地域の僧侶が集会して戒本を誦し、互いに反省しあい、罪を犯した者は懺悔する法会のことである。一〇月五日には「一日転読大般若会」が行われ、その時の請僧は廿人とある。一〇月廿八日から卅日の三日間の夜には「法華不断経」があり、間断無く法華経を誦した。請僧廿人による「修問答三十講」は、この時に行われたのであろうか。一月廿四日には「天台大師供」があり、二月廿七日には「仏名経」の法会が行われた。また、毎月八日には「月並勤業師講」が行われ、同じく毎月一八日には「観音講」が行われていた。現在、講堂には薬師如来、本堂には観音菩薩が安置されているが、それに対応した法会であろうか。「日次勤初後入堂誦経典」とは、毎日、初夜（六時のひとつ。現在の八時から九時頃）の後に入堂して、不動行法一座・薬師経十二巻・観音経卅三巻などの経典を誦したことを表すと思われる。六所権現の御宝前で行われる法会には、春秋に行われる「二季祭」と「五節供」とがあった。そして、「今始御祈禱長日転読大般若一部、仁王講一座」は、鎌倉幕府からの依頼によるものである。

龍門石屋の本尊は千手観音で、正月五日には「仙室年中勤修正月会」が行われた。当時、龍門石屋を仙室と呼んでいたと思われる。ここでも「一夏九旬不断供花」があり、毎月一八日は「月並観音講」が行われていた。次に記載された「六所権現」が現在のどこを指すかは良く分からない。六所権現御宝（前が欠か）でも「二季祭」と「五節供」が行われており、「今始御祈禱」として「長日観音経卅三巻」が誦読されていた。六郷山異国降伏祈禱巻数目録写によれば、異国降伏を祈願して、長岩屋において毎月七箇日「不動行法」が勤修され、同じく毎月「大般若経一部」が転読されていた。季節ごとに「仁王経一百巻」が誦読され、観音経一千巻の誦読と法華八講問答講が講じられていた（『都』三二八）。

(六) 子供鬼会

重蓮坊の子供鬼会

昭和一二年頃まで、上長岩屋区の重蓮坊集落の地藏山で子供鬼会が行われていた。集落の南側約一〇〇メートル、標高約二〇〇メートルの山中に地藏山という浅い岩屋が南西に向いて開口しており、その中央に豊後八十八カ所霊場の七三番札所の小堂が建っている。

重蓮坊は天念寺の坊のひとつで、昔は僧侶が一人住んでいたという。江戸時代には、坊でも廻り持ちで修正鬼会を行っていたそうである。いつの頃かは不明であるが、この坊の修正鬼会が廃絶に瀕した時に、地元の子供達に譲ることになったのだという伝承がある。

子供鬼会の日は、旧正月七日の天念寺修正鬼会以後に行われていた。東は下払から西は岩竹あたりの、尋常高等小学校二年生までの子供達が二四、五人集まった。天念寺十二坊のあった地域と重なるというが、その範囲よりやや広い。

前日までに子供達が集まって松明を作った。割り竹をカズラで結び、大松明一本と走り松明二本、それに小松明を約二〇本用意した。カズラは重蓮坊の大人達が山から取ってきてくれた。大松明は高さ約六尺あった。鬼役が持つ走り松明は小松明より少し大きく、平年は二一カ所、閏年には一三カ所カズラで縛った。小松明は一〇カ所ぐらい縛るだけだった。

子供鬼会はモンジコウ(文珠講)の日に行っていた。文珠講は重蓮坊・岩の上・岩の下の三集落の子供達の集まりで、一年交代で各集落に講元の家が廻ってくる。講元では豆腐汁・油揚げの煮しめ・白御飯の夕食を作り、三集落の文珠講の子供達に出す。重蓮坊の三軒は、正月餅をつく時に「鬼の目」という直径五〜六寸の丸餅を毎年交代で二個作って提供していた。当日、十二坊の子供達は沢山の小餅を持ち寄った。

日没後、七〜八時頃に地蔵山の岩屋に登り、まず御堂の仏前に紙を敷いて、その上に餅を供えた。岩屋の奥の湧水に柴を浸けて、その柴を湧き水の前に置かれた薪と大松明の上で振るって清めた。御堂の中のローソクの炎で小松明に点火し、薪に小松明で火をつけ焚火にする。二人の鬼役が小松明の火で大松明に火をつける。三畑の人が作ったという木製の面は、短い二本角を持った赤鬼面と黒鬼面であった。一〜二回、お囃子の太鼓を打ったり、笛を吹いたりした。当時、天念寺の修正鬼会でもお囃子は子供が行っていた。現在は大人がお囃子を担当している。払田に住む座頭の京徳さんに祈禱してもらったこともある。子供鬼会のクライマックスになると、鬼が暴れた。「ホラヨー オニハヨー ホーレン ショウヨ」と皆で大声を出して何回も唱えた。最後に餅を撒き、鬼の目を拾った子供を鬼が追いかけて、松明でたたいた。小餅を焚火で焼いて食べることもあった。遅くても九時頃には子供鬼会は終わった。

子供鬼会は大人は参加せず、子供達だけで自主的に運営していた。鬼

役は二〜一四歳ぐらいの年長の子供達の中から、交代で子供達自身できめた。鬼役をすると、サカシイ(健康である)というので、一度は鬼になりたいと言っていたものである。幼少の子供は親に連れられて来ていた。餅以外に、リンカケという砂糖をまぶした菓子やフキヨセという繭型のお接待菓子を買ってきて配ったりした。この重蓮坊の子供鬼会は、最後には松行などの遠方の子供達も来るようになっていた。

大力の子供鬼会

大力区にも子供鬼会があった。影平集落の裏にジオンダニ(十王谷)という小さな谷がある。民家から三〇メートル上手に岩屋があり、十王像や如来像などの石仏が祀られている。岩屋は谷に面して開いており、前にテラス状の小広場がある。ここが子供鬼会の舞台だった。

子供鬼会は影平・田井中・市場の三集落の男の子達の自主的な祭りであり、文珠講で行っていた。当時、各集落に文珠講という七〜一四歳ぐらいの子供達の組織があり、尋常高等小学校の生徒達が中心となって運営していた。旧暦正月一五日のモチドシ(望年)の夜に子供鬼会を行っていた。準備には一週間ほど必要だった。山で竹やシイダ(羊歯)を取ってきたり、餅をもらいに各家を廻っていたからである。午後の授業を抜け出して準備をしたが、先生が黙認してくれたという。石炭箱を縄でつって、棒で担いで家々を廻って餅を集めた。お年玉(鏡餅)の上段の小さな丸餅をもらった。硬くなっているのので、餅撒きの時に顔に当たって怪我をした子供もいた。三本の大松明を作って、近所のおじさんに頼んで立ててもらった。刻み煙草のなでしこ(当時四銭)をお礼に上げていた。この費用は子供鬼会に参った大人達が投げたお賽銭から支払った。酒屋に行って酒粕をもらったり、豆腐屋から豆腐やキラズ(おから)をもらってきた。オニヨ(鬼会)の夜、最上級生の家に集まり、雑炊を作って皆

で食べてから、子供鬼会を行った。谷底で乾いた羊歯を燃やして焚火をして暖をとった。子供達は岩屋にお参りをしてから、鬼に扮して岩屋の周辺で暴れ廻った。鬼会を経験した人の話によれば、木製の鬼会面があったが、朽ちていて何面あったか覚えていないという。松明を手に持って、皆で踊り狂ったという。肩こりや足痛の人がお参りにきて、松明で患部をたたいてもらっていた。そうすると良くなるといっていた。最後に餅撒きをし終りとなった。焚火の跡に餅を突っ込んで焼いて食べていた。

この大力の子供鬼会も、第二次世界大戦末期の灯火管制によって中断してしまつた。しかし、昭和六二年に大力の有志の人達が集まつて、村起こしを目的に子供鬼会を復活させた。つぎに昭和六三年正月十六日に行われた子供鬼会の様子を簡単に紹介する。

一八時半に子供鬼会開始。長安寺住職の松本文尋師が岩屋で読経する。岩屋の前の宝珠型の火の輪に点火される。二〇人ほどの子供達が参加して、岩屋で四人の子供が鬼の面をかぶる。手に手に小さな松明を持って「オニハヨ・ホーレンシヨウヨ」の掛け声とともに、影平・田井中・市場の集落を回る。一九時頃に十王谷に戻る。鬼の面をはずして、読経する松本師に率いられて、岩屋にお参りする。その最中に三本の大松明に火がつけられる。大松明は谷に一本、谷を隔てた二枚の水田の境に二本立てられている。下段の田に境界が作られている。四方に竹を立てて、縄で結び、御幣がつけてある。その南側に小さな舞台が作られており、この上で松本師が読経する。結果の中では子供達が二人ずつ組んで、掛け声とともに二本の香水棒を手に鬼会の舞をする。多くの人達が子供鬼会を見物にきていた。最後に餅撒きが行われて、子供鬼会は無事終了。

佐屋ノ元の鬼会

加礼川地区の佐屋ノ元集落では、昭和三五年頃までオニヨとかオニオ

と呼ばれる鬼会が催されていた。戦時中も欠かさず、雨の日でもない限り、毎年行われていたという。鬼会が行われるのは集落の南側の田の中で、大坪と呼ばれる所である。県道豊後高田国東線と朝平橋との中間地点で、小宇大坪と小宇小加礼川に挟まれた農道の傍らに石灯笼（嘉永五年・一八五二建立）と二本の旗立て石が立っている。

旧正月一五日、集落の長老が少年や青年達を集めて鬼会を準備した。当日の昼に大松明と小さな松明を作る。佐屋ノ元には竹山が少なく、庵ノ迫集落の人から材料の真竹を提供してもらつた。竹山で松明を作つたこともあつたが、会場となる大坪で組むことが多かつた。大松明の長さは五〜六メートルで、束にした真竹をカズラで縛り、先端には割り木を打ち込んだ。普段の年はカズラで一〜二カ所、閏年には一〜三カ所縛つた。青年達だけではなく、中老（中臈か？三五歳ぐらいまでの大人）たちも松明作りを手伝つた。その頃、少年達は袋を持って、鉦とチャングラを叩きながら、佐屋ノ元・庵ノ迫・百塚の各家々を餅を貰つて廻つた。鬼会の餅なので、皆快く鏡餅や小餅をくれた。当時は一軒で二〜三斗以上も年玉（正月用の餅）を作つたものである。鬼の目といって最低でも二個はくれ、百個程の餅が集まつたという。

夜、七時半から八時頃に鬼会を開始した。長老が石灯笼の基壇の上に立ち、その年の豊年と無病息災を祈願する言葉を唱え、全員で屋山を拝む。梅ノ木・中平・樅・庵ノ迫・百塚・甘木などの集落から人々が集い、二百人近くの群衆となつたという。大松明と小松明に点火する。大松明は旗立て石に縛り付けて立てた。佐屋ノ元の男達は小松明を持つ。

最後に、この祭のクライマックスである餅撒きとなる。石灯笼から、北側の田（集落と屋山）に向かって投げた。冗談で、餅の中には輪切りにした大根も混ぜて投げたものであつた。餅を拾つた人を小松明を持つ

た佐屋ノ元の人々が追いかけて、松明で叩いた。逃げ出すと、数人で追いかけて叩く。叩かれると、その年はサカシイ（健康）といったものである。十五夜の満月と大松明の明かりで、周辺は結構明るかった。水路もあり、田には段もあるが、不思議と怪我人は出なかったという。餅撒きが終わると、人々は家路につき、佐屋ノ元の青年達は世話役の家で御神酒を頂いて、一〇時頃に鬼会は終了となった。

明治頃までは鬼会に鬼が出たという。鬼の面が二枚あったそうだ。雨乞いの時に、潮汲みの行列を迎える鬼の役も、その鬼面を被ったという。

鬼会の民間行事化について

今まで、国東半島の子供鬼会というと、武蔵町丸小野の子供鬼会が紹介されているにすぎない。丸小野地区の柿園と仲西の二七戸が子供鬼会保存会を作っている。伝承によれば、子供達が疫病で次々に倒れたので、子供達の無病息災を願って始められ、天保年間（一八三〇～四四）には既に行われていたという。現在、六郷満山寺院の丸小野寺の住職が子供鬼会に参画している。丸小野寺では修正鬼会を戦前まで執行していたことから、子供鬼会は丸小野集落独自の行事であることは間違いない。

長岩屋地区の重蓮坊の鬼会は、江戸時代に天念寺の下寺（坊）群が相互に執行していた修正鬼会が、子供に引き継がれたという伝承を持つ。

六郷満山寺院六五カ寺以外の天台宗寺院でも、江戸期には鬼会が行われていた。例えば、寿福寺では明治二五年頃まで修正鬼会がおこなわれており、元禄七年（一六九四）の修正鬼会面が残されている。寿福寺は宝暦五年（一七五五）の「六郷山百八十三ヶ所霊場記」に記載されており、真玉町の玉泉寺（曹洞宗）の前身であるという。

大力区では浄土真宗本願寺派の栄法寺が、中世以前には天台宗寺院であったという伝承がある。十王谷の西隣の持地庵は、江戸期には国東町

横手の泉福寺の系列を引く曹洞宗の末寺で、戦国時代には大力氏の庵寺であった。大力氏は吉弘氏の被官として、戦国期に大力を支配していたが、その出自は香々地町夷の大力坊ではないかと推測される。もし、そうならば、天台宗寺院出身の大力氏が一族の菩提を弔うために創設した持地庵は、最初は天台系の坊だった可能性は高い。十王谷岩屋の石仏群、付近の中世の石殿、西側の虚空蔵岩屋の石仏などから、大力地域に天台系の信仰が中世後半期に存在したと考えられる。期間は短かったにせよ、十王谷の岩屋を奥の院として、六郷満山系の坊が成立していた可能性もある。大力に存在した坊でも修正鬼会が執行されており、その遺存形態として子供鬼会が行われるようになったと考えられるのである。

加礼川地区佐屋ノ元集落の鬼会は、子供と青年が中心の鬼会である。子供鬼会と同様、その執行に六郷山寺院の僧侶が参加することはなかった。佐屋ノ元全戸は長安寺の檀家である。佐屋ノ元の鬼会は、寺院で行われていた鬼会が、集落の年中行事化したものであろう。ただし、この地域が六郷満山寺院によって開発され、中世において住民がその構成員とされていたことは重要である。屋山寺院主応仁置文案に「講堂修正御田四段小加礼川」とあるが（補三・四）、鬼会の行われる場所は小字小加礼川に接している。というよりも、儀式が行われる石灯籠の所在地自体が小加礼川に含まれていると考えられることもできる。石灯籠はこの鬼会のために建立されたと考えられる。少なくとも幕末期には、この地で鬼会が行われていたであろう。屋山長安寺講堂の修正鬼会とは別に、その修正会料田の故地で民衆の手による鬼会が行われていたのである。

本格的な法会の視点から見れば、これらは単なる修正鬼会の「もどき」であるが、寺院の法会がこのような形で民衆化することは、それだけの要因が存在したことを推測させる。修正鬼会自体が寺院の法会の範疇を

越えて地元の行事となっている。修正鬼会の鬼には基層信仰である祖霊信仰の要素が色濃く漂っているが、これによって六郷山寺院自体が民衆の支持を強く受けるようになったと思われる。そして、その信仰のゆえに、修正鬼会は民衆化したと思われる。

写真32 天念寺修正鬼会



写真33 加礼川山口の法会①



鎌倉末期に記された『徒然草』十九段に「つごもりの夜（中略）なき人の来る夜とて、魂祭るわざは、この頃都にはなきを、あづまの方にはなほすることにてありしこそあはれなりしか」とある。東日本だけではなく、九州においても「魂祭るわざ」が行われており、それが修正会の中に生き続けて、修正鬼会となったと考えられるのである。

写真34 加礼川山口の法会②



五 信仰圏と階梯

地域社会の範囲の違いによって八階梯を設定し、それぞれの鎮守社や堂宇の信仰を調査し、都甲荘域内の地域ごとの特徴を明らかにするとともに、歴史民俗的な手法で荘園時代に遡及することを目的としている。

(一) 第一階梯「明治初期の行政村」単位の信仰

この段階は明治八年から二十二年まで続いた近代行政村の都甲村の範囲（十区全域）である。該当する鎮守社は都甲八幡社で、明治六年に郷社となり、国家神道の体制のもとで都甲村が祭祀するようになった。しかし、行政的な面での氏子圏だったため、祭祀組織における実態はなかった。『明治四十四年豊後国西国東郡神社明細帳』（資料編）（以下『神社明細帳』という）の由緒の項には「延長三年（九二五）三月創立ス 豊後国志ニ八幡祀在都甲荘築地村ト見エ 明治六年郷社ニ列セラル」とある。その創建の時期は、都甲荘の開発されたと考えられている十一世紀前半よりも早く、荘園成立以前の段階である。既にこの頃には八幡宮の影響がこの地に及んでいたと考えられる。都甲八幡社は都甲川に面して立地し、社前にはオオイゼ（大井堰）と呼ばれる荒尾条里への灌漑取水口が設置されている。この井堰は荒尾条里地区を潤す久保井堰・新井堰・扠田井堰などよりも古い基幹水系を形成しており、条里の施行と同時期に築造されたと考えられている。田染荘や緒方荘などの宇佐八幡系の荘園と同様に、条里制水田の取水口付近に水神的な役割をもつ八幡社が勧請されていることは注目される。荒尾地区の条里制水田の開発に伴って、八幡社が十世紀前半に勧請されたのではないだろうか。

『豊州別紙案伺書抜』（資料編）の文化五年（一八〇八）の項に「築地村都甲八幡、以前は拾ヶ村氏神ニ而賑々敷候処、いつ之頃 五ヶ村ニ相成」とある。これによれば、近世後期の都甲八幡社の氏子圏は、新城・松行・築地・荒尾・扠田の五ヶ村だったと考えられ、この五地区は狭義の都甲荘域として、中心的な氏子圏であった。

『若竹山八幡宮由来縁起』によれば、延長三年に八幡神の影向があったと記している。若竹八幡宮とは都甲八幡社の古い名称であり、『神社明細帳』は、この縁起を引用していると思われる。ところが、大正十二年の『西国東郡誌』になると、「天智天皇御宇三年（六六四）甲子九月九日の鎮座なり、同年三月八日、直頂閑部なる者、築地村字中村若竹山に於て、五色の御旗鑿鑿として棚引くを拝観す、是れ八幡太神の影向なりと思惟し、尊崇畏敬し、旗を取めて八幡太神と崇め奉り、社殿を造営して之を奉斎し、以て都甲十ヶ村の産土神と定む、後元正天皇の御宇養老年間（七一七〜二四）、天念寺の座主藤原熊鷹神仏尊崇の志篤く、壮麗なる殿宇、並に神宮寺、未動寺の二ヶ寺を建立して之を寄進す、依て郡内真玉、伊美谷、成仏、両子谷等凡そ百ヶ村民、当社を郡内の宗廟と仰ぎ、領主亦た神田神領の寄進あり、因て神威遐邇に輝き靈徳四方に充ち満たり、其後醍醐天皇の御宇延長二年九月九日、宇佐宮司を迎えて神幸の儀典を執行す、其後天正年間（一五七三〜九二）大友宗麟の邪教を信じ国内の神社仏閣を破却するに当り、本社亦其禍ひに罹り、神宮寺未動寺及び古文書什器等悉く烏有に帰す、其後宝暦元年（一七五一）に至り、百ヶ村の氏子等神社の馬場に於て一場の斗争鬪を為し、千有余人の死傷を出せしより、氏子分離して今は僅かに十ヶ村となりたるも、威靈顕著なる本社たるを以て、郷社に昇格し、村民の尊信頗ぶる深厚なり」と記している。創建の時期をいつそう古く溯らせ、祭祀圏も著しく拡大している。

明治三十七年の『大分縣社寺名勝図録』にも同様な由緒が記載されている。『西国東郡誌』は「若竹山八幡宮由来縁起」を下敷きにして、時代を古く溯らせているのである。

都甲八幡社の氏子圏が十カ村であった時期が存在したとするならば、それは狭義の都甲荘地域と六郷山地域とが融合した中世末期以降から近世初頭の頃ではないかと思われる。

七世紀の創建や八世紀の神宮寺の成立、それに近世に国東郡のかなり部分を氏子圏としたという記述をそのまま信じることはできない。氏子百カ村の時期が近世だとしても、その範囲は藩境を越えており、氏子圏として成立するとは考えにくく、文書も金石文もない。また、宝暦元年の乱闘事件の死傷者の数はあまりにも多く、事件自体も他の資料で確認できない。『西国東郡誌』の内容には時代的な錯誤と誇張、それに意図的な操作が見られ、記述の一部は明治期の神官が付け加えた権威づけのための創作であろうと思われる。明治期に作成された縁起由緒の類は、社格申請の時や権威づけのために捏造改変されており、史料として使用する時には注意が必要である。

明治五年から二十三年の『西都甲村戸籍統計資料』によれば、若竹八幡社の氏子は、松行地区五九戸、築地地区五八戸の計一一七戸であったという。また、『神社明細帳』では都甲八幡社の氏子は五三戸と記されており、これは当時の築地地区の戸数であったと思われる。

明治後半、都甲八幡社は東西都甲村の旧十カ村の範囲を公式の氏子圏としていたが、当時、都甲八幡社の純粋な氏子と認識していたのは、地元の築地地区だけだった。『豊後高田市明治百年』には、宝暦年間の氏子間の一大争乱によって、氏子が荒尾、築地、松行、新城、扨田村に縮小して明治時代を迎えたという。そして、大正四年から、築地、松行地区

で祭典を行うようになったと記している。そして、昭和五十年頃には、松行区は氏子から離脱し、築地区だけが氏子となって現在に至っている。

(二) 第二階梯「明治中期以降の行政村」単位の信仰

この段階は、明治中期から昭和二十六年に高田町に編入されるまでの近代行政村である。明治二十二年、それまでの都甲村が東都甲村と西都甲村とに分割され、扨田区は隣接する美和村に編入されている。

この段階の鎮守社は、西都甲村の場合は浜田神社であり、東都甲村では都甲八幡社であり、祭礼の時には両村から奉幣使が派遣されたという。しかし、東都甲村の長岩屋地区、西都甲村の加札川地区など、一部の住民にとっては、この鎮守社は行政的に押し付けられたもので、氏子としての意識は少なかったと思われる。

(三) 第三階梯「近世郷村複合」単位の信仰

この段階は、近世の郷村の地区が複数集まって成立する氏子圏である。明和元年（一七六四）の棟札によれば、大力村・梅木村・一畑村の三村惣氏子中で浜田神社の拝殿を再建しており、文政二年（一八一九）の棟札によれば、大力村が門を寄進している。また、文政十三年（一八三〇）の石鳥居は梅木村によって建立されており、近世には三村の鎮守社であったことがわかる。このように、浜田神社の氏子圏は、一畑・梅ノ木・大力地区であり、加札川地区は入っていない。東都甲村の地域の中でも、川の南側の三地区が浜田神社を祀っているのである。

『豊州御領村々様子大概書』の大力村の項には、浜田社そのままの記載はなく、磯倉大明神が該当すると思われる。『神社明細帳』の浜田神社の由緒の項には「祭神高産靈神国常立尊ハ勸請年月不詳 天御中主命ハ

養老二年（七一八）戊午三月周防国柳浦町□殿一名下松ヨリ奉仰配祀ス

明治五年村社ニ列セラル」とある。『西国東郡誌』の村社一覽表では、

祭神を「仲哀天皇ノ御霊」、鎮座年月を「宣化天皇御宇四年」、由緒の梗

概を「三並某、三十五代ノ裔孫喜多守正神託ヲ蒙リ、神殿を造営シ奉斎

ス」と記している。『大分縣社寺名勝図録』には、それよりも詳しい由緒

が記されている。「本社創立ノ濫觴ハ、人皇十四代仲哀天皇御宇神功皇后

三韓征伐ノ役、三並某ト申ス者（都甲莊の住人ナリ）軍船練志之秘術ヲ

盡ス。皇太夕叡感アリ。飯朝ノ後日本惣司ノ旨ヲ蒙ル。斯テ二十八代

宣化天皇御宇己未二月八日、長門国豊浦ノ海濱ヨリ虚空紫雲鑿隼当都甲

ノ地ヘ風吹来リ、錦御旗松ノ梢ニ掛カリアリ。然ルニ三並裔孫三十五世

喜多守正ヘ神託アリ、我ハ是仲哀天皇ナリ、我ヲ祭ラハ永ク此地ヲ擁護

セント詔アリ。喜多守正恐レ畏ミ天ヲ拜シ、直チニ□御旗ヲ御請奉リ神

殿ヲ造営シ齋キ奉レリ。三十三代推古天皇御宇甲寅二月、神功皇后本社

ヘ宮司高□奉迎。四十四代元正天皇御宇養老二年戊午三月十九日、豊浦

ノ宮司一名長□殿周防国柳浦下松ヨリ、天御中主尊ヲ本社ヘ奉迎。尋テ

同年九月九日、宇佐八幡宮及若宮八幡兩御分靈ヲ御勸請シ奉リ、二ノ宮

ト崇ノ奉レリ。当社上古ハ国東一ノ宮ト称シ、神徳靈驗著明、諸人尊崇

ス。且ツ九月九日ヲ以テ祭日ト相定ム。降テ弘安年間地頭職都甲左衛門

入道兩迎、当社ヲ深く崇敬アリ、神領若干ヲ寄附ス。其後天正ノ乱、古

器物并古文書類等兵火ニ罹リ、悉皆焼盡ス。元禄年間、肥前島原藩領主

ヨリ拓田ノ菴反四畝九歩御寄附アリ。又当社往昔ハ大力村梅ノ木村一畑

村三ヶ村ノ土産神タリ。□ル赫灼タル古社ニ座セルハ、尊ヘキ敬ヘキナ

リ」この由緒書も、そのまま信じることはできない。浜田神社関係の古

文書はすべて焼失しており、中世以前の部分、特に古代の記述は後世の

創作と思われる。先述の都甲八幡社同様、権威づけのために時代を古く

溯らせていると考えられる。

（四）第四階梯「近世鄉村」単位の信仰

この段階となると、村（現在の大字）ごとの鎮守社が現れる。これは、明治八年六月に「一村一社」制が施行され、郷社・村社・雑社の規模が定められたためである。

長岩屋

長岩屋の開発と支配には、六郷山中山本寺の天念寺がかかわっており、中世においては、広い意味でその寺域であったと考えられている。『神明細帳』に「氏子百四拾六戸」とある。明治前半期の長岩屋区には一四九戸あり、戦前には一一〇戸となり、昭和十九年に身濯神社のガンギ（石段）を境に上長岩屋組と下長岩屋組とに分かれ、現在は上長岩屋区に三二軒、下長岩屋区に四七軒の計七九軒となっている。

長岩屋区全域の鎮守社は身濯神社である。明治初年の神仏分離までは、六所権現と呼ばれていた。天念寺の境内社である身濯神社がこの地域の鎮守社として信仰されていたことは重要である。応永二十五年（一四一八）の六郷山長岩屋住僧屋敷注文に「山内ニ居住族於不入住僧二者、可山中追放事」と記されているように、室町初期には天念寺の住僧にならなければ、長岩屋の谷に住むことはできなかった（補九）。谷の住民を寺院支配の体制下の住僧として掌握しようとしており、その影響は現在にも少なからず残されている。（六郷山寺院の年中行事と信仰」の項参照）

『六所権現御鎮座由来記』に次のような縁起が記されている。

「文化二丙丑年九月二十八日は改書

一、抑六所大権現ト申ハ、人皇四十六代元正天皇御宇養老元（七一七）丁巳九月二十八日、紀州熊野権□鎮座二候。此ノ神御供ハ藤原姓

左京ト申者御供ニテ、長岩屋之中之岩山之下ニ此神靈ヲ祭奉。祭日九月二十八日六月十四日此ノ両日ヲ定たものなり

一、仁和四（八八八）戊申九月二十八日、始テ神殿創立。是遷座シテ尊敬ス。仁和四年マテハ時至ラ□神殿無之、岩屋ノ内ニ假遷座致候。然ルニ神殿建立ニ付新殿ニ鎮座致候。

一、文保元（一二二七）丁巳三月二十五日神殿再建。

一、元和四（一六一八）午九月二十八日、初テ御行幸ヲ執行ス。則仮殿ヲ設立ス。但シ本殿ヨリ仮殿迄路次三丁余。

一、正長元（一四二八）戊申七月二十八日、拝殿立但九尺式間

一、元禄元（一六八八）戊辰年正月七日夜、出火ニテ拝殿宝蔵コヲ堂マテヤキステ候。ふしきなる御殿之処ハのこり候。其後元禄五壬申三月十五日神殿拝殿一同ニ再建。元禄二己巳年冬ニ金ツキ堂ヲ

一ノ弘ヨリ是ヲ立。

一、宝永五（一七〇八）戊子年、肥前島原公ヨリ御社地寄附有之候。

一、元禄元年之出火ニ御宝物並ニどうぐやきすて候付、それヨリ御行幸も行立ふ申す候。

祭神は熊野権現だというのが、養老年間の勧請というのは時代的に無理がある。また、九世紀末の社殿の創建時の祭神も熊野権現とは思えない。熊野信仰が爆発的に流行するのは十二世紀からである。

現在の祭礼は次の通りである。正月一日の元旦祭・四月一日の春祭・十月二十四日〜二十五日の秋祭・十二月三十一日の祈年祭。祭典には、豊後高田市大字森の貴船社宮司近藤保弘氏を神職として招き、宮総代四人と上下長岩屋区の区長二名が参加する。宮総代は四年任期で、その中から総代長を互選する。昭和二十年代まで、秋祭りは十月十四日〜十五日に行われていた。それまで大分三井とか農林22号などの品種の稲を主

に栽培していたが、その頃から早生種の栽培が盛んになり、稲刈り時期と祭日が重なるようになって、十日遅く開くようになったのである。

昭和五十年頃まで、秋祭に芝居を上演していた。天念寺の対岸の公民館の一階は、前面の表側に柱のない芝居床と称する特別の構造を持っている。芝つきの舞台といつて、観客は前の広場に座った。真玉町白野から衣装を借りて、太閤記等を浄瑠璃語りで演じる地下芝居を行った。豊後高田市算所の浪曲芝居、宇佐市長洲のチンコ（子供）芝居、大田村田原の小野座の浪曲芝居等を雇うこともあった。神社所有の水田があった。祭の費用は養銭を中心に、区費から支出する。以前はシチワリといつて家ごとに徴収しており、その徴収額は一〜三級にわかれていた。

加礼川

加礼川は屋山の南山麓に位置し、都甲川（通称加礼川）を南限としている。この地区で祀られている神社には、山麓部に鎮座する大歳神社と屋山長安寺境内の身濯神社の二社がある。

大歳神社の由来は不明だが、屋山寺院主僧応仁置文案に「歳神免田壹段」とあり（補三・四）、鎌倉初期にまで溯ることができ。『豊州御領村々様子大概書』には該等する神社の記載はない。歳神は農耕神と考えられている。『神社明細帳』に「氏子百拾戸」とある。

現在、正月二日から五日までの間に大歳神社の社務所で初寄りをする。区長と隣保班の班長たちが集まり、加礼川地区の一年間の行事等を決めるのである。祭礼では、四月一日に春祭り、十月十五日に秋祭り、八月三十一日に風籠りを行う。風籠りには各家から一人ずつ出席するが、その時に区の半年間の報告をする。

身濯神社は明治初年の神仏分離までは六所権現と呼ばれ、長安寺の境内社であった。近世には太郎天が祀られていたことで知られている。天

保九年（一八三八）の石鳥居の扁額には「山王宮・太郎天童・六所宮」と列挙されており、長安寺境内に三つの信仰対象が存在したことがわかる。また、石鳥居の銘文によれば、願主は加礼川村の人達であるが、夫力加勢に新城・梅木・一畑・長岩屋各村の村人達の名が記されており、鳥居建立に都甲荘城東部全域が参加していたことがわかる。また、明和四年（一七六七）の権現社の棟札によれば、高田組（現豊後高田市高田と都甲地域）・橋津組（現宇佐市）・長洲組（現宇佐市）・山蔵組（現安心院町）・田染組（現豊後高田市田染）の五組も寄進している。これは島原藩戸田家が当時支配していた国東宇佐両郡の範囲を示している。

『山祇社身濯社の由緒（仮題／稿本）』に次のような記載がある。

「第一、祭神 当社の祭神は大山祇命大直日神の二神を合祀す。当社は其創立以来六所権現として祀られ、江戸時代の頃より山王宮七社合祀せられしなり、明治維新後、其山王宮七社を大山祇命と称し奉り、六所権現を大直日神と称し奉ることとなれり」

第二、社名 当社の社名は山祇社身濯社と称し奉る。当社の社名は其鎮座以来六所権現又は屋山権現と称し奉り、或は単に権現社と称し奉りしを、江戸時代の頃より山王宮七社を合祀し奉る。明治維新後其山王宮七社を山祇社と称し奉り、六所権現を身濯神社と称し奉ることとなれり。

第三、沿革（年表につき省略筆者注）

第四、創祀 当社の別当寺（神宮寺格）を長安寺と称す。元正天皇養老二年僧仁間之を創立す。蓋し其祈願所乃至鎮守神として、当社は其当時に於て創祀せられしなるべし。崇徳天皇の御宇保延七年九月十四日記重家紀長雅等法華経銅板経を造りて供養す。此時六郷山の諸寺より料銅五百九十領を出し、石清水八剎別当僧蓮意より料六百八十領を納めて功を成す（此の銅板経は現に国宝に指定される）。其頃長安寺は豊後国国崎

郡六郷の地に配置せられたる、所謂六郷満山の本寺二十八ヶ寺末寺三十七ヶ寺合計六十五ヶ寺の惣山として、当社を崇敬し当社に奉仕したり。

其天台宗の故を以て比叡山に属し、一方豊後国司を通じて鎌倉幕府の制を受け、其祈願所たり。後堀川天皇の御宇安貞二年五月、鎌倉幕府の旨を奉じ、配下六郷満山の各寺院と共に当社即六所権現に対し奉り、聖朝安穩、異国降伏、征夷大將軍藤原頼経、執権北条泰時の御願円満の祈願を修し奉る。記録乃至文書に見えたる当社、即六所権現の社名は之を以て初めとす。要するに当社の創祀は其別当寺長安寺が元正天皇の御宇養老二年なるに徴し、此と同時にすべきを想像し得ると雖、其明に神社名の文献に現れしものは、後堀川天皇の御宇安貞二年五月を以て初めとす」

現在、身濯神社では八月七日と九月二十八日とに祭りを行っている。祭典を執行するのは神職ではなく、長安寺の住職である。八月七日の祭りは、太郎天の祭りといわれ、以前は旧暦七月七日に行われた。その日は、大般若会といつて大般若経を身濯神社で転読する。そして、収蔵庫に安置されている太郎天の前で、法華懺法を行い、法華経を誦誦する。この祭りの時に、大般若経転読の護符を檀家各家に二枚ずつ配る。田畑に竹に挿した護符を一本ずつ立て、害虫防除を祈願するのである。

加礼川区の鎮守社二社のうち、六所権現は本来長安寺の鎮守社であり、その氏子と長安寺の檀家とほぼ重なっている。『神社明細帳』の表記は「信徒百拾人」となっており、これは大歳神社の氏子数と同じだが、信徒と言いついて変えているのが注目される。『神社明細帳』の表記法では、郷社や近世鄉村クラスの村社の氏子の場合に「氏子」という言葉が使い、「信徒」はその下のクラスや副次的な神社の氏子を意味している。このことから、大歳神社の方が地区の鎮守社としての性格が強いといえよう。

一畑の鎮守社は海神社である。元旦祭り、四月一―二日の春の例大祭、十月十四―十五日秋の例大祭、二百十日の厄除祭（厄日除け）とが行われる。宮司は地元一畑の河野松夫氏で、宮総代長は一畑区の区長、それに宮総代五人、年番が決められている。宮総代は一畑区の各集落から出るが、梅畑二人、狩門一人、夏吉一人、北ノ迫一人の計五人である。戦前、春祭には御神樂の奉納があり、真玉町の山畑神樂や有神神樂・国東町の来浦神樂などを頼んでいた。また、秋祭には石段下の馬場で宇佐市長洲のチンコ座などの芝居興行や相撲などが行われた。

『神社明細帳』『西国東郡誌』ともに由緒不詳となっている。『豊州御領村々様子大概書』には「八大龍王」として記載されている。『大分縣社寺名勝圖録』に「当社創立ハ人皇七十四代鳥羽天皇御宇保安三壬寅年六月、雨水百有余日絶、村民之ヲ憐ミ龍神ニ祈願ナシ、直チニ雨水ヲ降シ如此ナス事三度ニ及ヒ、是ニ依テ撰津国住吉郡住吉大神ヲ本村字古宮ニ勧進シ、（中略）応永三丙子年春三月字北ノ迫中央ニ新シキ社ヲ造當ス。（中略）明治十九年十月神殿拝殿本村字案内迫ニ許可ヲ得ラレテ、現今ノ社地ニ移転新築シ、此所ヲ万代ノ鎮宮ト齋キ定メ奉リ（後略）」とある。また、当時の祭日は「旧曆三月十五日ヨリ十六日迄」「同九月十四日ヨリ十五日迄」とあり、「氏子七十戸」と記されている。

創始された年代の是非を確かめる資料はない。この縁起伝承で注目されるのは、雨乞いのために勧請していることである。

宮司の河野松夫氏によれば、海神社の創始は寛永年間（一六二四―四四）で、北ノ迫集落の鎮守社として勧請され、それも最初は河野一族の氏神的性格が強かったという。北ノ迫集落は明治期に二十数戸、戦前は十六戸だった。現在十三戸のうち、河野姓は七戸ある。一畑村の庄屋は北ノ迫の河野氏で、北ノ迫の北側にある加礼川区新田の河野家と先祖が

同じだという。田染組には河野兄弟が五人おり、北ノ迫の河野次郎左衛門の弟が新田の河野三郎左衛門だという（集落単位の信仰の項参照）。

梅ノ木

この地区の鎮守社は樫の山神社である。「豊州御領村々様子大概書」資料編三九―四一ページ）の三社の山神の一つである。『神社明細帳』『西国東郡誌』とも創設期は不詳となっており、『神社明細帳』に「氏子六拾六戸」とある。『豊後高田市明治百年』に「明治十七年（一八八四）大力の仲哀社の氏子が分離して梅木区の村社となる」とある。四月一日の春祭り、九月一日のカザゴモリ（風籠り）、十月十五日の秋祭りが行われる。風籠りでは、各家から一人ずつお弁当を持参でお参りする。

大力

この地区の鎮守社は浜田神社である。『神社明細帳』に「氏子二百四十戸」とあり、一畑村（七八戸）・梅ノ木村（六六戸）を含んでいる。明治四二年の秋祭りから大力地区の氏神として、祭礼を行うようになり、大正五年春祭りから仮屋に神幸をするようになったが、昭和三五年頃から神幸行事を中止したという。現在の祭日は、正月一日の元旦祭・二月十日の初午・四月一日の春祭り・七月十日の夏祭り・九月十一日の風籠り・十月十四日の秋祭り・十二月三日のお年籠りが行われている。この中の最大の祭りは春祭りで、四月一―二日にかけて神幸を行い、仮屋近くの舞台で芝居を上演していた。風籠りは大力区の総会で、全戸から一人ずつ出席する。その他の祭典には、七人の宮総代（班ごと一人ずつ）と区の三役（区長・区長代理・会計）が出席する。

『大分縣社寺名勝圖録』に「字仲哀田三反余あり」という記載があり、戦前は小作料を大力区的一般会計に入れていた他に山林が一町歩ある。

新城

この地区の鎮守社は厳島神社である。『神社明細帳』に「元暦元年辰年（一一八四）十一月老翁ノ告ケニ促シ愛ニ創建スト云ヘリ豊後国志矢立明神祠在都甲莊新城村ト見エ」とある。『西国東郡誌』でも創始期を「元暦元年十一月」と記している。『神社明細帳』に「氏子百貳拾戸」とあり、境外所有地として三畝四歩と一反二七歩の耕地を二カ所所有していたことが記されており、小作料を祭祀費等に充てていたと思われる。

正月一日の元旦祭、三月三日のお籠り、四月一日の春祭り、十月十四日の秋祭り、十一月二十日の感謝祭（新嘗祭）、十二月三十一日の大歳祭が行われる。お籠りは区の初寄りで、祭典を行わない。宮総代は七名で、百塚・甘木・獅坪から二人、新城本村から三人、鏡迫から二人選ばれる。

厳島神社の境内には神明館という舞台があった。廻り舞台のついた本格的なもので、秋祭りに、芝居興行・神楽奉納・映画上映が行われた。

松行

この地区の鎮守社は柞原八幡社である。『神社明細帳』に「創建年月日不詳ナルモ天正年度（一五七三〜九二）ト古老ノ口碑ニ伝リ」「氏子五拾戸」とある。

「由原八幡宮勧請系図扣」（資料編）によれば、吉広妥女宗信の屋敷鎮守神として勧請され、後奈良天皇の時に（一五二六〜五七）に村中の願いによって松行村の氏神として祭るようになり、毎年六月初卯日・八月十四日・十一月初卯日を祭日としていたという。中世末期に都甲莊を支配した吉弘一族の一人が、豊後国から柞原八幡宮の分霊を勧請したのが始まりで、それが松行村の鎮守社となっていたというのである。

戦後しばらくまで、年末年始と春秋の彼岸頃の卯の日に祭礼を行い、盆すぎに「お宮籠もり」といって、青年たちが神社に集まって一晩中酒を飲んだという。時期からみて、このお籠もりは風籠もりではなかった

かと推測される。現在は十月最後の日曜日に祭典を行い、神職を招き、地区の各家から一人ずつ出席するようになった。昭和四十八年頃に境内の松の大き木を売却し、その費用で十月の祭典を行っている。

築地

この地区の鎮守社は都甲八幡社である。『神社明細帳』に「氏子五十三戸」とあり、当時の築地村の戸数であると思われる。

境内摂社の八坂社では旧正月十八日にゴシンエ（御心経会）が行われた。石祠に五色の大幣を供え、シンゲヤキといって焚き火で古い供え物（お飾りや御幣）等を焼いた。その時、流行病にかからないようにと、持ち寄った餅を焼いて食べたという。また、五色の紙片を厄除けとして牛馬に与えた。これは宇佐神宮境内社の八坂社（弥勒寺の鎮守社）の鎮疫祭（御心経会）の影響だと思われる。都甲莊が弥勒寺領であった頃の名残りとも考えられる。

荒尾

この地区の鎮守社は八坂神社で、牛頭宮とも呼ばれている。『神社明細帳』『豊後高田市明治百年』では由緒不詳とされ、『西国東郡誌』にも記載がない。昭和十一年に奉祀壱千年祭を行っているので、承平六年（九三六）頃に勧請された伝承があったと思われる。『神社明細帳』には「氏子八十六戸」とある。

現在は十二月十四〜十五日に霜月祭りをやっているが、昔は旧暦十一月十四〜十五日であり、昭和四十年代までは、国東神楽や払田神楽などによって神楽が奉納され、各家が舞添えといって、家内安全などの祈願のために御先神楽などを頼んでいた。他に、新暦四月一〜二日の春祭り、旧暦六月十四〜十五日の夏祭り、新暦十月十四〜十五日の秋祭りなどが行われており、ノロヨコイの時の田植え籠りと九月一日のお籠りとは、

地区中の人達が社務所に集まる。田植え籠りと十二月下旬の日曜日には、宇寄り（大寄りともいう）が行われ、荒尾区の取り決めや報告がある。

払田

この地区の鎮守社は貴船神社である。『神社明細帳』『西国東郡誌』ともに由緒不明とある。『神社明細帳』には「氏子百四拾戸」とある。京都洛北の貴船社は、鴨川の上流の貴船川の傍らに鎮座しており、水神として崇拜されている。払田の貴船社も水神として祀られたと思われる。

貴船神社では、元旦の出会い年始、四月十日の春祭り、六月下旬のnetzケゴモリ（根付け籠り）、二百十日のお籠り、春秋のお彼岸籠り、それに十二月十日の秋祭りが行われる。また、一月二十日頃に歩射祭りが行われ、境内で弓射の行事が行われる。この時に古い天照皇大神宮の大麻（護符）を焼く。彼岸籠り以外は神職を招いて祭典を行う。

(五) 第五階梯 集落複合段階の信仰

この段階は複数の集落が合同して祀る鎮守社である。

長岩屋

長岩屋の集落複合の段階での神社には、田原地の山神社と森ノ木の海神社、それに今井社がある。

山神社は上長岩屋区全体三二戸が祀っている。四月二日に春祭、十月十六日に秋祭を行っており、森の近藤神官に祭典を行ってもらっている。昔は正月に甘酒を振る舞う祭もしていた。また、昭和初年までは「宮踊り」といって、旧暦七月十六日に境内で盆踊りをしてきた。二百十日と二百二十日には、台風よけのお籠りをした。

海神社は龍王宮、龍王様ともいい、森ノ木・影ノ木・堀内各集落の十五軒（下長岩屋地区の七・八班）が祀っている。県道沿いの小高い社地

に木造の本殿と拝殿が建っている。一月十九日に歩射を行い、四月一日に春祭、十月十四日に秋祭を行う。海神社には水田が五畝、山林が三町歩あった。水田はゴゼンダ（御膳田）と呼ばれ、毎年入札で小作をして、そのトク米で甘酒を作っていた。

今井の集落を行園という。集落の南側の山際に山神社があり、今井社とも呼ばれている。今井と岩竹の両集落が祀っていた神社で、昭和初年まで、旧暦六月十五日をオンバレ祭といつて、甘酒や麦酒を作っていたという。また、旧暦七月十五日には境内の小きな広場で盆踊りをした。昭和十六年の大水害で社殿などが流失し、それ以来荒廃している。

梅ノ木

庵ノ迫集落と梅東集落で朝平神社を祀っている。戦前までは、十月十六日に祭りをしてきた。この神社は水田を所有しており、それをミヤンタ（宮ん田）と呼んで共同で耕作していたという。この宮ん田には女性が入ってはならないと言っていた。『大分縣寺社名勝図録』によれば、昔、田圃が狐狸鹿猿の被害にあい、その上に水利が不便で早魃の被害に毎年あつていたという。そのため、山神と水神に十七日の間、老若男女が祈願して齋戒したところ、仁和二年（八八六）十一月十三日の満願の夜に不思議な事が起こり、それ以来祀るようになったと伝えている。

大 力

十王谷では影平・田井中・市場集落の男の子たちによって子供鬼会が行われていた（「子供鬼会」の項を参照）。

築 地

築地はカミ（二七戸）とシモ（十八戸）とに大別される。

カミでは、都甲八幡社境内の稲荷社で四月十日ごろにお祭りをを行う。毎年、班ごとに当番となり、稲荷社の掃除や御馳走の用意をする。

シモでは天子祭りといって、彼岸の中日に、座前の家に集まり、旗を立て、神職にお祓いをしてもらっていた。天子とは何かは伝わっていない。

(六) 第六階梯 集落段階の信仰

集落と講組

集落は地域社会を構成する最小の単位であり、地縁社会を組織原理とする。小さな谷や尾根に隔てられて成立した集落と、大きな集落や連続する家並みを分割した人工的な集落とに分けることができる。

集落段階に近い地域共同体として、講組、あるいはドイ（土居）という組織があり、葬式などの時に相互扶助組織として機能していた。

例えば、長岩屋地区ではこの地域共同体をドイ（土居）と呼んだ。土居は小字の範囲を越えており、自然集落とほぼ同じであるが、血縁などの社会組織の影響を受けて、わずかながら変化がある。例えば、分家して別の土居に居住した場合、もとの土居に属しているなどのケースである。このドイの最も顕著な活動は、葬式時の相互扶助の中に見られる。

葬式の時の手伝いとして、男性には、寺行き（寺使い）寺や役所への連絡）、親類使い（葬家の親戚への通知）、野道具作り（蛇頭・組轍・灯笼一対・六地藏等の製作）、野行き（墓穴掘り）、帳方（受付・会計）、マチガイモン（町買い物）お斎の材料などの購入）などの仕事があった。女性の仕事は炊事方（飯方）と膳部方（配膳方）とがあり、それぞれ大世話人を決めていた。

戦時中の昭和十九年に地縁組織である隣組制度が作られた。戦後は隣保班と姿を変えて、自治体からの連絡網や納税促進組織として現在に至っている。しかし、この班、あるいは組と呼ばれる組織とは別に、厳然として、講組（土居）は生き続けている。

長岩屋

上長岩屋の1班はそのまま「壱ノ払ドイ」に組織されており、2班は「東ドイ」と「西ドイ」に、3班は「重蓮坊ドイ」「岩ノ上下ドイ」「田口ドイ」に、4班は「岩ノ下ドイ」「向ノ坪ドイ」「要本坊ドイ」にそれぞれ分かれていた。下長岩屋の3班は「日なたドイ」「影へらドイ」「岩竹ドイ」に別れており、4班は「口瀬ノ淵ドイ」そのまま、5班と6班は元は「吉武ドイ」ひとつだった。また、7班と8班も元は「シモコウ組」だったものを分離したという。

大きなドイは、外ドイと内ドイに分けていたというが、吉武ドイやシモコウ組が2班に分離したのはそのためである。

壱ノ払集落には愛宕様と子安観音などの石仏がある。三差路を黒土へ少し行った道の傍らに石祠と石仏・石塔群がある。その中心の愛宕社は大型の石祠で、次のような銘がある。「初建永享九（一四三七）丁巳御鎮座 再建貞享元（一六八四）甲子御改座 三建明治卅一（一八九八）戊戌当宮改遷」愛宕様は火の神様で、荒い神だという。

子安観音は乳観音ともいい、乳の出の悪い女性が豊かに乳が出るようにと願をかけたものだった。冠を被った菩薩が子を抱いて椅坐した姿の石仏が石祠りに祀られている。近くの三軒で守りしているという。

愛宕様と子安観音の石祠の間に、天明四年（一七八四）に建立された青面金剛像の庚申塔一基がある。また、壱ノ払集落では、毎年当番の家が羅漢石像を家に持って帰って祀っているという。

地主集落では、「岩の上」に稲荷の祠が祀られている。一班の家八戸が祀っており、春に稲荷祭と呼ばれるオマツリザ（御祭座）があった。トンネルの上に、明治初頭に建立された金毘羅の石祠が祀られている。旧三月に座元の家で御祭座（金毘羅祭とも呼ばれる）が開かれ、直会にウ

ドンを食べていた。ドイから伊勢神宮への代参を出している間、代参している人の交通安全を金毘羅様に祈ったという。「中」に寺跡があり、薬師如来石仏を祀っている。正月に御幣を立ててお供えをするという。

号敷集落の小尾根の中腹に小さな岩屋があり、岩屋をふさぐような形で木造の祠が作られている。中に千手観音石仏（走り水観音）と薬師如来石仏が祀られている。その岩屋の右隣にも小さな岩屋があり、尊名不詳の石造神像が安置されている。この神像は元は県道近くにあったが、戦後、この地に築池工事が計画された時に、水没から免れるように移されたという。2班では弘法大師の石像を祀っている。

椋ノ竹集落の上に青面金剛像の庚申塔がある。椋ノ竹の中畑にはオンシ（鬼死）とも鉄砲岩とも呼ばれる岩がある。天念寺の鬼会の際に鬼に扮した僧侶が堂外に飛び出し、この岩の傍らで死んだという。また、ある僧が女に手を出して、世間に顔向けできなくなり、ついにここで死んだとも伝えられている。

前田集落の桑原正直氏の家の裏に二つの岩屋がある。これはいずれも豊後四国霊場七十五番札所である。東側の岩屋の石造祠には「天保七丙申天（一八三六）正月吉日」と刻まれている。

重蓮坊集落の南方百mほどの山中に、地藏山と呼ばれる岩屋がある。浅い洞窟内に豊後四国七十三番札所の小堂がある。木造地藏菩薩座像、不動明王石仏、如来石仏二体、弘法大師石像などが祀られている。また、小堂の向かって右横の石祠は山の神である。これは重蓮坊の三軒が祀っている。この小堂では、戦前まで子供達の文殊講による鬼会が行われていた。（『子供鬼会』の項を参照）

田ノ口集落の田ノ口橋を渡った前方に、豊後四国七十五番札所の小堂があり、周辺に小祠と板碑などの石造物がある。

要本坊集落の要本坊跡の堂に、阿弥陀如来などの石仏が祀られている。

円寿坊集落の天念寺の裏山には、山岳修験の行場である峻烈な岩場が連なり、各所に次のような岩屋がある。龍門岩屋（豊後四国八十番札所）龍門岩屋（豊後四国八十・八十一番札所）、無明橋先の堂（豊後四国八十三番札所）、火打岩屋（豊後四国八十四番札所）、福永岩屋（豊後四国八十四番札所？）また、祇園坊跡には文殊石仏が祀られている。

七郎迫集落には大満坊・妙仙坊・二本坊・門ノ坊跡などがある。

西ノ坊集落では粟島様を祀っている。

今井集落の今井社の境内には豊後四国五番札所の小祠があり、石仏数体が祀られている。

小野丸集落には、西ノ坊との小字境近くにサヤの神の石祠がある。石祠の中に女性器を表現した石が安置され、左右に奉賽物らしい石造の男根型が二体祀られている。チンポ神様とも呼ばれ、性病治癒の祈願が行われ、男根型に削った木を奉納していたという。また、集落の北側の山腹に、金毘羅・稲荷が祀られている。

岩竹集落の土谷博家の西南の山際の竹林の中に、福田庵の跡が残る。福田庵は豊後四国七番札所で、牛乗り大日石仏、宮地嶽石像が祀られ、一石五輪塔などがある。牛乗り大日は牛の守り神で、国東半島東南部の杵築市や日出町周辺に多く分布し、都甲地区では数少ない。宮地嶽石像は宗像三女神を刻んだ珍しいものである。

殿ノ前集落の県道の南方に馬頭観音の石祠があり、千手観音石仏が安置されている。この集落では、他に清正公様も祀っている。

小字花ノ木と大盤若との集落を吉武と呼ぶ。背後の山中に妙見社がある。吉武の十三軒が祀っている。タカイ神様だといひ、掃除などをしなると喰いつかれた（罰があたる）という。旧暦正月十七日頃に祭を行い、

一石樽で甘酒を作っていた。この神社には妙見田とよばれる水田が五畝あったが、洪水で流失して今はない。妙見田は吉武の全戸が集まって共同で耕していた。大盤若の大塚正家の前に馬頭観音の石祠がある。石祠に「文政十年亥（一八二七）仲秋／奉寄進 願主 朝右衛門 久三郎 市三郎」と刻まれている。昔、旧正月六日に牛馬を連れてお参りに来ていた。また、集落の背後の山麓に、豊後四国九番札所の大師堂がある。他に庚申塔と稲荷様もある。

影ノ木集落には、庚申塔二基・小一郎神・豊後四国十番札所の大師堂がある。

森ノ木集落には、海神社の三百mほど北方の山腹に、森ノ木稲荷の岩屋がある。岩盤をくりぬいて作った岩屋である。石鳥居に「享和三稔（一八〇三）未癸春二月大吉祥日」と刻まれている。

加礼川

この地区は、並石・新田・峯・中平・佐屋ノ元・鶴の各集落によって構成されている。

鶴集落で春日神社を祀っている。正月中旬に鶴集落の十八戸によって初祭りが行われる。朝早くから座元の家に集まり、庭で女竹を約二十センチほどに切って、小御幣の軸を作る。新城の神職土谷米行氏が来て小御幣・修祓用神・玉串・御衣などを作る。皆で鶴の春日神社にお参りして、修祓、祝詞奏上して、座元の家で直会となる。小御幣を各家に配る。水神（井戸）・竈（乾燥場も含む）・荒神などの小御幣とともに、生目社・清正公・稲荷社・小市郎・庚申様・国霊神・彦六・山首観音など各家で祀る小祠用の小御幣と御衣がある。明治廿八年・明治四十二年・昭和二年と表紙に記された帳面が残されている。その題は「百手祭座帳」であり、本来この初祭りは百手祭と呼ばれていたことが分かり、戦前の

記録には「弓引」の行事が行われていたことが見えている。

新田地区は十七戸の集落で、三嶋神社を祀っている。戦後しばらくは旧暦霜月十一日に祭礼を行っていた。集落の全員が出席して、神職を招き祭典を行い、直会では甘酒を飲んでお煮を食べた。現在は十一月十一日の午前中に各家からお参りに来て、当番三〜四戸ずつで御神酒と御ごく（御供）・菓子をお供えするだけとなっている。

三嶋神社は虚空蔵様と共にある。旧十二月十三日に「福貰い」といって小豆御飯を持ってお参りする。この時、真夜中の十二時を過ぎたら、いち早くお参りをして、供えてある小豆御飯を少し貰って帰って食べる。

虚空蔵様は屋山寺院主応仁置文等に記されている「虚空蔵石屋」のことで、古くからある六郷山の岩屋のひとつである（補三・四）。ここには室町前半期の木造虚空蔵菩薩像が祀られている。新田地区には、最近まで河野姓の家が七戸あり、彼らの祖先が虚空蔵石屋に三嶋神社を勧請したのと思われる。新田地区では河野家は有力な一族であったという。

河野一族でも東側に住むグループには本家（河野照雄）・隠居（河野三郎）・部屋（河野博信）という名の屋号が伝わっており、いずれも長安寺の檀家である。新田には、もうひとつのグループの河野家があり、河野幸枝（本家）・河野千代子（隠居）・河野一利・河野厚政の各家は、前者のグループより後に住み着いたという伝承がある。彼らは梅遊寺の檀家で、元旦に雑煮を食べずにうどんを食べる風習があるという。

河野一族は山香町立石に住み着き、中世後半には山越えして田染地域に入り込み、近世には田染組の大庄屋を出した一族である。近世において、一畑村・梅木村・加礼川村・新城村は田染組に属しており、前述したように一畑村北ノ追と加礼川村新田に河野一族が定住し、庄屋役に着いたり、村の有力者になったというのはいかなるわけでもない。

新田地区の北の山中にお稻荷様の石祠があり、二月六日に初午の祭りをする。昔は旧暦で行っていたという。新田地区は、上手組（六戸）・中園組（四戸）・下組（五戸）・峯組（四戸）と分かれており、その組のひとつが当番となってお稻荷様の境内を掃除して、午後一時から、各家から一人ずつ出席して、御神酒披露という直会を行う。

新田では春と秋の社日の日にも祭りをする。当番の組の一軒の家を御座にして、夜の六時からお神酒を飲んで、御馳走を食べる。昔は稲穂を掲げた絵姿の掛軸を床にかけていたが、紛失してしまつて今はない。社日は春秋の彼岸に近い戌の日のことである。昔、社日様のことをドシン（土神）と呼び、稲を実らせて帰る神様だと言っていたという。中国では社は土地神であり、その影響を受けているのであろう。春の社日は豊作を祈願し、秋の社日では収穫を感謝するのである。

並石は、中心を流れる川によつて小畑村分と加札川村分とに分かれており、小畑分は狩門六戸、加札川分は荒竹四戸・中並石五戸・下並石四戸となっている。これらの集落で講組をそれぞれ結成している。しかし、この川による村境界は農事関係では生きていた（現在は合同）が、祭りや講組織においては関係がなかった。例えば、お接待や講祭りでは中並石と下並石とが合同で行っていたのは同一村内だから当然だが、狩門と荒竹の場合は村境界を越えて組織化されていたのである。

荒武にある山神社は、荒武講組四戸で祀っている。『大分縣寺社名勝図録』によれば、創立は元龜二年（一五七二）というが、その勧請の理由が興味深い。「当地ハ往古ヨリ毎年鳥獸出テ田畑を荒ス。村民之ヲ愁ヒ、依之大山祇命ヲ勧請シ、齋キ奉リ。亦当境内ヨリ東ニ猿田彦大神、西ニ天狗神ヲ祭り、安藤神主ヲ請シテ祈願ス。然ルニ其後鳥獸之難ナシ。降テ百十八代光格天皇御宇、文化三年（一八〇六）丙寅年十月、現今神殿

（石祠竪壹尺横壹尺五寸、拜殿竪九尺横三間）建築ス」とあり、鳥獸の害を防ぐために創建されたというのは、いかにも山間部らしい。

一 畑

一畑は、並石の狩門集落（六戸）・梅畑集落（十九戸）・北ノ迫集落（十三戸）・夏吉集落（七戸）で構成されている。

梅畑の八幡神社は梅畑集落十九戸で祀っており、春秋の祭りには梅遊寺の住職が招かれて読経しているという。神仏習合の名残であろうか。『大分縣寺社名勝図録』に一畑の地名説話が記されている。「弘仁二辛卯年（八一）宇佐奈多椿ノ宮行幸ノ時、此所エ一泊。宇佐宮ヨリ錦ノ御旗一本、即チ（八幡大神）四字ノ神号ヲ降シ、此旗ヲ以テ此地ヲ一旗ト称ス」とあるが、この地が宇佐宮の行幸会の巡路にあたっていたかは問題が多い。そして、正安元年（一二九九）に社殿を造営し、寛文十二年（一六七二）に島原松平主殿から四石五斗の神領を寄附されたという。

狩門の山神社は荒竹講組の四戸で祀っている。祭りを中断していたが、最近になって復活することになったという。『大分縣寺社名勝図録』によれば、創建は元龜二年（一五七二）で、「当所往昔ヨリ鳥類獸類田畑ヲ荒シ、村民之ヲ愁ヒ依之、大山祇命ヲ勧請シ齋キ奉リ」とあり、狩門の山神社と同時期に同様の理由で勧請したという伝承をもっている。

夏吉の山神社は、夏吉七戸で祀っている神社で、元旦祭り、三月十三日の春祭り、八月上旬の夏祭り、十一月二十三日の秋祭りを行っている。『豊後国寺社名勝図録』に「当所往昔ハ戸数三十余戸モ有之候処、連年悪疫流行ノ為、家門断絶スルモノノ六七ニ至リ、故ニ村民ノ恐懼云フヘカラサルモノアリ。因テ各齋戒シ、保安二辛丑年（一一二二）正月十三日、（中略）朝平神社ヨリ勧請シ」とある。創建時期は問題だが、流行病の防止のために勧請したことがわかる。

梅ノ木

梅ノ木は、梅東2組(十七戸)・琴ノ組2組(十六戸)・樗1組(十二戸)・庵ノ迫1組(七戸)の計6組で構成されている。

庵ノ迫集落ではお弘法様・お稻荷様・堂様を祀っている。お弘法様は、旧三月二一日と旧八月二一日にお接待をして、来た人達に焼いた麦菓子やフキヨセ、それに餅を配っていた。秋のお接待の時には、弘法様の踊りをしてきた。初午の日には、河野一夫氏宅の上の稲荷の石祠で神職にお祓いをしてもらい、小豆ご飯を供える。祠はないが、百姓の神様だという社日様の祭りを年に二回行い、オザ(御座)の家で御馳走を食べた。琴ノ組では八月十七日にお観音様の祭りがあり、観音踊りをしていた。

大 力

現在、大力区は次の七班に分かれている。

一班／浜田集落・八戸(十二戸)／括弧内は戦前の戸数)。

二班／田代(田城)集落・九戸(十戸)

三班／影平集落・九戸(十二戸)

四班／田井中集落・市場集落・十一戸(十三戸)

五班／泉集落・九戸(十二戸)

六班／堀岩屋集落・十二戸(十六戸)

七班／椎原集落・十二戸(十六戸)

浜田集落では弘法堂で春秋にお接待をしていた。

田代集落には庵寺・祇園社・白滝稲荷大明神・文殊様があった。祇園社は明治期に浜田神社に合祀されたというが、庵寺(持地庵・田代庵ともいう)の上手に石鳥居が残っている。白滝稲荷大明神の祭りは五月五日だったが、現在は五月の第一日曜日に行っている。戦前、持地庵は庵の横手と下手に合計五畝の水田と一反の畑、それに一反の山林を所有し

ており、トク米(小作料)を祭りの費用などにあてていた。金宗院住職に毎月一回参って読経してもらっていた。現在、四日ごとに近所の老人たちがお参りをしており、十二月に田代集落全戸がお参りする。旧三月二十一日と旧七月二十一日には、お弘法様のお接待をしていた。現在は新暦四月二十一日と八月二十一日に行っている。大正期までは五月の田植え前に家内中籠りといって、田代集落の全員が庵寺に集まり、御馳走を食べ、甘酒を飲んだ。その日だけは米のご飯を腹一杯食べられるので、子供たちは楽しみにしていたという。この庵寺には行をする人(修行者・修験者か)が半年とか一年住みついて、再び去って行ったという。

影平集落には十王谷と金毘羅社があり、市場集落は稲荷社を祀る。

泉集落には妻御前様・地藏堂・観音様がある。妻御前様は土祖神ともいう。泉集落から小田原に越える山道の峠に実盛様の石殿があるが、どのような祭りをかは伝わっていない。虫送り行事に関係すると思われる。

堀岩屋集落の堀岩屋(人工的に掘削した岩屋)の右側面には石造普賢菩薩が安置しており、普賢岩屋とも呼ばれる。旧正月四日・旧六月四日・旧八月四日に普賢祭りを行う。妙覚寺の住職の読経の後、オダ(御座)の家で食事をする。堀岩屋集落の九軒のうち一軒が交代で御座となり、その費用は全員で負担する。堀岩屋の前に普賢様の田という一畝ほど水田があり、堀岩屋全戸で田植えや稲刈りをして、祭りの費用にあてていた。岩屋の左側にサエノ神の石塊を祀っている。岩屋は集落の入り口に位置するので、境界神として祀られたのであろう。昔は、木を削って作った男根形が奉納されていた。

新 城

この地区はカミ・ナカ・シモにわかれている。カミは長安寺へのタテ道から東側で、百々塚・甘木・獅坪などの集落を含む。ナカはタテ道か

ら消防団倉庫までの本村東部。シモは消防団倉庫から西側で、鏡迫という。班は五班あるが、入り組んでいて複雑だという。

百々塚集落(四戸)の山神社では四月と十一月に祭りがある。

新城本村・獅坪・甘木には稲荷社があり、初午と霜月に祭りがある。

鏡迫集落三十戸では八坂神社を祀っており、ウダツノ祭りといって、霜月の卯辰の日に祭礼をしていた。現在は十一月十・十一日に秋祭りをする。鏡迫はカミ八戸・ナカ十二戸・シモ十一戸に分かれており、直会の当番を交代で受け持っている。春の彼岸には八坂社で籠りがある。八月十五日の盆踊りは、観音様と金毘羅様の祭りを兼ねていたという。

松行

松行は一班(二十戸)・二班(十三戸)・三班(十戸)・四班(八戸)に分かれている。昔は、一班を中心としたカサ講組、二班を中心としたナカ講組、三班と四班を中心としたシモ講組とに分かれていた。松行の場合、戸数の多いカミ講組は二つのドイ(土居)という組織に分かれていた。例えば、カミ講組で不幸があった場合、葬式を出す家の属している土居からは、各家から二人ずつ手助けに出て、別の土居の各家からは一人ずつ出るようになっていた。

講組ごとに、春秋に社日祭りをしていた。ホシヤドン(神職)に頼んで御幣を作ってもらい、その御幣を田畑に立てていた。

築地

家並みは集中しており、地形によって分割できない。現在の隣保班は、カサの1班(五戸)・2班(八戸)・3班(六戸)・4班(八戸)、シモの5班(十一戸)・6班(七戸)である。5班は庄屋ん土居(四戸)と雁徳土居(六戸)に分かれており、6班も鶴土居(三戸)と小畑土居(四戸)とに分かれている。また、1班を中心とした下り松土居やホキノウ

エ土居、宮ノ上土居などがある。

庄屋土居で天神様を祀っており、七月二十五日には天神踊りをしてい。しかし、明治期に都甲八幡社に合祀され、昭和八年に合祀五十年祭を行い、神輿が天神社の故地に一時還御したことがあるという。

荒尾

荒尾はカミ荒尾(講組1組||1~2班)・シモ荒尾(講組2組||3~6班)・鶴(講組1組||7~8班)とに分かれている。

シモ荒尾では、八坂神社に合祀されている清正公様の踊りが、八月二十三日(以前は旧暦七月二十三日)に行われていた。この清正公様は本来タツヤ(建屋||北崎文士家)という家が祀っていたが、ある時、二反の水田をシモ荒尾に寄付し、その小作料でシモ荒尾全体で祭りをするようになったという。昼間に祭り座といって、当番(現在は班ごと)に四戸、昔は三戸、一年交代)の一軒の家で御馳走を食べ、夜に八坂神社境内で踊りをするのである。家の信仰が集落の信仰へと変化した例である。

シモ荒尾では、他に小市郎様の石祠があり、昔は祭り座があった。

カミ荒尾・シモ荒尾・鶴の各講組では、社日様の祭り座があった。社も祠もないが、座元の家の床の間に社日の姿を描いた掛軸をかけて、祭り座をする。祭り座の最中にくじ引きをする。米の中に氏名を書いた紙を入れてくじにするのである。くじで、次回の座元とフクロ(袋)の家を決める。袋とは座元の補佐役のことである。

講組ごとに屋敷祭りをする。座元と袋とを決め、神職に座元の家でお祓いをしてもらう。

講組には、それぞれお弘法様を祀っている。シモ荒尾では、四月二十日と二十一日、それに八月下旬にお接待をしていたが、現在は春だけとなっている。お接待には、青年たちが餅を曲搗きしていた。餠入りの白

餅とフツ餅（蓬餅）を作って、参拝者に振る舞っていた。

鶴では金毘羅様を祀っていたが、現在は八坂神社に合祀している。

払田

払田は、北部の台地上のウエンダイ（上ん台）の1班、台地の麓部分のテビラ（手平）の2班、新道沿いの西側の3班、中央部の4班、東側の5班とに、それぞれ分かれている。そして、1班と4班とが合同したカサノ講組、2班と3班の合同によるシモン講組とに分かれている。5班は鴨尾と合同していたという。新道沿いの家々は、昭和になってから台地上などから移転してきたが、特に5班の家が多くは鴨尾から出て来たという。そのため、このような班・構組の構成になっているのである。カサノ講組とシモン講組はそれぞれ二組に分かれていた。不幸のあった家を含む内講組とそれ以外の外講組とに分かれ、葬式時の仕事を分担していたのである。

カサノ講組では、百度様・お観音様・お薬師様（貴船神社の東方の堂）・お稲荷様（貴船神社内）を祀っている。シモン講組では、お弥勒様・毘沙門様・両白池のお稲荷様などを祀っている。

(七) 第七階梯「講・一統」単位の信仰

講で行う祭礼をコマツリ（小祭り・講祭り）といい、お接待（弘法様）・稲荷講・妙見講・歩射祭り（百手）・天子講・文殊講などがあつた。講は自由参加を組織原理としていたが、現在は班ごとの地域的な祭りとなつていることも多い。過疎化の波は、小さな祭りの組織にまで甚大な影響を与えているのである。

百手・歩射

上長岩屋区では「十四日モモテ」といって、旧正月十四日に当番の家

に集まり、神職を招いてオザ（御座＝祭典）を行い、直会に白米のご飯を食べる。また、「二十日モモテ」といって、旧正月二十日に祭典を行い、直会にウドンを食べる。本来、モモテ（百手）は歩射祭りともいい、射神事のことである。

初午・稲荷講

上長岩屋区では「初午」の日に、集落ごとの稲荷祠に集まりお祭りをする。両子山の祭で火事よけだという。松行区では、各講組ごとに稲荷講がある。三月十日と十月の彼岸の中日に行っていたが、現在は十月の適当な日に行っている。座前は二軒であったが、現在は一軒である。座前が稲荷の祠を掃除し、赤い旗と赤飯を供える。昼にホシヤドン（神職）を招いて祭典を行い、夜に座前の家で直会をする。座前ではイツツマワリ（五品）とかナナツマワリ（七品）といつて御馳走を出す。ダシマエ（出し前＝参加料）のことをシュッセン（出銭）という。

天子祭り

上長岩屋区では「天子祭り」といって、旧三月二十三日（春の彼岸）と旧九月二十一日頃（秋の彼岸中日）、各土居ごとに集まって、御座を行う。天子の意味は不明。

社日様

上長岩屋区では「社日様」といって、春分と秋分に最も近い戌の日を社日といつて祀っている。社日様は百姓の神様（農耕神）で、春の社日には小麦や麦（裸麦）、秋には米を供えた。これも土居ごとに行う。

金毘羅祭り

上長岩屋区では「金毘羅祭り」といって、旧暦三月頃に金毘羅様に集まつてお祭りをする。松行区では、昔は各講組に金毘羅講があつたといふが、金毘羅祠の多くは明治期に柞原八幡社に合祀され、現在はナカ講

組に金毘羅講が残るだけである。昔は十五戸が参加していたが、現在は七戸である。春に行う祭りでは直金だけをしていた。戦前は金毘羅様の山を売った金を資金にして無尽を行い、その利子で祭りの費用をまかっていた。戦後、貨幣価値の変化によって、無尽は自然と解消した。

お接待

弘法大師を祀る祭。お弘法様ともいう。上長岩屋区では旧三月二十日（現在は新暦四月二十日）に行う。豊後四国霊場の堂に集まり、参拝者に菓子あげる。昭和初期までは、フツモチ（ヨモギ餅）、イシガキ餅（角切りの唐芋を練った小麦粉に混ぜて蒸したもの）、ふくれ饅頭、ヤセウマ、ウドン、イモキリ（カンコロウドン＝唐芋の粉で作った麺）などをふるまっていた。それから以後は駄菓子を配るようになった。

松行区では、お弘法様を講で行っていたが、現在は講組（地域）ごとに行うようになっていく。カミ講組は都甲中学校裏のテラのお堂で行っており、ナカ講組では矢野清次家の横の堂、シモ講組は柞原八幡社にある弘法様を金宗院に出して、お接待をしていた。昔は四月二十日と八月二十日に行っていたが、現在は四月だけである。松行区では、お接待に参った人にフキヨセという焼き菓子をあげるが、大力区では塩餡の餅、荒尾区では餅だったという。

豊後四国八十八ヶ所霊場が豊後高田市北部と真玉町に設定されている。一番札所の天念寺を皮切りに、都甲谷を西下し、真玉町黒土に山越えして、真玉谷を東上して、都甲谷の最奥部から再び天念寺に向かうという巡拝路である。都甲地区には八十八ヶ所の内、五十四ヶ所が当てられており、豊後四国霊場の中核であった。豊後四国八十八ヶ所霊場は、宝暦十年（一七六〇）に天念寺第十一世住職盛殿法印が、四国を行脚し、四国八十八ヶ所霊場を勧請してきたことに始まる。民間信仰としての四国

霊場巡礼の隆盛は、六郷山地域にも少なからず影響を与え、宗派を越えた四国霊場の「移し」の設置（天念寺は天台宗、四国霊場は真言宗）が行われたのである。それは、宝暦五年（一七五五）に記された「六郷山百八十三ヶ所霊場記」や六郷山峯入り行の復活のように、天台宗側からの国東半島の寺院堂社の霊場再編運動とも関連する宗教活動なのである。

庚申請

加礼川区の鶴集落の八戸で庚申請を行っている。六庚申とあって、一年間に六回庚申請を行う。一年間に庚申の日が七回あっても、六回しか庚申請をしないという。また、座元の都合で庚申の日に講を開けない場合、コザル（小申）の日（庚申以外の申の日）に講を開くこともある。干支が一巡する六十一年目の庚申請の時には、集落北側の立石にある庚申塔で祭りをし、神職にお祓いをしてもらい、餅を撒くという。この立石には、元禄十四年と文政六年の庚申塔が建っており、この庚申請の歴史の古さを物語っている。庚申請では、座元の家床の間に青面金剛の掛軸をかけ、食物とお神酒を乗せた四つ廻り膳を供えるのが特徴である。四つ廻り膳は茶褐色の箱膳で、飯茶碗・汁碗・皿が入っている。昭和五一年頃まで、六庚申とは別に正月二日に座元でタナヒラキという新年会が行われていた。鏡餅で作った雑煮を食べ、お神酒を頂いていたという。都甲地域の庚申請の分布は、松行区の二基を別にすれば、長岩屋区と加礼川区に集中する傾向が見られる（表1）。

(八) 第八階梯「家」単位の信仰

この段階は個人的な信仰ではなく、家単位での信仰を意味する。

長岩屋区では、年に二度、春の麦収穫後と秋の稲の収穫後に神官が各家を訪問して「ヤシキドリ（屋敷取り）」を行う。三宝荒神と屋敷荒神、

表1 都甲地域の庚申塔

所在地	名称	建立時期	形態
長岩屋区 字カゲノ木	カゲノ木庚申塔 同右	延享三年(一七四四) 年代不詳	青面金剛・板碑型 青面金剛・板碑型
同区 字小野丸	小野丸庚申塔 同右	元禄十三年(一七〇〇) 年代不詳	青面金剛・石殿型 青面金剛・板碑型
同区 字四重坊	天念寺庚申塔	寛保二年(一七四二)	青面金剛・石殿型
同区 字岩ノ下	岩ノ下庚申塔	正徳二年(一七二二)	青面金剛・石殿型
同区 字一ノ払	一ノ払庚申塔 立石庚申塔	天明四年(一七八四) 元禄十四年(一七〇一)	青面金剛・石殿型 青面金剛・舟型
加礼川区 字鶴の立石	同右	文政六年(一八二三)	青面金剛・卒塔婆型
同区 字鶴	大使堂庚申塔	年代不詳	青面金剛・卒塔婆型
同区 字佐屋ノ元	佐屋ノ元庚申塔	年代不詳	青面金剛・石殿型
同区 字平原	平原庚申塔	享保二年(一七三六)	青面金剛・舟型
同区 字桜ヶ谷	桜ヶ谷庚申塔	元禄十四年(一七〇一)	青面金剛・板碑型
同区 字台	台庚申塔	宝永元年(一七〇四)	青面金剛・石殿型
同区 字中並石	中並石庚申塔	年代不詳	青面金剛・舟型
同区 字荒川	荒川庚申塔	宝永元年(一七〇四)	青面金剛・石殿型
同区 字中ヲサキ	中ヲサキ庚申塔	元禄十四年(一七〇一)	青面金剛・舟型
一畑区 字畑カケ平	梅遊寺庚申塔 同右	元禄十四年(一七〇一) 元禄十四年(一七〇一)	青面金剛・板碑型 青面金剛・舟型
松行区 字宮ノ脇	宮ノ脇庚申塔	天保元年(一八三〇)	青面金剛・舟型
同区 字前畑	前畑庚申塔	年代不詳	青面金剛・舟型

それに水神に御幣を供えて祈禱してもらう。三宝荒神は火の神で、昔ならクド(竈)の上の柱などに御幣をあげた。屋敷荒神は屋敷地の隅に石祠が作られている。荒神は非常にきつい神様で、ちゃんと祀らなかつたり、汚したりすると、クイツク(喰いつく)罰が当たる)という。

昭和十二年頃まで、グトウ(座頭)盲僧)が月に一度ほど各家を廻つて、筑前琵琶を弾きながら屋敷取りをしていた。グトウさんは、松の枝に紙で包んだ米粒をキビリツケ(結びつけ)たものを各家に配った。その松を植えると、家が栄えるといっていた。戦前まで、上長岩屋四班に清末恵浄という盲僧が住んでいた。その後しばらく、払田の京徳さんという盲僧が廻っていた。現在は、神官が屋敷取りを行っている。

各家がそれぞれ神職に頼んで屋敷祭りをする所が多い。加礼川の鶴の初祭り・梅ノ木の初祭り(正月六日)・一畑の初祭り(正月十三日)などの集落単位で祭りをして、神職に御幣を作ってもらう所もある。

加礼川区の鶴集落の小祠などが、初祭りの小御幣の奉納箇所によって判明する。次の表2は『私の郷土探訪』(岩野勝・昭和五十五年)に記載された初祭りの土谷米行宮司の控帳から作成し、土谷氏に再確認した。

単に荒神と記した場合は屋敷荒神、乾燥場とは煙草や椎茸の乾燥小屋で、火を使うので竈荒神の系統に分類した。水神と井戸は同じである。

門神とは猿田彦神のことで、屋敷のカド(門)に石祠があり、御幣を立てる。小市郎様とは、この近くで戦死した武士を祀っているのだという。国霊神(クニタマシ)とは、それぞれの家の先祖神で、神棚に祀っているという。分家して、未だ先祖がない場合でも、本家からワカレミタマ(別れ御霊)を持って来ることもあるという。山首観音というのは、サンドウ(山道)観音と呼ばれる山際の観音石仏のことで、彦六とか六郎は、墓石のことである。表中の「串」とは小御幣、「衣」は衣(ウブキ

ン 紙を切って作った衣装) 付き小御幣のこと。

春日神社の琴平社以下の祭神は合祀された神々のことで、生目社・加藤清正・稲荷などの祭神がある。各家の信仰対象としても、小市郎・稲荷神・庚申様(神仏両系統がある)などがあり、それと共に墓石や観音様のような仏教系の対象にも神職の作る御幣を供えるところが興味深い。そのおほかさは神仏習合の名残りのようでもある。

(九) 雨乞いに見る地域信仰

国東半島は瀬戸内気候のせいで降雨が少なく、低い尾根と谷が中心部から放射線状に延びているため、夏になると灌漑用水が不足することが多かった。特に屋山の南側山麓は旱魃に弱く、加礼川という地名は、実は「涸れ川」ではなかったかとさえ思われるのである。

上長岩屋区では、天神様の石像を公民館の上手にあった丸淵に漬けて雨乞いをするのがあった。また、下長岩屋区では福田庵の宮地嶽の石造神像を玉池淵に持ち出し、トライに載せて深みまで運んで水に漬けて雨乞いをしていた。これでも降雨がないと、長岩屋区全体で「潮汲み」をした。六所権現社(身灌神社)から行列を組んで豊後高田市玉津の権現鼻に行き、海潮を汲んで戻るのである。行列には鬼とその介錯が二組出て暴れながらついて行ったという。そして「六所権現社の六本幟が出ると雨が降る」と言い習わしていた。また、安心院町の椎屋ノ滝まで水貫いに行くこともあったという。代表の者が朝早く出立し、竹筒に水を入れて持ち帰ったが、途中で立ち止まると、そこで雨が降るといって、復路は休息なしの強行軍であった。そして、村人たちは途中まで六本幟を持って迎えに出たという。

都甲地域の近世郷村レベルの各鎮守社では、高田の権現の鼻への潮汲

表2 御幣から見た加礼川区鶴集落の祭祀対象

神社・家名	荒神・水神等			屋敷内の小祠等	
	屋敷荒神系	竈荒神系	水神系	国霊神	諸神仏
中野秀任	荒神(衣) 門神(串)	竈(串) 乾燥場(串)	水神(串) 井戸(串)		小市郎(衣) 庚申様(衣) 観音様(衣)
中野久夫	荒神(串) 2	竈(串) 乾燥場(串)	水神(串)	国霊神(衣)	
末田家盛	荒神(衣)	竈(串)		国霊神(衣) 2	
末田 広		竈(串) 乾燥場(串)			
末田雅敏	荒神(串) 2	竈(串) 乾燥場(串)		国霊神(衣) 2	
末田実保	門神(串)	竈(串) 乾燥場(串)	井戸(串)	国霊神(衣)	
末田友晴	荒神(衣)	竈(串)	井戸(串)		稲荷神(衣)
安藤 清	荒神(衣) 3	竈(串) 乾燥場(串)		国霊神(衣)	下組庚申様(衣)
末田三郎	荒神(衣) 2	竈(串) 乾燥場(串)	井戸(串)		稲荷神(衣)
末田一喜		竈(串) 乾燥場(串)			彦六(衣) 観音(衣) 2
末田義高	荒神(衣)	竈(串) 2 乾燥場(串)		国霊神(衣)	
都甲 栄	荒神(衣)	竈(串)	水神(串)	国霊神(衣)	
都甲健治	荒神(衣)	竈(串)			
末田重定	荒神(衣)	竈(串)	水神(串)		観音(衣)
末田猶任		竈(串)		国霊神(衣) 2	
末田フジ子	荒神(衣)	竈(串)	井戸(串)		
藤本正明	荒神(衣)	竈(串)	井戸(串) 3	国霊神(衣) 2	芝原組墓地六郎墓石
末田博章	荒神(衣)	竈(串)	水神(串) 2	国霊神(衣)	
春日神社	本社衣付御幣・琴平社衣・生目社衣・清正公・稲荷社				

みをそれぞれ行っていたようである。

払田区では、早魃の初期の段階では、西叡山（高山）の山中の戸無戸ノ口という洞窟の水をもらって来て貴船神社の社殿にかけたという。次に権現の鼻で潮汲みをする。暴れる鬼を供に行列を組んで高田まで行き、潮を汲んで戻り、拝殿で神楽の奉納をしたという。

松行区では柞原八幡社の潮汲みをした。走水観音に水貰いに行くと共に権現の鼻に行列を組んで潮汲みに行った。権現の鼻のある高田まで下る時には、太鼓チャンガラを鳴らしながら行列は進み、家々を勧進して廻った。この時、鬼に扮した三人が暴れながらついて行ったが、鬼が暴れないと、雨が降らんと言っていた。そして汲んで来た潮水を柞原八幡社などに供えた。それでも降雨がない時には、屋山の千把焚きをした。

最後の手段として、金宗院の地藏石仏を都甲川の車屋淵に漬けて雨乞いをしたという。井桁状に組んだ木柞の真ん中に地藏石仏を立てて縄で縛り、淵に沈めた。昭和二十三年頃まで行っていたという。これらの雨乞いは潮汲みと聖物の川水漬けの二種類に分類できる。

旧郷村の範囲ごとで行われていた雨乞いでも解決しないほどの極度の早魃の時に、屋山の山頂部で千把焚きという雨乞いを行った。最後に行ったのは昭和三十三年で、東西の都甲村が連合して行った雨乞いだった。各戸から一人以上の人が参加し、山の上まで薪を担ぎ上げ、山のように積み上げて、長安寺の前住松本量映師が読経した後に点火し、炎と白煙が天に舞ったという。この千把焚きは大正末期から三度ほど行われたという。この千把焚きが都甲荘域全体をまとめる雨乞いになったのは、いつからかは分からない。千把焚きは旧東都甲村の雨乞い行事であったとも伝えているからである。

『屋山年代記』の幕末期の記載の中に雨乞いが頻出する。

嘉永五年（一八五二）の項に「大旱魃ニテ雨請祈禱役所頼来」とあり、島原藩高田役所から長安寺に雨乞い祈禱の依頼があったことがわかる。

翌年の嘉永六年（一八五三）の項にも「大日照り旱魃、雨乞自役所頼来七月、四月フリ七月迄フラズ」とあり、「田方不残焼ル、水有ハノダレ虫入サヤ本惣皆無、七十三日ブレフリ」と記されている。四月から七月にかけて雨が降らず、七月に高田役所から雨乞いの祈禱を依頼され、その甲斐あって七十三日ぶりに降雨があったという。水田の稲はすべて枯れてしまい、かろうじて水のあった水田の稲さえ、アブラムシがついて、莢には実が入らなかつたというのである。嘉永年間の雨乞いは高田役所からの依頼であり、長安寺は祈禱所のひとつとして位置づけられていたことがわかる。『弘化元辰以来嶋原仕出高弘別紙案詞探題小川格輔』によれば、西暦一八四四年に島原藩高田役所では雨乞い雨止め祈禱と五穀成就祈禱を頼む寺社として、若宮八幡・屋山長安寺・長洲加茂宮・御許山・天台一派於屋山を記している。

安政二年（一八五五）には「卯七月二日雨請、雨降り」とあり、雨乞いをしたら降雨があったというのである。

文久元年（一八六一）には「七月十五日ヨリ廿一日轟コモリ、大雨降り」とある。「轟」とは加礼川上流部にあった淵のことで、現在並石ダム湖底に沈んでしまっている。長安寺住職松本文尋師によれば、昔、銅板法華経（国重文）をこの淵に沈めて、その功德で雨乞いをしたという。新田の河野博信氏によれば、轟淵で潮汲みをして雨乞いをしたのを記憶しているという。また、この轟淵は底無し淵といわれ、龍が住みついており、高田の権現の鼻の海に通じていると信じられていた。

この安政二年と文久元年の雨乞いでは、依頼主が記されていない。早魃の規模が小さく、村方から頼まれただけなのかも知れない。

この長安寺の雨乞いと幕末期の国東郡竹田津村の庄屋記録である「万年記」とを照合してみよう。竹田津での雨乞いは、文政六年・文政一〇年・天保三年・天保十四年・嘉永六年・安政二年・文久元年・明治八年の八件が記録されている。アンダーラインの年は『六郷山年代記』の雨乞いの年と合致するが、万年記には嘉永五年の旱魃の記録はない。

都甲荘地域内には旱魃に強い区域もあった。築地区は今井堰の灌漑用水が豊富で、松行区等に水を分けるほどで、ほとんど雨乞いをする必要はなかったという。そのため「せかずに上がるママガイゼ（塞かずに水が揚がる飯井堰『今井堰』）」とさえ言い習わしていた。ただし、東西都甲村全体の雨乞い行事である千把焚きには参加したという。

また、下長岩屋区と一畑区の海神社の勧請は、雨乞いを目的としていたという伝承があり、この地域の水に対する願望が如実に現れている。『豊州御領村々様子大概書』には、この両海神社は「八大龍王」と書かれており、近世中期には仏教系の神であったことは興味深い。

(H) 寺院と檀家

神社信仰は地域社会と密接に関係しているが、これとは違う原理で成立しているのが寺院である。都甲地域では古代からの伝統を引く天台宗系の六郷山寺院が最も古く、中世には禅宗寺院が創建されるようになり、中世末期から近世にかけて浄土真宗の教線が活発化する。

寺院が地域社会と結びつく上で最大の事件は、寛永年間（一六二四―四四）に成立した檀家制度であろう。檀家制度のもとで、寺院は檀家の葬祭供養を独占的に行うと共に、宗門人別帳作成などによって檀家の人身支配を行うようになる。神社が鎮守社化することによって信仰領域を確立させたのとは別に、寺院では家単位で信仰組織を形成したのである。

六郷山系天台宗寺院の檀家

安永五年（一七七六）の『天台宗豊後国六郷山延力寺社名簿』（以下『延力寺社名簿』という）に、国東半島の六郷山寺院の坊中・末寺・檀家数が記載されている（表3）。

これを見ると、長安寺の檀家数は上位から五番目であり、その檀家数九十戸は平均値約六十戸を越え、天台宗寺院としてはやや多い方に属す。加礼川区の家の大半を檀家としているが、中世に六郷山執行職を出していた有力寺院としてはやや少ないように思える。これは元和六年（一六二〇）から慶安四年（一六五一）までの無住の時期が、ちょうど檀家制度の確立期であったことも、その要因のひとつであったろうと思われる。

現在、長安寺の檀家の分布は、加礼川区を中心に、周辺の長岩屋・大力・新城各区にまで及んでいる。加礼川区では、屋山五戸（全戸）・新田八戸・中平十七戸（全戸）・佐屋元の上組一〇戸（全戸）・佐屋元の下組一〇戸（全戸）・鶴十八戸（全戸）などの計六八戸。それに、長岩屋区の十九軒、大力区浜田の六戸、新城区獅坪の一戸、新城区甘木の二戸を合わせて、合計は九六戸となる。加礼川区約八五戸のうち、長安寺の檀家は八割を占めている。また、新城や浜田のような西南の山麓部にも檀家が広がっていることは注目される。この檀家の分布は、中世における長安寺の勢力範囲の大勢を表していると考えられることもできる。

長岩屋区の檀家十九戸の内訳は、三軒が戦前からの古い檀家であり、残りの十六戸は戦後になって天念寺から受け継いだ新しい檀家であるという。なお、天念寺の檀家の内、長岩屋谷の最上流部の二軒は、無動寺の方が近いので、そちらの檀家になっている。長岩屋地区の新編入の檀家を除外しても、安永五年の檀那数九十軒という記録から、過疎化による自然減少を考慮すれば、さほど変化がないことに気づく。

表3 安永年間の六郷山寺院の下寺と檀家

寺名等	檀那数	坊中・末寺等	寺名等	檀那数	坊中・末寺等
両子寺 二六五軒		総持院(院主)・中之坊 大萬坊・自常坊・真光坊 実相坊・財蓮坊・北之坊 南之坊・庵実坊・門之坊 瑠璃光寺・西岸寺 城園寺・普門寺	瑠璃光寺 長安寺 靈仙寺	九軒 九十軒 二七七軒	(両子寺末) 北之坊(無檀) 実相院・大力坊 庵実坊(無檀) 靈仙寺末
文殊仙寺 六五軒		中之坊・向之坊・南之坊 乘蓮坊・北之坊(断絶) 支配所十五寺	天念寺 萬徳寺 行入寺	四十軒 三軒 十四軒	
興導寺 七五軒		檀那七五軒西之坊預之 西之坊・下拂坊	丸小野寺 岩戸寺	五九軒 一〇〇軒	
千燈寺 七五軒		檀那七十軒三坊配当 平等寺・金光寺・真覚寺	大聖寺 浄満寺	五十軒	
無動寺 一三二軒		寿福寺	富貴寺	三十軒	一坊
報恩寺 四八軒		□傳寺	胎藏寺	二五軒	
宝命寺 五十軒		求保坊・三光寺	西明寺		
東光寺 三十軒		経田阿弥陀・覚安寺	岩脇寺	九軒	喜福寺
神宮寺 六十軒		谷之坊	成仏寺	二十軒	
応曆寺 七十軒		院主西之坊・弥勒寺	西岸寺		
城園寺			普門寺		

長安寺の檀家は、1新田、2中平、3佐屋元上組、4佐屋の元下組、5鶴、6屋山・浜田・甘木・長岩屋の合同組の計六組に編成されている。春秋の長安寺の彼岸会に、彼岸賄いといって毎年一組が交代で当番となり、お参りに来る人達のお齋(食事)を作って接待する。彼岸会では、阿弥陀経を誦して、檀家の先祖供養を行うのである。

安永五年の天念寺の檀家数は四十戸であり、明治前半期には三八戸となっていた。明治初期の長岩屋地区の総戸数一四九戸・戦前約一一〇軒・現在七九軒である。現在、上下長岩屋区の天台宗寺院の檀家は二一戸である。天念寺の旧檀家は、寺の周辺の円寿坊・七郎迫・要本坊・今井の各小字に集中しており、上流の小字地主にも二軒あった。天念寺の檀家数は決して多くはない。これは、近世に無住の時期が度々あり、そのため多くの家は他の宗派の寺院の檀家になったものと思われる。

西都甲の檀家

明治前半期の西都甲村における檀家数の記録がある(表4参照)。都甲地域に所在する旦那寺は、天念寺(長岩屋)・長安寺(加礼川)・妙覚寺(荒尾)・金宗院(松行/廃寺)・龍雲寺(築地/廃寺)・栄法寺(大力)・長賢寺(新城)であり、高田の光円寺・妙寿寺、水崎の万徳寺などの域外の寺院の檀家もあり、その数は十一カ寺である。

この表に欠けている旧東都甲村の各区と払田区の檀家の現状の概略を次に紹介する。一畑区は、北ノ迫(十戸)・夏吉(八戸)・狩門(六戸)のほとんどが光円寺門徒で、梅畑では十三戸が光円寺檀家、二戸が妙覚寺檀家、四戸が梅遊寺の檀家であるという。梅ノ木区は、庵ノ迫の上手三戸が梅遊寺の檀家で下手四戸が光円寺檀家である。山口二戸は長賢寺檀家、樺と琴ノ組のはほとんどが光円寺の檀家だという。加礼川区の場合、新田の梅遊寺檀家四戸と光円寺檀家六戸、並石の光円寺檀家九戸と

表4 明治前半期の西都甲の檀家数

宗派	寺院名(所在地)		上長岩屋	下長岩屋	松行	築地	荒尾	大力	計
	天台宗	天台宗(長岩屋)							
曹洞宗	妙覚寺(荒尾)					一	二六	七	三四
曹洞宗	長安寺(加札川)							三	十二
曹洞宗	金宗院(松行)							一	三二
曹洞宗	龍雲寺(築地)					五			五
真宗本願寺派	榮法寺(大力)					三	九	五	一〇〇
真宗本願寺派	光円寺(高田)		三九						一七二
真宗本願寺派	妙寿寺(高田)				七	十六	四	九	三六
真宗本願寺派	善照寺(高田)				二	二			四
真宗大谷派	万福寺(高田)			十八				七	二五
真宗大谷派	長賢寺(新城)							二	二
旦那寺	不詳			六				九	二
区ごとの戸数			五七	九二	六三	五九	九九	一〇六	四七六

神道三戸などがあるだけで、他は長安寺の檀家である。新城区では、長賢寺と光円寺の檀家が多く、仏照寺の檀家は比較的少ないという。払田区では、光円寺檀家十三戸、妙寿寺檀家二戸、妙覚寺檀家五戸、神道二戸などであるという。

地元にある諸寺院は、寺の周辺部に檀家が分布している。域外の寺院の場合は、光円寺以外、比較的檀家の分布地域が偏っている。光円寺は満遍なく分布しており、明治前期の西都甲村の一七二戸の檀家数と現代の東都甲地域を勘案すると、都甲地域で最多の檀家数となる。都甲地域の寺院のうち、万徳寺は浄土真宗大谷であるが、光円寺・妙寿寺・善

照寺は浄土真宗本願寺派であり、この地域への本願寺派の教線の強さを物語っている。

(1) 近世中期の神社と堂宇

『豊州御領村々様子大概書』(以後『大概書』という)は、島原藩深溝松平家が支配していた二豊飛地に関する明細帳で、社寺堂宇についての記載がある。この『大概書』が作成されたのは、寛保元年(一七四一)から寛延三年(一七五〇)までの間と考えられており、近世中期の当該地域の信仰対象を知ることの可能な数少ない貴重な資料といえる。

表5では神社と堂宇のみを抽出し、各社寺堂宇の現状を下段に記した。旧郷社・村社格の神社で、『大概書』記載の神社と直接的に結びつかないものがある。築地区の都甲八幡社・大力区の浜田神社・新城区の巖島神社・加札川区の海神社・一畑区の海神社の五社である。

近世、都甲八幡社は若竹山八幡宮と呼ばれており、若竹山の「若」という名称から、『大概書』の「若宮八幡」に該当すると思われる。

浜田神社は明和元年(一七六四)の棟札には「仲哀神宮」と記されており、『大概書』の「若宮八幡」「磯倉大明神」「貴船」のいずれかかと思われる。浜田社は八幡系の神社なので、貴船と名乗るとは考えにくい。

若宮八幡は現浜田社の二宮殿に祀られており、副次的な存在といえる。残るは磯倉大明神ということになるが、確証はない。

矢立宮と称していた巖島神社は『大概書』に記載がなく、相当する神社は「弁財天」と思われる。近世、安芸の宮島は日本五弁財天のひとつと称されていたように、安芸の巖島神社の宗像三女神と弁財天は習合していた。当時、新城の巖島神社も弁財天と考えられていたと思われる。

加札川区と一畑区の海神社は『大概書』には八大龍王と記されている。

水神として仏教系の龍神を祀っており、神仏習合色の濃い神社である。一畑村の海神社の祭神に住吉神をあてたのは、明治期の神職だったと思われる。また、加札川区の海神社の大正十四年の石鳥居には「龍王宮」と刻まれており、明治期間以降も龍王と考えられていたことがわかる。

この地域の神社堂宇に、山神・小市郎・妙現・権現・さやの神がある。山神社は長岩屋区9社・大力区3社・新城区2社・梅木区3社・一畑区5社・加札川区9社あり、弘田区・荒尾区・築地区・松行区などの条里地域には皆無であることが特徴である。山神社は農耕神で、山への依存度の低い地域では祀られなかったようである。明治期になると、大山祇神を祭神とするようになる場合が多いが、本来はアノニマスで普遍的な「山」の神であったと思われる。梅木区のように、集落鎮守社が明治期に村社格を与えられ、村の鎮守社となったと思われるものもある。小市郎神は一種の人格神であり、祖先神とか崇り神として考えられており、大分市を南限に東北地域に分布する。荒尾村1社・長岩屋村4社・大力村4社・新城村1社・梅木村1社・一畑村1社ある。一統あるいは講で祀られていたと考えられ、本格的な鎮守社には発展しなかった。

妙現とは妙見菩薩のことで、長岩屋村と大力村にそれぞれ1所ある。妙見は北斗のことで、宇佐神宮上宮にある北斗社との関係が考えられる。長安寺の両子坊の子孫である屋山の寺田哲郎家の仏壇には、小さな妙見菩薩像が祀られている。亀に乗った総髪姿で、近世の作と思われる。権現には長岩屋の天念寺六所権現と加札川の長安寺六所権現とがある。それ以外に築地村3カ所・加札川の1社があり、詳細はわからないが、神仏習合の神が祀られていたことは注目される。

さやの神は塞神（境界神）あるいは性神として信仰されている。荒尾村と長岩屋村にあったという記載があり、長岩屋村のさやの神は現存し

ているが、荒尾村のものは明治初年に整理されたと思われる。加札川区の佐屋の元は地名化しているが、現在はさやの神は祀られていない。佐屋ノ元は長安寺を中心とする六郷山地域と狭義の都甲荘との境界に当たると考えられている。この集落から長安寺への道が通じている。その道の入口に『大概書』にも記載のある金剛童子の石祠がある。金剛童子は護法神で、密教ではこの神を本尊として除災延命の修法が行っていた。この金剛童子が境界守護神のさやの神ではなかったかと思われる。長岩屋のさやの神も、そのような境界神だった可能性がある。大力区の堀岩屋にも祀られており、これは集落の入口の境界神と考えられる。昭和六十二年には松行区の金宗院の隣接地に、巨大な木彫のさやの神（男根形）を祀った小堂が建てられており、さやの神信仰の根強さに驚かされる。

『大概書』から見ると、この地域には神仏習合の神々が多く祀られていたことがわかる。そして、明治期の神仏分離と社格付与、それに淫祠邪教の排除と小祠の合祀の推進は、この地域の信仰に少なからず影響を与えた。例えば、六所権現（現身濯神社）のように神社名変更が行われたり、一畑区の八大龍王（現海神社）のように祭神が住吉神になったり、各種の小祠の類は整理統合されたりしているのである。

(1) 地域と信仰

都甲荘地域には、田染荘の三所八幡社のような荘域のほとんどを統括するような信仰拠点は見当たらない。都甲荘域は、祭祀圏によって四地域に大別することができる。

加札川区は長安寺を中核とした六郷山地域、同じく長岩屋区は天念寺を中核とした六郷山地域と規定することができる。これらの地域は坊から発達した集落をもとにしており、修正鬼会の時にそれぞれの天台宗寺

院との結びつきが明瞭になる。

弘田・荒尾・築地・松行・新城各区は、狭義の都甲荘地域であり、都甲八幡社を中心とした氏子圏の存在を確認できる。

それでは、大力区・梅木区・一畑区は、どのように位置づければよいのだろうか。この地域は浜田社の氏子圏としてまとまりのある独立した地域である。中世に大力を支配していた大力氏は、香々地町夷の靈仙寺の大力坊の出身と考えられること。大力の堀岩屋の普賢岩屋とこの地に続く智恩寺が、高山の下寺であったこと。十王谷の子供鬼会という形で、修正鬼会が残っていること。栄法寺が六郷山寺院の後身と伝えられていること。梅木区山口が長安寺の坊跡と推測されること。以上のことから、都甲川以南の地は、中核となる寺院はなかったが、六郷山地域であったと思われる。また、狭義の都甲荘地域よりも、六郷山地域は集落の独立性が高く、小祠・堂宇と祭神の種類が比較的多いといえよう。

《話者氏名》(敬称略)

長岩屋区／井ノ本松丸・安東貞光・佐藤政利・清末親子・大塚正利・

佐藤市郎・福田末夫・井ノ口勝・伊藤陸祐・河野元則・

猪口孟義・井ノ口豊・佐藤正彦・井ノ口政久・明石貞子・

佐藤千代・佐藤キミエ・佐藤チヨコ

加礼川区／松本文尋・安東秀人・野田歎行・寺田哲郎・河野博信・

山田シズカ

一 畑区／河野松夫・原内正勝

梅木区／中野トキエ・河野サナエ

大力区／大畑賢信・橋本国彦・橋本玉彦

新城区／土谷米行・伊藤義秀

松行区／矢野典喜

築地区／桑原範茂

荒尾区／北崎公敏

弘田区／田染久勝・河野喜久雄・矢川藤吉・鴛海律男・河野守儀・

阿部克洋

六 仏教の変遷と中世石造物

(一) 仏教の変遷

都甲荘とは、本来は弘長二年（一二六二）四月十九日の地頭大神惟家讓状（『都』一九）に示された範圍、すなわち古代以来の条里から開發が發展したとみられる現在の大字払田・荒尾・松行・新城に限られるが、それまでの都甲氏にかわって吉弘氏が支配権を確立した中世後半期には、旧六郷山領、すなわち加礼川・長岩屋川の両流域および都甲川左岸の現大字大力地区までを含むより広範な荘域として認識されるにいたつたものである。

この地域における仏教の変遷は、先ず惣山屋山寺（長安寺）および中山本寺の一つ長岩屋山（天念寺）を中心に古代以来發展した六郷山天台仏教があり、室町初頭には地頭吉弘氏の庇護のもとに国東泉福寺系の曹洞宗の進出があり、また、戦国期には小土豪達の帰依を受けた浄土真宗がその教線を伸ばしている。

以下ここでは、都甲地域におけるこれら各仏教宗派の動向を各寺院の成立と推移の状況を通して概観しておきたい。

六郷山寺院

諸縁起に養老年間の開基と伝えられる六郷山諸寺院も、平安中期頃までの実態については確かな記録がなく、不明な点が多い。六郷山がある程度明確なかたちで現れるのは、平安後期も一一世紀後半になってからである。すなわち、永保三年（一〇八三）に津波戸山に埋納された経筒には、その結縁願主として、永尊ら六郷山僧侶達とともに大宮司宇佐公相をはじめ、宇佐氏・秦氏・藤原氏など多人数が名を連ね、六郷山仏教

が宇佐宮をも含めた汎宇佐・国東的な広がりをもっていたことが推測される。長安寺に伝わる『六郷山年代記』によれば、六郷山は永久元年（一一一三）に天台無動寺の末寺となり、保安元年（一一二〇）には（山領が）延暦寺に寄進されたという。これに象徴されるように、一二世紀以後の六郷山は、比叡山と強く結びつくことによって、天台系の山岳寺院として急速に組織化をとげたようである。ちなみに、後述の長安寺太郎天像（大治五年・一一三〇銘）や同銅板法華經（保延七年・一一四一銘）は、六郷山天台仏教が宇佐国東はもとより、求菩提山・彦山さらには宇佐宮の本家職である石清水宮とも連携した壮大なスケールをもっていたことを伝えている。そして、この頃には六郷山の内部にあつても、長承四年（一一三五）の「夷住僧行源解状案」（『香々地莊史料』三）に示されるような、本山・中山・末山からなるいわゆる三山組織が形成されていたようである。

それ以後平安末から鎌倉期にかけての六郷山の動向は不明であるが、安貞二年（一二二八）、六郷山は鎌倉幕府から正式に関東祈禱所に認定され（安貞二年二月八日付「関東御教書」島原松平文庫）ており、幕府から任命された執行を頂点とする強固な寺院体制を確立したことが知られるのである。この中世の六郷山にあつて、院主が執行を兼任する寺院として中心的役割を果たしたのが惣山屋山寺（長安寺）である。

(1) 惣山屋山寺

平安時代の屋山寺については不明な点が多いが、大治五年の太郎天像の造立や保延七年の銅板法華經の成立からすれば、同寺が少なくとも平安末期の一二世紀前半頃には既に六郷山の中核的寺院として機能していたことが窺える。

○太郎天・二童子像 三軀



写真35 長安寺太郎天・二童子像

の偈が墨書され、この神像の本地が不動明王であることを示している。すなわち、このほかに類例をみない特異な姿の神像は、屋山寺、さらにはその統括する六郷山全体の守護神である太郎天が、実は天台密教の護法仏である不動明王の化身し

現在長安寺の収蔵庫に安置される三尊像は、明治初年の神仏分離が行われるまでは、同寺の鎮守六所権現社の祭神として祀られていた。三尊とも樞材の一木彫成像であるが、主尊の太郎天像は、髪を美豆良に結び、目尻の上がつた鋭い眼差しには神像らしい森厳さが表現される。この太郎天像の胎内には、全面にわたって夥しい墨書銘(資料編五一・五二ページ参照)があり、この像が「屋山太郎惣大行事」と称する神体像として、大治五年(一一三〇)に一〇〇名近い結縁者を募って造顕されたことが分かる。結縁者のうち天台僧円尋・僧義暹・阿闍梨僧経舜など六〇名ほどが六郷山をはじめとする天台僧で、在俗者三〇数名は、宇佐宮関係者とみられる宇佐氏五名のほか、国衙系官人とみられる藤原氏・紀氏など多岐にわたっている。ちなみに、「豊前講師覚成坊」とあるのがこの像の作者であろう。そして、不動明王の種字(カーン)とともに、その義軌である「不動尊作十九観」や「勝軍不動明王四十八使者秘密成就儀軌」

た姿であることを表しているのである。

○銅板法華経 一九枚

同 管板 四枚

方形をした鑄造の銅板の表裏に、法華経二八品の経文を陰刻したもので、同じく銅板で造られた箱型の容器をともなう。経板・管板とも本来は鍍金がほどこされていたようで、所々にその痕跡をのこす。

大小各二枚づつ計四枚の管板は、各々その表面に、大きい方に二体、小さい方に一体あて、総じて六体の観音像(六観音)の線刻画像を表わし、裏面には各々釈迦三尊と不動・毘沙門、六観音と五輪五大、阿弥陀五尊、金・胎面大日と不動の種字を陰刻する。

① (表) 線刻千手観音・聖観音像

(裏) バク(釈迦)・アン(普賢)・マン(文殊)・カーン(不動)・バイ(毘沙門)

② (表) 線刻馬頭観音・不空絹索(或は准胝か)観音像

(裏) キリーク(千手)・ボ(聖)・ウン(馬頭)・キヤ(十一面)・ボ(准胝)・タラーク(如意輪)、ケン(空)・カン(風)・ラン(火)・バン(水)・アン(地)

③ (表) 線刻十一面観音像

(裏) キリーク(阿弥陀)・ボ(観音)・サク(勢至)・カ(地藏)・バ(龍樹)

④ (表) 線刻如意輪観音像

(裏) バン(金剛界大日)・アーンク(胎藏界大日)・カーン(不動)

そして、各々の表裏にわたって、紀年銘、願主交名、作者名等の銘記

(詳細は資料編参照)がある。それによれば、この銅板法華経と銅宮は、金剛仏子尊智が勧進となり、僧俗計二〇数名の結縁を募って、保延七年(一一四二)四月二十八日につくり始め、同年九月一日日に完成供養されたことが知られる。なお、その製作に使用された銅材は、「六郷分料銅五百九十領」「料銅六百八十領石清水惣別当僧違意」とあり、六郷山側と石清水惣別当が各々出資し合ったものであった。また、「鎮西豊後国六郷御山屋山分也」とあることから、この銅板経が六郷山にあつてもほかならぬ屋山寺のためにつくられたことがわかるが、これと同じ形式の銅板経・銅宮が、翌康治元年(一一四二)には求菩提山、四年後の久安元年(一一四五)には彦山でもつくられており、この銅板経製作の一大事業が、六郷山屋山寺―求菩提山―彦山の連撃のもとに行われたことが知られるのである。ちなみに、三件とも作者として同じ紀重永の名が記されており、このことを裏付けている。

このほか、平安末期の屋山寺の隆盛を伝えるものとして、現存はしてないが、『年代記』に久安六年(一一五〇)、龍頭を加えると五尺三寸になる大梵鐘を鑄造した記録が見えている。その時の大勸進経舜は、太郎天の胎内銘に「阿闍梨僧経舜定恵坊五十四年」とある僧と同一人物とみられる。

このように、単に六郷山にとどまらず、広く宇佐・国東から求菩提山・彦山といった北部九州の山岳仏教の信仰圏をも包摂した豊富な内容をもつた太郎天像と銅板法華経が相ついで造顕された屋山寺が、平安末期のこの時期に、既に六郷山の中核的寺院として存在したのは確かであろう。

『年代記』によれば、寿永二年(一一八三)、屋山寺は緒方惟栄の焼き打ちで灰燼に帰し、建久四年(一一九三)まで退転したとあり、平安最末期から鎌倉初頭の屋山寺は一時疲弊した時期があつたようである。こ

の屋山寺を再興したのが、建久五年、院主として入寺した僧応仁であり、中世の屋山寺は彼の復興事業にはじまるといってよい。同七年、屋山寺は大友能直の取り立てにより七堂伽藍および権現社の再建を果たし、供田三五町の寄進にあずかったとある。大友能直というのはやや信憑性に欠けるが、応仁を復興第一世として、これ以後の屋山寺は大いに整備が進められた。やや年代は下がるが、安貞二年(一一二八)、鎌倉幕府に提出された『六郷山諸勤行并諸堂役祭等目録』(長安寺文書)には、本山分・中山分・末山分とは別格の扱いで、「惣山 一屋山寺、本尊千手観音、阿弥陀三尊、不動尊云々」とあり、少なくとも鎌倉前半期には、名実ともに六郷山を統轄する「惣山」として機能していたことがわかる。同年二月八日付けの関東御教書によって、六郷山が幕府から正式に関東祈禱所に認定されたのも、屋山寺を中心に組織強化された六郷山に対してであつたろう。

この鎌倉復興期の屋山寺を語る遺物に、現在も長安寺の本堂などに分置される数体の仏像がある。本堂安置の木造阿弥陀如来坐像(檜材寄木造、像高八八・二^サ)は、丸味のある円満相に浅彫りの衣文など藤原仏の伝統を継承しながら、目には玉眼(後世の修理で現状は彫眼)を入れ、全体に端正で引締った像容など鎌倉新様式の受容の跡がみられる。この阿弥陀像と一具とみられる菩薩立像(観音・勢至)二軀が収蔵庫横の小堂にある。このうち、特に髻を欠失した方(檜材寄木造、像高九五・三^サ)は、その丸く張りのある面相といい均整のとれた体部の肉取りなど阿弥陀像と同工であり、当初からの脇侍であろう。もう一方の菩薩立像は、前二像に比べ、形式化が進んでおり、やや下つての造立であろう。

これら三尊については、前記安貞二年の『諸勤行目録』に千手観音・不動明王と並んで屋山寺の本尊とある阿弥陀三尊に該当するとみられ、お



写真36 長安寺阿弥陀如来像

そらく建久五年の院主応仁にはじまる屋山寺の復興期に造頭されたものであろう。以上のほか、先の阿弥陀像とともに同寺本堂に安置される菩薩坐像二軀（檜材寄木造、像高五七・五寸、五六・二寸）は、さらに地方色の濃い像容を示し、南北朝期まで下った在地仏師の製作になるものであろう。

同寺鎮守六所権現の社前にある石造国東塔（塔高二七〇寸）は、相輪部こそ破損するが、そのバランスのとれた塔型と蓮弁や格狭間のしなやかで伸びのある彫り口は古様である。その造型感覚には正応三年（一二九〇）銘の伊美別宮社塔に通ずるものがあり、無銘ではあるが、むしろ年代的にはこちらの方がやや先行するとみられる。おそらくこの塔も、初期国東塔の多くがそうであったように、六郷山の興隆を願って如法経を納入供養する施設として造立されたものであろう。

そのほか、記録の上でしか確認できないが、この屋山寺の復興期に造建されたものとして、『年代記』の建保元年（一二二三）の条に「屋山九重塔立了」とある。おそらく石造多層塔であろうが、先の国東塔に先駆するものとして注目される。また、建治元年（一二七五）、院主祐快の代に料銅三千三百両（領）をつかって総高三尺の梵鐘が鑄造されている。作者は、「大工当国住人沙弥慈蓮」とある。

ところで、『年代記』の寛元二年（一二四四）の条に「応仁打札之次第快円ユツル云々」という記録がある。これは近年発見の道脇寺文書（資

料編所収）の年月日未詳屋山寺院主僧応仁置文案（補三・四）に「於院主職者譲与執行法橋快円畢」とあるものに対応すると考えられ、応仁は宝治元年（一二四七）の示寂に先立って、六郷山執行快円法橋に屋山寺の院主職とともに同寺領のごとくを譲り渡したのである。ここに六郷山の統轄者である執行が院主を兼帯する寺として、「惣山屋山寺」の名にふさわしい寺格が確立したのである。

その後、南北朝の内乱期には、屋山寺を含めた六郷山は再び荒廃の危機にさらされたようである。建武四年（一三三七）の「六郷山本末寺次第并四至等注文案」（永弘文書『大分県史料三』）にみる武家方による六郷山諸寺院の押領の記録はこの間の事情を物語っている。この間、屋山寺にあつては、永仁二年（一二九四）以前に六郷山執行となつた僧円仁（永仁二年示寂、「大神姓都甲氏系図」資料編所収）以来、地頭都甲氏が執行職を占有したようである。康永三年（一三四四）に両子寺惣持院より屋山寺に入った豪惣を初代とし（長安寺蔵「屋山歴代過去帳」）、それ以後を「六郷惣山屋山学頭坊」の時代といい、六郷山の中にあつて、屋山寺がまた一つの画期にあつたことが窺われる。

永享八年（一四三六）、姫岳合戦の勲功として都甲莊松行名および六郷山領である長岩屋・加礼川の支配権を獲得した吉弘氏は、それ以後都甲氏にかわつて、六郷山執行の地位を世襲し、また同権別当をも兼任するようになった。中世後期の屋山寺は、この新地頭吉弘氏を大檀那として発展し、学頭祐秀の代、明応六年（一四九七）には講堂、同九年に六所権現拜殿、永正七年（一五一〇）に食堂を再建、また学頭としては最後の九代豪意の代、天文五年（一五三六）には地頭で六郷山権別当でもある吉弘鎮信を施主として、法華三昧のための御興所が再建され（屋山法華三昧興所再興表白文『太宰管内志』）、天正一七年（一五八九）には屋

山寺戒壇院が建立されている。しかし、こうした屋山寺の繁栄も、戦国末期の吉弘氏の没落とともに衰退し、それ以後近世の六郷山の中心は、杵築藩の庇護を得て六郷山総持寺となった両子寺に移っていったのである。

〔2〕天念寺とその末坊

都甲荘域の北東部、都甲川の支流長岩屋川にそった狭隘な谷筋は、天台宗六郷山中山本寺の一つ天念寺（本坊）を中心とした一大坊集落を形成した地域である。六郷山に関する基本資料の一つである建武四年（一三三七）成立の六郷山本中末寺次第并四至等注文案（宇佐永弘文書）によればその範囲は次の通りである。

長岩屋山 限東赤丹畑大タウケト号、限西恒吉西福寺下谷、

限（南脱カ）尾ノ鼻ヨリ加札河マテ大道、限北美尾

すなわち、東は赤丹（根）越えの大峠、つまり現在の三畑あたりまで、西は当然谷筋の入口大字長岩屋堀ノ内あたりになろうが、「恒吉西福寺下谷」に比定される場所は不明である。南は屋山の尾根裾から同屋山寺（長安寺）領加札川との境まで、北は谷北側の尾根筋までがほぼ推定される。

坊集落の規模については、永享九年（一四三七）、地頭吉弘綱重が長岩屋の夏供米の再興を期した置き文（大字三畑の土谷家文書に書写本がある）の中に引用された応永二五年（一四一八）六月八日の日付をもつ六郷山長岩屋住僧屋敷注文によれば、この室町初頭の段階で、長岩屋の狭い谷筋に六二ヶ所にのぼる坊屋敷が存在したことが知られる。しかし、これらの坊屋敷のうち、現在の地名などからその所在地が比定できるのは、一払・岩ノ上・田口二屋敷・妙門坊・西ノ坊・今井ノ屋敷・迫ノ屋敷・岩竹屋敷など二〇カ所ほどにすぎない。

なお、これら長岩屋の谷筋全体に散在した坊屋敷とは別に、谷のほぼ

中央、現天念寺の周辺には天念寺十二坊―本坊・円重坊・祇園坊・要本坊・西ノ坊・畔津坊・大満坊・妙仙坊・門ノ坊・二本坊・仙堂坊・重蓮坊―と呼ばれる坊跡が遺っており、五輪塔をはじめ多くの中世石造物を伝えている。これら十二坊と前出の屋敷注文に記された坊屋敷との関係がいま一つ明らかではないが、おそらく長岩屋全体に支配権行使した吉弘氏が没落した戦国末から近世初頭にかけて、同坊集落が天念寺（本坊）を中心とした狭い範囲で再整備され、旧坊名を踏襲した妙門坊・西ノ坊以外の多くの坊屋敷が廃絶、あるいは新たな坊名のもとに統合されたものであろう。

このほか、天念寺北側に屹立する岩尾根には、総じて九カ所ほどの岩屋が穿たれ、あるものは小堂が差し懸けられ古くからの行場となっている。各々の岩屋の名称と規模について『天念寺由緒書』に次のようになっている。

○小両子岩屋式四 堂壹宇 本尊阿弥陀如来其他諸尊多 ○龍門岩屋三

ニ 本尊觀世音其外諸仏数多 ○火打岩屋三 本尊大日如来其ノ他仏

数多 ○影堂岩屋壹 堂壹宇 本尊千手觀音菩薩外諸尊数多 ○十王岩

屋二 本尊十王十体安置也 ○忌堂岩屋三 本尊五輪塔三本 ○福永

岩屋四 本尊毘沙門天王 ○鳥岩屋壹 本尊大聖不動明王 ○門出岩屋

四 本尊馬頭觀世音菩薩

これら岩屋のうち小両子岩屋・龍門岩屋については、安貞二年（一二二八）の六郷山諸勤行并諸堂役祭等目録（『太宰管内誌』所収）や建武四年の注文案に、中山末寺として「小両子岩屋、龍門岩屋、長岩屋ノ末寺也」とあり、少なくとも中世初頭以来、六郷山中山本寺天念寺末として機能

していたことが知られる。その他の岩屋については宝暦五年（一七五五）成立の『豊前豊後百八十三所霊場記』にも記載がなく、現在これら岩屋が豊後高田市北部から真玉町にかけて設定されている豊後四国八十八カ所霊場の札所になっていることから、同霊場巡りが成立した宝暦一〇年（一七六〇）頃に開かれたものと考えられる。

本坊（天念寺）を中心とした長岩屋の坊集落がいつの頃までさかのぼるかについては不明であるが、長承四年（一一三五）の六郷御山夷僧僧行源解状案（『香々地莊史料』三）に屋山（長安寺）以下八カ寺の六郷山中山寺院の住僧が署判したなかに「長石屋住僧在判三人」とあり、少なくとも一二世紀前半には、六郷山の有力寺院として機能していたことがわかる。

この期の天念寺の状況を伝える遺物に、現在も天念寺本堂に安置される平安諸仏がある。

○本尊釈迦如来坐像

樟材一木造、彫眼素地、像高九三・〇 cm

○日光・月光菩薩立像

樟材一木造、彫眼素地、像高九七・二 cm 八七・九 cm

○勢至菩薩立像

樟材一木造、彫眼素地、像高九七・五 cm

○吉祥天立像

榿材一木造、彫眼素地、像高一〇九・一 cm

各像の尊名については、髪型や服装からそれと分かる吉祥天像以外は、いずれも手先を失うため不明瞭である。現本尊として安置される伝釈迦如来像は、両肘の形態から定印の釈迦か阿弥陀と判断される。また、現在本尊の脇侍となっている伝日光・月光菩薩像（釈迦の脇侍に日光・月

光がくるのも不可解である）は材質・技法及び作風の上からも現本尊と一具のものとは考えられない。むしろ、勢至菩薩とされる像（両肘の両方から合掌手の勢至像とみられる）の方が中尊と同じ樟材を用い、像容・作風及び法量の上からも、本来の脇侍像とみられ、失われた観音像とともに阿弥陀三尊を構成していたものであろう。いずれの像も平安前期以来の一木造（内割りもない）の伝統的技法を墨守しながら、様式的には和洋彫刻の浅彫で温雅な作風を示し、一二世紀頃の六郷山仏師工場の在り方をよく伝えている。

ところで、現在埼玉県入間郡名栗村の鳥居観音に所在する阿弥陀如来立像（樟材一木造、像高一九八・〇 cm）は、もと天念寺に所在したものである。比較的大きめの螺旋や下半身のY字状の衣文線などに平安前期の如来立像の名残りをみせるが、丸顔の円満相に浅彫で形式化した衣文、奥行きを浅い側面観などに、これも平安後期、一二世紀の造立になることを窺わせる。なお、この像はかつては前記小両子岩屋に所在したものであると言ふ。

天念寺に伝わる仏像が、近世に造立されたものを除けば、いずれも一二世紀に集中することから、この時期に長岩屋山が一つの画期をむかえ、堂舎の整備造営が盛んに行われたことを示している。このことは惣屋山寺をはじめ他の六郷山寺院も同様であって、六郷山の寺領が延暦寺に寄進され、その末寺となったことが契機となったのであろう。

平安末期から鎌倉時代にかけての長岩屋山の状況は一切不明であるが、建久五年（一一九四）、屋山寺の院主となった応仁による同寺の復興が長岩屋山にも少なからぬ影響を与えたであろうことは充分考えられる。ちなみに『六郷山年代記』によれば、建保六年（一一二八）長岩屋山において堂舎の落成供養が行われており、その時の講師は宇佐宮学頭坊であつ

た。

安貞二年（一一二八）、長岩屋山は他の六郷山寺院とともに鎌倉幕府に
目録を提出し、諸法会の執行次第を報告している（『六郷山諸勤行并諸堂
役祭等目録』太宰管内志）が、これに対し、幕府は同年、六郷山を関東
祈禱所に認定している（安貞二年二月八日付関東御教書 島原松平文
庫文書）。これに続いて、弘安七年（一一八四）にも六郷山は祈禱目録を
幕府に提出している（弘安七年異国降伏祈禱卷数目録『太宰管内志』）が、
これらは当時徐々に高まりつつあった外寇の強威にともなう幕府からの
異国調伏のための祈禱の要請に対応したものであった。文永・弘安の役
の勝利は八幡宮の神威高揚につながったが、同じように、それが六郷山
の地位を高め、活況をもたらしたのであることは十分に察せられる。

ところで、次の二基の在銘石造物は、不明なことの多い中世前半期の
長岩屋山の状況をわずかながらも知らせてくれる点重要である。

○文殊種字自然石碑 安山岩・高さ一九五・〇cm・幅八二・〇cm
（碑身陰刻銘）

奉造立石塔婆一本

當山如法五千日護摩八千枚加持八曼荼羅

（文殊）

マン 建武五年寛政四月八日 金剛仏子阿闍梨順賢

右造立趣者順賢成仏得道也

別当山安穩法界衆生為

建武五年（一一三三）四月八日、長岩屋住僧順賢阿闍梨が法華経五千
日護摩供の結願を祈念して、自らの成仏得道と当山衆徒の安穩を願って
造立したものであろう。この阿闍梨順賢については、次の石殿にも願主

として記されている。

○石 殿 安山岩、高さ二〇七・〇cm、現豊後高田市玉津（天念寺旧在）
（宮殿部陰刻銘）

願主金剛仏子阿闍梨

曆平二年己五月中旬

（棹部陰刻銘）

忍辱聖人

圓豪大徳 快圓大徳 圓□大徳

圓位大徳 圓然大徳 圓成大徳

圓増大徳 圓空大徳 圓□大徳

豪全大徳 聖圓大徳

願主先達金剛仏子順賢

曆平四年（一一三一）は前記石碑のわずか三年後である。願主の順賢
以外に、この石殿の銘文に名を連ねる一二名の僧のうち、冒頭の忍辱聖
人は彦山を最初に開いたと伝える人物（『彦山縁起』による）であり、ま
た円豪大徳以下の僧達は、『六郷山年代記』や長安寺過去帳によれば、い
ずれも屋山長安寺院主あるいは六郷山執行を補任した人物であることが
わかる。特に執行円豪の代、安貞二年には、前述のように鎌倉幕府によつ
て六郷山が関東祈禱所として正式に認められるなど、中世初頭における
六郷山の復興に重きをなした人物である。また、執行快円は屋山寺の中
興した応仁の跡を受けて屋山寺院主となり、六郷山加札川を興した人物
である。この石殿は長岩屋住僧である順賢阿闍梨が六郷山および屋山寺
の発展に重きをなした先人達を供養したもので、その思想が六郷山全体
ひいては彦山までをも包括している点注目される。

そのほか、中世の天念寺に関わる遺品として大般若経の書写本がある（資料編）。現存する二五〇巻余のうち、奥書を有するものが一七六巻あり、それによると正平一四年（一二五九）と同一五年の二カ年にわたって筆写された原写本に欠本が生じたため、応永二六年（一四一九）から同三〇年にかけてと永禄七年（一五六四）の二度にわたって書写の補充と修理が行われている。このうち正平本については紀年銘を記すのみで、筆者等一切不明である。応永本の奥書によれば、この大般若経は六郷山中山（中院ともある）の長岩屋山講堂に伝わったもので、このときの修理・補写は長岩屋了聖坊住僧豪隆を中心に同妙門坊円朝・豪榮・了心・生秀・円光・豪入・栄秀・源直治・藤原致高等僧俗一〇数名が名を連ね、なかには屋山住僧豪謙ほか、安岐郷侯見浦如庵やフキ（露カ）山院主など長岩屋以外の僧侶も関わっての一大事業であったようである。また永禄七年の書写は長岩屋住人森木安芸守浄音（清音、盛音とも書く）が恵芳禅尼・昌玉禅尼・妙芳信女・妙寿・浄盛の菩提を弔うために行ったもので、大檀那として源宗鳳すなわち吉弘鎮信の名があがっている。なお、この時の書写との関連で注目されるものに、現天念寺講堂下手の西ノ坊跡とされる場所に刻まれた磨崖碑が注目される。

○磨崖碑 縦一〇七・〇cm、横三六六・〇cm

（観音）

（第一面） サ （剝落）

（弥陀）

キリーク

（勢至）

サク

サ

□□主法界平等利益（この行墨書）

浄心居士神儀

キリーク

サク 天正八年八月廿三日

（胎藏界大日）

（第二面）

ア 妙神公

ニ

（金剛界大日）

バン 浄清居士神儀

（第三面）

ア 恵芳尊女神儀（以下墨書）

永禄五年八月二日白敬

バン 浄音居士神儀

この碑銘に記された法名の人物のうち、浄音居士は永禄七年に大般若経書写を行ったその人であり、その妻と思われる恵芳尊女と浄清居士も大般若経の奥書に記された人物である。三面の区画内に各々位牌型の矩形を彫り沈めて法名を刻むなど追善の供養碑とみられるが、この碑が刻まれた永禄五年に浄音は明らかに存命しており、今はなき人々の菩提を弔うとともに自らの往生をも願ったのであろう。

以上の在銘の石造物以外に長岩屋の谷筋には本坊である天念寺周辺各十二坊の跡地を中心に一群をなす五輪塔をはじめ、多数の石造物が残存している。これらの多くは、室町から戦国期いたる中世後半期のものがほとんどであり、この時代にまた、長岩屋の画期があったことを示している。

曹洞宗の浸透

古代以来六郷山天台仏教が支配的であった都甲荘にも、国東田原氏の一族吉弘氏が同荘地頭職と六郷山の支配権を掌握した室町初頭には、田原氏が永和元年（一二七五）、無著妙融を開山に国東郷横手の地に創建し

た泉福寺系の曹洞宗の進出がみられる。

宇佐・国東における禅宗の波及については、既に寛元元年(一二四三)神子榮尊が大官司宇佐公仲を大壇那として創立した宇佐円通寺をはじめ、延慶二年(一二〇九)、大友貞宗がその領下の安岐郷戸田の地に開いた実際寺、元応二年(一二三〇)、田原直平が田原別府に開いた宝陀寺など臨濟宗が先鞭をつけている。禅宗弘通の要因については、従来、それが新興の武士層と強く結びついて旧来の在地勢力の信奉する天台仏教を駆逐していったことによるとするのが一般的であるが、それは必ずしも新旧交替という一元的なものではなく、初期禅宗のもつ禅密兼修の性格が、武士層のみならず、宇佐宮をはじめ旧支配者層の側にも受け入れ易かったという事情も考慮される必要がある。

特に、無著の泉福寺開山以後急速に教線を拡張した曹洞宗の場合、旧仏教である六郷山天台宗とも融和し、元来宇佐宮あるいは六郷山の支配領域である宇佐・国東の谷々の奥深くまで浸透している。ここで注目されるのは、曹洞宗の普及状況について、臨濟宗が宇佐宮社家や大友氏・田原氏をはじめ領主クラスを大壇那に主に彼らの支配拠点である平野部に散在的に寺院が創建されているのに対して、曹洞宗がより小規模な在地の土豪の帰依のもとに、その支配する小村落単位にまで浸透している点である。寺院の規模は臨濟寺院に比べより小規模であるが、その信仰圏は在来の天台宗とも重層しながら、村落内の小庵・小堂にまで及んでいる。

都甲荘の場合、両禅宗のうち臨濟宗が浸透した痕跡は見られず、かえって古くからの天台宗の信仰圏であったこの地域に、曹洞宗が教線を伸ばしていった状況が比較的よく残っているのが特徴的である。以下、同荘内における曹洞宗の発展の経緯について概観しておきたい。

(1) 妙覚寺とその末庵

都甲荘域の西半分にあたる大字扨田・荒尾・築地・松行・大力は弥勒寺領都甲荘の本拠地であり(ただし大力は同荘の四至内に含まれず、旧六郷山領であったと考えられる)、また中世には地頭都甲氏・吉弘氏の支配拠点となった地域でもある。古代末以来惣山屋山寺を中心とした六郷山天台仏教の基盤の上に立つ東半分とは異なり、吉弘氏が同荘の支配権を確立した室町初頭頃には国東泉福寺系の曹洞宗寺院の創建が相つぎ、同宗の濃密な信仰圏を形成している。

現在地荒尾地区にある最勝山妙覚寺はもと扨田にあり、天台宗であったという。確かに、扨田地区の条里を見おろす丘陵上には妙覚寺跡とされる一区画があり、また中世の六郷山に関する基本史料である建武四年(一二三三)の注文案に六郷山本山末寺として「妙覚寺」の名が見え、「高山」すなはち本山本寺の一つ高山寺の末寺となっているほか、弘安年間頃の成立とみられる弥勒寺喜多院領注進状(石清水文書二三八)にも「妙覚寺八丁」とあり、六郷山および宇佐宮弥勒寺との関わりが考えられる。この扨田の丘陵は、領家弥勒寺の都甲荘支配の本拠であったと考えられ、「弥勒院跡」と称する一区画があり、近年まで小堂が建ち弥勒仏が安置されていたという。ちなみに、この弥勒院については、近世中期の『豊前豊後百八十三ヶ霊場記』に第百五番札所として「都甲庄扨田村 弥勒院 無住 弥勒菩薩」とある。いずれにせよ、曹洞宗としての妙覚寺が創建する以前に、扨田の地に同名の寺院があり、少くとも鎌倉末から南北朝初頃には、弥勒寺とも関わりのある六郷山傘下の天台宗寺院であったことが知られるのである。

妙覚寺がいつ頃現在の荒尾地区に移ったか確実な資料はないが、同寺

略縁起によれば、室町初期の応永年間に都甲彈正良沢なる人物が旧址の絶えるのを惜しんで復興を願ったが果せず、永享四年（一四三二）、国東横手村の曹洞宗本護寺の二世弥天正闇が中興し、その師明巖鏡照を開山としたという。ただ、その年代については、同寺一二世雪翁和尚の記した覚書によれば応永元年（一三九四）のことあり、また幕末期の編とみられる『泉福末寺開山并歴住書上帳』（泉福寺蔵）によれば、永享四年は弥天正闇の寂年であることがわかり、同寺の中興はこの間のこととしか言わざる得ない。

略縁起の言う「都甲彈正良沢」についてはいかなる人物か不明であるが、都甲姓を名のっていることから、あるいは妙覚寺は地頭都甲氏の菩提寺的存在ではなかったろうか。ちなみに、同寺背後の山腹（大字築地字寺ノ上）には、「殿墓」と呼ばれる場所があり、天文一四年（二五四五）を最古銘とする戦国期の板碑型墓碑が一二基ほどあり、都甲氏に関わる墓所と考えられる。

妙覚寺のある荒尾地区とは都甲川を挟んだ大力地区にある持地庵（大字大力字田城）と鴨尾の集落にある東見庵（大字鼎字鴨尾）は、明治初年の『泉福寺末寺書上』（泉福寺蔵）に各々「一妙覚寺庵室 嶋原藩管轄所 豊後国国東郡大力村 持地庵」「一妙覚寺庵室 嶋原藩管轄所 豊後国国東郡鴨尾村 東見庵」とあり、古くからの妙覚寺の末庵であったと考えられる。

このうち持地庵は、室町期（一五世紀頃）の木造地藏菩薩立像を本尊とするが、そのほか同所には戦国期の位牌三基が伝わり次のように記される。

○位牌一（表） 捐館梅月浄胸禪定門神儀

歸源梅室妙盛禪定尼覺靈

（裏） 大力兵部 天正十六年戊子五月十一日

慶長三年戊戌十月廿日

○位牌二（表） 歸真清岩浄秀居士靈位

（裏） 慶長二年丁酉卯月十五日

○位牌三（表） 當庵前任秀榮春公記空禪師覺靈

（裏） 慶長四年己亥七月廿七日

位牌一の天正一六年（一五八六）没の「梅月浄胸」なる法名の人物については、その「大力兵部」という俗名からみて大力氏の一族と考えられる。同氏は平安末以来、香々地長小野大力坊を本拠とする在地土豪で、戦国期には吉弘氏の被官であった。位牌三の僧侶は「當庵前任」とあることから持地庵の庵主と考えられ、当時有住の庵寺まであったことがわかる。おそらく、この地域における大力氏の菩提寺であったのであろう。このほか持地庵の境内には、応永三年（一三九六）銘の角柱塔婆、天正六年（一五七八）銘の板碑型墓碑をはじめ室町から戦国期の石造物が数多くある。

○角柱塔婆 一基

（阿閃） 一切有爲法 如夢幻泡影

ウーン 如露亦電如 応作如是觀 （金剛般若経）

（宝生） 十方仏土中 唯一乘法

タラク 無二亦無三 除仏方便説 （法華経方便品）

（阿弥陀） 諸行無常 是生滅法

キリーク 生滅之已 寂滅爲樂

（涅槃経）

(不空成就) 応永三丙子二月一九日

ア ク 慈心禪尼未尅死去

碑身の四面上方に各々金剛界四仏の種字を、その下に金剛般若経・法華経方便品・涅槃経の偈と紀年銘・法名を陰刻する。いずれも死者の追善にふさわしい經典の一説であるが、「未尅死去」と死亡の時刻まで記すことから、おそらく墓標として造立されたものであろう。この塔婆が当初から持地庵に関わるものとすれば、同庵の成立は少なくとも応永三年までさかのぼることになる。

○板碑型墓碑 一基

捐館林室秀盛居士

天正六戊寅十一月十二日

天正六年(一五七八)十一月一二日の紀年銘は、後述の金宗院の位牌に「於日州戦死」とあるものと月日まで同じであり、この被葬者も日向耳川での対島津軍との合戦に大友方として加わった地頭吉弘鎮信のもとで従軍、討死したものであろう。

妙覚寺のもう一方の末庵である東見庵については、旧境内地と伝える畑地に室町期の国東塔一基を中心に五輪塔群がある。そして現在東見庵として祀られている小堂には、本尊として木造観音菩薩坐像が安置されており、その背面に明応二年(一四九三)の墨書銘があり、同庵の成立年代をほぼ推定させてくれる。

(2) 龍雲寺

妙覚寺のある荒尾の集落に東隣する築地地区には「龍雲寺跡」と称する寺跡があり、明和五年(一七六八)銘の石造仁王像をはじめ、室町から戦国期の五輪塔群がある。龍雲寺は前出『泉福末寺歴代書上帳』によれば、国東泉福寺の開山無著妙融の高弟で同寺六世無染融了(享徳元年・

一四五二示寂)を開山とする。

ところで、妙覚寺には旧龍雲寺の本尊であった木造観音菩薩坐像が伝えられ、その像底に次のような墨書銘がある。

○木造観音菩薩坐像 一軀

(像底墨書銘) 大仏師法眼金叟

応永十九年壬辰正月念三日

大願主比丘尼善宗

前出東見庵の観音像とともに中世後半期の在銘基準作として貴重であるが、これにより龍雲寺の創建が吉弘氏入部以前の応永十九年(一四二二)までさかのぼることが知られ、妙覚寺と同じくこれも都甲氏一族に関わる寺院であった可能性が高い。創建後の龍雲寺は戦国期頃から江戸中期まで長らく廃絶状態にあったようである。『泉福末書上帳』によれば、延享二年(一七四五)要玄和尚が同寺二世として中興を行っている。なお、『霊場記』には「百八番 都甲庄築地村 有住 鼻津山龍王寺 観音菩薩 当寺今は高栄山龍雲寺と云」とあり、古くは鼻津山龍王寺と称したことがわかる。

(3) 金宗院とその末庵

大字松行にある金宗院(廃寺、近年まで本堂が建っていたが、今はそれもない)は、室町・戦国期の都甲庄を支配した地頭吉弘氏の菩提寺と伝えられ、先の『泉福末書上帳』によれば、これも無著妙融の高弟で泉福寺十七世蔵山融沢の開山になるものである。その創建年代については、蔵山の没年が永享八年(一四三六)であり、それ以前ということになるが、吉弘氏八代綱重が都甲庄に支配権を確立したのが応永末年から永享年間頃であり、同じ松行の地にあった、寛城を本拠とした吉弘氏がその菩提寺として金宗院を創建したのもほぼその頃とみて間違いないで

あろう。

ところで、前出妙覚寺には現在廃寺化した金宗院の旧本尊(室町期)木造観音菩薩像とともに三基の古位牌が移されており、その一基に次のように記される。

○位牌一(表) 捐館隆屋良興居士神儀

(裏) 天正六年戊寅霜月十二日 於日州戦死

天正六年(一五七八)十一月二日に日向国で戦死したというのは、先述したように大友方と島津軍の耳川の合戦の時のことと考えられ、この位牌の人物については、同じくその合戦で討死した吉弘一三代鎮信の近縁者と考えられる。

現在の金宗院は、境内を区画する築地塀と山門および本堂跡の基壇を残すのみであるが、本堂跡北側の一区画に同寺の墓所があり、国東塔・宝塔・無縫塔・五輪塔をはじめとする室町期から江戸期にいたる石造物が群をなす。吉弘氏一族および歴代住持の墓標であろう。ちなみに、現在所在不明であるが、同墓所には吉弘一四代統幸(慶長五年・一六〇〇)の墓塔と伝える宝篋印塔があり、塔身に次のような刻銘があったことが知られている。

統運寺殿柳誉宗郷大居士 三十七歳

九月十三日

現在の金宗院跡の規模は、吉弘氏の菩提寺とするにはやや小さすぎる感があるが、以上のような遺物からはやはり同氏ゆかりの寺院とみて間違いないであろう。ただ、同寺は永享年間頃の創建後一時荒廃した時期があったようで、『泉福寺本寺末寺由緒略』(大日本史料第六編之十三所収)によれば、大永三年(一五二三)、「金宗親公」なる人物が都甲莊松行村に「大富山金宗院」を中興したという。あるいは金宗院の寺号およ

び現寺跡もこの中興の時のものを踏襲した可能性もある。

ところで、明治初年の『泉福寺末寺書上』(資料編四二ページ)に「金宗院庵室 嶋原藩管轄所 豊後国国東郡長岩屋村 福田庵」一同 嶋原藩管轄所 豊後国国東郡松行村 少林庵」とある庵寺については、現大字長岩屋の岩竹に福田庵跡と呼ばれる寺跡があり、礎石をはじめ五輪塔や小板碑などいずれも戦国期とみられる石造物が散乱している。松行にあったという少林庵については、その確かな寺跡すら不明であるが、大字松行字前田(現都甲中学校敷地)に「テラ(寺)」と呼ばれる五輪塔群があり、あるいはこの辺りに所在したものかもしれない。

(4) 梅遊寺とその末庵

都甲川の最上流、並石ダムを眼下に見下ろす一畑地区にある咏源山梅遊寺もまた、泉福寺四世藏山融沢が応永年間に開創したと伝える(同時略縁起)が、正確な創建年代は不明である。おそらくは、開山を同じくする金宗院と同様に吉弘氏がこの地に入部した応永末年から永享年間頃のことであろう。

梅遊寺と吉弘氏の関係を示すものに、同寺に残る古位牌のうち次の三基が目される。

○位牌一(表) 圓寂高岩宗何庵主覚靈

(裏) 天正六年戊寅霜月十二日於日州戦死

○位牌二(表) 捐館前総州太守源宗中禅定門神儀

(裏) 天正六年戊寅十一月十二日

○位牌三(表) 捐館前豫州太守松溪宗悦公大居士神儀

(裏) (年紀なし)

位牌一の天正六年(一五七八)に「於日州戦死」とある「高岩宗何庵主」なる人物については、その法名から、先述のように同年十一月の日

向耳川の合戦で討死した吉弘鎮信であることがわかる。位牌二の法名「前総州太守到源宗中」なる人物については詳かにしないが、位牌一とその忌日を同じくしており、これも耳川の合戦で鎮信とともに戦死した吉弘氏の一族と考えられる。位牌三は没年の記載を欠くが、その法名に「前豫州太守」とあることから、あるいはこれも耳川の合戦で討死した吉弘鑑理（吉弘系図によれば伊予守を名乗った）ことである可能性が高い。寺伝によれば、梅遊寺は吉弘氏代々の隠居寺であった（位牌一に「庵主」とあることから類推されたものであろうか）といい、これら三基の位牌の存在は同寺と吉弘氏の密接な関係を裏付けるものである。

梅遊寺の境内には、その前庭に建武三年（一三三六）銘の普賢種字板碑や応永二十一年（一四一四）銘十三仏種字板碑をはじめ数基の中世石造物が所在する（これらは近隣から集められたものという）ほか、本堂裏の墓所にも戦国期のもつとみられる小型国東塔や五輪塔のほか、近世のものではあるが歴代住持の墓塔とみられる無縫塔や板碑型碑などが一群をなす。そのうち板碑型碑の一基に次のような刻銘がある。

○板碑型碑 一基

寛永廿癸未天

（右）川野氏先祖

（表）祐叟善化庵主靈位

正月十八日

（左）滅後元禄十二年己卯五十七歳

寛永二〇年（一六四三）に没した「祐叟善化庵主」の追善のために、その没後五七年目の元禄一二年（二六九九）に造立した供養碑である。「川野氏先祖」とあることから、この人物は、戦国末期この地に入ってきた河（川）野氏の一族であることがわかり、「庵主」とあるのは梅遊寺の住持であったのであろうか。慶長五年（一六〇〇）の石垣原の合戦における統領吉弘統幸の死は、地頭吉弘氏の実質的な滅亡であった。吉弘氏に

かわって加礼川流域を本拠にした河野氏は、その氏神として三嶋社（新田地区）・巖嶋社（新城地区）を祀っているが、仏教面では梅遊寺の住持職を獲得し、同氏の菩提寺としたのであろう。ちなみに、同寺蔵の涅槃図の納箱に次ような墨書銘がある。

桂雲妙華信女

奉寄進涅槃像一幅 為一空梁圓信士 三需菩提也

桃雲良智信士

皆元禄十六癸未天七月初五日

施主越智朝臣川野八兵衛久豊同名孫兵衛

ところで、梅遊寺のある一畑地区からやや下がった大字梅ノ木の琴ノ組集落にある三光院と称する小堂には本尊薬師如来像（寛延元年・一七四八造立の修礼あり）のほかに、木造虚空蔵菩薩坐像が安置され、その像底に墨書で「敬白 応永廿九年壬寅三月 施主明泉」とあり、この小堂の成立年代をほぼ推定させてくれる。この三光院については、江戸中期頃の『梅木村明細覚書』（豊岡宏蔵、資料編三一ページ）に、「一、阿弥陀堂老所 是ハ堂床前方之通帳面ニハ無御座候へ共禅宗梅遊寺末寺三光庵と申伝候」とあり、梅遊寺の末庵であったことが知られる。そのほか同覚書には、梅遊寺の末庵として岩水庵（現岩水観音堂）、真覚庵（現寺の上薬師堂か）の名があがっており、梅遊寺の創建後、曹洞宗の教線が同寺を拠点としながら、小堂を媒介として小規模な村落単位にまで浸透していったことを示している。

宇佐・国東地方における曹洞宗の広通については、先述のように、南北朝末の永和元年（一三七五）に日向皇徳寺の無外円昭の門下無著妙融が、国東田原氏の外護を得て泉福寺を創建したのに始まる。創建後の泉福寺の住持は二世明巖鏡照から十七世藏山融沢まで、一年交替の輪番制

をとっているが、彼らは旧来の天台宗や神祇信仰と融和しながら精力的な布教活動を行ない、またたくうちに曹洞宗の教線がこの地方に浸透していった（宇佐・国東地方で室町初頭のこの期に泉福寺末として創建した曹洞宗寺院は、現存するもので八〇数カ所にのぼる）。その弘通の様態は、本寺である泉福寺の下に地頭クラスの支配層の菩提寺を中本寺とし、これを中核に小土豪の治める村落単位の小寺院・庵寺から、その末端は小集落ごとの小堂にまで及んでいる。

都甲荘の場合、先ず応永初年頃地頭都甲氏によって天台宗から曹洞宗への改宗による妙覚寺の中興開山があり、ついで同じく都甲氏関係の寺院とみられる龍雲寺が創建された。そして、応永末年から永享年間にいたり都甲氏に替って同荘の地頭職を獲得した吉弘氏がその菩提寺として金宗院を開き、加礼川流域の要として梅遊寺を創建したのである。また、この間吉弘氏の被官大力氏による持地庵の開創（大力氏の出自が六郷山大力坊であることから、持地庵は当初天台宗であった可能性もある）があり、さらに各村落ごとに鴨尾の東見庵（妙覚寺末）、長岩屋の福田庵（金宗院末）、松行の少林庵（同）、梅ノ木の三光庵（梅遊寺末）などの庵寺が開かれ、曹洞宗の教線が荘域内のすみからすみまで浸透していったのである。ただ、この曹洞宗の目覚ましい発展が必ずしも旧仏教である六郷山天台仏教と対立するものではなかったことは、都甲・吉弘両氏の六郷山に對してとった政策からも明らかである。両氏は都甲荘地頭職にありながら、同時に六郷山執行職をも兼帯することによって、本来同荘の外域であった六郷山領においてもその支配権を確立することができたのである。

浄土真宗の波及

宇佐・国東の真宗寺院については、これまで多くの場合、中央集権に

よる幕藩体制のもと東・西本願寺を中心とした強固な本末制度が確立した江戸初頭以降に創立されたとするのが一般的見方である。しかし、これは本寺である本願寺から本尊である阿弥陀如来の木仏が下賜され、正式に寺号が認許・公称された時点をもって寺院の創立とみた場合であつて、宗派としての浄土真宗の教義・教線の波及は少なくとも一六世紀初頭頃まで溯るものと考えられる。以下少数ではあるが、都甲荘域内に所在するいくつかの寺院を中心に、同荘内における浄土真宗の波及の状況を概観しておきたい。

〔1〕栄法寺

大字大力にある栄法寺（浄土真宗本願寺派）は、寛延四年（一七五二）、寺社方に提出した由緒書によれば、大島九兵衛（法名祐心）なる者が発心して道場を創立し、数多の信徒を集めたのに始まり、寛永一八年（一六四一）、二世善宿の代に本願寺第一三世良如上人より、本尊木仏および寺号の認許があつたという。

ところで、栄法寺の創立に関わる資料として同寺所蔵の六字名号がある。これはその筆跡から本願寺第九世門主実如（蓮如の子）の自筆とみられるもので、この種名号は真宗教団にあつては、八世蓮如以来真宗の教義を流布・喧伝する目的で門主自筆の名号を各地の門信徒達に下賜したことはよく知られている。例えば、豊後高田市大字玉津の光円寺は、縁起によれば、吉原左京大夫信勝なるものが大永元年（一五二二）に本願寺実如上人より法名を了善と賜り、また上人自筆の六字名号（現存）を授かり、市場道場を開いたことに始まるという。このように真宗にあつては、在俗の者が剃髪し道場を開くとき、本願寺門主より法名を授けられ、尊号（六字・九字・十字の名号）あるいは尊像（方便法身像）が下賜されるのが常であつた。栄法寺所蔵の実如筆とみられる六字名号は、

同寺の道場の創立が実如（一四五八―一五二五）在世時まで溯ることを示唆している。

寺号公称後の江戸期を通しての栄法寺は、西本願寺派下豊前中津の長久寺末として、本末制度の網の目に組み込まれていたようで、同寺の親鸞上人絵伝の裏書に「親鸞聖人之御縁起 釈法如（花押） 天明八戊申年五月朔日 興正寺門徒端坊下專想寺下長久寺下 豊後国国崎郡都甲庄大力村栄法寺物 願主釈唯超 寄進教智」とある。ちなみに、釈法如は本願寺第十七世門主であり、興正寺とは文明一四年（一四八二）に仏光寺派の経豪が本願寺に帰属して同境内に創建した子院であり、端坊は興正寺下六坊の一つで、後に中国・九州地方の興正寺門徒を統轄した。そして、豊前・豊後にあつて端坊門徒を統轄したのが惣道場專想寺（現大分市鶴崎）であり、その下で主に宇佐・国東から中津・下毛方面を統轄する寺院の一つに中津長久寺があつた。

（2）長賢寺

大字新城の長安寺参道登り口近くにある長賢寺は現在真宗大谷派に属する。その創建については詳かにしないが、『西国東郡誌』（大正十二年刊）によれば、野中八（郎）脱右衛門兼忠なる者が仏法に帰依し、光福寺（真玉光徳寺の誤りか）の梅林和尚の弟子となり明道と号したといひ、天文三年（一五三四）七月、京都本願寺証如上人より弥陀の尊影並びに長賢寺の寺号を受けたという。『郡誌』の記述が何に基づいているか不明だが、長賢寺所蔵の「野中氏系図」（年代不明、系図の後半が同寺の系図）には「兼忠 野中八郎右衛門 後仏門入号明道 正徳二己十月九日行年八十五歳死去」とあり、確かに兼忠は仏門に入り明道と号したことが確認されるが、その正徳二年（一七一二）の没年と天文三年に弥陀尊影と長賢寺の寺号を受けたという記述とは矛盾する。

ところで、この弥陀尊影にあたると思われる方便法身像が現在も長賢寺に伝わっており、その裏書に次のような墨書が認められる。

本願寺釈證如（花押）

方便法身尊形

願主

汚破損のため紀年銘と願主名が確認できないのは残念だが、「本願寺釈證如」の署名からして、『郡誌』にいう天文三年に下賜された弥陀尊影とみて間違いないであろう。方便法身像は、阿弥陀来迎図の一種であり、真宗寺院にあつては開基仏と称され、本願寺から阿弥陀如来の木仏が下付され、寺号が正式に認可される以前の本尊として礼拝されたものである。一般に真宗寺院が本尊として木仏を安置し、寺号を公称するようになるのは、本末制度の整備に伴い、それまでのいわば道場の存在から東・西本願寺所屬下の真宗教団に統率されていく慶長年間以後と考えられている。長賢寺の場合も、おそらく天文三年頃に小規模ながらも真宗系道場として成立し、江戸初期の明道の代にいたり木仏・寺号の認許を得て正規に本願寺派下の真宗寺院として公称されたものであろう。同寺が現在真宗大谷派に属していることから、あるいはそれは同時に東本願寺派への転派というかたちをとつたものかも知れない。

長賢寺の開基となつた野中氏の出自については先の「野中氏系図」からも今一つ不明瞭であるが、あるいはその姓から下毛郡野仲郷の郷司野仲氏の系統をひくものかも知れない。そして、長賢寺の所在地一帯の字名を九（公）文代と称する（同寺に隣接して、室町・戦国期の石塔群がある）ことからして、中世この地域の荘官として土着したものではないだろうか。

（3）仏照寺

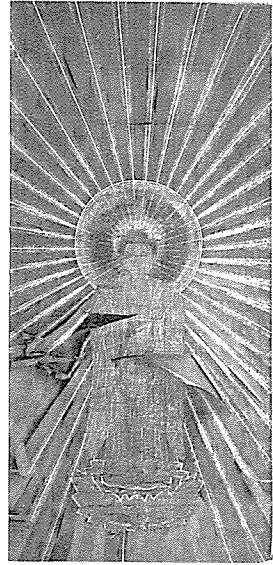


写真37 長賢寺方便法身尊像

長賢寺とは、
道を挟んで南隣
するもう一方の
真宗寺院仏照寺
(浄土真宗本願
寺派)について
は、『西国東郡誌』

によれば、明治四一年十月に宇佐郡豊川村上拜田より移転、これより先安永九年(一七八〇)三月、本山より寺院建立の許可を得て、明治一一年一月寺号公称の認許を得たとある。現在の仏照寺が明治四一年に宇佐郡上拜田(現宇佐市)より移転してきたというのは確かかのようにであり、同寺蔵の親鸞上人画像の箱書に「御開山様御影 豊前国宇佐郡拜田村仏照寺嘉祥 慶応三丁卯年十二月九日 取次右兵衛小尉」とある。

明治四一年に仏照寺が移転してくる以前、安永九年に寺院建立の許可を得、明治一一年に寺号公称された寺院については詳かにしないが、同寺に遺る喚鐘に「慶長四乙亥歲 二月吉祥日 新城村慶藏寺 願主隨道 講道行中」とあるのが注目される。この鐘自体は別の刻銘から大正四年に修理されたものであることがわかるが、少なくとも慶長四年(一五九九)にはこの地に「慶藏寺」と称する寺院、「講道行中」という言い方からは小規模な道場程度のもので存在したのであろう。

以上、栄法寺・長賢寺・仏照寺の所蔵資料の示すところでは、戦国期の十六世紀初頭頃には、都甲荘域内にも既に真宗教団の教線の伸張がみられ、これは他の宇佐・国東地域とも軌を同じくする。その成立の経緯としては、在地の小土豪が在俗のまま真宗の教えに帰依し、本願寺拝領の名号や方便法身像を安置礼拝する程度の小規模な道場を構え、これが

江戸期の本末制度のなかで本願寺末寺として組み込まれ寺院化していったものと考えられる。

(二) 中世石造物の概況

国東半島は石造文化財の宝庫である、とはよく言われるが、都甲荘区域の場合も例外ではなく、古くは鎌倉後期から中・近世にわたる石造物が濃密に分布し、墓碑群を主体とする近世の遺物を除外しても、その数は一、〇〇〇基の大体に達するであろう。かくも多数の石造物が造顕されたについては、もちろんそれらを製作するのに必要な素材である良質の石材と、製作者としての技術者集団の存在が不可欠なのは言うまでもないが、生産物の需要と供給の関係からすれば、需要の側すなわち石造物の造立を促す宗教的、社会的、経済的等々の要因が介在するのは当然であろう。

既述のように、国東半島は古代以来の六郷山天台仏教に加え、中世には臨済・曹洞の禅宗をはじめ浄土系仏教の流入もあり、石造物造立の画期となった南北朝から室町・戦国時代は、まさに各仏教宗派の増殖となっていた。人々の信仰生活は、現代の我われが考える以上に多様であったのであり、こうした中世人の信仰の多様化が石造物の造立を促したとみることができよう。また、中世を通しての荘園開発による生産性の増大は、造寺造仏ほどの資力を要しない石造物の大量生産を容易にし、あるいは個人ではなし得ない石造物造立も、多数の人々が結集することによって可能ならしめたという事情も考慮される必要があるであろう。さらには、近世初頭の集落入会い墓地の成立に連なる墓碑建立の一般化は、石造物造立の気運に拍車をかけたものと考えられる。

以下ここでは、都甲地域に多数遺存する中世石造物について、荘園発

展史との関わりを踏まえながら、その展開の状況を概観することとする。

分布と立地

都甲地域に所在する中世石造物の所在個所を地図におとすと付図(B)―6のようになる。これによれば、都甲全域のうち東半分、すなわち長安寺のある屋山を中心とした旧六郷山領の加礼川および天念寺のある長岩屋の谷筋に濃密に分布し、西半分すなわち条里地区を含み、旧宇佐宮弥勒寺領として成立したいわば本荘部分には比較的石造物の分布が薄いことがわかる。これは石造物の年代的推移をみた場合にも言えることであって、国東塔や宝篋印塔、板碑など鎌倉末から南北朝期に造立された古作の多くは、旧六郷山領の東部地域に集中している。このことは、都甲地域における石造物造立の気運が先ず六郷山天台仏教の中で醸成され、この地に地頭吉弘氏が入部し、と同時に曹洞宗が波及した室町初頭以降に全域的に広がっていったと考えられる。

次に、各々の区域を個別に見ていくと、まず屋山を含めた加礼川の谷筋では、六郷山の中樞寺院長安寺とその坊集落で構成される屋山地区、六郷山領の開発に伴い集落が成立したとみられる加礼川右岸の新田・中平（以上大字加礼川）、同左岸の夏吉・庵ノ迫・樑（大字梅ノ木）など加礼川流域の各集落周辺、屋山の登り口にあたる甘木・鶴・新城（大字新城）地区に集中する。曹洞宗梅遊寺のある一畑地区については、これも同寺の創建以前から六郷山領に含まれていた。

長岩屋川の谷筋（大字長岩屋）では、やはり六郷山寺院天念寺および同十二坊を中心に長岩屋の開発に伴って成立した坊集落の周辺に集中していることが知られる。そして、本来の弥勒寺領都甲荘の荘域である松行・築地・荒尾地区については、それぞれ金宗院・竜雲寺・妙覚寺の各曹洞宗寺院およびその末庵・堂の周辺に集中し、年代的にも曹洞宗の波

及した室町初頭以後の遺品がほとんどである。また、都甲川の左岸にあって旧六郷山領に含まれると考えられる大字大力地区にも、大力の集落を中心にいくつかの石造物群が点在する。なお、荘域外ではあるが都甲地域に西隣する大字鼎地区にある六郷山本山寺の智恩寺の一群も留意する必要がある。

次に、都甲地域に所在する個々の中世石造物群について、その立地すなわちそれらが地理的、歴史的にどのような背景を負った場所にどのような状態で所在しているかが問題となろう。以下大字単位ごとに各中世石造物群の立地の仕方を概観してみることにする。（各石造物群の頭に付された番号は分布図および章末の石造物一覧のそれと対応する）

○一畑

①梅遊寺板碑・石塔群 ②大内岩屋宝篋印塔・五輪塔群

はじめ六郷山領として開発されたとみられる一畑地区は、地頭吉弘氏が入部し六郷山執行をも兼ねた室町初頭には、同氏によって曹洞宗が持ち込まれ、梅遊寺が創建している。梅遊寺境内にある建武元年（一三三三）銘普賢種字板碑・応永二年（一四一四）銘十三仏種字板碑を含めた四基の板碑および国東塔残欠などは同寺の周辺から集められたもので、大内岩屋の宝篋印塔とともに六郷山仏教に関わるものであろう。曹洞宗梅遊寺に関わるものとしては、歴代住持の墓所といわれる同寺本堂裏の五輪塔・無縫塔群があり、室町から戦国・江戸初頭にいたる遺品がある。

○加礼川（一）（新田・中平地区）

③三嶋社参道五輪塔群 ④河野家古墓石塔群 ⑤峯ノ坊跡五輪塔群
⑥道脇寺墓所五輪塔群 ⑦下ノ坊跡石塔群

三嶋社は吉弘氏の没落した戦国末期にこの地域に入った河野氏が祀った氏神であり、同社参道入口にある古墓はこの河野氏の墓所で、江戸初

中期の墓碑に混じって戦国末期の五輪塔や石殿・自然石碑が散在する。

中平の集落は、鎌倉時代以後の六郷山加礼川領の開発にともない成立し、峯ノ坊や常泉坊・下ノ坊の名で呼ばれる坊集落を形成していたと考えられる。これらの中核となる坊跡には五輪塔を主体とする室町・戦国期の石塔群があり、特に永享九年（一四三七）の吉弘綱重安塔状（補一〇）などに登場する「平原常泉坊」に比定される道脇寺跡の小堂裏にある墓所には、五輪塔群に混じって天正五年（一五七七）の年記と長安寺院主「大法师豪仁大徳」の墓碑銘のある無縫塔および江戸期のものであるが、鎌倉時代、長安寺中興の祖である「大阿闍梨法印応仁」の追善供養のための無縫塔がある。

○加礼川（2）（屋山地区）

⑲長安寺六所権現国東塔 ⑳六所権現参道五輪塔群 ㉑長安寺本堂
横石塔群 ㉒屋山入会墓地五輪塔 ㉓外園五輪塔群 ㉔引寺跡宝篋
印塔残欠 ㉕千蔵坊跡石塔群 ㉖オト様板碑 ㉗谷ノ坊跡石塔群
六郷山寺院長安寺とその坊集落で構成される屋山地区所在の石造物については、屋山総鎮守である六所権現の社前にある国東塔が鎌倉後期の造立で、同地区内では最古にして最大規模の名塔である。国東塔は、元寇による世相不安を背景に六郷山が関東祈禱所に認定されたのを契機に、鎮護国家の修法の一環として弘安年間頃から造立されはじめ、多くは法華經典を納入供養する施設としての役割をもたされたものと考えられる。こうした汎六郷山的ともいふべき普遍的な内容をもった石造物が、当時六郷山の中核寺院であった屋山寺に造立されたのもきわめて自然ななりゆきであった。

長安寺本堂の西脇にある石塔群のうち、宝篋印塔の一基に天正一二年（一五八四）十一月二日の紀年銘と「宗叡公」の法名があり、天正六

年（一五七八）十一月二日の日向耳川の合戦で討死した、都甲莊地頭で六郷山執行でもあった吉弘鎮信の七周忌の追善供養塔であることがわかる。その他の石塔も戦国から江戸初期にかけての長安寺関係者の供養塔である。

長安寺参道の左右には、引寺・千蔵坊・奥ノ坊・中ノ坊・両子坊・谷ノ坊と呼ばれる坊集落が形成されているが、それら坊跡の周辺には五輪塔を主体とした室町から戦国期の石造物が散在する。その中で「オト様」と呼ばれる二基の板碑型逆修碑に慶長一五年（一六一〇）二月八日の紀年銘と「僧賢徳上座」「松岳妙栄」「月心妙甫逆修」「妙永」「道安」の法名がある。

○梅ノ木（夏吉・庵ノ迫・山口・樫地区）

⑧尾上鼻栗堂石塔群 ⑨河野家板碑・五輪塔群 ⑩庵ノ迫入会墓地
五輪塔群 ⑪中洲ノ山五輪塔群 ⑫庵ノ迫板碑 ⑬ヤゴロウ板碑
⑭山口古墓石塔群 ⑮グリンダの五輪塔 ⑯樫山神社宝篋印塔 ⑰
樫両面板碑 ⑱大師堂石塔群

大字加礼川地区とは都甲川をはさんだ対岸の大字梅ノ木の各集落も、六郷山領加礼川の開発と平行して形成されたものと考えられ、各集落の信仰の拠点となった小堂周辺や坊・庵跡とみられる場所を中心に中世石造物群が点在する。

都甲地域で最も古い正中二年（一三二五）在銘の二連碑をはじめ鎌倉末期の板碑三基からなる庵ノ迫板碑群は、庵ノ迫集落の西側、中洲ノ山と呼ばれる小丘陵の北側斜面にある。中世、この小丘陵上には何らかの宗教施設があった（庵ノ迫の地名もこれに由来するか、現在も戦国期頃の薬師像を本尊とする小堂がある。）ようで、周辺には一二基からなる五輪塔群、宝篋印塔や石幢の残欠などが散乱する。また、庵ノ迫集落内に

は中世墓とみられる小型の板碑四基（南北朝期）と五輪塔九基が混在する石塔群があるほか、同集落の入会墓地にも二一基の五輪塔が散在し、中世から近世・近代に連なる墓地景観を形成している。

山口地区の中野家の敷地は、永徳二年（一三八三）の『屋山寺供料免田注文案』（「道脇寺文書」）にも記される、長安寺外坊の一つ西ノ坊の跡地に比定されるが、同所の南側山付きには、礫を層状に積みあげた上に五輪塔九基、宝塔一基を並べた施設がある。このうち宝塔には火葬骨が納入され、ここが、西ノ坊に関わる墓所であった可能性が高い。

加礼川の谷から山越えして、田染路谷や田原小野にいたる道筋の基部に位置する樫地区では、同地区の鎮守山神社の参道に比較的大型の室町期の宝篋印塔一基があるほか、集落への入口近くの路傍に同じく室町期の両面板碑一基がある。また集落を登りつめたところにある小堂（現在大師堂）脇には、五輪塔二一基と小型の国東塔・宝篋印塔各二基のほか江戸期の無縫塔を伴った石塔群があり、総じて室町から戦国期にいたる墓塔とみられる。

夏吉地区でも中世の石造物は、集落はずれの小堂（栗堂と呼ぶ）に隣接して南北朝後期頃の板碑三基のほか、室町から戦国期の五輪塔五基、宝篋印塔一基（残欠）がある。

○新城（甘木・鶴・新城地区）

- ⑳ 姫塚五輪塔群
- ㉑ 百々塚五輪塔群
- ㉒ 阿形家宝篋印塔
- ㉓ 鶴入会墓地磨崖碑
- ㉔ 春日社板碑
- ㉕ 末田家五輪塔群
- ㉖ 新城入会墓地五輪塔群
- ㉗ 九文代石塔群
- ㉘ 大園宝篋印塔残欠

屋山の南麓にある甘木地区から現在の屋山登山口のある鶴、新城地区を含む大字新城は、本来の弥勒寺領都甲荘の東端にあたり、承久三年（一一二二）の『都甲荘造宇佐宮飯殿料米徴符』（「永弘文書」）などに他の名



写真38 山口中世墳墓石塔群

とともにあげられている「用松」名は、大字新城字持松に比定される。そのほか、ペンブ（弁分）・都甲殿・九文代などの字名も中世の名支配に関わる地名と考えられる。

このうち、九（公）文代と呼ばれる場所には室町～戦国期の五輪塔一基、小型の国東塔・宝塔各一基からなる石塔群があり、この地域の支配者層の墓塔であろう。また、これに隣接する末田家の畑地脇にも同時期頃の五輪塔一

四基、国東塔一基がある。ところで、この九文代石塔群のある場所は前出長賢寺（現真宗大谷派）の裏手にあたり、同寺との関係が示唆されるが、あるいは天文年間頃に同寺の前身である真宗道場の開基となった野中氏は、この地域を支配した有力荘官の一人ではなかったろうか。

新城地区の入会墓地は、現在ではほとんどが家ごとの累代墓にかわっているが、近世から近代の墓碑とともに室町～戦国期の墓碑である五輪塔四二基分が集積されている。

大字新城の東部、甘木地区の阿形家北側の谷あいには鎌倉末～南北朝頃の弥陀三尊板碑一基と南北朝後期頃の宝篋印塔一基がある。いずれも大型であり、六郷山天台仏教の信仰に関わるものであろう。

○長岩屋（一）（第一長岩屋）

- ㉙ 岩丸家墓地五輪塔
- ㉚ 重蓮坊跡石塔群
- ㉛ 要本坊跡宝篋印塔
- ㉜ 田口板碑
- ㉝ 龍門岩屋宝篋印塔
- ㉞ 忌堂岩屋石塔群
- ㉟ 円重坊跡五輪塔
- ㊱ 国東塔群
- ㊲ 天念寺本坊石造物群
- ㊳ 西ノ坊跡磨崖碑
- ㊴

本坊跡五輪塔群 ⑭大満坊跡五輪塔群 ⑮妙仙坊跡磨崖碑 ⑯門ノ坊跡五輪塔群

東西に細長く伸びた長岩屋の谷筋は、現在の行政区画では、天念寺を含めてそれより上流域を第一長岩屋、下流域を第二長岩屋と区別している。上述のように、この長岩屋の谷筋一帯は、少なくとも一五世紀初頭頃までには本坊である現天念寺を中核とする坊集落が形成されていた。したがって、この地域に所在する中世石造物の多くも、これら坊跡や行場とされる場所に集中する。

天念寺十二坊の一つである重蓮坊跡には、室町期の国東塔一基を中心に五輪塔八基、小型板碑二基が群をなしている。同じく、要本坊跡は、室町期の比較的大型の宝篋印塔があるほか、同坊跡内の小堂には南北朝期の地藏石仏が安置される。

本坊天念寺の背後の岩山には行場として拓かれた石窟が一〇ヶ所ほどあり、そのうち龍門岩屋には室町期の大型宝篋印塔一基が、忌堂岩屋に

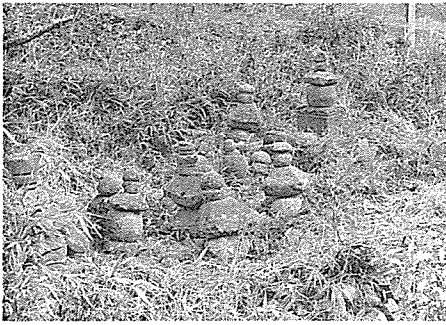


写真39 九文代石塔群



写真40 円重坊跡五輪塔・国東塔群

は同室町期とみられる国東塔一基の残欠がある。

天念寺十二坊のうち最も本坊に隣接した円重坊跡には、室町期の小型国東塔八基をはじめ、五輪塔六三基、宝塔一基からなる石塔群が整然と並べられてある。このうち、五輪塔の数基には五大種字が雄渾な字態で薬研彫りされ、少なくとも南北朝前半まで遡るとみられる。これら石塔群は以前は裏手の藪中に散在していたものといわれ、あるいは天念寺の墓所として機能していたものとも考えられる。

本坊である現天念寺の堂舎の周辺には、近世のものではあるが天念寺の歴代住僧の墓塔である無縫塔のほか、「金剛仏子阿闍梨順賢」が自らの逆修祈願のため建武五年（一三三八）四月八日に建立した旨の銘のある文殊種字自然石碑（現在は天念寺と川を挟んで対岸に移されている）がある。また、現天念寺講堂前の河岸に突き出した巨石には室町期の造頭になる不動三尊磨崖仏（通称川中不動、中尊像高二七〇^{cm}）が薄肉彫りされ、同じく講堂向かって左手の崖裾にはやはり室町期とみられる役行者像が薄肉彫りされる。なお、現在豊後高田市玉津の明石太郎氏の所蔵になる石殿一基も、以前は天念寺対岸にあったもので、暦応四年（一三四一）五月仲旬の紀年銘と被供養者として円豪大徳をはじめとする六郷山執行（すなわち屋山院主）歴代一名および願主金剛仏子順賢の名前が記される。この願主順賢については前出建武五年の文殊種字石碑の願主にもなっており、長岩屋山本坊に関わる重要人物であったと考えられる。

本坊から四〜五〇^mほど下ったところに十二坊の一つ西ノ坊があったといわれ、道路上の崖面に二ヶ所にわたって磨崖の連碑が穿たれている。このうち向かって左の四面からなる一基は風化が著しいが、右の一基は三面の碑面に陰刻および墨書の碑文があり、弥陀三尊・胎藏界大日・金

剛界大日の種字をはじめ永祿五年（一五六二）八月二日、天正八年（一五八〇）八月二三日の年記と浄心居士・浄清居士・惠芳尊女・浄音居士などの被供養者の法名が確認される。このうち、浄音居士については、現天念寺所蔵の大般若経の永祿七年書写文にも願主「森木安芸守浄音」とある。したがって、この磨崖碑が最初に彫られた永祿五年には浄音はまだ存命中であり、この碑が逆修碑をも兼ねていることがわかる。

本坊とは長岩屋川を挟んだ対岸の七郎ヶ迫には各々二本坊・大満坊・妙仙坊・門ノ坊に比定される坊跡があり、いずれも室町から戦国期の五輪塔を主体とする石造物が群をなしている。このうち、大満坊跡のものは通称七郎ヶ迫五輪塔群と呼ばれ、石棺をともなった墳丘上に四四基からなる五輪塔が一群をなし、中世墳墓の景観を残している。また、妙仙坊跡には巨石に磨崖碑を刻んだものがあり、慶長一五年（一六一〇）二月五日の紀年銘と「金鉢堯秀大徳」「西山□□大徳」の法名が陰刻される。

○長岩屋（2）（第二長岩屋）

⑤⑩ 仙堂坊跡五輪塔群 ⑤⑪ 福田庵跡五輪塔群 ⑤⑫ 花ノ木国東塔
天念寺本坊を中核とする第一長岩屋地区に比べ、長岩屋川下流の第二長岩屋地区の石造物の分布は薄い。その中で注目されるのは、吉武の集落北側の山腹にある「花ノ木」と呼ばれる突出部に二ヶ所にわたって所在する国東塔である。うち一基は相輪を欠き笠も落下しているが、鎌倉末から南北朝初頭頃の古様を示し、もう一基は相輪上部を欠失し、南北朝後半頃の形式を示す。いずれも無銘であり、国東塔が単独で山上にある意味は不明であるが、何らかの宗教施設（あるいは廻国納経のためか）として用いられたものであろう。

○松行地区

⑤⑬ テラの五輪塔群

⑤⑭ 金宗院跡石塔群

都甲荘内の名の一つとして記載される「松行名」の所在したところで、室町初頭期以後は地頭吉弘氏の同荘支配の拠点となった地域。堀ノ内には、同氏の居館「寛城」があったとされ、金宗院はその菩提寺であったという。

大字松行字前田（現都甲中学の北側）に「テラ」（「寺」か）の地字名で呼ばれるところがあり、現在二〇基ほどの五輪塔（室町～戦国期）がある。都甲中学校の敷地内にあったものを造成の際移したもので、以前はここに大型の国東塔一基（資料編八三・八四ページ参照）があったという。「テラ」という地名については、明治初年の『泉福寺末寺書上』によれば、金宗院の末庵で同じく松行にあった少林庵に該当するとも考えられる。

金宗院には五輪塔五基（室町～戦国）が山門脇にあるほか、本堂（跡）北側の同寺墓所に国東塔三基・宝塔三基（いずれも戦国期）および歴代住持の墓塔である無縫塔一〇基（戦国～江戸）がある。ここには、以前吉弘統幸の墓と伝える宝篋印塔があり、「統運寺殿 柳誉宗郷大居士
□□□□三十七歳 □九月十三日」の刻銘があったことが知られている。

○築地地区

⑤⑮ 龍雲寺跡五輪塔群 ⑤⑯ 寺ノ上板碑群

大字築地字雁徳は都甲荘「元得」名に比定され、龍雲寺跡に五輪塔八基（室町～戦国）と国東塔一基（南北朝～室町、門前の民家にある）が所在する。同寺は地頭都甲氏の菩提寺とみられる妙覚寺に真近く、これも同氏に関わる寺院であった可能性が高い。

築地の集落から尾根裾に沿って西北に二〇〇ほど登った、位置的には妙覚寺の丁度真上あたりに通称「殿墓」と呼ばれる板碑群一二基（戦



写真41 寺ノ上板碑群

国期)がある。天文十四年(一五四五)、同十九年、同二十一年、天正四年(一五七六)の年紀のほか、「花月昭榮 於肥州合志表討死」「桑室紹噉」「天灼紹雲」などの法名が記される。これら板碑群の背後には直径数mほどの土盛りがみられ、龍雲寺あるいは妙覚寺との関係からして、都甲一族の戦死者を葬ったものとも考えられる。

○荒尾地区

- ⑤7 妙覚寺国東塔
- ⑤8 薬師堂跡五輪塔
- ⑤9 八坂社石塔群

「石丸」「得成」(字トクナリ)兩名があつたと推定される荒尾地区には、地頭都甲氏の菩提寺と考えられる妙覚寺と鎮守八坂社がある。妙覚寺境内にある国東塔一基(露盤と相輪をと欠失、替わりに宝篋印塔の笠から上をのせる)は台座蓮弁に省略的手法がみられるが鎌倉末から南北朝初期頃の古様を示す。八坂社にはいずれも室町から戦国期の国東塔二基と笠塔婆一基などがあるが、笠塔婆には天文八年(一五三九)九月十四日の年紀と阿弥陀種字および法名「朝天妙正孝子敬白」の刻銘があり、追善供養碑であることがわかる。

○大力地区

- ⑥0 屋敷田五輪塔群
- ⑥1 出口の五輪塔群
- ⑥2 持地庵石塔群
- ⑥3 十王岩屋石仏・石塔群
- ⑥4 泉入会墓地五輪塔群
- ⑥5 栄法寺国東塔
- ⑥6 普賢岩屋石仏・五輪塔群

都甲川の左岸、浜田から堀岩屋にいたる東西4kmほどの大字大力地区は、古くは狭義の都甲荘には含まれず、加礼川や長岩屋と同様に六郷山領であつ

たと考えられる。

浜田集落の字名「屋敷田」という水田(寺跡という)に径七〜八mほどの石塚があり、そのマウンド上に室町から戦国期の五輪塔二五基、小型板碑四基が散在する。

戦国時代、地頭吉弘氏の家臣であつた大力氏に関わるとみられる持地庵境内には、阿弥陀種字板碑一基(南北朝期)、板碑型碑二基(戦国期)のほか、宝塔七基(戦国期)、五輪塔一〇基(室町〜戦国期)、無縫塔(戦国期)があり、また境内に東隣した藪中に角柱塔婆一基がある。このうち、板碑型碑一基には天正六年(一五七八)十一月十二日の年紀と「損館林室秀盛居士」の法名が陰刻され、角柱塔婆には応永三年(一三九六)二月十九日の年紀と金剛界四仏の種字、各々二行ずつからなる金剛般若経・法華経方便品・涅槃経の偈および「慈心禅尼未尅死去」の法名が記される。

持地庵の西側の小谷筋(通称「十王谷」)には十王岩屋と呼ばれる小石窟があり、いずれも室町から戦国期のものとみられる十王石仏一〇軀、地藏石仏一軀、脱衣婆像一軀があり、また窟外に小型板碑一基と五輪塔六基(いずれも室町〜戦国期)が散乱する。

大力地区の入会墓地である泉の墓地には、近世近代の墓域に隣接して室町〜戦国期の五輪塔群三一基(最近の道路造成により一ヶ所にまとめられた)が散在し、中世から近世にいたる墓地景観の変遷を知らせてくれる。

建武四年(一三三七)の注文案にも本山末寺として記載される普賢岩屋(通称「フーゲン様」)には普賢菩薩および脇侍菩薩三軀(いずれも室町〜戦国期)の石像が祀られ、五輪塔七基が散在する。

○ 払田地区

⑥7 都甲家墓地(宝塔・五輪塔)

弥勒寺領都甲荘支配の最初の拠点であつた払田地区の丘陵上には、弥勒寺の寺僧である西別当・東別当・惣堂達の屋敷跡のほか妙覚寺跡(曹洞宗妙覚寺の前身)と呼ばれる区画があるが、五輪塔数基の残欠が散在するほかは中世石造物の分布はほとんどみられない。このことは、都甲荘支配の本拠が石造物の造立が盛んとなる鎌倉末から南北朝頃には既に都甲谷の奥部へと移つていたことを示しているとも考えられる。

ただ唯一、地頭都甲氏との関係を示すものとして、都甲家墓地と伝える近世・近代墓に五輪塔三基(室町・戦国期)と宝塔二基(戦国期)が混在し、宝塔一基に天正六年(一五七八)の年紀と「性禪定門」の法名を刻む。

○ 鼎地区

⑥8 東見庵国東塔・五輪塔群

⑥9 智恩寺国東塔

⑦0 智恩寺墓所石塔群

払田集落とは都甲川を挟んだ鴨尾にある東見庵の小堂下の畑地に、大型の国東塔一基(室町期)を中心に五輪塔一二基(室町・戦国)が一群をなす。東見庵は明治初年の『泉福寺末寺書上』では「妙覚寺庵室」になつている。

瓦などの出土遺物から平安前期の九世紀頃の成立とみられる智恩寺は、宇佐宮の求繩郷支配と関わつた寺院と考えられるが、平安末頃には本山本寺として六郷山寺院組織の中に組み込まれ、鎌倉期以後は大友系小田原氏が差配するところとなつている。

智恩寺の石造物としては、現講堂前の境内に大型の国東塔一基(南北朝中期)と宝塔の残欠があるほか、同寺の歴代住持の墓所と伝える一區画に室町から戦国期の石塔群があり、宝塔三基、五輪塔二基、宝篋印塔

一基、板碑型碑一基、自然石碑一基を数える。このうち、宝篋印塔の塔身に金剛界四仏の種字と天文二四年(一五五五)二月の年紀、「法印豪秀」の法名が記されるほか、板碑型碑に阿弥陀種字と「妙邑」の法名、自然石碑に不動種字と「法印忍秀大和尚位」の法名がある。

以上、都甲地域に所在する中世石造物の分布とその立地状況あるいは個々の在り方について概観してきたが、前述のように、荘域全体からすれば都甲本荘ともいふべき西半分(払田・荒尾・築地・松行)に比較的分布が薄く、本来は荘域外の六郷山領であつた東半分(加礼川・長岩屋の谷筋および屋山)に濃密に分布していることがわかる。これは、当然といえば当然のことであるが、石造物造立の気運が荘園の支配者層そのものよりも、六郷山を中心とする仏教者側によつて担われていたことを示している。また、本荘の側にあつても、弥勒寺領都甲荘支配の当初の本拠である払田地区に石造物の分布がほとんどみられないのは、石造物造立が盛んとなつた中世後半期には、同荘支配の本拠が既に荒尾・築地・松行といった全荘域の中心部(裏を返せば旧六郷山領である東半分をも支配しやすい)に移つていたことを示している。事実、室町初頭頃、それまでの都甲氏に替わつて都甲荘の実権を握つた吉弘氏は大字松行に本拠(堀内にあつたという寛城か)を置き、加礼川・長岩屋の六郷山領をもその支配下に入れ、六郷山の中核である屋山山上に詰城である屋山城を築き、さらに六郷山執行職をも掌握していたのである。いくつかの大型の石塔類を除けば、石造物のほとんどが室町期から戦国期に集中しているのも、石造物造立の画期の到来が吉弘氏が都甲荘の支配権を確立したことと無関係ではないように思われる。このように、都甲地域における石造物の分布状況は、荘園支配の地理的構造およびその変遷と密接な関わりを有していると考えられるのである。

石造物の種類と数およびその形式

都甲地域に所在する中世石造物をその碑型の種類によって分類すると、五輪塔・宝塔・国東塔・板碑・宝篋印塔が中世全般を通して普遍的な碑型として主流を占め、室町から戦国時代には、これに角柱塔婆・石幢・石幢・無縫塔などが加わり、その種類・数ともにバラエティーのある様相を見せている。この傾向は当該地域に限らず国東半島全般に言えることであるが、特に戦国末から江戸期にいたる近世的墓制の成立過程における多様な碑型の出現は特筆すべき現象といえるだろう。

都甲地域における中世石造物の種類別の個体数及びその年代的推移を示すと表1のようになる。総数七八四という個体数は、都甲荘という比較的小規模な荘域面積の割にはかなりの数にのぼると言えるだろう。もちろん、この数はあくまで調査で確認された概数であり、調査漏れや未発見のものも多々あるであろうことは言うまでもない。種類別では、墓碑として用いられることの多い五輪塔が全体の約八割を占め、次いで板碑・国東塔・宝篋印塔が中世全般を通して普遍的な碑型として多く造立されている。年代的推移としては、全体として室町・戦国期の中世後期、なかでも特に戦国期の方が圧倒的に多い。それもほとんどは墓碑として造立されたものであり、これは近世初頭にみられる墓碑建立の一般化の現象へとつながっていくものである。以下、各石造物の種類別にその年代的推移と特徴を概観しておこう。

〔1〕五輪塔

全体のほぼ八割にあたる六二五基分を確認した五輪塔は、中世石造物のうち最も一般的な碑型であり、中世を通して主に墓標として用いられたものと考えられ、多くは数基ないし数十基の群をなして所在する。ただし、五輪塔の場合、他の碑型に比べ残欠の状態のものが多く、その数

表1 中世石造物の種類別個体数とその推移

種類	時代				個体数 (%)
	鎌倉	南北朝	室町	戦国	
五輪塔					625 (78.5)
国東塔					32 (4.0)
宝塔					19 (2.4)
宝篋印塔					17 (2.1)
板碑					68 (8.6)
無縫塔					8 (1.0)
角柱塔婆					3 (0.4)
石殿					7 (0.9)
石幢					2 (0.2)
笠塔婆					1 (0.1)
自然石碑					10 (1.2)
磨崖碑					4 (0.5)
磨崖仏石仏					18 (—)
計					784

の決定については慎重を要する。ここでは、一応の概数ということで、「基分」という言い方をした。

その造立数の年代的推移については、残念ながら今回の調査では規準となる銘品が確認されず、不明瞭といわざるを得ないが、五輪塔各部に五大種字の四方門を薬研彫りした長岩屋円重坊跡(④)の二基と同重連坊跡(③)の一基が、その比較的大型でかたちの整った形式と梵字の古様な書体が南北朝前半期に比定されるのを最古例として、江戸初頭に近世的墓碑形式が出現するまでの中世全般を通しての普遍的碑型として定着している。そして、そのピークは室町から戦国期の十五・六世紀にあったようである。

これが主に墓碑（追善供養碑も含める）として用いられた点については、第一に、それらが多くの場合数十基単位の群をなして存在すること、第二に、中世から近世まで使用された墓地内に存在することが多いことなどによる。なかには、大字梅ノ木字山口の古墓（⑭）のように、石積の上に火葬骨もともなった宝塔とともに並べられた例や、長岩屋大満坊跡の五輪塔群（⑰）のように、中世の石棺をともなった墳丘上に一群をなす場合もある。

形式的には、各部の大きさのバランスとかたちの整った比較的大型の南北朝期のものから、年代の下降とともに水輪・地輪の丈が縮まるなど矮小化が進み、反面火輪の両端が強調され強く上反るようになる。また、全五輪塔のほぼ四分の一を占める一石五輪塔は、これも一つの退化形式であり、多くはさまざまな碑型が出揃い、しかも小型化する戦国期の所産であろう。

〔2〕 国東塔

宝塔の一種ではあるが、塔身を蓮華座上にのせ、相輪上部に火焰宝珠をつけるその独特な形式から、通常の宝塔とは区別される国東塔は、その規模の大きさ、数の多さからもまさに国東地方を代表する石塔である。国東塔は、現存最古銘の弘安六年（一二八三）の国東町岩戸寺塔以来、本来は納経供養のための施設として造立されたものである。ちなみに、鎌倉から南北朝期に造立された国東塔には、如法経供養の願文を銘記するものがあり、そのほとんどが塔身に納経のための空隙と納入口をもつ。しかし、室町後半頃から戦国期には、宝珠に火焰をともなわないもの、蓮華座の蓮弁や格狭間を省略するもの、塔身に納入施設をもたないものなど簡略化が著しくなる。なかには、異形国東塔と通称されるような、宝珠のみで相輪部を欠いたものや基礎上面に蓮弁を陽刻することで蓮華

座を簡略的に表したものなども多くなる。そして、規模の面では小型化が進み、鎌倉末から南北朝期には二層から時には三層を越すものもあつたのが、戦国期には相輪を除けば規模的には五輪塔とほとんどかわらないほど小さくなってくる。これは、国東塔のもつ納経供養という本来の機能が失われ、多くは五輪塔などと同じように墓塔として用いられるようになったためである。

都甲地域に所在する国東塔は、残念ながらいずれも無銘であり、しかもその多くが破損し、比較的保存の良いものでも相輪を折損するなど、各部そろった完好なものは皆無に等しい。そのうち、長安寺六所権現国東塔（⑱）が、形式的には正応三年（一二九〇）銘の国見町伊美別宮社塔や安岐町両子寺塔の系統をひくが、細部の表現はこの方がより緻密で古式であり鎌倉後期の造立であろう。次いで、長岩屋地区の花ノ木（⑳）一号塔・西都甲地区の妙覚寺塔（㉑）・智恩寺塔（㉒）が南北朝前期、花ノ木二号塔および今はなき松行テラ（㉓）の国東塔（現大分市万寿寺塔に比定される）が同後半期にそれぞれ比定される。そして、鼎地区鴨尾の東見庵塔（㉔）が比較的大型だが、蓮華座の蓮弁を省略するなど部分的に退化形式がみられ、室町前期の造立であろう。そのほか、大破しているため確かな年代判定はできないが、その細部の造形から竜雲寺塔（㉕）および栄法寺塔（㉖）が室町期のものであろう。以上単独で造立された大型の国東塔以外に、戦国期には造立数は飛躍的に増加するが、規模は極端に小さくなり、長岩屋田重坊跡（㉗）や松行金宗院跡（㉘）のもののように、墓域内にあつて五輪塔などとともに墓標として用いられたものがほとんどである。

なお、国東塔と宝塔の区別について、ここでは相輪・笠・塔身・基礎からなる宝塔の基本形式に、さらに塔身を蓮華座にのせ、宝珠に火焰を

刻みつけるものを国東塔としたが、造立の趣意・機能の面からは両者異なるものではない。

(3) 宝塔

国東地方の宝塔は、むしろ国東塔の退化したものの、すなわち国東塔の蓮華座が省略されたものと考えられる。そして、その規模は小さく、造立時期も戦国期のものばかりである。そして、この都甲地域に例をとると、梅ノ木山口の古墓(14)の火葬骨をともなった例や払田都甲家墓地(67)の天正六年(一五七八)銘のものに代表されるように、全て墓塔として用いられたものである。

(4) 宝篋印塔

国東地方の宝篋印塔は、これも国東塔と同様にその初期には納経供養を目的に造立されたもののように、室町期頃までのものにはその塔身に納入口を穿つものが多くみられる。年代的には、鎌倉後半期から遺例がみられる国東塔や板碑などからはやや遅れた南北朝後期頃から造立されはじめたようである。形式的には、やはり室町期頃までのものが比較的大型で、相輪など各部の刻み出しは緻密であり、笠上の隅飾り突起も大きく、その両端の立ち上がりが垂直に近い。また、塔身上下の段型も三



写真42 長安寺国東塔

段ないし四段の多くを刻む。しかし、戦国時代になると、やはり多くは墓塔として用いられるようになり、規模も小さく、細部の表現も省略的で矮

小化されてくる。

都甲地域の遺存例としては、その相輪や露盤の抑揚のある刻み出し(特に九輪や蓮弁)から南北朝後期の造立と推定される甘木阿形家宝篋印塔(30)を初例として、並石大内岩屋塔(2)・標山神社塔(16)が室町前期、長岩屋要本坊跡(39)・同龍門岩屋(41)のものが同後期頃に比定される。戦国期になると、天文二年(一五五五)銘の智恩寺院主墓(7)のものをはじめ、樺大師堂(18)や大力持地庵(62)の例などのように小型で簡略的なものとなり、多くは五輪塔などとともに墓塔として用いられている。ただ、天正十二年(一五八四)銘の長安寺吉弘宗何塔(21)のように、戦国後半期のものであっても、荘園の支配者クラスの墓塔(宗何塔は追善供養塔)になると、大型で割と復古的な形式のものが造立された場合もある。

(5) 板碑

国東の板碑は、やや前反りに整形された板状の碑身の上端を山型に刻み出し、その下部前面に突出した額部をもうけ、碑身の下方にも脚部となる一段の刻み出しのある石碑の一種である。そして、通常は頂部山型と額部の間の前面から側面にわたって二本の条溝を刻む。同じ板碑ではあっても、関東のものなどと比べて額部と脚部の刻み出しが深く、碑身自体にも厚みがあり、前反りの側面観をもつ点なども大きく異なる点である。年代的には、正応四年(一二九一)銘の安岐町護聖寺板碑を初例として、鎌倉末期から南北朝期に盛期があり、大型でしっかりした造りのもものが集中する。そして室町期以降になると急速に小型化し、額部の出が浅く碑身の反りも弱くなり、細部の表現に省略化の傾向が強くなる。そして戦国期も半ばになると、通常の板碑に替わって、板碑型碑としか呼べないような略化形式(碑身が極端に厚く、丈短かで鈍重な印象を与

える)のものが主流となり、この形式は近世初頭の墓碑を中心とした碑型に受け継がれている。

都甲地域にあって五輪塔に次ぐ個体数を誇る板碑は、他の石造物に比べて在銘品に恵まれている。先ず鎌倉末期から南北朝期のものとしては、正中二年(一二二五)銘の梅ノ木庵ノ迫(12)の二連碑と建武三年(一三三六)銘の梅遊寺(1)普賢種字板碑があり、無銘のものでも甘木阿形家板碑や庵ノ迫連碑の脇に立つ二基・同庵ノ迫の河野家板碑(9)・同ヤゴロウ板碑(13)・夏吉栗堂の板碑(8)などがこの期の遺例にあげられ、いずれも本来の板碑の形式をそなえた大型のものである。室町期以降のものとしては、大字一畑の影平に旧在した応永五年(一三九八)銘の板碑(現別府市神恒彦氏蔵)がかなりの形式化はしているものの、全体的なかたちや構造は良く鎌倉期以来の形式を踏襲している。しかし、応永二十年(一四一三)の梅遊寺十三仏種字板碑になると、同一碑面に一三個の種字を刻む必要性からともみられるが、縦横比ほぼ三対二の極端に幅広の碑身はほぼ垂直の側面観を示し、額部の刻み出しも浅く、かなりのデフォルメが進んでいる。この形式をそのまま踏襲したものに、紀年銘はないが同じ梅遊寺のもう一方の十三仏種字板碑と楳の両面板碑

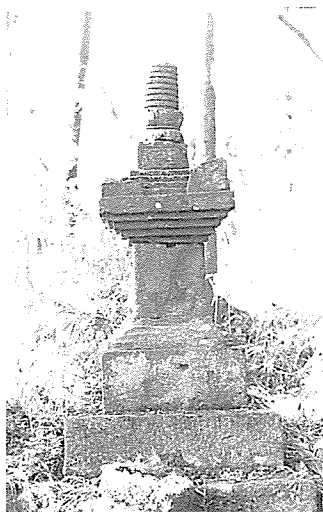


写真43 阿形家宝篋印塔



写真44 庵ノ迫板碑



写真45 持地庵角柱塔婆

(17)、表裏に各々三尊仏の種字を刻む)があり、いずれも室町前期の造立とみられる。国東塔や宝篋印塔などの石塔と異なり、納経施設をもたない板碑は、本来碑身に種字や經典の偈を記すことによって、特定の仏菩薩に対する供養あるいは造立者の逆修を期するものであった。しかし室町期以後に多く現れる小型の矮小化した板碑は無銘のものがほとんどで、その多くが五輪塔群などに混在していることから、墓標として用いられたものであろう。天文一四年(一五四五)から天正四年(一五七六)にいたる在銘品を含む築地寺ノ上板碑群(56)や天正六年(一五七八)銘の大力持地庵板碑(22)など、戦国後期に多く墓碑として用いられた板碑型碑は、頂部を山型にし額部を突出させるなど、明らかに板碑から派生した碑型であり、慶長一五年(一六一〇)の屋山オト様板碑(26)などを経て、近世墓碑の基本的碑型の一つとして定着している。

(6) 角柱塔婆

角柱塔婆とは、尖頭角柱碑の四面上部に額部を造り出した、いわば板碑四基を背中合わせにした形式で、板碑の一変種と考えられる。調査では三件が確認されているが、そのうち応永三年(一三九六)銘の持地庵のものは、被葬者の死亡日時までが期され、明らかに墓碑として造立さ

れたことがわかる。

〔7〕石殿

七基が確認されている石殿は、次項の石幢とともに十王信仰や地藏信仰に基づいて、室町から戦国期に多く造立されたものであるが、都甲地域ではこの種の石殿はほとんど普及していない。そのなかで、暦応四年（一三四一）銘の天念寺旧在のもの（現豊後高田市明石太郎氏蔵）が唯一の古例で、在銘品としては県下最古である。残りの七基は加札川新田地区の河野家古墓（④）の三基をはじめ、いずれも戦国末期の碑型混迷期に墓碑として用いられたものである。形式的には本来の石殿からはかなり矮小化が進んでおり、身部に五輪塔や地藏像・比丘像などを陽刻する。

〔8〕石幢

石幢もこの地域ではあまり普及した碑型ではなかったようで、いずれも戦国期とみられる六角複制石幢の残欠が梅遊と庵ノ迫に遺るのみである。

〔9〕無縫塔

無縫塔（卵塔）はもっぱら僧侶の墓塔として用いられたものである。調査では、各寺院・庵の墓所を中心に四〇基ほどが確認されたが、多くは近世以降のもので、中世の遺品としては天正五年（一五七七）銘の加札川道脇寺墓所（⑥）のものを唯一の在銘品として、いずれも戦国期とみられるもの八基が遺存する。

〔10〕笠塔婆

ここでいう笠塔婆とは、板状の方柱碑の上に宝珠の付いた笠をのせたものをいい、国東地方では、仁治二年（一二四一）を最古銘とする一連の富貴寺笠塔婆は例外的であって、主に戦国期の墓碑のなかに散見され

る。都甲地域では、天文八年（一五三九）銘の荒尾八坂社の一基のみが確認されている。

〔11〕自然石碑

自然石碑は板状の自然石をそのまま利用したもので、多くはその前面を削平する。用いられた方としては、あくまで成型された碑型の代用であり、多くは戦国末期の碑型混迷期に墓碑として用いられたものである。都甲の場合、古いものでは天念寺所在の建武五年（一三三九）銘の文殊種字碑（⑭）があり、規模壮大であるが、これは逆修碑である。墓碑として用いられたものとしては、新田地区河野家古墓の八基があり、いずれも無銘（墨書であったか）だが戦国最末期のものであろう。

〔12〕磨崖碑

磨崖碑とは、自然の崖面を矩型の龕状に彫りくぼめて削平し、碑文を記したものである。多くは死者に対する追善の供養碑として造顕されるが、造立者自身の逆修を兼ねることもある。都甲地域では四カ所ほどが確認され、そのうち天念寺西ノ坊跡の一基に永禄五年（一五六二）・天正八年（一五八〇）の紀年銘があるほか、同妙仙坊跡の一基にも慶長十五年（一六一〇）の年紀がある。

〔13〕磨崖仏・石仏

自然の懸崖に仏体を刻んだものを磨崖仏といい、独立した石材を用いて刻んだものを石仏という。磨崖仏は三カ所で、いずれも長岩屋の天念寺周辺にある。一つは天念寺講堂前の長岩屋川に突き出た巨岩に薄肉彫りされた不動三尊像（通称「川中不動」）で、室町時代、一五世紀前半頃の作。他の一つは同講堂向かって左脇の岩に役行者像がこれも薄肉彫りされ、戦国末期頃の造立であろう。残りの一つは、そのさらに下手の崖面に刻まれた仏龕のなかに弘法大師像が厚肉彫りされるが、これには墓

末期の銘がある。

石仏は、これも紀年銘のあるものは皆無であるが、その作風から、長岩屋要本坊跡(39)の小堂に安置される地藏石仏が南北朝後期、大力十王岩屋(33)の地藏・十王石仏、同掘岩屋の普賢菩薩・両脇侍像がいずれも室町期から戦国期にかけての頃と推定される。

銘記について

石造物は、そのかたちや大きさ、あるいはそれがどのような場所にあるかといったこと自体が重要な情報源であるに違いないが、石造物に記された文字資料そのものは、まさにそれが造られた時代からの直接のメッセージであるということが出来る。

都甲地域で所在を確認した約八〇〇基の中世石造物のうち、紀年銘等の銘記を記すものはわずかに二四基で、全体の三%ほどにすぎない。もちろん、銘記が摩滅等で判読不能(特に墨書銘の場所に多い)であるもの、あるいは種字のみ記すものまで含めると、その数は一挙に六〇基近くになる。各銘記については、既に『豊後国都甲荘の調査 資料編』で紹介しているので、ここではそれらのうち主要なものについて、その情報源としての意味について考えてみたい。

(1) 庵ノ迫板碑 大字梅ノ木庵ノ迫 高さ一三六・八cm

願以此功德

(胎藏界大日)(文殊) 普及於一切

右造立志者

ア マン 我等与衆生

正中二年七月十五日

皆共成佛道

為法界平等利益

一見卒塔婆

(胎藏界大日)(阿弥陀) 永離三惡道 右造立志者

ア キリーク

何況造立者

正中二年七月十五日

必生安樂國

この板碑は一石から並列二基の板碑を彫り出したいわゆる二連碑と呼ばれるもので、銘記はいずれも墨書である。板碑に記される銘記は、その内容から一般に、種字・偈・願文・紀年銘の各部分からなる。もちろん、すべての銘記がこれらの要素を併せもっているわけではない。

先ず種字について。種字は、それを記した石造物がいかなる仏菩薩に対する信仰に基づいているかを表わした部分である。庵ノ迫板碑の場合、連碑の各々の額部に胎藏界大日を表わし、碑身には文殊菩薩と阿弥陀如来を分け表わす。これは、この板碑が基本的には密教的世界観すなわち全宇宙は主尊である大日如来のもとに帰一するという思想にもとづきながら、現象としての文殊と阿弥陀への信仰を標榜しているのである。次に偈は、その仏菩薩の功德を讃えた部分で、多くは經典の一部を抜き出したものを五字ないし七字づつ四行の成句にしたものである。この板碑に記された二つの偈は、いずれも石造物に比較的よく用いられたもので、前者は『法華経化城喻品』から、後者は『大日経引導便蒙』から引用されたもので、いずれも諸種の回向や諷誦、死者の供養などに多く用いられるものである。あるいは、紀年銘「正中二年七月十五日」の七月十五日は奇しくも孟蘭盆にあたっており、誰か今はなき人物(それも一名か)の回向を弔ったものであろう。そして、摩滅のため不明瞭ではあるが願文「右造立志者」以下の願意には願主あるいは結縁者達の逆修の意味もこめられているのであろう。ここには、六郷山天台密教の教義によりながら、死者を供養し、同時に生者の安樂往生をも期するという、極めて

浄土教的な発想も働いているといえるだろう。

(2) 天念寺自然石碑 大字長岩屋円重坊 高一九五・〇cm

奉造立石卒塔婆一本

當山如法五千日護摩八千枚加持八曼荼羅

(文殊) 建武五年戊寅四月八日 金剛佛子阿闍梨順賢

マン 右造立趣者順賢成佛得道也

別当山安隱法界衆生為

先述のように、この文殊種字碑は、長岩屋の住僧と思われる順賢阿闍梨が法華經の五千日護摩供養を行い、その結縁を祈念して、自らの成仏得道と長岩屋山衆徒全体の安穩を文殊菩薩に祈願して造立したものである。造立(結願)の日付がこれまた、文殊の師である釈迦の生誕日になっているのが興味深い。「護摩八千枚加持八曼陀羅」の「八」は、八つの方位すなわち、あらゆる場所にいる全ての仏菩薩に祈請するという意であろう。造立願主である僧順賢については一切不明であるが、次の曆応四年銘の石殿にも願主として記されているあたり、長岩屋山にあって中樞をなした人物であろう。

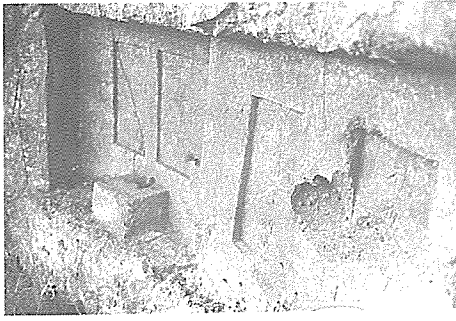


写真46 西ノ坊跡磨崖碑



写真47 要本坊跡地藏石仏

(3) 旧天念寺石殿 現豊後高田市 明石太郎氏藏 高二〇七・〇cm

(宮殿部陰刻銘)

(阿闍) 願主金剛佛子阿闍梨

ウーン 曆応二年辛巳伍月中旬

(棹部陰刻銘)

忍辱聖人

圓豪大徳 快圓大徳 圓□大徳

圓位大徳 圓然大徳 圓園大徳

圓増大徳 圓空大徳 圓□大徳

豪全大徳 聖圓大徳

これも先述のように、銘記に名を連ねる一二名の僧のうち、冒頭の忍辱聖人は彦山を最初に開いたとされる(『彦山縁起』)人物であり、円豪大徳以下は、『六郷山年代記』等によって、いずれも鎌倉初頭から南北朝期にかけての間に六郷山執行職を補任した人物である。ちなみに、円豪と快円は、中世の屋山寺(長安寺)を最初に復興した院主応仁の在任期間中(一一九四―一二四七)に執行職を努めた人物であり、特に快円は応仁から院主職を譲られ、応仁なき後の屋山寺を実質上支配した人物である。円位は応仁没後の建長五年(一二五三)に執行に補任した人物。次の円然と円成(盛)は、いずれも都甲氏出身(都甲惟孝氏藏『大神姓都甲氏系譜』)の執行で、円盛は、加礼川山の院主をも兼任したことが知られる。そして、円増の執行補任は、正和五年(一三一六)となつている。円空以下四名の補任年次は不明であるが、いずれも石殿の造立された曆応四年(一一三四)までに六郷山執行であった人物であろう。この期間、特に執行円豪の代の安貞二年(一二二八)には、鎌倉幕府によって六郷山が関東祈禱所として正式に認められるなど、いずれも中世六郷

山の復興と整備に重きをなした人物である。この石殿は、彦山を開いた忍辱にも比肩し得るものとして彼らの名をかかげ、その供養を行っているのである。

〔4〕持地庵角柱塔婆 大字大力田代 高七九・七cm

(阿閼)

一切有為法如夢幻泡影

ウーン

如露亦電如應作如是觀

(宝生)

十方佛土中唯有乘法

タラーク

無二亦無三除佛方便說

(阿弥陀)

諸行無常是生園

キリーク

生滅々已寂滅為樂

(不空成就)

應永三丙子二月十九日

アク

慈心禅尼未尅死去

尖頭方柱の四面に板碑と同じく額部を造り出し、その下の碑身四方に各々種字と偈および紀年銘・被供養者名を陰刻する。種字は、金剛界四仏の阿閼・宝生・阿弥陀・不空成就の各如来を表す。偈は、阿閼種字の下が金剛般若経、宝生種字の下に法華経方便品、阿弥陀の下が涅槃経となつている。年紀は応永三年二月十九日となつているが、被供養者である慈心禅尼の次に「未尅死去」とあることから、これは慈心の命日を示していると考えられ、この塔婆は墓塔あるいは死後間もなく造立された追善供養碑であることがわかる。偈はいずれも仏の本性およびその功德の永遠不滅を説いたもので、死者の靈を弔うのにきわめて適したものである。この碑の所在する持地庵は、前述のように地頭吉弘氏の被官と考えられる大力氏に関わる曹洞宗寺院であるが、この碑が建てられた応永初年段階ではまだ曹洞宗であつたとは考えられず、おそらく六郷山下の天台宗の末庵でもあつたのであろう。

〔5〕旧一畑所在大日種字板碑 現別府市 神恒彦氏蔵高一四五・〇cm

(胎蔵界大日)

諸佛念衆生

ア

衆生不念佛

(金剛界大日)

父母園念子

バン

子不念父母

(阿閼)

應永五季十一月卅 孝子

ウーン

右志者為西妙禅尼也

以前は大字一畑の影平区にあつた板碑である。種字の金剛界大日・胎蔵界大日・阿閼の三如来の配列は珍しく、他に例を知らない。「諸仏は衆生を念うが、衆生は仏のことを思わない。父母は子を念うが、子は父母を思はない」という内容の偈は、何か出典がありそうだが、現在のところ不明である。この偈からも察せられるところであるが、造立の願意としては、今は亡き母(法名西妙)の菩提を供養するために、その子らが建立したものであろう。この例のように、室町期以降の板碑には、個人の追善供養のために造立される例が多く、それが戦国後半期になると、碑身の中央に法名を記した板碑型の墓碑が主流を占めるようになる。

〔6〕梅遊寺十三仏板碑 大字一畑梅遊寺 高一三六・〇cm、一一二・

五cm

(その一)

(不動) (地蔵) (勢至)

カーン カ サク

應永廿一

(釈迦) (弥勒) (阿弥陀)

バク ア キリーク

(文殊) (薬師) (阿閼)

マン バイ ウーン

(普賢) (観音) (大日)

アン サ バン

(虚空蔵)

タラーク 十一月四日

(その二)

カイン カ サク 妙□□禪□ 道妙

バク ア キリーク 道□ 道光

マン バイ ウーン 道林 道円

アン サ バン 道秘 正徳

タラーク 妙通 明金

その一は、碑身上半分に十三仏の種字を上・中段四字ずつ、下段に五字あて右から左に順次配列し、下半分左右に「応永二一」「十一月四日」の年紀をふり分ける。種字・年紀とも陰刻である。その二は、いずれも墨書で記され、種字の配列は同前であるが、その下方に横一列に結縁願主一〇名の交名が記される。この方は年紀を欠くが、その全く同工の形式からは、前者とあまり隔たらぬ時期に造立されたものであろう。

十三仏信仰は、もともとは平安時代に中国から伝来した十王信仰から派生したもので、冥土を主宰する十王すなわち秦広王(初七日)、初江王(二七日)、宋帝王(三七日)、五官王(四七日)、閻魔王(五七日)、変成王(六七七日)、太山王(七七七日)、平等王(一〇〇日)、都市王(一年)、五道転輪王(三年)の各々の本地仏である不動・釈迦・文殊・普賢・地藏・弥勒・薬師・観音・勢至・阿弥陀の十仏に、さらに阿閼(蓮上王・七年)、大日(拔苦王・十三年)、虚空蔵(慈恩王・三三年)が加わったもので、その成立は一般に鎌倉中期頃と考えられている。そして早くも南北朝初期には、この十三仏の種字を板碑にあらわした十三仏板碑が現

れ、室町期にその造立の全盛期をむかえる。

ところで、室町期の十三仏信仰の特色の一つに、その多くが月待や庚申待などの民衆儀礼と結合していたことがあげられ、従って板碑の造立も多人数の結衆によってなされる場合が多い。その点、ここに掲げた梅遊寺板碑もその一基は一〇名の法名が記され、こうした結衆による板碑の造立例とみることができよう。それも十名のうち六名までが頭に「道」の字がつくあたり、同じ系類に属する集団であったと考えられる。彼らが依拠した信仰母体としては、先ず曹洞宗梅遊寺があげられるが、同寺の創建は大檀那吉弘氏がこの地に支配権を確立した永享年間頃と考えられ、これら板碑が造立された応永二年(一四一四)前後はやや早すぎる感がある。ちなみに、梅遊寺に西隣する集落内に十王堂と称する小堂があり、いずれも江戸期のものであるが、木造十王像(像底に「文化十一年亥十月夷村板井貞四郎」の銘がある)のほか石造の観音像・地藏像などがある。十三仏信仰が十王信仰から派生したものであることは先に述べた。この十王堂がいつ頃までさかのぼるものなのかは不明であるが、あるいは、これら十三仏板碑を造立した集団は、この十王堂を中核とする信仰集団ではなかったらうか。

以上のほか、室町・戦国期の左銘品のなかで注目されるものに次の四件がある。

〔7〕築地殿墓板碑群 大字築地寺ノ上 高九二・〇―一六〇・九 cm

〔8〕西ノ坊磨崖碑 大字長岩屋田重坊 縦一〇七・〇 横三六六・〇 cm

〔9〕道脇寺墓地無縫塔 大字加礼川中平 高八六・五 cm

〔10〕長安寺宝篋印塔 大字加礼川屋山 高二二七・〇 cm

〔7〕は妙覚寺との位置関係から、同寺を菩提寺とした都甲氏に関わる墓標と考えられるもので、全一二基のうち五基に紀年銘と法名(うち

一基は法名のみ)が記される。そのうちの一基には、天文十九年(一五五〇)の忌日と「花月紹榮」という法名につづいて「於肥州合志表討死」とあり、これは同年五月から九月にかけて行なわれた豊後大友氏と肥後菊池氏との合戦において、大友方が肥後合志城をせめた時の戦闘で討死したことを示しているのであろう。

(8)については、先述のように、天念寺所在の大般若経の関係が注目される。すなはち、同磨崖碑の第三面に次のようにある。

(胎藏界大日) 惠芳尊女神儀

ア 永禄五年八月二日敬白

(金剛界大日) 浄音居士神儀

バン

この法名浄音なる人物については、同大般若経の永禄七年(一五六四)書写分の施主になっており、同五年には明らかに存命しているのである。おそらく、この碑は亡き妻惠芳の菩提を弔うと同時に、自らの逆修をも期するために浄音自身が造顕したものであり、翌々年の大般若経書写も同じ願意にもとづいて行われたものであろう。国東地方に比較的多くみられるこの種磨崖碑造立のおおよその時期およびその趣意を知り得る貴重な遺例である。

(9)の無縫塔は、旧加礼川常泉坊跡と考えられる小堂(道脇寺)裏の墓所にあるもので、次のような銘記が陰刻される。

天正五丁丑天

(胎藏界大日) 大法師豪仁大德靈位

ア 十二月廿日

ここに豪仁大徳とある人物については、前出「大神姓都甲氏系譜」や「加礼川関係系図」(以上資料編一八〜二二ページ)によれば、都甲氏の

出自で、通称「少将公」を名のり、六郷山加礼川常泉坊の院主となった人物で、天正五年(一五七七)二月二〇日に示寂したことが知られ、天文年間以前、同常泉坊領を次代豪忠(天文七年・一五三八寂)に譲った(「僧豪仁讓状」道脇寺文書)院主豪仁とは別人物である。また、天正四年三月、学頭法印豪意らを大願主に、吉弘宗(鎮信)を大檀那として、屋山寺に法華三昧の御興所を再興した時の願主のなかに、「常泉坊祐仁大徳」と並んで「豪仁大徳」とある(「屋山法華三昧興表白文」『太宰管内志』所収)のが注意をひく。ちなみに、前出系図によれば、この祐仁もまた都甲氏の出自であり(系図では豪仁の前代)、あるいは吉弘氏が屋山寺を中心とした六郷山領に支配権を及ぼした室町初頭以後も、加礼川常泉坊の院主職は代々都甲氏に受け継がれていたのであろうか。

(10)の宝篋印塔は、日向耳川の合戦で戦死した吉弘宗(宗)の墓塔と伝えられるもので、その塔身に金剛界四仏の種字とともに「宗」の陰刻銘がある。おそらく追善の供養塔であろうが、この期の宝篋印塔のほとんどが小型化し、しかも多くが墓塔として用いられたなかにあつて、かつて松行金宗院に所在した吉弘統幸の塔とともに支配者の名にふさわしい大型の宝篋印塔である。ただ、ここで気になるのは、紀年銘の天正十二年(一五四八)十一月二日は、被供養者である吉弘鎮信の忌日(梅遊寺の位牌と同じ)と考えられるが、これが「吉弘氏系図」では、同年十一月一日に同じ日向耳川の合戦で討死した父鑑直に先んじて、同九月二七日にそれも日向高城で戦死したとあることである。しかし、この点については、同年一〇月二日に大友宗麟が鎮信に宛てた書状(『増補訂正編年大友史料』第二四卷一一五号)があり、やはり吉弘鎮信は同年十一月一日の耳川の合戦で戦死したとみるのが正しいようである。

以上のように、全固体数からすればごく少数にすぎないが、石造物に記された銘記は、文献史料では明確にし得ない地域の裏面史をある程度補填するものとして、重要な歴史資料といえることができる。また、先にもみたように、銘記そのものではなくても、石造物の分布状況や立地の仕方、あるいはその年代的推移などが地域史における政治的・経済的・文化的動向を常に反映したものであることはいうまでもない。

中世石造物一覽

(地図番号)	(名 称)	(所在地)	(種別および個体数)	(時代)	(備考)
1	梅遊寺板碑・石塔群	大字一畑影平	板碑四基、うち一基は残欠 国東塔三基、石幢一基 五輪塔九基分、うち一基は一石 無縫塔三基	南北朝初・室町初 室町〜戦国 室町〜戦国 戦国	板碑四基のうち、一基に建武元年の年紀と普賢菩薩種子を陰刻、二基に十三仏種子があり、うち一基は応永二十一年の年紀あり。国東塔一基と五輪塔・無縫塔(九基は江戸期)は墓所にある。
2	大内岩屋宝篋印塔 ・五輪塔群	大字一畑並石	宝篋印塔一基 五輪塔九基分	室町 室町〜戦国	岩屋内にしつらえた観音堂の前庭に大型の宝篋印塔があり、周囲に五輪塔が散在する。
3	三嶋社参道五輪塔群	大字加礼川新田	五輪塔五基分	室町〜戦国	戦国末期にこの地に入部した河野氏関係の墓所か。このほか、江戸初〜中期の板碑型碑七基あり。
4	河野家古墓石塔群	大字加礼川新田	五輪塔一〇基分	戦国末	戦国末期にこの地に入部した河野氏関係の墓所か。このほか、江戸初〜中期の板碑型碑七基あり。
5	峯ノ坊跡五輪塔郡	大字加礼川中平	五輪塔一三基分	室町〜戦国	峯ノ坊入口に一基、同集落跡に二基、墓所推定地に一〇基あり。天正五年の年紀と「大法師豪仁大徳靈位」の墓碑銘あり。
6	道脇寺墓所五輪塔群	大字加礼川中平	無縫塔一基 五輪塔一八基分、うち一基は一石	戦国 室町〜戦国	このほか、いずれも江戸期のものだが、宝治元年の年紀と「大阿闍梨法印應仁」の碑銘のある無縫塔と板碑型碑がある。
7	下ノ坊跡石塔群	大字加礼川中平	無縫塔一基、石殿一基	室町〜戦国	下ノ坊は長安寺の外坊のひとつ。
8	尾上鼻栗堂石塔群	大字梅ノ木夏吉	板碑三基 五輪塔五基分、うち一基が一石 宝篋印塔一基、基礎および相輪の一部のみ	戦国末 南北朝後期 室町〜戦国	無縫塔には「伝空上人覚靈」の碑銘あり。 このうち二基に各々阿弥陀・普賢の種字陰刻。
9	河野家板碑 ・五輪塔群	大字梅ノ木	板碑四基	南北朝〜室町	庵ノ迫集落の中世墓か。
10	庵ノ迫入会墓地 五輪塔群	大字梅ノ木 庵ノ迫	五輪塔九基、すべて一石 五輪塔二一基分、うち八基が一石	室町〜戦国 室町〜戦国	近世〜近代に至る墓碑群に混じって散在。
11	中洲ノ山五輪塔群	大字梅ノ木	五輪塔一二基	室町〜戦国	「中洲ノ山」と呼ばれる丘の北斜面に横一列に並ぶ。

- 12 庵ノ迫板碑
庵ノ迫
大字梅ノ木
板碑三基、うち一基は二連碑
鎌倉末ノ南北朝
- 13 ヤゴロウ板碑
大字梅ノ木
庵ノ迫
板碑一基
鎌倉末ノ南北朝
- 14 山口古墓五輪塔群
大字梅ノ木山口
五輪塔九基分、宝塔一基
板碑六基、角柱塔婆一基
室町
- 15 グリンダの五輪塔群
大字梅の木山口
五輪塔三基
室町ノ戦国
- 16 樺山神社宝篋印塔
大字梅ノ木樺
宝篋印塔一基、板碑一基
室町
- 17 樺両面板碑
大字梅ノ木樺
板碑一基
戦国
室町初
- 18 大師堂石塔群
大字梅ノ木樺
五輪塔二二基分、うち二基が一石
国東塔二基、宝篋印塔二基
室町ノ戦国
板碑一基
室町
- 19 長安寺六所権現
大字加礼川屋山
国東塔一基
鎌倉後期
- 20 六所権現参道
大字加礼川屋山
五輪塔一四基分、うち四基が一石
室町ノ戦国
五輪塔群
国東塔
- 21 長安寺本堂脇石塔群
大字加礼川屋山
宝篋印塔一基、国東塔一基
戦国
五輪塔三基分、うち二基が一石
室町ノ戦国
板碑二基
室町
- 22 屋山入会墓地五輪塔
大字加礼川屋山
五輪塔三基分
室町ノ戦国
- 23 外園五輪塔群
大字加礼川屋山
五輪塔一八基分、うち八基が一石
室町ノ戦国

NO11の西に隣接してある。連碑には墨書で胎藏界大日・文殊・普賢の種字と正中二年の紀年銘がある。もう一基にも文殊種字を薬研彫りする。

前記中洲ノ山に南隣する茶畑に転倒してある。

長安寺の外坊の一つ西ノ坊跡とみられる場所に南隣する。

五輪塔二基と宝塔の水輪・塔身に五大種字を陰刻する。

なお、このうち宝塔には塔身内部に火葬骨を納める。

山口集落入口の路傍にあり。

山神社の参道沿いにある。

樺集落の入口の路傍にある。碑身両面に各々弥陀・地藏・地藏・釈迦・観音・竜樹の三尊種字を陰刻。

樺集落上の小堂に隣接した二ヶ所に群をなす。

このほか、江戸中期の(享保十九・明和五)の無縫塔

二基がある。

屋山総鎮守六所権現の杜前にある。

長安寺本堂から六所権現へ登る石段の左手にある。

宝篋印塔は塔身四面に金剛界四仏の種字と天正十二年の年紀、

「宗叡公」(吉弘鎮信)の法名を刻む。板碑二基は弥陀種字を

陰刻。ほかに、江戸期の宝篋印塔(元禄十三)と無縫塔がある。

近世・近代の墓碑に混じって散在。

長安寺の北方百メートルほどの間道路傍にある。

- 24 引寺跡宝篋印塔残欠 大字加礼川屋山 宝篋印塔一基、基礎のみ 戦国
 25 千蔵坊跡石塔群 大字加礼川屋山 五輪塔六基すべて一石、石殿一基 戦国
 26 オト様板碑 大字加礼川屋山 板碑二基 戦国
 27 谷ノ坊跡石塔群 大字加礼川屋山 五輪塔八基分、板碑二基 室町〜戦国
 28 姫塚五輪塔群 大字新城百々塚 五輪塔一二基分、うち一基は一石 室町〜戦国
 29 百々塚五輪塔群 大字新城百々塚 五輪塔六基分 鎌倉末〜南北朝初
 30 阿形家板碑 大字新城甘木 板碑一基 南北朝後期
 31 鶴入会墓地磨崖碑 大字新城鶴 磨崖碑一基 戦国
 32 春日社板碑 大字新城鶴 板碑一基、七連碑 室町〜戦国
 33 末田家五輪塔群 大字新城鶴 五輪塔一四基、うち二基が一石 室町〜戦国
 34 新城入会墓地 大字新城 五輪塔四二基分、うち二基が一石 室町〜戦国
 五輪塔群
 35 九文代跡石塔群 大字新城九文代 五輪塔一一基、うち一基が一石 室町〜戦国
 国東塔一基、宝塔一基、相輪欠失 戦国
 36 大園宝篋印塔残欠 大字新城 宝篋印塔一基、笠のみの残欠 室町
 五輪塔二基いづれも一石 戦国
 37 岩丸家墓地五輪塔 大字長岩屋地主 五輪塔二基いづれも一石 室町〜戦国
 38 重連坊跡石塔群 大字長岩屋 五輪塔八基分、うち六基が一石 南北朝〜戦国
 重連坊 国東塔一基 室町
 板碑一基、二連碑 室町〜戦国
- 引寺は長安寺末坊。
 長安寺末坊。石殿身部前面に五輪塔二基を浮彫り。
 板碑は碑身に墨書銘があるが不明。
 二基とも碑身に弥陀種字と慶長十五年の年紀、「月心妙甫逆修」
 「僧賢徳上座」ほかの銘記を墨書する。
 同所の石祠に「谷ノ坊地主云々」の陰刻銘。
 谷ノ坊は長安寺末坊の一つ。
 佐屋ノ元農協支所の裏山中腹に塚状に一群をなす。
 同右山裾に塚状に一群をなす。
 弥陀三尊種子を陰刻。
 凝灰岩製、相輪上部欠失。
 墓地内の岩肌に龜を掘り二連碑を線刻。
 額部・基礎の造り出しのある小板碑七基を一石から並列して彫り出す。
 額部から上は墨塗りし、碑身に種字と銘文を墨書するが不明。
 末田家所有の畑地にあり。
 近世初・中期（元禄〜正徳）板碑型墓碑が混在。
 近世〜現代の墓碑群に混じって散在する。
 長賢寺（真宗大谷派）の右裏手の畑地にある。
- 近世の墓碑群に混在。
 重連坊は天念寺十二坊の一つ。五輪塔の一基に五大種字を刻むが、空風輪・水輪は別物をのせる。

- 39 要本坊跡宝篋印塔 大字長岩屋 宝篋印塔一基、相輪上部欠失 室町 天念寺十二坊の一つ。地蔵石仏は小堂内に安置。
- 40 田口の板碑 大字長岩屋田口 板碑一基 南北朝 薬師堂の前にあり、金剛界大日の種字を墨書する。
- 41 龍門岩屋宝篋印塔 大字長岩屋 宝篋印塔一基、五輪塔一基 室町 天念寺付属の石窟群の一つ。
- 42 忌堂岩屋石塔群 大字長岩屋 国東塔一基、塔身欠失、板碑二基 室町 天念寺付属の石窟群の一つ。
- 43 円重坊跡五輪塔 大字長岩屋 五輪塔一基、一石 戦国 天念寺十二坊の一つ円重坊跡に四列に並ぶ。
- 44 天念寺本坊石造物群 大字長岩屋 五輪塔六三基、うち一九基が一石 南北朝 五輪塔の数基は五大種字を陰刻する。
- 45 西ノ坊跡磨崖碑 大字長岩屋 西ノ坊 国東塔八基、すべて相輪を欠く 室町 天念寺十二坊の一つ。磨崖碑は横長の仏龕を四区に分け、慶
- 46 二本坊跡五輪塔群 大字長岩屋 七郎ヶ迫 宝篋印塔二基分の残欠、 室町 一基は、三面の連続した仏龕からなり、永禄五年・天正八年の年紀と五名の法名が陰刻および墨書される。
- 47 大満坊跡五輪塔群 大字長岩屋 七郎ヶ迫 角柱塔婆一基 戦国 もう一基は、四面の仏龕からなるが、銘文不明。
- 48 妙仙坊跡磨崖碑 大字長岩屋 磨崖碑一基、板碑一基残欠 戦国末・南北朝 天念寺十二坊の一つ。磨崖碑は横長の仏龕を四区に分け、慶

- 49 門ノ坊跡五輪塔群 大字長岩屋 七郎ヶ追 五輪塔一基、一石 戦国 長十五年の年紀や法名が陰刻される。
天念寺十二坊の一つ門ノ坊跡の杉林内に散乱。
- 50 仙堂坊跡五輪塔群 大字長岩屋岩竹 五輪塔一〇基分、うち七基が一石 室町〜戦国 天念寺十二坊の一つ。
曹洞宗金宗院の末庵。七連碑は各碑身に釈迦・薬師・大日
・観音・不動など七仏の種字を陰刻。ほかに堂の礎石が残る。
吉武集落の裏山に二基離れてある。うち一基は相輪を欠き、
笠も落下している。
- 51 福田庵跡五輪塔群 大字長岩屋岩竹 五輪塔七基分、うち四基が一石 室町〜戦国 現都甲中学校敷地内にあったものを、同校裏手に移動。
ほかに安永八年の一字一石塔がある。
- 52 花ノ木国東塔 大字長岩屋 花ノ木 五輪塔一八基分 戦国 金宗院（曹洞宗）は地頭吉弘氏の菩提寺と伝える。
五輪塔六基が境内山門脇にあるほかは、すべて背後の
同寺墓所にある。無縫塔は一〇基あるが八基は江戸期のもの。
そのほか、寛永二十年銘を筆頭に江戸期の墓碑多数。
五輪塔は龍雲寺（曹洞宗）の跡地に一群をなし、国東塔は
門前の民家庭にある。
- 54 金宗院跡石塔群 大字松行大屋敷 五輪塔二二基分 戦国 妙覚寺（曹洞宗）の裏山上方にあり、通称殿墓、天文一四・一九・
二一年、天正四年の年紀のほか、弥陀・大日種字、法名が
記される。
- 55 龍雲寺跡五輪塔群 大字築地雁徳 五輪塔八基分、うち三基が一石 室町〜戦国 国東塔の相輪の替りに宝篋印塔の笠から上がのる。
妙覚寺（曹洞宗）は地頭都甲氏の創建という。
- 56 寺ノ上板碑群 大字築地寺ノ上 板碑一二基 戦国 国東塔の相輪の一基、相輪下部欠失 南北朝〜室町
- 57 妙覚寺国東塔 大字荒尾妙覚寺 国東塔一基、相輪欠失 南北朝前期 宝篋印塔一基、相輪・笠のみの残欠室町
五輪塔四基分、うち二基が一石 室町〜戦国
五輪塔二基分、いずれも残欠 室町〜戦国
国東塔二基、一基は相輪欠失 室町〜戦国
笠塔婆一基、五輪塔二基分 戦国・室町
五輪塔二五基、うち四基が一石 室町〜戦国
板碑四基、うち三基が二連碑 戦国
- 58 薬師堂跡五輪塔 大字荒尾山内 五輪塔二基分、いずれも残欠 室町〜戦国
ほかに宝塔型の塔身のみの残欠あり。
笠塔婆には、天文八年の年紀と弥陀種字、「朝天妙正」の
法名を陰刻する。
- 59 八坂社石塔群 大字荒尾八坂社 国東塔二基、一基は相輪欠失 室町〜戦国
寺跡と伝える水田に築かれた石塚上に散在。
- 60 屋敷田五輪塔群 大字大力浜田 五輪塔二五基、うち四基が一石 室町〜戦国

- 61 出口の五輪塔群 大字大力出口 五輪塔五基分、すべて残欠 室町↗戦国 集落の東端の崖上に散乱。
- 62 持地庵石塔群 大字大力田城 宝塔七基 戦国 持地庵は曹洞宗妙覚寺末。板碑三基のうち一基（南北朝末期頃）は弥陀種字を薬研彫、他二基（戦国期）のうち一基には天正六年の年紀と「捐館林室秀盛居士」の法名を陰刻。角柱塔婆は応永三年の年紀と四方仏種字、偈文などを刻む。
- 63 十王岩屋石仏 大字大力寺ノ上 無縫塔一基 戦国 石窟内に石仏を安置。上記のほか、江戸期の釈迦・薬師・地藏石仏がある。
- ・五輪塔群 脱衣婆石仏一軀、 板碑一基、残欠 室町 五輪塔六基分、うち一基が一石 室町↗戦国 五輪塔三一基分、うち一基が一石 室町↗戦国
- 64 泉入会墓地五輪塔群 大字大力泉 五輪塔三一基分、うち一基が一石 室町↗戦国
- 65 栄法寺国東塔残欠 大字大力栄法寺 国東塔二基、いずれも残欠 南北朝後期
- 66 普賢岩屋石仏 大字大力堀岩屋 普賢菩薩・脇侍石仏三軀 室町↗戦国
- ・五輪塔群 五輪塔七基分、うち六基が一石 室町↗戦国
- 石殿一基、身部のみ 戦国
- 67 都甲家墓地宝塔 大字払田 宝塔二基、 戦国
- 五輪塔三基分 室町↗戦国
- 68 東見庵国東塔 大字鴨尾上ノ段 国東塔一基 室町
- ・五輪塔群 五輪塔一二基分うち六基が一石 室町↗戦国
- 69 智恩寺国東塔 大字鼎知恩寺 国東塔一基 南北朝中期
- 宝塔一基、残欠 室町
- 70 智恩寺墓所石塔群 大字鼎知恩寺 宝塔三基、五輪塔二基 室町↗戦国
- 宝篋印塔一基、相輪上部欠、 戦国
- 板碑一基、 戦国
- 自然石碑一基 戦国
- 知恩寺は六郷山本山本寺の一つ。二基とも同寺講堂前庭にある。
- 智恩寺歴代院主の墓所と伝える。宝篋印塔々身に四方仏種字のほか、天文二四年の年紀と「法印豪秀」の法名が陰刻される。また、板碑には弥陀種字と「妙邑」の法名、自然石碑には不動種字と「法印忍秀大和尚位」と陰刻される。

七堂と岩屋 ― 庶民信仰 ―

①この調査は昭和六二年度に予備調査を、六三年度より本調査、平成三年度に補充調査をおこなった。

②調査対象としては、都甲荘内における堂・岩屋の総て、かつては堂・庵・寺院（廃寺になったもの）等を含め、今でも遺跡が確認されるものについて悉皆的な調査を試み、七六箇所を認めたが、これが総てではないと思われるので、今後補充していきたい。

③現在の行政区でいう梅の木・加礼川・一畑の東都甲地区、荒尾・築地・松行・長岩屋・新城の西都甲地区と都甲川の支流長岩屋川の源流域三畑（真玉町）、都甲川の下流域の鴨尾・払田（現豊後高田市）を含めた都甲谷を調査の対象とした。

④国重文太郎天童他を安置する六郷山中山本寺金剛山長安寺、長岩屋山天念寺（無住）等は、現存する六郷山寺院であり、ほかの曹洞宗・真宗寺院についても、宗教活動が活発におこなわれており、本調査のお堂、庵岩屋等と比較するには、無理があるろうと思われるので、本稿では取り上げなかった。

⑤調査資料を整理・検討することによって、都甲荘（都甲谷）における中・近世の庶民信仰を理解するの一助としたい。

(一) 堂の分布

桂川の支流、都甲川の上流域、東都甲地区（加礼川・梅の木・一畑）、①下流域の条里を残す西都甲（荒尾・築地・松行・長岩屋・真玉町三畑・豊後高田市鴨尾・払田）に分けて整理したのが表1である。

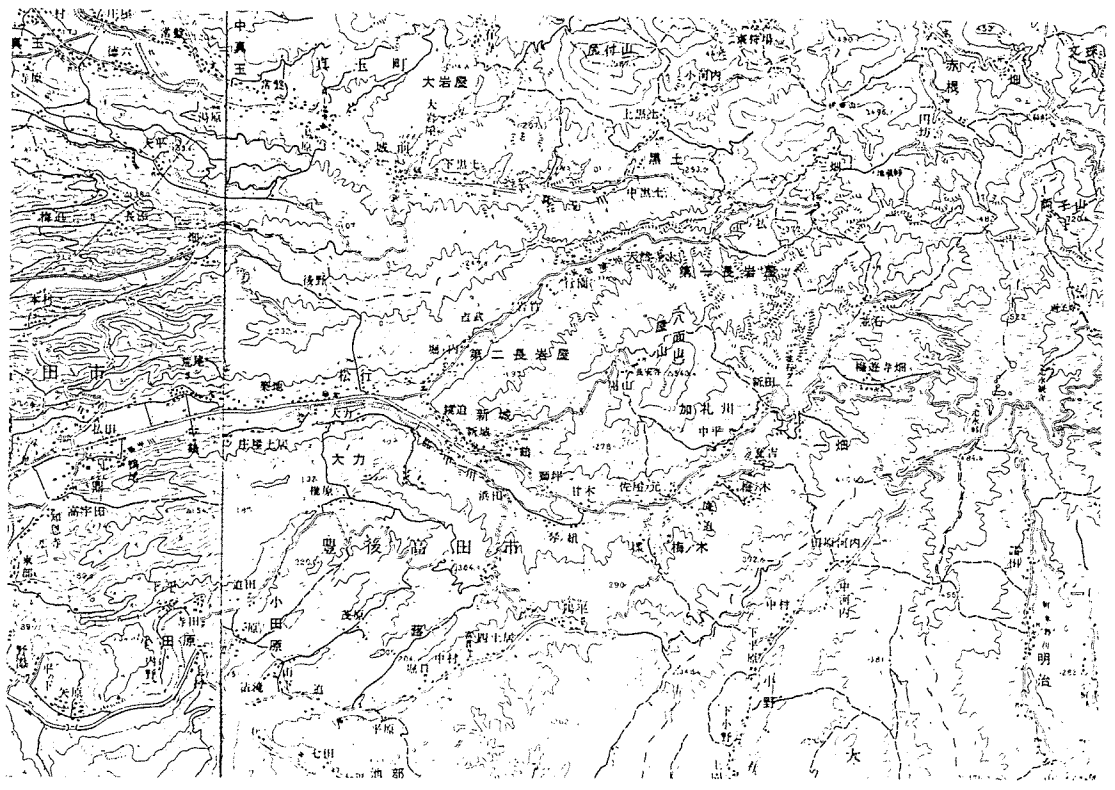


図38 都甲地域全図

表 1

	堂・坊・庵	堂・坊・庵の遺跡	岩屋・磨崖仏	廃 寺 (※堂化した廃寺)
東 都 甲	鶴のお堂(加礼川平田) 佐屋元のお堂(加礼川新海平) 峯念坊(加礼川峯) 庵ノ迫のお墓(梅ノ木中ノ迫) 庵ノ迫の大師堂 (梅ノ木下ヤシキ) 樫の大師堂(梅ノ木ハル) 岩永観音堂(梅ノ木桐ノ木) 琴の組の大師堂 (梅ノ木八ヶ迫) 三光院(梅ノ木上の迫) 一畑のお堂(一畑カゲ平) 相蓮山観雲堂(一畑向ノ平) 大師堂(一畑尾の上)	金剛童子(加礼川佐屋の元) 下の坊の堂(加礼川中村) 不動屋敷(加礼川サヤオノ) 真覚庵(梅ノ木寺の上)	虚空蔵岩屋 (加礼川新田) 大内岩屋 (一畑トオメン)	万福寺 (加礼川新田を比定) ※道脇寺 (加礼川平原)
西 都 甲	観音堂(荒尾ミスミ) 地藏堂(荒尾ノクチ) ガランさま・大師堂・ (荒尾山内) 大師堂(荒尾畑) 持地庵(大力寺の上) 文殊堂(大力幾久) 要本坊(長岩屋要本坊) 仙堂坊(長岩屋小野丸) 薬師堂(長岩屋田口) 甘木の地藏堂(新城甘木) 磔堂(真玉町三畑) 大師堂(真玉町三畑) 東見庵(鴨尾) 薬師堂(払田)	薬師堂(荒尾山内) テラのお堂(松行前田) 観音(築地シンプクロ) 観音(築地カンノンビラ) リク庵(大力平床) 馬場の観音堂(長岩屋殿前) 妙仙坊(長岩屋七郎ヶ迫) 本坊(長岩屋現本堂) 大満坊(長岩屋七郎ヶ迫) 重蓮坊(長岩屋重蓮坊) 祇園坊(長岩屋円重坊) 円重坊(長岩屋円重坊) 西ノ坊(長岩屋西ノ坊) 二本坊(長岩屋七郎ヶ迫) 畦津坊(長岩屋七郎ヶ迫) 門ノ坊(長岩屋七郎ヶ迫) イワバナ観音(長岩屋号敷) 福田庵(長岩屋岩竹) アシタギの石祠(真玉町三畑) 弥勒院(払田) 観音堂跡(払田) 毘沙門(払田) 阿弥陀堂(払田) 百堂様(払田)	影堂岩屋 竜門岩屋 火打岩屋 福永岩屋 鳥岩屋 小両子岩屋 忌堂岩屋 門出岩屋 十王岩屋 磨崖役の行者 川中不動 重蓮坊岩屋 (長岩屋重蓮坊) 鼻津岩屋(鴨尾平) 堀岩屋 (大力堀岩屋) 十王岩屋 (大力十王谷)	竜雲寺(築地雁徳) 金宗院(松行大屋敷) 旧妙覚寺 (払田丘陵地を比定)
計	26 (34.5%)	28 (36.8%)	17 (22.5%)	4 (5.2%) ※ 1 (1.2%)

都甲荘は国東半島の他の地域と同様、平安から鎌倉時代には六郷山天台宗一色であった。東都甲の加礼川には六郷山中山本寺の金剛山長安寺、同加礼川山道脇寺、かつては六郷山寺院であったという伝承をもつ万福寺（寺跡不詳）や一畑には梅遊寺（現曹洞宗）が、西都甲には、六郷山中山本寺の長岩屋天念寺、私田には高山末寺の妙覚寺（廃寺）等があるが、鎌倉後期から中世後期にかけて、横手（国東町）泉福寺系統の曹洞宗の浸透がみられる。

②調査全体を通して堂の残存状況を見ると、堂数（岩屋・坊を含めて）は西都甲地区が五五ヶ所（七七・三％）と圧倒的に多い。これは天念寺付属岩屋一〇ヶ所と坊を入れたためである。坊は俗に天念寺一二坊といわれるもので、その広がり天念寺を中心に東西一キロメートルにも満たない狭い地域である。

天念寺の背後にある岩屋一〇ヶ所を含めた岩山は「お山」ともよばれている。ここ長岩屋から「お山」を越えて真玉谷、中黒土には小岩屋山無動寺、大岩屋には大岩屋山応曆寺の六郷山中山本寺がある。「お山」は一つの纏まりをもって配され、修行道場として立地していたものと考えられる。

③残存状況を田染荘と比較してみると表2のごとくなる。⁽¹⁾

表2

		類別	
田染荘	都甲荘	荘	類別
九・八％	一・二％	廃寺となり堂化したもの	堂・坊・庵
三三・七％	三四・五％	堂・坊・庵の遺跡	岩屋・磨崖
二〇・九％	三六・八％	二二・五％	磨寺となつた寺院
二五・〇％	二二・五％	九・八％	

(ア) 都甲荘の場合廃寺四（五・二％）、堂・坊・庵の遺跡二七（三六・八％）計三一（四二・〇％）が堂宇をなくし、遺跡のみとなった。四四ヶ所

（五八・〇％）は堂宇あるいは岩屋があり、往時の規模を知ることが出来る。田染荘では廃寺八（九・四％）、堂・坊・庵の遺跡一七（二〇・九％）計三〇・三％となり、残存状況は田染荘の方が幾分よい。

(イ) 磨崖仏では都甲荘には二ヶ所（磨崖役の行者、川中不動）、田染荘では熊野磨崖仏を含め八ヶ所あり、断然田染荘が多い。岩屋に関しては都甲荘一七、田染荘一五と大差はない。特に天念寺付属一〇ヶ所のよ

うにまとまった所にあるのに対し、田染荘の岩屋は散在的である。岩屋があり、そこに仏が存するということは六郷山天台修験の大きな要素の一つであることからみて、都甲荘と田染荘は非常によく似ている。

(二) 堂や岩屋の本尊

堂内に安置されている尊像の種類はかなり多岐である。そこで、堂名、安置状況や伝承（聞取り）から各堂の本尊仏であると考えられるものによって、整理すると表3の通りである。

堂の尊名・本尊による分類

多い順に観音（三二・九）、地藏（一〇・九）、薬師（一〇・九）で実にお堂の半数以上（五四・七％）を占めており、田染荘とよく似た傾向がみられる。都甲荘は、桂川の支流都甲川が、田染荘は桂川が流れ山を一つ隔てた地である。都甲荘には六郷山中山本寺の金剛山長安寺、長岩屋天念寺、加礼川山道脇寺が、田染荘には六郷山本山本寺の西叡山高山寺、馬城山伝乗寺（真木大堂）や本山末寺の蓮花山富貴寺の天台寺院がある。割合の高い観音・薬師は六郷山の本地仏であり、観音は宇佐比売神宮寺中津尾寺の本尊仏、薬師は宇佐神宮寺弥勒寺の本尊仏である。ちなみに、都甲荘のほぼ西半分は弥勒寺の荘園であったことはいうまでもない。

表3

虚空蔵	地蔵	観音	阿弥陀	釈迦	本尊
一	八	二五	三	〇	数
一・三	一〇・五	三二・八	四・〇	〇	割合(%)
虚空蔵岩屋(加礼川 新田)	持地庵(大力 寺の上)・真覚庵(梅ノ木 寺の上)・地藏堂(荒尾 ノノクチ)・要本坊(長岩屋 要本坊)・甘木の地藏堂(新城 甘木)・一畑のお堂(一畑 カゲ平)・寺のお堂(松行 前田)・重蓮坊(長岩屋 重蓮坊岩屋)	龍雲寺(築地 雁徳)・金宗院(松行 大屋敷)・道脇寺(加礼川 平原)・観音堂(荒尾 ミスミ)・大師堂(荒尾 畑、観音堂との伝)・佐屋の元のお堂(加礼川 新海平)・峯念坊(加礼川 峯)・樫の大師堂(梅ノ木 ハル、観音堂との伝)・岩水の観音堂(梅ノ木 桐の木)・相蓮山観音堂(一畑 向ノ平)・大師堂(三畑 峠、観音堂との伝)・観音堂跡(払田 下ホキ)・馬場の観音堂(長岩屋 殿前)・イワバナ観音(長岩屋 号敷)・観音堂(築地 シシブクロ)・観音堂(築地 カンノンピラ)・アシタギの石祠(三畑 足駄木)・門出岩屋(天念寺岩屋)・リク庵(大力 平床、観音の伝)・龍門岩屋(天念寺岩屋)・東見庵(鴨尾 上の段)・影堂岩屋(天念寺岩屋)・大内岩屋(一畑 トオメン)・ガランさま(荒尾 山内)	小両子岩屋(天念寺岩屋)・阿弥陀(払田 ホキ)・三光院(梅ノ木 上迫)		堂名

計	不動	普賢	毘沙門	十王	弘法	金剛童子	薬師	役の行者	弥勒	大日	五輪	不詳	
七六	三	二	二	二	三	一	七	一	一	二	一	一三	
一〇〇	四・〇	二・六	二・六	二・六	四・〇	一・三	九・三	一・三	一・三	二・六	一・三	一七・一	
	文珠堂(大力 幾久)	不動屋敷(加礼川 サヤオ)・鳥岩屋(天念寺岩屋)・川中不動(天念寺前)	万福寺(加礼川 新田)・掘岩屋(大力)	毘沙門(払田)・福永岩屋(天念寺岩屋)	十王岩屋(大力 十王谷)・十王岩屋(天念寺岩屋)	庵の迫の大師堂(梅ノ木 下ノ屋敷)・琴の組の大師堂(梅ノ木 八迫)・太師堂(一畑 尾の上、大師堂との伝)	金剛童子(加礼川 佐屋の元)	薬師堂(払田 墓寺)・薬師堂(長岩屋 田口)・庵の迫のお堂(梅ノ木 中迫)・礫堂(三畑、薬師の伝)・鼻津岩屋(鴨尾 花寺平)・薬師堂(荒尾 山内)・百堂さま(払田 百堂)	磨崖役の行者(天念寺)	弥勒院(払田 谷)	福田庵(長岩屋 岩竹)・火打岩屋(天念寺岩屋)	忌堂岩屋(天念寺岩屋)	仙堂坊(長岩谷 小野丸)・妙仙坊(長岩屋 七郎迫)・大満坊(長岩屋)・重蓮坊(長岩屋 重蓮坊)・祇園坊(長岩屋 円重坊)・円寿坊(長岩屋 円寿坊)・西の坊(長岩屋 西の坊)・二本坊(長岩屋 七郎迫)・畦津坊(長岩屋 七郎迫)・門の坊(長岩屋 七郎迫)・下の坊(加礼川 中村)・本坊(長岩屋、現本堂跡)・旧妙覚寺(払田、丘陵地)

表5

	数	割合%
釈阿彌	4	2.1
觀地虛文不普毘十弘金剛	6	3.1
陀音藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	43	22.4
空	34	17.7
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	2	1.0
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	2	1.0
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	8	4.2
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	2	1.0
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	4	2.1
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	6	3.1
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	35	18.2
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	1	0.5
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	12	6.3
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	3	1.6
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	1	0.5
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	1	0.5
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	3	1.6
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	1	0.5
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	1	0.5
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	23	12.0
計	192	100

田染莊でも観音を主尊とする田原別符宝陀寺（元応二年（一一三〇）沓掛田原城主田原直平が万寿寺直翁の門下悟庵を請じて創建）の末、龍泉寺・慈恩寺・観音寺・金福寺と直翁の法孫豊山正義の開いた安養寺等の臨済宗がある。そして、この宇佐神宮領田染莊も武家田原氏によって侵略をうける。このように両者の経緯は非常によくにている。

堂に合祀されている諸尊

表4 (%)

	田染莊	都甲莊
釈阿彌	0	4.0
觀地虛文不普毘十弘金剛	2.4	10.9
陀音藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	33.3	32.9
空	10.7	10.9
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	1.3	1.2
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	1.3	0
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	4.0	5.0
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	2.7	0
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	2.7	1.2
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	2.7	1.2
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	4.0	2.4
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	1.3	0
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	9.3	10.9
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	1.3	0
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	2.7	0
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	1.3	0
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	1.3	0
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	0	1.2
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	0	1.2
藏殊動賢門王法子師光者勒日輪天詳	16.0	18.2
計	100	100

平安から鎌倉時代にかけて、六郷山天台宗一色であった国東半島にも、鎌倉末期から中世後期にかけて新興武士層の支援をうけた禅宗の浸透が顕著となった。都甲莊では観音を本尊とする横手（国東町）泉福寺系統の曹洞宗が浸透した。応永年間に泉福寺二世明巖鏡照が、六郷山高山末寺妙覚寺を中興したのを皮切りに梅遊寺・龍雲寺を、更に吉弘氏が武蔵郷より移城し、菩提寺と推される金宗院を開基としたことが大きく教線を広めたのであろう。

表6

	仏像	棟札	修札	位牌	塔婆	石造	その他	計	割合(%)
13 C 前				1				1	1.3
13 C 後								0	0
14 C 前					1			1	1.3
14 C 後					1			1	1.3
15 C 前	2							2	2.6
15 C 後	1							1	1.3
16 C 前								0	0
16 C 後				4	1			5	6.5
17 C 前						1		1	1.3
17 C 後								0	0
18 C 前		1	1	4	1	10		17	22.0
18 C 後	1			3	1	6		10	11.0
19 C 前	1		4	6		11	1	23	29.8
19 C 後	2		1	2				5	6.5
20 C 前		1	3	1			1	6	7.7
20 C 後		3				1		4	5.2
計	7	5	9	20	5	29	2	77	100

(三) 堂内の紀年銘（付表参照）

表5のごとく堂に合祀されている諸尊は非常に多岐である。それだけ信仰の幅が広いとみられるが、中でも観音・地藏・薬師・弘法大師で全体の六〇%以上を占めている。観音・薬師については前項の「堂の尊名・本尊による分類」で述べたが、中近世庶民信仰として流入・流布した最も顕著なものが地藏・弘法信仰である。地藏は中世以降、地藏菩薩が地獄での救済者、来世引導者、あるいは先祖供養として庶民の間に信仰されはじめにしたがって、既存の堂宇に合祀されたものであろう。

近世の庶民信仰として弘法大師像の占める割合が高いが、そのことは「弘法大師信仰と新四国八十八ヶ所」の項で述べることにし、その信仰の強さから、既存の堂名を変えるほど庶民の間に深くとけ込んでいるのが、この「お弘法さん」である。荒尾・畑の大師堂、梅ノ木・樫の大師堂、三畑・峠の大師堂等は本来観音堂であるが、いつの間にか「お弘法さま」とよばれるようになった。弘法大師信仰の根強さを物語っている。

紀年銘を持つ文化財は数量的には少ないが多岐にわたっている。適確な資料とは言えないが、全体の一応の目安となろう。以下銘を通して堂の成立年代を考察してみたい。

一三世紀前半の位牌（宝治元丁未年九月八日）は道脇寺にあり、道脇寺は六郷満山中山本寺常泉坊あるいは平原坊とよばれていた。一四世紀前半の自然石塔婆（建武五戊丑年四月八日）は天念寺前の広場にあり、天念寺も六郷満山中山本寺である。道脇寺は今も堂化されており、天念寺は無住となっているが、往時寺勢のあつた頃のものと思われるので、ここで言う堂とは切り離して考えたい。

一四世紀後半の塔婆（応永三丙子年二月十九日）は持地庵と道をささぐり畑の端に所在するものだが、持地庵創建以後に建てられたものと見らるならば、持地庵の創建はここまで遡ることが出来るが、確たる証拠ではない。

しかし、三光院虚空蔵菩薩坐像の像底には「応永十九年壬辰正月念三日」、更に東見庵観音菩薩坐像背面に「明応三年□□月□□」と見えることから、遅くとも一五世紀後半には成立しはじめ、一八世紀前半から一九世紀前半にかけて多くなっている。一八・一九世紀で全体の六九・三%を占め、宝暦五年（一七五五）の奥書を持つ「霊場記」にも都甲荘内の寺堂・岩屋等が一七ヶ所記載されており、この頃から堂が庶民信仰の場として定着し、更に整備された時期とみることができよう。田染荘でも一八・一九世紀が全体の六五・八%を占め、同じ傾向がみられる。

また、堂は祈願的要素が強く、庶民の懇願の一番近い場でもある。それを堂宇にある銘からさぐってみると、①寛延元年（一七四八）三光院「大檀那為松平主膳殿御武運長久国家安泰」、②文政一〇年（一八二七）道脇寺「玉體安穩 五穀成就 萬民快樂 征夷將軍武命長寿 延寿武久」、③

文政一一年（一八二八）アシタギの石祠「鎮守五家」、④昭和七年（一九三二）佐屋の元のお堂「奉勤修為満州事変／戦病者追善菩提也」、⑤「国家安穩、五穀豊熟万民快樂」、⑥昭和二二年（一九四七）道脇寺「院内安全 修学増進令法久住祈修」等であり、当時の社会的背景をかいま見ることが出来る。また、石造手洗鉢や石造線香立等には、その寄進者として「氏子中」の銘が刻まれているが、これを見る限り、小さな単位で堂の維持がなされていることがわかる。

表7 紀年銘を有する文化財数（田染荘）

名	時代		棟	峯入札	位牌	石造	その他	計	パーセント
	後	前							
14C						2	2	2.4	2.4
15C			1			2	3	3.6	3.6
15C	1				1		2	2.4	2.4
16C		1						2.4	2.4
16C					4	5	9	10.9	10.9
17C	1				1		2	2.4	2.4
17C		1			4	1	7	8.5	8.5
18C	1		2			4	7	8.5	8.5
18C	1		2	1		13	17	20.7	20.7
19C	5		1	3		14	24	29.3	29.3
19C	1		1	2		2	6	7.3	7.3
計	12		7	6	6	48	82	100	100

（四） 堂の成立

堂・坊・岩屋は①六郷山天台宗の流れをくむもの、②曹洞宗泉福寺の流れをくむもの、③その他、に大別される。

- ① ①、②について整理すると、表8の通りである。
- ② 割合は堂数七六に対するものである。
- ③ 六郷山天台宗であったが曹洞宗となったものは、曹洞宗に入れた。薬師堂名は、六郷山天台宗とみられるが、資料が乏しい為入れなかった。

表 8

計	西 都 甲					東 都 甲			
	長岩屋	弘 田	松 行	大 力	鴨 尾	一 畑	梅ノ木	加礼川	
四〇（五二・六％）	天念寺付属一〇岩屋 一二坊	弥勒院 旧妙覚寺	テラのお堂	掘岩屋、十王岩屋	鼻津岩屋	一畑地藏堂、大内岩屋	梅ノ木観音堂	常泉坊（道脇寺）、峯坊、 西の坊、下の坊、猪窟坊、 虚空蔵岩屋、万福寺、金 剛童子、不動屋敷	六郷山天台宗の流れをくむもの
八（一〇・五％）	松 行					一 畑			曹洞宗泉福寺の流れをくむもの
	金宗院 福田庵 （長岩屋）					（梅遊寺）真覚庵（梅ノ木） 三光院（梅ノ木）			
				荒 尾	築 地				
				（妙覚寺）持地庵（大 力） 東見庵（鴨 尾）	竜雲寺				

六郷山中山末寺で中世六郷山の惣山長安寺の所在する加礼川には泉福寺系曹洞宗の浸透はみられず、同じく天念寺の所在する長岩屋には福田庵一ヶ所である。六郷山天台宗一色であった都甲荘の中でも寺勢の弱かった寺院、応永年間泉福寺無著禪師の法弟たちによる高山末寺妙覚寺（旧）をはじめとして竜雲寺、梅遊寺（疑問が残るが）の中興、更に吉弘氏の菩提寺とみられる金宗院の創建があり、曹洞宗はこれらの寺院を核としながら、その末庵を拠点とし小規模な単位で確実に教線を広めていったとみられる。

六郷山天台宗系統の堂・坊・岩屋

〔1〕加礼川地区

仁安三年（一一六八）の目録〔都〕六）では六郷山中山本寺加礼川山道脇寺、年不詳の僧豪仁讓状（補一八）には常泉坊、宝治元丁未年（一二四七）の応仁位牌には平原坊、文政一〇年（一八二八）の不動護摩には導鏡寺とみえ、これほど寺名の変わった寺もめずらしい。応仁の置文、永徳二年（一一三二）の注文案（補八）、伝承も含めて六郷山加礼川には①常泉坊（道脇寺のこと）②峯坊③西の坊④下の坊⑤猪窟坊⑥虚空蔵岩屋といわれる坊・岩屋が存在していた。

①常泉坊（道脇寺のこと） 本尊聖観音菩薩坐像

永徳二年（一一三二）二月の屋山寺供料免田注文案（補八）ほかに「六郷山屋山弘加礼河常泉坊」とあり、長安寺の「弘」であったことがわかり、長安寺に付随する寺となっている。

平安末から鎌倉初頭にかけて六郷山は、その最大の支持者宇佐八幡の衰退とともに大きく動揺し衰退する。衰微した六郷山の復興を目指したのが、屋山寺（長安寺）中興の祖といわれる僧応仁と円豪である。円豪は執行職となり、中世六郷山を統括するようになった。安貞二年（一一二

二八)六郷山は諸寺院の注進目録を幕府に提出、正式に幕府の関東祈禱所となり、ここに執行を中心とした六郷山の体制が確立された。一方、本編II部一章(三)でも明らかにしているように、応仁は屋山寺(長安寺)の再建のために加札川の谷の開発を進めたのである。道脇寺は応仁の隠居寺といわれ、(表)当院開基阿闍梨法印応仁和尚位 (裏)宝治元丁未年九月八日 平原坊」と書かれた位牌が安置され、小堂の裏には江戸時代に建てられた応仁の供養塔がある。このことからみて、常泉坊(道脇寺)は加札川の開発拠点として応仁によって開かれたと推されよう。

また、建武四年(一三三七)の注文案(『都』七九)には「六郷山中山本寺」の一つとして「加札川」、永享九年(一四三七)の吉弘綱重安堵状(補一〇)には「六郷山加札河」とみえ、一方では永徳二年(一三八二)屋山寺供料免田注文案(補八)ほかに「六郷山屋山加札河常泉坊」とあるように、六郷山中山本寺としての名をとどめながらも、屋山(長安寺)払であったという二面性を持っていたとみられる。

② 峯(念) 坊

加札川の峯集落を登りつめたところであり、二間×一間半の小宇。本尊聖観音坐像は室町前期の像容を示し、道脇寺の本尊と酷似。永徳二年(一三八二)二月日屋山供料免田注文案(補八)に「峯坊二段」とあり、屋山(長安寺)の坊であったことがわかる。

明治二十一年(一八八八)の字図では坊の周辺に四区画ほどの屋敷が認められるが、戦後頃までには五、六軒の農家があったという。坊集落の最後の一軒であった都甲寛氏宅はいまでは参道の上り口に移転しているが、長安寺と同じく不浄を避けるため産小屋で出産していたという話を聞いているという。

③ 西の坊

遺称地なし。

④ 下の坊

中村の集落に「下の坊」の屋号を持つ家があり、伝空上人の供養塔と伝えるものあり。

⑤ 猪窟坊

佐屋の元に「イノクボウ」の屋号を持つ家がある。

⑥ 虚空蔵岩屋

新田(ニイタ)の三島杜の「虚空蔵」を比定。本尊虚空蔵菩薩坐像は榎材一木造り。虫損がはげしいが室町前期頃のものと思われる。道脇寺文書屋山院主応仁置文案(年月日不詳)に「虚空蔵石屋」、屋山寺供料免田注文案(永徳二年(一三八二)壬戌二月日)「虚空蔵修正」とみえ、屋山(長安寺)の岩屋であったことがわかる。

⑦ 万福寺

近世初頭の目録と思われる六郷山定額院主目録には「加札川山万福寺」霊場記には「加札川山万福寺 普賢 無住」とみえるが、この寺も新田にあったという伝承はあるが比定地はない。

⑧ 金剛童子

年不詳の僧豪仁讓状には常泉坊の屋敷として「金剛童子屋敷」が記されている(補一八)。

(2) 加札川を除く東都甲地区

① 三光院

本尊弥陀(霊場記第一二番)。梅ノ木には応永二十九年(一四二二)壬寅三月の銘をもつ虚空蔵菩薩坐像(木造)があり、棟札には寛延元年(一七四八)三光院本尊薬師如来とみえ、また梅木村明細覚書には禅宗梅遊

寺末寺三光院とみえ、諸仏の多いことから少なくとも二つ以上の堂が集合して現堂となったとみられる。

② 観音堂（五徳庵）梅ノ木 霊場記第一一三番

③ 地藏堂（一畑のお堂）一畑 霊場記第一一四番

④ 大内岩屋、観音 一畑狩門 霊場記第一一五番

〔3〕 西都甲地区

① 旧妙覚寺（払田）霊場記第一〇五番

建武四年（一一三七）の注文案（『都』七九）に「六郷山本山末寺妙覚寺 高山末寺」とみえるが、いつ頃現在地荒尾に移ったかは不明。

② 弥勒院（払田）霊場記第一〇四番「都甲莊払田村弥勒院無住弥勒菩薩」故地付近には、鎌倉末期から弥勒寺の所司クラスの僧の屋敷があり、西別当、東別当、惣堂達の屋敷跡が確認され、その子孫の一部が、西や東、惣達の姓を称し、払田に居住していた。

惣堂達屋敷の北東の端の弥勒院とよばれる小宇が近年まであった。本尊、木造弥勒菩薩坐像は戦後まもなく盗難にあったと言ふ。

③ 掘岩屋（大力）霊場記第一〇六番「掘岩屋 普賢」

④ 竜雲寺（築地、雁徳）霊場記第一〇七番「鼻頭山龍王寺観音菩薩、当寺今は高栄山龍雲寺と云」

⑤ 十王岩屋（大力、寺の上の十王谷）、子供鬼会

大力には天台宗系寺院が存在したという事実はないが、東隣の持地庵は大力氏の庵寺であり、大力氏の出自は香々地莊大力坊と推測され、六郷山天台宗出身の大力氏が、吉弘氏の被官として出陣、一族の菩提を弔うために行なったのが子供鬼会の発祥ではなからうか。と言ふ（伝承）

⑥ 鼻津岩屋（鴨尾、花寺平）霊場記第一〇三番「鼻津岩屋 菓師」

⑦ テラのお堂（松行、前田）霊場記第一〇九番「観音堂」を比定

⑧ 天念寺付属岩屋（天念寺由緒書 一〇岩屋）

天念寺本堂に向って右裏山には一〇の岩屋がある。「天念寺由緒書」によると、「小両子岩屋式間四方堂一字 本尊阿弥陀如来其他諸尊多・龍門岩屋三間二卷間 本尊観世音其外諸仏数多・火打岩屋三間二卷間 本尊大日如来其ノ他諸仏数多・影堂山岩屋壹間四方堂一字 本尊千手観音菩薩外諸尊数多・十王岩屋式間二二尺 本尊十王十体安置也・忌堂岩屋式間二参間 本尊五輪塔三本・福永岩屋壹間四方 本尊毘沙門天王・鳥岩屋壹間四方 本尊大聖寺不動明王・門出岩屋壹間四方 本尊馬頭観世音菩薩・役行者尊容岩に彫付御座候」とあり、伝承によると、それぞれには木彫仏が安置され修験者の行場であった。しかし、岩屋の諸仏は朽ちたり盗難にあつたりしたので、今では天念寺におろされ、岩屋には木彫仏は一体も残っていない。

平安仏とみられる県有文の五体（釈迦如来坐像、月光・日光菩薩立像、勢至菩薩立像、吉祥天像）の仏の旧所在は明らかではないが、かつて天念寺の本尊といわれていた阿弥陀如来像は小双子岩屋のもので、明治三九年（一九〇六）四月一四日国宝に指定された。しかし何らかの理由で身売され、現在の埼玉県入間郡名栗村の白雲山鳥居観音堂に国重文として収まっている。

安永七年（一七七八）銘の千手観音立像が影堂岩屋、万治二年（一八五九）銘の不動明王が由緒書の「鳥岩屋 本尊大聖寺不動明王」に該当すると思われるぐらいである。

安貞二年（一一二八）の六郷山勤行并諸堂役祭目録（『都』一一三）、建武四年（一一三七）の六郷山本中末寺次第并四至等注文案（『都』七九）に中山末寺として「小両子岩屋 龍門岩屋長岩屋の末寺也」、霊場記には「小両子岩屋 本尊阿弥陀龍門岩屋 観音」とある。

宝曆一〇年（一七六〇）天念寺一〇世盛殿法印は「四国八十八ヶ所」を勧請し、天念寺の岩屋も札所となり、その頃即江戸中期以降、弘法大師信仰の隆盛とともに行場として、しかも庶民主導型の信仰の岩屋として拓かれたものとみることもできよう。

天念寺の岩屋は「お山」とよぶ。「お山」に対する信仰は格別なものである。阿弥陀如来（旧所在、小双子岩屋）が明治三九年（一九〇六）国宝に指定されたのを機に、後藤豪海住職、清末棟、猪口健吾外有志の全面的な協力により山上にある修験道場跡、岩屋三十三観音石仏、弘法大師第八〇〜八七番まで、その他数々の石仏、無明橋等、鉄鎖を頼り辿るコース、ここから真玉町黒土の無動寺に通ずるお山巡りの道を設置した。

大正三年（一九一四）四月、岩の下、要本坊、円寿坊の清末安松、清末棟、猪口健吾、猪口角郎、土谷金二郎らが中心となり、木造無明橋架換の話が持ち上がり、清末棟が発起人代表となって、地元二〇戸の全面的な協力と篤志家の浄財を得て、大正七年（一九一八）に今の石造橋に架け換えられた。しかし、浄財の寄付金が意外に集まらず、岩の下、要本坊、円寿坊の三坊で「御山無尽」を作り、その経費にあてた。

⑨天念寺十二坊（II部五章六章参照）

曹洞宗の浸透とお堂・庵

応永から永享年間（一三九四〜一四四〇）にかけて、宇佐弥勒寺領都甲荘には横手村（現国東町横手）妙徳山泉福寺から曹洞宗の浸透があった。泉福寺は田原家四代で国東飯塚城主の祖となる貞広が田原別符（現西国東郡大田村）の沓掛より、正平六年（二三五一）ここに移り住んだ。貞広の妻無伝尼は武将の運命を嘆き悲しみ、夫貞広、子氏貞をはじめ戦死した国東武士たちの冥福を祈るため、寺院の建立を発願、それが妙徳山泉福寺だ。実質的には嫡男氏能の後見によることはいまでもない。

永和元年（一三七五）無著禪師を開祖とし、往時は住僧五百余人といわれ、九州曹洞宗無著派の根本道場となり、九州総本山として栄えた。

国東半島から宇佐地方にかけて約百五十ヶ寺ある曹洞宗の多くは、無著の弟子を開山としている。禅宗でも宋西の開いた臨済宗は有力支配者を結び付いて菩提寺化していくが、道元の開いた曹洞宗は堂・庵を拠点とした小規模な単位で宗教活動をし、特に戒めを重んじ、座禅によって悟りを開こうとする傾向が強い。

都甲荘の泉福寺末の曹洞宗寺院とその堂・庵を古い順に概略すると、
① 妙覚寺（応永年間、泉福寺二世朋巖鏡照禪師開山）と末庵

最勝山妙覚寺はもともと払田の丘陵地にあり、天台宗だったという。条里を見下ろす丘陵の南斜面に妙覚寺跡とよばれる畑地がある。建武四年（一三三七）の六郷山本中末寺次第并四至注文案には六郷山末寺としての「妙覚寺」の名が見え、西叡山高山寺の末となっている。霊場記には「麟治山妙覚寺 弥陀 禅宗」とある。妙覚寺がいつ頃、現在地荒尾に移ったかは定かではないが、寺伝によると、「応永年間に都甲弾正良沢なる者が旧址の廃絶を惜しんで、再建を図ったが果せず、永享四年（一四三二）横手村の曹洞宗本護寺二世弥天正闇和尚が中興し、その師朋巖鏡照禪師を開山としたという。」

(ア) 末庵 持地庵（応永頃、開基年不詳）

明治初年の泉福寺末寺帳では、この庵は「妙覚寺庵室」となっているが、金宗院の末庵という伝承もあり、今一つ詳らかでない。

境内の板碑には「捐館林室秀盛居士 天正六戊寅十一月十三日」と、この没年月日と同じ位牌が金宗院（現妙覚寺）にもある。天正六年（一五七八）十一月三日は、大友軍が日向の耳川高城の合戦で大敗北した時であり、吉弘鎮信かそれに関する者であろう。

当庵には戦国期の位牌は七つあるが、その一つには「捐館梅月浄胸禪定門 神儀／帰源梅室妙盛禪定尼 覚靈」、裏に「大力兵部 天正十六年戊子五月十一日／慶長三年戊戌十月廿日」とあり、大力兵部がいかなる人物であるかは不詳であるが、香々地莊夷大力坊か都甲莊に大力（持地庵所在地）があるので、いずれかを本貫地とする吉弘氏の被官であったと推される。

また境外の角柱塔婆「応永三丙子二月十九日 慈心禪尼未尅死去」が当庵と関係があるものとする、応永の頃に開基され、天正十六年（一五八八）に大檀那とみられる大力氏を失い、この頃より衰退したと想像され、「当庵再開基朴堂玄素庵品位 宝永三丙戌天十一月二十日」とあることからみて、およそ一二〇年後の宝永年間に再興されたとみられる。

その後は定かではないが、昭和二〇年代には尼さんが住んでおり、尼寺ともよばれていた。

ここで気になるのは、当庵を開基すると、本寺といわれる妙覚寺（永享四年（一四三二）中興）よりも早くなり、今後の研究を待ちたい。

(イ) 末庵 東見庵（明応頃、開基開山不詳、鴨尾）

本尊観世音菩薩坐像に「音明応式年□□」の銘。現在間口一間のプロック造りの小宇。

② 竜雲寺（築地、雁徳）

霊場記には「鼻頭山龍王寺 観音菩薩 禅宗 当寺は高栄山龍雲寺と改名す」とある。泉福末寺歴代書上帳によれば、泉福寺第六世無染融了（泉福開山無著妙融の直弟子）の開山になる寺である。竜雲寺の本尊と伝えられる木造観世音菩薩坐像（現妙覚寺）の像底には「大佛師法眼金叟 応永十九年壬辰正月念三日 大願主比丘尼善宗」の銘がある。戦国期から江戸前期までの一時期は廃絶状態にあったようで、延享二年（一七四五）

要玄大和尚が同寺二世として中興している。昭和に入り歴代の住職が生活や伽藍の維持が困難となり終戦前に無住となり廃絶して寺号のみ、その名残をとどめている⁽¹⁰⁾。今では竜雲寺跡は室町以降のものとみられる五輪塔が多数散在しているが完体はほとんどない。

③ 詠源山梅遊寺（一畑）と末庵

泉福寺の開祖無著妙融の法弟で、同寺第一〇世藏山融沢が永享八年（一四三六）一二月に創建し、吉弘氏の隠居寺であったと伝えられる。（寺伝）境内には建武三年（一三三六）の大日種子板碑、応永二十一年（一四一四）の十三仏種子板碑が所在し、建武三年銘は泉福寺開山の永和元年（一三七五）よりも古く、二基とも泉福寺第一〇世藏山融沢が永享八年（一四三六）に創建した梅遊寺以前のものである。史料がないので勝手な想像が許されるならば、ここには六郷山天台宗に起因する、何らかの宗教施設があったと理解したく、今後の課題としたい。

梅遊寺の末庵には次の三庵が認められる⁽¹¹⁾。

(ア) 岩水庵（現岩水観音堂）梅ノ木琴の組、開基年不詳

(イ) 真覚庵（現寺の土地藏堂）梅ノ木寺の上、開基年不詳

(ウ) 三光院（阿弥陀堂）梅ノ木上の迫、霊場記第百十二番、応永頃開基開

山不詳

いずれも、都甲川の東側、岩水庵の付近まで梅遊寺畑とよばれている。

金宗院④（松行、大屋敷）と末庵

室町・戦国期に都甲莊を支配した吉弘氏の菩提寺といわれ、泉福末寺歴代書上帳によると、竜雲寺と同じく無著の直弟子泉福寺一七世藏山融沢（永享八年（一四三六）没）の開山によるもの。

また、大永三年（一五二三）都甲莊松行村に金宗親公が大富山金宗院を中興した⁽¹²⁾といふ。現在は廃寺であるが、境内には吉弘氏に係る石塔類

がある。現妙覚寺には金宗院の位牌が三枚残されており、うち一つには「捐館隆屋良興居士神儀／天正六年戊寅霜月十二日於日州戦死」とあり、金宗院末ともいわれる大力持地庵墓地板碑には「捐館林室秀盛居士／天正六年十一月十二日⁽¹³⁾」と没年月日が同じである。

(ア)末庵、福田庵 泉福末寺歴代書上帳に「金宗院末庵」とみえる。

弘法大師信仰と新四国八十八ヶ所

都甲荘の仏教各教団の分布状態をみると、意外と日蓮宗・真言宗の系列に入る寺院がない。それにはいろいろの原因もあろうが、天台山岳宗団（六郷山）が早くから長い歴史と伝統を培っており、更に一四世紀後半、横手（現国東町横手）の曹洞宗泉福寺系統の妙覚寺創建（応永年間）をはじめ曹洞宗の浸透があり、その教線確立が既に成されていたためであらう。都甲荘真言寺院は江戸時代に入ってから浸透したものである。

真言宗寺院が一ヶ寺もないのかかわらず、一般庶民の間に深くとけ込み所属宗派を別として広範囲に取り入れられたのが、弘法大師の信仰「お弘法さま」である。この根元は江戸時代に高野聖によって、弘法大師信仰が全国的に流布され、また高野聖や『四国遍礼霊場記』等の案内書によって四国遍路が盛んになったことにもよるが、直接の動機は天念寺――一世住職盛殿法印が宝暦一〇年（一七六〇）四国に行脚して八八ヶ所の各霊場を豊後国国東郡に勧請したことにはじまり、いつの頃からか「豊後四国八十八ヶ所」といわれるようになった⁽¹⁴⁾。長岩屋天念寺と第一番の札所（一一まで）として、松行（二二―二二）↓築地（二二―二九）↓荒尾（三〇―三六）の都甲荘内を巡拝、山を越えて真玉荘の下黒土（三七―五〇）

↓中黒土（五一―五七）↓上黒土（五八―六〇）↓中黒土（六一―六六）↓三畑（六六―七〇）を経て、再び都甲荘長岩屋（お山、七一―七八）

に帰り、最後天念寺（八八）をもって打止りとなっている。これらの霊場の管理は地元の人や講組によってなされ、毎年旧三月二一日と七月二〇・二一日の両日は大祭、真玉荘を含め地区をあげての祭事として慣例化されている。また遠近より巡拝する信者が白装束で御詠歌を唱えながら、霊場や拝所を巡礼する風景は最近、次第に低調となっているが、一方では、弘法さんといえは、今では四九番札所下黒土椿堂（無動寺境外堂）が霊験あらたかであるといい、明治以降「黒土のお弘法さま」・「椿の弘法さま」とよばれ多くの信者を集めている。

天念寺――一世盛殿法印が弘法大師の教義を説いたことにより、住民たちに理解され受け入れられ、信仰が形成され、宗派を問わない近世庶民信仰として展開されるようになったものであろう。

次に近年の信仰の一断面であるが、長岩屋から加札川新田越への山道を約一・五時田原地に着く。道に面して洞窟があり、岩上に記念碑がある。そこから東方向の岩山を見ると、山頂に磨崖修業大師が立っている。記念碑には「私の職業は医者である。たまたまここで雨宿りをして霊夢を感じた。そこでこれを記念をして多くの通行人の安全を祈るために、大正辛酉（十年）三月、施主河野素直、世話人清末棟、石工山口東太郎」とある。世話人の清末棟は天念寺のお山の巡路や石造無明橋架換の発起人代表となった人である。

琴の組の伝修業大師（一・八五）は両腕を欠いているが、胸にキリク（弥陀）の種子が刻まれており、台座には「改道記念／下組」とあり、近年のものであろうか。

以上をみると、弘法大師信仰がいかに庶民の間にとけ込んでいたかわかる。また各ほりほり（小組）の堂に合祀されている弘法大師のお祭り（旧三月二一日、七月二一日）を「お接待」ともいうが、参拝者には俗

にお接待菓子とよばれる駄菓子を出している。

(五) 祀り(祭り、直会)

各人の宗旨とは無関係にお堂の祭祀が行なわれ、お参りの後で直会が開かれる。元来、直会とは神事のあとに催される酒宴のことで、その本質は神に供えたものを自分たちも一緒に戴くということであるが、今では仏事の後のオトキ(御齋)のことも直会といわれており、小集会のあとで行なわれる小宴も直会といい、直会ということばが非常に広義に使われている。座元はほとんどが輪番制であるが、手持ちの御馳走を持って参加する場合は「おこもり」という。

「おこもり」とは本来は神仏に祈願するため、神社や寺にこもることであるが、ここでは、おこもりは各家族全員がそこにこもって祭りのあと飲食を共に世間話をしたりして、しばしの時間を過ごす場でもあったというが、今では過疎化が進み一戸一人、それも全戸が集まるのも困難である。

このような祭りの後の直会、おこもりという飲食を通して素朴な交流をおこなう共通の場がお堂であり、庶民共通の広場、親睦の場であるといえる。

[註]

(1) 『豊後国田染荘の調査Ⅰ』 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資

料館 一九八六年

(2) 虚空蔵菩薩坐像の像底に「応永廿九年壬寅三月」とあり、本尊と見たいが、霊場記に「三光院本尊阿陀無住」、梅ノ木庄屋文書に「阿弥陀堂」とあるので、一応阿弥陀としておく。

(3) 霊場記に「鼻頭山龍王寺 観音 禅宗有住 当寺は高栄山龍雲寺と改名」

(4) 寺跡不詳。霊場記には「加礼川山万福寺 普賢 無住 新田」

(5) 霊場記には「掘岩屋 無住 観音菩薩」

※ 「霊場記」とは「仁聞菩薩遺跡 豊前豊後六郷山百八十三ヶ所霊場記」。宝暦五年(一七七五)に編されたものであるが、それより前寛延三年(一七五〇)に三浦梅園著なる「庚四庚申草」(『両子寺史』所収)がある。内容は全く同じもの。

(6) 『豊後国田染荘の調査Ⅰ』 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九八六年

(7) 『豊後国田染荘の調査Ⅰ』 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九八六年

(8) 飯沼賢司は常泉坊、峯坊、西の坊、虚空蔵岩屋からはじまって、下の坊、猪窟坊はのちに成立したとみている。(概報『豊後国都甲荘三』一八P)

(9) 飯沼賢司「文書から見た六郷山の成立」(『六郷山寺院遺構確認調査報告書』Ⅰ 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九九三年)

(10) 『豊後高田市明治百年誌』 豊後高田市

(11) 「梅木村明細覚書」(梅木庄屋文書)

(12) 『国東半島史下巻』三七P

(13) 田染荘横峯の泉源寺位牌「天正六年戊丑霜月十二日於日州戦死前 神主鎮富居士神儀位」(『田染村志』に見えるが現不明)

(14) 天念寺講堂西龕に「宝暦十庚辰」

十月朔日

移四国開主

(半陽刻像)

天念寺盛殿法印

助願仲利左衛門

上城佛村庄屋

法印施主櫻木左衛門

当院十一世盛殿法印

付表

一一四七	宝治元丁未年九月八日	道脇寺位牌「当时院阿闍梨法印 仁和尚位平原坊」
一三三八	建武五戊丑年四月八日	天念寺「種子自然石碑」 「奉造立石卒塔婆一本 当山如法 五千日護摩八千枚加 加持八曼荼 羅 文珠建武五戊寅年四月八日金 剛仏子阿闍梨順賢 右造者順賢成 仏得道也 别当山安穩法界衆生為」 持地庵角塔婆「ウーン一切有為法 如夢幻如露」如「応作如是 タラー ク」法「」有「」仏方便「キ リ」ク諸行無常「生滅法生滅」 「寂滅為楽」アク「応永三丙子二月 十九日慈心禅尼末尅死去」 竜雲寺木造観音菩薩坐像像底 三光院虚空蔵菩薩坐像像底 東見庵木造観世音菩薩坐像背面 金宗院位牌「捐館隆屋良興居士神 儀」天正六戊寅霜月十二日於日州戰 死
一四二二	応永十九壬辰年正月念三日	梅遊寺位牌「圓寂 高岩宗因庵 主 覚靈」(四)「天正六年戊寅霜月 十二日 於日州戰死」
一四九三	明応二年「」月「」	梅遊寺位牌(因)「捐館前総州大守到 源宗中禅定内神儀」(因)天正六年戊 寅十一月十二日
一五七八	天正六戊寅霜月十二日	持地庵境内墓地板牌「捐館林室盛 居士 天正六戊寅十一月十二日」 持地庵位牌「捐館梅月浄胸禅定門
一五七八	天正六戊寅霜月十二日	
一五七八	天正六戊寅十一月十二日	
一五八八	天正十六戊子五月十一日	

一五九七	慶長二年丁酉卯月十五日	神儀帰源梅室妙盛禪定尼覺靈「裏に「大力兵部戊戌十月日天正十六戊子五月十一日 慶長三年戊戌十月日」	一七四三	寛保三年	庵の迫のお堂位牌
一五九七	慶長四年己亥七月廿七日	持地庵位牌「帰真清岩浄秀居士靈位」	一七四四	寛保四年癸戌二月廿八日	樅の大師堂位牌「帰真無參妙意信女靈位」
一六二七	寛永四年四月	記空禪師覺靈	一七四八	寛延元戊辰十月初六日	三光院棟札「維時寛延元戊辰梅木村庄屋永松金右衛門／組頭河野利右衛門／同名常右衛門／庵主□□／琴組惣氏子中／奉造立三光院本尊薬師如来脇」日光月光当大檀那為松平主膳殿御武運長久／国家安泰／如意吉祥／十月初六日同村願主河野□□四□□施主同名太郎兵衛同□□同村大工□右衛門小工□□／平三郎木挽梅木村「□」
一七〇六	宝永三丙戌天十一月二十一日	川中不動(天念寺前の川の中) 持地庵修札「当庵再開基朴堂玄素品位」	一七五三	宝曆三年癸酉天十一月五日	庵の迫のお堂位牌「皈真霜□□□□信士」
一七〇七	宝永四丁亥天六月廿日	鶴のお堂大乘妙典一字一石塔 「種子ア、前仏子順海靈釈迦大乘妙典一字一石阿弥陀三界万靈亡	一七六一	宝曆十一巳四月	大師堂(三畑峠)石灯笼「奉寄進土谷□平土谷巡造」
一七一〇	宝永七庚寅天十一月十二日	魂維時宝永四丁亥天六月廿一 仙堂坊跡供養塔「大乘妙典一字一石宝永七庚寅天十一月十二日顕宗伯信士浄誉貞心信女三界萬靈」	一七六八	宝曆十一辛巳	大師堂(三畑堂)石灯笼「奉寄進峠土谷□□土谷□□七」
一七一〇	宝永七庚寅天十一月十二日	金宗院石灯笼	一七六八	明和五戊子天□□十一□□	樅の大師堂近く無縫塔「前住圭藏玄瑞上座」
一七一六	正徳六年丙申七月吉日	鼻津岩屋灯明石	一七六八	明和五戊子之春	竜雲寺(跡)仁王一対
一七二五	享保十天正月乙酉	鼻津岩屋灯明石	一七七八	安永八亥七月吉小祥日	寺のお堂「大乘妙典一字一石右志趣六親平等利益安永八亥七月吉祥日願主孝宗勤書荒尾邑文藏」
一七二五	享保十天乙酉正月二十七日	鼻津岩屋石造線香立	一七八〇	安永九年三月吉日	竜門岩屋石段の柱に
一七三〇	享保十五年戊十二月	梅ノ木のお堂位牌「□□信士」	一七八二	天明二壬寅八月吉日	毘沙門石祠に
一七三四	享保十九申酉	樅の大師堂近くの無縫塔「前住浄白義上座」	一七八二	天明二寅十二月吉日	地藏堂(荒尾)石灯笼に
一七三四	享保十九年正月二日	庵の迫のお堂位牌「花□信□靈位」	一七八三	天明第三癸卯天霜月吉日	重蓮坊岩屋地藏「天明第三癸卯天
一七三五	享保二十年	金宗院大乘妙典法中王「常誦或書湍心垢寿石如来真実相写主寿山宗栄」			

一七八四	天明四年甲辰五月吉日	霜月吉日仏師惠濟再興地藏尊鉢施主権内 藤次郎 儀作想助」			
一七八五	天明五己巳穡二月初三日	道脇寺位牌「権律師良寛大徳」			
一八〇〇	寛政十二年申年正月六日	庵の迫のお堂位牌「霜春了月信士」			
一八〇四	文化元年□子午	大師堂(三畑峠)石祠に			
一八一〇	文化七季歳庚午五月上院十日	道脇寺修札「金剛山行者覚乗坊／奉修練加行護摩供六七箇座伽藍安穩興隆正法敬白祈所／長安寺」			
一八一〇	文化七庚午天四月吉日	地藏堂(荒尾)石殿に			
一八二二	文化九申天二月吉日	毘沙門石灯籠に			
一八二二	文化九申天二月吉日	薬師堂石灯籠「奉寄進永松七兵衛」			
一八二三	癸酉文化十歳正月吉日	金剛童子石灯籠に			
一八二三	文化十有年丑三月廿八日	庵の迫のお堂位牌「桃英童子」			
一八二四	文化十一年亥十月	畑のお堂(二畑)十王像底「夷村板井貞四郎」			
一八二六	文化十三歳丙子四月吉日	金宗院仁王像一対に			
一八二七	文化十四丁丑二月十四日	鼻津岩屋柱に峯入書銘「六郷満山仁聞菩薩」□／文化十四丁丑二月十四日大越家両子寺豪内大先達大聖寺豪尊」			
一八一九	文政二卯天四月十日	大内岩屋灯明石「奉寄進」			
一八二四	文政七申天六月廿九日	庵の迫のお堂位牌「清涼児子」			
一八二五	文政八酉天三月十日	金剛童子石灯籠に			
一八二六	文政九稔曆戊之七月	道脇寺修札「三界萬靈有無両縁寺維時文政九稔曆戊之七月造是庵主豪貴代」台座裏に「峯之音造」			
一八二七	文政十稔丁亥三月	道脇寺修札「維時文政十稔丁亥之載加札川山／今上皇帝玉體安穩」			
一八二八	文政十一戊九月吉日				
一八三一	天保二念二月吉祥日				
一八三五	天保六未七月四日				
一八四〇	天保十一年子年二月六日				
一八四六	弘化三丙曆四月十七日				
一八四七	弘化四丁未南呂吉日				
一八四七	弘化四丁未五月六日				
一八五〇	嘉永三庚戌六月十七日				
一八五〇	嘉永三戌天正月十有五日				
一八五三	嘉永六年癸丑仲夏				
一八七七	明治十年				
一八八一	明治十四巳巳天二月廿八日				
一九三二	昭和七年三月十七日				
一九三二	昭和七年四月二十二日				
一九三二	昭和七年四月二十二日				
一九三二	昭和七年四月二十二日				
		大政天王實祚万歳／修不動護摩供五穀成就萬民快樂／征夷將軍武命長寿／松平主膳延寿武久／三月摩訶大吉祥日道鏡寺」			
		アシタギの石祠「石塔」鎮守五家」			
		鶴のお堂記念碑「于時／天保二念／二月吉祥日氏子中」			
		道脇寺位牌「飯元荷葉童子位」			
		庵の迫のお堂位牌「心伝靈性信女」□「童女」			
		道脇寺修札「弘化三丙午曆行者誠境房／奉修練加行護摩供六十三箇所修学増進祈修／四月十七日常光房專静房」			
		アシタギの石祠「施主土谷利平刀夫村中」			
		道脇寺位牌「早世秀苗童子」			
		道脇寺位牌「扁空智宏童女位」			
		道脇寺位牌「権律師専房大徳位靈出生出雲国」			
		東見庵木造地藏菩薩坐像			
		金宗院羅漢像			
		道脇寺位牌「権律師萬得房靈」二			
		月廿八日道脇寺住」			
		佐屋の元のお堂修札「一観世音菩薩壹軀／一修業大師壹軀」彫刻師藤本末吉」			
		佐屋の元のお堂修札「奉勤修為満州事変／戦病者追善菩提也」			
		佐屋の元のお堂修札「奉観音堂一			

一九三七	昭和十二年丁丑二月上旬	宇建立国家安穩／五穀豊熟／万民 快樂／祈攸」 鼻津岩屋格子「大工鼎村「」」 鶴のお堂棟札「昭和十六年九月十 一日竣工」 持地庵位牌「菩薩院妙園信女靈位」 道脇寺修札「昭和二十二年於真光 寺道場／奉修加行護摩供廿一ヶ坐 院内安全修学増進令法久住祈修／ 九月吉祥日瑜伽者豪正敬白」(同 じ年号他に二枚あり) 金宗院国東塔「熊本県松船町 吉 弘清州建之 屋山城主吉弘氏為累 代供養」 相蓮山観雲堂棟札「奉祈救世観音 菩薩靈山建之地」 観音堂(荒尾)棟札「昭和六二年 改修新築」建立は寛政六年(一七 九四)四月一二日の伝あり。 大内岩屋観音堂棟札「平成三年四 月吉日落成」
一九四一	昭和十六年九月十一日	
一九四四	昭和十九年二月五日	
一九四七	昭和二十二年九月吉祥日	
一九七三	昭和四十八年四月	
一九七四	昭和四十九年八月吉日	
一九七八	昭和六二年四月六日	
一九九一	平成三年四月吉日	



写真49 鴨尾の東見庵観音菩薩坐像
(明応2年銘)



写真48 鴨尾の東見庵国東塔



写真51 大力十王岩屋
(この岩屋前で子供鬼会が行われる)



写真50 鴨尾の鼻津岩屋 (花寺)
(建武4年六郷山注文に見える岩屋)



写真53 梅ノ木三光院虚空蔵菩薩坐像
(応永29年の銘)



写真52 佐屋の元の金剛童子
(室町時代の文書に金剛童子が見える)



写真55 梅遊寺畑の十王堂
(夷村の仏師 板井氏の作品)



写真54 樺の大師堂上の石造物

八 墓地の類型と変遷 — 中世を中心として —

はじめに

都甲荘の位置する国東半島には、中世以来の伝統を持つ「何々家墓地」などと呼ばれる墓地が幾つかある。なかでも財前家墓地は、国東地方独特の宝塔である国東塔を中心として多くの五輪塔や板碑群で構成される墓地として著名である。また、田原家墓地や大内家墓地など財前家と同様、現在でもその後裔が現存する一族の墓地がある。また、熊野墓地、金高墓地など現在では近世以降幾つかの一族の共同墓地となっており、元々の墓地を営んだ一族の不明な墓地もある。これらの墓地には財前家墓地に代表されるように大概中央部に国東塔か大型の宝篋印塔、あるいは



写真56 大田村財前家墓地国東塔

は大型の五輪塔があり、それを取り囲むようにして小型の五輪塔が林立しているのである（写真56参照）。

ところで、最近開発に伴って中世遺跡の発掘調査が頻繁におこなわれるようになって来ており、中世墓と呼ばれる遺構が各地で発掘されている。大部分が現在の水田、あるいは畑地の地表下で発見されており、一部を除いて地上には何らの表示も残していない。

この両者は同じく中世墓あるいは中世墓地と呼ばれてはいるものの、受ける印象には大きな違いがある。一方は墓地として今に連続と生きつづけていて、一方は時代の流れの中で土中に埋もれ、忘れ去られてしまったという歴史的な結果なのか、あるいは本質的な違いがそこには存在するのか。この点を最初に考えることが、現在地表に残された史料で、段階を追って歴史的な展開を解き明かすという荘園調査では必要なことであらう。

中世墓地景観の変遷は、『餓鬼草紙』などの絵巻による景観論⁽¹⁾に加え、近年の発掘調査の成果により徐々に明らかになってきているが、いわゆる「屋敷墓」を除いて居住地との関係や村落景観の中における位置付けについては、未だ手つかずの分野であるといっても良からう。中世、村落居住者は葬儀を何処でどのように行い、何処で火葬し、何処に納骨したのか、あるいは土葬したのか。これらと居住地との関係、あるいは村落の中における位置はどうなのか。その後の祭祀は何処でどのように行ったのか。イエや先祖祭祀、あるいは村落の在り方、村落内の階層分化、また宗教の影響も絡んで、複雑で奥の深い問題である。これらの疑問点が、荘園調査という現地調査で容易に解決されるものではないが、考古学的に中世墓地の実態に迫ることと同時に、荘域内における中世墓地の分布や形態による分類等の探究は、中世村落の景観を考える上でやはり

欠くことのできないものではないか。

そこで、本論についてはやや遠回りになるが、まず大分県内で発掘された中世墓地の分類を行い、その後現在でも生きつづける中世墓地との比較を行ってみたい。その上で、都甲荘の中世墓地の検討を行っていき

(一) 発掘された中世墓

事例の検討

大分県内では、発掘調査によって二〇遺跡以上で中世の「墓」が見つかっている。そこでその内何らかの形で公表されている九遺跡の例を取り上げ、主に居住地との位置関係について検討していきたい。

① 宇佐市吉久遺跡(図38)

この遺跡は正式報告が未報告であり詳細は明らかでないが、典型的な屋敷墓と集団墓地の在り方を示すものとしてここで取り上げる。遺跡は

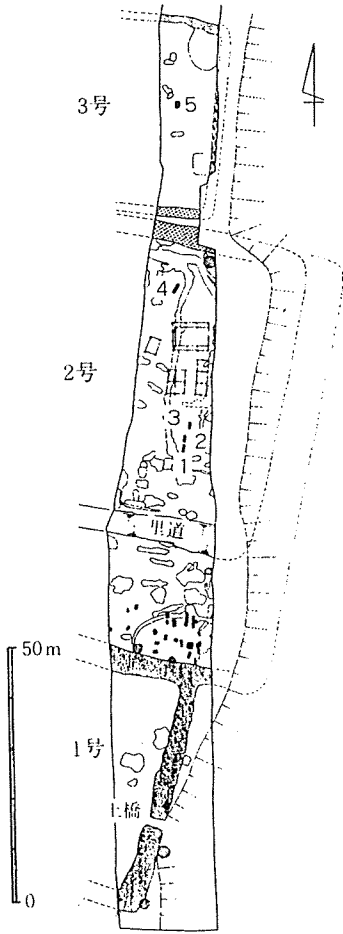


図39 宇佐市吉久遺跡

大野川中流域の台地群のひとつ、川南台地(東西八〇〇m、南北三〇〇mで、川からの比高差五〇m)に立地する土壙墓で構成される墓地である。ここは、幾つかの台地を潰して農道空港を作るため調査された遺跡である。計二〇基発掘されており、西側にはまだ広がる可能性を残す。台地は東西に細長く、そのほぼ中央でやや狭まった地点の斜面に立地している。等高線に沿って東西方向に整然と配置されており、短期間での造墓を示している。副葬品を持つものが少なく三基

伊呂波川と五十石川の間にある低位段丘上に展開する連続した居住地区画と墓地である。居住地区画は発掘調査で四区画確かめられたが、現状でも溝の痕跡が残る区画があり、更に数カ所の区画が推定できる。調査された区画は一二世紀を中心として一二世紀から一四世紀のものであり、2号と3号区画内からは計五基の土壙墓が発掘されている。区画全体の調査がなされたわけではないので土壙墓の位置づけが明確でないが、溝と土壙墓出土遺物の時期から見て屋敷墓と考えて良からう。

また、区画外の一角には二五基の土壙墓がまとまって検出されている。

前記の五基の屋敷墓が青磁碗や和鏡などの副葬品を持つものに対して、この土壙墓群は全く副葬品を含まない。そのため時期は判らないが、周辺の小さな堀り込みから出土した瓦器碗が一四世紀後半から一五世紀前半のため、屋敷区画とはやや時期が異なる可能性がある。しかし、溝との切り合いが無いことから居住地区画と同時期と考えても問題は無い。そうすれば、副葬品を持つ屋敷墓に対して、副葬品を持たない区画外の土壙墓群という差が指摘できる可能性がある。

② 大野町杉園遺跡(図40)

大野川中流域の台地群のひとつ、川南台地(東西八〇〇m、南北三〇〇mで、川からの比高差五〇m)に立地する土壙墓で構成される墓地である。ここは、幾つかの台地を潰して農道空港を作るため調査された遺跡である。計二〇基発掘されており、西側にはまだ広がる可能性を残す。台地は東西に細長く、そのほぼ中央でやや狭まった地点の斜面に立地している。等高線に沿って東西方向に整然と配置されており、短期間での造墓を示している。副葬品を持つものが少なく三基

のみであり全体的な時期は不明であるが、図示された土器からみると一五世紀後半から一六世紀代と考えられる。

調査者は四グループに分けているが、明確に分離出来るのは二グループである。墓坑は伸展葬と考えられる長軸の長いものと、屈葬と考えられるやや短いものがある。石造物等はまったく検出されなかった。

なお、すぐ周囲には居住地の遺構は見つかっていないが、約二〇〇m西ではほぼ同一時期と思われる居住地が見つかっている。

③ 下毛郡三光村佐知遺跡(図41)

福岡県との境をなす山国川沿いの自然堤防上に立地する遺跡である。縄文時代から中世まで各時代で重要な所見が得られている遺跡で、中世では方形区画になると思われる居住地の一部と、その内側から発見された木棺墓などがある。約一五mの道路幅のみの調査であり全体は窺い知れないが、幅約一mの浅い溝の中に河原石を敷きつめた遺構のコーナーが検出されており、居住地区画の一部であると考えられる。そうすると区画内部の南西部に木棺墓があることになる。

木棺墓は、河原石を標石のように積み上げた下部から発見された。長軸は約一・五m、短軸は〇・九mの長方形の堀形で、床面には木炭が敷きつめられて

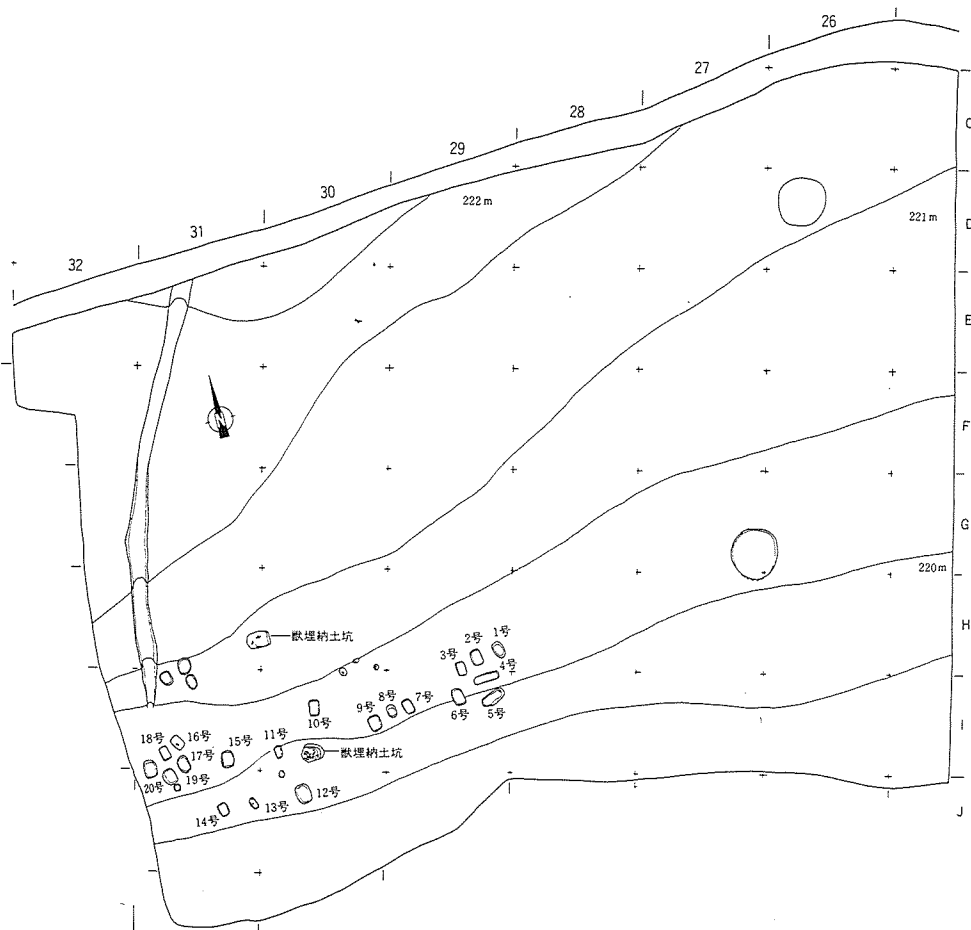


図40 大野町杉園遺跡

いた。副葬品には抜き身の太刀、短刀、青磁碗二点、土器小皿三点、鉄
 鍔三点、湖州鏡と鉄各一点があり、男性の墓であったことを窺わせる。
 太刀の様相は南北朝期まで下るとされるが、土器小皿や青磁碗は一四世
 紀まで下るものではなく、報告者も述べているように一三世紀前半代で
 考えてもよからう。

残念ながら区画内から建物遺構は発見されていないが、副葬品から見
 て武士クラスの人物の館内部の屋敷墓であったと考えられる。この佐知
 地区には一五世紀には宇佐宮番長永弘氏の所領である「佐知屋敷」があっ
 たことが文書からわかっており、時期的に差があるとは言うものの、宇
 佐宮の在地支配に関係する重要な館の一部であった可能性もある。

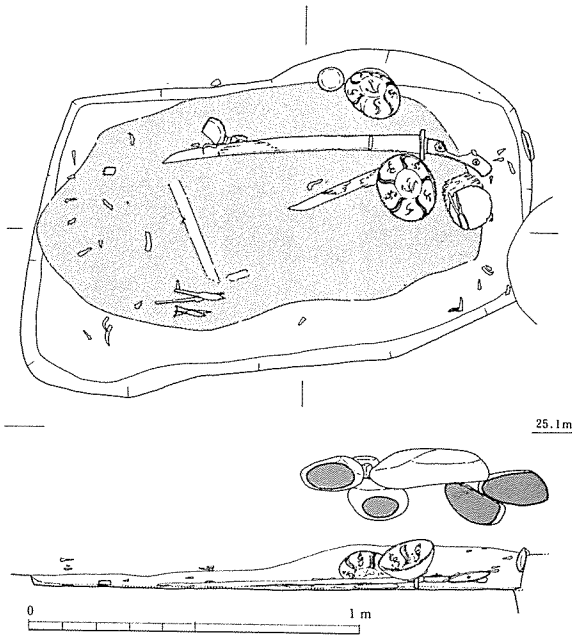


図41 三光村佐知遺跡

④ 宇佐市笠松遺跡(図42)
 この遺跡も幅約二〇mの道路幅のみの調査であり、全体的な遺構の広
 がりは不明であるが、計一五基の「火葬墓」が発見されている。遺跡は
 伊呂波川中流左岸に広がる河岸段丘上に位置し、古代官道と考えられる
 旧道沿いに開けた笠松集落の背後地にあたる。

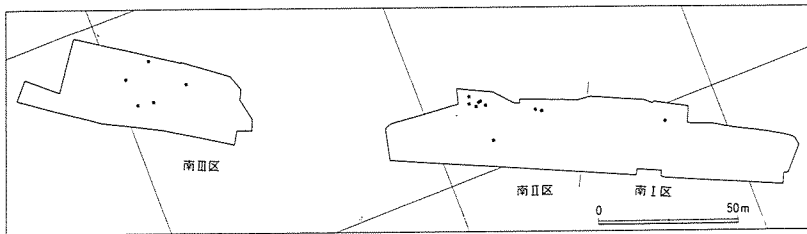
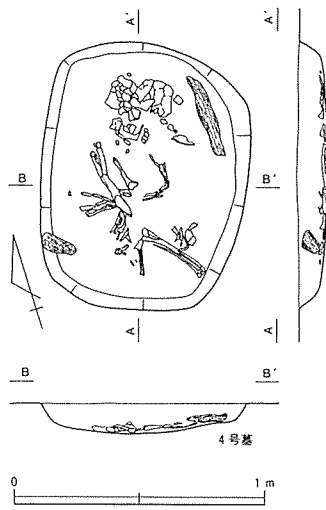


図42 宇佐市笠松遺跡

遺構は隅丸長方形や正方形プランを呈し、内部で火葬を行ったものである。出土遺物から一五世紀末の時期とされる。遺跡の範囲では建物跡は検出されず、位置関係からして現笠松集落の位置に当時の集落もあったものと考えられる。そうすると集落背後地で火葬を行ったことになる。

⑤ 大分市種田市遺跡(図43)

七瀬川が大きく蛇行する地点に立地する遺跡で、河川のシヨートカット工事に伴い調査された。一五世紀後半から一六世紀の居住地区画が一方所発見されている。幅約一畝の浅い溝によって囲まれた一辺約六〇畝×六五畝の長方形の区画で、屋敷区画としては独立している。この場所の小字を園田と言ひ、飯沼賢司氏による「園田」の歴史的解釈からすれば、ここは種田条里の開発から外れた小規模で独立的な開発に伴う「園」と小規模水田があった可能性が高い。その居住地区画内部から確実に一カ所の土壙墓が発見されている。他にも数基の土坑が調査されており、墓の可能性もある。

⑥ 中津市黒水遺跡(図44)

道路幅のみの調査で全形は窺い知れないが、一辺に陸橋部を有する方形(?)に溝の巡る可能性のある居住地区画が検出されている。内部で一基土壙墓が発見され、出土土器は一四世紀前半代である。しかし、溝の時期は中世であるが時期は限定できない。ただし、区画内の井戸からは一四世紀後半代の瓦器も出土しており、全体としては一四世紀代で納



図43 大分市種田市遺跡

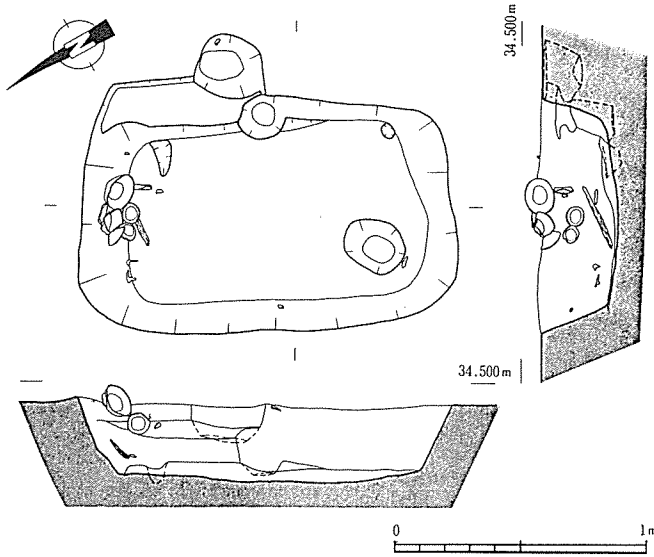
まるものと考えられる。

⑦ 中津市草場遺跡(図10)

古墳時代の須恵器窯が築かれた丘陵斜面に、一基のみ単独で土壙墓が発見されている。調査範囲内では他に中世に属する遺構は発見されていない。土壙墓の時期は一三世紀後半から一四世紀初頭である。この時期の居住地は丘陵の上の平坦面ではないかと推定される。

⑧ 玖珠町中西遺跡 (11)

玖珠盆地の南に聳える伐株山の西北部に開ける扇状地末端近くに位置する。中世の遺構は溝と柱穴列、及び土壙墓一基などである。溝と柱穴列はほぼ直行し、居住地に係わる一定の区画を形作る可能性が指摘されている。そう考えられるとすると、土壙墓は区画の外にあることになる。遺物は短刀、火打ち鉄などの鉄器と砥石のみであり、時期を限定するのが難しいが、報告者は一二世紀から一三世紀であろうとする。



⑨ 日田市朝日宮ノ原遺跡 (12) (図45)

日田盆地の北部にある通称宮原台地と呼ばれる東西に細長い台地上に立地する。平野部との比高差は約四〇mある。この台地の一部が調査されており、土壙墓五基が調査されている。全体が判らないので、一基を除いて居住地区画内の墓であるかどうか不明である。時期は一基は確実に中世前半であるが、他のものは判らない。しかし、状況から大部分は同一時期に納まるものであろう。

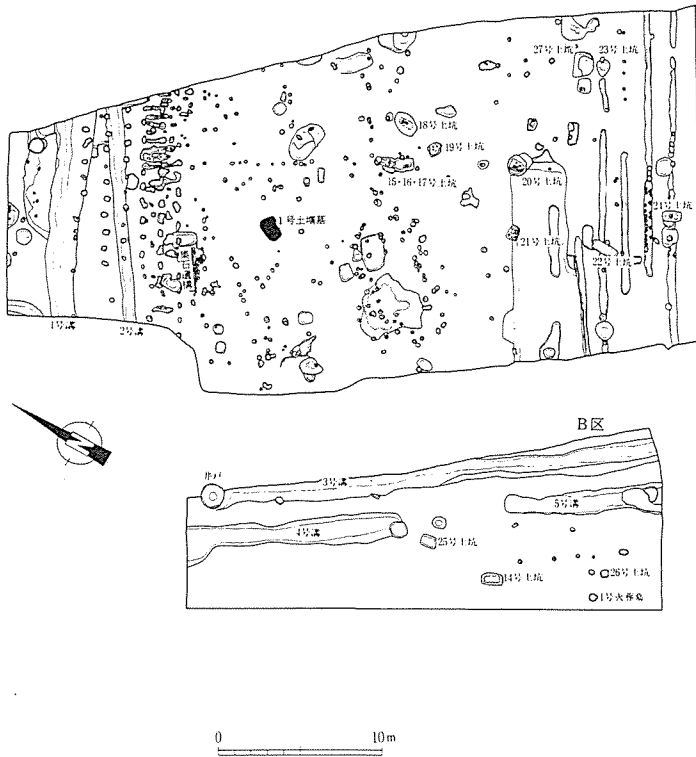


図44 中津市黒水遺跡 (黒ぬりが墓)



図45 日田市宮ノ原遺跡

墓地の分類

居住地との関係が最も明らかなのはいわゆる屋敷墓である。①③⑤⑥の例がそれである。屋敷墓は全国的に見た場合一世紀から出現すると言われているが、大分県内では一三世紀代が現在のところ最も古い例である。その後一五世紀後半から一六世紀の例である植田市遺跡や日田市荻鶴遺跡まで、鎌倉時代から戦国期まで知られる。決して中世前半期に特徴的な墓という訳ではないことを確認しておきたい。これをAタイプとする。これは基本的に土葬墓である。

次に⑦⑧⑨に見られるように、確実に居住地の内部に墓が作られているとはいえないタイプのものである。いずれも遺跡の全体が不明で、まだ屋敷墓である可能性も残る。しかし、未報告ではあるが豊後高田市米繩割掛(くなわりかけ)も残る。しかし、未報告ではあるが豊後高田市米繩割掛

遺跡でも居住地と思われる方形区画の外に土壙墓が二基あり、更に日田市小迫辻原遺跡でも一三世紀から一四世紀の居住区の外に土壙墓群が展開しており、このような墓の在り方も存在したことは確実である。この様に居住地に隣接して少数の墓が築かれるものをBタイプとする。これも基本的には土葬墓である。

次は、居住地あるいは集落からやや距離を置くタイプである。今のところ、②の例に見ることが出来る。杉園遺跡の場合、約二〇〇m離れたところで同時期と考えられる居住地跡が発掘されており、位置関係からして造墓集団と考えてもよからう。そうすれば、調査者が4つのグループに分けた(おそらく大きくは2つに分けられるであろう)墓地構成と、溝等によって3グループに分けられる屋敷地との対応が注目される。ま

以上、調査された中ではごく僅かの事例を見てきた。これらの例で欠落していると考えられる中世墓地の在り方として、何百という墓、もしくは石塔が累々と連なる景観を見せるものがあげられよう。九州で例をあげれば北九州市の白岩西遺跡、宮崎市の山内石塔群などであり、大分では発掘調査例がない。本来的にこのような墓地が築かれなかったのか、あるいは未だ地中に埋まっているのか判らないが、あまり一般的な墓地ではなかったであろうか。

ところで、これらの数少ない例から判るように、発掘された中世墓には明らかに居住地と密接な関係を有するものと、一見居住地とは無関係な場所に築かれた場合があるようである。次節ではその点について更に考えてみよう。

た、①の区画外に集中する土壙墓群もこのタイプである可能性が高い。これをCタイプとする。

以上をまとめれば、居住地一区画に確実に対応するAタイプ、居住地一区画と対応する可能性が高いBタイプ、幾つかの居住地区画の集まったものに対応するCタイプとすることが出来る。おそらく、その規模は別にしてその上位に出現するのが前述の白岩西遺跡などの墓地と考えられるであろう。これをDタイプとしておきたい。

Aタイプは土葬墓で、一または二基で存在し、豊富な副葬品を持つことが多い。Bタイプも土葬墓で数基を基本とするが、比較的副葬品は少ない。Cタイプは多くの墓が集団をなし、副葬品はほとんど無い。それらをひとつの居住区との対応で言えば、AタイプとBタイプ、あるいはAタイプとCタイプ、またはAタイプとDタイプという組み合わせで、墓地を形成した可能性があるだろう。

ところで、④のようないわゆる「現地火葬墓」と呼ばれる墓地は、他にも宇佐市吉松遺跡⁽²¹⁾や三光村美濃尾遺跡⁽²²⁾などで見られる。これについては茶毘跡ではないかという意見もある⁽²³⁾。吉松遺跡は宇佐宮大官司諸流の吉松氏居館跡が約二五〇⁽²⁴⁾に離れたところにあり、近接の寺院には五輪塔群が見られる。また、美濃尾遺跡は隣接地に近世以来の墓地が展開し、そこには五輪塔があったという。笠松遺跡については、先述のように街道沿いに開けた集落の背後地で火葬を行っていた可能性がある。茶毘、拾骨、そして納骨という一連の葬送行為の一面を示す遺構と考えるのが、今のところ妥当であろう⁽²⁴⁾。

これらが最終的に土葬墓である屋敷墓(Aタイプ)や居住地隣接の墓地(Bタイプ)には葬られていない(もちろん、Bタイプの墓地で石塔内に納骨していれば別だが)と考えられることからすれば、これはCタ

イプを形成するものであると考えられる。そうすれば、Cタイプには火葬墓と共に杉園遺跡のように土葬墓があることになる。

(二) 継承された中世墓地

事例の検討

前章では発掘された中世墓地の様相を見て、それを居住地との位置関係で分類した。次に、ここでは現在まで継承された墓地の内、墓地を形成した人々の比較的明らかなもの、あるいは墓地の形成がよくわかるものの在り方を見て、遺構としての中世墓地との関係を考えてみたい。

① 田原家墓地(西国東郡大田村大字上沓掛)

田原家の墓地は、田原氏館と推定される岡ノ前遺跡⁽²⁵⁾の背後の丘陵上にあり、館を一望にする事が出来る。岡ノ前遺跡は、未整理であり詳細は判らないが一三世紀後葉から一五世紀前半にかけての遺物が出土しており、永和元年(一三七五)銘の五輪塔を始め大型の五輪塔約三〇基と二基の宝篋印塔などで構成される墓地の存続年代と概ね一致すると考えられる。また、この墓地の隣接地には田原直平の墓との言い伝えのある延元四年(一三三九)銘の五重塔もあり、館の南側丘陵⁽²⁵⁾一帯が田原家の聖地として意識されていたことを窺うことが出来る。

居住地と墓地の明確な例として貴重であるが、五輪塔等に銘文のあるものが少なく、墓としての様相が不明なのは残念である。なお、居住地については発掘範囲が狭く、屋敷墓は発見されていない。

② 財前家墓地(西国東郡大田村大字小野)

財前家墓地は、桂川最上流域の谷の狭まった地点に位置する。中央にある国東塔は「現世安穩」「後世菩提」を目的に元応三年(一三二一)に造立されたもので、墓標ではない。この背後にあるやや小振りの国東塔

は無銘ながら鎌倉末から南北朝期と考えられ、下部の基壇の中からは人骨が出土している。更にその周囲には一六基の国東塔、一三基の板碑、宝篋印塔二基、五輪塔約五〇基ほどが林立している。このことから、中央の大型国東塔が造立されることを契機として、墓地の形成が始まったと考えることが出来るであろう。しかし、当初から財前一族が、一族の墓地として造り始めたのかどうかについての確証は無い。

③熊野墓地⁽²⁶⁾(豊後高田市大字田染)

熊野墓地は田染荘域にある墓地で、田染荘の報告書で詳細な分析がなされている。それによると、応安八年(一三七五)最初に逆修の国東塔が造立されることを契機にこの地が熊野地区の聖域的場所となり、その後五輪塔が回りを取り囲むようにして墓地が形成されたのである。国東塔の銘文によると、造塔は二十数名の僧侶が「往生浄土」と「法界成仏」を願ったものであることがわかる。そうすると、六郷山のひとつ胎藏寺が係わりながら形成されたものである可能性が高く、集落との関係は不明である。

これらの墓地景観は中世のある時期から時間をかけて形成されたもので、寺院との係わりのあるものを除き、田原家の墓地(丸山墓地)に典型的に見られるように、居住域(館や屋敷など)との密接な位置関係を基本とした選地を行っていると考えられる。そして、これらは基本的には家の継承によって現在まで残されたのである。

中世墓の下部構造

ところで、継承された墓地の幾つかの石塔が移転や修理のために解体され、その際人骨の出土した例がある。例を挙げると財前家墓地国東塔、田原家墓地五輪塔、山口家古墓五輪塔、九重町下辻異形国東塔などで、財前家墓地国東塔が基礎の石組みを石棺状に組み、その内部に人骨を入

れていたのに対して、五輪塔は水輪の上部をくって空間を作り、その内部に人骨を入れていた。前者の様な石棺の例として都甲荘長岩屋地区の六郎迫墓地でも同様のものがあつたと言われている。また、大田村権坊⁽²⁷⁾遺跡では安山岩板石で作った石室様のものが露出している。この墓地には以前大型の国東塔があり、あるいはこの上に立っていたものかも知れない。また、野津町八里合の弘安八年(一二八五)銘一石五輪塔では、五輪塔直下の地中から土師器、短刀、刀子、砥石、鉄釘が発見されている。遺構は定かではないが、出土遺物から見て木棺が埋納されていたと考えて良からう。これは土葬墓ということになり、上部施設と下部施設が合致する県内唯一の例として貴重である。

中世墓地二相の意味

石造物には確実に墓標としての機能を有するものがあり、その内部あるいは直下に納骨施設、または埋葬施設を作るという場合のあることがわかる。前者であれば考古学的には地中に遺構を残さず確認できないことになる。この点は考古資料としての中世墓と継承された中世墓を统一的に把握しようとした時、考慮に入れねばならない点であろう。

すなわち、考古学的に検出できるものは、中世墓の中でも限られた条件下のものであることを考慮しておかねばならないのである。

ところで、居住地と密接に結びつくAタイプやBタイプの墓地はその居住地の廃絶によって忘れ去られる、あるいは埋没してしまう可能性が高く、逆に居住地との直接的な関係の薄いC、Dタイプの墓地は、現在まで残される可能性が高いのではなからうか。居住地が二―三代で途切れる例は考古学的にも多く、中世を通して継承される屋敷などはほとんど存在しないと行ってよい。その場合、継承される可能性のあるのは「イエ」ではなく、「一族」あるいは「一統」といったより上位のレベル

であろうから、墓地も特定個人（屋敷地開発の人物）の屋敷墓—Aタイプ—や屋敷居住者（イエの構成員）の墓—Bタイプ—ではなく、一統墓地、あるいは一族墓地が残される可能性が考えられる。

C、Dタイプの墓地は正にそのような墓地として今日まで残されてきたと言っても良からう。また、あるいは地域領主の墓地では、その一族が滅び、あるいは転封されても、その後地域の人々、あるいは寺によって墓地が維持されることは当然であろう。

このように、埋没した中世墓地と現在地表に残された中世墓地の二相は、一部重なる要素はあるものの、基本的には異なる原理により我々に伝えられてものであることを前提として押さえておきたい。

(三) 都甲荘の中世墓地

前節までに、発掘された中世墓（地）と現在地表で確認できる中世墓（地）について居住地との関係を中心として見てきた。さらに、この両者の中世墓地は、中世における「イエ」の継承の脆弱性ゆえに埋没してしまう墓地と、一統あるいは一族の継承によって残された墓地という対比的な二面性を示している可能性を考えた。

ここではそれらを踏まえ、都甲荘域にある中世墓と考えられるものを摘出し、検討を加えたいと思う。ただし、発掘調査されたものは全く無く、全て現状で認識できる資料になる。

それでは何をもって中世墓とするか。これは簡単なようで難しい問題である。荘域を歩くと、中世の石造物に出会うことは珍しくない。しかし、そこが墓地であるという伝承もなく、それが墓である保証は何もない。むしろ銘文からすると明らかに墓ではないものが目につき、明らかに墓であることを明示するものは少ない。しかし、だからといって銘文

の無い多くの石造物も同様の傾向であったとするのも根拠が無い。ここでは、五輪塔を中心として常識的にみて墓と考えられるものを対象として話を進めていきたい。

近世墓地と中世墓地

都甲荘域では、明治二年の地籍図作成の段階で計一九一カ所が墓地として認められている。今回の調査では、中世墓への接近のためにこれらの近世墓地の踏査を先ずおこなった。現在では廃絶したもの、あるいは移動したもの、また所在が確認できないものなどを除き大部分の墓地を踏査した。さらに、その過程で五輪塔群などの中世墓地と考えられるものも確認し、地図上に位置を落とした。その結果、立地において近世墓地と中世墓地の相違点が明らかになった。

それは、近世墓地が集落の背後の山、平均的に言うと同距離で約二〇〇m、比高差で約三〇〜五〇mの高台に築かれるが、必ずしも集落や平野部を望めないのに対して、中世墓地は沖積地を見下ろす、見晴らしの良い地点に立地しているという点である。やや象徴的に言うと同距離の近世墓地に対して、明るい中世墓地ということが出来る。

また、中世墓地と近世墓地の連続性という観点でみると、近世墓地のなかに五輪塔などが集まっている場合がある。これらの墓地の近世墓標は一七世紀まで遡るものを含む場合が多く、中世からの連続性を窺うことが出来る。概報4で触れた払田の墓地はその典型である。この場合注目されるのは、都甲地区に中世末から近世初頭になって入ってきたと考えられる河野一族の墓地（いたる所にある）の大部分には五輪塔が見られないことである（後述のように二カ所にはある）。このことは、近世になって墓地を選定するときに無原則に選定したのではなく、五輪塔がある近世墓地の場合、中世に墓地を築いた集団との連続性を想定すること

に意味があることを窺わせる。

墓標の変遷

通常一七世紀後葉ころから全国的に斉一的な墓標が出現し、近世墓地が形成されるようになる。このことは現在に連なる広範なイエの成立と関連付けて説明される。⁽²⁸⁾一方、考古学的には中世墓地は遺物から見るかぎり、一六世紀後半には終焉を迎えると言われている。⁽²⁹⁾そのため、約百年の空白期間が生じることになる。実際、田染荘調査における熊野墓地の分析でも同様の結果がでており、今後の研究課題とされているところである。

そこで、都甲荘域およびその近接地の墓地三カ所を取り上げて、中世から近世への移行期の墓地について考えてみたい。それは寺の上殿墓、並石河野家墓地、智恩寺墓地である。

寺の上殿墓(資料編92頁参照)については後述するので詳細は省くが、塚状の高まりを背後に計一二基が二列に立ち並んでいた可能性が高い。現状で後列に天文年間のもものが、前列に天正年間のもものが、後列が最初に築かれ、後に前列を築いたと考えられる。

並石河野家は一畑村庄屋で、その墓地の形態は寺の上殿墓と同様塚状の高まりを背後にして二列に立ち並んでいる。後列は板碑型の墓標一基と自然石塔婆九基、前列には四基の自然石塔婆と五基の板碑型の墓標が整然と並んでいる(写



写真57 河野家墓地

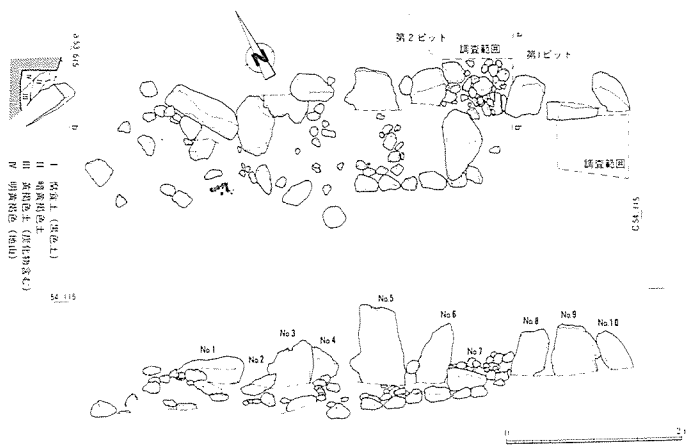


図46 智恩寺堂山下墓地

真57)。板碑型の墓標は延宝九年(一六八一)を最古に享保三年(一七一九)まで、即ち一七世紀後葉から一八世紀前葉までの間築かれている。二列の墓が寺の上殿墓同様に後列が古いとすれば、最初は無銘の自然石塔婆が墓標として採用され、一七世紀後葉になって板碑型の墓標になったと考えることが出来る。

智恩寺墓地(図46)は、智恩寺講堂の直ぐ下の斜面をテラス状に削り

だして築かれた墓地で、無銘の自然石塔婆が計一〇基横一列に並んで立っている。その内の中心部から外れたNo.7の墓標下を発掘調査したところ、径約二〇³⁰、深さ約一〇³⁰の蔵骨穴が二カ所発見された。その内の一つからはごく僅かの骨片（おそらく焼骨）と共に寛永通宝が一、二枚出土した。それはいわゆる「古寛永」一〇枚と「文銭」二枚という組み合わせであり、一七世紀代に納まるものと考えられる。中心部の墓は更に古く遡る可能性があり、この智恩寺の墓地は一七世紀代の墓地と考えられるであろう。

すなわち、以上の三者は一部重複しながらも、寺の上殿墓↓智恩寺墓地↓並石河野家墓地という時期的な変遷を追えるのであり、墓標の型式から言えば板碑↓自然石塔婆↓板碑型墓標という変遷を示すことになる。しかしながら、これらの墓地の自然石塔婆には年号が無く、いま一つ年代的位置づけが不明瞭である。そこで豊後高田市に隣接する宇佐市内の自然石塔婆の年代が押さえられているので見てみたい。

図47が年次ごとの分布である。これから一五二〇年代に増加をし、一五七五年からピークを迎えるのが判る。これに反して、この時期板碑は一般的に減少に向かうとされる。よって、板碑から自然石塔婆への移行は一六世紀第四半期に行われたと考えられる。では、自然石塔婆から板碑型の墓標への移行はいつ行われたのであろうか。

宇佐市内の石造物調査は元和年間以降は取り上げていないため、一六二五年以降の自然石塔婆の消長については不明である。そこで、今回都甲荘域の近世墓地の幾つかで墓標の調査を行ったので、それを見てみたい。

図49は年号別の型式の消長を示したものである。それによると、板碑型の墓標は最も古いもので寛永一五年（一六三八）、一般的になるのは一七世紀後半、それも第四四半期になってからである。そうすれば、自然

石塔婆から板碑型墓標への転換期は一七世紀第四四半期頃であることが推測される。

よって、中世末から近世前期の墓標の変遷は図50のようになるだろう。すなわち、空白と考えられていた時期は、都甲荘に関して言えば少なくとも一部は自然石塔婆が埋めるものと言える。

また、ここには最も一般的であったと考えられる五輪塔については史料的な制約から含めていないが、板碑の衰退と軌を一にして近世初頭にはほとんど消えていくのではなかろうか。

中世墓地の諸例

ここでは、都甲荘域の中に点在する中世墓地を具体例を挙げて検討してみたい。

① 弘田の中世墓地

この墓地については概報⁽³³⁾4において既に詳述しているが、再度述べておきたい。弘

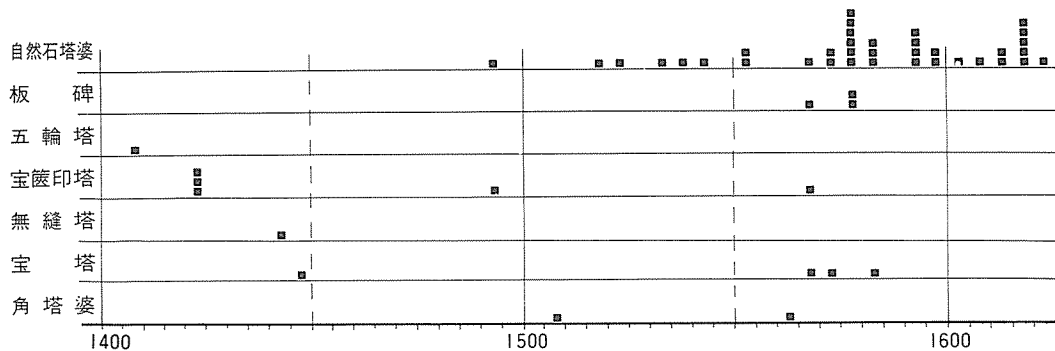


図47 宇佐市内の石造物の消長（5年間ごとの統計）
（入学正敏「宇佐市内石造物一覽」『二豊石造美術8』による）

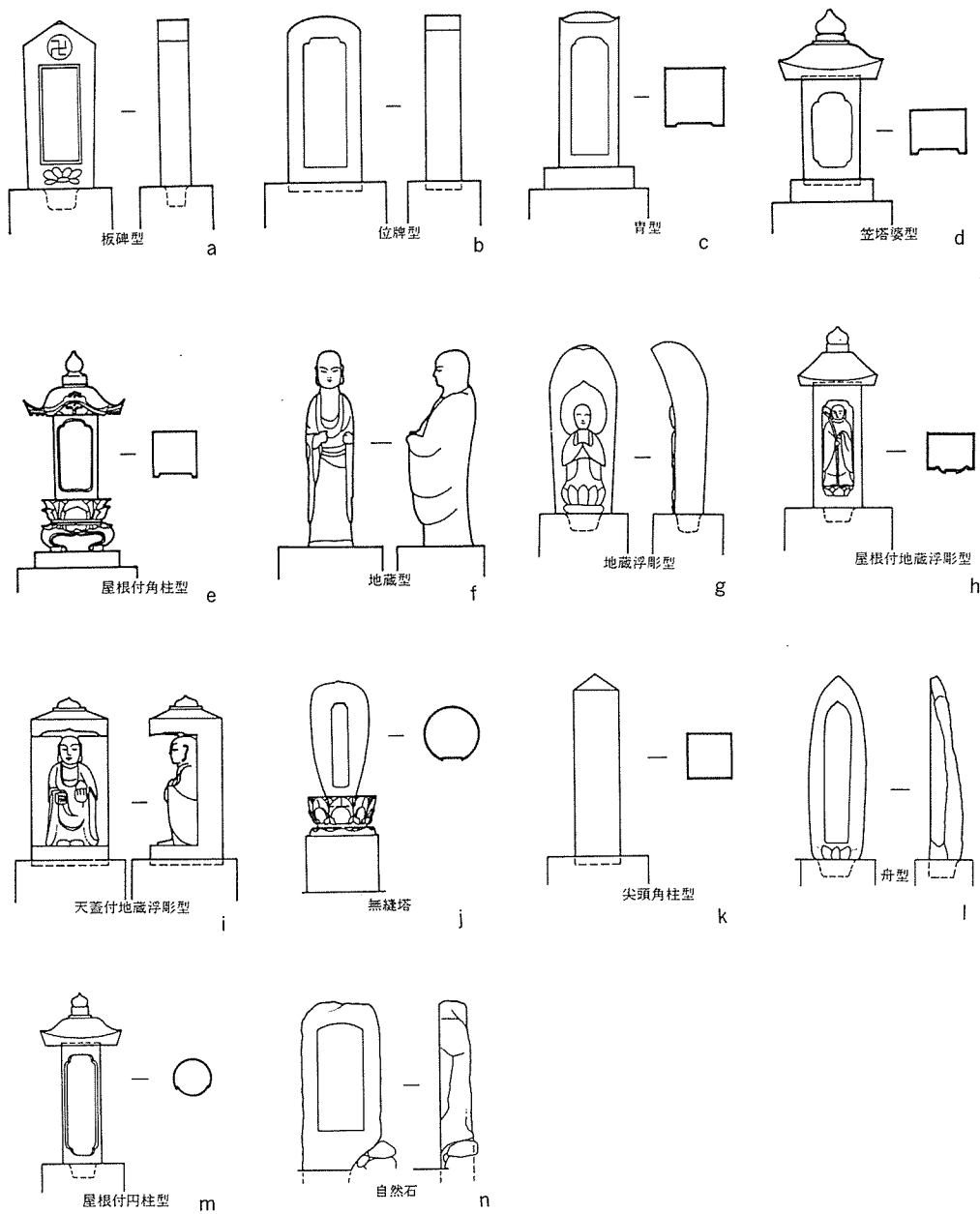


図48 近世墓標の分類 (『豊後国田染荘の調査II』より)

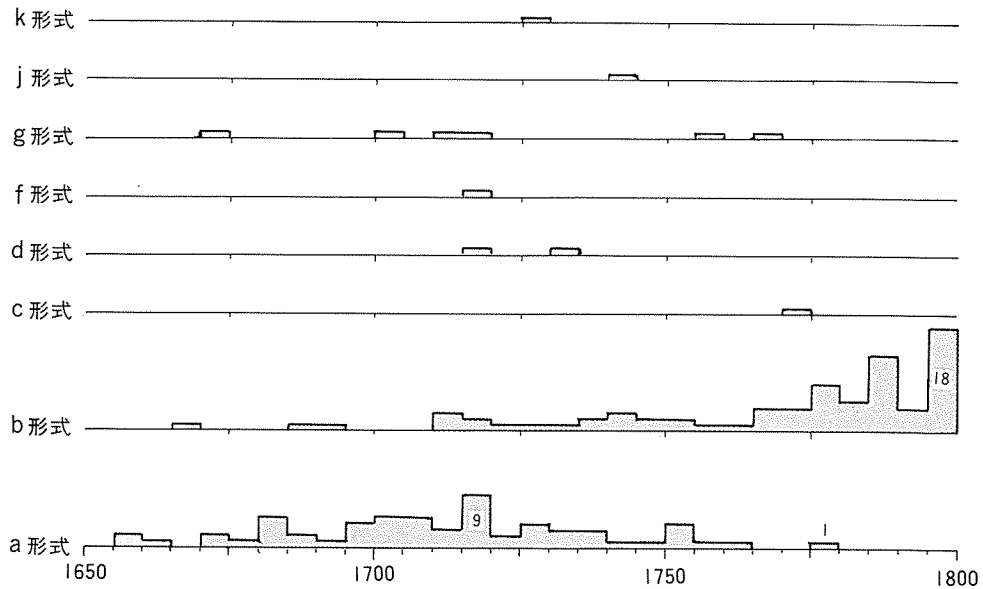


図49 主な墓標形式の消長（5年ごとの累計）

田の台地には、都甲荘の支配に係わる弥勒寺僧の別当が中世に居住していたことが文書で確認できる。しかし、それらの墓地と考えられる五輪塔や宝塔の集中した所は一カ所しかない。それは、近世以降西家、東家、惣達家、都甲家の墓地となったところで、状況からしてこれらの一統が中世に築いた墓地の可能性が高い。

この墓地には、五輪塔三基、宝塔二基があり、宝塔の一基には天正六年（一五七八）の年号が刻まれている。五輪塔の型式からみてもこの墓地の形成が中世末を中心とした時期に行われたことが推測できる。近世の墓標は寛永一五年（一六三八）のものが最も古く、以後明暦二年（一六五六）、万治二年（一六五九）と続く。これらの一群の板碑型の墓標は都甲荘域の中でも最も古く位置づけられるものである。近世の最も古い墓標と天正六年の宝塔との間には六〇年の空白があるが、五輪塔或いは現在では見られないが、前述のように自然石塔婆がその間を埋めるものと考えられる。

また、昭和六三年度の発掘調査において、墓地から約三〇〇メートル東に位

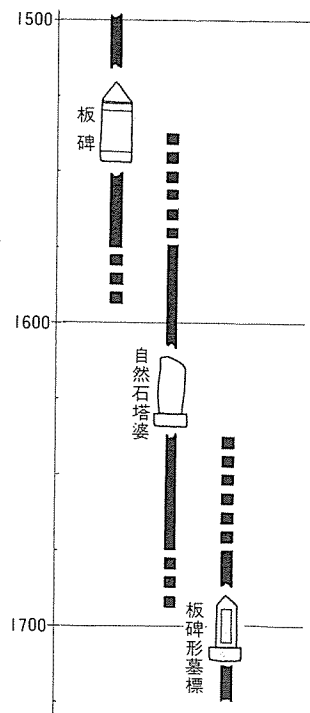


図50 中世末～近世前期の墓標の変遷

置する居住区画と重なり合う土坑（SK1とSK2）から五輪塔の空風輪三と火輪一が出土している。⁽³⁴⁾この土坑は他の遺物から一六世紀に埋められたと考えられており、現在地表面では認識できない墓地があった可能性も残されている。

さらに、五輪塔一〇二基が居住区と考えられる部分に存在する場合が見られる。これは、居住区に近接する墓、あるいは屋敷墓と考えられる。そのように考えれば、東西約八百尺、南北約百五〇尺の台地上に展開する各一統の居住区には、居住地の内部、あるいは近接したところに墓を築くものと集団の墓地を成すものがあつたとすることができらるう。すなわち、第一章で設定したAタイプとBタイプ、またはAタイプとCタイプという組み合わせであらう。

② 庵の迫の中世墓地

庵の迫は大字梅の木にあり、小さな谷沿いの現在一〇軒ほどの小さな集落である。現在全て「河野」姓であり、早くても中世末にこの地に入ってきた人々の末裔である。

しかし、この庵の迫には正中二年（一三二五）銘の板碑や多くの五輪塔、さらに堂には室町後半期の薬師如来があり、この迫の開発が中世に遡るものであることは間違いない。そこで中世に遡る可能性のある石造物を地図上に落としたものが図51である。これを見ると大きくは四カ所に分布することがわかる（A〜D区）。A区では鎌倉末から南北朝期と考えられる板碑の周囲に約一〇基の五輪塔が集中している。また、B区は鎌倉末の正中二年の二連碑、その他に二基の板碑が山口から庵の迫に至る古道沿いに並んで立っている。その左後方の斜面をテラス状に削りだした所に、五輪塔が約一〇基ほど並んでいる。

一方C区は現在の集落墓地に繋がる場所で、五輪塔が一五基ほどまと

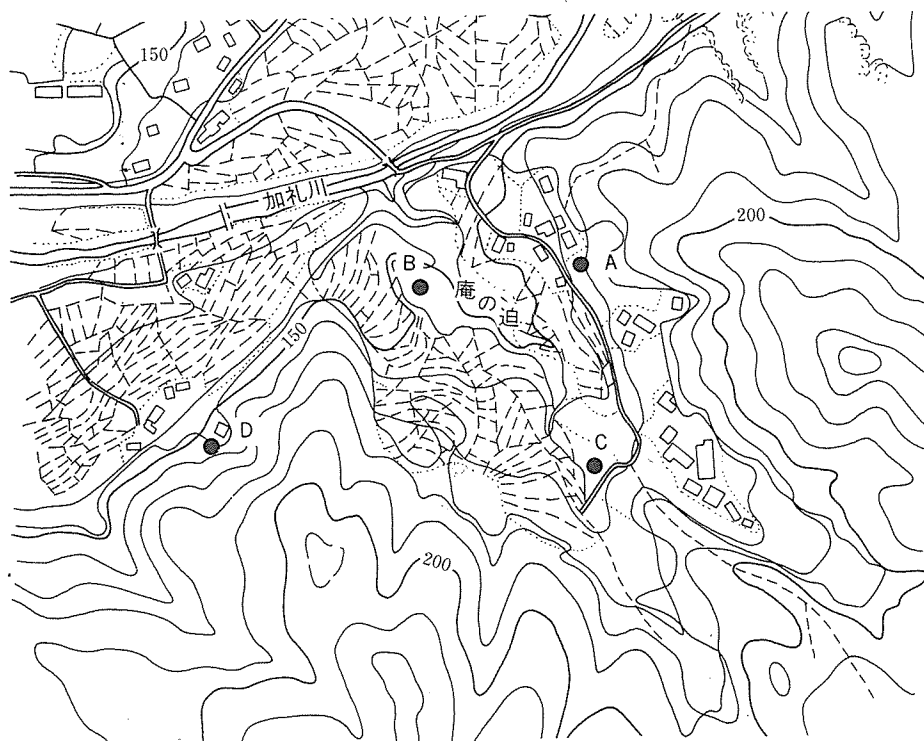


図51 庵の迫の中世墓地

まあってある。この近世墓標では元禄九年（一六九六）銘の墓標が最も古い。自然石塔婆が三基あり五輪塔との間を繋ぐ可能性が高い。ところで、A区やB区の五輪塔と型式を比較した場合、C区のものは一石五輪塔で寸詰まりの形態を有するなど中世末に近い要素を持っており、この墓地が中世末に河野氏の入部に伴って開始されたものである可能性が考えられる。

D区は庵の迫の西隣、山口にある墓地（資料編93頁参照）である。現在は「中野」姓の二軒の家があるが、この家の古墓が特異な形態をしている。すなわち、河原石で方形の基壇状の高まりを作り、その上に宝塔や五輪塔を立てるといふものである。全く発掘調査を行っていないので当初の形態は知りえないが、宝塔の一つの塔身内部に人骨のあることが判っており、それからすると大幅な移動はなされていないと考えてもよからう。

この山口を含む庵の迫一帯は、正月に「蘇民将来」の札を門に立てる行事（概報3参照）など長安寺との強い繋がりが見られることや、石造物の濃密な分布、さらに「ボンヤシキ」などの地名から見て、中世屋山（長安寺）の「西の坊」の有力な比定地になっている。墓地からみると「坊」の内部には幾つかの集団があり、それぞれの集団ごとに墓地を築いていた様に見受けられる。それが中世末から近世初頭になって庵の迫の坊住人は山口を除いてすべて河野一族に取って代わられ、墓地は谷のやや奥まった所に集落墓地あるいは一統墓地として築かれるのであろう。すなわち、庵の迫ではAタイプは不明ながら、BタイプからCタイプへという変遷が追える可能性が高い。

③ 新城・鶴地区の中世墓地

新城と鶴の集落の北側丘陵斜面には中世墓地が集中してみられる（図

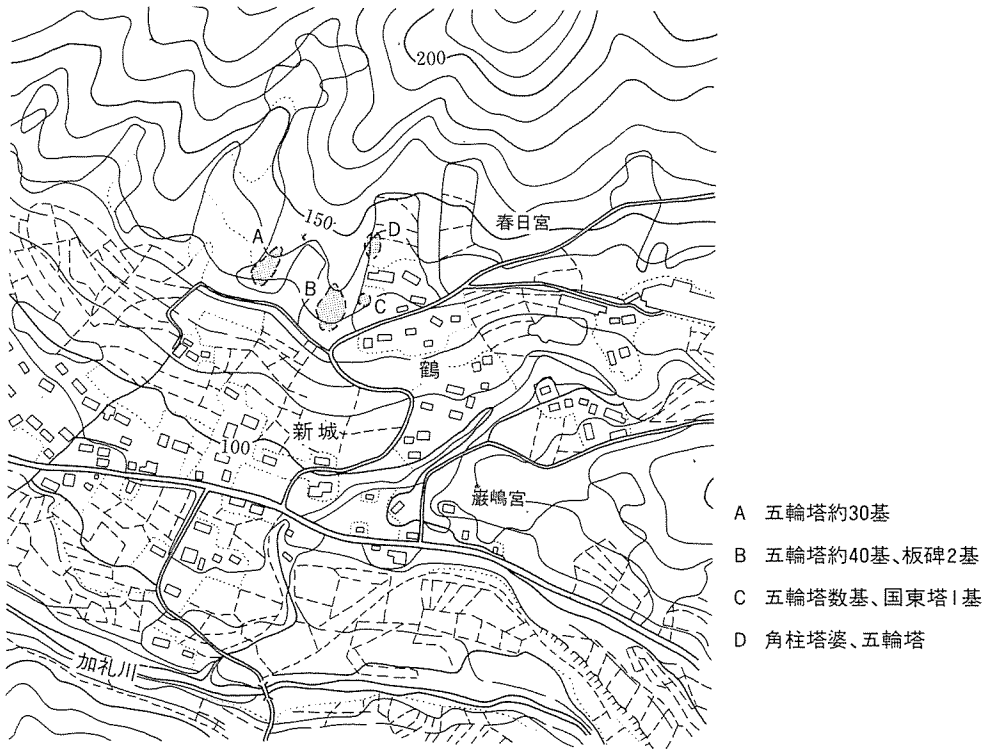


図52 新城・鶴地区の中世墓地

52)。国東塔一、板碑二、角塔婆一、五輪塔約一〇〇基ほどが大きくは四カ所にまとまってあり、都甲荘の中で最も中世石造物が集中しているところである。いずれも沖積地を見下ろす景観の優れた場所である。図のBを除いていずれも近世の墓地との重なりが無いことが特徴である。近世へ続かなかつた一統の築いたものである可能性が指摘できるだろう。

国東塔は無銘であるが室町時代のもので、板碑も含めて中世後半期のものである可能性が高い。

④ 寺の上殿墓

「寺の上殿墓」と呼ばれる墓地は、先述したように都甲氏に係わりの深い妙覚寺の裏山、比高差約九〇分の尾根の先端部に、沖積平野を見下ろすように築かれている（資料編92頁参照）。板碑のみが一二基横二列に並んでおり（ただし、前列のものは倒れているものが多い）、背後には塚状の高まりがある。板碑には銘文があるものが多く、造立年代が知れる。それによると天文一四年（一五四五）から天正六年（一五七八）までの約三〇年間を中心とした時期に形成されたものであり、その内の一つは天正六年の耳川合戦における戦死者の墓であることが判る。この墓地を築いた一族が「殿墓」と呼ばれるに相応しい地頭の系譜に連なる都甲氏に近い、あるいはそのものである可能性が非常に高い。

この墓地は、立地から見て勝地であるばかりでなく、妙覚寺との強い関係を想定するべきであろう。

⑤ 金宗院の墓地

この墓地は吉弘氏の菩提寺と言われる金宗院に作られた墓地である（資料編96頁参照）。吉弘氏が都甲荘に入り支配権を確立したのが永享九年（一四三七）とされ、金宗院はそれ以後菩提寺として創建されたと考えられている。現在廃寺となった境内奥には室町時代後半から戦国時代と考え

られる宝塔や五輪塔が多数あり、墓地形成の時代が一五世紀後半から一六世紀の百数十年に限定される。いわゆる菩提寺に墓地を形成する新しいタイプの中世墓地と考えることが出来よう。

以上、都甲荘内の中世墓地五例をみてきた。私田は都甲荘の支配に係わる弥勒寺僧侶の居住区であり、庵の迫は屋山の坊の一つである西の坊の可能性が高いところである。いずれも中世末には集団墓地（Cタイプ）を築いていた可能性が高いが、中世前半の様相は不明であった。庵の迫の様相からすると、あるいは墓地が点在していた（すなわちBタイプ）可能性もあると思われる。

また、新城・鶴の中世墓地の集中する地点については、名主の居住区との関係を想定すべきであろう。都甲荘の名の復原は、史料の制約から必ずしも十分に行うことが出来ないが、名遺称地から幾つかの名比定地が想定されている。しかし、それにしても中世前半期のものであり、現状で見える墓地との関係が最も強い中世後半期の様相は不明と言わざるを得ない状況である。その中でも、新城・鶴付近の五輪塔などの石造物の集中は、名主の居住区との関係を想定せねば理解できないのではなからうか。

また、寺の上殿墓は戦国期に活躍した都甲氏に係わるものである可能性が高く、板碑のみで構成され、列をなして立てられるなど近世に繋がる要素を持つ造墓を行っているようである。一方、吉弘氏は菩提寺境内に墓地を築いており、五輪塔や宝塔など伝統的なスタイルを踏襲している。しかし、菩提寺に墓地を築くという都甲荘域では類例の少ない、新しい思想を持っているのである。この両者はいずれも居住区との関連というより、地域の領主が氏寺、あるいは菩提寺との関係で墓所を選定し

たと考えるべきであろう。

墓地の種類

前節で検討したように、現状で見ると都甲荘の中世墓地は幾つかの類型に分けることが可能である。特に、立地条件や墓の集合形態によって次の四つに分けることが出来る。

- ① 小型の五輪塔のみが平坦地に集中しているもの。
- ② 五輪塔や宝塔が石積み基壇上に並んでいるもの。
- ③ 板碑が列を成して並んでいるもの。
- ④ 国東塔や宝塔を中心としてその周囲に五輪塔があるもの。

①の位置付けを考えるには、五輪塔を造立した階層が何処までであったのかについて明確にせねばならない。

ここで、県内の中世遺跡の発掘調査で居住区から石塔が出土した例を取り上げ、造墓主体者の階層の問題を考えてみたい。県内では四例ある。ひとつは大分市植田市遺跡⁽³⁵⁾で、居住地を囲む溝の中から出土している。日田市小迫辻原遺跡でも居住地を囲む溝から壁に張りつくような状態で出土している⁽³⁶⁾。また、豊後高田市上払田遺跡⁽³⁷⁾では連続する居住地を区画する溝から出土している。大分市賀来中学校遺跡⁽³⁸⁾では溝から五輪塔の一部が出土している。これらはいずれも原位置を保つものではなく、植田市遺跡と上払田遺跡の場合は明らかに廃棄された状態であり、元来墓に立てられていたのかも判らない。しかし、居住区画が廃絶するときに投棄された可能性があり、そうすると密接な関係は想定できらう。

植田市遺跡や小迫辻原遺跡は居住地を単独で囲む溝があり、完結しない区画溝が幾つかの居住地を区切る例と比較した場合、自立的であり上位の階層が想定できるであろう。また、賀来中学校遺跡の場合は、大友

氏の被官である賀来氏の館に関連する遺跡と考えられる。さらに、上払田遺跡は前述のように文献史料などから都甲荘の支配に係わる一統が居住していたことが確実であり、そうすると五輪塔を出土した居住地は階層的にはいずれもやや上位に位置づけられる人物に係わるものであった可能性が高くなる。備後国大田荘調査で水藤氏が想定した五輪塔などの石造物と名主層との係わりが、今後考古的にも確かめられる可能性が高い。

以上のように考えれば、①を築いた人々は名主クラス以上を想定するのが最も適当ということになる。

位置づけが比較的明確なのは②と③である。前者は六郷山の坊の墓地である可能性が高い。特に、山口古墓が造墓当時の姿をそのまま伝えていのかどうかについては慎重であらねばならないが、石造の五輪塔を石積み基壇の上に立てるその在り方は『餓鬼草紙』の墳墓と重なる景観である。また、同じく屋山の坊である常泉坊に比定される道脇寺の墓地にも同様の墓地がある。よって、②のタイプの墓地は国東半島にあつては六郷山に特徴的な墓地形式であると言えるであろう。

③の墓地は前述したように比較的有力な武士の一族に連なる墓地であると考えられる。列をなして並んでいるわけではないが、吉弘氏の被官である大友氏の菩提寺と考えられる持地庵にも天正六年十一月十二日の年号を持つ板碑、すなわち耳川合戦における戦死者の板碑があり、この時期の武士と板碑との強い係わりが判る。

④については隣接する田原別符（大田村）の調査などから、地域の領主あるいは名主層の中でも領主クラスの人々の墓地と考えられるが、新城・鶴の中世墓地や東見庵の国東塔とその周辺の五輪塔がそれに相当する可能性があるものの、都甲荘では類例が少なく検討できなかつた。

墓地形態の地域差

最後に都甲荘における墓地の地域差について指摘しておきたい。都甲荘は条里の施行された地域を中心とするいわゆる本都甲荘地区と、六郷山屋山の坊が幾つか見られる加札川地区、そして六郷山長岩屋の住僧屋敷の点在する長岩屋地区の三地域に分けることが出来る。それぞれの地域の歴史的な意味合いは、当然集落の形成にも大きな影響を与えている。そして、さらに墓地の在り方にもそれが反映している可能性が高い。

本都甲荘地区では、基本的に五輪塔群の集中によって墓地を形成する。文書にも残る名の展開を示すものと考えられる。そして、その中に、地頭都甲氏や室町時代以後実質的にこの地域を支配する吉弘氏などの墓地が氏寺、あるいは菩提寺との関係で築かれるのである。

加札川地区では、先述のように常泉坊や西の坊などの比定地に『餓鬼草紙』に見られるような石積み墓壇の墳墓が見られる。これらが当初の姿を残しているものかどうかは判らないが、この地域のみに見られることに注目しておきたい。

一方、長岩屋地区では中世にも今とほとんど変わらない屋敷が点在する散村風景が展開されていたと考えられており、それぞれの屋敷には長岩屋に係わる住僧が居住していた。その屋敷地と推測される所に一―二基の五輪塔が見られる場合もあるが、中世墓地と言えようなものには円重坊付近や六郎迫墓地など長岩屋（天念寺）周辺に集中しているのである。これは、同様に坊が存在し坊集落を形成する加札川地区と比べた場合対照的であるが、長岩屋地区は住僧屋敷が点在したのみで、集落を形成するには至らなかったことにその原因があるものと思われる。

以上、都甲荘内の地域差を見てきた。このように中世における歴史的な環境の違いにより、中世墓地の在り方に差があることが推測できた。

おわりに

一般的に、中世村落は散村から集村へという推移を辿るとされている。大分県内でも沖積地（現在水田となつてるところ）から出土する中世の居住に係わる遺構は一四世紀頃迄のものが多く、現在の集落に重なる部分で一五世紀以降の遺構が出土する事が多い事実を考えれば、全国的に見られる散村から集村へという動きは大分でも追認できる。

そう考えられるとすれば、墓地はどのような動きを見せるのであろうか。(一)で検討したように、中世においてはAタイプとBタイプ（屋敷墓と居住地隣接の墓地）、あるいはAタイプとCタイプ（屋敷墓と居住地からやや距離を置く墓地）の組み合わせが一般的であった可能性を考えた。この両者の差が時間的なものであるのかどうかについては史料が少なく確定的でないが、敢えて可能性を考えれば、庵の迫で検討したように前者から後者への移行が考えられるのではあるまいか。今のところ、発掘調査では中世前半に属するCタイプの墓地は例がないし（宇佐市吉久遺跡の土壙墓群がその可能性があるが）、Cタイプは近世墓地にも繋がる要素を持つものであることも一つの根拠になる。

ところで、前述のように都甲荘域を始め各地で現在見られる中世墓地の多くはCタイプ、あるいは一部Bタイプである可能性が高い。そうすると、その存在の背後には幾つかの居住地の集合体（Bタイプの場合、単独でも構わないが）があることになる。つまり、五輪塔などの集中した中世墓地の近く、おそらくはそこから見下ろせる位置に名主クラスの居住域が営まれていたものと考えられる。そして、その周辺に下人・所従クラスの居住地が連なり、それらの墓はまた別の場所に地上表示の無い、あるいはあっても小さな土饅頭程度のものが集まって墓地を形成し

ていたものと考えられる。

都甲荘へ中世墓地から迫ることがテーマであったはずであるが、結局その入口の所で足踏みをしてしまい、本論に大きく踏み込むことができなかった。さらに周辺の荘園の状況との比較を行うなかで見えてくるものもあると思う。宗教が墓制・葬制に与えた具体的な影響も含め今後に残された課題は多い。

〔註〕

- (1) 藤澤典彦「墓地景観の変遷とその背景―石組墓を中心として―」『日本史研究』三三〇号 一九九〇。
- (2) 註1文献ほか『佛教藝術』一八二号(一九八九)や『歴史手帳』一四卷一―号(一九八六)で特集が組まれている。
- (3) 佐藤良二郎「宇佐の中世墳墓」『大分県地方史』第二三七号 大分県地方史研究会 一九九〇。
- (4) 「杉園遺跡」『川南原遺跡群』大分県文化財調査報告書第八四輯 大分県教育委員会 一九九一。
- (5) 『佐知遺跡』大分県文化財調査報告書第八一輯 大分県教育委員会 一九八九。
- (6) 『宇佐道路埋蔵文化財調査報告書(1)』大分県教育委員会 一九九三。
右報告書作成中の図版を小林昭彦氏(県文化課)のご好意で使用させていただきます。
- (7) 『植田市遺跡』I-V 大分県教育委員会 一九八八―一九九二。
- (8) 飯沼賢司「文化財レポート シンポジウム『中世のムラと現代』

を終えて」『日本歴史』第五二九号 一九九二、本書六六―六八ページ。

- (9) 「黒水遺跡」『中津バイパス埋蔵文化財発掘調査報告書(1)』大分県教育委員会 一九八八。
- (10) 「草場窯跡」『中津バイパス埋蔵文化財発掘調査報告書(4)』大分県教育委員会 一九九二。
- (11) 「中西遺跡」『小田遺跡群I』玖珠町教育委員会 一九八七。
- (12) 友岡信彦、土居和幸、行時志郎「日田・玖珠地域の中世墓」『大分県地方史』第一三七号 一九九〇。
- (13) 「白岩西遺跡」北九州市埋蔵文化財調査報告書 第四三集 北九州市教育文化事業団 一九八四。
- (14) 『山内石塔群』宮崎学園都市遺跡発掘調査報告書第1集 宮崎県教育委員会 一九八四。
- (15) 大分県内では一九九〇年に調査された緒方町の千人塚遺跡が最大の墳墓群で、約百数十基のマウンドを持つ墓が調査されている。坂本嘉弘氏(大分県文化課)のご指示による。
- (16) 橋田正徳「屋敷墓試論」『中近世土器の基礎研究VII』日本中世土器研究会 一九九一。
- (17) 荻町馬場遺跡では九世紀代の屋敷墓と考えられる例があるが、中世の屋敷墓とは異なった解釈が必要であろう。
- (18) 『馬場遺跡』荻町教育委員会 一九八六。
- (19) 一九九二年豊後高田市教育委員会調査。河野典之氏(豊後高田市教育委員会)のご指示による。

- (20) 『小迫辻原遺跡』 日田市教育委員会 一九九三。
- (21) 註3文献。
- (22) 一九九一年三光村教育委員会調査。植田由美氏(三光村教育委員会)のご教示による。
- (23) 中間研志『火葬土壙について』『奈良尾遺跡』福岡県教育委員会 一九九一など。
- (24) ただし、確実に「現地火葬墓」とよべるものも確認されている。
- (25) 一九九二年大田村教育委員会発掘調査。一九九三年度報告予定。
- (26) 『豊後国田染荘の調査I』 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九八六。
- (27) 『重要文化財 五輪塔保存修理工事報告書』 野津町教育委員会 一九八一。
- (28) 谷川章雄「近世墓標の変遷と家意識」『史観』第一二二冊 早稲田大学史学会編 一九八六。
- 田中裕介「大分県の近世墓碑」『大分県地方史』第一三七号 大分県地方史研究会 一九八九。
- (29) 佐々木好直「奈良県の中世墓」『橿原考古学研究所論集 第十』吉川弘文館 一九八八。
- (30) 『智恩寺』大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九九二。
- (31) 入学正敏「宇佐市内の石造物一覧―元和年間以前の年号判明の部―」『豊石造美術 8』一九八八。
- (32) 計一二カ所の墓地のデータを使用した。
- (33) 『豊後国都甲荘4』 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九九一。
- (34) 『豊後国都甲荘2』 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九八九。
- (35) 註7に同じ。
- (36) 土居和幸氏(日田市博物館)のご教示による。
- (37) 註34に同じ。
- (38) 『賀来中学校遺跡』大分市教育委員会 一九九二。
- (39) 水藤真「荘園の現地調査と石造遺物調査」『国立歴史民俗博物館研究紀要』第9集 一九八六。

九寺院と城館遺構

(一) 長安寺

天台宗寺院長安寺は、豊後高田市加礼川の屋山（標高五四三・六m）の西側中腹にある六郷山中山本寺である。長承四年（一一三五）の僧行源解状案『香々地莊史料』三に「長岩屋など」ともにみえ、安貞二年（一一二八）の豊後国六郷山諸勤行並諸堂役諸祭等目録（『都』一三）によれば、屋山寺と称して、本山分一五カ寺の一つで惣山であった。屋山または弥山と記されることもある。金剛山長安寺の名称は所謂「仁安三年の目録」にみえるが、六郷山寺院における山号と寺名を連ねたこの種の呼び名の成立は、中世末を遡らないとされる。

寺域

建武四年の六郷山本中末次第並四至等注文案（『都』七九）に次のようにある。

限東田原路、限西明神前道向神護石、限南鳴石、限北折花

これらは遺称地などにより、田原路は長岩屋の字田原地、明神は新城の矢立明神（厳島神社）、鳴石は加礼川の字鳴石、折花は長岩屋と加礼川の両大字の境付近にそれぞれ比定され、図53のようになる。

伽藍の配置

長安寺の伽藍は、最高所に位置する六所権現社（現身灌神社）に向かって直線的に延びる参道沿いに坊・山門・本堂・庫裡・講堂などが配置され、天念寺に代表される横配列型に対し、典型的な縦配列型の構造をもっている。

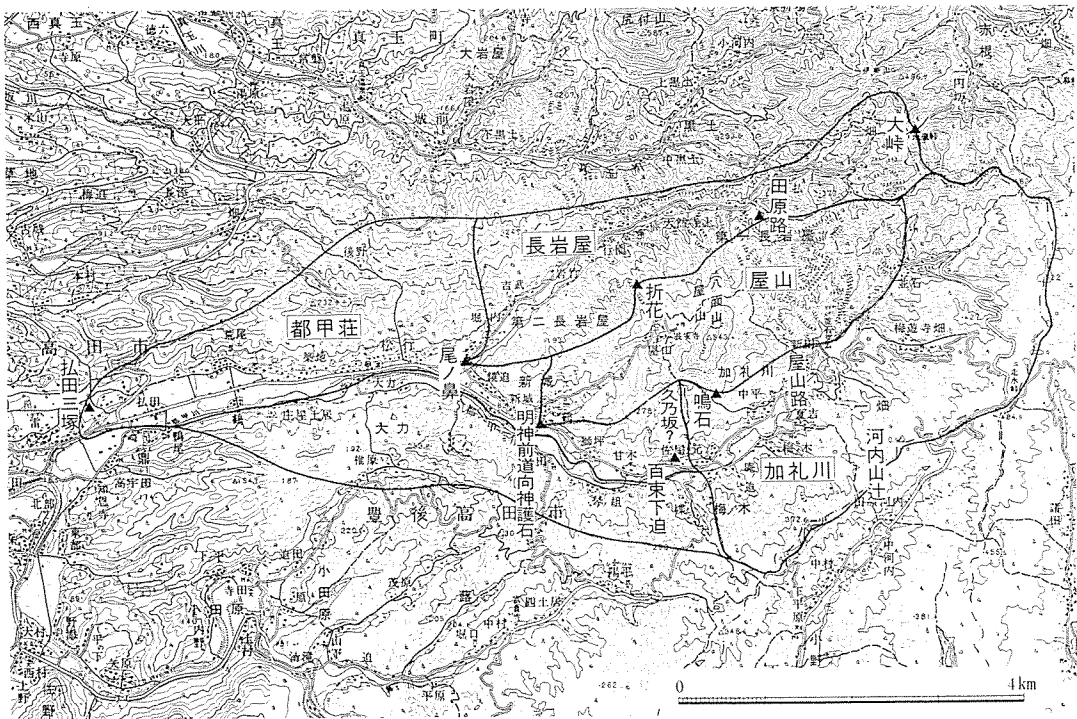


図53 六郷山寺院の領域

参道は等高線に直行するようにほぼ東北東方向に延び、標高二八七m 付近にある鳥居から六所権現のある標高三五五mの平坦地まで、距離にして約三五〇mほどある。現在長安寺と呼ばれている本堂ほかの伽藍は、参道を三分の二ほど上り詰めた所から始まる。それより下の参道の両側には坊跡や寺跡の伝承が残っている。すなわち、参道北側に奥ノ坊・千蔵坊・引寺、南側に谷ノ坊・両子坊・中ノ坊などがある。『太宰管内志』によれば「寺百姓といふ物四五軒ありて寺の左右にすめり」とあり、この段階ではすでに僧侶身分ではなかったとみられる。このうち両子坊および中ノ坊の跡地は今も住宅として受け継がれている。そのほかの跡地は、畑地（北側）または水田（南側）となつて痕跡を止めていないが、千蔵坊や谷ノ坊などの周辺には板碑などの石造物が遺存する。水田は参道南側奥に一町歩余あるが、文化八年にすぐ上に大池（ア子サマ池）が完成してから拡張したものであろう。

下の鳥居から一七〇mほど参道を上つたところで、南北道と交差する。この道は不浄道と呼ばれ、例えば、お産はこれより上では行つてはならないというよきな決まりがあったという。そのため道のすぐ下のところに産屋があった。



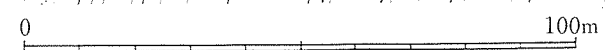
写真58 オト様板碑群

屋山長安寺造営関係年表（「六郷山年代記」より）

大化4年(648)	六郷開基始	永正7年(1510)	食堂立つ
永久1年(1113)	六郷山始号天台別院無動寺	大永6年(1526)	山神勧請、石社
大治5年(1130)	太郎天及び二童子造立	天正15年(1587)	山王社頭瓦葺
保延7年(1141)	銅板経	天正17年(1589)	戒壇院立つ
久安6年(1150)	推鐘 龍頭加五尺三寸	寛文2年(1662)	大講堂造立
久寿2年(1155)	推鐘改铸	貞享2年(1685)	屋山寺立つ
寿永2年(1183)	緒方維榮により屋山焼失	正徳5年(1715)	仁王造立
建久7年(1196)	大友義直権現社七堂寄進	寛保2年(1742)	拝殿立つ
建保1年(1213)	九重塔立つ	寛延1年(1748)	大講堂造立
寛喜1年(1229)	山門・文殊桜・経蔵焼失	宝暦4年(1754)	鐘楼門造立
建長6年(1254)	御宝殿焼失	宝暦5年(1755)	寺門共に焼失
建長7年(1255)	宝殿立柱、拝殿立柱	宝暦10年(1760)	寺造立
建治1年(1275)	推鐘 龍頭加長三尺	文化2年(1805)	鐘鑄建立
貞和4年(1348)	諸堂普請	文化6年(1809)	屋敷地業石垣普請
貞治4年(1365)	七堂焼失	文化8年(1811)	ア子サマ池普請
永徳2年(1382)	山王勧請	天保3年(1832)	太郎天童・六所宮・山王宮彩色
長享2年(1488)	七堂焼失		講堂仏壇天井を加える
延徳3年(1491)	社頭立つ、遷宮	天保9年(1838)	鳥居棟上げ
明応6年(1497)	講堂棟上	嘉永5年(1852)	権現社普請にとりかかる
明応9年(1500)	拝殿立つ	安政2年(1855)	権現社普請



図54 長安山境内図



10

11

12

13

14

参道との交差点の一角にはオト様板碑群がある。

長安寺本堂前の高い石垣は、『太宰管内志』にも「寺地の石垣高さ一丈四五尺長二十間許もあるべし」とある。文化六年（一八〇九）の普請とみられる。石段正面にはもと鐘樓門があつて、左右に仁王像があつた。

鐘樓門跡の右側（南側）に、庫裏と一続きになった本堂が西面してある。規模は間口一三間ほど、奥行五間である。鐘樓門跡との間にある宝篋印塔には「宗叅公」の刻銘がある。これは吉弘鎮信の供養塔である。

鐘樓門跡の背後には、講堂・六所権現社に通ずる長い石段が続く。石段のちょうど中頃で、左手に折れる小道を上ると講堂跡にでる。身舎部分の礎石および基壇の縁石などがほぼ完全に遺存している。三間四方の身舎は、正面中央の間がやや広く、復原すると建物は東西一〇・四五m、南北九・七五mとなる。本尊は薬師如来、脇侍観世音菩薩であつたという。講堂は南面し、前面に広い平坦地をもっている。

石段を上り詰めると、正面が奥の院跡といわれる。そして左手に南面して六所権現社がある。現在は身濯神社と呼んでいるが、拝殿を備えたりつばな社殿である。重要文化財に指定されている大治五年銘の太郎天像は、かつてはここに祀られていた。六所権現社の前面に国東塔一基がある。銘文はないが鎌倉時代の造立とみられる優品である。塔身部に納入孔をもつことから、弘安六年銘の岩戸寺国東塔と同様、法華経の納入を目的に造られたことは明らかである。

以上、長安寺の伽藍をみてきたが、鐘樓門跡の北側五〇mほどのところに広い平坦地があることが注意される。何らの伝承もないが、本堂なみの建物が立つほどのスペースは十分ある。屋山城に関連して、仮に吉弘氏の館を長安寺境内に想定するとすれば有力な候補地となろう。

銅板法華経

長安寺に伝わる重要な出土遺物に銅板法華経がある。現在、長安寺には一九枚の銅板法華経と筥板大小四枚が残っているほか、東京国立博物館の藏品（一枚）および個人蔵のものが知られている。長安寺銅板法華経は、奥書によって、保延七年（一一四一）の製作であることが分かる。

銅板法華経は、一一世紀以降盛行した経塚の遺品の一つで、銅板に法華経などの経文を刻んで銅製の筥に納め、地下に埋納したものである。銅板経の遺品は、全国的にみてもわずか七例にすぎない。そのうち奈良県金峯山・京都府仁和寺・宮城県宝鏡寺出土例は量的には多いもの⁽²⁾の完存せず、しかも製作年次などのわかる部分を欠落している。

これに対し九州の四例は、製作の時期・目的・関係者などが分かる資料として価値が高い。福岡県求菩提山出土品（国宝）が完存しているほか、長安寺例が一部散逸、彦山例は記録のみという状況であるが、これらは相互に密接な関係をもつて製作されたことが窺える。すなわち、製作者の一人として宇佐宮神官「紀重永」の名が共通してみえるほか、求菩提山出土資料と彦山あるいは長安寺出土資料との間に何人かの人物が共通して拘わっていることが分かっている。このことは同時に、当時の六郷山寺院・彦山・求菩提山を結ぶ文化圏のなかで宇佐八幡の果たした役割が決して小さくはなかったことをも示している。

このほかに現在行方が分からなくなっているが、「菩提山」出土資料がある。この菩提山については、求菩提山かとする説⁽³⁾と、『太宰管内志』にみえる天台宗寺院の鷲尾山菩提院宝積寺（現在の福岡県京都郡勝山町菩提）にあてるとの説がある。『太宰管内志』はまた『元暦文治記』からの引用として、菩提院は弥勒寺の末寺であると記している。勝山町菩提には奈良時代後半の瓦を出土する菩提院寺⁽⁴⁾があり、その付近が京都平野から田川方面に抜ける幹線ルート上に当たること⁽⁵⁾もあって注目される古代寺

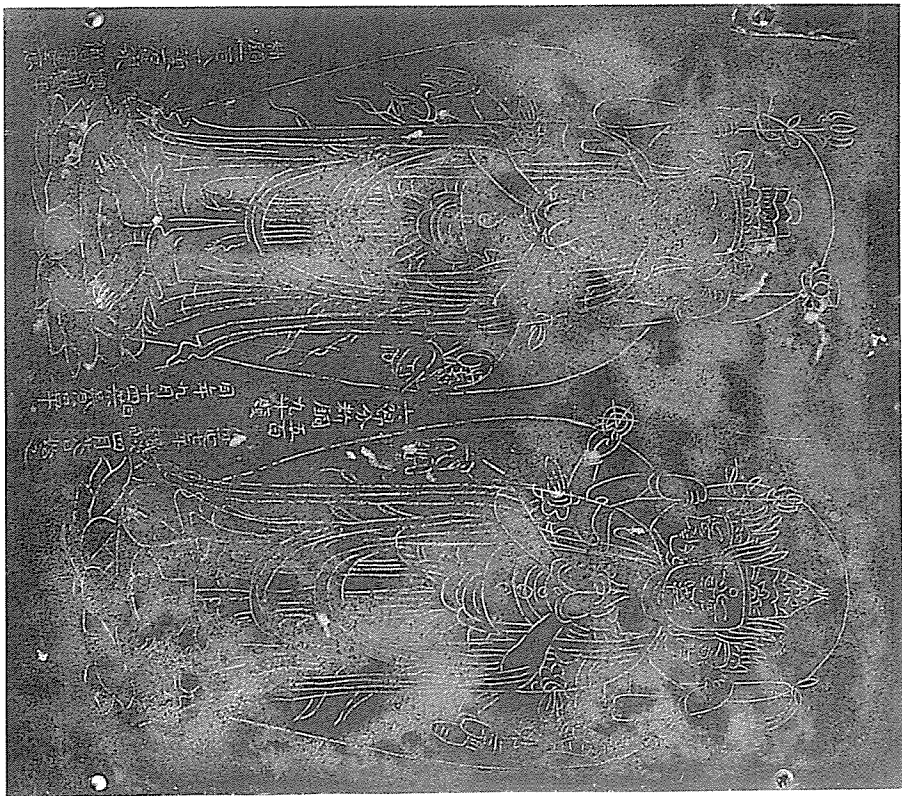


写真61・62 長安寺銅板鏡蓋板拓影 (1)

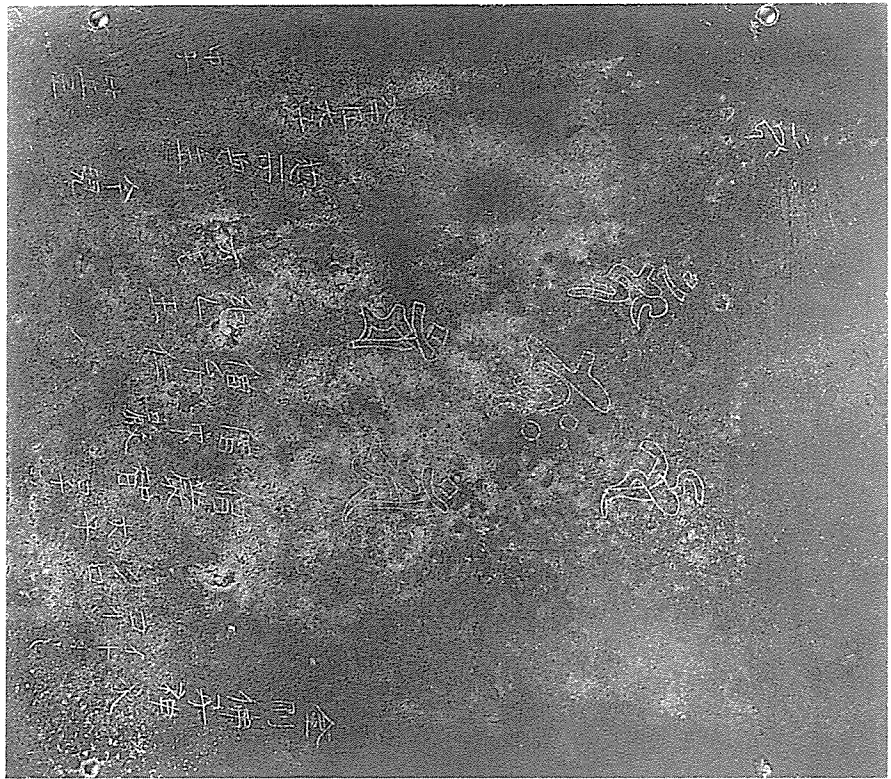
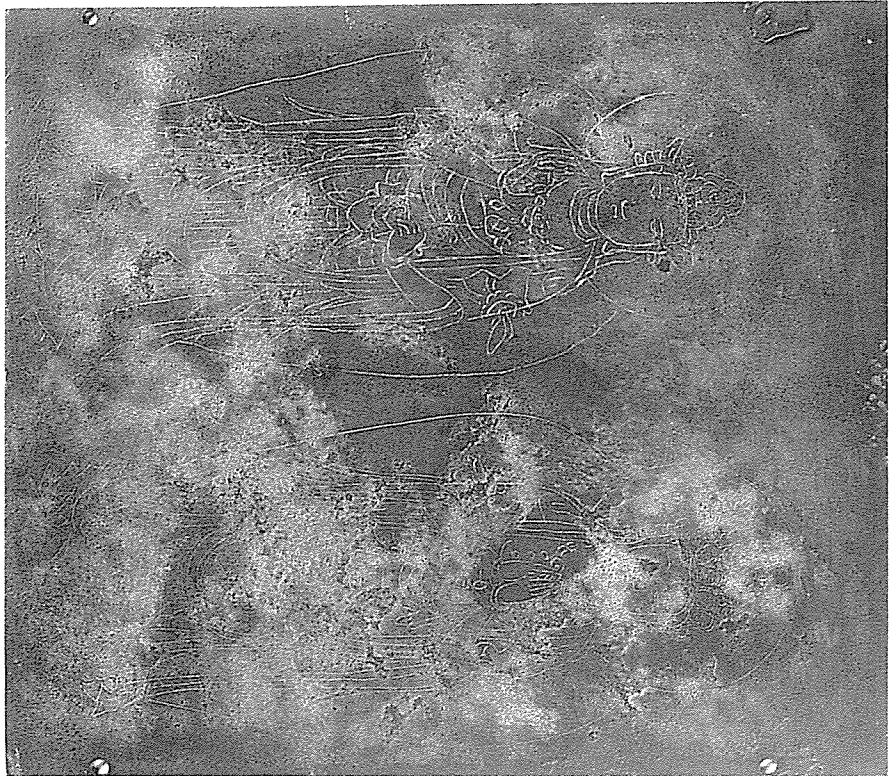


写真63・64 長安寺銅板鏡蓋拓影(2)

院の一つとなっている。

銅板経がこの菩提院から出土したことが事実とすれば、九州地方出土の銅板経がすべて宇佐八幡との係わりのなかで製作され、地下に納められたということになり、あらためて東九州の初期経塚の形成と宇佐八幡の関係がクローズアップされよう。¹⁶⁾

(二) 天念寺

天念寺は屋山の西麓を巡る長岩屋川の上流部にある六郷山寺院の一つで、中山分本寺である。豊後高田市大字長岩屋に所在し、長岩屋山天念寺と称する。古くは長岩屋あるいは長岩屋山とのみ呼ばれていた。

寺 域

天念寺の寺域は建武四年（一二三三）に成立した六郷山本中末寺次第并四至等注文案によれば、

限東赤丹畑大タウケト号、限西恒吉西福寺下谷

限（南）尾ノ鼻ヨリ加札河マテ大道、限北美尾

とあり、長岩屋川流域の東西三キロメートルほどの狭長な谷筋を領域としていたことが判明する。すなわち、谷筋の奥にあたる東側の境界は赤丹畑の大トウケ（峠）に比定される国見町赤根に通じる地藏峠、谷筋の入り口にあたる南側の境界は大字新城鏡迫の尾の鼻までである。またさらに、北側真玉町側の境は山の稜線、南に隣接する屋山側の境は別に記載のある屋山の四至より、折花・田原路の遺称地と尾の鼻とを結ぶ線である。

永享九年（一四三七）七月十五日の長岩屋夏供米再興置文によれば、この領域のなかに六二ヶ所の屋敷があって、しかもその住人は諸役の負担を負う「六郷山長岩屋」の「住僧」として掌握されていたという。つ

まりこの段階では「長岩屋」という六郷山寺院の固有名称は、狭義にはもちろん岩屋（後に天念寺と称する部分）を指すが、もっと広い意味で領域そのもの（＝ムラ）を示すいい方でもあったと理解される。

天念寺をはじめ六郷山寺院の名称については、従来仁安三年（一一六八）の六郷山二十八山本寺目録（『太宰管内志』所収）の存在により、「〇寺」という名称が早くから成立したと考えられていた。しかし近年の研究では、現在知られているそれ以外のすべての文書が「〇〇岩屋」なしくは「〇〇山」とのみ記されていることから、「〇〇山〇〇寺」という名称は室町時代の終わりごろに禅宗寺院などの影響下に成立したと考えられるようになった。

天念寺は、「長岩屋」の領域のほぼ中央部に位置し、その伽藍は、本堂・庫裡・講堂・六所権現社などからなっていた。しかし、昭和一六年一帯を襲った洪水によって、講堂と六所権現社・川中不動を残して伽藍の旧状は失われてしまった。したがって、ここでは旧伽藍の復元をしておきたい。

伽藍配置

天念寺の伽藍配置は、背後に岩山を負いかつ谷川に面した狭隘な地形から、各堂が南面した横一列配置の典型である。六所権現社並びに講堂の北半は岩陰に位置し、しかも本堂・庫裡よりも一段高くなるよう石垣組みの地業が行われている。また、講堂の西側および社務所の東側奥にも小規模な龕（磨崖役の行者）や岩屋（十王岩屋）がある。

現状では西から講堂・六所権現社とその拜殿・社務所（以上石垣上）・本堂が並んでいる。これらの堂舎は洪水で失われなかった六所権現社と講堂については、基本的な以前のもの踏襲しているとみられるが、例えば鬼会を行う講堂では、外陣周囲にさらに一間分の観覧スペースをし

つらえるなど改変部分も多い。

天念寺の伽藍等に関する資料は多くはない。記述では『太宰管内志』がほとんど唯一のものである。それには次のようである。

天念寺は都甲庄長岩屋村にあり 南向にして七間半ノ堂あり 其前に谷川あり 今ノ本尊は不動明王なり 寺ノ後は岩壁なり 一方に六所権現ノ社あり 岩洞ノ下に造り掛ケたり 神右(社)に並て講堂あり 南向入三間平四間の堂なり 本尊は観世音菩薩 九州三十三所観音霊場の一なり 薬師佛 傍佛は日光月光十二神将なり 堂ノ前に車橋あり 橋の西ノ傍に水の中 わたり二間余高さ四間余の石たてり 是に不動ノ像を切付ケたり 左右にコンガラセイタカの二佛あり 此邊岩下川ノ北に小石祠そこばくあり 此邊の水西を指て高田ノ方に流れ出るなり

《旧記》に長岩屋山龍門院
天念とあり 龍門窟と云は寺
より東北の間一町許にあり
南向の岩窟に大師堂二ツあり
弘法ノ像を安置す 其間に
小二子と云物あり 東向にし
て阿弥陀の像あり 人間(聞
の作なり
此邊すべて大岩の多き處な
り 天念寺より十八町南にの
ばれば長安寺なり 天念寺よ
り一町余下れば左ノ方に古塔



図55 明治30年代の天念寺 文献(7)より

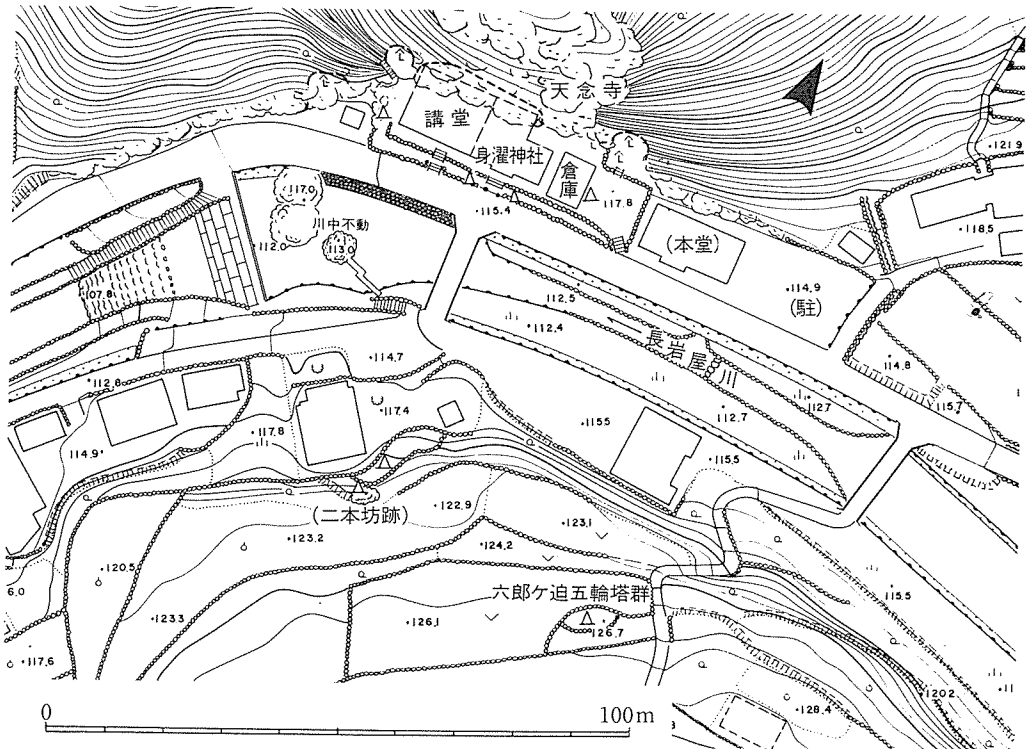


図56 天念寺伽藍の周辺現況

三ツ四ツあり 其内高八九尺許にして二ツかさなりたる塔あり 上に曆
 応二年伍月とありて其ノ外字は詳ならず 其ノ下棹石に忍辱上人、圓豪
 大徳、快圓大徳、圓位大徳、圓然大徳とあり 其外の文字は詳ならず

以上から、天念寺の伽藍を整理してみると次のようになる。

本堂 七間半 本尊不動明王 南向

六所権現 崖下に造り掛け

講堂 入三間平四間 本尊観音・薬師 南向

日光月光一二神将

また、明治三十一年当時の寺の景観を伝える銅版画がある。それによれば、石垣組の一段高い部分に西から講堂と身濯神社・拝殿、その東側の低い部分に鐘楼、本堂、書院、庫裡がある。書院と庫裡は一続きの建物である。そして川には講堂の正面あたりに石造太鼓橋がかかり、対岸に石造鳥居、その西側に護摩堂・川中不動の大石、鳥居からやや離れて南側に舞台が描かれている。銅版画であるので記載内容の信憑性については一定の限界があるが、建物の規模等について次にあげておこう。

- | | | | |
|-------|----|-----|----------|
| 本堂 | 草葺 | 寄棟造 | 正面七間半 |
| 庫裡・書院 | 草葺 | 寄棟造 | |
| 身濯神社 | | | |
| 同 拝殿 | 草葺 | 寄棟造 | 正面五間 |
| 講堂 | 草葺 | 宝形造 | 正面五間 |
| 鐘楼 | 瓦葺 | | |
| 護摩堂 | 瓦葺 | 四注造 | 正面三間奥行三間 |
| 舞台 | 草葺 | 寄棟造 | 正面四間奥行三間 |

この他に、昭和一六年の洪水による流失前の天念寺の伽藍等について

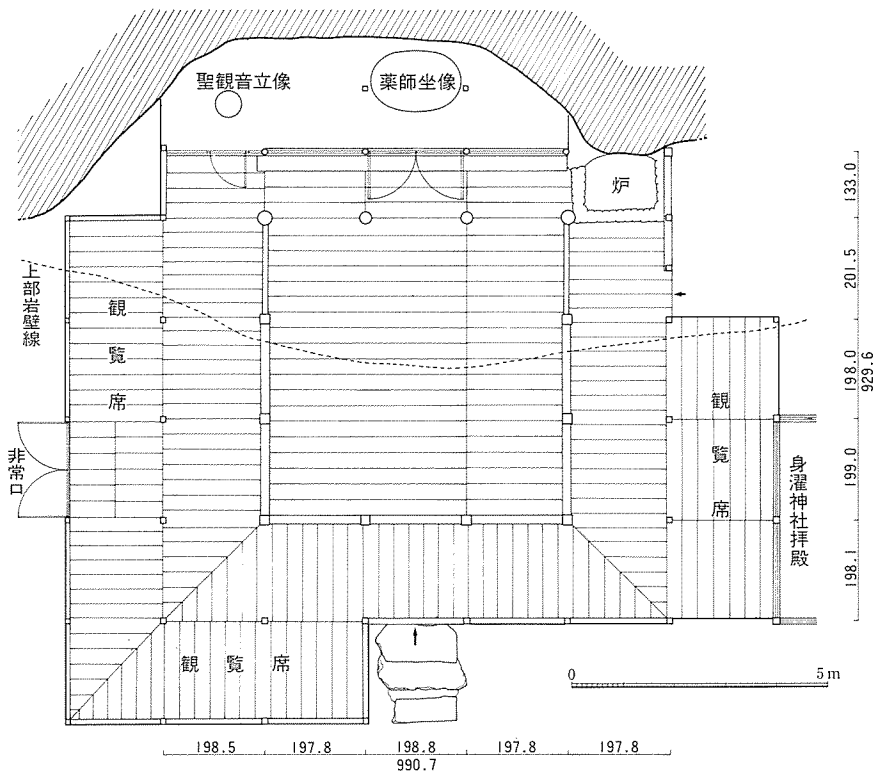


図57 天念寺講堂現況平面図

の資料は、大正一二年刊行の『西国東郡誌』に、本堂間口六間三尺奥行
き五間とある。また、同書に掲載された境内写真によると、鐘樓の位置
が銅版画と異なり庫裡と本堂の間付近にあったことがわかる。恐らく銅
版画では、建物がダブルことを避けて本堂の西に描いたのである。同
様に古い写真によると、太鼓橋と鳥居の間に石造仁王があった。川中不
動の彫られた大石もまた、文字どおり流水の中にあつたのであつて、現
状のように川岸との間を大石が埋めて陸続きになつたのは洪水の結果で
ある。

さて、天念寺伽藍に関する以上の資料を検討すると、比較できるもの
は僅かに本堂と講堂のみであるが規模に若干の相違がある。このうち本
堂については遺構が残っていないので確認のしようがない
が、講堂に関しては『太宰管
内志』では「入三間平四間」
とある。ちなみに、同書の講
堂に関する記述を比較してみ
ると、次のようである。

「五間四面」・・・長安寺・
両子寺・富貴寺

「四間四面」・・・西方寺

（清浄光寺）・岩戸寺

「入三間横（平）四間」・・・

天念寺・智恩寺・千燈寺・靈
仙寺・無動寺・応曆寺

現在講堂が残る智恩寺・天

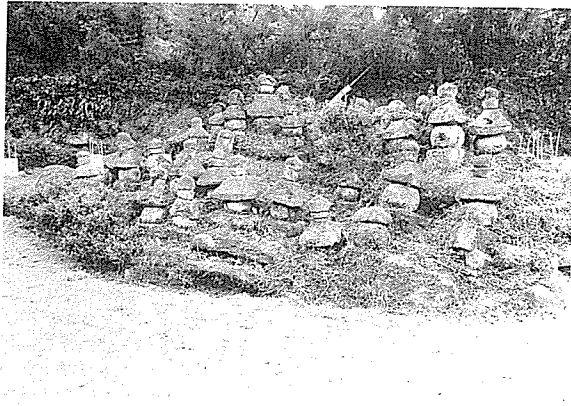


写真65 七郎が迫石棺群

念寺・岩戸寺などの六か寺や長安寺・両子寺などの遺構からみて、六郷
山寺院の講堂は、三間四方の身舎の周囲に庇がめぐる構造が特色であつ
たことがわかる。この構造は修正鬼会のプログラムのうち、「鬼走り」と
関連するといわれる。鬼が仏壇の回りを巡れるよう常行堂の形式をとつ
ているといのである。『太宰管内志』に講堂の記載のある寺すべてで、
明治初年当時修正鬼会が行われていたことは明らかである。したがって、
仏壇のまわりを鬼がめぐる鬼会の方式が古くからの寺でも行われてい
たかどうかがまず問題となろうが、それを前提にすると、『太宰管内志』
の記載は講堂の内部構造ではなく、外観を示したものと理解される。

七郎が迫石棺群

長岩屋川を挟んで天念寺の対岸に一二坊の一つ大満坊跡がある。坊跡
の遺構はなにもないが、近くの畑の一角にある七郎ヶ迫五輪塔群には注
目すべき遺構がある。三二基からなる五輪塔群自体は取り立てて言うほ
どのものではないが、石棺状の埋葬遺構が発見されている。この埋葬遺
構は昭和四五年に調査が行われ、板石を組み合わせた石棺四基を発掘し
ている。内部に人骨が遺存していたものもある。この種の石棺状の中世
墳墓は、西国東地域ではいくつか知られてはいるが、七郎ヶ迫のものは
調査例として貴重である。

(三) 伝妙覚寺跡

上払田の丘陵部の一角にかつて礎石らしき大型の石数個を、耕作の支
障になるため除去したという畑がある。伝承にいう妙覚寺の旧地ではな
いかということが発掘調査を行った。妙覚寺は、建武四年六月一日の六
郷山本中末寺次第并四至等注文案によれば高山（西叡山高山寺）の末寺
として記載されている。なお、現在の曹洞宗妙覚寺は発掘地点からおよ

そ一・六kmほど東の荒尾に所在し、こちらは国東町泉福寺の二世である
明藏鏡照が応永元年に開いたものである。

調査は礎石が出土した畑を中心にトレンチを設定して行ったところ、
約二〇cmの耕作土下に、数条の溝遺構ならびに四個の礎石とみられる石
を発見した。礎石は直径八〇cmほどの大きさの扁平なものであるが、い
ずれも原状を保つものではなく、土壙内に五〜四〇cm程度の河原石多数
とともに落とし込まれたものであった。これは、廃絶後畑地化する段階
での作業の結果であり、この状況から判断すればかつて発見されたとい
う礎石も、原状とは到底考えられない。

溝遺構はかつての畑地の区画とみられる南北溝のほか、東側から中央
部に向かう平行した東西溝が
ある。東西溝の一方はさらに
南側に折れ曲がって、南北溝
と重複する。東西溝からは中
世の時期とみられる瓦質土器
の破片が出土している。

土壙の出土遺物としては、
宝塔の宝珠部・五輪塔の空風
輪部・火輪部などの中世の石
造品の部分品のほかに、少量
の土器がある。いずれも一六
世紀代とみられるもので、備
前焼の摺鉢、瓦質土器の火鉢、
同鉢、土師質土器の小皿など
がある。



写真66 SK1Bより礎石の出土状態

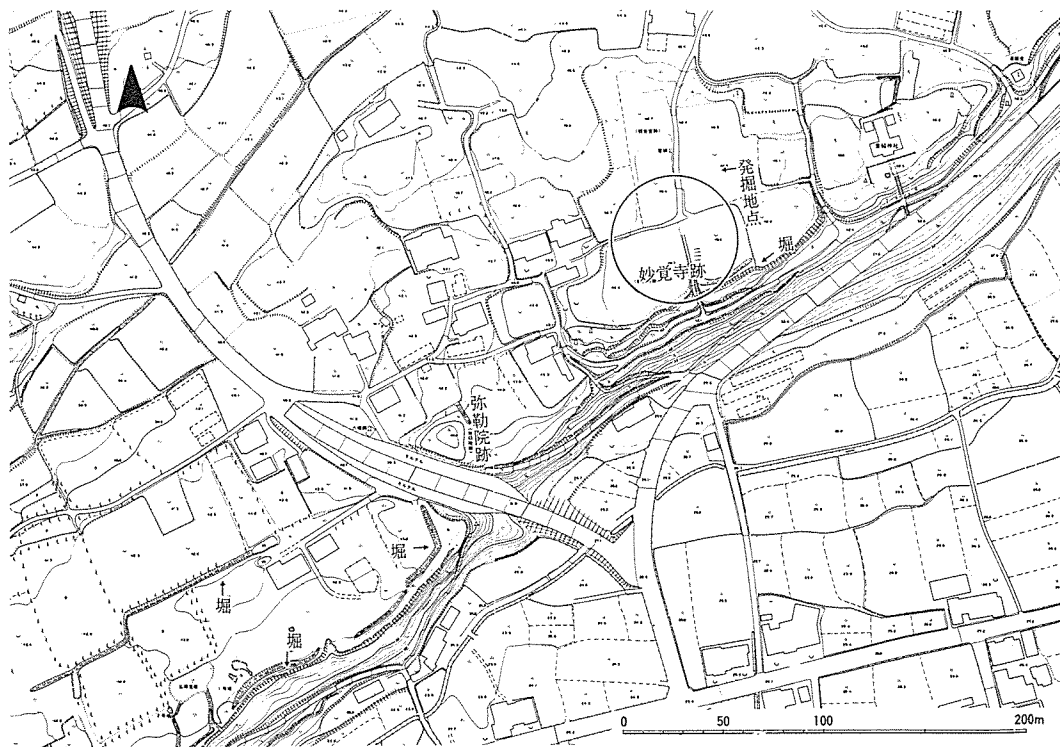


図58 伝妙覚寺跡位置図

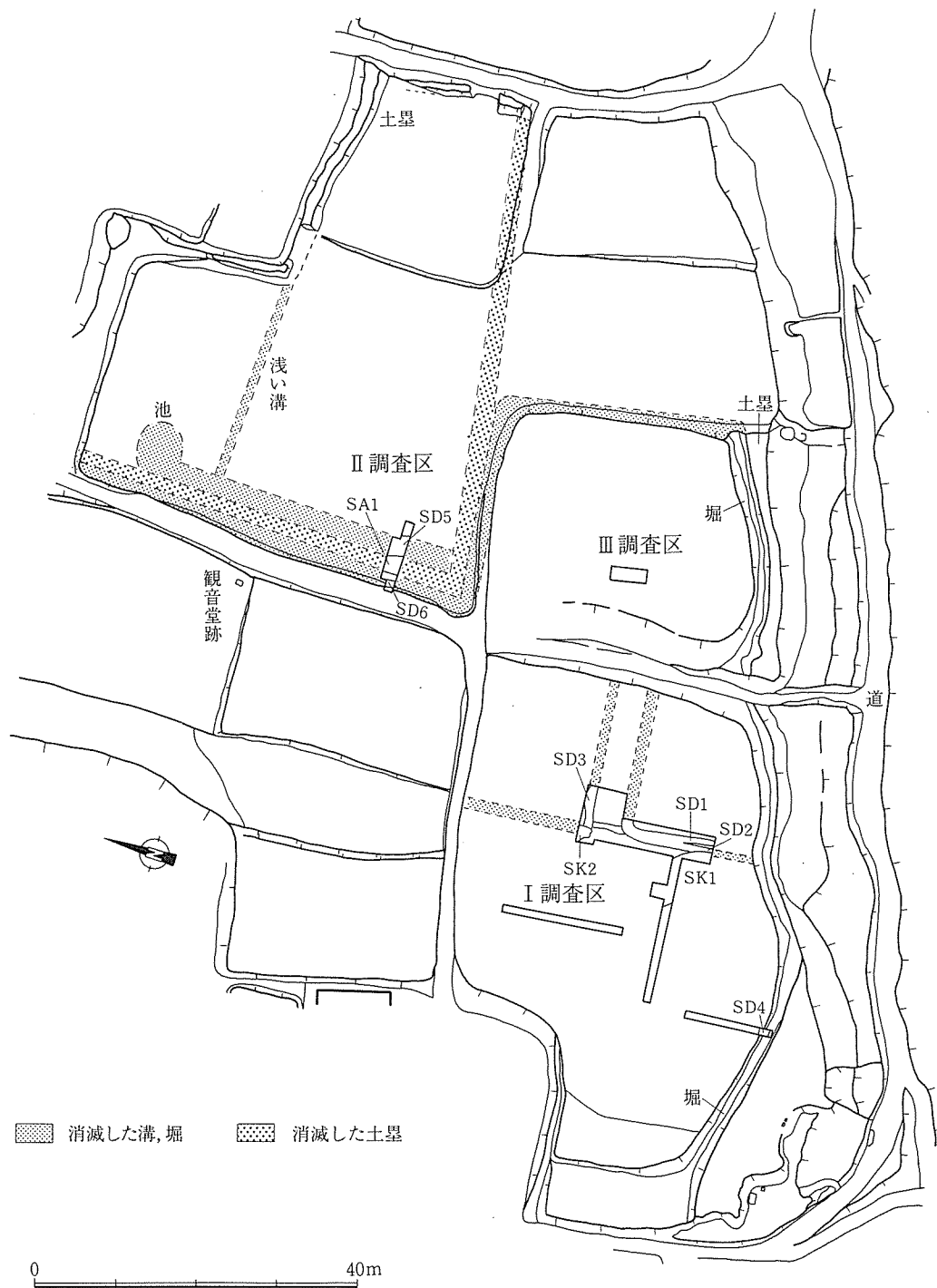


図59 伝妙覚寺跡調査区配置図

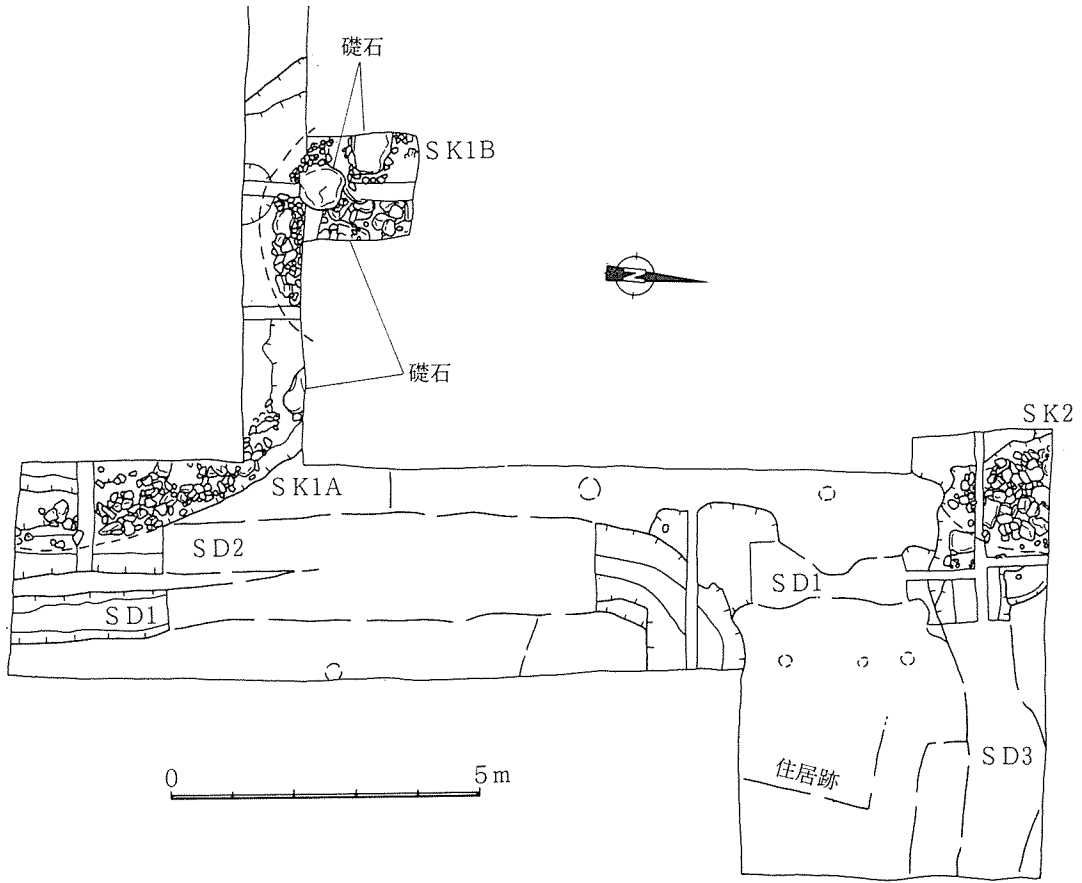


图60 伝妙覚寺跡遺構実測図

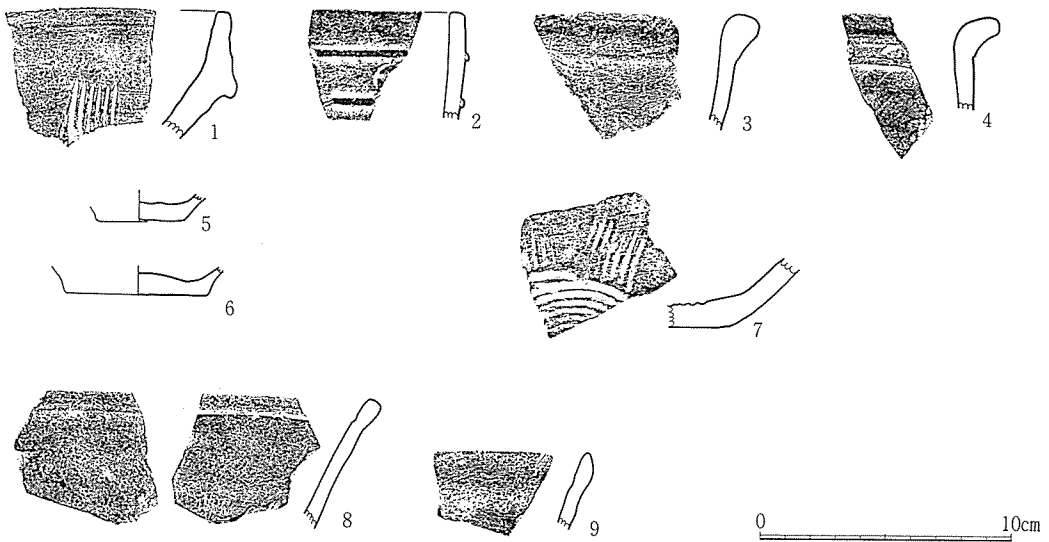


图61 伝妙覚寺跡出土遺物

以上の調査結果から、建物の規模についてはまったく手掛かりはないが、この地に礎石建物が存在したことは確かであろう。この建物は発掘した範囲では瓦を発見していないことから、瓦建物ではなかったとみられるが、礎石の大きさからして創建年代は古代まで溯る可能性がある。この遺構を妙覚寺跡とする確証は今のところないが、大型の礎石建物とみられること、および五輪塔などの石造品の存在、さらに伝承とも照らして、その可能性は高いであろう。

(四) 金宗院跡

金宗院は、松行字大屋敷に所在する曹洞宗の寺院で、吉弘氏の菩提寺であった。永享八年（一四三六）の開基と伝える。

昭和三〇年（一九五五）ごろから無住となり、現在では、入り口の仁王像（文化一三年）や羅漢像、本堂裏手の墓地などに面影を残すのみである。寺地の広さは東西三〇m、南北四〇mほどで、地形は北側に向かってしだいに高くなる。また、東側に隣接して幅四mほどの用水路がある。本堂跡は、地覆石や中央の石段、後背の縁石などが遺存する。それらからみて本堂は、南面する間口一四、五m、奥行き一〇mほどの建物であったことが知られ、東側には庫裏が連続していたとみられる。規模としては、本堂と庫裏が一棟になった長安寺のものに近い。庫裏の裏手には小規模な泉水がある。

本堂の裏手が一段高くなって墓地となる。七×一二mほどの範囲に五輪塔および宝塔が二基・国東塔・板碑・無縫塔などがならんでいる。墓地の入り口に近い部分の中世の五輪塔が占め、奥まった部分に無縫塔がある。五輪塔・宝塔の塔身には挟込みが多いものが多い。遺骨が納めてあったものであろう。かつてここにあった宝篋印塔には、笠に「統運

寺殿」、塔身に「柳菅宗郷大居士」三十七歳「九月十三日」の銘があったという。吉弘統幸の墓とされている。

墓地には大乘妙典（享保二十年）の石塔のほか銘文を有するものとしては、板碑形の墓碑に次のように刻まれたものがある。

貞享二乙^五十二月二日／心頭紹源信士靈位／江州多賀横山孫左衛門
また、本堂前の石灯籠には「奉造立石灯籠／正徳元辛卯天／十二月吉日」とある。近世中頃に境内の整備が盛んに行われたことを物語っている。現在、境内の北西隅に稻荷社がまつられている。

(五) 屋山城跡

屋山城跡は、豊後高田市の北東部を占める標高五四三・六mの火山性の独立峰屋山（弥山、八面山ともいう）の頂部に吉弘氏によって築かれたと伝えられる中世山城である。

屋山城の遺構

屋山城の構造は、東北↘西南方向にほぼ直線的に延びる屋山の瘦尾根を利用した所謂連郭式山城である。遺構は全長五〇〇mの尾根頂部のうち、西南側四〇〇mあまりにわたって堀切り、削り落としなどの地業を施し、直線的配置の郭が形成されている。虎口は城の西南部に設けられ、虎口に向かう斜面の稜線に沿って二条の長い竖堀がある。

屋山城の構造を理解するには、虎口と二つの堀切りを境として、次の四ブロックに分けるのが都合がよい。すなわち、

①登り口から虎口付近まで。竖堀りの配置や食い違いにした坂虎口の構造などに当山城の特色が最もよく発揮されている部分である。

②虎口から第一の堀切りまで。櫓台のある枡形（ただし、土塁を巡らさない）を西南端にして、二つの狭長な郭が連続する。このうち、坂虎

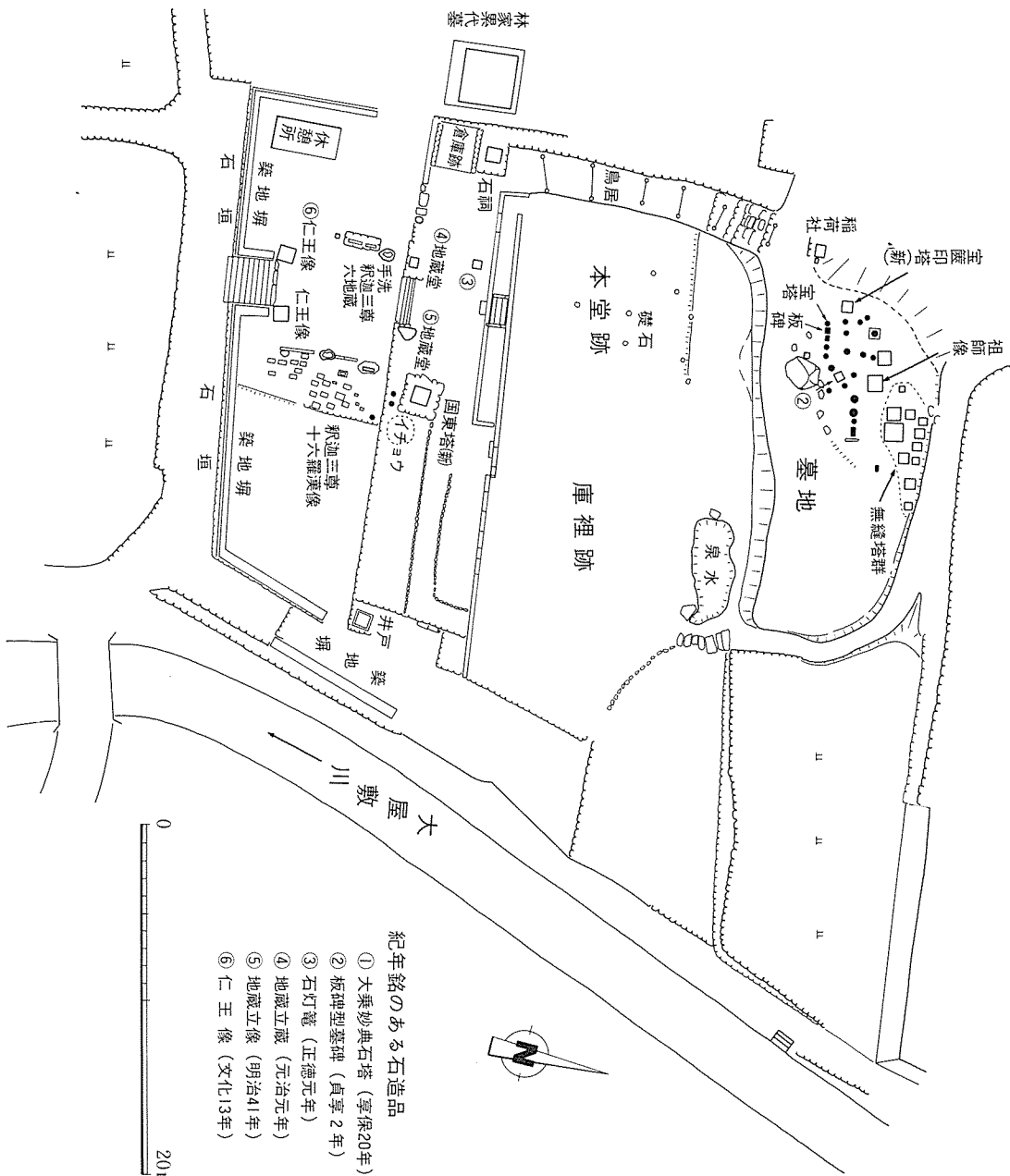


図62 松行金輪院跡平面図

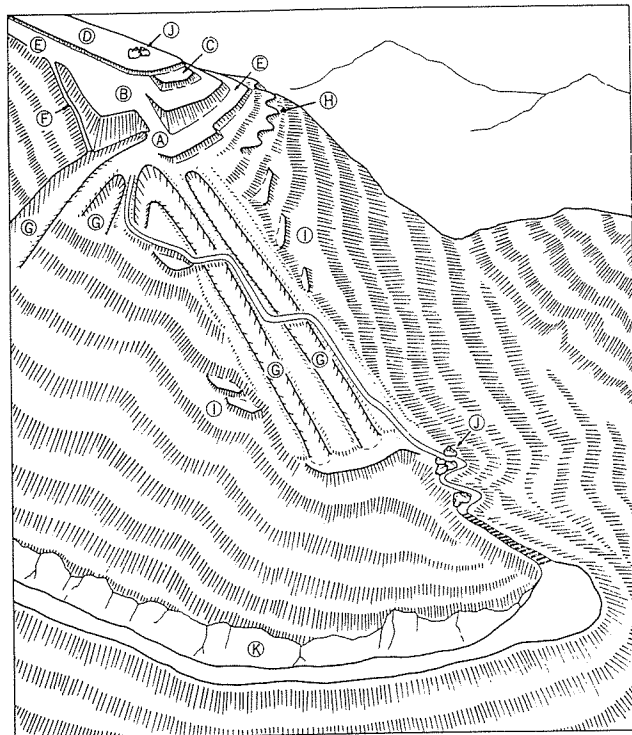
口に連続する枡形的位置を占める郭は、奥に向かって徐々に登りとなる緩い勾配の幅広い腰郭が付設し、六五mもの長さがある。

③ 第一の堀切りから第二の堀切りまでの距離にして一九五mほどの間。屋山の最高所に位置する当山城の中核部で、連続する二つの郭を設けている。規模は、東北側のやや高い郭が二五×一四m、西南側のものが三〇×二二mである。郭の両側には幅一mほどの犬走りがある。

④ 第二の堀切りから北東側の部分。長さ二〇mほどの一郭が配置され、その一隅には低い土塁を巡らせた建物跡らしき遺構がある。この郭を過ぎると徐々に下り勾配となり、「ショウケが鼻」と呼ばれる東北端の断崖まで約一〇〇mの間は、文字どおり瘦尾根の自然地形である。

以上のように、屋山城の構造はいたって単純である。それは、直線状の尾根を利用したものであることと、もともとそそり立つ急崖に守られた自然の要害であることによる。したがって、築城に当たってもつばら意を注いだのは、虎口付近の構造であったとみられる。そこで、もう少し詳細にそのあたりを観察しておこう。

西南側稜線に沿う現在の登山道が、かつての城入り口へのルートであったことは、虎口の構造や竖堀等の配置からほぼ疑う余地はない。竖堀下端に達するまでの急傾斜の小道が、前方に立ちはだかる巨石のため再三屈折しているのも葎の役割を十分計算に入れてのことと思われる。竖堀の規模は水平距離にして約八〇m、落差が約三〇mある。幅はほぼ一様で二条平行している。二条の竖堀の間の土塁を直進すると枡形Bの高い切り岸とその下部の竖堀状の空堀に遮られ、曲がると虎口正面に出る。ただしこの位置に出ると、腰郭Aや枡形B上の城方の攻撃に晒されることになる。守備側にとっては、横矢に適したまさに理論通りの虎口の構成である。竖堀に沿って両側の斜面にいくつもの小さな平場が設けられ



- 口形台
- 郭り堀堀溜石道
- 虎
- 走
- 状者山
- 坂枡櫓
- 腰犬竖
- 花弁武大登
- A
- B
- C
- D
- E
- F
- G
- H
- I
- J
- K

ているのは、側面からの侵入に備えるためである。現在の登山道は二つの竖堀を次々に横切つて、空堀を伴う食い違い虎口の向かって左手の位置に出る。

虎口の東側腰部Eの一段下位には、花弁状に岸を構成した変形の腰郭が巡っている。その構造は割石を積み上げて岸となし、花弁状プランと

図63 屋山城虎口付近模式図

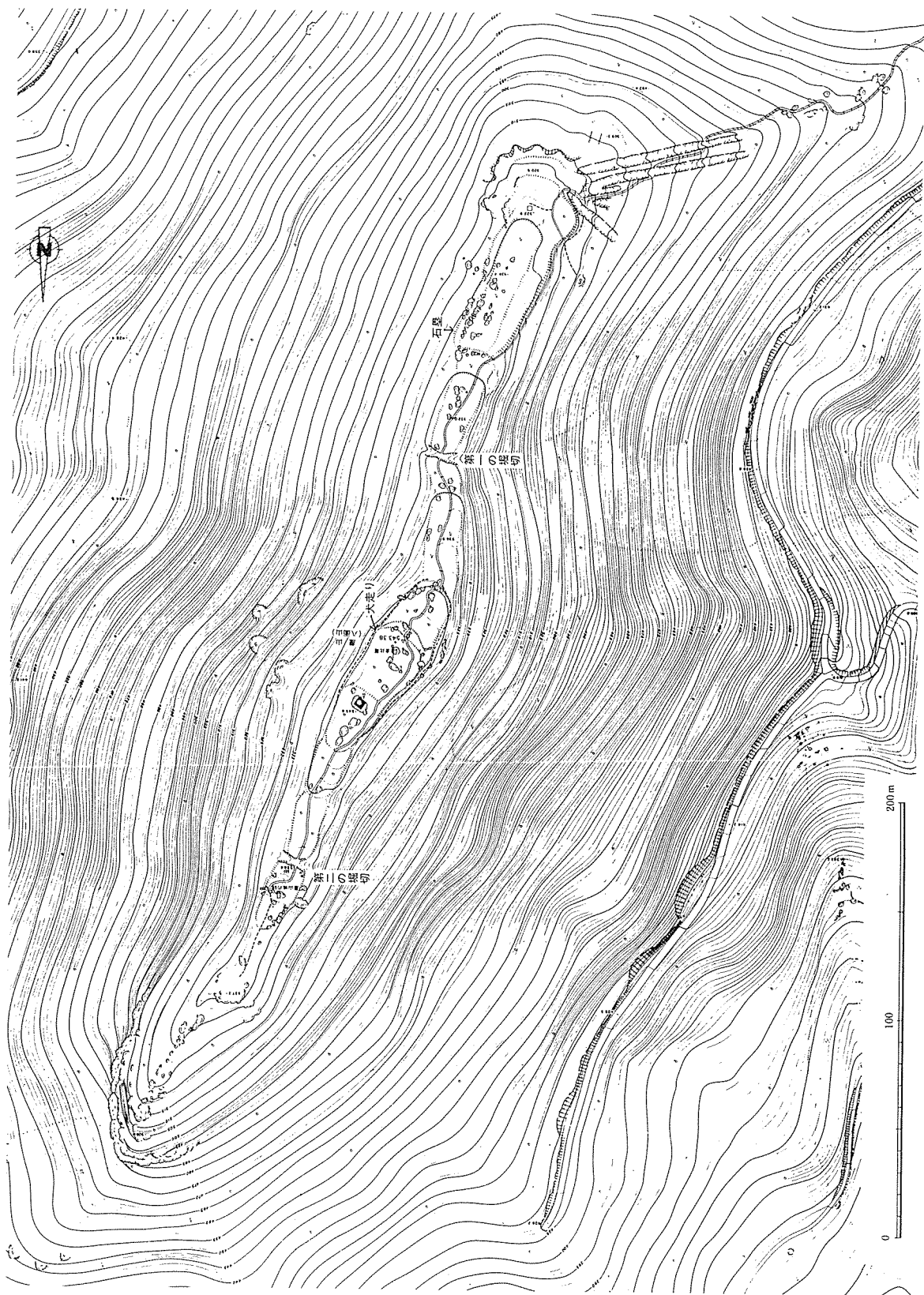


图64 屋山城跡平面图

なる。南側は、屋山としては比較的傾斜の緩い部分であるため、本来ならば堅堀を配置すべきところであるが、簡略化した便法とも言えるものである。また、②ブロックの郭でも割石積みによって岸を構成し、さらに端部を石塁状に若干盛り上げた構造がみられ、全体に土塁が未発達なことから併せて注目される。

なお、石造品としては、最高所の郭に幕末の造立になる金毘羅社の大石祠と巨大な石灯籠がある。

屋山城と吉弘氏

屋山城の築城時期および築城者についての確たる史料はないが、吉弘氏の都甲荘支配ならびに六郷山支配の時期と密接に関わるとみられる。⁽¹²⁾道脇寺文書にある長安寺の末坊である常仙坊の坊領を安堵した、永享九年(一四三七)一月二日付け藤原(吉弘)綱重安堵状は、現在のところ吉弘氏の都甲荘支配に関する初見史料である。系図によれば、綱重の子息円仲は六郷山執行であつたらしく、吉弘氏による支配が綱重の時期まで溯ることは確かであろう。その後、天正四年(一五七六)には、吉弘鎮信が権別当、子息統運が権執行であつたことが別の史料によって知られる。

以上のように、都甲荘に支配権を確立した吉弘氏が、屋山(長安寺)を拠点として六郷山に対する支配をも行っていたことは明白である。ただし、このことが直ちに屋山城の築城に結び付くかどうかは分かっていない。今のところ史料的には、天正七年(一五七九)頃、大友義統が吉弘太郎(統運・統幸)に宛てた文書⁽¹⁴⁾にみられるのが最初とされるが、築城の開始時期はもつと溯るであらう。

〔註〕

- (1) 飯沼賢司訳・年表「六郷山年代記」長安寺文書『概報1』一九八八
- (2) 小田富士雄「古代の求菩提山とその信仰」『研究紀要』一 特集・豊前修験道 北九州市立歴史博物館 一九七九
- (3) 竹内理三編『平安遺文』金石文編 一九六五
- (4) 中野幡能「総説・英彦山と九州の修験道」『英彦山と九州の修験道』一九七七
- (5) 勝山町教育委員会『菩提廃寺』勝山町文化財調査報告書第二集 一九八七
- (6) 飯沼賢司「八幡信仰と埋経」『弥勒憧憬』大分県立宇佐風土記の丘 歴史民俗資料館企画展図録 一九九二
- (7) 上田延成編『大分県社寺名勝図録』明治三七年復刻版 一九八三
- (8) 西国東郡役所編『西国東郡誌』一九二三
- (9) 安藤信郎編『ふるさとの思いで写真集 豊後高田』一九八四
- (10) 岩野勝『私の郷土探訪』一九七七
- (11) 後藤一重「伝古妙覚寺の探索」『概報2』一九八九
- (12) 乙咩政己「屋山城と吉弘氏」『豊後国都甲荘』調査概報一 一九八八
- (13) 飯沼賢司「豊後国六郷山道脇寺文書の紹介」大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要 一九八九
- (14) 渡辺澄夫編『豊後国荘園公領史料集成二』都甲荘一五三号

十 石造文化財と保存

(一) はじめに

都甲地区には木造仏、文書、民俗資料、石造文化財などが多数散在する。保存科学の立場から木造仏、文書、民俗資料などについては燻蒸をし、木造仏の台座の修復を行うなどいくらかの寄与してきたが、石造文化財については現状の調査を行っただけである。石造文化財があまりにも多い（大分県全体に比べると）こともあるが、本調査が終わったから保存も終わったということではなく、今後永く取り組んで行くべきものであるということである。同様のことは他の文化財にもいえる。また、調査結果よりいくつかの石造文化財については早急に保存修復を行う必要があるものもある。これらのことも交え以下石造文化財（以下石造品とする）の現状と保存修復について述べてみる。なお、木造仏の修復などについては概報4で簡単ではあるが既に述べたのでここでは割愛する。

(二) 調査と保存

調査は都甲地区にある五輪塔など中世の石造品を主体に行った。調査地点は六〇数ヶ所ほどで、そのポイントについては他章を参照してもらいたい。この内の数ヶ所については風化（劣化）状況が非常に特徴的であり以下順次述べていくことにする。

梅遊寺の県指定板碑（三基）は横一列に並び正面を南に向けている。向かって左の板碑は建武三年銘で板碑全体の風化が激しく表面の凹凸も著しい。正面から見ると分かりにくいが板碑全体がやや捻れている。中



写真67 梅遊寺板碑

央と右の板碑は（この間に碑身中央部以下を欠失した別の板碑あり）十三仏種子板碑である。右の板碑は応永二十一年銘を持ち、葉研彫で十三仏種子を刻む。額部から上及び側面の風化は激しく碑身下部（基礎に接する部分）には少し欠損があり、前傾でやや不安定である。碑身の表面は幾分風化があるものの残りはよい。これに対し中央の板碑は墨書である。頂部あたりの欠損や欠失は大きく、碑身下部にもやや大きい欠失がある。碑面の風化は少ないが墨書の流失が著しく、最上段の種子がかるうじて判読でき、右の板碑と同様十三仏種子の構成であることが判る。なお、三基とも表面には地衣類が付着、特に左の板碑は全面にある。また、額部から上と碑身下部基礎辺りには苔も付着している。墨書の流出を防ぐためには樹脂



写真68 庵ノ迫板碑

規を塗布し板碑自体を硬化させ、表面風化による剝落を防ぐ以外に方法はないであろう。欠失部分には擬石（樹脂と岩石などの粉を混ぜ合わせたもの）を充填するなどにより修復可能である。

庵ノ迫板碑（県指定）は文中三年銘を持つ二連板碑である。この板碑の左には他に二基の板碑が並ぶ。これら三基の板碑は正面を東に向け、前方への下り斜面上にある。周囲は竹藪で昼なお暗く、前方は小道を挟んで谷川もあることから常時湿気がある。中央の板碑（二連板碑の左）

はやや前傾で向かって右へ少し傾いている。碑身に少し地衣類、頂部と碑身下部に苔の付着、碑面には葉研彫の種子を刻む。その左の板碑は後ろへ大きく傾き、斜面に倒れるような状態である。全体が地衣類と苔で覆われている。碑面には種子も銘文もない。右の二連板碑は左へやや傾き、

額部から二条線へかけて割れ目と少しの欠損があり、右頂部を少し欠失する。碑身に少し地衣類、下部には苔の付着もある。種子と銘文は共に墨書であるが、墨書の流失により判読不能の部分が多い。左の二基の板碑もおそらく墨書であったと思われるが、風化により流失してしまったのであろう。これら三基の板碑は表面の風化が激しく凹凸が著しい。欠失や欠損、あるいは墨書の流失を防ぐ方法としては梅遊寺板碑と同様な方法で行える。また、斜面上にあることから斜面を少し削平し、板碑を直立させて倒壊を防ぐ必要もあろう。

長安寺国東塔（県指定）は安山岩製であるが、相輪部請花以上は花崗岩製の別材を載せている。本来の相輪部は長安寺本堂横に他の石造品と一緒に置いてある。全体に地衣類が付着し笠と塔身下の反花から基壇にかけては苔も認められる。この塔は相輪部を除き露盤と笠の一角に少しの欠損がある程度で、風化による少しの凹凸があるもの他に目立つ欠失や欠損はなく残りはよい。塔身下反花には風化に伴う析出物があることから、この部分は表面の薄皮一枚下がポラスで脆い状態と考えられる。周囲は杉林で下草もあり基礎以下は湿った状態である。平成三年九月の台風一九号により、基壇横の杉が倒れ基壇の組石が大きく動く被害に遭い非常に不安定な状態となっている。幸い今年度末までに積み直し復元されるようである。保存修復方法としては、塔身下の反花部分に樹脂を含浸させ硬化することが望まれるが、析出物の分析を行いその結果より保存策をまず考える必要がある。相輪部については接着・接合、充填などにより修復を行い、現在の花崗岩製のもの置き換える必要があらう。

ゆずりは両面板碑（県指定）は、都甲地区の梅ノ木から田染地区の富貴寺の谷へ抜ける道路沿いにあり、周囲は道路を挟んで東は山の崖面で



写真69 長安寺国東塔



写真70 同右 災害状況



写真71 ゆずりは両面板碑

あるが、南から西側へかけ陽当たり良好で非常に乾いている。板碑の面には陰刻で三尊形式の種子を刻む。全体に風化が激しく表面の凹凸も著しいことから、陰刻の種子は浅くなり額部二条線も鈍くなっている。また、頂部から側面へかけては亀裂も入っている。板碑全体に地衣類が付着し、碑身下部から基礎にかけて苔の付着も認められる。この板碑は現在地より二〇〇m程離れた所にあつたもので、先述の台風により後側の田の畦が崩れて埋まり現位置に移されたものである。交通量の多い道路沿いにあり振動や排気ガスの影響を受けやすく、現位置では眼に付きやすいというメリットはあるものの保存という面からはいかなものかと思われる。保存処理の方法としては、風化状況から樹脂の塗布による表面硬化が望ましい。

庵ノ迫板碑から南へ二五〇mほど離れた所にあるシリノハタ(ヤゴロー)の板碑は完全に仰向けに倒れている。板碑は畑の畦と笹藪の間にあり、

周囲には下草が生い茂っている。冬場でも周囲も含め相当湿り、全面に苔が繁茂している。写真では額部の出た部分が少し見えるだけで板碑とは到底思えないが、実際現地に行っても気づかない程苔むしている。苔を数ヶ所取り除いて見た感じでは、著しい風化のため全体が溶けている模様である。また、板碑は碑身下部以下が折れ欠失し現状では全長がどのくらいあるのか判らない。保存修復方法としては、まず起こして欠失部の有無を確認し、埋まっているようであれば掘り出し十分に乾燥させ表面の苔を取り除き接着・接合する。表面の風化による脆弱化は樹脂の塗布硬化で対処できる。この板碑が元々この場所にあったのか疑問であるが、修復後この場所に設置するということであれば基壇を設けやや高くして乾燥しやすい状態にすることも大切である。

円重坊五輪塔群には四〇数基の五輪塔や板碑などが一塊となっている。塔類は正面を南に向け横並びに三列となっている。後ろは山の斜面が迫り灌木や下草が生い茂り、前方は一段下がった所まで民家が迫っている。



写真72 シリノハタ（ヤゴロー）の板碑

塔類には全て地衣類が付着し、前列の左右と二列目は苔の付着も著しい。三列目は水輪、火輪あるいは相輪の宝珠などがバラバラに置いてあり、苔が厚く付着している。前列中央部あたりの塔は残りはよいが、それら以外の塔類は風化が激しく欠失、欠損も著しい。塔類は間隔が狭く密集し、地輪部などはほとんど接するほどで常時湿っている。この場所の広さにも制限があるが、塔類の間を少し離し乾燥しやすい状態にした方がよい。三列目は苔が厚く付着していることから、水分を多量に含みかなりポーラスな状態であろう。保存修復は、まず苔を取り除き乾燥させ、樹脂を塗布し硬化する。設置する時には、直接地面の上に置かないで下に基壇か何か設け高くして湿気を断つ工夫が必要であろう。

天念寺向かって左の崖面には、三〇〜四〇cm程崖面を彫り込み龕とし、内部に弘法大師坐像と銘文を刻んでいる。幾分高い位置にあり正面を南



写真73 円重坊五輪塔群

西に向けていることから乾燥している。大師像は白杵石仏と同様丸彫りに近く、幕末のものであるが胸からは風化が著しく進行し、表面は当初の彫り面が残っていないくらい剝落している。また、大師像の左右の銘文も剝落した部分が多い。この銘文の剝落部分には表面の薄皮一枚が残し、その裏側は顆粒状で乾燥しパラパラと落ちている所もある。崖面



写真74 磨崖弘法大師坐像

から手前六mほどの所を道路が通り、車による振動や排気ガスの影響を受けているものと思われる。保存修復の方法としては、胸から上の剝落した部分は当初の面がないことから擬石の充填が難しく、現状のまま

樹脂を塗布し硬化処理することが考えられる。なお、銘文の剝落しかけている部分は表面だけを硬化してしまうと後ろの顆粒状の部分から一度に落ちてしまう危険性がある。それで、顆粒状部分と更にその後ろの堅い崖面が樹脂で十分接着・接合するような方法で行う。

天念寺川中不動は、天念寺前を流れる長岩屋川の川中にある。右岸山手より落ち込んだ大岩に不動三尊像を刻出したもので、正面を南東に向

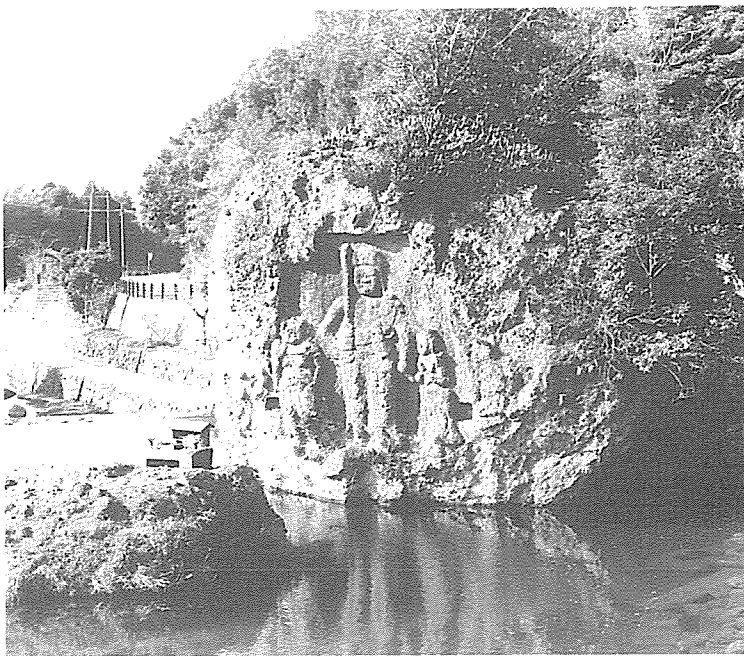


写真75 天念寺川中不動

けている。一〇mほど下流の西の坊イゼのため、不動像の足下四〇cmほどの所まで常に水位がある。不動像の大岩手前二mほどの所には別の岩が川中にあり拜座とし、そこまで左岸より花崗岩製の橋が架けられている。不動三尊像は風化が激しく、表面の凹凸により細かい細工の部分はかなり鈍くなっている。表面には地衣類が付着し、不動三尊像の足の部分には苔や草が繁茂している。保存処理方法としては、不動三尊像部分と比較的乾燥していることから樹脂の塗布硬化が可能である。凹凸部分には擬石を充填し修復することもできよう。地元の話では、川の増水時には不動像の腰辺りまで水位があると聞く。この様な時、流水でもあれば不動三尊像にまともに当たり破損する。恐らくこれまで何度もこのようなことが起きた事は想像に難くなく、実際この川の氾濫については調査でもしばしば聞いている。増水時の流水対策も考えておく必要がある。しかし、景観と言う観点もあり、また大がかりな工事を伴うことから難しい問題である。

堀岩屋は、巾三m奥行き三mほどの竈で、入口右側には五輪塔が数基、内部には石造の普賢菩薩像を始め十数基の石造品がある。ここの石造品は風化が激しく表面が溶け、多くに欠失、欠損がある。岩屋は北向きで内部は湿気が強く、普賢菩薩像など岩屋の奥にある石造品は常時湿っている。奥には石殿の身部だけのものもある。この石殿の身部には地藏像を刻んでいるが途中より折れ、折れ口を瀝青（コールタール）で固めている。瀝青は黒く石造品は白色であることから非常に目立つ。瀝青は昔から石材の接合材料として用いられてきたが、最近は見かけない。その色の違いから使用部位によっては返ってマイナスである。同様のことがモルタルで固めたものについてもいえ、本調査でも数ヶ所で見かけた。モルタルでもやはり目立ち、しかも雑な留め方をしたものも多い。何れ

にしる修復の必要がある。方法としては接合面から剥がれるものは剥して瀝青やモルタルをできるだけ取り除く、剥がれないものはその部分を少し削る。次に、エポキシ系樹脂にて接着・接合し擬石を充填し目立たないようにする。勿論、風化で弱った部分に対しては樹脂の塗布による硬化も行う。

テラの五輪塔群（都甲中学校運動場北側）は、完形の五輪塔がほとんどなく各部分がバラバラになっている。全体に風化が激しく欠失、欠損も著しいが、地衣類や苔の付着は以外と少ない。また、写真のように各

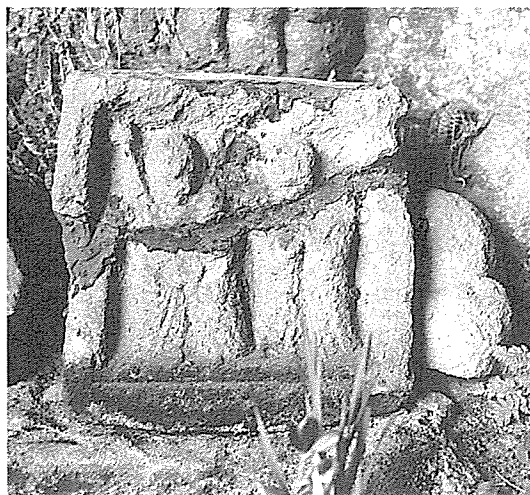


写真76 堀岩屋地藏像

部材を適当に積み重ね、見るからに不安定で倒壊の危険性があるものもある。他の場所でも同様な積み方を見たものを見かけた。各部材のどれがどれのものか今となっては分かり難いが、五輪塔本来の形になるよう

積み直した方が良く、保存上からもその方が良策といえる。樹脂の塗布硬化、擬石による充填などの修復も可能である。

調査を行って都甲地区に散在する石造品のほとんどが保存処理を必要とするほど風化が進行し傷んでいる。台風による被害は別にして、前述のような石造品の傷み方は他の石造品にも共通し同様なことがいえる。



写真77 テラの五輪塔群

また、これ以外にも半分に折れた状態のものや表面が浮き上がり剥がれ落ちそうなものなどがあるが、何れも前述の方法で対処できるので改めて取り上げなかった。

(二) ま と め

都甲地区は国東半島中央部の両子山から放射状に延びる西側の谷筋にある。都甲地区に散在する石造品の材質は、近世以降の墓碑を別にするとそのほとんどが安山岩製である。その他の材質としては、凝灰岩と集塊質凝灰岩が数%程度混在する。

都甲地区より両子山に向かって右側(南側)一つ向こうの谷筋が田染地区である。田染地区では中世より熊野墓地国東塔や金高墓地国東塔など多数の凝灰岩製の石造品が散在している。これについては「豊後国田染荘の調査」として報告しているので参照されたい。田染地区に凝灰岩製の石造品が多い理由として、まずこの地区内に良質の凝灰岩を産出する石切場があったことが考えられる。田染地区の間戸では現在も凝灰岩を切り出しているが、ここが必ずしも中世まで遡るかは疑問で、作品からは一九世紀中頃までしか遡れない。また、田染地区の南に位置する山香町にも中世の凝灰岩製の石造品が多く、その作風からこちらに(山香町でも凝灰岩を産出する)石工がいて田染地区へ移入されたと考えられる。一方、田染地区でも都甲地区に隣接した富貴寺周辺には、富貴寺笠塔婆(仁治二年(文永五年)五基、板碑(建武元年(延文六年)三基)などの石造品があり、何れも安山岩製で凝灰岩製のものとは五輪塔に散見される程度である。このことは都甲地区への凝灰岩製の石造品の移入がいよいよ少ないことを首肯させもする。凝灰岩は阿蘇山を起源とする熔結凝灰岩であることから、山一つ隔てた都甲地区でも産出されてよい。ただし、石造品に加工できるような良質の凝灰岩かどうかが問題となる。ところが都甲地区も田染地区同様多数の石造品が散在し、しかもそのほとんどが安山岩製である。これらのことを勘案すると、当時都甲地区に

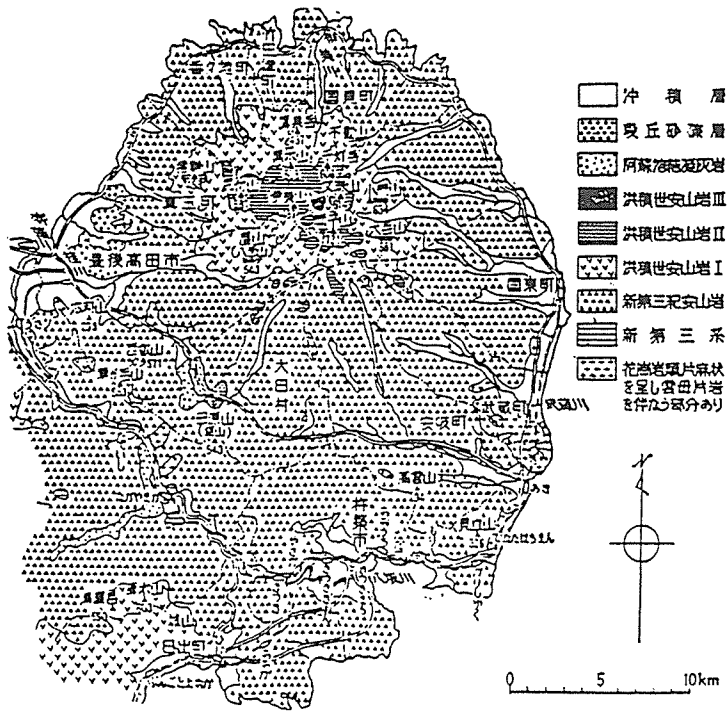


図65 国東半島の地質図

は良質の凝灰岩を切り出す石切場はなく、しかも田染地区など他からの移入もほとんどなかった。また、都甲地区には安山岩の露頭が多数存在し、他地域より凝灰岩を移入する必要もなかったと判断される。では、都甲地区にはどのような石工がいたのであろうか。都甲地区には石工銘を持つ石造品（近世まで）が一六基（他章参照）あり、その内の三基は銘文から加礼川と大力の石工である。三基とも安山岩製で、江戸前半以

降のものである。これらの資料は中世において安山岩を刻む石工がいたことを肯定するものではないが、その存在を窺わせる資料ではあろう。安山岩と凝灰岩を刻む場合、その道具及び技法に大きな違いがあり一人で両方の石材を刻むことはほぼ不可能に近い。中世には在地の石工がいて、安山岩で石造品を刻んだと考えるのが妥当である。また、彼らがどこで技術を身につけたのかをどう伝えたのかなどについては今回の調査では浮かび上がってこなかった。なお、凝灰岩製の石造品は中世も降った頃の形式化が進んだ五輪塔などに多くみられ、その移入経路は定かではないがおそらく田染地区か山香町からであろう。集塊質凝灰岩製の石造品は天念寺周辺の弘法大師像と川中不動の二件である。この岩石は国東半島西半分に多くみられるタイプで、両子山の火砕流によって生じた堆積岩の一種である。

石造品の風化（劣化）には、物理的風化、化学的風化、生物的風化の三種があり、その組み合わせによっても起きる。物理的風化には、熱により表面の膨張、収縮の繰り返しで起きるひび割れと剥落、水分の凍結時（凍結による膨張）に起きる破壊などがある。都甲地区でも標高の高い場所においては冬場凍結がかなりの頻度で起きることが予想される。化学的風化には、石材中の可溶性成分が水に溶け出し、加水分解反応、最近問題となっている酸性雨中の硫酸酸化物などによる酸化反応やその逆の還元反応などがある。大分県内ではPH（水素イオン濃度）が5を下回った雨が度々降り、酷いときには4前後の測定データもある。これなどレモンの絞り汁と同じくらいの酸性度である。原因物質が気体であり拡散することから、当然都甲地区でも酸性雨が降りその被害に遭っていることは間違いない。生物的風化には、空気中の埃などが石材表面に付着しそこに微生物や小動物が棲息することによって起きる劣化、地

衣類や苔などが毛根やそこから出す地衣酸などによって起きる植物による劣化などがある。なお、石造品表面に付着した植物の菌類、地衣類、苔類などは風化の進行に相応し順次繁茂する。植物層の繁茂状況は風化の程度を知るバロメータとなるのである。

石造品の風化を起こす最大の要因は水である。前記した風化の原因にはそのほとんどに水が関係している。梅遊寺の墨書十三仏種子板碑は、先述したように最上部の墨書部分しか残っていない。板碑の額部が碑面に対して4cmほど出っ張っているため、雨水が上部の墨書に直接かかることが少ないために残りがよいのである。これは保存という観点から看過できず、我々に貴重な暗示を与えてくれている。安山岩の空隙率は数%~十数%、凝灰岩はそれよりも多く、集塊質凝灰岩はその堆積層の部位にもよるが安山岩から凝灰岩までの範囲の空隙率を持つであろう。これは国東半島に散在する新鮮な石材についていえることで、風化の進んだ石造品ではこの値を大きく上回ることは間違いない。空隙率が大きいということはそれだけ水分を多く含み易いということでもある。

では、実際に風化も安山岩に比べたら凝灰岩の方が大きいかといえばそうともいえない。少なくとも表面の残り具合では逆である。この原因として、安山岩はある程度の空隙率を持ち可溶性成分を多く含む、凝灰岩は空隙率が高いが水に溶けにくいガラス質の石基（結晶と結晶の間を埋めているもの）が多いことなどが考えられる。その点で集塊質凝灰岩製の弘法大師像は非常に興味深い。顔から胸にかけての安山岩の礫を多く含んだ層は風化が激しく剥落しているが、その下の比較的均質な凝灰岩の層では残りがよい。これは安山岩の風化が大きいということではなくて、安山岩の礫と礫の間を埋めている膠結物質が風化剥落することで安山岩の礫を剥落させているのである。

石造品の保存についてこれまで述べてきたことを整理すると、表面に繁茂した地衣類や苔などは取り除き、土や埃のクリーニング除去を行う。風化の著しいものは、樹脂の塗布や擬石の充填を行い補強・強化する。

そして、最大の問題である水を断つ方法としては石造品に覆屋をかけ、地面からの湿気に対しては基壇を設けたりコンクリートを打つなどで対処する。しかし、このような処置はいくつかの物件に対しては可能であろうが、実際問題として不可能である。その妥協策として考えられるのが樹脂に撥水性を持たせたものを使用する方法である。これだけでも石造品の保存上かなり有効なものとなる。更に、板碑など碑面に銘文のあるものに対しては、不安定とはなろうがやや前傾させ碑面に直接雨水がかからないようにすることも考えられる。この方法では当初の形態を損ねるきらいがあり、あくまでも保存の立場からの提言であることを承知して欲しい。また、これは本格的な保存修復を行うまでの繋ぎの策であって根本的な解決策でないことも十分解って頂けるであろう。

（四） おわりに

都甲地区に散在中世の石造品はそのほとんどが何らかの保存修復を必要とする。しかし、それを実施するとなれば多額の予算と人員の配置が必要で、現状ではなかなか難しい。調査が進むにつれ果たしてこのままでもよいものだろうかという疑念が湧いてくるが、それは何も都甲地区の石造品に限ったことではなく大分県全体の石造品に対してもいえることである。石造品は他の文化財と違ってそのほとんどが屋外にあり、自然風化ばかりでなく酸性雨や振動など人為的な環境からの劣化も著しい。例え材質が石とはいえ劣化のスピードは思った以上に速い。一刻も速く保存修復ができるような体制作りをし修復を行かねばならない。

それまでは所有者には過重な負担とはなろうが、祖先が遺した貴重な文化遺産であり、次代に遺し伝えるべきものであるという観点に立って対処し管理してもらいたい。

参考文献

- 国東半島の石工 1 (当館報告書第一集—一九八三)
" 2 (" 第二集—一九八四)
豊後国田染荘の調査 (望月友善著 木耳社—一九七五)
大分の石造美術 (東京国立文化財研究所—一九八五)
石造文化財の保存と修復 (" " —一九八七)
保存科学 第二六号 (" " —一九八八)
" 第二七号 (" " —一九八八)
日本地方地質誌「九州地方」 (松本達郎ほか 朝倉書房—一九八二)

III 莊園村落遺跡調査の回顧と展望

大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館が莊園村落遺跡の調査に本格的な取り組みを開始したのは昭和五六年のことである。資料館が開設された同年、文化庁の「遺跡詳細分布調査」の補助を受けて宇佐宮領豊後国田染莊を対象に始めた六年間に及ぶ調査は、一地域を根拠とした人間集団のローカルな生活の足跡の総体を遺跡調査の直接的な目標に据えながら、その方法論と成果が日本の歴史研究の上で一つのモデルケースとなることを目指すという気負いにも似た使命感に支えられたと同時に、資料館が莊園村落遺跡の調査を開始する数年前の地方史研究全国大会で出された「圃場整備に対する宣言」等に見られる大規模土地開発や急速な過疎化による広域水田遺跡の破壊、村落共同体の崩壊への危機の意識を背景としたものであった。

このような情勢の下で着手した「田染莊」の調査は、調査方法そのものを模索し、試行することから出発せざるを得なかった。しかしながら、幸いなことに、調査対象として選定した「田染莊」には、全国的にも稀なほどの中・近世史料が遺存し、伝統的な生活の環境や慣習が伝存したのである。併せて、この種の調査に対する文化庁の積極的な援助の姿勢があったことや調査の必要性を訴える資料館の体制づくりに対し大分県当局が一定の理解を示したことなど、諸々の調査条件が整っていたことも新たな調査を進めるために看過できない要素であった。

田染莊の調査に取り組む中で、莊園村落遺跡の歴史的解明を目指すためには、この種の遺跡を文化財保護法や埋蔵文化財の調査で用いる「遺跡」とは異なった概念でとらえなければ、調査対象領域や調査項目の展

開が限定され、基本的な遺跡概念をあらためて発想しない限り、結果として目標である中世莊園村落の復原に至るまでの調査には深化し得ないということを確認することとなった。

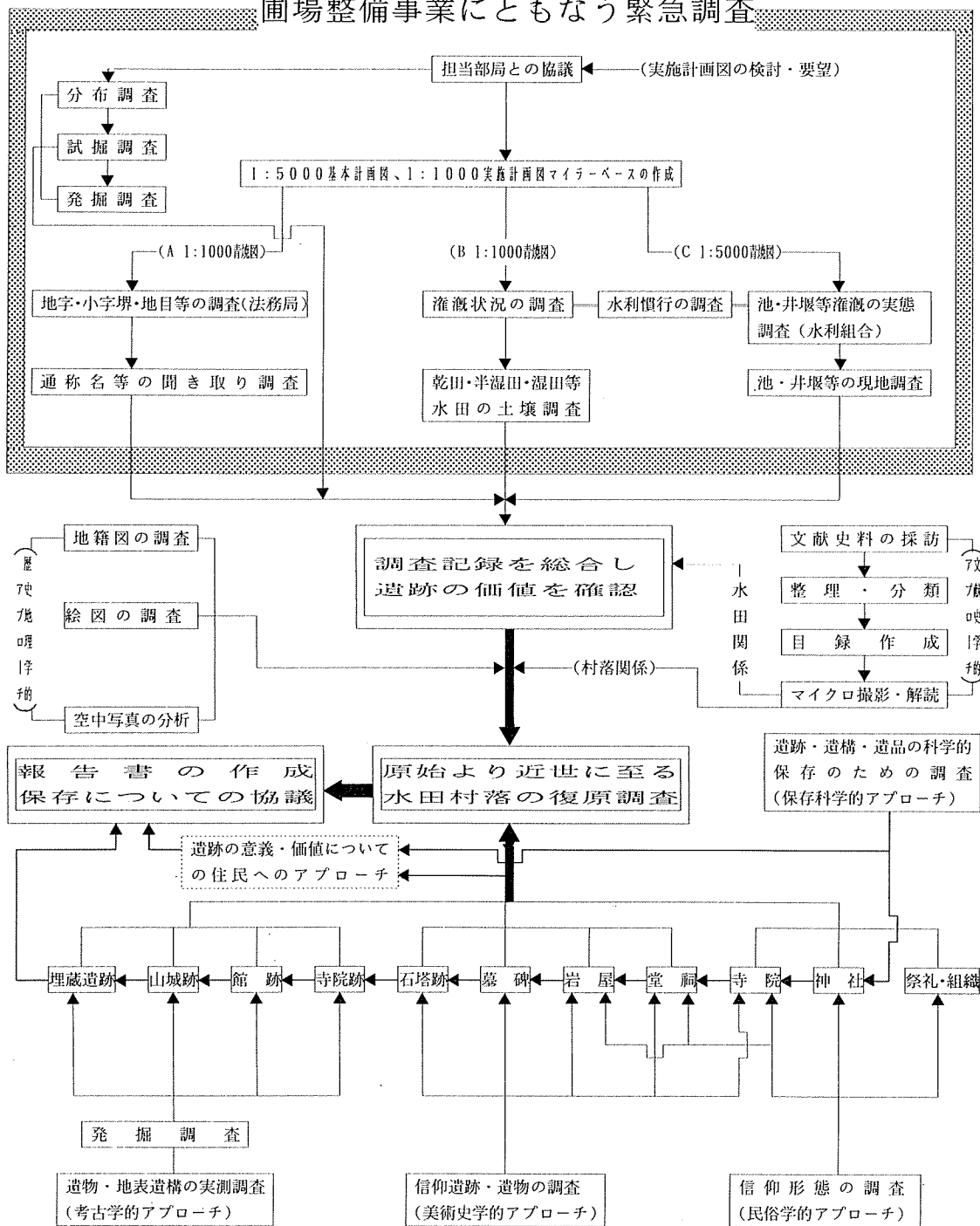
すなわち、「莊園村落遺跡」には、埋蔵文化財としての「遺跡」である館跡、山城跡、寺院跡等をはじめ、集落（またはその跡）、耕地やその地名、そこを潤す灌溉体系、寺院、神社、堂祠、岩屋、そこに伝わる多種多様な仏像や石造文化財、さらには道路、墓地、村落の信仰や祭礼、伝承、慣行等々過去から現在に至る人々のさまざまな営為の結果が複合して遺存しており、これらが全体として村落の静的ないし動的な現行の地表景観、歴史的環境を構成しているのである。

莊園村落遺跡とは、地上・地下の遺構の存否にかかわらず、そうした開発史、産業史、政治史、経済史、宗教史等あらゆる歴史の変遷の経緯を継承し、包括的に累積した村落周辺景観、いわば「村落」の歴史的環境の総体を累積的、重層的、総合的に留めたものとしてとらえられるべき遺跡といわねばならないだろう。

人間の軌跡の歴史的総体というこうした遺跡認識によって立つ莊園村落遺跡の調査は、当然のことながら学際的、総合的な調査を必要とし、考古学、文献史学、歴史地理学、美術史学、民俗学等多方面からのアプローチが試みられたわけである。

埋蔵遺跡・遺物、山城、館跡、寺院跡等への実測調査を中心とした考古学的アプローチ、文献史料の探訪、整理、解析等による文献史学的アプローチ、地籍図、絵図、航空写真と現地との対比・照合によって近世の景観復原を図った歴史地理学的アプローチ、信仰遺跡・遺物によって六郷山を中心とする宗教史の流れに迫る美術史学的アプローチ、現行の階梯的信仰形態から村落信仰を遡及し、莊域の想定にまで及んだ民俗学

圃場整備事業にともなう緊急調査



荘園村落遺跡調査のフローチャート

的アプローチ等数多くの視点から荘園村落遺跡の解明を目指したのは、一に如上の遺跡認識に立脚したからにほかならない。

各専門分野からのアプローチは、それぞれに新たな視点から多岐にわたる調査項目を設定したが、調査の目標である中世荘園村落の復原に際しては、現代↓近代↓近世↓中世へと遡及する一方、荘園前史としての縄文時代以来のムラの足跡を下降的に追跡調査して村落の生い立ちを両極から究明するという方法を取っている。

昭和六二年度から実施した宇佐宮弥勒寺領荘園豊後国都甲荘の調査の場合でも遺跡に対する原則的な認識について変わるところなく、調査方法に於いても基本的に田染荘の調査方法を踏襲した。しかし、都甲荘の調査では、田染荘の調査方法を踏まえながらも、調査のフロッチャートに示したとおり、いくつかの新しい調査の視点と方法論によって調査を展開し、相応の成果を挙げたものと考えている。

まず第一は、農業基盤整備事業等の緊急な要因による事前調査とは全く別個のものとして、荘園村落遺跡の特定の部分の性格・構造の解明のための目的意識的な考古学的発掘調査という手法を導入したことである。

この調査は主に払田地区で実施したが、この地区の丘陵部には、かつて六郷山高山末妙覚寺があり、また弥勒寺の西別当・東別当・惣堂達等の屋敷が存在したと伝えられており、この一帯には、現況の踏査・地表観察によっても堀や土塁を廻らした居館や屋敷を想わせる区画割が随所にみられる。発掘調査の結果、こうした区画内に礎石建物や掘立柱建物の存在が確認されるとともに、極く近辺に「西」「東」「惣達」といった姓を名乗る家がある（またはあった）ことが明らかであり、少なくともある時期に一帯が弥勒寺の都甲荘支配の一つの拠点としての役割を果たしたことをほぼ実証することができた。

このことは、この種の調査を実施する上で、個々の遺跡の性格や構造を、事前の周到な資料調査に基づく目的意識的な学術調査によって明らかにするという考古学的手法が、荘園村落遺跡の解明の方法として極めて有効な武器となることを示したものと考えて良いだろう。この点が、田染荘調査で行われた圃場整備事業に伴う上野条里地区の事前調査の成果の性格と大きく異なる点だといえよう。

次いで都甲荘調査に於ける第二の新たな調査視点は、荘域内に所在する多種多様な文化財の現況把握とその科学的保存への対策という問題意識を調査計画の中に明確に位置づけた点である。一例を挙げれば、ここ近年、大気汚染、酸性雨といった地球全体を取りまく環境の変化に起因する石造文化財等の劣化の現状を調査し、将来的な保存に向けての対策を研究するという方向性を打ち出したこと、あるいは、無住の堂宇や岩屋に安置されて劣悪な条件下にある木造仏等の朽損に対して緊急なケアを施すことなどは極めて重要な意義をもつものといわねばならない。こうした各種の文化財の保存が効果的に果せれば、それは後に述べるように村落の過去と未来を継ぐ一法となり得ると考えられるからである。

このように、都甲荘の調査に於いて新たに導入した調査方法が調査成果全体の中でかなりの役割をはたしたことは疑いないことであり、今後行われるこの種の調査にあっても常に新しい調査方法の試行が積極的に為されるべきであろう。

さて、多方面からのアプローチによって遺跡の性格、価値が確認されたならば、当然の帰結として遺跡を如何に保存すべきかという極めて重要な命題が検討されねばならない。この点について、筆者は、かつて、史跡指定といった既成の遺跡保存にとらわれず、生きた耕地・生きた歴史環境を一体的、動態的に保全するための新たな保存理念の樹立の必要

性について提唱したことがある。すなわち、荘域内の拠点地域を、當農が続けられる水田をも含めて、伝統的村落景観保存地区といったような新しい制度を設定し、生きたままの遺跡を保存するというものである。

それは、遺跡の核の一つが農耕地であるという広域水田遺跡が避け難くもっている性格を考えたからであり、遺跡の保存が農村の活性化、再生に連動するかたちで為されなければならないと考えたからである。

都甲荘の調査では、遺跡の保存・顕彰についても調査中から多くの試みが為されている。それは、遺跡の意義・価値についての勉強会、見学会、合同調査等地域の人々への積極的なアプローチである。その結果、地域住民の中に、地域の歴史を学び、その遺産を継承し顕彰しようという組織が結成され、意欲的な活動を開始したのである。

こうしたアプローチの成果は、長年の間途絶えていた大力区十王谷(ジョンダニ)の子供鬼会が昭和六三年度に復活したことにもあらわれており、子供鬼会のような祭礼行事の復活は遺跡の保存そのものであると同時に、その再生を成し遂げたといっても過言ではないだろう。

地域の人々にこのような活動が生まれたことは、ある意味で今回の調査の重要な成果であり、荘園村落遺跡の調査と保存について、地域住民との関わりが今後ますます大きな位置を占めるべきであることを示唆するものである。

圃場整備事業が進行する中で、遺跡の全体的な保存は、今や不可能と考えられ、特定の地域の保存に留まらざるを得ないが、都甲荘の場合、居館跡等が発掘された払田地区、長安寺を中心とする加札川地区、天念寺を中心とする長岩屋地区等の中の一定地域に収斂せざるを得ないであろう。そして、一定地域を単に凍結的に保存するのではなく、「伝統的村落景観保存地区」あるいは「村落博物館」といった新しい理念によって

再生させる方向性を持たなければ真の保存とはいえないのでなからうか。

「村落博物館」を機能させ、発展させる主体者は、いうまでもなく中世のムラの歴史を担った地域住民であるが、彼らがふるさとへの生い立ちを知り、村落を取りまく一つ一つの景観にひそむありとあらゆる情報がそれと分ち難く結びついていることに価値を認め、研究者、行政等と一体となって更に価値を附加することによって始めてムラの再生につながる荘園村落遺跡の保存が現代に意義づけられるであろう。またそのような保存でなければムラにおいてのみ生き残っている歴史情報も時とともに忘れ去られ、「村落博物館」も機能しないに違いない。今後の荘園村落の調査及び保存について、地域住民との関わりを重視する所以である。

いずれにせよ、中世のムラを現代に息づかせ、伝統的な村落を今日的に再生させることは、農村の活性化につながり、過疎の歯止めについても有効な方法の一つとなるに違いない。六年間にわたった都甲荘の調査を通じて、われわれはこの事を痛切に受けとめたが、もって今後の調査の指針にしたいと考えるものである。

参考文献

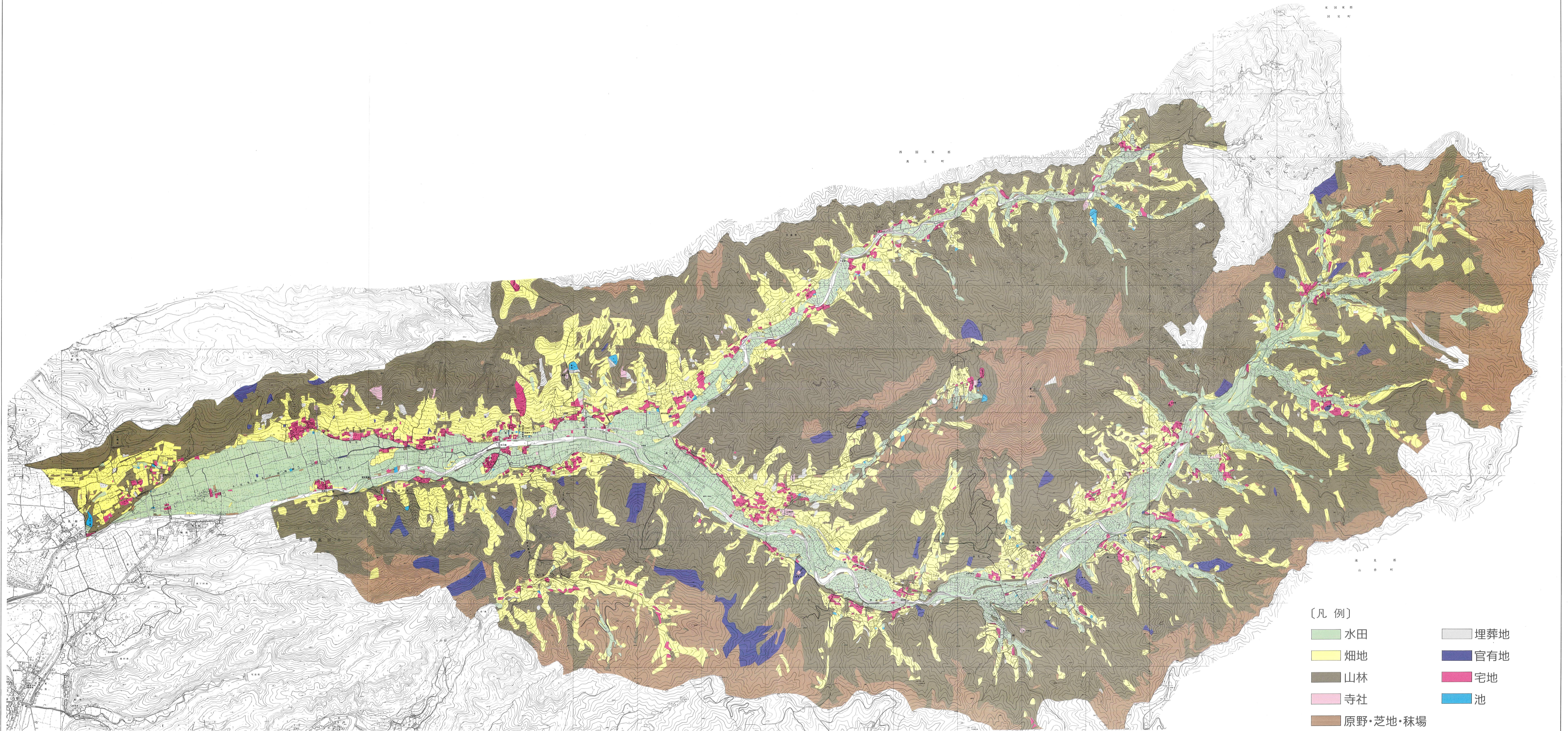
- ・「豊後国田染荘の調査Ⅰ」大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 報告書第3集 昭和61年3月
- ・「シンポジウム中世のムラと現代」大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 平成3年10月
- ・「中世の村落と現代」石井 進編 吉川弘文館 平成3年9月

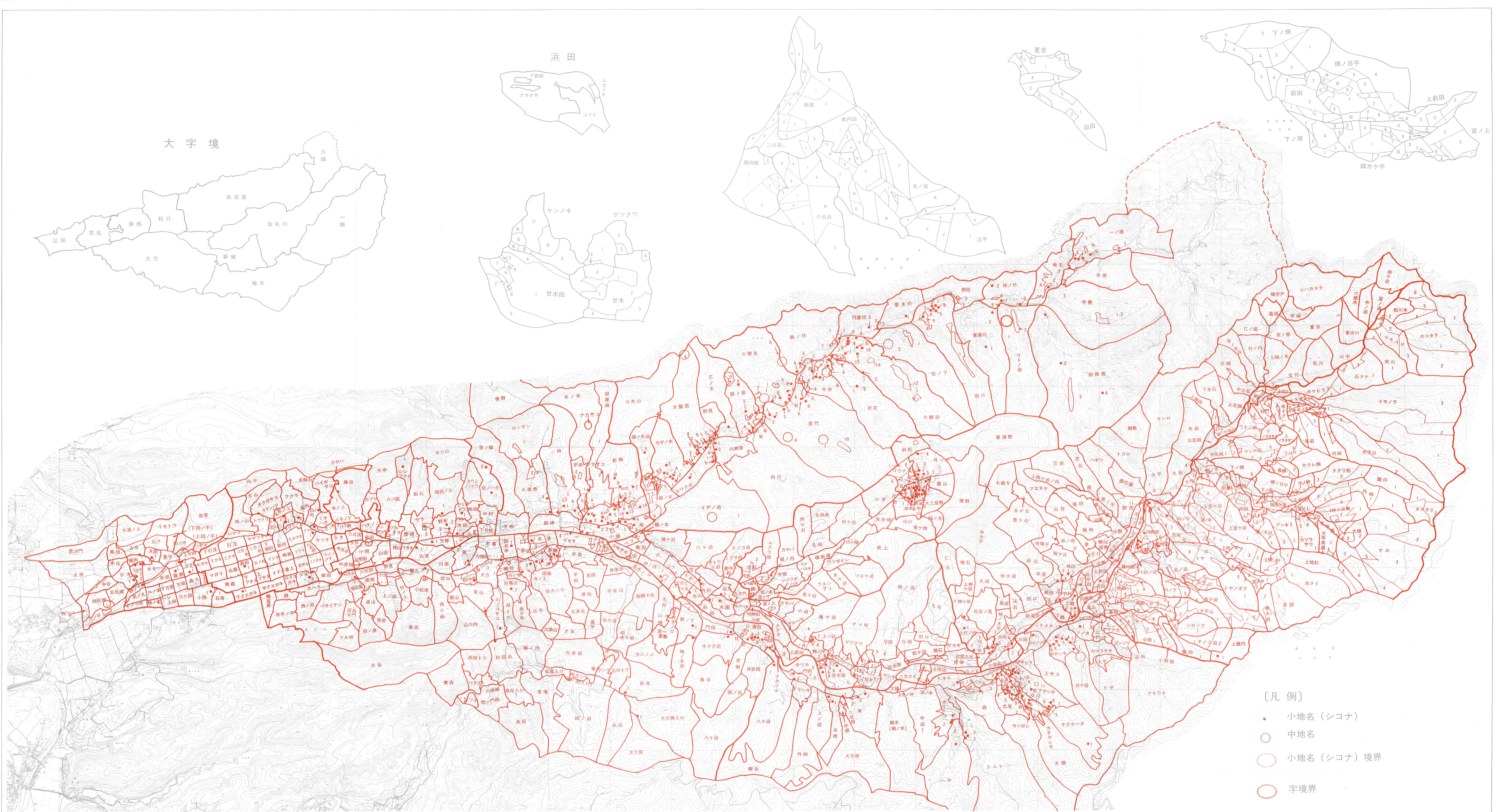
大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館

報告書第11集

豊後國都甲莊の調査 本編

発行日 平成5年3月31日
発行 大分県立宇佐風土記の丘
歴史民俗資料館
宇佐市大字高森字京塚 〒872 01
Tel 0978 (37) 2100
印刷 明治印刷株式会社
大分県宇佐市長洲607
Tel 0978 (38) 0135





- 〔凡 例〕
- 小地名 (シコナ)
 - 中地名
 - 小地名 (シコナ) 境界
 - 字境界
 - 大字境界

※小地名の番号は資料編Ⅶ章小字シコナー一覧参照。

